注意を喚起し、殊に遮次の帝國主義的戰爭の勃發によつて帝國主義戰爭の先頭に立てる帝國たる英國がこのために惱みたる以來、否應なしに世界的注意の焦點となるに至つたのである。而して世界的に食糧の生産及び配給の統制がなされるまでは、今後も尙ほ益す重大なる社會經濟上の宿題として世間の注意を愈よ惹くに至るであろう。食糧獲得の方法には、(一)自ら之を生産收得する方法(直接的獲得方法)と(二)他人が生産收得せるものを交換其他の手段によつて自己の有に歸せしむる方法(間接的獲得方法)との二がある。此二方法による食糧獲得は一個人の場合たると社會的集團の場合たるとを問はず均しく考へられ得るところにして、例へば古代ローマが屬領地より穀物を貢租として徵收したるが如き、又は今日イギリス本國が國外から多量の食糧品を輸入するが如き、孰れも特定社會が大量的に食糧を間接に獲得する諸例である。而して食糧の間接獲得方法は獲得方法として今日最も重要なるものであるが、之には交換のほか讓與、掠奪、徵發、貢租等種々の種類がある。其の或ものは往昔相當の重要性を有してゐたばかりか、今日でも戰爭其他緊急の場合に屢ば行はれるが、併し現在一般的にはさう大して重要性を有してゐない。直接獲得は之を地域的に見れば自給自足がそれであるが、之を人間對食糧の獲得關係から見れば、育成的方法と採取方法との二に大別することが出來る。育成的方法は農業の採つてゐる處であり、また養魚も之れに屬する。而して今日採取方法の最も代表的なものは遠洋漁業であろう。從つて問題を主要食糧品の獲得に限る場合採取的方法は今日殆んど問題たり得ない。故に現代に於いて最も重要なるは生産(育成)と交換との二者である。食糧の生産對消費の關係を考察するに當つては此二方法を中心問題とすればよいのであるが、今日の殆んど一切の文明國に於いて見るが如く、食糧非生産者たる商工階級と主要生産者たる農民とが明確に分裂してゐるばかりでなく、食糧品需給が專ら價格經濟の原則の下に商品的交換がなされ、其間に組織的統制がなされてゐない限り、人口と食糧との調節は甚だ重要なる問題とならざるを得ないのである。於玆乎、食糧政策(Ernährungspolitik)の重要問題としての人口食糧の調節は古來諸種の形式にて行はれ、古代のギリシアやローマ、近代の本邦農村に於いて之を見るばかりでなく、今日に於いても原始的未開民族の間に廣く行はれてゐる幼兒殺戮の如き個人の自發的行動によるもの、またアテネに於ける晩婚の慣習、我國の德川時代に於ける農民の多産を戒めたる如き支配階級の强制意思によるものがあつた。また一部國民の國外移住(移植民)の如きも人口と食糧との調節に役立つたことは疑ひない。しかし是等は孰れも消極的調節策或は食糧政策である。また交通未發達にして政治的、經濟的領域狹小なりし昔時に於いて、他地方より必要に應じて迅速に多量の食糧を搬入することは困難なりしため、例へば封建時の我國に往々之を見た「穀止め」或は今日の支那に於ける防穀令の如く、穀物を領域外に搬出することを禁じたことも亦食糧政策であること論を俟たない。他方農地の開發、耕作技術の改善等の食糧品種の改良、農作物の品種の改良、耕作技術の改善等により主要食糧品たる農作物の增產を來たすとともに、以て人口增加による食糧品需要の增大に備ふることも有力にして積極的な食糧政策である。また食糧の種類、品質の改良變化を來たすとともに、以て能率を高めしめることも同じく重要なる食糧政策と云はざるを得ず、之れがためには、料理や調味法に工夫を加へて主觀的に一般人の嗜好を變へて行くの要がある。斯く論じ來たるならば食糧政策の內容が如何に複雜であり多岐なるかが想像せられ得るであろう。然し之を經濟政策としての食糧政策に限局するならば、勸農政策、農業保險、米價調節策の如き、また社會制度を改造して一般財貨の生産分配と同樣に食糧品の生産分配に統制を加へて計畫經濟或は要額充當經濟主義を實現するが如きは主要なる食糧政策と看做し得るであろう。我が國に於いては古來、社倉、義倉、常平倉の備荒貯蓄制度が食糧政策として行はれて來たが、明治維新以來封建的經濟制度が解消して自由主義的個人主義經濟組織の伸長するに伴れ此制度は亡滅し、因年其他の特に緊急なる事態を生じたる場合を除き殆んど見るべき意識的な食糧政策はなかつたが、歐洲大戰中物價暴騰し從つて米價高騰したのを刺戟に大正七年夏米騷動勃發して以來漸く社會の注目するところとなり、大正八年七月政府は臨時財政經濟調査會を設置して、「糧食の充實に關する根本方策」に就き諮問し、其答申に基いて大正十年第四十四議會に米穀法を提出して其協贊を經たる後、同年四月米穀法を施行し、以て米穀の需給の圓滑と價格の安定とに努める一方、大正八年四月開墾助成法を公布して開墾を奬勵するあり、政府及地方自治體協力して食糧の生産增加配給調節に努めると同時に、朝鮮に於いて產米增殖を圖り、臺灣米の品質を改良して以て米穀の自給主義を遂行せんと試みて來てゐる。しかし最近に於いては朝鮮米增殖の實現と臺灣に於ける蓬萊米の發達とによつて、我國の米穀の供給狀態著しく變つて來たため、新なる食糧政策を樹立せんとして、昭和四年五月米穀調査會を設置して之を調査研究するに至つた。**參考書** 建部遯吾、食糧問題(大正十四年)。那須皓、人口食糧問題(昭和二年)。日本農業論(昭和四年)。矢內原忠雄、人口問題(昭和三年)。農商務省食糧局、主要國の食糧政策に關する資料(大正十三年)。大脇正淳、我國の米問題(大正八年)。(八木澤善次)

食料品工業 〔食料品工業の種類〕食料品工業の範圍については、我が工場統計は次の如き事業を包含せしめてゐる。釀造業(和酒、麥酒、洋酒、醬油、味噌、酢の釀造)、精穀、製粉業、製糖業、菓子、麵麭製造業、罐詰瓶詰製造業、畜產品製造業、水產品製造業、製茶業、清涼飮料製造業、製氷業其他の雜食料品工業等卽ち之である。是等の業種はそれ〴〵種類の異るに從てその發達の年代、及び程度

を異にしてゐる。〔生産形態〕元來我が食料品工業は主として家內工業的小規模經營に由つて營まれて來た業種多く、其の機械工業に轉じたのは比較的最近の事である。尤も、麥酒釀造業の如く機械生産として始めから輸入され日淸戰前に相當の發達を見たものもあるが、他の大部分は手工業的每戶生産によつたものである。その內比較的古くから機械生産化したものは製糖業、製粉業等で之等は日露戰爭を劃期として機械生産に轉ずるに至つた。其の他の業種の多くは、大體に、歐洲戰爭を劃期として、在來の手工的生産を脫して機械工場生産化したものである。併し、食料品工業全體から云へば未だ小規模の工場生産乃至家內工業生産がその過半を占めると云つてよい。蓋し、我國の加工食料品の需要は、その範圍未だ尠く、ために、大規模生産にまで發達する餘地が少いのであつて、たま〳〵大規模生産化せるものは、輸出販路のあるものか、乃至は、初めから工場生産でなくては生産し得られざるものに主として限られるからである。いま試に昭和元年の工場統計に徵すれば、職工五百人以上千人以下を使用する工場は、催に麥酒釀造二工場、菓子製パンに四工場、其他雜業合計十六工場を有するのみで、百人以上五百人未滿に於ては總計九十七工場を占めて居るに過ぎず、五十人以上百人未滿に至つても猶ほ百九十六工場を算出するに過ぎない。所が三十人以上五十人以下は三百八十一工場を示し、十五人以上三十人未滿に於ては千四百六十八工場、十人以上十五人以下は千七百四十一工場を算し、更に五人以上十人未滿は實に六千四百十七工場の多數を占めてゐる。かく食料品工場總數一萬三百工場中、七割迄は五人乃至十五人の職工を使用してゐる小工場である。〔生産額〕併し乍ら是を我國製造工業總產額中に占める割合を見ると、必ずしも輕視することは出來ない。例へば、同じく昭和元年の工場統計に由ると食料品生産額は合計十二億五千萬圓で、紡織業の二十八億七千萬圓に次ぐ多額を占めてゐる。卽ち我國製造工業總產額七十一億五千萬圓中一七%を占めて居る譯だ。更に食料品工業中に占める各食料品業種の位置を其の生産額に就て見れば、先づその主位を占めるものは釀造業(主として酒類)で五億圓、次は製氷の約七千萬圓、第三は製粉の一億四千萬圓、其他は飮料、製茶、罐詰各々二千萬圓內外、畜產、水產は極めて僅少である。〔貿易上に占める位置〕以上各種食料品生産の大部分は內地日用品として消費されるが、精糖、麥酒、製粉、製茶、罐詰等は、每年相當の輸出を見て居る。例へば昭和二年に就て見ると、精糖は二千八百萬圓で第一位を占め、製粉は一千五百萬圓、罐詰は一千萬圓、麥酒は七百萬圓を輸出してゐる。**參考書** 日本產業史。(高橋龜吉)

食糧問題 人口はかくの如く增加する、耕地はこれだけしかない、これからはどれだけの食糧しか生産出來ない、だから吾人は戰爭をして土地を獲得するか、工業を盛ならしめてその生産物と交換に外國から食糧を買ふか、移民を送り出して人口の壓迫を減ずると共に之を植民地に移して食糧の生産に用ゐなければならないといふのが所謂食糧問題の構想である。然しこれは經濟的機構を無視した、人口と食糧との大まかな對比から出發せる考であつて、現に一部の人に迫りつつある飢饉の問題に對する何等かの解決を玆に見出さんとするならば夫は大なる謬である。然し又問題其ものの檢討に於ては千四百六十八工場、十人以上十五人以下は千七百四十一工場を算し、更に五人以上十人未滿は實に六千四百十七工場の多數を占めてゐる。かく食料品工場總數一萬三百工場中、七割迄は五人乃至十五人の職工を使用してゐる小工場である。〔生産額〕併し乍ら是を我國製造工業總產額中に占める割合を見ると、必ずしも輕視することは出來ない。例へば、同じく昭和元年の工場統計に由ると食料品生産額は合計十二億五千萬圓で、紡織業の二十八億七千萬圓に次ぐ多額を占めてゐる。卽ち我國製造工業總產額七十一億五千萬圓中一七%を占めて居る譯だ。更に食料品工業中に占める各食料品業種の位置を其の生産額に就て見れば、先づその主位を占めるものは釀造業(主として酒類)で五億圓、次は製氷の約七千萬圓、第三は製粉の一億四千萬圓、其他は飮料、製茶、罐詰各々二千萬圓內外、畜產、水產は極めて僅少である。〔貿易上に占める位置〕以上各種食料品生産の大部分は內地日用品として消費されるが、精糖、麥酒、製粉、製茶、罐詰等は、每年相當の輸出を見て居る。例へば昭和二年に就て見ると、精糖は二千八百萬圓で第一位を占め、製粉は一千五百萬圓、罐詰は一千萬圓、麥酒は七百萬圓を輸出してゐる。**參考書** 日本產業史。(高橋龜吉)

食糧問題 人口はかくの如く增加する、耕地はこれだけしかない、これからはどれだけの食糧しか生産出來ない、だから吾人は戰爭をして土地を獲得するか、工業を盛ならしめてその生産物と交換に外國から食糧を買ふか、移民を送り出して人口の壓迫を減ずると共に之を植民地に移して食糧の生産に用ゐなければならないといふのが所謂食糧問題の構想

一八六一——一八七〇	五一	一		
一八七一——一八八〇	五一	〇		
一八八一——一八九〇	三五	四		
一八九一——一九〇〇	二八	三		
一九〇一——一九一〇	二九	一一		
一九一一——一九一四	三三	三		

これを以て工業の利潤は殆し、勞働賃銀への壓迫は一時なりとも輕減される。地主は農業技術の改良と追加投資とによつて辛うじてその地位を守ることが出來る。只最もみじめなのは農業勞働者であつて、彼等は全壓力を擔はねばならない。かくの如くして農村を逐はれる農民の一部は都會に出でて勞働者に加はり、一部は移民として海外に出かける。十九世紀初葉以來歐洲移民が大流出を續けて居るのはこのためであつて、一八一六年から一八八八年迄の間に既に二千七百萬人の移民が歐洲から出たと推算されて居るがその過半數は農民であつたと見てよかろう。又一方に於て資本は新開地に農民を誘引する。抑も穀價引下は新らしい農業地帶からの競爭を俟つてはじめて效を奏する。その爲めには自國の輸入關稅が撤廢されることを要すると共に、運輸機關が發達し、新地帶の農業が改良されることを要する。然るにあたかも資本主義國に於ては是等の要求を進んで充たさんとする巨大な力が別途に蓄積されつつある。それは卽ち重工業と銀行資本の發達であつて、ひたすら膨脹せんとする重工業は玆に絕好の販路を見出し、利率低下に苦しみつつある銀行資本は玆に絕好の投資部門を見出す。これ等生産機關の完備はその地帶に於ける農業に高率の利潤を生ぜしめ、これが舊農業地帶の農民を吸引するのである。かくの如くして英國の資本は一九一一年にカナダに三億七千萬磅、北米合衆國に六億九千萬磅、アルゼンチンに二億七千萬磅、濠洲に三億磅が投ぜられて居り、フランスの資本は一九〇二年に於て、北米に五億乃至十億法、中米及南米に二十五億乃至三十億法が投ぜられて居り、ドイツの資本は一九〇六年に於てカナダに一億五千萬マーク、合衆國に四十九億マーク、アルゼンチンに九千萬マークが投ぜられて居た。此等の投資の目的たる最大部門は鐵道であつて、これが新農業地帶に延長されるに從つて、移民をそこに送り込んでは穀物をそこから運び出しつつ、母國の經濟圈内に入れて行くのである。かくの如くして一九一三年に、カナダは四十萬の移民を收容して三千五百萬キンタールの小麥を輸出し、合衆國は百二十萬の移民を收容して三千七百萬キンタールの小麥を輸出し、アルゼンチンは三十六萬の移民を容れて二千八百萬キンタールの小麥を輸出し、濠洲は十四萬の移民を容れて千百萬キンタールの小麥を輸出して居る。以上の如き資本の推し出す作用と、引きよせる作用とによつて舊農業國の農業は必然的に新農業國に轉向され、玆國に於ける耕墾は疾く淺くなり、國民の食糧を自給しなくなるのであつて、單に新大陸の農業が廢れたと見、或は歐洲農民の海外發展によつて新大陸の農業が起つたと見るのは何れも一面觀にすぎないのである。歐洲諸國は相次いで穀物輸入國になつたが、ドイツに於ては一八七〇年代に於て急激なる轉化が起り、ロッシアー等によつて國民の經濟的獨立の爲めに東ドイツの内國植民、ドイツ移民によるアフリカ植民地の開發等が提唱され或程度に實行されたが、結局ドイツの農業は北米に轉向され、本國農村の疲弊は救ふことを得なかつた。ロシア及ルーマニアは歐洲に於ける小麥の二大輸出國であつたが、外國資本によつて養はれた資本主義が次第に農民を追放し小麥輸出額は漸減しつつあつた。我國に於ては國民の主食物は米であつて、一般に內地米に對する需要が增加し又米輸出國が少く、その競爭を受けることが弱いといふことが、產業資本の要求する樣に米價を低下させない。これが產業資本に依て產米增殖が計畫される所以である。又他の一面に於て日本の農業は前述の如くして徐々に壓迫されて居るにも拘はらず、轉向さるべき農業地帶が乏しいといふことが農業者をして食糧自給農業保護を叫ばしめる。以上の如くして國民全體を如何にして養はうかといふ形で提出される食糧問題は穀價を中心とする產業資本家と地主との鬪爭の反映なのである。（平井鎭夫）

徐謙　江西南昌の人。前淸の進士で、官界では一九〇六年來專ら司法の職に在つた。一九一六年司法部長となつたが、翌年黎元洪の國會解散に反對し、其の實行前に辭職した。廣東軍政府なるや孫文に招かれて其の秘書長となり、パリー講和會議には非公式委員として參加。一九二三年廣東大理院長となり、國民黨改組とともに中央執行委員となる。一九二四年末孫文と前後して北上。國民外交代表委員として盛んに活動し、常に民衆運動の中に反軍閥、反帝國主義の宣傳に從ふ。馮玉祥とよく、彼れと勞農大使館との連絡に重要な役割りを務めて居た。一九二五年、華俄大學校長となつたが、翌年の三月十八日事件（民衆運動と執政府衞兵の悲慘な衝突）後委を消し、馮と前後モスコウに去る。後廣東に歸り司法部長となり、南京武漢對立の當時、國民黨の左派として武漢に活動。武漢政府瓦解後一旦モスコウに亡命したが、間もなく歸來し馮玉祥の下に在り。タリスチヤンとして聞ゆ。歲五十八。（鈴江言一）

職權濫用　(Misbrauch der Amtsgewalt)　職權濫用とは國家の機關として一定の權限を附與せられてゐる官吏其他の公務員が、その地位に屬する權力を不法に行使することを云ふ。職權濫用の行爲の主體は官吏公吏を始め國家又は公共團體の直接又は間接の委任に依つてその機關として行動をなしうる者卽ち刑法に所謂公務員一般に及ぶのである。職權濫用の行爲の前提としては第一に官吏其他の公務員が自己の權限內の事項を處理することを舉げなければならない。官吏其の他の公務員が自ら意識してその權限に屬しない事項を處理する場合は權力の濫用（Gewaltmissbrauch）たるに止まり職權濫用の行爲ではない。從つて職權濫用の行爲は國家の行爲としては有效たるを失はないが

唯その機關の地位に在る者が個人としての責任を生ずるのである。之に反して權力僭稱の場合にはその行爲は國家の行爲として無效であり行爲者は個人として通常の犯罪に該當するにすぎない。職權濫用の前提の二は官吏其他の公務員の行爲が法規に違反することである。この要件に於ける法規は國家と國民双方を拘束すべき嚴格な意義に於ける法規に止まらず、官吏其他の公務員の服務規律又は訓令をも包含するのである。職權濫用の行爲の認定は行政法的見地と刑法的見地とにより異なる。行政法上の見地に立てば客觀的に見て違法に職權が行使せらるる場合には職權濫用として取扱ひ、行爲者に對しては懲戒法上の責任を問ふことを得る。これに反して刑法上の見地に立つて職權濫用の行爲が犯罪となるためには、客觀的に職權の濫用あるに止まらず行爲者の故意あることを要するのである。行政法上職權濫用の行爲として取扱はるべき具體的內容について纏つた法規はない。從つて之を知るには官吏其他公務員の職務を規定する個々の行政法規の內容を檢するの外はない。刑法は職權濫用の行爲が犯罪となる場合を規定して、先づ一般的職權濫用の行爲として「人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フヘキ權利ヲ妨害」する行爲を擧げ（一九二條）、更に裁判、檢察、警察の職務に關係する者について特殊の職權濫用行爲を定めた（一九四、一九五條）。この他行政法規に於て一定の職權濫用の行爲を犯罪とする場合がある。所得稅法に於て所得の調査又は審査に當つた者の秘密漏洩の行爲に對して罰金刑を課するが如きその一例である。職權濫用の行爲に對して行爲者は右に述べた懲戒法上及び刑法上の責任の外第三者に加へた損害に對して民法上の賠償責任を負はなければならぬ場合もあろう。**參考書**　行政法教科書中の一官吏の責任一の部分。刑法教科書中の「瀆職罪」の部分。（杉村章三郎）

ジョッフラン　(Joffrin, Jules 1846—1890)　一八四六年、フランスのオーブ縣に生れた機械技師。彼は一八六九年パリーの機械技師組合會議所の創設者である。コンミューンの基動に參加して英國に亡命したが、フランスに歸還してからは勞働黨の創立に盡力し、パリーの實行派社會主義市參事會員に選ばれて再選を續け、一八八九年に代議士となる。**參考書**　Grand Dictionnaire socialiste du Commerce, de l'Industrie, de la Finance, de la Politique et de l'Administration (Paris-Morel). (風早八十二)

所得　(Einkommen)　所得とは、一經濟目的の爲めになす一個人に新らたに歸屬することころの・勞働により新たに附け加へらたる・年生產物または年生產物價値を言ふ。卽ち、その個人のその期間中の純收益（Rein Ertrag）で、通常不斷に繰り返へさるる性質をもつ。年生產物または年生產物價値は消費せられたる不變資本の價値を補償する部分の外に、新たに勞働によりて附け加へられたる部分をも含む。後者は可變資本を代表する部分と、剩餘生產物または剩餘價値とに分かれる。すなはち、所得はまづ、可變資本を代表して勞働力の價格として勞働者の手中に入る勞賃と、實現されたる剩餘價値のうち、資本に基いて資本家の手中に入る利潤と、土地その他の自然物の所有に基いて土地所有者その他に歸する地代とに分かれる。勞働によりて新たに附け加へられたるすべての年生產物または年生產物價値は、その勞働を通じまたはその所有物を通じて直接生產に關與する資本家、土地所有者、勞働者の三階級の手を通して歸屬し、その他の階級へはこの三階級の所得、すなはち、資本利潤、地代、勞賃を本源的所得と稱し、その他の階級の所得を派生的所得と稱する。派生的所得の泉源は本源的所得の基くところは勞働にある。かくてすべての所得の泉源は勞働によるもので、「利潤は資本の用益に、地代は土地の用益に、而して勞賃は勞働の用益に」と言ふ俗說の許すべからざることは明らかである。まづ利潤を見よう。勞働者は生產行程において剩餘價値または剩餘生產物を生み出す。この生產物は各資本家が社會的總資本の上に占める持高に比例して、それぞれの間に分配される。かくして、剩餘價値は資本の有に歸する平均利潤として現はれる。而してこの平均利潤はまた企業利得と利子とに分割されて、種類の異つた資本家の手に歸する。卽ちも前者は產業資本家たる企業者に歸してその所得となり、後者は前者に貨幣を貸付くる貨幣資本家の有に歸して、その所得となる。所得の第二の種類である地代は、土地その他の自然力の所有者に土地その他の自然力の所有に基いて歸屬する生產物部分である。その成立の性質上、差額地代と絕對地代とに分かれ、その緣由する自然對象の何なりやに從つて、農業土地地代、鑛山地代等々に分かれるも、いづれも剩餘勞働の一部分を現はすものである。所得の第三の種類の勞賃は、勞働者の勞働力の代價として、彼に歸屬するものである。これは資本の可變部分と相等しきもので、勞働者が自己の勞働力の價値を再生產するところの生產物、または價値部分である。而して勞賃が生產物の形を以て歸屬するとき實物勞賃と呼ばれ、貨幣を以て支給されるとき貨幣勞賃と呼ばれる。所得の各々の高さが何によりてきまるか、およびその高さに影響を及ぼすべき原因は何であるかについては、所得の各部分を論ずる際に述べらるべきことであるが故に、ここでは取扱はぬ。所得の分類について一言すれば、前述したる本來的所得と派生的所得との外に、總所得と純所得とが重要なる役割を演ずる。總所得とは、前貸されて生產上に消費された資本を代置する總生產物中の價値部分、および、その部分によつて代表される生產物部分を控除した後に殘るところの、總生產物中の價値部分および剩餘價値によつて代表せられる生產物部分のことである。言ひかへれば、勞賃と利潤と地代との和である。これに反して純所得は剩餘價値であり、勞賃を控除した後に殘る剩餘生產物である。而して國民的所得といふときには、勞賃、利潤、地代の和をさし、從つて總所得と同じものを意味する。總所得と純所得とは以上の如くであるが、年生產物價

値をすべて所得とみることは、如何なる點からも許さるべきことではない。けだし生産物價値と所得となるべき新たに勞働により附け加へられたる勞働生産物價値とは異なるもので、前者は消費されたる不變資本の價値と可變資本たる勞賃の價値と剩餘價値とよりなるに反し、後者は、消費されたる不變生産物價値を含まぬが故である。すなはち所得は年生産物價値中の一部分であり、後者は所得の外に消費されたる不變資本の價値を含むものである。**參考書** K. Marx, Das Kapital, III. 2.（山口正吾）

所得稅 (Income Tax. Einkommensteuer) 所得稅はその稅源も課稅物件も「所得」であるところの租稅である。從つて其は收入を受ける人に卽した人的な租稅であるが、封建時代の人頭稅的財産稅 (Taille personnelle) とは異る。資本家社會發達の初期に於ては、封建領主若くは專制的絶對君主の恣意的絞取に對する反動として物的客觀的標準による課稅を必要として收益稅が生れ、また支出を標準として課稅する消費稅が生れたが、純粹に所得を標準とし、所得を直接に課稅する所得稅は、其後の資本家社會の發達に伴つて發達したものである。租稅は國民の所得より徵收すべきものであつて、原則として資本を侵すべきものではないと云ふのが現代一般財政學の通說であるが、これ租稅の原則—言ひ換へれば、租稅の上に立つ國家權力が、產業資本の生產及び再生產の運動に從屬せしめらるるに至つたことを意味する。そしてこのことは、また、資本家國家に於ける所得稅徵收—それが如何に高度累進的であつても—の客觀的限度を擧示してゐる。卽ちそれは絶對に蓄積さるる剩餘價値部分を侵し得ないと云ふことである。蓋し、資本家國家は概ね直接には不生產的支出をなすものであるが故に、資本家から蓄積の可能性を奪つてしまふ程に剩餘價値の大部分を要求するならば、社會的蓄積一般は停止してしまふであろうから。この近代的所得稅は、一八四二年イギリスに於て設定せられたのを最初として、爾來諸國の對物的租稅に次第に置き代へられるに至つた。卽ちわが國に於ては明治二十年（一八八七年）所得稅が創設せられ、プロイセンに於ては從來收益稅補完のために設けてゐた階級稅 (Klassensteuer) が一八九一年に至つて一般所得稅に轉化し、アメリカ合衆國に於ては一九〇九年の會社所得稅に端を發し、一九一三年憲法改正を行つて個人所得稅を創設し、フランスまた遂に一九一六年に至つて、その長き物稅の原則に代ふるに源泉別並びに綜合所得稅を設定した。ドイツに於ては一九二〇年之を設定した。所得稅の徵收方法には、所得をその生ずる源泉に於て把握する源泉課稅 (Stoppage at source)と、歸屬者たる個人に於て一括課稅する綜合課稅法との別がある。この兩者は、また、所得稅そのものを一般所得稅 (allgemeine Einkommensteuer) と特別所得稅 (spezielle Einkommensteuer) とに分つ。所得稅はその本質に於て綜合的に課稅さるべきものであり、從つて一般所得稅たる性質を有するものであるが、この一般的所得稅は比較的最近に於て確立せられたところのものである。卽ち、所得稅の故國イギリスに於ては五種の源泉によつて分れた特別所得稅のみが久しく行はれたが、一九〇九年に至つて之等各種の所得稅の他に附加稅として綜合所得稅が初めて設けられたのである。其他の諸國に於ては、所得稅が收益稅の反動として比較的後れて導入せられた關係上、最初から綜合的性質を多分に有し、收益稅が次第に特別所得稅化しつつあるのである。所得稅が物稅に比して長所を有すると言はれて居る點は、(一)免稅點を設置して最低生活費用を免稅し得ること、(二)例へば同居者中老幼不具廢疾者等あるに應じて一定額を所得額より控除し（我國）、又配偶者の有無に依つて考慮を加ふる（イギリス）等種々の個人的事情を斟酌し得ること、(三)勤勞所得と資產所得とを區別してこの兩者の差別的課稅率を適用して大所得重課の目的を達し得ること等であるが、之等の長所は一般所得稅に於て初めて充分に發揮し得るものなることは言ふ迄もない。最後に、收稅者たる國家の側に於て、所得稅は稅率を自由に變動して所謂收入の伸縮力を發揮し得る便宜があるとなされてゐる。我國の所得稅は明治二十年に創設せられ、其後屢ば改正あり、現行所得稅は大正十五年に制定せられたものである。三種に分れ、第一種所得稅は法人所得に課稅し第二種は公債社債銀行預金利子貸付信託利益配當等の資本利益をその源泉に於て課稅し、第三種は第二種に屬せざる個人所得に課稅する。勤勞所得及び老幼不具者等に對する特別控除が認められ、免稅點は最初の三百圓から一千二百圓となり、且つ超過累進稅率が適用せられてゐる。明治三十年に於ける我國の所得稅額二、〇九五千圓（租稅總額の二・一%）なりしもの、昭和三年度實行豫算に於ては二一、三七五千圓（租稅總額の二三・四%）となり物稅收入の根幹をなすに至つた。政友會內閣の地租及び營業收益稅委讓政策は、更に所得稅改正によつてその收入減を埋合せんとしてゐる。**參考書** Seligman, Income Tax. Einkommensteuer (Handbuch der Finanzwissenschaft, Zweiter Bd.)（三宅鹿之助）

庶民會 (Comitia Tributa) 羅馬時代に、貴族と庶民との權利の懸隔が著しく、兩者間不公平のことが多いといふので爭の起つたことがある。その際に設けられたもので、庶民の公務に關することは何事によらず一切これによつて議せられた。庶民會では、人民の屬する二十一區（市內部四區、市外部十七區）各々一票の權利を有し、一區內は多數決に依つた。この區の數は羅馬の擴大するとともに多くなり、後には三十五區にもなつた。庶民會は勿論庶民の爲めに設けられたものではあるが、後には貴族も亦これに出席するやうになり、又その決議は次第に法律として十分の權能を有するやうになつた。（川原次吉郎）

庶民金融 庶民とは、寧ろ餘ならざる人々といふ程の意味でその範圍は確定さるるを得ないが、大體月收二百圓乃至

二百五十圓を標準とし、我國人口の八割以上を占めて居るものとされる。その負債額は百億圓以上と推定されるが、**銀行**、預金部、保險會社等の金融機關はむしろ彼等から零細な資金を吸收するのみで、之に融資をなさず、庶民階級は止むを得ず不健全な金融機關により、高利の融資を得て居る狀態であつて、國民貧窮化の傾向著しき折柄その改善は緊急事とされる。現在我國に於ける庶民金融の機關は次の如きものである。(一)貯蓄銀行。庶民階級の零細な預金を取扱ふものであるから、預金者保護の必要上、銀行の組織、資金の運用等特に堅實なるを要し、貯蓄銀行條例によつて種々の制限を受けて居るものであつて、大正十四年には行數一三三、拂込資本總額五二、〇〇〇、〇〇〇圓であつて、約八〇五、〇〇〇、〇〇〇圓を庶民階級から預かつて居るが、その大部分は有價證券に投資し、又は銀行に預けたりして居て、庶民階級に貸付けて居るのは一五五、〇〇〇、〇〇〇圓に過ぎないと見られる。(二)信用組合。ドイツの協同組合にならつた非營利的・相互扶助的金融機關であつて、產業組合の一種として政府の保護を受けて居るものであるが、大正十三年に於ける組合數は、他と兼營せるものも含めて、一二、八六四個、組合員數二、九二八、四一八人で、その拂込出資額一一、五二二、一八六圓、積立金四九、三五六、二七九圓を有し、貯金五二五、二八三、〇一九圓を預り、之を組合員に融通して居る。(三)質屋。最近內務省社會局の調査によれば、質屋數は一萬七八千戶あり、その入質口數二四、五二三、〇〇〇餘件、貸出總額一五五、八〇〇、〇〇〇餘圓で一口當り貸出し六圓三十五錢であつて、これに對して平均年三割六分の利子を取つて居る。大正元年頃からは公益質屋が出來はじめ、大正十四年には全國に、縣營一、市營一一、町村營一七、其他一二、合計四一あり、一、一四一、四六七圓を貸出して居る。利子は大體に於て月二分以內で、庶民のためには最も好ましい施設である。政府も昭和二年四月から公設質屋法を實施し、それに基いて、建設費と諸設備費の半分を國庫から補助し、一方に於て大藏省預金部からも低利資金を融通して之を助成することになつた。(四)金貸業。大藏省主稅局の調査によると大正十四年三月末に、金錢貸付業として稅金を納めて居る者が七萬六千二百餘人で、その中前記一萬七千八百五十二人の私營質屋を除けば殘り五萬八千三百五十九人は所謂金貸業で五億七千七百二十數萬圓を貸付けて居ることになる。利子は日步三十七錢が普通だといふ。(五)無盡講（頼母子講）冠婚葬祭等の爲めの相互金融機關として津々浦々にも普及し、全國に亘るその給付契約金額は、少くも十數億と推定される。明治四十二年頃から營利無盡會社が陸續出現し、各種の弊害を伴なつたので、政府は大正四年無盡業法を發布してその監督をなすことゝした。大正十四年末に於ける全國無盡業數は二四〇、公稱資本金二、三八八圓で、その給付契約高四八三、二七六、(六)問屋、卸賣商及仲買人。小工業者、小商人等は原料、肥料、器具、商品等の買入れに銀行等を利用するを得ず、問屋、卸賣商、仲買人等から融資を受けて居るのであるが、之については據るべき統計がない。(七)簡易生命保險。瀕信省の簡易生命保險は資金收散の方面より見るも、又資金の運用狀況より見るも、立派な庶民金融機關である。昭和元年十二月末現在、加入件數九、四八九、〇〇〇、保險料六、八五四、〇〇〇圓であつて、その積立金は逓信大臣の管理に屬し、保險契約者に貸付をなす場合を除く外は、簡易生命保險積立金運用委員會に諮問をなして公共の利益の爲めに運用することになつて居り、昭和元年三月末現在積立金九三、二〇一、〇〇〇圓の約五割三分、卽四九、六九七、〇〇〇圓は運用貸付として諸種の社會事業に貸付けられて居る。**參考書** 小林丑三郎、庶民金融談（大正三年）。大藏省銀行局編、庶民銀行概觀（大正六年）。前田肇一、庶民金融（昭和二年）。（平井鎭夫）

初夜權 (Jus Primae Noctis) 初夜權とは、婦人が結婚するに當り、新夫より先に、新夫以外の男子が、新婦の貞操を試嘗する權利のことである。これは、すでにヘロドトス、ストラボ！(Herodotus, Strabo) 等の史書に記述され、歷史以前より各國に行なはれ、最近に於いても未開族の中にこれを行なふものがなほ殘存してゐる。初夜權發生の當時に於いては、一種の宗教的意義を有し、從つて、その試嘗者も祭司、僧侶等であつた。それ以後に至り、權力者たる領主、地主、君主等がこれを强制的に行つた。中世封建時代に於いては、隷農に對する領主の權利の中にこの初夜權の存せしことは、經濟史の傳へるところである。我國に於いても、日本書記、類從三代格等の記述、各地方の傳說、旅行記等によつて、この制度又はこれに類似する制度が、行はれたることを知ることが出來る。近世に於ける身代金または水揚げと稱する花柳界の風俗は、この初夜權と何等かの關係あるべきか。男子に對する女子の初夜權なるものなし。思ふに父權時代以後の權利と想像される。**參考書** 二階堂招久、初夜權。K. Schmidt, Jus Primae Noctis. Veuillot, Le Droit du Seigneur au moyen Âge.（石濱知行）

所有 (Possession. Besitz. Possession) 所有を經濟學者は多く財產と不可分のものと理解してゐる。例へばモルガンは「古代社會」に於て財產所有の經濟史的研究を試み、「遂にこれ等の富は、民衆に對して、支配しがたき權力となつた。人間の精神はそれ自身の創造物の前に途方に暮れ且つ魅惑されて佇んでゐる」と云つてゐる。エンゲルスも「家族、私有財產及國家の起源」に於て財產所有の觀察を試みてゐる。商品、奴隷、貨幣、土地所有等に論及し、或ひはまた「國民に賦與される權利が財產に從つて段階づけられ、それによつて國家が非所有階級に對する防衛のための所有階級の組織であることが、直接に宣言されてゐる」と論じてゐる。併し乍ら法律家は所有と財產とを區別する

もの多く、イエリングは所有と財産とを區別するかせぬかが法律家と普通人の差別だと云つてゐる。所有が權利であるか、事實であるかの問題、または物の所有、權利の所有の區別等重要である。所有の基礎では併し區々であり、ザヴィニーは「力に對して保護し、公の秩序を維持」するにありとし、イエリングは「所有者を顧慮して」と云ひ、ブルンス（Bruns）は「所有に現はれた人格の意思」にあるとなし、デルンブルグ（Dernburg）は「所有に表現された事實的社會秩序、財物の現在の分配及びそれに基く所の事實的財産狀態」に主眼點を置き、エンゲルスは所有階級の擁護にありとする。所有享思と云ふも多くの場合財物財産を所有せんとする意思を云ふのである。而しラッセルの「政治の理想」に於て物質的財、精神的財に對比し、所有衝動と創造的衝動とを區別し、最善の生活は出來るだけ多く創造衝動が働き、出來るだけ少く所有衝動が働く生活であると言つてゐる。また實際政治に於ても所有及所有の意思は保守的傾向を示し、然らざるものは進歩的推進的要素を爲す。**參考書** 西雅雄譯、エンゲルス・家族私有財産國家の起源。松木悟朗譯、ラッセル・政治の理想。Handwörterbuch der Volkswirtschaft.（佐々弘雄）

所有意思 「所有」の項を見よ。

所有權 所有權の問題は最も古い最も有名な最も重要な根本問題である。所有權は全物權の基本形態であり、所有權の保護が現代私法制度の根本目的である。所有權ほど社會狀態が經濟狀態を自己の形態の上に反映せしめるものはない。所有權は時代と共に變遷するものであり、從つて其觀念は理論的範疇に屬せずに歷史的範疇に屬するものと言はねばならぬ。故に私は所有權の史觀と、現代所有權の本質と、將來に對する展望との三點につき論ずる。**〔所有權の發展史觀〕** 古代民族が團體として定住し、其占有したる土地は之を各人に分割せずに團體の總有とした。唯垣を繞らす家屋數だけが各人の私有に屬してゐた。古代に於ては家屋敷が總ての權利關係の中心であつて、推地や牧場や森林に對する權利は人に歸屬せずに、寧ろ家屋敷に歸屬し、又總ての動產は家財として家の從物であつた。古代では人の物に對する所有關係と物の物に對する從物關係との區別がなかつた。人の物に對する所有は先づ手近な動產から成立し初めた。「相續は所有の母である」と云はれてゐるがやうに、私有權の發達のためには相續關係の推移が重要である。土地に對する利用についても最初は一定の年限が附加されてゐたが、後にはその年限が不定となり、更に其利用權が相續の目的となるに至つて、土地私有權が成立してきた。而して土地私有權の發達は所有の不平等を大ならしめ、遂に土地所有が土地支配となり、社會上及び公法上の總ての權能の源泉となつた。然るに中世の末期に於ける商工業の發達につれて、都市では貨幣經濟が行はれ、動產所有と土地所有との區別がなくなつた。殊にローマ法の絕對的無制限なる所有權の觀念が、中世に於ける物權關係の種々なる形態を排除し、整理して、其觀念を一般化したのである。**〔現代所有權の本質〕** 現代の所有權は人の自由と結合してゐる。所有權取得の自由、行使の自由、處分の自由、設定によつて一時其權能の制限を受けることがあつても、之がために所有權の本質は害せらるることなく、他日他物權が消滅し、その制限が排除されたる場合には、所有權はその彈力性により再び自動的に完全圓滿なる狀態に回復する。從つて一物上には一つの所有權しか成立しない理であり、又所有權は物に對する一般的支配の中心點として永久性を持たねばならぬから、所有權は消滅時效に係ることはない。所有權の行使又は處分を永久に禁ずる契約は無效なりとされてゐる。殊に物の所有者は遺言によつて自己の生涯を越えて物を處分することが出來る。又相續によつて所有權は無限となる。まことに現代の所有權は私法の領域に於ける唯一の支配力として輝いてゐる。現代の所有權は個人主義的な權利の中でも、最も甚しいものと言はねばならぬ。**〔將來の發展に對する展望〕** 所有權は物に對する無制限的な絕對的な完全圓滿な直接支配力であるが、然し現代の所有權は果して無制限的な絕對權であらうか。如何に所有者が處分の自由を有してゐるとはいへ、自己の所有家屋に放火した場合には放火罪によつて罰せられねばならぬ。土地の所有者は民法上の相隣權によつて種々なる制限を受けてゐる。國家は公用のために必要であると考へたときには私有權を徵收することが出來る。その他建築に關する警察法規、諸種の稅法も亦所有權の制限と見ることが出來るであろう。殊に民法第百九十二條は動產を善意に占有した者を保護し、これに所有權を取得せしめる。これは動產所有權の絕對性に對する大なる制限であると言はねばならぬ。成法の上から見ても現代の所有權は決して絕對無制限の權利ではない。況んや權利濫用の禁止の理論は所有權の內容に社會的制限を導くものであり、その本質を轉換せしめんとするものである。十九世紀の所有權が個人主義的であつたことは其當時の社會機構が個人主義的であつたことの反映である。近時の所有權が主として所有權の機能から捉へられ、所有權の放恣的行使が權利の濫用として禁止される傾向は、所有權を社會と結付け、社會信託の理論によつて把握せんとするがためである。社會連帶の思想に基き社會全體の同意が所有權者に與へられることを認めないでは、今日の所有權は考へられなくなつた。所有權は社會全體の利益と符合する範圍內に於てのみ認められるにすぎない。所有權が其作用に於いて社會と結合するにより、所有權は權利のみではなく、社會に對する義務をも其の中に含むやうになつた。凡そ人は自己が占める社會的地位に應じて、それに相應した社會上の職司を果すべき義務を負擔してゐる。富の所有者は彼が富を所有するといふことによつてのみ彼として爲すことの出來る職司を果さねばならぬ。彼はその職司を果すことを社會的に義務付けられてゐる。卽ち財を所有する者は財を有しない者の爲し能はない社會的職司を果すべき義務がある。而して彼がその義務を果す場合に於てのみ社會的に保護を受け得る。從つて財產を所有することは所有者の一方的權利ではなく、所有者としての社會的義務を遂行すべき責任が伴うと言はねばならぬ。故に又國家は所有者の權利行使に對して干涉し、監督せねばならぬ。將來所有者はローマ法の所有權とは根本的に異つた方向に向つて進展するであろう。卽ち所有權は物に對する絕對無制限的な權利ではなく、社會的に監督され管理される物の利用權となるであろう。所有權は物に對する放恣的な權能ではなく、公共の福利のために物を利用すべき社會的義務とならねばならぬやうに思はれる。（石田文次郎）

ジョンソン （Johnson, Francis 1878— ）英國獨立勞働黨の財務部長。小學教育を受けたるのみ、獨學。勞働運動に投じて、一九〇四年より十九年間獨立勞働黨の書記として健鬪。一九二三年より現職に轉じた。ケーヤ・ハーディーの研究家として名あり、「ケーア・ハーディーの社會主義」（Keir Hardie's Socialism）の著あり、現にケーア・ハーディー紀念委員會の幹事を兼ねて居る。（松本重治）

シルレル （Schiller, Johann Christoph Friedrich von 1759—1805） 獨逸の詩人、ゲーテと共に獨逸國民の尊崇の的。マルバツハに軍曹の子として生る。スツットガルトにて教育さる。一七七六年詩の天分を自覺す。一七八一年ウイルテンベルグ驅除の軍曹に任ぜらる。翌年彼の戲曲マンハイムに上場（Die Räuber である）、革新的感情に充ちセンセーションをまき起す。公爵に逮捕され戲曲執筆をやめるか、またはウイルテンベルグを退去せよと命ぜられ逃亡し、爾後彼の詩、劇の創作時代始まる。一七八八年同年結婚、一七九九年からワイマールに殘年に至るまで住んでゐた。貧困と戰ひつつ終生詩と劇作に精進した。**參考書** Die Räuber. Don Carlos. Die Verschwörung des Fiesko zu Genua. Kabale und Liebe. Wallenstein. Maria Stuart. Jungfrau von Orleans. Die Braut von Messina. Wilhelm Tell. Die ästhetische Erziehung des Menschen. Die Künstler. Die Theilung. Wallenstein. über naive und sentimentale Dichtung. シルレル傳記。（佐々弘雄）

進化論 （Theory of Evolution） 有機的自然の發生及び發展に關する神學的並びに形而上學的思惟方法に反對の科學的理論。宗教的思想が支配的であつた時代に於ては、人々は神の創造說を信じた。卽ち凡ゆる生物は、人間もまた例外ではなく、神の意圖によつて各々太初からその今日あるが如き種屬に作られたと云ふのである。これは天動說と共にキリスト教の教義を代表してゐるものであり、從つて中世の封建社會の永久性を證するものであつた。然るに中世の末期から、凡ゆる生物は、人間もまた同じく、神によつてその種屬に作られたものではなく、最初は極めて簡單なものであつたが、自然史の永い間の經過の過程に於て進化して來たといふ考が起つて來た。これは實に從來の創造說に反對するものであるが、これを科學的に基礎付けたものはチヤールス・ダーウインである。有機的自然界に於けるダーウインの發見は社會科學に於けるマルクスの發見に比せられるものである。乍然この進化の思想は既にダーウインの祖父エラスマス（1731—1801）が考へ

ゲーテも植物、動物又は人間も劣等のものから生れ出たと云ひ、ラマルクは更らにその進化の原理如何といふ事にまで及んだ。だが凡ゆる生物が總て進化の結果生じたものであることを科學的に證明したのはダーウインである。一八五九年彼は「種の起原」を出し、適者生存の法則による自然淘汰を基礎として種の變遷進化を說明した。勿論この書が世に出でや他の凡ての新しき學說と同樣に、當時の若い研究者には非常な歡迎を受けたが、老年の學者達は烈しく反對した。その後ヘツケルは生物發生の原則と云はれる個體發生と系統發生との關係を發見した。彼は更に全動物界の形態を研究し、人間の最下等の生物からの發生過程を說明し、人間と類人猿との中間物は猿人であろうと云つてゐる。これは一八七一年に出たダーウインの「人間の由來」と同じ思想であつた。かくて進化論は確立せられ更に倫理學、社會學等にも適用せられることとなつた。**參考書** ラマルク、動物哲學。ダーウイン、種の起源。人間の由來。ヘツケル、生物發生の法則。ハツクスレ、自然に於ける人類の地位。（服部英太郎）

新カント派 （Neo-Kantians. Neukantianer. Neo-Kantiens） フイヒテ、シエリング、ヘーゲル、ヘルバルト、ショーペンハウエル等はそれぞれカントから大きな影響を受け、またその多くは自らをカントの眞精神の發展者と稱しながら、その哲學を、カントによつて斥けられた形而上學にまで構成した（第一段）。しかしそれらの形而上學は自然科學の勃興によつて崩壞した（第二段）。そこで自然科學の概念を基礎とした粗笨な通俗學が跋扈した（第三段）。十九世紀中葉の哲學界に於けるこれら三段の進展に對して、一方には形而上學を、他方には自然科學主義を斥け、カントの批判主義の精神を再建し、徹底せしめようとする一派が獨逸を中心に起り、その思想の流れは現今にまで及んでゐる。それは關心の向けどころにより、また時代の前後により幾多の小分派に分たれてゐるが、總稱して新カント派

と呼ばれてゐる。アイスレルに從へば、(1)カントの先驗說の一つの確かめを感覺生理學に於いて見出だす生理學的方向、卽ち、ランゲ、ヘルムホルツ(あの有名な自然科學者)等の方向、(2)多少形而上學的にカントを解釋するもの、リープマン、フオルケルト、バウルゼン等。(3)實在論的にカントを解釋するもの、リール、キュルペ、メツセル。(4)カントに於ける論理主義先驗主義を徹底し、素材(感覺要素)を「與へられたもの」ではなくて「課せられたもの」とすることによつて二元論をも服せんとする立場、所謂「マールブルク派」、卽ちコーヘン、ナトルプ、カツシーレル等。(5)カントに於ける自然科學の基礎づけの方法を文化科學にも及ぼさんとするもの、所謂西南學派或は「パーデン派」、卽ちウインデルバント、リツケルト、クローネル、メーリス等。(6)範疇をフイクチオン卽ち「かの如きもの」(das Als-ob)として見るファイヒンゲル。(7)相對主義的にカントを把捉するジムメル等に分けてゐるが、これは極廣義であつて、この內の或もの、例へばジムメルの如きは普通これの派には數へられない。最も重要なのは「マールブルク派」と「西南獨逸派」とであり、特に狹義に新カント派といふ場合には「マールブルク派」を指すことが多い。この派はランゲの「唯物論史」(一八六六年)を先驅とし、コーヘンの精細なカント研究を中軸として認識論の各方面に最も大きな貢獻を遺した。又その或者はマルクス主義をカントの精神によつて倫理的に基礎づけようと試みた。英のグリーン、佛のルヌヴイエ達も新カント派と稱せられてゐるが、前者にはフイヒテやヘーゲルの、後者にはコントやハミルトンの見地が入り込んでゐる。尤もさういふ混在は獨逸に於けるこの派にも見られるところであるから、これによつて彼等を新カント派と呼ぶ事を必ずしも拒む必要はない。**參考書** 西田幾多郎、現代に於ける新理想主義の哲學。Natorp, Kant u. die Marburger Schule. (谷川徹三)

シンクレア (Sinclair, Upton) アメリカのプロレタリア文學者。彼は崩壞に瀕せる北アメリカ南部の貴族の出身である。九年の學校時代を圖書館で暮し、世界文學をむさぼり讀み、多くの冒險談を書き、それを雜誌 The Blue Library に發表した。その後、偉大なる小說を志して森の中に天幕生活を營んだ。自殺した若い詩人の日記體の The Journal of Arthur Stirling はこの所產である。二十五歲の時以後社會主義者となり、當時大同盟罷工のあつたバッキングタウンに出掛け、そこで七ケ月間勞働者と生活を共にし、その間に構想を得て、社會主義新聞 Appeal to Reason に寄稿したのが、有名な Jungle である。これは邦譯されてゐる。更に「石炭王」を書いた。これは西部に於ける鑛山主に對抗するI・W・Wの鬪爭を描いたものである。次の作「百パーセント」は、アメリカに於ける社會主義諸團體を撲滅するために働いてゐる探偵の生活を叙述した。Goose-Step は、アメリカの諸大學がとごとく資本家の經營になり、それの意の儘に働いてゐることを鋭く摘抉してゐる。彼の文學に對する態度は次の一句につきる。「プロレタリア作家は沈みつつある船の船客が船室にあつて美しい繪を描くことを考へる餘裕を有たないのと同じく藝術のための藝術なんて悠長なことを決して考へない。先づ陸に上ることだ。兄弟と同志とを陸に上げることだ。而して後、始めて藝術に對する時間を發見することが出來るのだ」。彼には What Life Means to Me といふ自叙傳がある。(石濱知行)

新經濟政策 (New Economic Policy. Neue Wirtschaftspolitik. Nouvelle Politique Économique) 略稱ネップ(NEP) サヴエート・ロシアに於て革命時の非常手段たりし戰時共產主義の代りに、一九二一年三月以來新に採用せられた非共產主義的な經濟政策(この政策はプロレタリア農民同盟と關連して、小商品生產たる農民が人口の多數を占むる凡ての國にとつて多分の敎訓を含むものである)。戰時共產主義は內外の反革命的勢力に對してプロレタリア國家を防衛するために不可避なる非常手段であつて、次の二つの意義を持つてゐた。(1)徵發、徵用等を以つて、資本主義的勢力の經濟的基礎を打破する事。(2)既存の物質的貯藏を革命的勢力—勞働者、軍隊等—に對して合理的に分配する事。獨立小生產者(主として農民)の一切の剩餘生產物の自由處分を禁止して、之れを强制的に徵發する戰時共產主義は、既存の生產物を分配するには適當であつたが、しかし生產力の發達にとつては極めて有害であつた爲めに、決してノルマルな經濟制度とはなり得なかつた。そこで、革命的秩序が大體回復せられるや否や、生產力の發達のために、當時のロシアにとつて最も適當なるものとして採用せられたのが新經濟政策である。この政策を初めて採用したる一九二一年三月二十三日の命令は次の如く規定した。(1)從來の農民の剩餘穀物徵發を廢止し、その代りに農民に對して見積收穫の一〇%の現物稅を課し、その他の穀物はすべて農民の自由處分に委す。(2)農民の穀物の自由處分に對應して、工業に對しても亦或程度の自由取引を許可する云々と。之によつてサヴエート・ロシアには私有財產を基礎とする經濟が、從つて資本主義的經濟が發達する道を開かれたのであるが、更に一九二一年十二月十日の命令は、二十人以下の勞働者を使用する小企業の國有を廢止して之を私人の經營に委し、次で一九二三年三月二十二日の命令は、大企業に於ても亦、利權讓渡の形式を以て資本主義的經營が許される事となつた。この利權讓渡は大した發達をしなかつたが、農業及び工業に於ける私的經營及び之に伴う私的商業は、非常な勢で發達して、最初サヴエート政府が設けた狹い制限(例へば農業に於ける他人の勞働の利用の禁止、商業資本の額の制限等)を突破した。そこで政府は右の制限の埒內に之を追込まんとしたが、それは生產力の發達に對する大きな障碍となつたので、一九

二五年に至つてこの限界を擴張した(所謂新經濟政策)。かくの如き小ブルジョア的經濟に對する讓步は何を意味するか。一九二一年の新經濟政策の實施を共產主義の放棄、資本主義への降伏なりとして反對したのは所謂勞農聯邦研究(昭和四インタナショナル派であつた。一九二五年の新經濟政策に對しても亦同樣の理由を以つて新反對派が强い反對をなした。しかしサヴエート政府は、新經濟政策に關するレニンの主張を以つてこれ等の反對を駁撃した。以下にこのレニンの主張を略述しよう。今日のロシアの國民經濟は次の五種の要素より成つてゐる。(1)家長的農民生產。(2)小商品生產(穀物を賣る農民の大多數は之に屬する)。(3)私資本主義。(4)國家資本主義。(5)社會主義。この五つの中最も有力なるは小商品生產である。然るにこの小商品生產より社會主義への道は、國家資本主義を通過するの外はない。卽ち今日プロレタリア國家の手にある大工業を發達せしめて、小工業を征服するは勿論、農業をも工業化(電化)して國家資本主義の下に、將しなければならぬ。而してこの政策の基礎たるべき國營大工業は今日のロシアに於ては農民及び手工業者の小商品生產の補助を受けなければ經營し得ぬ。何となれば大工業の原料、それに働く勞働者の食物はこの農民より供給せられるの外なく、他方に於て之等の農民に對する工業品は大工業の生產力のみを以ては不足するが故に、大工業の十分發達するまで小工業の發達を必要とするが、之等の小規模生產は共產主義的基礎の上では不可能にして、必ず商品生產たらざるを得ぬ。而して大工業の補助者としての小商品生產を發達せしむる事こそは、新經濟政策の骨子であるが、之等の小商品生產の發達は必然的に自由取引を榮えしめ、資本主義を回復せしめる。之は危險を伴はぬか。それはプロレタリアートが國家權力を掌握する限り恐るるに足らぬ。この國權を握るプロレタリアートの武器は(1)種々の强制、(2)小商品生產者の協同組合への誘導もあるが、最も重大なものは、(3)國營大企業(工業、交通、外國貿易等)である。國營大企業發展こそはプロレタリア獨裁の堡壘の强化を意味するものであると。**參考書** 社會思想社編勞農聯邦研究(昭和三年)。田中九一譯、トロツキー、ロシアは何處へ往く?昭和二年。Lenin, Bucharin, Rutgers, The New Policies of Soviet Russia. The Official Report of British Trades Union Delegation to Russia in Nov. and Dec. 1924. (田中九一)

ジンゲル (Singer, Paul 1844—1911) ベルリン生れのユダヤ人で、ドイツの政治煽動家である。一八五八年以來實業に從事し、一八六九年には社會民主黨に入り、一八七〇年、社會民主黨の議員に當選した。ベーベル(Bebel)についで同黨の主領となり、又「フヲルヴエルツ」(Vorwärts)創立者の一人である。(石濱知行)

人權宣言 (Déclaration des Droits de l'Homme [et du Citoyen]) 人權宣言はフランス大革命に際し、一七八九年八月十八日、國民議會によつて決議されたもので、その中に曰く「人は自分の權利に關しては生れながらにして自由かつ平等である。諸權利の目的は、天賦にして時效にかかることなき人の諸權利の保持にあり、その諸權利とは自由、財産、安全、および壓迫への抵抗、のそれである。—財産權は神聖にして不可侵なるがゆゑに、何人といへども是れを奪はることなし、たゞし明白なる公共の必要により法律の承認をえ、豫め正當なる補償をなす場合は此の限りでない」云々と。この宣言は當時やうやく興らんとしつつあつたブルジョアジーの全利益を端的に表明せるものであつて、要するに特權的・拘束的なる封建制度を否定して新興ブルジョアジーのための自由、財産、安全、および抵抗の諸權利の確立を要求せるものに外ならぬ。それは一七七六年の「アメリカ獨立宣言」と共に當時の天賦人權說を背景として全人類の自由平等を要求するが如き形をとつてゐるが、その實人權の「人」が右の新興「階級」を意味することは言ふまでもない。事實この革命の擔當者は、(1)ブルジョア、(2)貴族とブルジョアとの中間層たる自由職業者、(3)一部の富裕ならざる自由主義的貴族であつて、彼等の直接の要求は「憲法」の制定、卽ち封建制度に對抗して「自由」と「理性」に基づく政府の樹立にあつた。從つて此の革命は、直接にはプロレタリア運動に何ら關係がない。事實、まだ當時はプロレタリアートは存在せず、當時の被壓迫階級(ブルジョアジーも含まれる)中の最下層にあつたものは第一に領主の苛斂誅求の對象物たる農民であり、第二に革命前の機關によつて田園から都市へ流れ込める日傭農業勞働者(Journalier)であつて、彼等はブルジョアジーの解放努力に利用されたに止まる。かくて一七八九年七月十四日バスティユ襲撃に火蓋を切つた此のブルジョア革命は、續いて謂ゆる邸宅戰爭により多數の貴族を國外へ逃亡せしめ、遂に封建制度をして再び立つべからざるに至らしめた。かくて國民議會は八月四日、今後一ケ年をもつて封建的階諸特權を全廢すること(貴族の課せる人頭稅や、農奴制や、貴族の狩獵權や、寺院の十分一稅を廢し、官職の賣買を禁じ、ギルドを廢して營業の自由を許すこと等)を決議し、やがて同月十八日前記の人權宣言の決議となつた。その中には尙ほ主權を人民に移し、信仰・財產・言論・出版の自由を認め、また租稅を財產に比例せしむべきことや普選の原則などが含まれてゐた。一七九一年の憲法は此の宣言を基礎として制定されたものである。その後の革命運動は、この革命の社會的本質をますく明白にし、マラー(Marat)、ショーメット(Chaumette)、エベール(Hébert)等が、下層被壓迫層より成る革命黨サンキユロツト(sans-culottes)を指導してなしたプロレタリア的一切の努力は極度に壓迫されて、完全なる私有財產制の下にお

けるブルジョア自由主義的諸制度が確立された。(林要)

人口統計 (Vital Statistics. Bevölkerungsstatistik. Statistique de la Population) 人口統計は人口即ち一定の區域(一國一市等)内の住民に就て其狀態即ち大いさ及組織と其變化を說明表示する統計であつて、人口の大いさ組織を取扱ふ人口靜態統計と、人口の大いさ組織に影響を與へる事件、即ち出生死亡移住婚姻等を取扱ふ人口動態統計とに分つことが出來る。但し人口統計中人口の健康狀態に關する部分、例へば病者不具者死亡原因等の統計は通常衞生統計、離婚死亡原因中の自殺に關する部分は道德統計として特別に取扱はれる。(**人口靜態統計**)人口の狀態即ち其大いさ及組織は總ての文明國に於ては國家が定期的に行ふ人口調査によりて決定せられる。人口調査は既に古代(特に支那埃及希臘羅馬等)から行はれ、近世に至り重商主義の影響によりて益々盛に行はれたのであるが、其性質は今日の人口調査とは異るものであつた。即ち夫等の人口調査は主として徵稅軍事其他の行政上の目的に發したものであつたが、今日の人口の調査は箇々の場合の必要を充すことに重を置かず統計的目的即ち社會的大量現象の本質を認識せんとする目的を以て行はれるのである。人口調査の期日は通常人口の最平靜なる時が選ばれる。我國の人口調査たる國勢調査は十月一日に行はれ、調査の時刻は午前零時に定められて居る。併し便宜の爲めに一月一日午前零時に於て行はれる所もある。又調査の期間は我國に於ては拾年であるが、五年毎に行ふ例も少くない。人口調査を行ふに當りて人口の意義を明確に決定する必要がある。蓋し人口には一定の場所に於て一定の時期に現在する現在人口と、一定の場所に居住する現住人口との別があるからである。併し此二種の内前者は比較的簡單に調査し得るが故に、最も廣く用ひられる。尤も現在人口から一時的現在者を除き、一時的不在者を加へて現住人口を求めることが出來る。猶此外本籍地人口がある。吾々は之等の人口に付て調査を行ふのであるが、更らに行政區劃によりて人口を場所的に分類する必要がある。かくして吾々は各行政區劃の人口數を知り、又人口の密度を計算することが出る。人口調査には多數の自然的社會的調査標識が設けられ、之によりて人口の内部的構成を認識し得るのである。其主なるものは、體性年齡(出生月日)世帶上の地位、宗教、常用語、教育の程度、出生地、國籍等である。體性は最も根本的な標識であつて、人口の體性別による分類は結婚、出生、死亡、經濟的給付能力、社會的道德的行爲に對して甚だ重要なる關係を有し、人口調査に用ふる他の調査標識は殆ど全部之により人口が分類せられる場合に體性關係と組合せられるのである。年齡による人口の分類も多くの場合に甚だ重要である。例へば人口問題研究者は生殖力ある年齡階級に對して留意し、經濟的見地からは生産年齡階級に從事し得る年齡階級に對して特に注意を拂ふのである。人口の職業による分類及世帶上の地位、例へば世帶主、妻、小兒、僕婢等による分類には種々の經濟的意味がある。配偶關係による人口の分類も亦人口政策に對して特別の關係を有する。出生地の調査は直接には知ること殆ど不可能なる人口の移動の調査に付て最も重要なる助を與へる。國籍は法律的調査標識に屬し、其統計は主として行政的に役立つものである。宗教及常用語は一部は文化的、一部は政治的調査標識であつて、宗教的分類は人口の動態の考察上重要なる役目を演じ、常用語による分類は一國家内に多數の民族が居住する場合に特に重要なる材料を供する。教育の程度特に讀み書きの程度は文化的意義を有し、其年齡との組合せは過去の教育關係に就て知らしめる。人口調査竝に各種の調査標識による人口の分類は又時間的比較の對象となり、人口の增加減少及人口構成上の變動を認識せしめる。(**人口動態統計**)人口の大いさ及構成に影響を與へる事件に量的のものと、質的のものと有り、出生死亡移住は前者に屬し、婚姻離婚等は後者に屬する。之等の事件は昔は多く寺院に於て取扱はれたのであるが、近世的國家の成立後其行政上の目的から漸次國家の手に移り市町村によつて取扱はれるに至つた。從つて其統計は靜態統計と異り大部分所謂第二次統計をなすのである。人口動態調査は其對象の性質上年月の如き一定の期間に於ける繼續的記錄を以て行はれる。出生調査の最も主なる標識は體性生産なるか、死產なるか、嫡出子なるか、私生子なるか等であるが、此外宗教、常用語、父の職業、父の社會的地位等の標識も重要である。出生割合は出生率(出産能力ある年齡即ち十五歲乃至四十五歲の女子一千に對する出生兒數)又は一層正確には出産率(出生兒數)又は一層正確には出産率(出産能力ある年齡即ち十五歲乃至四十五歲の女子一千に對する出生兒數)により計算することが出來る。又人口增加に對する出生數の關係を正確に知らんとせば出生超過率(人口一千に對する出生の死亡超過數)と共に、生兒養育率(人口一千に對する危險期を經過せる年齡、例へば五歲に到達したる子供の數)を算定する。死亡は體性年齡(出生月日と死亡月日)死亡原因、職業等の標識によりて調査せられる。死亡割合を表はすものに一般死亡率(人口一千に對する死亡數)と死亡確率(年齡階級別に依る死亡率)とある。後者を假定的一團の出生兒に適用して、其一團が如何に死滅するかを說明するものを死亡表と稱する。死亡中最も興味ある問題は乳兒死亡であつて、乳兒死亡は特に死亡率高きが故に出生數多き國は大なる死亡率を示すを常とする。乳兒死亡率は通常各年に於ける出生數と乳兒の死亡數と比較するか、一層正確には各年の出生數と其中から同年及次年に生じたる死亡數とを關係せしめて計算する。移住調査は甚だ困難であつて旅券制度の行はるる場合に於ても國境を通過する者が一時的の旅行をなすか又は終局移住をなすかは單に表示された目的によりて判斷する外はない。況や移住の自由が何等制限せられない所に於ては往住は勿論來住も調査すること特に困難である。故に多くの往住國に於ては、其往住の調査に海外國の海港統計又は來住統

計を利用する。國内の移住の調査も亦甚だ困難である。前に述べた如く靜態調査による出生地の統計は移住統計の補助的役目をする。婚姻の統計に於ては、結婚年齡(出生年月及結婚の月日)、結婚前の家族關係(初婚者再婚者)、宗教、職業等は最も重要なる標識である。要するに人口統計學の任務は統計的觀察の目的の爲に各標識によりて分割せられた人口現象に關する箇々の斷片的知識から、其有機的にして躍如たる生命の正しい姿を畫き出すことにある。**參考書** 高野岩三郎、統計學研究。同、本邦人口の現在及將來。內閣統計局、國勢調査報告。同、日本帝國人口動態統計。同、日本帝國統計年鑑。Whipple, Vital Statistics, 1923(今井榮之譯、人口と統計)。Zizek, Grundriss der Statistik, 1923.(鍾織理一郎)

人口問題 (**マルクス派**)マルキシズムに於ける人口理論は、マルクスの次の言葉により特徵づけられてゐる。即ち「……實際に於て凡ゆる特有なる歷史的生産方法は、その特有なる、歷史的に妥當する人口法則を有つてゐる。一つの抽象的なる人口法則は、人類が歷史的に干與せざる限りに於てただ植物と動物に對して存するのみである」(高畠譯、資本論、第一卷、八三八—八三九頁)。人類は食ふことなくして生きる事が出來ない。だから人類の數的增減の基礎となるものが生活資料であるといふ事には何人も異存あるまい。而して人類は技術を有して與へられたる自然に積極的に働きかけ、自己の目的に添うて之に變更を加へつつ自然に適應するといふ所に他動物から區別される重要點が存する。技術は與へられたる自然の變更によりて、人類の生活基礎の擴大を可能にする。即ち、物質的生産力の擴大、縮小が結局に於て人類の生活基礎の大小を決定し、從つて又人類の數的增減を條件づける所のものとなるのである。人類の數的增減は、窮極に於ては、何等かの方法を以てその物質的生産力に適應しなければならぬ。人類は生活資料を有する事なくして生存し得ないといふ極めて單純明瞭なる理由によりて。併しながら、吾々はブハリンも云ふが如く人類の生殖を單純なる生物學的過程であると考へてはいけない。人類の生殖は一定の社會的條件の下に於て行はれる所の過程である。物質的生産力はその發展の一定の段階に於いて、それに相應する所の社會形態を作る。これらの社會形態は或は、階級的構成のものであり、或は階級の分離を知らない所のものである。階級的構成の社會に於ても各階級の狀態はその社會の異るに從つて相異する。かくの如くして一定の社會の經濟的構造を、從つて又それに相應する社會的構造を有する。人類の數的增減は常に此の如き經濟的、一般に社會的構造の中に於て行はれる。それ故に常にこれらの社會的事情によりて條件づけられなければならぬ。社會の異るに從つて人類增殖の社會的條件は異なる。人類の數的增減は、窮極に於て物質的生産力の發達の程度に相應する所の社會形態を有つ。人類の增殖は此の社會形態の各々に於て行はれる所の過程である。かくて社會形態は前者の異なるに從つてそれ〴〵異なれる樣相を現はさざるを得ない。かくの如くして、凡ての社會形態は各々その特有なる人口變動の法則を作り上げることとなる。「……實際に於て凡ゆる特有なる歷史的生産方法は、その特有なる、歷史的に妥當する人口法則を有つてゐる」のである。現に吾々の住める資本主義的社會形態は如何なる人口法則を有するか。此處に於いては「過剩人口」に關する論議が喧騷を極める。事實此の社會には巨大なる貧乏の累積がある。マルサス(Robert Malthus)は動物たると人類たるとを問はず、一般にそれらの增殖は常に食物の量を超ゆる傾向を有するが故に過剩なる人口を生じ、それは常に困窮の狀態になければならぬと說く。從つて彼に據れば社會に存する窮乏は自然必然的なる現象であつて、社會形態のかかはる所でないのである。資本主義的社會形態に於ける困窮も亦そうなのである。資本主義的社會は資本家階級と勞働者階級とを以て成る所の階級的構成の社會である。勞働者は彼の勞働力を資本家に賣る事によりてのみ生活資料を獲得することが出來る。資本家は之を買取りて、自ら所有する所の生産手段を以て一定の生産を行はしむることによりて價値增殖を行ふ。資本家は價値增殖の爲めに即ち貨殖の爲めに生産を行ふ。從つて此の社會に於ては利潤、出來るだけ大なる利潤の爲めの競爭に於て、他の條件にして同一であるとするならば、窮極の勝利は常に大なる資本に確保されてある。從つて此處に於ては資本の蓄積と集中とが必然的の傾向である。資本の蓄積こそ勞働の生産力の發展の條件となるものであるが、同時に勞働の生産力發展は剩餘價値の生産を增進せしめ、從つて資本の蓄積を增進せしむるものとなるのである。此の如き交互關係の內に資本主義的社會に於ける生産の規模は擴大され、技術的革命は不斷に遂行され、勞働の生産力は常に增大する。そうして資本家による資本家の收奪を意味し、「既に與へられてゐる機能資本の配分上における變化を前提」するのみであつて、蓄積の絕對的限界によりて何等の制限を受けない所の資本の集中は、勞働生産力の發展に對して最も力强き槓杆の役割を演ずる。勞働の生産力の增進は他の條件を不變であるとすれば、資本の有機的組成の高度化として現はれる。即ち、一定の勞働者が運轉し得る生産手段の量は、勞働生産力が增進する程大となる。從つて資本の有機的組成に於て、可變資本に比較して不變資本の增大となりて現はれる。可變資本のみが勞働力の購買に用ひらるべきものなのである。それ故に、勞働生産力の增大と共に比較的に(場合によりては絕對的にも)勞働者を雇傭する手段は減少する。失業者が出なければならぬと說く。從つて資本の比較的なる減少にも拘らず、その絕對的なる增加によりて失業者の出ない場合を抽象的には考へ得るが、資本主義に於ける利潤の爲めの

競爭といふ絶對律は、勞働に對する需要の限界となりて、此の社會に於ける失業の存在を必然的ならしめる。かくの如くして、資本主義的の蓄積自身が「その精力及範圍の進行に比例して相對的に（即ち資本の中位的な價値增殖慾に比して）多すぎるところの、隨つて又過剩たり超過たるところの勞働者人口を不斷に生産してゐるのである」（マルクス、前揭書、八三七—八三八頁）。此の事實がマルサスの目には勞働者人口の絶對的增殖が可變資本よりも常に急速であるとしてうつる。ブルジヨア的人口理論の地球中心說が成立するのである。マルサス及びその一門には、所謂過剩人口なるものは、勞働者が自ら、その絶對的增殖からは獨立に、己れ自身を不用ならしむる手段を作り出す事によりてのみ產出されるものである事を見る事が出來ない。

參考書　河上肇、マルクス資本論略解、第一卷、第三分冊。向坂逸郎、人口理論（改造社、經濟學全集、第二十六卷）。K. Marx, Das Kapital, III Bde.（高畠譯「資本論」三卷）。Friedrich Engels, Umrisse zu einer Kritik der Nationaloekonomie, 1844（高治隆一譯「獨佛年誌鈔」中經濟學批判大綱）。K. Kautsky, Vermehrung und Entwickelung in Natur und Gesellschaft, 1910. Derselbe, Malthusianismus und Sozialismus in "Die Neue Zeit" 29 Jahrgang I. 13. Derselbe, K. Marx' Oekonomische Lehren, 1910（高畠譯改譯資本論解說）。（向坂逸郎）

人口論（マルサス）人間の生きて行くのには食物がなければならない。人間の兩性間の情慾は必然的のものであつて、始んど現在のままの狀態である。然るに人口は若し制限を加へられない時には等比級數的割合を以て增加するに反し生活資料の方は僅に等差級數的割合を以て增加するに過ぎない。併し乍ら人間は食物なしには生活が出來ないのであるから、此の二つの相等しからざるものの間に何等かの方法による平衡が保たれなければならない。此の如き制限は現に動植物界に於ては著しく認められることであつて、若し自然がその種子に對して充分なる繁殖の機會を與へるならば、世界は之等のもので足を踏み入れるすきもなくなつてしまふのであるが、之と同じ法則は人類の上にも行はれて居るのであつて、如何に人類の理性が發達せりと云つても、上述の前提の覆されざる限り之を如何ともなし能はざるのである。然らば人類に加へらるる人口增殖の制限は何であるか。困窮及び罪惡がそれである。困窮は人口が生活資料よりも大なる率を以て增加する限り避く可からざるものであり、罪惡は又その場合最もありうべき結果である。それ故社會の全ての人々が安樂に幸福に暮し乍ら、而もその生活資料を得んがために何等の心配もなく安閑として居られると云ふやうな理想社會は、人口と生活資料との增加率が平衡を保たざる限り決して到來しないのであつて、人類の多數は要するに永遠にその生活資料の不足の恐怖から自由ではあり得ないのである。換言すれば人類の社會に困窮の存在して居ると云ふ事は、かかる不可避的な人口法則の結果であつて、それは人類の理性の發達が不充分であるとか、或は社會制度に欠陷があるからではないと之はマルサスが一七九八年に匿名を以て公けにした「人口論」第一版の論旨の大體である。當時のイギリスは所謂產業革命時代にあつて、社會の到る處に此の大變革の齎し來つた非常なる勢を以て新らしき工業都市に吸收せられつつあつた。土地を逐はれたる勞働者は所の「惡」が充滿して居つた。そして其處で彼等は婦人勞働者や小供達との競爭に置かれ乍ら甚しく苛酷な勞働條件の下に働かざるを得なかつたのである。のみならず新しき勞働節約的機械の利用は絶えず彼等を脅すに失業を以てして居たのである。かかる狀態を前にしてマルサスが、此の窮乏の原因を探究せんとしたことは誠に當然のことなのである。しかし乍ら直接にマルサスをとらしめた所の原因は、當時行はれつつあつたコンドルセー、ゴドウイン等の樂天論に對して彼の抱いた不滿なのであつた。彼はゴドウインの云ふ如き平等社會が人間の理性と信念の發達の結果生れ出でたとするならば、その社會は立所に人口の猛烈なる過剩を來すであろう、そしてその結果は現在より激しい不平等を來らすであろうと考へた。又ゴドウインの云ふが如く兩性間の情慾が將來は失くなつて之よりする人口過剩の心配は起らないと云ふが如き議論も、人類初つて以來今日に至る迄性慾が一向減退したるが如き證據を示して居らない以上、全然机上の空論に過ぎないと考へた。同じ論據は彼をしてコンドルセーの人の生涯が將來無限に長くなるであろう等と云ふ論に反對せしめたのである。要するにコンドルセーはもとよりゴドウインも亦、フランス革命と云ふ大變革よりの非常なる影響の下に、美しい待望と高い理想とを描いたのであるが、マルサスは其等の樂天論に冷かなる批判を浴せると同時に、社會の現狀は人口法則と云ふ動かすべからざるものの行はるる所よりする避くべからざる結果であると云ふことを論ぜんとしたのである。かかる議論が救貧法の如き法律の不當を論ずる所まで進められると云ふことは當然の事であつた。マルサスに從へば、窮乏せる人口は人力を以て之を保護する時、益々かかる階級の人口を增加せしむる結果を來し、勞働者の生活を一層下落せしめること以外何等の効果なきものであると云ふのである。それ故生活資料增加を計る事なくして人口の增加を促すが如き救貧法はマルサスの反對する所のものなのである。かかる人口論が當時の社會組織の是認論として非常に廣く役立てられる事は論を俟たない。勞働者の窮乏も、貧民の餓死も、ただ之を放置するの外はないと云ふマルサスの自由放任論は正に新興ブルジヨア階級とそれの上に打たてられた政府との待ち望んで居つた所のものなのであつた。一八〇三年にマルサスはその「人口論」の第二版を公けにした。之は甚だしく書加へられ書改められたものであつたが、中にも人口制限の一つとして道德的抑制なる一項を加へた事は重大なる事柄であつた。即ち彼は道德的に性慾を抑制する事に

つてその人口の增加を避けうると云ふ事を擧げたのであつて、之は云ふ迄もなく第一版に於ける彼の罪惡貧窮不可避論を或る意味に於いて破壞せるものである。併し此の點を除いて彼の論述の主旨は第一版と變る所がなかつたのであり、その後彼はその研究の對象を著しく廣め版を追うて書加へて行つたのであるが、何等重要なる論旨の變更は之を見なかつたのである。要するにマルサスの人口論は思想史上に於て資本主義的社會組織肯定論、永久不變論の上に一の新なる基石を加へたるものであり、アダム・スミスの自由放任論を更に發展せしめたものである。尤もマルサスの如き人口論が彼以前にも全然說かれて居なかつたわけではないのであるが、マルサスに於てこの理論が一層明確に展開せられたるのみならず、更に密接に社會事實に結びつけられたのであつて、而も之が正に資本主義的生產組織の大勃興期に當つての社會的動搖時代に公けにせられたるがために、一層注目せられたわけなのである。參考書その他に就ては別項「マルサス」參照。（後藤信夫）

震災手形　震災手形なるものは、大正十二年九月一日の關東地方大震災に原因するものである。大正十二年九月七日時の政府は緊急敕令を以て支拂猶豫令（モラトリアム）を公布し應急的に震災に因る財界の混亂を防止したが、同時に同廿七日モラトリアム期限明後に處する爲に非常の施設として敕令第四百二十四號震災手形補償法を制定して日本銀行をして所謂震災手形の再割引を行はしめると同時に、夫に因つて事實上日本銀行が被る損失一億圓を限つて政府が補償する事を約し、之れに由つて一般金融の急激なる梗塞を防止し得た。玆に震災手形とは震災手形補償法に據ると、(イ)震災地を支拂地とする手形、又は震災地に震災當時營業所を有したものの振出した手形、若くは之を支拂人とする手形で大正十二年九月一日以前に銀行が割引したもの、(ロ)前の(イ)に定むる手形書換の爲に振出した手形、(ハ)前の(イ)、(ロ)に定むる手形又は震災地に營業所を有する銀行が他の銀行に對して大正十二年九月一日以前に發行した預金證書若くはコールローン證書を擔保として銀行の振出した手形及び、(ニ)前の(イ)、(ロ)、(ハ)に定むる手形で日本銀行の割引したものの(イ)、(ロ)、(ハ)に定むる手形を指すが、特に其內大正十三年三月三十一日迄に振出し、再割引を受けスタンプを押捺されたものに限り、其以後に於ては、唯一旦日本銀行の割引した手形の書換の爲に振出された手形に限り、そして其震災手形としての取扱ひは、一先づ大正十四年九月三十日迄と限定された。併し震災に因る財界の打擊は意外に大きく補償期間は大正十五年九月末日迄延期され、更に昭和二年九月末日迄となつた。昭和二年一月政府（片岡藏相）の說明に依れば、大正十三年三月末日迄に日本銀行に提出して割引を受けスタムプを押捺されたものは約四億三千餘萬圓、其內昭和元年十二月末日迄に自發的に償却されたものは二億二千四百萬圓、殘額二億六百八十萬圓は未濟の儘殘つた譯であるが、其後震災手形が當時の言葉で所謂「財界の癌」なる點に就ては、其具體的內容は嚴秘にされてゐたが其後議會の追求に政府が漏した所に據ると、震災手形所持銀行五十一行、震災手形現在高二億六百八十萬圓中、特殊銀行約一億二千二百萬圓（其內臺銀九千一百萬圓、鮮銀約三千萬圓）、普通銀行八千五百萬圓（其內臺銀所有「震手」中千萬圓以上の個人三、其內鈴木商店振出震手九千二萬圓等々）であつたらしい。此「震災手形」の整理——（震災手形損失補償公債法案及び震災手形善後處理法案）が昭和二年一月の議會で問題になり、昭和二年の金融恐慌の導火線となつたことはよく知られてゐる。（友岡久雄）

シンジケート（Syndicate, Syndikat, Syndicat）この語は種々な意義に用ひられるが、主要なるは次の二つである。(1)それは企業結合の一であつて、加盟各企業の商業的獨立が失はれて商業上の一單位となれるカルテルを意味する。カルテルは本來、市場の獨占によつて價格を釣上げることを目的とし、從つて供給を制限せんとするものであるが、この供給の制限は、加盟各企業にその生產品の販賣が任意に委されてゐる場合には有效に行はれず且つ往々にして協定を無視または廻避するものが生ずる。ここにおいて加盟各企業の販賣を禁じて彼等の全生產物をカルテル所屬の中央販賣部に集合し、ここからのみ販賣するやうにする。このカルテルがシンジケートであるが、これから生ずる利益は、第一に價格支配が完全に行はれること、第二に、これによつて各企業と其の顧客との直接的關係が斷たれ、從つてシンジケートから脫退するには先づ舊販路を復活しなければならぬが、それは極めて困難となること、これである。故にカルテルはシンジケートとなることによつて一層確實となると同時に持續性を保證される。かかるシンジケートの成立するためには、生產物の規格が或る程度まで統一されえなければならぬ。(2)またシンジケートの名は、國債・地方債・社債などの發行を引受けるために組織される金融上の組合を呼ぶにも用ひられ、譯して引受團ともいふ。かかるシンジケートを組織するには引受人と發行銀行と仲買人との要素を要する。引受人は、一般の應募が所要額に滿たない場合に備へるため、發行銀行が公に證券募集を發表するに先だつて各々分擔額を引受け、その引受額が募集額に達するに及んで初めて公に募集する。次に發行銀行は發行に關する一切の實務をとり手數料を得る。即ち債券發行を依頼されるや銀行業者は發行銀行なる一團をなして適當の時期および適當の條件の下に發行を引受け、發行條件を記載せる目論見書を發表して公募する。最後に仲買人は發行銀行が右の目論見書を發表する前後より一般の應募を勸誘し、その應募額に應じて手數料を受けるを常とする。以上のごときシンジケート組織は、銀行の社會的信用の增大し、募集額の大となるに從つて極めて金融上重要となつた。このシンジケートは、ドイツではコンソルチイウム（konsortium）とも呼ばれる。（林要）

新自由主義　自由主義はその實現すべき自由の對象の一として經濟上の自由を持つ（別項「自由主義」參照）。經濟上の自由とは、經濟的行動に關して國家よりの保護と干渉とを排斥したる狀態を云ふ。保護を排斥したる狀態とは、國内產業に對しては補助金の下附監督等の保護助長なく、外國貿易に對して關稅等の保護なき狀態を云ひ、干渉を排斥したる狀態とは、殊に資本家と勞働者との契約に於て、國家より何等の制限拘束を受けざる狀態を云ふ。かかる經濟上の自由主義は、前時代の重商主義に對して唱へられたもので、十八世紀の後半に於てケネー等の重農學派、ヒューム、アダム・スミス、マルサス、リカルド等に唱へられ、後他の自由主義と共に梳一的の體系の下に唱へられた。經濟上の自由主義の中に特に問題となつたのは、勞賃間の干渉に於て、勞働者を保護する時間の制限、賃銀の引上、その他の勞働條件を向上せんとする國家よりの干渉を排斥して、すべて之等は勞働者各自の努力に放任すべきであつて、國家の關與すべきでないと主張する點に在つた。經濟上の自由主義の論據は多岐に亘るが、大體に於て次の六點に分ちうる。第一はスミス等の「見えざる手に」よる自然の調和を豫定する樂觀論である。第二はベンサム等の快樂主義の人性論を根據とするもので、人は自己の快樂のみを目的として動く、故に之に放任することにより彼れの最大の快樂を求めうべく、結局かくして最大多數の最大幸福を所期すべしと云ふ。第三はマルサスの人口論第一版に據るもので、人口の增加と食料の增加とが現狀の如くなる限に於て、貧困等は必然の結果にして、罪は社會組織に在るのではない、從つて制度の改造は無意義であると云ふ。第四はマルサス、ミル等の賃銀基金說に依るもので、一定の時一定の所に於ては勞働賃銀の總額は一定してゐる、從つてその總額を增加するか勞働者の供給を減少するの外、勞働者の賃銀を增加するの望なしと云ふ。第五はダーウイン等の進化論により、下層階級のものは生存競爭の劣敗者なるを以て、之を保護するは優勝劣敗の自然の進化の法則に反すると云ふ。最後にコブデン、ブライト等の論據があつて、之を保護するは、彼等の獨立不羈の精神を銷磨せしむる。彼等の自助的活動によつて自己の向上を圖らしむべしと云ふのである。之等の論據は何れも正當では實が之を反證した。第一に「見えざる手」に俟つ樂觀論は、その後の事の判斷者でなく、たとへ然るとしても各自の快樂の最良いかに處置するかが依然として殘されてゐる。第三に人口論はマルサス自身が既に第二版に於て改訂した。第四に賃銀基金說はその代表者たるミル自身が既に拋棄した。第五ことは出來ない。下層階級は必ずしも劣敗者ではない。たとへ劣敗者たるも現在の經濟上の勝敗が必ずしも望ましき勝敗ではない。最後に獨立自助の說は、個人の努力が如何ともすべからざる魔力を持つ資本主義の機構を理解してゐない。經濟上の自由主義の論據は何れも妥當性を缺く。經濟上の自由主義が勞働者の保護を拒みつつある間に、勞働者の慘苦は見るに堪へざるものがあつた。自由主義を奉ずる自由黨が彼等の生活を傍觀しつつある一方に於て、彼等の救濟に着手したのは寧ろ保守主義に立つものであつた。シャフッベリー卿、サウシー等がそれである。自由主義者は果して經濟上の自由主義を固執すべきか、或は又經濟上の自由主義を轉回せしめて彼等を保護することに自由主義の本領が存するかの問題に惱んだ。之れやがて自由主義がその根本に立返つて再吟味をなすべき時期であつた。此の問題の解決に先鞭を附けたのがジョン・スチュアート・ミルであり、彼の「自由論」は一方に於て自由を高調すると共に、他方に於て保護干涉を容認する範圍を認めた劃期的の時一定の所に於ては勞働賃銀の總額は一定してゐる、從つてその總額を增加するか勞働者の供給を減少するの外、勞働者の賃銀を增加するの望なしと云ふ。第五はダーウイン等の進化論により、下層階級のものは生存競爭の劣敗者なるを以て、之を保護するは優勝劣敗の自然の進化の法則に反すると云ふ。最後にコブデン、ブライト等の論據があつて、之を保護するは、彼等の獨立不羈の精神を銷磨せしむる。彼等の自助的活動によつて自己の向上を圖らしむべしと云ふのである。之等の論據は何れも正當では實が之を反證した。第二に人は必ずしも自己の快樂の最良の判斷者でなく、たとへ然るとしても各自の快樂の低觸をいかに處置するかが依然として殘されてゐる。第三に人口論はマルサス自身が既に第二版に於て改訂した。第四に賃銀基金說はその代表者たるミル自身が既に拋棄した。第五ことは出來ない。下層階級は必ずしも劣敗者ではない。たとへ劣敗者たるも現在の經濟上の勝敗が必ずしも望ましき勝敗ではない。最後に獨立自助の說は、個人の努力が如何ともすべからざる魔力を持つ資本主義の機構を理解してゐない。經濟上の自由主義の論據は何れも妥當性を缺く。經濟上の自由主義が勞働者の保護を拒みつつある間に、勞働者の慘苦は見るに堪へざるものがあつた。自由主義を奉ずる自由黨が彼等の生活を傍觀しつつある一方に於て、彼等の救濟に着手したのは寧ろ保守主義に立つものであつた。シャフッベリー卿、サウシー等がそれである。自由主義者は果して經濟上の自由主義を固執すべきか、或は又經濟上の自由主義を轉回せしめて彼等を保護することに自由主義の本領が存するかの問題に惱んだ。之れやがて自由主義がその根本に立返つて再吟味をなすべき時期であつた。此の問題の解決に先鞭を附けたのがジョン・スチュアート・ミルであり、彼の「自由論」は一方に於て自由を高調すると共に、他方に於て保護干涉を容認する範圍を認めた劃期的の著作である。然しミルの所說がその全思想體系の矛盾にして、之は理想主義的個人主義を基調とするに在る。之れ自於てのみ爲しえた仕事を、矛盾なしに成就したのがトーマス・ヒル・グリーンである。彼は自由を主張する究極の論據を求めて、之を社會のすべての成員の人格の成長に置いた。これをすべての成員の道德上の自由と云ふも同一に歸着する（別項「自由主義」參照）。兩して此の理想主義的社會哲學の上に立つてのみ、自由を要求する自由主義は肯定されうる。然らば今日の資本主義の社會に於て、すべての成員の人格の成長を圖るに、經濟上の自由主義が妥當するや否や。自由主義の他の項目は依然として存在の理由がある。然し經濟上の自由のみは、之を固執することによつて却て大多數の成員の人格の成長を阻止する。然らば根本の社會哲學より來る歸結は、經濟上の自由主義の轉回でなければならぬ。他に於て自由を肯定せしむる最終の論據が之に於て自由を拋棄せしむる論據となると云ふのである。彼は之を「政治義務の原理」と「自由的立法と契約自由」に於て述べた。かくして自由主義の他の項目を存置しつつ、經濟上の自由主義（多少社會上の自由主義にも關係す）を改訂したる思想を新自由主義と稱するのである。グリーンの學說は當時の自由黨に回生の路を與へ、一八九一年のニューカッスルの黨大會に於て、自由黨は新自由主義的方向に向ふことを決定し、爾來その立場を繼續し、一九〇六年以來の自由黨內閣は最も活潑に新自由主義により、勞働者の保護を目的とする立法に努力した。新自由主義は、私有財產制度の廢止を考へない、其の範圍內に於て必要なる限り、勞働者の保護を企てんとする、此の點に於いて社會主義と異り、獨逸の所謂社會政策に似るものである。唯だその異る所は、獨逸社會政策が國家主義を基調とするに反して、之は理想主義的個人主義を基調とするに在る。之れ自由主義より轉回したるものなる以上、當然でなければならぬ。玆に獨逸社會政策が國家の繁榮より來る反射として勞働者を保護するに反して、新自由主義の勞働者保護自體を目的とする特質がある。之を要するに新自由主義へ轉回することにより、自由主義は一面に於てその社會哲學を功利主義より理想主義に淨めることを成就し、他面に於て自由

主義の窮境から脫却することを得た。而して彼等が社會政策的寬度に止まるに反して、之れを資本主義の否定にまで理論的窮極まで展開させたものが現代英國の社會主義である。新自由主義の他の項目を相續承繼しつつ、經濟上の問題をより徹底せしめたのが彼等である。此に英國社會主義とマルクス主義との相違性が存するのである。**參考書**　河合榮治郎、ミルの自由論（社會經濟體系、第一卷）。同、トーマス・ヒル・グリーンの自由論。自由主義。英國派社會主義（社會經濟體系、第九—十五卷）。（河合榮治郎）

人種學及び土俗學（Ethnology & Ethnography）　Ethnology は人種に關する學問、Ethnography は人種に就いて何事かを記述すること（名稱はギリシア語に發す）、その間に嚴密なる區別を設けること困難なるが故に玆に並記する。對象とする所は人種的單位に基づき人類の分布狀態、卽ち家族、種族より民族生活までの發展を調べ、又、かくの如き段階により形成せられた人種又は國民の地球上に於ける分布の有樣を研究するにある。凡そ人種に關することの中人類の起源並に舊制を研究する人類學が直接に取扱はない部分を對象とする。故に廣義に解すれば考古學、地誌、家族、建築、美術、農業、商業、倫理、法律、宗教、神話、民俗說話、姓氏學、言語學、社會學等一切に涉る學問であつて、人間が原始的漁獵時代より牧畜時代、農工業時代を順歷して今日に至つたまでの物的、知的發展の全史に觸れる課である。今日社會學に於て問題とする食物、住居、武器、道具、社會組織、經濟組織、通商關係、統治形態、美術、言語、文學、道德、迷信、宗教制度等は等しく人種學の研究の範圍に入り得るものであるが故に、社會學の對象を逸早く科學的に取扱ひ來れる學問といへばいへよう。唯だ範圍が人種、種族、民族等を中心とし、之を個別的に差別して調査する點が特徵であり、方法も、一解剖學的、二、生理學的、三、文化的及心理學的に廣きに涉る。大別して地球上の人種は、黑色の Ethiopic、黃色の Mongolic 及び白色の Caucasic の三種とせられ、之れによつて各の異同が研究せられ、更に又、その內部に多くの分類が設けられてゐる。斯學が人類學より獨立して別個の名稱を用ゐられたのは一八三八年パリの人種學會以後のことである（考古學」「人類學」參照）。**參考書**　T. H. Huxley, Man's Place in Nature, 1863. E. B. Tylor, Anthropology, 1881. Hutchinson, Living Race of Mankind, 1906. Lord Avebury, Prehistoric Times, 1900. Origin of Civilization. Th. Waitz, Anthropologie der Naturvölker, 1871. G. Mortillet, Le Préhistorique, 1900.（高治隆一）

人種說（Rassentheorie）　人種說とは、各國に於ける歷史發展の差異は人種の特質如何に依存するとする說であつて、オーストリアのグンプロヴキッツ（Gumplowitz）がその說の代表者である。だがこの說は、（一）例へば今日高い文化に達せる白人種が古代に於いて、今日より低き文化を有せる支那人種にとても及ばなかつたといふがごとき事實を說明し得ないし、また、（二）同一人種が時代によつて興亡の變化ある理由を說明し得ない。從つて歷史進化の決定的要素として人種の特質を擧ぐるこの說は、歷史進化の事實を正確に證明し得ない。その點に、この說の破綻がある。（石濱知行）

人種問題　人種とは共通の特徵によつて區分せられた人類の一團を言ふものであつて、氣候や、空氣の濕潤や居住地帶の地質的構造や原始人が住んでゐた自然の諸條件の結果生成された人間の外貌的特徵の總計であると言つてよい。しかもこの人種的區別は、生產力の發展によつて生じたる各人種の接觸と混合とによつて、次第に變化を受け、失はれるにいたる。帝國主義時代においては、ここに一つのブルジョア的觀念が生じて人種問題なるものが惹起される。すなはち、金融資本による支配的民族が、この支配を自己の特殊なる自然的性質—自己の人種的性質—に基づくものと信ずるに至り、ブルジョア學者がこの際民族と人種の概念を混同し、民族の運命はその素質によつて豫定され、宿命づけられるといふ「理論」を打ち立てるのである。金融資本は、資本主義的利益の調和などといふものの片影だをも有しないで、經濟上の領域における競爭戰を政治的權力の鬪爭へ轉向せしめる。そこには國家の偉大と權力といふ理想が現はれる。そして近世における民族を國家の基礎とすることを以て國家の自然的限界と看做す民族思想—卽ちこの思想はあらゆる民族が自己の國家を構成すべき權利を認め、從つて民族といふ自然的限界によつて國家の限界が與へられるものとなす—は、今や一轉して己が民族を他民族の上に顯揚するといふ思想に變へられた（O. Bauer）。かくて世界の支配を己が民族に確保しようとすることが理想として現はれ、且つそれへの努力は、これの源をなしてゐる資本の利潤努力と同樣に無制限である。しかもこの努力は民族思想を著しく歪曲し、經濟學上、觀念的に論據を與へられるに至る。といふのは、この民族思想は、もはや各民族の政治的自決權と獨立權とを認めるものでもなくまた人間間の一切の民族的平等といふデモクラテイックな信條の表現でもない。却つて、經濟的獨占、その優越は、自己の民族に必ず優越的な地位を歸屬せしめることとなつて反映する。この民族は他のあらゆる民族に對し選ばれたるものとして現はれる。彼等にとつては民族性なるものは動かすべからざるもの神聖不可侵なるものと考へられる。彼等の屬する民族は高尙なる德性の固有者であり世界に冠たるべき運命を有する選民として映ずる。大和民族は古來仁義と武勇の德性に卓越し、支那人は利己心と殘酷性と不潔性を固有する。また舊ロシアのツアールの御用學者はスラヴ族を信仰篤き選民となし、ドイツのブルジョア學者にとつてはドイツは萬國に優越す（Deutschland über Alles）なるべき運命を負ふものとされた。西歐帝國主義國のブルジョア學者は西歐諸民族を基督教に潔められ高められた民

族となし、東洋、アフリカの諸民族の支配と統導とを神よ
り與へられたる使命となし、日本アルジョアの學者は、
東洋新興アルジョアの學者として東洋民族を先頭とする
に薄されたる機械的唯物的民族であり、東洋民族は物質文明
明で西歐北米諸民族を世界にもたらすべき使命を帶びた理想主義的民族と
認識する。然るに他民族の征服は暴力によつて行はれるから、支配民族はこの支配を
自己の特殊の自然的性質、即ち自己の人種的性質に負うものと觀念する。かくて再轉して人種といふイデオロギーに
到着する一つの歴史的限界を有する問題である。參考書 P. Hilferding, Finanzkapital, V. Teil. Otto Bauer, Der Imperialismus und Nationalitätsprinzip. K. Kautsky, Rasse und Judentum. K. Kautsky, Materialistische Geschichtsauffassung. S. 479. R. Michels, „Wirtschaft und Rasse". im „Grundriss der Sozialökonomie" II. Abt. Metschnikow, Die Zivilisation und die grossen historischen Flüsse. N. Bucharin, Theorie des historischen Materialismus. J. Stalin, Problem des Leninismus. S. 12. Die National Frage. L. Gumprowicz, Die soziologische Staatsidee. Derselbe, Rassenkampf. Derselbe, Allgemeine Staatsrecht. G. Ratzenhofer, Positive Ethik. (佳谷悦治)

新人會 大正七年末頃東京帝國大學在學中、社會科學の研究又は社會運動に志を有する有志の組織せし團體である。大正六年頃より東京帝大法學部の辯論部委員であつた學生赤松克麿、宮崎龍介、石濱知行、牧野英一氏は進歩的思想を代表する一團として、辯論部内の反動思想家の一團とかねが〳〵對立してゐたが、大正七年秋、教授吉野作造博士が浪人會との立會演説に臨むや、學内の多數の進歩的學生とともに博士を應援して滿場もつて新人會を組織し、翌年三月下旬迄に新人會を擧げしめ、意氣盛々たるものがあつたが、大正七年十二月下旬迄に新人會を組織し網領として、一、吾徒は世界の文化的大勢たる人類解放の新氣運に協調しこれが促進に努む。二、吾徒は現代日本の合理的改造運動に從ふ。を掲げ、社會各階級より同志の入會し來るを待つ旨を學内に掲示した。
發刊した。發刊の辭に曰く「……全國民の經濟的政治的解放を斷行し以て自由なる文化生活の基礎を確立し、進んで世界文化の發達に貢獻することが第一義的使命である」と。斯くて生誕した新人會は其初め多分に人道主義的「デモクラシー」第一號を發刊した。發刊の辭に曰く「……全國民の經濟的政治的解放を斷行し以て自由なる文化生活の基礎を確立し、進んで世界文化の發達に貢獻することが第一義的使命である」と。斯くて生誕した新人會は其初め多分に人道主義的民主主義的な思想團體に過ぎなかつた。機關雜誌「デモクラシー」は八號まで續き、大正九年二月より「先驅」と改題し、更に七號まで續け、同十月より「同胞」と改題して、ここは八年四月迄まで發刊を續けた。この間發賣禁止七回、筆禍起訴を受くること三回。本部が、大正八年五月、東京郊外目白の民國革命家黄興の舊宅といふ因緣付きの安大な家に移されてから、同人の研學並に活動は著々しいものであつた。先づ社會思想に關する外國文獻を飜譯し、新人會叢書として發行する外、前記の機關紙を發刊し、尚雜誌「解放」の編輯をなし、一方實際運動としては巢鴨に巢鴨新人セルロイド工組合を組織し、又各地に支部を設けしめた。尚吉祥寺の同人の會合場として、又は一團となつて社會思想社、又は行人會を組織した。一團は、先覺は或は夫々の信條に從つて實際運動に投じ、或は學内に研究會を組織し、大學外に講演會を催した。

信託 (Trust) 〔獨逸〕 信託の經濟的意義は、いてはその起源必しも資本主義的なものでもなければ、又信託そのものの意義に外ならぬ。その起源はイギリスで、十三四世紀頃より起つたと云はれ、信託そのものの起源は實に古く、ローマ法の中にも見出され、ゲルマン法にも存在したが、英國に於ては

産の管理處分、死後における遺族の生活維持といつた財産相續上の目的をもつものであつたといはれるが、その際の受託者はおもに親戚故舊の間柄で別に報酬を受くるといふことはなかつた。この系統をひくイギリスの信託は、十九世紀二十世紀にかけて個人受託者から官選受託者及び官設受託者(Justical Trustee & public Trustee)に代つて發展したが、元來營利の目的をもつて發生したものでないだけに、現在においても單に銀行保險會社の副業となつてゐるにすぎない。イギリスに於て經濟的に重要なるものは後に述べる投資信託である。これに反し謂ゆる信託會社の發達は米國に著しい。その濫觴は一八二二年ニューヨーク州に於る保險會社がこれを兼營したにあるが、現今においてはその發達著しく、特にイギリスの投資信託を輸入して以來、いまや米國經濟界一方の覇者たらんとする勢ひを見せてゐる。日本においては明治三十三年、日本興業銀行法中に信託業務の規定を設けたのが嚆矢で、大體米國の信託會社に類するものが明治四十年より大戰時の好景氣時代にかけて續出したが、その基礎薄弱なものが多く、財界反動時に際してその大半は倒產の憂き目を見た。そこで大正十一年、當局は信託法及び信託業法を制定し、信託會社を取締り、その統一をはかつた。信託法は信託の實體關係を規定したるもの、信託業法は信託會社に對する保護及び取締の方法を規定したるもの、大正十二年一月一日より施行せられた。かくて泡沫信託會社は消えさり、わが信託會社は全く面目一新し殊に昭和二年の金融恐慌にも殆んど打撃を受けずその數は漸增するに至つた。昭和三年一月における金錢信託七億三千三百萬圓、總信託高は九億八千、二月には十億を突破してゐる。〔信託會社〕信託會社は金錢その他一般財産の預託を受けて、委託者の意圖に從つて、これが管理及び運用を行ふところの一種の金融機關である。(一)まづ信託會社は受託機關である。その受託財産は銀行又は保險會社の如く金錢のみに限らず、そのほか有價證券、金錢債權、動産、不動産等の財産權一般に及ぶのを特徴とする。次にその受託の性質は、銀行のそれと違ひ、受託物即ち金錢の所有權その他財産權はやはり信託會社に移るけれども、その財産の管理又は處分の標準となる一定の目的のために働き、そして純然たる手數料をもつて營業してゆくことになる。(二)第二に財務を代行する機關である。金錢を別とし、有價證券、動産、不動産金錢債權その他の財産については、信託會社は物の保管、權利及びそれより生ずる利益の保全、またそれらに伴ふ事務の處理を行ふ。財産の名義は信託會社に移るが故に、會社は委託者の目的實現の範圍内で自由に活用することができる。それを名義人として行ふよりもより自由に處理し從つて利益をあげることができる。(三)信託會社は一面において金融機關である。否、それは金融機關としてはじめて積極的な活動をなし、從つてそれの經濟界における意義はそのゆゑにこそ重要である。金錢信託は法規上最低二ケ年となつてゐるので、資本家の休息資本は流れ込まないが、生產資本家をのぞく謂ゆる金利生活者の遊資は多くここに集る。信託會社は、これら長期の信託金を基として、特に長期の金融機關としては、保險、銀行とともに、米國においては元より、最近はわが國においても、その不活潑な長期金融機關の間に割り込み蹶り雄い勢力となりつゝある。〔投資信託〕投資信託は、初めイギリスに起り最近は米國その他にも擴がりつつある變遷的信託である。この信託は、投資信託證券なるものを發行して資金を集め、これを各種の公債、社債、株式に投資し、その利益は投資信託證券の所持者に配當する。イギリスにおいては、この投資信託は海外植民地その他諸外國の事業に投資し、同國海外投資の重要部分を占めてゐるが、最近五六年前よりは米國にも移入され、米國では戰後簇生の小資本家を糾合して海外長期金融に乘り出さんとしてゐる。

參考書 細矢祐治、信託會社要論。同、本邦信託論。吳文炳、信託講話。同、投資信託の研究。(笠信太郎)

信託法 (Law of Trust) ある人が他人にその財産權を、限られた一定の目的のために(信託的に)移轉するといふ法的現象は種々な形で從來我國に於いても存在したのであつたが、斯かる法的現象を規律すべき法規は之を我民法乃至商法法典中に見出し得なかつた。只擔保を目的とした賣渡抵當に就ては判例法が發達し、又擔保附社債に就ては、明治三十八年に擔保附社債信託法が制定されて、部分的に斯かる法律的現象が規律されたのであつた。然るに、かかる法律關係に就ては、財産權の移轉を受くる受託者は兎角その表面上有する「財産權」を濫用する弊を生ずるので之を規律する必要がある。そして特に信託を業とする「信託會社」が發達し我國の金融界に重要な地位を占むるに至つて、之を規律する必要に促され制定されたのが大正十一年に制定された信託法及び信託業法の二つである。信託法では信託を契約又は遺言で「財産權ノ移轉其他ノ處分ヲ爲シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ從ヒ財産ノ管理又ハ處分ヲ爲サシムル」ことであるとして居る(第一條、第二條)。即ち信託には委託者、受託者、及び受益者の三當事者が存在し、委託者が受託者に對し所有權その他の財産を移轉し、又は地上權、小作權等を設定し(信託財産)、受託者は委託者の指定した受益者(委託者自身又は第三者)のために、一定の目的(信託目的)のため、信託財産を管理又は處分する義務を負ふのである。信託目的は公益たると私益たるとを問はず、苟も公序良俗に反せざる限り、許されるので、只訴訟をなさしむることを主たる目的とする信託(十一條)、一定の財産權の享有を禁止された者をして之を享有せしむると同一の利益を受けしむる信託(十條)は明文に禁止されて居る(尙ほ十二條參照)。信託關係では受益者が經濟上實際上は財産權者であるのに、受託者が法律上形式上は

財産權者であることを濫用して受益者を害するの弊が生じ易い。從て信託法は信託財産を受託者の固有財産と分別して管理することを必要とし(二十八條)、又信託財産の管理に就て善良なる管理者の注意を必要とするのみならず(二十條)、原則として他人をして信託事務を處理せしむることを禁じ(二十六條)、金錢信託に就ては、投資方法に制限規定を置いて居る(二十一條、大正十一年勅令第五一九號)。又受託者が他人と通謀して信託肯反をなすことを防止するために、受託者が信託の本旨に反して信託財産を處分した時は、惡意又は惡意と同一視すべき相手方又は轉得者に對し取得權を行使し得ることとして居る(三十一條)。參考書 青木徹二、信託法論。三淵忠彦、信託法釋義。入江眞太郎信託法原論。(高柳賢三)

新陳代謝 (Metabolism. Stoffwechsel. Métabolisme) 生物有機體は、絕えず外界から種々なる物質を攝取してこれを同化し、その際に不要となる物質はこれを體外に排泄し、かくて得られたエネルギーを身體的及び精神的の活動に利用し、またこれを後日の活動のために蓄積する。この古い物質を排泄して新らしい物質を攝取する不斷の代謝過程、それが新陳代謝である。代謝機能は、一面に於ては、外界から攝取した物質を同化する機能であるが—これを進行變化(Anabolism)といふ、他面に於いては、その同化した物質をまた變化させて熱と力とを生ずる異化機能—これを退行變化(Katabolism)といふ—でもある。進行變化乃至同化は謂はば蓄積的機能であり、退行變化乃至異化は謂はば發散的機能である。前者は消極的・受動的・植物的であり、後者は積極的・能動的・動物的である。トマス(W. Thomas, Sex and Society) この兩者の特徴を男女夫々の活動樣式に照應せしめて、男は異化的、女は同化的であると言つてゐる。例へば女は男よりも概して太つてをり丸味を帶びてゐるが、これは女の身體に於ける皮下脂肪組織の蓄積に基く。又女は男よりもより多く睡眠不足に堪へ得ると言はれるが、これも女の同化的傾向の一例である。然るに男は、例へば、女に比べて病氣に罹れ易い。それは男の方がエネルギー蓄積の傾向が弱い、即ち持ちこたへがないからである。さういふ身體的の事柄に關してもだけでなく、精神的の事柄に關しても、男の退行變化的、女の進行變化的特徴は無數に見られる。(本田喜代治)

人道主義 (Humanism, Humanitarianism. Humanisme, Humanitarianisme) 道德の理想として揚げられた人道を主義とするものである。この意味における人道は、萬人の平等なる人格と人類の相愛による全人類の統一とを以つて成立する人類全體の完成せる狀態をいふ。從つて人種、階級、宗教、風俗、習慣等の差別の如何を問はず、あらゆる人間は共通普遍の人間性を持ち平等の人格を有するものであるとする。謂ゆる四海同胞主義なるものはこの人道を根據として唱へられるものである。現實社會においては、人間を種々の差等に分ち、或る部分の者に對しては共通なるべき人格の發展を害し、人間性の發露を阻むが如きことが甚だ多い。これに對して、人格の平等を期し、共通の人間性を發展せしむるため、それ等一切の差別を以て人道上許し難いものとし、これを否定し、撤廢し、四海同胞主義の見地よりして眞の平和と博愛とを齎らし、全人類の完成狀態を期しようとするものが人道主義である。階級の對立、國家の對立を無視し、階級鬪爭に反對し、ただ勞働者の悲慘なる狀態を救濟しようとし、又資本家階級にも人道の自覺を要求し階級調和を計ろうとする。故に階級鬪爭を否定する時にはそれは同時に平和主義であり、無抵抗主義であり、國家對立を超越する點に於て世界主義であると言へよう。「敵を愛せ」「戰の上にあれ」といふのがイギリスにおいて倫理上の實際運動としての免囚保護、貧民救助等を爲すことをも人道主義と呼び做してゐる。更らに人間相互間のみでなく、之を擴充し、人間と動物との間に同類的な關係があるとして、普遍的な同情を以つて動物を愛護しようとするものをも人道主義と呼ぶ。この人道主義を思想的根據として、社會主義を主張する一派の人々を呼んで人道主義的社會主義者と云ふ。宗教的、殊にキリスト敎社會主義は、人道主義的社會主義と相通ずるところが多い。人道主義の主張者として著名なのものは、トルストイ(Tolstoi)、ロマン・ローラン(Romain Rolland)、アナトール・フランス(Anatole France)、ゴルキー(Maxim Gorky)等の文士、日本では武者小路實篤、有島武郎、賀川豐彥、石川三四郎等の諸氏を擧げ得るが、その他、宗教家、社會改良家、文士に人道主義者が甚だ多い。參考書 Publications of the Humanitarian League. Paulsen, System of Ethics. Wundt, Ethik, III. 尙ほ右に擧げたる人々の著書及その項參照。(住谷悅治)

新黨準備會 日本共產黨事件により昭和三年四月十日勞働農民黨が解散せらるるや、直ちに新黨準備會なるものが組織せられた。勞農一派の人々は新黨準備會と別れて無產大衆黨を結成した。新黨準備會は、從來の勞働黨の機關紙、勞働農民新聞を機關となし、大山、細迫氏等を幹部とし、著々勞働農民黨の再組織に向つてゐた。十月二十四、五兩日全國代表者會議を開き運動方針を決定した。集る代表者支部聯合並に支部四十九名、支持團體二十七名、代議士二名、本部常任七名を以て會議は正式に成立した。各地の情勢報告の後、綱領規約の審議、結黨式迄の準備、合同問題等を協議した。又從來勞農黨が、小市民の間に於ける地盤をかなり重要視した方針を變更し、工場及農村に地盤を重に持つこととし、工場班及び農村班を確立することとした。尙合同方針に關しては第一に日勞黨を問題とすることにし、無產大衆黨は眼中におかぬこととした。新黨結黨の時期は、青森代表は即日結黨を主張し、本部は十二月半頃を主張、關東側は翌春、即ち舊評議會を再組織してよりを主張し、關西側は御大典の前に結黨することを主張した

が、結局十二月二十二、三、四日に東京に於て結黨大會を開催することになつた。全國代表者會議はこの外、勞働組合戰線統一の件、農民組合戰線統一の件、地方政黨を結黨に勸誘する件、自由勞働者特別保護救濟の件等が論議可決された。尙重要なる案としては三・一五事件犧牲者救濟の件、アルベール・トーマ來朝に際し、上陸反對の件などが上程可決された。次いで十二月二十二、三、四の三日結黨大會（新黨準備結黨大會）が擧行された。二十二日には河上肇博士等も出席し、挨拶を述べて中止された。この時は合法主義を排する傾向强く、所謂彼等の非合法主義なるスローガンは之れより生れた。二十三日には大山委員長開會の挨拶を述べ、各地方の狀態報告があつたが、それは殆んど中止であつた。議案として最も重要なるは運動方針大綱に關する件であり、その他、一、豫算決定の件、二、東京市會に對する件、三、勞働組合運動の件、四、農民組合運動の件、五、學生運動の件等が論議決定された。所が結黨大會は二十四日開會前に解散を命ぜられ、同時に新黨準備會は治安警察法第八條二項を以て結社禁止の命令を受けた。そして大山氏外幹部黨員の重なるもの四十名トラックで檢束せられ、示威運動亂鬪等がおこつた。かくの如く新黨準備會は四月十日の勞働農民黨解散後、より高度のレベルに於て、從來の方針否、從來よりももつと極左的なスローガンによつて、運動を繼續し×××の大衆化の促進に努めた。そして新黨準備會解散後、政獲勞農同盟の名の下に再び活動を開始して、所謂合法政黨の組織を全く捨て、非合法主義を唱へ、プロレタリアの政黨は唯一つ×××あるのみの主張をなすに至り、水谷代議士等は之に反對し、新黨準備會解散後、勞農大衆黨を結成し左翼と分離するに至つたのである。（稻村隆一）

人頭稅（Poll Tax. Kopfsteuer. Capitation）人頭稅は、租稅の最も原始的なもので、封建時代領主の徵收した租稅は概ね之れであつた。消費稅及び收益稅が資本家社會の發達と共に之れに代つた。人頭稅は個人の存在のみを見て之れに課稅するので、領內の總ての人に一律に定額の租稅を納めしめるものである。最初は老幼男女を問はずあらゆる人民に一定額を割當てたが、後所得を得る能力ある一定年齡以上の男子に課稅するようになつた。例へば我國に於いても實層四年久留米に勃發した農民の大一揆は、領主が八歲より八十歲までの男女一人に付每月錢四文の人頭稅を徵發せんとしたことが原因であつた。このように人頭稅は地租と地代が尙分化しなかつた封建時代に於ける代表的な租稅であるが、それが如何に生產的社會を壓迫したものであるかが分るのである。外國に於いては所謂竈稅（Herdsteuer. Hearth Tax. Herdsteuer）は諸所に行はれた人頭稅であり、また十五世紀の頃ドイツに行はれた（gemeine Pfennig）の如きもその一である。人頭稅の稍や進歩したものは階級稅（Klassensteuer）であつて、卽ち人民を一定の標準によつて階級に分ち之れに對して順次異る稅率を適用した。大革命以前フランスに行はれた Capitation の如きはその例である。またプロシアは一八二〇年從前の人頭稅に階級を設けて階級稅となした。人頭稅、階級稅は、資本家的社會の發達と共にそれ自身としては跡を絕つに至つたが、併し現代の「美はしき」稅制の中に果して人頭稅的な租稅は全く無いと言ひ得るだろうか。農民、勞働者、中小市民に對しては人頭稅的な作用を及ぼす租稅は決して皆無ではない。否、彼等は所得稅、營業稅、自作農地稅等に於いて免稅の恩典を受けてゐるが、他方に於ては莫大な負擔を殆んど「人頭稅的」に背負はされてゐるのだ。その第一は消費稅特に生活必需品に對する消費稅である。之れには內國消費稅ばかりでなく關稅も加はる。生活必需品の消費が各人にとつて殆んど大差ないものであれば、之れに對する課稅は人頭稅と毫も異る所はない筈である。その二は我が地方稅制の最大の租稅である戶數割である。所得稅免稅點以下の所得で生活してゐる全國八十八%の戶數は殆んど家並に課稅されるのである。その三は農村に於ける家屋稅である。それは殆ど戶數割と異る所はなく、一種の住居稅であり竈稅である。**參考書** Eheberg. Konfsteuer (Hdw. d. Stw.) 其他租稅に關する諸著述。（三宅鹿之助）

神秘說（Mysticism. Mystik. Mystizismus. Mystique, Mysticisme）神秘論、神秘道、神秘主義などともいはれる。最高の實在或は究竟の實在（神とか神性とか絕對者とか無限者とか一者とか呼ばれるもの）が、論理を超えたより高い直觀によつて直接に把捉できるとする說。直觀を重んずるところから哲學上では合理主義に反對し、內面的沈潛を重んずるところから宗教上では客觀的敎理信條や外面的禮拜形式を排する。之に更に幾つかの立場乃至形式を區別することができる。例へば自然主義的汎神論的神秘說、基督敎的神秘說、その混合形式といふ風に。しかし概して神秘說は汎神論的傾向をもつてゐる。卽ち自己と事物とを神に於いて（無限者に於いて、絕對者に於いて、一者に於いて）見、自己と事物とが神的生命に貫かれてゐるのを感ずるのが、換言すれば自己と事物との本質に神的なものの內在を見るのが、その一般的立場である。神秘說を說いた著名な人は、古代にプロテイノス、中世にスコトウス・エリウゲナ（Scotus Eriugena）、クレルヴォーのベルナール（Bernard de Clairvaux）、サン・ヴィクトルのユーゴー（Hugo de St. Victor）、エックハルト（Eckhardt）、タウレル（Tauler）、スーゾー（Suso）、ルイスブレーク（Ruysbroek）、ニコラウス・クザーヌス（Nicolaus Cusanus）、ルネサンスにパラッエルスス（Paracelsus）、稍下つてベーメ（Jakob Böhme）がある。その他古くはプラトン、ルネサンス以後ではブルノー、スピノザ、パスカル、マルブランシュ、ライプニッツ、更に下つてカント、シエリング、フランツ・バーデル、シュライエルマッヘル、ノヴァリス、シヨーペンハウエル、フエヒネル、ハルトマン等にも神秘的傾向乃至一面が見られる。東洋に於ける禪や老莊の敎は非常に深い神秘說である。**參考書** ベーメ、黎明（征矢野晃雄譯）。柳宗悅、宗敎とその眞理。E. Lehmann, Mystik im Heidentum und Christentum. Delacroix, Etudes d'histoire et de Psychologie du Mysticisme. Sharpe, Mysticism.（谷川徹三）

シンフエン（Sinn Fein）十九世紀末イギリス議會に於てアイルランド自治法案が容易に通過せざるため、アイルランドにては自助的民族運動が盛となりその一として一九〇六年にグリツフイス（Arthur Griffith）が中心となりてシンフエン團を組織した。その目的は產業文化政治等の自助的發達にあつた。シンフエンなる言葉は「我々は我々で」（we ourselves; ourselves alone）といふほどの意味である。イギリス議會が一九一二年アイルランド自治法案を提出するや國民黨は之を承認したがシンフエン黨は財政的權利の完全に認められざる自治は眞の自治にあらずとして之れに反對した。一九一六年四月ダブリンに共和國要求の叛亂がアイルランド義勇軍及び勞働團體に屬する市民軍により起されたがその鎭壓苛酷に過ぎたる爲め反英輿論一層激化し、議會主義を以て立つ妥協的なる國民黨は全然信用を失ひ一九一八年の總選擧には共和主義化したるシンフエン黨が大勝利を占め、イギリス議會には出席せず一九一九年一月自ら國民議會（Dail Eireann）をつくり共和國を宣言した。其後イギリス軍隊及び警察とシンフエン團員との間に血腥き不規則的武力鬪爭が繼續せられたが、一九二一年七月に休戰成り十二月に平和條約成立し、南部アイルランドはアイルランド自由國と稱し英帝國內にありてカナダ型のドミニオン（自治領土）たる地位をもつものとなつた。デ・ヴアレラ（De Valera）を首領とするシンフエン黨中の左翼はイギリス帝國より完全に分離せる共和國の創設を主張して右の平和條約締結に反對したのであるがグリツフイス、コリンス（Michael Collins）等の右派が勢力を占め上記の解決を以てイギリス政府と妥協したのであ

る。シンフエン黨は國民黨に比すれば勞働者階級に近づき社會主義的言論に對しても寬容であつたが、其の本領は同じく中產階級を中心とせる超階級的國民運動であり、その首領の多くは社會主義には反對であつた。（矢內原忠雄）

新聞（Newspaper. Zeitung. Journal）新聞又は新聞紙とは、報道及び意見を記載した定期刊行物で、通常、日刊（朝刊又は夕刊、若くは朝夕二回刊行）及び週刊ものを指す。新聞の機能は、社會的關心を值する事實の認識及びそれに對する批判を一般感覺に訴ふることによつて、社會的感覺の性質及び强度を決定せしむるものである。而もある事實に對する認識及び批判は、社會集團の性質を異にするに從ひ又その立場の異るに從つて、一樣なるを得ないから、新聞は各種の異つた態度をもつことが當然で必ず一定の社會的傾向を代表するものである。從つて新聞は、異種の社會集團の對立狀態に於いてその機能をもつものであるが、報道及び批判、殊に前者は一般的關心を值する場合が多いので、新聞の機能は、往々、社會的結合作用にのみ關するやうに理解されるが、新聞の主たる機能は社會的意識の分裂に關するものである。新聞が、分離と結合との何づれを主調とするかは、その時代の社會そのものの分離と結合との狀態如何によつて定まる。かかる機能をもつ新聞紙といふ特殊の機關の發達するためには、（一）世界的交通の發達、（二）印刷術の進歩、（三）交通、通信の方法の進歩の三條件を要した。異種の社會集團の交通が世界的に發達したために、特殊の事實の認識及び批判を一般感覺に訴へる社會的必要の激增したことが近代に至つて新聞紙の急激の發達を促した所以である（一）が、それが新聞紙といふ形式をもつためには、印刷術の進歩（二）といふ機械的條件が備はらねばならなかつた。故に新聞紙は此等の條件の備つた十七世紀に起つたが、その後の急激の發達は、一つに交通、通信に關する機械的方法の進歩に依つたのである。さて新聞の起源を、新聞の性質をもたぬ古代ギリシア又は古代支那等の古記錄に求めることは出來ない。同樣に、十六七世紀頃、英國貴族等が自分一個のために、文士をして事實の報道を爲さしめた News-letters と呼ばれるものも新聞の起源とは關係のないものである。歐米各國に於て最初に刊行された新聞紙を年代順に記せば（獨）Frankfurter Journal, 1610.（蘭）Nieuwe Tidinghan, 1616.（英）Weekly News, 1622.（佛）Gazzette de France, 1632.（瑞）Posa Tidende, 1643.（露）St. Petersburg Wielomosti, 1702.（米）Boston News-letter, 1704.（伊）Diario di Roma, 1716.（西）Gaceta de Madrid, 1726.（日本に就いては日本新聞發達史の項參照）等、今日の如き單價の低い新聞の起源として、又「ガゼット」といふ用語の起源として知られてゐるのは、十七世紀の中頃、ヴエニス政廳の發行した Foli di Avvisi で、此官報の定價が一ガゼッタ（英貨半片）であつたことから始まつたと稱せられる。新聞は前揭の三條件の發展に伴ひ、自然に資本主義的企業の性質を帶びるに至り、大資本による新聞獨占の傾向を生じ、新聞紙は資本主義的商品となるに及び新聞の機能的性質は漸次稀薄となり、新聞紙は主として汎社會的の一般感覺に投ずる性質を發展せしめ、その傾向を不鮮明にすることが最近新聞紙一般の態度である。日本では新聞的機能の顯しい新聞紙は明治時代までは殊に「大新聞」と呼ばれ、商品新聞は「ふり假名新聞」と呼ばれたが、明治三十年代の末に至つて「大新聞」は全滅し、新聞の商品化が完成された。今日に於いては所謂「大新聞」は大資本新聞を意味することとなつたが、資本主義的獨占過程のため、この意味の大新聞の數はその後漸減し、二大新聞と稱せられる一大阪朝日新聞」（東京朝日」を含む）及び「大阪每日新聞」（東京日日」を含む）と他新聞との財政的懸隔は日に甚しくなりつつある。發行部數も二大新聞は各々百萬以上を唱へてゐるが、他新聞はその半數內外のものより十分の一以下に下るものもある。がまだ歐米に於けるやうに多數がそれ〴〵有

名なる少數の系統に歸屬するまでには至らない。新聞の商品化については前揭（三）の條件に責任がある。八十年前ルーター通信社が初めて電書場と電信とを利用して通信事業（「通信」項參照）に於て成功を收めたやうに、今日の新聞紙も、機械的方法による通信網の利用をその獨占の主なる條件とする。それが大資本によつてのみ可能のことだからである。新聞社の組織は、初めは家内工業的で、從つて新聞紙の實質もそれ〳〵手工品的特性をもつたものであつたが、今日は機械工業化に伴つて、新聞紙も機械製品に必然の共通的性質をもつに至つた。新聞社の組織も大體共通であるが、「大阪朝日」をその一例として擧げれば、總務局（文書課、計畫部、出版部、航空部、社會事業團）、編輯局（記事審査部、整理部、聯絡部、檢閲部、通信部、外報部、支那部、經濟部、社會部、調査部、運動部）、營業局印刷局。（長谷川萬次郎）

新聞紙法　新聞紙定期刊行物又は其臨時附屬的刊行物に適用せらるる法律である。現行新聞紙法は本法を適用する新聞紙の範圍を「一定ノ題號ヲ用ヒ時期ヲ定メ又ハ六箇月以内ノ期間ニ於テ時期ヲ定メズシテ發行スル著作物及定期以外ニ本著作ト同一題號ヲ用ヒテ臨時發行スル著作物」と定義して居る。題號を用ひて定期的に刊行さるるもののすべてに適用されるわけであるが、中につき時事に關する事項を揭載するものと然らざるものとを分ち前者にありては保證金を納めしめ、司法處分としての罰金又は刑事訴訟費用にあてることが出來ることになつて居る。新聞紙法は發行人編輯人印刷人を届出でしめ、責任を負はしめ、本法の處罰條項に違反したるときは夫々發行人又は編輯人、或は發行人及編輯人を、又朝憲紊亂事項を揭載したるときは印刷人をも加へて處罰することとして居る。新聞紙法は揭載事項の錯誤に付正誤辯駁の道を開き、揭載事項を制限して、（一）公判に附する以前に於て豫審の内容其他檢事の差止めたる被告事件に關する事項、傍聽禁止の訴訟の辯論、（二）官公署又は法令を以て組織したる議會に於て公にせざる文書又は公開せざる會議の議事、請願書又は訴願書にして公にせられざるもの等を許可を受けずして揭載すること、及（三）犯罪の煽動曲庇、犯罪人刑事被告人の貧恤、救護又は刑事被告人の陷害にわたる事項、（四）安寧秩序を紊し又は風俗を害する事項、（五）陸海軍大臣外務大臣が軍事外交に關する事項に付制限又は禁止したる事項、（六）皇室の尊嚴を冒瀆し、政體を變改し朝憲を紊亂せむとする事項、而して之に違反する者は夫々罰金又は禁錮の刑を以て制裁する。又内務大臣が安寧秩序紊亂又は風俗壞亂の事項を揭載する新聞紙の發賣頒布禁止を命令し得る權限及差押命令の權限は解釋上の疑義多き前記の禁止處罰條項と共に不當に言論の自由を壓迫蹂躙するものとして非難が高い。保證金制度亦然り。抑も新聞紙法は明治二年の出版條例に端を發し明治六年の新聞紙條目を經て同八年の新聞紙條例により稍や現行法に近きものとなり、明治十六年の條例は取締を更に嚴にし内務卿の認定により發行禁止又は停止を なし、記載事項の犯罪につき、持主、社主、編輯人及筆者 譯者を等しく共犯を以て論じ言論壓迫の具に供されたが明治二十年の條例、三十年の改正を經て明治四十二年現行法の制定を見たのである。此間其改正の必要が繰返さるるに拘らず、猶未だその實現を見ない。現行法が憲法制定議會前の言論抑壓時代の面影を多分に殘して居ることは一指摘する迄もない。（三輪壽壯）

シンボル（Symbol, Symbole）　象徴と譯す。ギリシア語のsymbolon から出でてゐる。これは壞れた一つの物の半分づつを合せてもとの形を再認するための標識の謂ひであつたが、後には標札、印章、徽章、番號等一般に標識の意味に用ゐられた。現今では一物が他物に對比的に照應する時の一方之れをsymbolであるといふ風に使用してゐるやうになつた。Plebiscite, plébiscite も略ぼ同樣の意味に用ゐられるが、これは元、ローマのプレブ即ち平民の會議で議決せられた法律のことで、フランスでは政體を變革するとき人民の一般投票に附して之れを決し、やはり之れをplébiscite と稱したために、學者の中には、レフエレンダムとプレビスシットを區別し、前者は憲法に認められた正常の場合の投票、後者は非常の政變の場合のものであると定義するものもある。人民の直接參政は古代には寧ろ一般に行はれてゐたことであつた。ギリシア、ローマは勿論、スラヴ民族にも南アフリカにもその制度があつた。殊にゲルマン民族では最も旺に行はれてゐた。スウイスの州には今尚全州の成年男子が一ケ所に集合して政務を決してゐるものがある。而して中世以來大きな民族國家のシンボルとしたり（例へば花などを圖案や紋章にする場合）、抽象的な、知覺し得ざる事物を具體的なものに象徴化したり（例へば言語を以て觀念を代表せしめる場合）する。從つて現實に對する非現實の意味でシンボルが用ゐられることもある。位牌は死者のシンボルである。また非現實に對する現實の意味でシンボルが用ゐられることもある。紙に畫いた正方形や立方體は嚴密に幾何學上のそれではないが假りにさうであると考へるのである。この場合前者は後者のシンボルである。そこで人の物の考へ方などに就ても、その人が具體的の心像や類比を多く用ゐる時、さういふ思惟樣式もシンボリック（象徴的）であると言ふ。これは抽象的概念を主として用ゐるところの論理的思惟に對する名である。なほこのシンボルなる語はカトリック敎理史上に特別の意味と重要性とを以つて表はれて來るのであるが、その方の特殊な意味に就いてはここでは說く餘白がない。（本田喜代治）

人民投票（Referendum）　レフエレンダムは本來「報告せらるべきこと」の意味から出で、代表議會を經ずに人民をして直接に政務を決定せしめる制度のことをから呼ぶやうになつた。Plebiscite, plébiscite も略ぼ同樣の意味に用ゐられるが、これは元、ローマのプレブ即ち平民の會議で議決せられた法律のことで、フランスでは政體を變革するとき人民の一般投票に附して之れを決し、やはり之れをplébiscite と稱したために、學者の中には、レフエレンダムとプレビスシットを區別し、前者は憲法に認められた正常の場合の投票、後者は非常の政變の場合のものであると定義するものもある。人民の直接參政は古代には寧ろ一般に行はれてゐたことであつた。ギリシア、ローマは勿論、スラヴ民族にも南アフリカにもその制度があつた。殊にゲルマン民族では最も旺に行はれてゐた。スウイスの州には今尚全州の成年男子が一ケ所に集合して政務を決してゐるものがある。而して中世以來大きな民族國家の

成立と共に直接民主政は廢れ、人民が再び參政權を得たときには、それは代議政治の形をとつて現はれたにも拘らず、スウイスではフランス革命以來直接立法の制度がその他の州及び聯邦に採用せられた。それは唯全國民を一ケ所に集める代りに投票に依ることにしただけの違ひである。その後この制度はアメリカの州やオーストラリアにも採用せられたが、ドイツ聯邦の新憲法が、大國として初めて之れを實施して以來、聯邦内の支那の殆んど全部、オーストリア、チエコスロバキア、デンマーク、スウエーデン、アイルランド、ギリシア、バルチック沿岸諸邦等皆この例に倣ふに至つた。廣義のレフエレンダムには大凡そ三種類ある。第一には直接否認（Veto）即ち既に議決及び公布を經て完全に成立してをる法律を投票によつて直接に廢止する制度であるがこれは現今では殆んど行はれない。第二には本來のレフエレンダムで、既に議決を經たが未だ公布せられない法律に就て、人民投票によつて可否を決する制度である。普通にレフエレンダムといふのはこのことで、それには法律上當然に行はるべき必要的票決と、ある機關の任意の要求に基いて初めて行はれる選擇的票決とを分つを常とする。第三には人民の中の一定數に立法又は行政の國家行爲を請求する場合で、人民發案（Volksinitiativ）又は人民請願（Volksbegehren）と稱せられる。請願の結果は第二の意味のレフエレンダムを招くことが多いが、それにも一應議會を通じてなされる場合と、直接にレフエレンダムに附せられる場合とがある。レフエレンダムは普通に直接立法とは云ふものの、その票決の對象は憲法、法律の制定廢止に限らず、議會の解散、大統領の免職、財政その他の行政事務等である場合もあり得る。この制度の政治的得失に就ては贊否の理由區々であり、大國に於ける實驗が少ないために、輕卒な判斷を下すことはできないが、少くとも我が國のように、議會の選舉に比例代表が行はれず、且つ議員は選舉當時の選舉民への約束を破つて變節なく、擧

信友會　我が國の勞働組合運動に於て活版印刷工の組合運動は極めて重大なる意義を有するものであるが、就中信友會の創立及その後に於ける活動は特筆大書に値する。信友會の歷史は遠く「集話會」、「活版工同志會」、「誠友會」（いづれも明治三十一年—三十二、三年頃）等に溯り得る。併し最も密接なる關係を有するものは「歐友會」である。「歐友會」は歐文植字工の組合であつて明治四十年春、歐文工峰岸正太郎、古川常次郎、野本正吉氏等の主唱によつて創立されたものである。而して創立一ケ年を經過せざるに、東京歐文工の殆んど全部が加入し、横濱、神戸長崎等に支部が設立され、全員三五〇名を算した。殊に明治四十三年七月には、秀英舍、築地活版所、國文社、三秀社等の諸工場との間に一つの假契約が結ばれ、十一月に於ける第四回大會にてこの協約案を可決した。その一項には「歐文工を使用する有志工場は必ず歐友會員を以て充つる事」と云ふのがあつて、今日の所謂「締付け工場」を實現せしめたのである。然るに、大正三年歐洲大戰の勃發により、外字新聞の廢刊、歐文印刷の閑散等によつて致命的打擊を受け、大正四年十月の第九回總會より會務の執行を停止するに至つた。加ふるに大正五年に於ける工場法施行の結果は、却つて資本家に職工試首の口實を與へ、爲めに職工をして益々不利の地位に立たしめた。この資本家の橫暴に憤起した有志數十名は歐友會の復活を企て、十月三十一日歐友會最後の大會を開き、席上斷然歐友會を解散して歐文工組合「信友會」を創立する下相談をなした。これより幾んに會の擴張運動に著手し、大正六年二月迄に東京歐文植字工の大半が參加したので、四月十五日淺草竹林亭に於て盛大なる發會式を擧げた。幹事長杉崎國太郎氏、副幹事長水沼辰夫氏。併し歐文工のみでは範圍が狹く到底充分なる社會的勢力たり得ないので、印刷工全部を抱擁する必要を痛感し、幹事會の決議を以て、印刷業全從業員勸誘の檄文を撒布したところ、忽ち四〇〇名の入會者を得、組合員總數六五〇名を越えた。翌大正七年一月神田南明倶樂部に

ジンメル（Simmel, Georg 1858—1918）　初めベルリン大學にあり、後ストラスブルグ大學の教授となる。彼は極めて學才があつて、哲學、經濟學、社會學、藝術學の各方面にわたつて多數の著作を殘してゐる。哲學は、生の哲學の傾向に屬し、一家を成してゐたが、最も有名なのはその社會學における貢獻である。彼は從來の百科全書的な綜合社會學を以つて社會學の學問的存在を保證しないものとし、特殊の自立的な對象を取扱ふ別個の社會學を建設しなければならぬと考へた。かくして、彼は社會の學的内容に對する形式を抽象し、之を研究するところの新社會學、即ち形式社會學を樹立した。此の試みは社會學の概念に根本的な革新を齎らすものである。此の概念は彼の歿後、フイアカント及びウキーゼによつて發展せしめられ、獨逸社會學の主流を成すに至つた。しかし、彼自身は晩年社會學に關する興味を失つて、寧ろ文化哲學に沒頭するにいたつた。此の方面においても彼は獨創的な貢獻を成してゐる。**主著**　人生觀。貨幣の哲學。社會學。社會學の基本問題。（新明正道）

シンリ（Sinri）　我が國の勞働組合運動に於て活版印刷工の組

「印刷工組合信友會大會」を開き、幹事長伊藤彙次郎、副幹事長岡野勝二、大林清藏、編輯水沼辰夫、會計鈴木愛、庶務佐藤正雄氏等の幹部を選任した。更に同年三月より機關誌「信友」を發刊した。其後大戰による經濟不安の惡影響は組合の發達を妨げ、殊に同年八月に起つた「米騷動」に際しては、官憲は不當な壓迫を信友會に加へたので、會内動搖し脫退者相次ぎ、催に元の歐文工のみが殘ると云ふ無慘な有樣となつた。然るに大正八年歐洲戰爭の終了と共に再び類勢を挽回し、會員一、五〇〇名を算するに至つた。大正八年十月末、第一回國際勞働總會の勞働代表選定の際、當時の友愛會と提携して官選代表に反對の示威運動を行ひ、同月十七日には八時間勞働制樹立の爲めに、或は怠業を行ひ或は罷業を敢行して力戰奮闘したが力及ばず遂に慘敗した。大正九年五月二日我が國最初のメーデーには率先これに參加し、五月十六日勞働組合同盟會が創立さるるや友愛會と共にその有力なる構成分子となつた。大正十年、我國の勞働運動界は現實派及び理論派の二派に分れ互に相抗爭したが、友愛會が現實派の主勢力たるに反し、サンヂカリズム乃至アナーキズムを奉じてゐた信友會は、大杉榮氏一派及び組合の左翼分子と相呼應して、理論派の中心勢力をなしてゐた。この二派の對立は、翌十一年九月に開かれた「全國勞働組合總聯合」の創立大會に於て最も尖鋭に現はれた。即ち總同盟（友愛會）の集中的合同論と、信友會の自由聯合論との間に激烈な討議が交はされた結果、遂に大會は決裂を見るに至つたのである。併しこれを機として、アナーキズム及びサンジカリズムの思想は急激に下火となり、それに伴つて信友會の勢力も漸次衰へるに至つた。大正十三年十一月正進會と合同して「東京印刷工組合」を創立し、「關東勞働組合自由聯合會」に所屬してゐる。（莊原達）

信用 (Credit. Kredit. Crédit) 〔概說〕信用の現象は貨幣經濟に伴ひ漸次に發達し、資本主義が高度に發展すればするほどその作用は複雜化し、擴張し、その資本主義社會における役割は益々重大となる。ゆゑにブルジョア經濟學においては信用經濟なる語をもつて屢々高度資本主義にある現代の特性を表現し、特にその前段階たる貨幣經濟に對立せしめてさへこれを用ひ現代における信用の重要性を高調してゐる。以下吾々は、資本家的經濟における信用發展の形態と、この發展の必然性とを多少とも理論的に闡明するであらう。「**信用の發展**」(一) 支拂信用。信用の最も單純なる形態におけるものを支拂信用と呼ぶことができる。それは、單純商品流通を前提して起り得るもので、支拂手段としての貨幣の職能そのものに含まれてゐる。即ち、實際に販賣が行はれてから時を經て後に代價が支拂はれる場合には、この期間だけ貨幣は信用されることになる。それは、支拂ひを猶豫する場合の信用であるから、これを社會的に全體的に見れば、流通信用といふことができる。いま、この信用の特性をあげてみよう。まづ、(イ) 資本家はこれによつて消極的にではあるが、その貨幣資本額を節約することができる。云ひかへれば資本家は彼自身の資本の働きを擴大せしめることができる。これを客觀的社會的に見るならば、流通信用は、資本家の掌中にある貨幣資本の範圍を越えて生産の基礎を擴大せしめる。そしてこの際存する貨幣資本は、信用といふ上層建築をのせてゐる土臺にすぎぬことととなる。(ロ) しかし乍らこの信用は、既に土臺をもつてゐるから、その信用の大きさはその土臺によつて制限を受ける。即ちその信用の大きさは商品流通の大きさを基礎とせざるを得ないし、それ故に生産資本家の相互間の行程における商品資本が問題となる。從つて、この信用の大きさは、結局、再生産過程の大きさを基礎とすることになる。(ハ) 次に流通信用によつては一生產資本家から他の生產資本家への貨幣資本の移轉は起らず、また他の非生產的階級から資本家階級への貨幣流入も起らない。(二) 資本信用。商品生產社會の發展につれて、單純なる流通信用は進展して、乃至は流通信用の外に資本信用ともいふべきものが生れる。なぜ資本信用と呼ぶかといふに、その信用移轉が、つねに生產資本要素を買入れることによつて貨幣を貨幣資本として用ゐる人への移轉たからである。單なる流通信用からかうした資本信用に至る過程には、なほ後者の前提となるべき一の信用がある。即ち貸付信用ともいふべきものである。それは、流通信用の場合に單なる支拂の猶豫として買手が賣手に待つてもらうものを、買手が第三者から借入れるのである。この貸付信用は、貨幣の交付を一の要件としてゐる。いま資本信用は、この流通信用と貸付信用とを前提として發展するといへる。資本信用の職能とするところは、休息貨幣を作用態の貨幣資本に轉化するにある。資本が休息貨幣の狀態をとる事情は、資本主義生產過程の進行につれ、資本流通それ自身の機構からして益々多くなる。(この事情に大體四の場合がある。一、資本の一回轉期間に生產された商品が賣りつくされるまでの間を繋ぐための追加資本としての場合、二、逐次的に前拂ひされる生產資本の一部が準備金の形で保有される場合、三、固定資本更新の爲の積立金、四、企業に役立ち得る大きさになるまで蓄積される貨幣形態の剩餘價値の場合。)かくの如く貨幣の休息は、資本の個別的循環につきまとう資本流通の必然ではあるが、個々の資本家の立場からすればかかる資本の休息は全く堪え難いものでなければならぬ。かくてこの所有者が資本として用ゐ得ない貨幣額は、これを資本として用ゐる人に移轉しなければならぬ。資本信用は卽ちこの移轉の職能を果す。それ故に資本信用は、個人資本の循環過程中における貨幣資本の休息を社會資本に止揚する。かかる本質に根ざす資本信用の特性をあげてみれば、まづ、(イ) それはつねに貨幣形態で保有される信用であり、その意味では貸付信用である。(ロ) 從つて、流通信用の如く消極的な流通費用の節約ではなく、同一の貨幣を基礎として

生產資本の職能を積極的に擴大する。(ハ) 生產信用としては借主に利潤を齎し、貸付信用としては貸主に利子を齎らす、(ニ) 休息資本は巨大な額に上り資本主義の發展とともに全體として增大する、從つて資本信用もこれに伴つて發展しなければならぬ。(三) 銀行信用。上に述べた資本信用が最も有效に活動を果し得るためには、(1) 個々の資本家の手にある少額の休息資本が集合されて生產的使用に適するやうになされねばならず、(2) 適當の時、(3) 適當の人の使用に役立たしめられねばならぬ。それには、その媒介者が必要である。この任務は銀行が果す。產業資本家はまづ銀行にその信用を與へ、銀行はその信用を他の資本家に與へて信用の媒介を行ふ。それ故にこの銀行信用は資本信用の行はれる現象形態であるともいへる。が、銀行はただに資本家の休息資本のみならず、他のあらゆる階級の所得をかき集め、これを產業資本家に對する貸付資本の形態に變じて銀行信用の牙城を固める。その銀行は更に集中せられ、終に大銀行は金融資本家として產業資本家の活殺權を握る。はじめ產業資本家のためのものであつた信用が、今や信用を商ふ金融資本家に貢物を捧ぐる信用と變つたのである。**參考書** 林要譯、ヒルファデイング・金融資本論。（笠信太郎）

信用組合 (Credit Union. Kredit Verein) 協同組合の一種にして產業上必要な資金を組合員に貸與し、兼ねて組合員の便を得せしむることを目的とするものである。信用組合はドイツ式協同組合とも云ふべく之れが濫觴はシュルツエ・デーリッチ（Franz Hermann Schulze-Delitzsch）によつて一八五〇年デーリッチに建設された貯蓄及貸付組合（市街地信用組合の先驅）とライファイゼン（Friedrich W. Raiffeisen）の首唱の下に同六二年アンハウゼンなる寒村に於いて設立せられた農業信用組合（農村信用組合の先驅）とである。我國に於ては此種のものが無盡、賴母子講の形式をとつてかなり古くから行はれてゐたが、（品川彌次郎）平田東助等によつて明治廿年代に）ドイツ式信用組合の輸入が企てられ、二十四年信用組合法が議會に提出せられたが握潰しの運命に逢着した。しかし翌二十五年此主義に基いて靜岡縣掛川町に掛川信用組合の設立せられたのを濫觴としてドイツ式組合漸次發達し、明治三十九年には從來禁じられてゐた兼營事業を許され、四十二年には聯合會制度が認められ、大正六年には市街地信用組合が法律上認められるに至り、玆に一大躍進をなし大正十三年には之れが中央機關として產業組合中央金庫の開業を見るに至つた。昭和元年末現在にて一萬二千六百七十六組合を數へ、我國產業組合中最も發達し、總組合數の三割五分を占め、貯金總額七億八千二百萬圓、貸付總額六億四千二百萬圓弱と云ふ有樣である。之れが作用に就いて見るに信用組合は組合員以外の者に貸付を行はず、其の貸付も主として對人信用によつて行はれ、保證人連帶責任制度ではあるが無擔保であることを原則としてゐる。然し實際は物的擔保を提供せしめてゐるのが多い。貸付金は普通銀行利子よりも低利であることを原則としてゐる。尙ほ信用組合は組合員に對して貯金の便を與ふることを必要とするが組合が貯金を取扱はない場合には組合員の貯金を取纏めて之を上級組合（聯合會）又は確實なる銀行に預金の媒介をなすものである。要之信用組合は組合員の貯金を統合し、之を信用として組合員に貸付け貸付金不足の場合には組合の信用を以て他から借入れる小農其他小規模生產者の金融機關たるの結果は普通銀行と異なり利益配當を目的とせず、組合員に資金の融通をすることを目的とする。從つて可及的剩餘金即ち利潤多い場合には貸附利子を低率にして組合員の利益を計るのを常としてゐる。（八木澤善次）

親鸞 族長的貴族階級漸くその支配的地位を去り武士階級新たに興立して之に代るに及んで、貴族的宗教たる天臺教陸續として新興した。曹洞宗、禪宗等は新興支配階級たる武士階級の爲めに理想主義的積極的教義を唱へ、淨土宗眞宗等は被支配者階級たる庶民階級の爲めに運命主義的消極的教義を唱へた。親鸞は此の時代的宗教の一たる眞宗の創始者である。彼は承安三年京都に生る。養和元年出家して青蓮院の慈圓僧正に就いて得度して範圓と稱し、寂山に登つて天臺眞言の教義を學修したが、建仁元年天臺を脫して源空に師事して淨土教に歸し綽空と稱した。承元元年源空流罪に會ふや共に坐して越後に行つた。建曆元年赦されたが京都に歸らず、自ら愚禿親鸞と稱して關東の地に布教し、元仁元年に至り敎行信證文類六卷を草して淨土教に關する意見を發表して新たに淨土眞宗の一宗を開いた。眞宗漸く關東の地に弘通するに及び鎌倉幕府の忌憚する所となり、嘉頴元年京都に還つて盛んに弘法に努力した。弘長二年沒した。文類聚抄、愚禿抄等要するに彼及び彼の宗敎の特色は宗敎敎義と僧侶の衆俗化にある。**參考書** 日本佛敎史。眞宗全書。親鸞傳。（東井金平）

心理學 (Psychology. Psychologie. Psychologia) 一箇の學問として心理學といふ名前が用ゐられるやうになつたのは Otto Casmann の Psychologia anthropologica, sive animae humanae doctrina, 1594. からで人性（アントロポロギー）學の一分科として研究された。人性學は人間の精神と身體とに就て研究し、精神に就てその學を心理學と稱し、身體に就ての學を身體學（Somatologie）として區別した。然し精神は身體を離れては存在し得ないのであるから人性學に於ける心理學と身體學或は生理學とは現實の人間的存在から抽象的分析によつてのみ考察され得る學問である。人間的存在を具體的綜合の見地から考察する時心理學の問題は之を二つの立場から考察することができる。一は直接に自己の心を內省して自己が經驗する意識現象を觀察すること、他は間接に他人の心を推察して他人が表現する精神狀態を理解することである。この二つの方法は各獨立に行はれる

ものではなく一は他を常に補はねばならぬ。他人を知る爲には自己を知らねばならず、自己を知るには他人を知らねばならぬ。自己認識としての心理學の方法は内省による意識内容の分析で自己が或る事柄について意識的となる仕方を明かにする。その仕方には物を表象する（或は感覺し知覺する）仕方、物を判斷する（或は思考する）仕方、物を意慾する（或は感情し意思する）仕方が區別される。然し此等の意識する仕方は人々によつて色々に表現される。其を理解するには自己認識を基準として多くの人々の精神的表現を比較研究せねばならぬ。他我理解としての心理學の方法は他人の精神的表現即ち其の行動、言語、作品、制度を常に其の遺傳と環境とに關係づけて理解せねばならぬ。遺傳には個體的遺傳と社會的遺傳とがあり、環境には自然的環境と社會的環境とがある。人間精神の存在は斯る遺傳と環境との條件なしには考へることはできぬ。心理學はこの二つの條件から人間の精神的表現を研究して其の表現の仕方に一定の法則を發見する學問である。人間に於ける個體的遺傳と自然的環境とは精神の客觀的條件としての物質的基礎であり、社會的遺傳及び環境はその文化的基礎である。人間精神をその物質的基礎から條件づけて考察する心理學には生理的或は生物學的心理學、風土心理學（Geopsychologie）などがあり、その文化的基礎から條件づけて考察する者には、教育心理學、社會心理學或は民族心理學、又は文化心理學などがある。而して精神的表現の仕方をその發生的見地から見れば兒童心理學、青年心理學などに區別され、その趣異的見地から見れば、個性或は差異心理學、變態或は病的心理學、犯罪心理學などに區別される。而して斯學が實際生活に應用される場合には、精神工學（Psychotechnik）と稱せられ、特に産業能率の增進のためには産業心理學の如きものが研究される。斯くして心理學は現代に於ては形而上學或は認識論とは離れて完全なる一箇の科學として研究され、その方法には實驗及び統計が適用される。（城戸幡太郎）

眞理性（Truth. Wahrheit. Vérité）通俗には、或る考に於て外界の事物と吾々の有てる觀念（表象）とが一致せる場合その考へは眞理性を有つ、若くはその考は眞理であると言つてゐる。もつと簡單に言へば、普通人々は吾々の意見と外界の事物の一致これが卽ち眞理だと考へてゐる。併しこの見解は認識論的檢討下に齎らされると大いに修正せられねばならぬ。この見解は全然誤つてゐるのではないにしても、眞理若くは眞理性の意味を甚だしく誤らせるものである。一般に認識論的にはそして最も無難には眞理を次のやうに定義することができる。眞理とは知識に關すること、而して知識が全ての人に必ずそして普く承認されるときそれは眞理だと。一言にして言へば普遍妥當性を持てる知識が眞理だと定義さる。吾々の表象や思想が何か對象的なものに當て嵌まつた狀態を眞理といふではなく何人にも必ず承認さるべき知識を眞理と考へるのである。この眞理解釋はすでにカントに於て見えてゐるが、リッケルトに於て最も鮮明に現はれてゐる。併し、カントに於ける眞理の概念は必ずしもこの解釋にのみ立つてゐない。眞理とはある認識のそれの對象との一致であるといふことを諸處に述べてゐる。二者の一致若くは對應の概念は眞理の成立には不可缺のことである。現象學派に於てはノエマとノエシスの對立となつて、現はれてゐる。「ヘーゲルも「眞理とは、客觀性が概念に對應するといふことである」と言つてゐる。通俗の解釋卽ち眞理とは吾々の有つ觀念（表象）と外界事物との合致だといふ見解は、誤つてゐるものとすれば、眞理の理解には認識（カント）若くは概念（ヘーゲル）に就ての理解を前提すると言はねばならぬ。認識は思惟に緣つて行はれるが、思惟が認識ではない。認識は何かを思惟に緣つて知り取ることである。故にすでに認識の中には對象的關係を含んでゐる。故に眞理とは認識のそれの對象との一致といふとき、別箇の二つ（例へば表象と外物）の一致といふ素朴の見解とは遙かに違つてゐる。これを要するに、眞理とは普遍的妥當性を有てる認識をかくいふと、定義されるが、併しまた眞理とはある認識のそれの對象との一致であるとも要約することができる。但し、眞理の理解は、思惟、概念、認識等について充分なる理解を要求する。（三枝博音）

人類學（Anthropology. Anthropologie. Anthropologie）人類と其の文化とを起源に遡りて研究し、その總ての發達段階に應じて各箇の問題を探求する科學である。隨つて人間の類型、人種別、文化、社會組織、環境に及ぼす人間の影響等を對象とする。生きた人間を對象とする點に於て考古學や先史學と異つて居り、人類學に於て人類の原始生活を知らんとすれば專ら現代に殘存する未開人の社會に就て見るより仕方がない。人間の研究は既にエヂプトに於て行はれてゐた證左が遺つてゐるが稍學問的に研究せられ始めたのはギリシアである。ギリシア語でアンスロポスとは人間のこと、ロゴスはいふまでもなく理學であるからこの名稱も同時代に發したことを知るに足る。就中諸學の祖先アリストートルは博物學の一部に動物と同樣人間に關する研究を加へて居る。其後キリスト教の普及するに從つて眞摯なる研究は妨げられ、荒歷無稽なる宗教的獨斷が强制的に信ぜしめられてゐた。然るに近代的科學の世紀たる十九世紀は人類學の方面に於ても形勢を一變した。但し、既に十八世紀半頃からリネウス（スウエーデン）、ブツフオン（フランス）、ボープ（イギリス）、ブルーメンバッハ（ドイツ）、プリチヤード（イギリス）等が輩出し、最後の兩人は各自國に於て人類學の開祖といはれた。十九世紀半より各國ともに翕然として斯學の勃興を見るに至り、考古學や進化論の助を藉りて大いに發達した。ラボック、ダーウイン、ハックスレイ、ヘツケル、タイラア等何れも貢獻する所頗る大なるものがあつたが、十九世紀末葉太平洋諸島の未開族についてフレーザア（イギリス）の大調査あり、斯學の勃

達に一大金字塔を建設した。期せずして大陸に於ても、同時にデュルケイム（フランス）及びヴント（ドイツ）等が出て有益な研究を發表した。今世紀に入つてもこの傾向は愈々助長せられ、前途正に洋々たる觀がある。但し日本に於ては一八八五年（明治十八年）人類學會の創設を見て以來既に數十年を閱してゐるにも拘はらずその現狀は案外微々として振はない。（考古學「人種學參照」）**參考書** 坪井正五郎、人類學大意。人類學講義。E. B. Taylor, Anthropology, 1881. Primitive Culture, 1920. J. Frazer, Totemism and Exogamy, 1910. Zeitgman, Melanesians of British New Guinea, 1910. Joyce & Torday, Les Bushongo, 1910. Rivers, History of Melanesian Society, 1914. É. Durkheim, Le Formes élémentaires de la Vie religieuse, 1912. Westermarck, Marriage Ceremonies in Morocco. B. Spencer, Native Tribes of the nothern Territory of Australia. H. Cunow, Ursprung der Religion und des Gottesglaubens, 1913. Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, 1926.（高治隆一）

神靈論（Spiritism, Spiritualism. Spiritisme. Spiritismus. Spiritisme）降神說、交靈說、降神術、交靈術等とも呼ばれる。日本で昔から言ふ神降し、神がかりもこれにあたる。肉體を離れて存在する靈、特に死者の靈がさまざまの仕方で、最も普通には靈媒（Medium）卽ち神靈の媒介者を介してその存在を知らせ種々の不思議をあらはすといふ信仰。東洋にも西洋にも古代から存した（寧ろ古代に溯るほどより一般的な信仰となつてゐたといふ方が適當かも知れない）。十九世紀の中葉所謂 modern spiritualism の勃興があり、一時歐米各國を風靡した。降神術にはしばしば詐術が發見されるが、しかし一般的には暗示、自己暗示、自己錯覺、幻覺等に基づく變態心理的現象と考へられてゐる。**參考書** 小熊虎之助、心靈現象の問題。中村古峽譯、ロンブローゾ・死後の生命。Dessoir, Vom Jenseits der Seele.（谷川徹三）

神話（Myth. Mythus. Mythe. Miθos）一般民衆の間にその起源を有する、そして反省的思惟の產物に非ざる物語であつて、その中では非人間的な能因—多くの場合それは諸々の自然力である—が人間的な形態を採つて現はれ、それの活動や冒險は象徵的な意味をもつてゐる。神話の著しい特徵はその物語の少くとも一部分が超自然的若くは非合理的であるといふ點に存する。ギリシアのゼウスの神話の中で、例へばこの神の高德、その尊嚴、その力、その正義、正しき者に對するその保護、不正なる者に對するその嚴罰は合理的の要素である。そして荒唐無稽な冒險や、白鳥になつたり、蟻や黃金の雨に化したりなどする變態は非合理的の要素である。今一つの神話の特徵は—ミュラーによれば—現實には永久的であるところの物的若くは道德的の現象を、時間的に制限された確定的の動作に變形することである。播かれた種が地中で發芽し、次で開花し、やがて枯死するといつたような現象は、現實には永久的に繰返される性質のものであるが、これを象徵的・擬人的に表現し、且つこれを一定時間内の出來事に繫屬してゐる神話は澤山にある。なほ—ミュラーによれば—神話は常に歷史以前に屬する。神話の語る出來事はすべて、常に、歷史的に知られた最初の事實よりも前のものとされる—今日知られてゐる神話の數及び種類は無限であると言つてもよい。しかし普通にはこれを二大別して、固有の意味の神話と口碑傳說とする。前者は直接に宗教に結び付き宇宙の開闢、神々の事蹟、半神卽ち英雄の物語を含む。これに反して後者は事物の起源を問題にせず、神々や英雄を物語らず、より卑近な、よりささやかなことを問題にする。**參考書** 高木敏雄、比較神話學。鈴木友吉、日本神話。中島悅次、神話。中田千畝、アイヌ神話。青木純二、アイヌの傳說。杉谷、中島、希臘神話及北歐神話。清水譯、マクス・ミュラー・宗教學綱要。Max Müller, Contributions to the Science of Comparative Mythology, 1897. Andrew Lang, Modern Mythology. K. Otfried Müller, Prolegomena zu einer wissenschaftlichen Mythologie, 1825.（本田喜代治）

ス

出擧　出擧とは財物を貸出して利息を取むるを謂ひ、支那に於ては稱貨、出貨、擧債、放債等の語と共に貸借を意味した。日本に於ては、中古に行はれた一種の貸借で、一定の期限の後に、等量等質の品に一定の利息を加へて返済するの法を以て金銀其他の物品の所有權を移動する契約を言つた。が主に用ゐられたのは稻であつた。天武天皇四年四月の詔によれば、農民の貧富を量つて三等とし中戸以下のものに稻を貸付けることが見え、最初は窮乏せる百姓を救済するものであつたらしいが、後には其の利稻によつて地方官廳の經費を支辨するようになつた。出擧に公出擧及私出擧の二種があつて、前者は官稻官物の出擧を云ひ、後者は私稻私財の出擧を云つた。故に、公出擧は殆ど租稅と變りなく、公出擧稻には正稅、公廨、雜稻の別があり、公廨は國衙の費用並に國司の俸祿に充てるものを云ひ、雜稻とは土木、救急、佛神事等の費目に充つるものを云つたのである。出擧の利率は如何程であつたか。雜令によれば私出擧は年十割、公出擧は年五割と定められてゐたが、元明天皇和銅四年には、私出擧も官稻出擧と同じく五割の利とし、養老六年には公私とも三割に減ぜられた。この出擧は農民を苦しめることおびただしく、利稻を返済すること能はずして土地を失ひ、鄕里を逃亡して諸國に流浪するものを多からしめた。聖武天皇の天平九年に私稻出擧を禁止したのは、かかる弊害が餘りにも甚しかつたからであろう。しかし事實貧困なる農民は、出擧稻を借るに非れば耕作を續けて行くことが出來なかつたのであるから、單なる禁止命令を以て之を完全に禁遏し得ないことは言ふ迄もない。禁を犯す者は違敕の罪に論ずることとしたが私稻出擧は依然として行はれ、例へば淳和天皇天平寶字五年には越前國加賀郡少領道勝石私稻六萬束出擧した事露顯し、造救の罪に座し、利稻三萬束を沒收せられたと云ふが如きこともあり、桓武天皇の際一時私稻出擧を沒收せられたと云ふが如きこともあり、桓武天皇の際一時私稻出擧の禁を解き利率を十分の三に制限した。後宇多天皇寬平七年には再び禁遏せられるに至つた。公出擧は租稅と殆ど同じく有力な財源であつたから私稻出擧が禁ぜられた後も尙盛に行はれた。延喜主稅式に載する所の出擧すべき諸國の正稅、公廨、雜稅は、その數四千萬束以上に上つた。**參考書**　芝葛盛、出擧（經濟大本庄榮治郎、日本社會史。（三宅鹿之助）

水産業　（Aquatic Products Industry, Fischfang, Pêcherie）〔**水産業の沿革**〕水産業は、これを廣義に解するときは漁業のみならず、製鹽、製氷等も數へられる。しかし普通の意味に於ける水産業とは漁業、及び養殖業、水産加工業を謂ふ。漁業は農業、林業の如く原始的産業の一であつて、自然の制約を受けること最も大である。扨て人類の經濟生活が、漁獵生活に出發したことはいづれの民族、地方に於ても同樣である、從つて世界に於ける漁業は遠く有史前に發足してゐる。我國に於ても漁業は既に神代の傳說中にこれを見ることが出來る。而して世界に於ける漁業の變遷發達の歷史を技術的に見るならば、大體次の三時代に分つことが出來よう。（一）、漁撈時代。海岸に近き淺瀨、干潟、河川湖沼を漁場とし、舟を使用せず銛、弓矢、釣、築、及び簡單なる漁網を使用して個人的に獲魚した時代であつて、獲物は直ちに食用に供せられ、或は裝飾、迷信の用をなし、交換、貯藏は全然なかつた。（二）漁撈及貯藏時代。前期に比して漁舟の使用發達し、漁場擴大され、漁獲技術も進歩し共同作業は個人的作業に代り、從つて獲魚高も著しく增して一家、一部落の如き一經濟單位の需要を超過するに至り、交換と貯藏法が發達した。此時代に於ける貯藏法の稻や完全なるものは鹽藏及び乾製の方法である。（三）遠洋漁業、養殖、加工時代。科學の進歩による運輸機關の發達は、一方に水産物の需給を世界的に擴大せしめ、同時に漁獲、貯藏、製造技術の革命を促し、爰に遠洋漁業、養殖業、水産製造等の發展を見るに至つた。現代が即ちこれだ。〔**世界の水産國**〕現在世界に於ける主なる水産國は日、英、米、諸の四國であつて、以上の水産總額は最近年百二十萬噸、十七億圓を超え世界水産額の約五割を占めてゐる。而して各本國の內譯は、（單位百萬圓）

日本	三一五、	英國	二八二、		
米國	一五一、	諸威	一〇八、	其他	一、七二二、

であつて日本が第一位であるがこれにカナダ、アラスカ、朝鮮等の各植民地を通算すれば、日英の勢力はほぼ伯仲する。而して世界的需要を有する魚類としては鰊、鱈、鮭、鯖、鰹の五種を擧げることが出來る。これらは何れも年産高二十萬噸以上を有し、此中鰊と鱈は各百五十萬噸以上の産高である。〔**日本の水産業**〕我國の漁業は豐臣時代以前に於ては未だ漁撈期を脫してゐなかつたが、豐臣時代、德川初期に至つて邦人の海岸發展の氣運勃興し、大型の航海船も建造され、漁業も之に從つて或程度の發達を見た。德川の鎖國主義は、一旦發達しかけた海洋漁業を禁じ、我漁業は再び沿岸漁業に制限されるに至つた。しかし此間養殖、製造業等は多少發達した。然し乍らそれが國民經濟上枢要の位置を占むるに至つたのは、日淸役後に於ける我産業革命の發展による漁業の勃力化、運輸機關の發達、冷氷裝置による貯藏機關の發達、罐詰其他の保存、加工技術の發達等に俟たねばならなかつた。此外水産業の發達に貢獻した政府施設の主なるものとしては、明治三十年の遠洋漁業奬勵法、日露役の結果としての露領漁業權の獲得、漁港設備に對する補助等がある。遠洋漁業奬勵法發布以前にあつては、我漁業の操業區域は僅々沿岸十浬以內に限られてゐたが、發布以後漁業區域は擴大され、最近に於ては沿岸百浬の內地近海並に北はベーリング、オコック海、南は黃海、支那海、南洋にまで出漁するに至つた。而して遠洋漁業の

種類は、捕鯨業、汽船トロール漁業、汽船底曳網漁業、工船蟹工業、延繩流網漁業、巾着網漁業等の多種を有して、沿岸漁業を遙かに凌駕するに至つた。此外、養殖業としては魚田による蛎、鯉、鱒、鰡、鮒、金魚等があり、更に淺海に於ける養殖業としては海苔を第一に、牡蠣、蛤、灰貝等がある。なほ水産製造業には工業用として魚油、沃度、加里、膠、肥料用として鯨鰮搾粕、干鰯、胴鰊、笹子あり食料用としては鮭、蟹其他の罐詰、鰯、鰹節、鹽鮭、鹽鱒等がある。前述の如く世界に於ける水産業は其漁獲高に於て我國が第一位にあり、これを國內に於ける他の原始産業（農林鑛業等）に比するも第三位にある。而して最近の輸出額は年額約四千萬圓に上つてゐる。**參考書**　高橋龜吉、明治大正産業發達史。水産統計年鑑。社會經濟大系中の水産業。（高橋龜吉）

水道　廣く水道といへば上水道（Water Main, Wasserleitung）と下水渠（Wasserag-, Abzugskanal）とを含むが、普通に上水即ち給水設備の方のみを指し、下水道は特にこれを下水と呼び習はす場合が多い。何れも都市の衞生施設のうち最も重要なる項目に屬し、その市民の健康に影響するところは極めて一般的且つ直接的である。從つて又、都市計畫乃至都市行政の方面からも看過し得ない重要部門をなす。（一）上水。上水の市民衞生に及ぼす影響については、卑近に東京大阪における上水敷設後の死亡率減少の事實がこれを語つてゐる。都市における上水設備の沿革を尋ぬれば、遠く太古の都市テイルに遡り得る。希臘のアテネにおいても完全なる水道工事があつたといひ、更にローマにおいては記元前三一一年既にその敷設を見てをり、第三世紀の末には總延長實に三五九哩に達したといふ。現在世界における模範的水道事業はロンドンのそれであり、その創始は十七世紀、初めは一會社の經營であつたが、一九〇二年、當時八組の會社の別々の經營に屬してゐたものを、新設のロンドン水道局に買收したものである。買收價格四億七千萬圓、近時の供給區域五三八平方哩に達する。その歷史において近代的濾過式の濾艙であると同時に、現在においても稀なる大規模水道である。我國には明治二十一年に水道條例が發布され、國庫よりその工事の補助を行ひ全國都市にその計畫を誘發したのであるが、現在においては各都市殆んどその設備なきほなき狀態で、昭和元年現在、水道數一七〇、給水量二、五二四、一七〇、七三六石、その數字は大正六年現在の二倍以上を示してゐる。我國最初の水道設備は橫濱市で、英人技師の設計によりイギリス式緩漫砂濾式をもつて明治十八年に實施せられた。これに次いで函館市（明治廿二年竣工）、長崎市（廿四年竣工）に設置されたが、何れも衞生上好成績を示した。大阪は第一期は明治二十六年起工、廿八年竣成、第二期擴張工事は大正三年に竣工した。東京市の上水は明治三十三年に一應完成を見たが、その後數度の擴張を經て現在に至つてゐる。上水は我國においては多く市營その他公營であるが、歐米においては從來私營が多く、近時に至つて公營に移るものが多い。（二）下水。都市衞生特に傳染病の豫防は上水設備のみでは完全を期し難い。ドイツのミュンヘン並びにベルリンにおけるド水工事完成が齎した腸チブスの減少は有名であり、このため屢ば引用せられるところであるが、消化器傳染病が上水のみでは完全に豫防できず、下水道の完備を俟たねばならぬてふことは、今や殆んど周知の公則となつてゐる。わが國の下水工事は從來行惱みの狀態にあり、その發達は上水に比し甚だ遲々たるものであるが、主因は工事費用の問題にあり、結局、都市の財政並に行政上今後の重要問題たらざるを得ない。**參考書**　田川大吉郎、都市政策汎論。片岡安、現代都市之研究。石津三次郎、都市計畫講話。西大條覺、上水問題（都市計畫講習錄全集第二卷）。米元晉一、下水改良と糞尿問題（同上）。（笠信太郎）

水平運動　所謂特殊部落民の自己解放運動である。これ等の特殊部落民は「穢多」その他の侮辱的な言辭を以て呼ばれ、永く社會的に政治的に經濟的に差別待遇を受けて來た。明治政府は明治四年「爾今穢多の稱呼を廢す」と布告して從來穢多族として賤視せられて來た人々を平民の列に加へたのであるが、永年の社會的慣習は容易に平等待遇を認めず依然として「特殊部落民」「新平民」等の侮辱的稱呼の下に社會的賤視を甘受しなければならなかつた。政府は明治四年に穢多解放令を布告したけれども爾來四十數年間、これ等部落民の社會的不平等待遇とその經濟的窮乏とに對して何等救濟策を講ぜず、唯自然の成行に放置するのみであつた。然るに歐洲大戰直後活潑なる勞働運動の勃興を見るに至るや、所謂部落民にも自覺と奮起の機會を與へここに自主的な部落民の自己解放運動を誘致するに至つたのである。即ち大正十年三月奈良縣柏原の部落民團體たる青年同志會は組織を改めて水平社を創立し、政府その他の溫情的な改善政策に反抗し部落民自身の手に依つて差別待遇の絕滅を期せんとした。その水平社と云ふ稱呼は十七世紀イギリスに行はれた Levellers の運動に暗示せられたものであると言ふ。この新なる水平社の運動は忽ちにして近畿地方に波及し竟には全國に波及するに至つたのである。そこで大正十一年三月には京都に於いて「全國水平社」の創立大會を見、この大會に集るものは全國各地方の部落民代表約四千名と稱せられた。全國水平社の綱領は、（一）我々特殊部落民は部落民自身の行動に依つて絕對の解放を期す。（二）我々特殊部落民は絕對に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し以つて獲得を期す。（三）我々は人間性の原理に覺醒し人類最高の完成に向つて突進すと云ふのであつた。尙創立大會は差別待遇絕滅の方法として「我等に對し幾多及び特殊部落民其他の言行に依つて侮辱的の意思を表示したる時は徹底的の糾彈をなす」と云ふ決議をした。この決議は初期の水平運動に於ける最も徹底的な運動方法であり爾來一二年間部落民の侮辱に對する徹底的の糾彈事件は寧日なしに頻發する有樣であり、十一年中に小學校に於

ける差別糾彈事件のみでも五十四件の多きに達したほどである。從つて水平運動の波及も目覺ましく、全國の殆んど總ての部落がこの中に包含せられる盛況であつた。翌大正十二年三月三日の第二回全國水平社大會は、徹底的糾彈の外に本願寺に對する募財拒絕、政府その他の侮辱的改善策及び恩惠的施設の改革を促すことを決議した。大正十二年度に於ける差別待遇の徹底的糾彈はその最高點に達し二百餘件に達したと言はれてゐる。然かもその最も激動的の事件は奈良縣川西村に於ける水平社對國粹會の暴擾事件である。大正十二年三月十七日川西村の一村民が部落民の嫁入行列に對して侮辱的の容姿をしたと云ふことに端を發し、翌三月十八日水平社と國粹會との間に鬪爭を惹起し水平社側六百名國粹會四百名を以て對峙し屢ば衝突して負傷者を出すに至つた。これに對して奈良縣の保安課長以下は警官三百名を以て警戒の任に當つたが、翌三月十九日には水平社國粹會共に全國的の來援を得て氣勢を添へ、遂に銃火を交へるに至つたので丸茂奈良縣知事は軍隊の出動を申請するに至つた。この事件に依つて水平社の首腦部に犧牲者を出すに至つたが、その徹底的糾彈運動は益々全國的に波及し、三府二十縣に亙つて二百五十有餘の水平社が組織せられるに至つた。水平運動はかく燎原の火の如く全國に擴大したが同時に大正十二年を最高點として次第に內部的對立を孕むに至つた。卽ち水平運動が差別待遇撤廢運動から一般無產階級運動への合流に轉換すべき必然的要求に迫られたことに基因するものである。これは早くも大正十三年三月の第三回全國大會に於ける綱領改正案、組織變更案として現はれた。この議案は一は否決一は保留となつたが、その思想的對立の傾向は蔽ふべくもなかつた。然るに偶々同年七月德川公爵辭職勸告運動に關聯して水平社本部が警視廳のスパイ澁島某と連繫を有つことが暴露せられるや端なくも大問題を惹起し、全國委員長南梅吉氏等に對する非難の聲囂々として高く、遂に同年十二月一日より三日間に亙つて大阪に開かれた全國各府縣の委員長會議は南、平野兩氏を除名するに至り、本部員全部の辭職を見るに至つた。この內紛は本部派對少壯派の爭であると共にまた思想的の對立でもあり、水平社分裂の危機を孕むに至つた。大正十四年一月十八日群馬縣世良田村に於ける水平社部落燒打事件は、一時水平社再統一の機運を挽回したが思想的の對立は遂に如何ともすることが出來なく、第四回の水平社大會は五月に延期するの止むなき程であつた。かくて同年九月十六日、從來水平運動の無產所級運動への接近を高唱し來つた「全國水平社無產者同盟」の一派は青年同盟を解散して「全國水平社青年同盟」を組織し、從來の機關紙「選民」を「青年大衆」と改題し水平運動のプロレタリア運動化を高唱するに至つた。これに對して水平運動の獨自性を信ずる人々は水平運動の純化と水平運動の本來の目的への復歸とを叫び、十月十八日「全國水平社自由青年聯盟」を組織し、水平運動を共產主義化する赤化分子の排斥を宣言するに至つて水平社と勞農黨との關係は一層の濃密の度を加へた。然るに第二共產黨事件を契機として勞働農民黨が解散せられ無產政黨運動の組織が分裂して社會民衆黨、日本勞農黨の分立となつたが、その徹底的糾彈運動は益々全國的に波及し、三府二十縣に亙つて二百五十有餘の水平社が組織せられるに至つた。水平運動はかく燎原の火の如く全國に擴大したが同時に大正十二年を最高點として次第に內部的對立を孕むに至つた。卽ち水平運動が差別待遇撤廢運動から一般無產階級運動への合流に轉換すべき必然的要求に迫られたことに基因するものである。これは早くも大正十三年三月の第三回全國大會に於ける綱領改正案、組織變更案として現はれた。この議案は一は否決一は保留となつたが、その思想的對立の傾向は蔽ふべくもなかつた。然るに偶々同年七月德川公爵辭職勸告運動に關聯して水平社本部が警視廳のスパイ澁島某と連繫を有つことが暴露せられるや端なくも大問題を惹起し、全國委員長南梅吉氏等に對する非難の聲囂々として高く、遂に同年十二月一日より三日間に亙つて大阪に開かれた全國各府縣の委員長會議は南、平野兩氏を除名するに至り、本部員全部の辭職を見るに至つた。この內紛は本部派對少壯派の爭であると共にまた思想的の對立でもあり、水平社分裂の危機を孕むに至つた。大正十四年一月十八日群馬縣世良田村に於ける水平社部落燒打事件は、一時水平社再統一の機運を挽回したが思想的の對立は遂に如何ともすることが出來なく、第四回の水平社大會の外に本願寺に對する募財拒絕、政府その他の侮辱的改善策及び恩惠的施設の改革を促すことを決議した。大正十二年度に於ける差別待遇の徹底的糾彈はその最高點に達し二百餘件に達したと言はれてゐる。然かもその最も激動的の事件は奈良縣川西村に於ける水平社對國粹會の暴擾事件である。大正十二年三月十七日川西村の一村民が部落民の嫁入行列に對して侮辱的の容姿をしたと云ふことに端を發し、翌三月十八日水平社と國粹會との間に鬪爭を惹起し水平社側六百名國粹會四百名を以て對峙し屢ば衝突して負傷者を出すに至つた。これに對して奈良縣の保安課長以下は警官三百名を以て警戒の任に當つたが、翌三月十九日には水平社國粹會共に全國的の來援を得て氣勢を添へ、遂に銃火を交へるに至つたので丸茂奈良縣知事は軍隊の出動を申請するに至つた。この事件に依つて水平社の首腦部に犧牲者を出すに至つたが、その徹底的糾彈運動は益々全國的に波及し、三府二十縣に亙つて二百五十有餘の水平社が組織せられるに至つた。水平運動はかく燎原の火の如く全國に擴大したが同時に大正十二年を最高點として次第に內部的對立を孕むに至つた。卽ち水平運動が差別待遇撤廢運動から一般無產階級運動への合流に轉換すべき必然的要求に迫られたことに基因するものである。これは早くも大正十三年三月の第三回全國大會に於ける綱領改正案、組織變更案として現はれた。この議案は一は否決一は保留となつたが、その思想的對立の傾向は蔽ふべくもなかつた。然るに偶々同年七月德川公爵辭職勸告運動に關聯して水平社本部が警視廳のスパイ澁島某と連繫を有つことが暴露せられるや端なくも大問題を惹起し、全國委員長南梅吉氏等に對する非難の聲囂々として高く、遂に同年十二月一日より三日間に亙つて大阪に開かれた全國各府縣の委員長會議は南、平野兩氏を除名するに至り、本部員全部の辭職を見るに至つた。この內紛は本部派對少壯派の爭であると共にまた思想的の對立でもあり、水平社分裂の危機を孕むに至つた。大正十四年一月十八日群馬縣世良田村に於ける水平社部落燒打事件は、一時水平社再統一の機運を挽回したが思想的の對立は遂に如何ともすることが出來なく、第四回の水平社大會の外に本願寺に對する募財拒絕、政府その他の侮辱的改善策及び恩惠的施設の改革を促すことを決議した。大正十二年度に於ける差別待遇の徹底的糾彈はその最高點に達し二百餘件に達したと言はれてゐる。然かもその最も激動的の事件は奈良縣川西村に於ける水平社對國粹會の暴擾事件である。大正十二年三月十七日川西村の一村民が部落民の嫁入行列に對して侮辱的の容姿をしたと云ふことに端を發し、翌三月十八日水平社と國粹會との間に鬪爭を惹起し水平社側六百名國粹會四百名を以て對峙し屢ば衝突して負傷者を出すに至つた。これに對して奈良縣の保安課長以下は警官三百名を以て警戒の任に當つたが、翌三月十九日には水平社國粹會共に全國的の來援を得て氣勢を添へ、遂に銃火を交へるに至つたので丸茂奈良縣知事は軍隊の出動を申請するに至つた。この事件に依つて水平社の首腦部に犧牲者を出すに至つたが、その徹底的糾彈運動は益々全國的に波及し、三府二十縣に亙つて二百五十有餘の水平社が組織せられるに至つた。水平運動はかく燎原の火の如く全國に擴大したが同時に大正十二年を最高點として次第に內部的對立を孕むに至つた。卽ち水平運動が差別待遇撤廢運動から一般無產階級運動への合流に轉換すべき必然的要求に迫られたことに基因するものである。これは早くも大正十三年三月の第三回全國大會に於ける綱領改正案、組織變更案として現はれた。この議案は一は否決一は保留となつたが、その思想的對立の傾向は蔽ふべくもなかつた。然るに偶々同年七月德川公爵辭職勸告運動に關聯して水平社本部が警視廳のスパイ澁島某と連繫を有つことが暴露せられるや端なくも大問題を惹起し、全國委員長南梅吉氏等に對する非難の聲囂々として高く、遂に同年十二月一日より三日間に亙つて大阪に開かれた全國各府縣の委員長會議は南、平野兩氏を除名するに至り、本部員全部の辭職を見るに至つた。この內紛は本部派對少壯派の爭であると共にまた思想的の對立でもあり、水平社分裂の危機を孕むに至つた。大正十四年一月十八日群馬縣世良田村に於ける水平社部落燒打事件は、一時水平社再統一の機運を挽回したが思想的の對立は遂に如何ともすることが出來なく、第四回の水平社大會は五月に延期するの止むなき程であつた。かくて同年九月十六日、從來水平運動の無產所級運動への接近を高唱し來つた「全國水平社無產者同盟」の一派は青年同盟を解散して「全國水平社青年同盟」を組織し、從來の機關紙「選民」を「青年大衆」と改題し水平運動のプロレタリア運動化を高唱するに至つた。これに對して水平運動の獨自性を信ずる人々は水平運動の純化と水平運動の本來の目的への復歸とを叫び、十月十八日「全國水平社自由青年聯盟」を組織し、水平運動を共產主義化する赤化分子の排斥を宣言するに至つて水平社と勞農黨との關係は一層の濃密の度を加へた。然るに第二共產黨事件を契機として勞働農民黨が解散せられ無產政黨運動の組織が分裂して社會民衆黨、日本勞農黨の分立となつたが、その徹底的糾彈運動は益々全國的に波及し、三府二十縣に亙つて二百五十有餘の水平社が組織せられるに至つた。水平運動はかく燎原の火の如く全國に擴大したが同時に大正十二年を最高點として次第に內部的對立を孕むに至つた。卽ち水平運動が差別待遇撤廢運動から一般無產階級運動への合流に轉換すべき必然的要求に迫られたことに基因するものである。これは早くも大正十三年三月の第三回全國大會に於ける綱領改正案、組織變更案として現はれた。この議案は一は否決一は保留となつたが、その思想的對立の傾向は蔽ふべくもなかつた。然るに偶々同年七月德川公爵辭職勸告運動に關聯して水平社本部が警視廳のスパイ澁島某と連繫を有つことが暴露せられるや端なくも大問題を惹起し、全國委員長南梅吉氏等に對する非難の聲囂々として高く、遂に同年十二月一日より三日間に亙つて大阪に開かれた全國各府縣の委員長會議は南、平野兩氏を除名するに至り、本部員全部の辭職を見るに至つた。この內紛は本部派對少壯派の爭であると共にまた思想的の對立でもあり、水平社分裂の危機を孕むに至つた。大正十四年一月十八日群馬縣世良田村に於ける水平社部落燒打事件は、一時水平社再統一の機運を挽回したが思想的の對立は遂に如何ともすることが出來なく、第四回の水平社大會は五月に延期するの止むなき程であつた。かくて同年九月十六日、從來水平運動の無產所級運動への接近を高唱し來つた「全國水平社無產者同盟」の一派は青年同盟を解散して「全國水平社青年同盟」を組織し、從來の機關紙「選民」を「青年大衆」と改題し水平運動のプロレタリア運動化を高唱するに至つた。これに對して水平運動の獨自性を信ずる人々は水平運動の純化と水平運動の本來の目的への復歸とを叫び、十月十八日「全國水平社自由青年聯盟」を組織し、水平運動を共產主義化する赤化分子の排斥を宣言するに至つて水平社と勞農黨との關係は一層の濃密の度を加へた。然るに第二共產黨事件を契機として勞働農民黨が解散せられ無產政黨運動の組織が分裂して社會民衆黨、日本勞農黨の分立となつたが、その徹底的糾彈運動は益々全國的に波及し、三府二十縣に亙つて二百五十有餘の水平社が組織せられるに至つた。水平運動はかく燎原の火の如く全國に擴大したが同時に大正十二年を最高點として次第に內部的對立を孕むに至つた。卽ち水平運動が差別待遇撤廢運動から一般無產階級運動への合流に轉換すべき必然的要求に迫られたことに基因するものである。これは早くも大正十三年三月の第三回全國大會に於ける綱領改正案、組織變更案として現はれた。この議案は一は否決一は保留となつたが、その思想的對立の傾向は蔽ふべくもなかつた。然るに偶々同年七月德川公爵辭職勸告運動に關聯して水平社本部が警視廳のスパイ澁島某と連繫を有つことが暴露せられるや端なくも大問題を惹起し、全國委員長南梅吉氏等に對する非難の聲囂々として高く、遂に同年十二月一日より三日間に亙つて大阪に開かれた全國各府縣の委員長會議は南、平野兩氏を除名するに至り、本部員全部の辭職を見るに至つた。この內紛は本部派對少壯派の爭であると共にまた思想的の對立でもあり、水平社分裂の危機を孕むに至つた。大正十四年一月十八日群馬縣世良田村に於ける水平社部落燒打事件は、一時水平社再統一の機運を挽回したが思想的の對立は遂に如何ともすることが出來なく、第四回の水平社大會は五月に延期するの止むなき程であつた。かくて同年九月十六日、從來水平運動の無產所級運動への接近を高唱し來つた「全國水平社無產者同盟」の一派は青年同盟を解散して「全國水平社青年同盟」を組織し、從來の機關紙「選民」を「青年大衆」と改題し水平運動のプロレタリア運動化を高唱するに至つた。これに對して水平運動の獨自性を信ずる人々は水平運動の純化と水平運動の本來の目的への復歸とを叫び、十月十八日「全國水平社自由青年聯盟」を組織し、水平運動を共產主義化する赤化分子の排斥を宣言するに至つて水平社と勞農黨との關係は一層の濃密の度を加へた。然るに第二共產黨事件を契機として勞働農民黨が解散せられ無產政黨運動の組織が分裂して社會民衆黨、日本勞農黨の分立となつたが、その徹底的糾彈運動は益々全國的に波及し、三府二十縣に亙つて二百五十有餘の水平社が組織せられるに至つた。水平運動はかく燎原の火の如く全國に擴大したが同時に大正十二年を最高點として次第に內部的對立を孕むに至つた。卽ち水平運動が差別待遇撤廢運動から一般無產階級運動への合流に轉換すべき必然的要求に迫られたことに基因するものである。これは早くも大正十三年三月の第三回全國大會に於ける綱領改正案、組織變更案として現はれた。この議案は一は否決一は保留となつたが、その思想的對立の傾向は蔽ふべくもなかつた。然るに偶々同年七月德川公爵辭職勸告運動に關聯して水平社本部が警視廳のスパイ澁島某と連繫を有つことが暴露せられるや端なくも大問題を惹起し、全國委員長南梅吉氏等に對する非難の聲囂々として高く、遂に同年十二月一日より三日間に亙つて

待つと云ふ狀態である。今水平社內部には政治的中立派と政治運動派とあり、同じ政治運動派も特別に個々の無產黨を支持せず、水平社として固まらんとする傾向を有してゐるやうに見受けられる。（河野密）

推理（Inference, Schluss, Inférence） 推論とも云ふ。一個若くは二個以上の旣知の判斷より一個の新しい判斷を繹き出す思惟作用である。旣知の判斷の一個たるときは直接推理、尙一個の判斷が加へられて伸介さるるときは間接推理と言ふ。この後者の推理法は三つの判斷より成る故三段論法（Syllogism）と呼ばれる。旣知の判斷は新判斷の理由の位置にあるものであつて、これを前提（Premise）と云ひ、歸結されたる新判斷を結論（Conclusion）と云ふ。推理は思惟作用の本質をなすものである。學問の二大方法の一たる演繹法は推理によつて立つ。數學、論理學等の論證科學は推理を基本とする。かかる推理に於ける前提は結論の理由となるものであつて、一般的なるものである。特殊的なものの眞理が一般的なもののそれより演繹さるることが推理である。故に演繹推理とも呼ぶ。これに反して、推理には特殊なるもの（從つて特殊の諸事實）より一般的眞理をかち獲るものである。これを前者に對して歸納推理と呼ぶ。特殊諸事實（卽ち諸事例）が悉く擧げられる場合は歸納推理は完全である、これを完全歸納推理と呼ぶ。併し事實としてはかく好都合でない。多くの旣知事例に於て然かありしを以て他者にあつても然らんと想定して一般的結論に到着するが常である。これを不完全歸納推理と呼ぶ。これは蓋然的確さを獲るに過ぎぬが、演繹的推理が論證的であるに反して、新知識の獲得の點に於てまさる。尙この推理と一見相似て然らざるものに類推がある。二個の事實ありて、兩者の或る類似點を基礎として、一方の事實に存する性質が他方の事實にも存することを、推理するものである。火星と地球の類似點を基礎として、火星にも人間の棲めることを類比的に推理するが如きである。（三枝博音）

水利（Irrigation & Drainage） 水利とは一般に農地の灌漑排水に關する便否の狀況をいふ。我國では灌漑用が耕地の大部を占むるがゆゑに、水利は農家の私經濟において固より重大の關心事であるが、これを社會經濟的見地からすれば、水利の改良は農業政策における技術的な重大問題をなす。いま我國現在における水利狀況の一般を略記しておかう。大正十三年五月調査によれば、本邦灌漑田面積は三百二萬七千町歩。まづ灌漑について見るに、その約六割五分は河川に依り、約二割一分は溜池により、その他は泉・井戸・湖沼等に依つてゐる。而して有灌漑面積中、水量の潤澤なるもの七十七萬八千町歩（二五・五%）、適當なるもの百六十七萬一千町歩（五五・二%）、不足なるもの五十七萬八千町歩（一九・一%）に當る。次に、排水について見るに、特に暗渠明渠閘門等の變更廢置、揚水機の設置、その他の設備又は工事を行ふ必要ある平時排水の不良なるもの五十六萬九千町歩（田地總面積に對する一八・七%）、洪水の場合において一時的浸水の被害を受けるもの五十一萬四千町歩（同上、一六・七%）に當る。また田面積中、一毛作田地は總面積の約六割を占めてゐるが、その一毛作田地中灌漑排水の關係のために二毛作の行はれないものが六十九萬三千町歩あり、これを原因別すれば、用水不足に依るもの十三萬六千町歩（田面積の四・四%）、排水不良に依るのもの五十五萬七千町歩（同上、一五・一%）に當る。而してこの水利關係を改良したる場合において二毛作を施行し得る見込の面積は四十七萬五千町歩で、その他は氣候・勞力・等の關係から二毛作の行ひ難いものである。次に、水利改良の狀況について。云ふまでもなく水利は耕地整理事業として漸次改良を加へられつつある。昭和二年四月調査によるに、現在、灌漑排水上改良を要するもの、五百町歩以上の集團地につき五百五十一ケ所、七十一萬町歩。これら五百町歩以上の集團地については、大正九年以來農林省において農業水利改良計畫に依り、事業の方法、損益等に關する計畫の綱要を立案し、事業の實施を奬勵しつつある。又用排水幹線改良事業（卽ち耕地の用水又は排水の改良に依つて利益を受くべき面積五百町歩以上を支配する用排水設備の改良事業）を府縣營として行ふものに對しては、政府は大正十二年度から用排水改良事業補助要項に依りその事業のため支出した金額の二分の一の國庫補助金を交付してゐる（以上引用の數字は主として農林省、耕地擴張改良事業要覽、第三項に據る）。（笠信太郎）

水利組合（Irrigation Association. Wassergenossenschaft. Association syndicale des Cours d'eaux） 水利組合とは一般に水利或は水害豫防に關する事業を目的とするる。我が德川時代においては用水組合なるものがあり、數個の農村が用水引用を目的として組合を作り協同して井路の開鑿、或は人工疏水等を行ふものがあつたが、その構成は一農村を單位とするものの如くである。現今の水利組合は水利組合法（明治四十一年四月、法律第五十號、並に大正十五年六月、法律第七九號）に據る。いま我が現行水利組合法に據るに、水利組合とは、水利土工に關する事業にして特別の事情に依つて府縣その他の地方公共團體の事業となし得ない場合に設置される法人組織の團體をいふ。水利組合はその機能に依つてこれを二種類に分つ。卽ち、灌漑排水に關する事業のために設置されるものを普通水利組合とし、水害の防禦に關する事業のために設置されるものを水害豫防組合といふ。水利組合の組織されて組合事業によつて利益を受くる土地を所有する者をもつて區域とし、その區域內において土地を所有する者をもつて組合員とする。同じく水害豫防組合においては、水害を受くべき土地をもつて區域となし、その區域內において土地・家屋・及び組合規約に指定する工作物を所有する者をもつて組合員とする。但し水害豫防組合においてその區域の全部に涉つて灌漑排水に關する事業の必要ある場合は、許可を受けてこれを兼營することが出來る。次に、水利組合を設置せんとするときは府縣知事において組合區域を指定し、關係地の市町村長のうち一人または數人に創立委員を命じ、創立委員は組合規約案を調製し、關係者の總會議を經て府縣知事の許可を受くべきものとす。組合の管理は府縣知事が水利組合關係地の市町村長のうち一人を指定して組合事務の管理をなさしむるをもつて原則とする。次に、財政に關する組合の權限につき原則的なる規定を逸ぶれば、まづ組合は義務としてその必要なる費用及び法律勅令に依つて組合の負擔に屬する費用を支辨しなければならぬ。組合の牧入は第一に組合費で、普通水利組合費は土地に對して賦課され、水害豫防組合費は土地・家屋・及び組合規約に指定する工作物に對して賦課される。尙ほ水利組合はその組合事業の性質上人の勞務を要することが多いので、組合員に對する賦課は費用にのみ限らず、その事業のためには夫役現品を賦課することが出來る。特に水害豫防組合にあつては夫役に限り、その區域內の居住者の總てに賦課し得ることとなつてゐる。尤も夫役現品の代納に關する規定を作ることは出來る。最後に組合の監督は、第一次において府縣知事、第二次において內務大臣これを行ふ。全國に現存する水利組合の財政狀態を昭和二年度の豫算について見るに、普通水利組合の歲出總額は二三、一一〇、〇〇〇圓、歲出のうち事業費一一、九五三、〇〇〇圓、水害豫防組合にあつては歲出總額三、三一一、〇〇〇圓、このうち事業費は一、六三一、〇〇〇圓を占む。而して豫算數字に現はれた水利組合の活動は年々增大の傾にあるを見る。**參考書** 日本帝國統計年鑑。（笠信太郎）

スウイス（Switzerland）〔歷史〕 一二九一年ウリ（Uri）シュワイツ（Schwyz）と下ウンタアワルデン（Unterwalden）が防禦同盟を結び、一三五三年八個、一五一三年十三個同盟となる。一六四八年此の同盟は神聖羅馬帝國から形式上獨立したが、一七九八年まで、カントンの數は增さなか

つた。この年フランスの影響のもとにヘルヴェティック共和國が形成されたが、スウイス人不満、一八〇三年ボナパート・ナポレオン新憲法を與へ、カントンも十九となる。一八一五年永久中立と不可侵が、英、墺、普、露、葡から認められる。ウイーン會議で確定された。國内の同盟條約も同時に結ばれ一八四八年まで效力を存續した。此年新憲法一般の同意で成立し一八七四年現行憲法布かる。〔土地人口〕二十五カントン。一五、九四〇方哩。一九二七年推定人口三、九八七、〇〇〇。〔經濟〕農業。九三一、一七七ヘクタアス中二二・六%は不生産的、九〇〇、六四七ヘクタアス二八・二%森林、殘部一、一二一、〇〇〇ヘクタアス五三・二%は草原、八〇〇、〇〇〇ヘクタアス三五・七%牧場。一九二七年一二三、六六七エーカース小麥を產し、四九、七二五エーカース裸麥を產す。チースと煉乳の產多し。林業。一九二六年木一五、二七四、九二一本、一四七七方哩に亘る。家畜亦多し。鹽產額、一九二七年、七八二、六一八クインタル。工業ゝ時計著名。一九二七年、二〇、一九八、五八一個輸出す。電氣業三三五、企業一、一八二、〇七〇キロワット裝置す。貿易。一九二八年輸入一〇九、七八七、二一三磅、輸出八五、三七七、四三一磅、財政。一九二九年歲入一四、一一二、〇〇〇磅、歲出一四、〇三二、〇〇〇磅(1$=25 francs)公の負債總額二、一八四、一四二、〇〇〇法。〔法政〕獨佛伊の三文化支配す、名稱も三種あり。(Schweiz. Suisse. Svizzera)憲法はレフエレンダム・イニシアテイブの制度をもち、聯邦制である。二院制(Ständerat, Nationalrat)。政黨は一九二八年の選擧で急進派五八、カソリツク、四六、社會民主派五〇、農民三一、自由保守黨六、その他七。大統領ロバート・ハーブ(Robert Haab)副大統領カール・シロイラア(Karl Schlunegr)。國防。二〇〇、〇〇〇を動員し得。外に六〇、〇〇〇の國民兵がある。〔文化〕宗教。一九二〇年の調査によると、プロテスタント二、二三〇、五九七(全人口の五七%)羅馬カソリツク一、五八五、三一一(四一%)ユダヤ敎二〇、九七九(〇・五%)敎育。大學七個、初等學校四、四〇七、生徒四八二、

てるるが、なされた仕事に對する不相當なる報酬の點では支拂は、その半が著しく低率であることを特色とする。

從つてこれが取締も困難であり、和民地區の婦女子、少年を雇ふ計畫の補助のために不當なる條件を甘受しなければならぬのである。この方法が勞働搾取の最も直接且露骨のものであることは、多くの人々によつて認められてゐるが、それによつて失はれる社會の損失は莫大なものである。特に少年工がその心身の發育の途上にあつて、このスウェッチング・システムのために惡影響を受け、發育が中絶されるが如き現象を見るのはその最大なる弊害である。貧民の家庭は、その生活の窮迫のために、その少年を走弟に出し、又は少年をして內職せしむるのであるが、その勞働時間は過長であり、職場は不衞生であるのである。少年の勞働は工場法によつて十四歲以下は禁止せられてゐるが、工場法の適用を受けるが如き工場は先づ條件はよき方であり、問題は工場法の適用を受けない町工場や內職にある。參考書 Adams and Sumner, Labor Problems. Kingsley, Cheap Clothes and Nasty. (松澤彙人)

樞密院 (Privy Council. Geheimrat. Conseil privé) 天皇の最高顧問府として明治二十一年四月に初めて設置せられ、憲法の制定後は憲法上の必要機關とせられて居るものである(五六條)。內閣及び議會と共に天皇の顧問府とし、それが單に名目に止まらず實權を有つて居るのは外國には全く其の例を見ない。樞密院は憲法上の職務と皇室法上の職務と二重の職務を有つて居る。

憲法上の職務としては重要の國務に就き天皇の諮詢に應ふるもので、如何なる事柄に付いて諮詢せらるるかは、樞密院官制に依りて定められて居る。皇室法上の職務としては重要の皇室事務で同時に國務に關係するものに就ては一面には重要事項に關し諮詢に應ずるの外に更に樞密院を置き、憲法上の職務と皇室法上の職務とを行はしめて居るものである。

樞密院は議長、副議長及顧問官から成る合議體である。顧問官の數は現在は二十四人の定員で、其の外に在京の成年以上の各親王も其の會議に列し、各國務大臣も亦職務上當然の權があり、副議長及顧問官は國務大臣の如くに議會に出席し發言して意見を述べることなしと雖も、國務大臣の如くに內閣を組織する權能を有するものではない。又天皇に意見を奏するにのみ止まるもので、人民に對して政治を行ふものでもない。樞密院官制には樞密院は施政に關與することなしと明言して居るけれども、樞密院は行政裁判法(二〇條)に依り權限爭議の裁判所たる職務を與へられ、此の職務は實行せられない。

此の制度が定まらない爲に此の規定は全く空文となつて居り、樞密院は行政裁判所たる性質を有つて居る。顧問官は勅任官たるを以て內閣の更迭に關係なく在職し、其の地位は極めて安固である。

樞密院

企圖を進めたが、當時は後年のパナマ開鑿の際とは全く事情を異にし、世界の資本主義未だ幼稚で、その株式募集は困難を極め一時は失敗に終らんとしたが、辛うじて一八五八年の終りに資金二億法をもつてスエス運河會社(La Compagnie Universelle du Canal Maritime de Suez)は成立した。着工一八五九年四月、工事については幾多の困難に遭遇したが、結局一八六九年十一月十七日その完成を見るに至つた。〔スエス運河の國際關係〕スエズ運河はフランス人たるレセップ氏によつて企圖され、運河會社の株式も大半は佛國にて引受けられた關係上、はじめフランスの同運河に對する關係は最も密接であつたが、元來その地域はエジプトの國土であり、その開鑿はエジプト王セッドの允許のもとになつたものであつたから、エジプトは九十九年の期間中會社純益の一割五分を受くる權利を得たるほか、尙ほ種々の利權を得てゐた。しかるに、開鑿計畫の當初においてフランスの東洋接近を恐れて極力これを妨害しようとしてゐたイギリスは、その後運河に對しては極めて冷淡なるかの外觀を裝うてゐたが、その實自己の海外貿易、特に東洋政策の遂行上から同運河に對する支配權の獲得はその夢寐にも忘れ得ぬところであつた。恰も一八七〇年エジプト政府の財政窮乏に乘じてイギリスはエジプト所有の運河株全部を買收し、運河會社株式の約五分の三を握るに至り、更に一八八二年にはエジプトの內亂に次いで起つた同國と英佛との紛爭に乘じ軍隊を派して運河會社を占領せしめるに至り、それ以後イギリスはスエズ運河に對して絶大の支配權をもつに至つた。〔經濟史的意義〕スエズ運河の經濟史上における意義は云ふまでもなく西歐資本家諸國の帝國主義への急速なる進展に對して一の大いなる拍車を提供したことにある。東洋諸國の未開植民地の搾取の上に立つ西歐の帝國主義は、スエズの開通によつて一時に奔放し出した。就中、イギリスが最も多くこの恩惠を利用した國であつたことは、上述スエズ運河に對するその政策の發展の中にも窺はれるが、それは運河の開鑿がイギリスの海外發展が未だ微勢に入らざる高潮時代に際會してゐたこと、及びその大植民地印度がこの時既に確立してゐたことに主因がある。スエズ開通後それを通過する船舶の大部分がイギリス船であつたこと(一九一〇年以後において約六割を占む)、及び開通前後におけるイギリスの對東洋貿易の飛躍的增加が明かにこれを示す。開通前(一八六八年)における東洋諸國へのイギリスの輸出は五千萬磅、それが一九〇四年においては一億磅に達してゐる。輸出入合計においても約倍額に近い。同運河によつてイギリスが如何なる地位を新たに確立したかは、容易に想察し得るのである。(笠信太郎)

スカップ (Zaib) ブラック・レツグと呼ぶこともある。「罷業破り」の項を見よ。

スターリン (Stalin, J. W. 1879—) 現代ロシア・サヴェート社會主義聯邦政府の中心的人物であり、ロシア共產黨の執行委員長である。一八七九年コーカサスに生る。師範學校(Lehrerseminar)に通學。一八九八年に革命運動に參加した廉により除名され、同年黨員となる。一九〇〇年にプレハノフ及びレニン等が雜誌「イスクラ」(Iskra)を發行し、革命團體「イスクラ團」を組織した時、これに參加して活躍した。一九〇二年に逮捕され、一九〇三年には三年間シベリアに流刑された。逃亡して黨のために活躍。一九〇八年再び逮捕。三年間シベリアへ流刑に處せらる。一九一一年に逃亡したが一九一二年捕へられて流刑。一九一三年またもや逮捕され、一九一四年バク(Baku)へ逃亡。捕へられ六年間を流刑に處せられ、それ以後イギリスはスエズ運河に對して絶大の支配權をもつに至つた。〔經濟史的意義〕スエズ運河の經濟史上における意義は云ふまでもなく西歐資本家諸國の帝國主義への急速なる進展に對して一の大いなる拍車を提供したことにある。東洋諸國の未開植民地の搾取の上に立つ西歐の帝國主義は、スエズの開通によつて一時に奔放し出した。就中、イギリスが最も多くこの恩惠を利用した國であつたことは、上述スエズ運河に對するその政策の發展の一九〇八年再び逮捕。三年間シベリアに流刑された。逃亡して黨のために活躍。一九〇八年再び逮捕。三年間シベリアへ流刑に處せらる。一九一一年に逃亡したが一九一二年捕へられて流刑。一九一三年またもや逮捕され、一九一四年バク(Baku)へ逃亡。捕へられ六年間を流刑に處せられ、それ以後イギリスはスエズ運河に對して絶大の支配權をもつに至つた。〔經濟史的意義〕スエズ運河の經濟史上における意義は云ふまでもなく西歐資本家諸國の帝國主義への急速なる進展に對して一の大いなる拍車を提供したことにある。東洋諸國の未開植民地の搾取の上に立つ西歐の帝國主義は、スエズの開通によつて一時に奔放し出した。就中、イギリスが最も多くこの恩惠を利用した國であつたことは、上述スエズ運河に對するその政策の發展の一九〇八年再び逮捕。三年間シベリアに流刑された。逃亡して黨のために活躍。一九〇八年再び逮捕。三年間シベリアへ流刑に處せらる。一九一一年に逃亡したが一九一二年捕へられて流刑。一九一三年またもや逮捕され、一九一四年バク(Baku)へ逃亡。捕へられ六年間を流刑に處せられ、それ以後イギリスはスエズ運河に對して絶大の支配權をもつに至つた。〔經濟史的意義〕スエズ運河の經濟史上における意義は云ふまでもなく西歐資本家諸國の帝國主義への急速なる進展に對して一の大いなる拍車を提供したことにある。東洋諸國の未開植民地の搾取の上に立つ西歐の帝國主義は、スエズの開通によつて一時に奔放し出した。就中、イギリスが最も多くこの恩惠を利用した國であつたことは、上述スエズ運河に對するその政策の發展の

箇年後に逃亡し、ペテルスブルグへ逃亡した。また間もなく逮捕せられ再び三箇年の流刑に處せられ、シベリアの僻村クレジュカ(Kurejka)へ流刑。二月革命の後に歸還し、黨機關紙の編輯者となる。一九一九年——二〇年勞働者農民監督の國民委員(Volkskommissar der Arbeiter- und Bauerninspektion)となり、一九二〇年——二三年サヴェート共和國の軍事革命委員(Militär-Revolutionären Sowjets der Republik)の一員、且つ黨の中央委員會の書記。彼れはボルシェヴイキがメンシェヴイキと分離した時からレニンと行動を共にし、一九一七年三月革命後、ペトログラード・サヴェートの一員として、十一月革命の成就まで猛烈な革命戰をつづけ、革命成就後は民族人民委員として東方の宣傳に努め、一九二〇年八月バクにおけるモハメット教徒共產黨大會に列席し、それより續いてエリヴアン、アルメニア、アンゴラを歷訪し、ケマル・パシアとの商議を遂歩せしめた。レニン主義を忠實に遵守し、彼の傳統を正統的に嚴格に發展せしめ、謂ゆる新經濟政策を實行しつつある勞農ロシアに重要な役割を果しつつある。**主著** Probleme des Leninismus (Marxistische Bibliothek). **參考書** Illustrierte Geschichte der Russischen Revolution, 1928. (住谷悅治)

スタムブリイスキー (Stambüjski, Alexander) アレキサンダア・スタムブリイスキーはブルガリア農民同盟の首領であり、且つ世界史上稀有なる純農民黨政府の組織者として有名である。元來ブルガリアは典型的の農業國であつて全國有業人口中約八割二分までは農業者であり、就中農民の優勢なる國である。同國に於てスタムブリイスキーが初めて農民同盟を組織したのは一八九九年であるが、一九一九年の總選擧には八十二人の代議士を得、他のブルジョア諸黨との聯立內閣に參加して六個の大臣席を占め、更に一九二〇年の總選擧には百十四名の議員を得て議會に絕對多數を占め、遂に彼自ら首班となつて獨立の農民黨內閣を組織し、一九二三年六月に至るまで政權を維持したのであつた。スタムブリイスキーのかくの如き政治的活動の根據となれる理論は如何なるものであるか。彼の理論の特色は階級的利害關係よりも職業的連帶關係を重視する點にある。卽ち彼は云ふ、「各職業はその職業に從つて團結し

て、その職業の利益を代表すべき權利と義務とを有する。階級的結合は職業的結合よりも薄弱であり、職業的利益は階級的利益よりも强力である。……それ故に階級的團結は職業的團結にその席を讓り渡さなければならぬ。一定の職業間に於ける利害の對立は、常に妥協によつて之れを片付けることが出來るが、個々の職業間の利害の衝突は鬪爭によらずんば之れを解決することが出來ない。職業間相互の鬪爭は社會的均衡と平和と社會的正義とを創造する。農業と云ふ職業は最も基礎的のものであり、且つ最大多數のものであるから彼等は國家を統治しなければならない。」**參考書** 社會問題講座、第十卷、農民運動の世界的現勢一瑣。W. Koloron, Bauernparteien und Bauernverbände. E. Varga, Materialien über den Stand der Bauernbewegung in den wichtigsten Ländern. (河西太一郎)

スティンネス (Stinnes, Hugo 1870—1924) 獨逸大工業家。歐洲大戰中巨利を得た。殊にマルクの暴落による當時の大成金であつた。ルール・ライン地方を本據とし、事業も炭鑛業、鐵工業その他各方面に亘り獨逸は勿論全歐洲に支店等を設置して一時非常に隆盛であつた。併し乍らその死後は、事業不振で、次第に沒落に向つたのである。**參考書** Wer ist's 1923, 1934. (佐々弘雄)

スティヴンソン (Stephenson, George 1781—1848) 炭坑機關夫の子として一七八一年六月九日ニューカッスル(Newcastle)のウイラム(Wylam)に生る。牛の番をし、燕麥の草を取りながら炭坑の火夫になり、そして側ら讀書習字、算術等を勉强した。一八一五年にデイヴイー(Davy)と同時に炭坑用の安全燈(Geordie)を發明して千磅の賞金を得た。一八一二年キリングロース(Killingworth)炭坑の機械工となり、そこで一八一四年に、彼の最初の蒸汽機關車の考案をなした。それは坑道用のもので一時間六マイルの速力を有してゐた。翌年彼の發明した汽笛は完全に成功した。一八二一年ストクトン(Stockton)ダーリングトン(Darlington)間の鐵道敷設の技師に任命され、一八二六年にはリヴアプール(Liverpool)マンチェスター(Manchester)間の鐵道技師となつた。而してそれは堪へ難い困難の後一八三〇年九月十五日に開通を見た。同年十月一時間三十マイルの速力を有する機關車を發明した。一八三七年から四一年迄ノース・ミッドランド(North Midland)マンチエスター・ミッドランド(York and North Midland)バーミンガム・アンド・リーズ(Manchester and Leeds)バーミンガム・アンド・ダービイ(Birmingham and Derby)等の鐵道技師になつてゐた。彼れのロンドンの事務所は、鐵道狂で滿たされてゐた。一八四五年ベルギー及びスペインを遊歷し、歸國後田舍に籠つて晩年を送つた。一八四八年八月十二日チェスターフィールド(Chesterfield)附近のタットンにて歿した。(莊原達)

ステープラー (Stapler, Merchant Stapler) ステープラーは又マーチャント・ステープラー(Merchant Stapler)とも云ふ。第十四世紀頃英國に於て特に勅令によつて重要物產(Staple goods)の輸出商として指定された商人の獨占的團體。當時の最も重要な輸出品は羊毛であり、鉛、錫等も輸出されたが、政府は貿易業務を圓滑にし且つ關稅徵收の便宜のために輸出地を特定した(Staple Town)。その起源は明確でないが、ともかく政府は度々法令を出してロンドン、ブリストル、ヨーク等をステープル・タウンに指定した。當時英國の外國貿易は尙ほ甚だ幼稚であり、それは謂ゆる受動的取引で外國から來た商人のために暴利を貪られてゐた。がステープル・タウンはかくて內地の要津を轉々した後當時の毛織工場の中心地だつたフランダースの諸都市殊にカレーに落ち付くことになつた。之はそれだけ英國商人の活動が進取的になつた一表徵と考へられる。ステープル・タウンで輸出に從事する商人は政府の厚き保護の下に、當時の要求に從つて一の獨占的團體を組織し、政府から法令によつて特權を得た。それは既に第十三世紀を通じて內地商人が盛に組織してきた商人ギルドと大差なきものであつた。その首長に Mayor を持ち、その執行及び監督機關として二人の Constable が選任された。此ギルドの仕事としてはとりわけ市場の平和の支持、商品の嚴格な檢査、不當競爭の回避による價格の公定等が數へられる。かくて、此の團結せる貿易商はともかくも唯一の特權的輸出業者として、外國商人と對抗して英國商權の伸張に當つたのであるが、既に第十四世紀の中頃になると、他の新興的團體が現はれて彼等の制覇權を侵略することになつた。それは、既に固定化し來つたステープラーの拘束を反撥し、自由の天地の進出を追求して止まなかつた新興階級の活力のほとばしりであつた。ロンドン、ヨーク、ノルウイチ、エキゼター、イプスウイチ、ニューキヤッスル、ハル等の內地向大商人(殊に雜貨商、絹物商、呉服商等)の中にはステープラーに倣つて海外貿易に進出せんとする敢爲の機運が漸次醸成され、遂に隊伍を組んで地中海から北海に乘り出し、しきりに冒險的な取引を行ふに到つた。彼等は初め、何等の特權を與へられてゐず、極めて野性的、冒險的であつたから、Merchant Adventurers と呼ばれ、その敢爲な事業によつて國際商權の伸張に寄與する處著しかつた。が、後ちになつては彼等もまたステープラーと大差なき獨占的組織に固定化してしまつた。第十三世紀を通じて、商業資本は確實に都市的獨占權を得てき、その最高段層を占める大商人の中には封建貴族の堅壘を侵して、既に新興貴族と成り上る者が出て來た。輸出商たる「ステープルの商人」はとりわけ、その最高層を代表する。從て彼等は他方高壁を設けて弱小同業者の混入を防いだ。マーチャント・アドヴェンチュアラースの進出は此特權商人に對する羨望と嫉視から生れたものでないとも言へない。そして彼等自身も、やがて、第二の商人貴族と成り濟ましたのである。「東印度會社」の項參照(小島精一)

ステクロフ (Stoklov, J. M. 1873—) 露西亞の革命的社會運動者。サヴエート・ロシア最大の新聞たるサヴエート聯邦中央執行委員會の日刊機關新聞「イズヴエスチヤ」(Iswestija) の主筆を久しく勤めてゐた。現在共産黨員。一八七三年生。キエフ大學聽講生として研學。九四年オデッサに於て社會民主主義的活動を始め逮捕せられ、同年東部西比利亞へ十ケ年間の流刑に處せらる。九九年逃亡國外へ亡命、社會民主主義的革命運動に加はり、リアザノフ等と共に活動を繼續。一八九八—一九〇三年「露西亞社會民主勞働者黨」黨内の五ケ年に亘る「イスクラ」(Iskra) 派「ザリヤ」(Zarja) 派對「經濟一派の革命運動の理論實踐に關する熾烈なる鬪爭期には「イスクラ」派に屬し、一九〇一年五月「イスクラ」第四號にレニンの劃期的論文—戰術の領域、組織の領域に於て支配してゐた從來の傳統的見解を打破せる「何から始むべきか?」(Womit Beginnen) 現はるゝや彼は (cf. Newgorow の名を用ふ) 之を反駁せる一論文「されば何から始むべきか?」(Womit also Beginnen) を「ザリヤ」誌に送る。編輯部の半數は (Martow, Potressow, Axelrod) その批判的分析と共に之を發表することに贊成、Lenin, Bassulitsch, Plechanow の反對により贊否相半して遂に發表の機を見ずして終る (W. I. Lenin, Sämtliche Werke Bd. IV. Die Periode der "Iskra" 1900—1902. Erster Halbband. S. 378. Anm. 49)。一九〇三年社會民主黨分裂後はボルシエヴイキに加入、一九〇五年革命後—即ち一度特赦により歸國、同十二月ペトログラード評議會會議中檢擧、變て釋放、亡命後—ボルシエヴイキ派の爲め活動。一九一七年三月革命後、彼は所謂「革命的組國擁護者」(Revolutionäre Vaterlandsverteidiger) として M・ゴルキー編輯の「新生活」誌 (Nowaja Schisn) を繞る一派に屬し、社會平和主義と革命との間に動搖的態度を執つてゐた (W. I. Lenin, Sämtliche Werke, Bd. XX. I. Halbband, Die Revolution von 1917. S. 554. Anm. 122)。十月革命後 Nowaja Schisn 一派各自の社會的存在の基礎に從つて分裂、舊ボルシエヴイキ多くは復黨せるも彼はペトログラード評議會の執行委員並に Skobelew, Suchanow, Tscheidse, Filippowski と共にかの臨時政府の諸關係を繼持しその評言に所謂、小市民的な「勞働の社會的實例たるペトログラード勞兵代議員の「接觸委員會」(Kontaktkommission) の一員となつたのである (W. I. Lenin, ib. S. 6ff.—„Briefe aus der Ferne." zweiter Brief. a. a. O. S. 534. Anm. 24)。現在は共産主義者。一九二五年まで Iswestija 主筆たりし外、屢ば全露中央執行委員にも選出せらる。**主著** バクーニン傳。チエルニイシエヴスキー傳。第一インタナショナル史。露西亞革命運動史 (露文) 等社會主義運動の歷史、傳記的研究の傑出せるもの多し。(服部英太郎)

ステッド (Stead, William Thomas 1849— 912) イギリスの「評論の評論」(Review of Reviews) 誌の主幹。ノーザンバランドのエムブルトン (Embleton) に組合敎會牧師の子として生る。十四歲にして學校を退き、一八七一年ダアリングトン (Darlington) イギリス最初の半ペニ朝刊新聞である「北部反響」(Northern Echo) の主幹となる。一八八〇年—八三年ペル・メル・ガゼット (Pall Mall Gazette) の副主幹となり、一八八三年その主幹となる。一八九〇年同誌を去り一評論の評論」を創刊す。女子の結婚年齡を十三歲から十六歲に引上げんとする運動に於いて法律上の技術的違反をなし、三ケ月間獄中生活を送る。一八九年のヘーグ (Hague) の國際會議に於いては主要な役割を演ず。アメリカ合衆國を廣く旅行す。四ケ年間「國境地」(Borderland) を主幹し一三文詩人 (Penny Poets) 及び「子供の本」(Books for Bairns) を出す。彼は自由貿易論者であり、且つ常識と十誡とに矛盾しない限り、帝國主義者であると告白して居る。一九〇七年の「ヘーグ會議中四ケ月間、日刊「會議通信」(Courrier de la Conference) を刊行す。**主著** Truth About the Navy. Maiden Tribute of Modern Babylon. The Truth about Russia. The Pole and the New Era. If Christ came to Chicago. The United States of Europe. The Americanization of the World. The Best or Worst of Empires, Which Shall I Be? (丸岡重堯)

ステプニアク (Stepniak, Sergius Michael Drogomanoff 1841—?) 黎明期ロシアの無政府主義者。ステプニアクとはペン・ネームで本名はセルゲイ・クラフチンスキー (Serghei Kravchinsky) といふ。又ロシアでは寧ろセルゲイで有名であつた。彼の生年月、出生地、等は分明でないといふが、Bliss の Encyclopedia of Social Reform の記するところに從へば、一八四一年、ウクライナ山地に生れ、キエフに學び、その地にて歷史の敎師となり、一八七〇年には敎授となつたが、一八七六年に罷免されたと書かれてゐる。しかし、この記事は、クロポトキンよりも十歲の年下であつたといふ彼自身並びにクロポトキンの著書の話るところとは甚しく咀齬してゐる。後者の材料に從へば彼は砲兵中尉で、既に一八七二年には、クロポトキンよりも早く、組織されて間もなかつた秘密結社チヤイコフスキー團に入つた。この團體には後年ロシア革命史上の樞要人物となつたケルニヅ、クロポトキン、ソフイエ・ペロヴスカヤ女史、コルニロフ姉妹がゐた。この時以來、彼とクロポトキンとは特に密接の關係に入つた。彼のテロリズムは一八七八年八月に起つたそのメツエヌツエフ將軍狙撃事件に現はれてゐる。メツエヌツエフは當時政治犯處分に當る首腦で、一八七六年の「百九十三人事件」後、死刑を從來の二倍にすべきことを皇帝に奏上した男であつた。事件は「百九十三人事件」の被告が監獄における待遇の殘忍に激して絶食同盟を企てたことに關聯し、同事件からは逃れてゐたステプニアクが憲兵本部總長メツエヌツエフを殺して同

志の遺恨を晴したのである。ステプニアクはこの事件後直ちに逃走し、二年後ゼネヴアに亡命し、後年は更にロンドンに逃亡してゐた。ロンドンで死んだともいひ (上掲 Eliss によれば一八九五年)、又ペテルスブルグで危嶮に遭つたともいひ、分明しない。**主著** Underground Russia (宮崎龍介譯、地底の露西亞) は最も有名で、その他に Russian Stormcloud. Russia under the Zars. The Career of a Nihilist などがある。(笠信太郎)

ストウ (Stowe, Harriet Elizabeth [Beecher] 1811—1896) アメリカの女流著作家にして奴隷解放運動家。「アンクル・トムス・ケビン」の作者として知らる。一八一一年六月十四日、コンネクチカット州のリッチフイールドに生る。幼にして母を喪ひ、聰明の婦人たりし姉の指導の下に成長し、後その助手として働らくに至る。一八三六年結婚し、夫の病弱のため常に苦難と戰ひつつ一八四三年「メイフラワー號」を出版した。當時奴隷に對する暴虐甚だしく、たまたまその居住地が奴隷問題の最も劇しき地點に近接してゐたので、彼女の正義感を刺戟し、奴隷反對の「ナショナル・エラ」紙上に續いて稿を寄せた。これアンクル・トムス・ケビンである。本書の聲價は極度に上り、二十數ケ國の國語に譯され、奴隷解放運動を助長する功大なるものがあつた。一八五三年歐洲に渡り、英米婦人の視聽に盡す所があつた。一八五七年「アトランチック・マンスリー」創刊以來主として文筆の生活に入り、「ミニスターズ・ウーイング」最も聽はる。一八八六年夫の死して後、ハートフオードに隱遁の生活に入り、一八九六年七月一日逝く。(阪本勝)

ストリイピンの土地改革 ストリイピン (Stolypin, Petr Arkadjewitsch 1863—1911) の土地改革として知られてゐるものは一九〇七年から同一一年に至る彼が露國首相時代に實施せられた農地分割政策を指すものであるが、此のストリイピンの土地改革は一九〇五—六年の革命の騷亂を防壓するために計畫せられたものであり、またその目的を或意味に於いては立派に果したと云ひ得る。ストリイピンは、革命勃發によつて之れが鎭壓に手を燒いて內閣を先づウキッテ伯が去り (一九〇六年四月)、次で立つたゴレムキンも組閣後僅か三ケ月にして (同年七月) 辭職した後を繼いで首相となり、革命鎭壓の反動內閣を組織し、其時の革命運動は主として農民不安に基くものなる故、革命の成不成は農民の態度の如何によつて決定せらるゝものなることを看取して、ウキッテやゴレムキンとは異つた土地制度の樹立をなし、以て革命に參加せる農民を分裂せしめんとして革命を失敗に終らしめんとしたのである。而して此方法としては採つたのが彼の有名なる農地分割政策である。ストリイピンの農地分割政策は、嚴格に云ふならば、既に一八九八年から計畫せられ、ウキッテ伯の藏相時代に調査委員會を作つて愼重審議せられ、一九〇五年革命勃發するやウキッテ伯が首相として實施せんとするや、

た。しかし逐次進捗するに至り、五年後には一ケ年二十萬戸の自作農が創定せられるに至り、一九一二年までに八十九萬一千戸の農家が八百六萬七千デシヤチンの土地を獲得し、また二百六十萬デシヤチンの國有地が農民財産に移された。之れは最初の計畫からは遙に遠いものであり、從つて農民解放はさしたる實效を擧げ得なかつた。しかし創定自作農地にては休閑地を伴う舊式の三圃農法は廢棄せられて集約農業が行はれるに至り、農民狀態は著しく向上したと云はれてゐる。要之ストリイピンの農業改革或は土地分割は（一）コンミューンから單純農業を解放し、（二）農地共有制度を廢して個人私有制度を樹立したと云ふロシア農業の上に二つの根本的大改革を來たさしめたのである。而して之れはロシア農業をして近代的資本主義の洗禮を受けしめたものであつたと云ふことが出來る。事實此土地改革は、假令部分的好結果を齎らしたとはするも、しかもロシア農民全體の見地からすれば、さして農民所有地を增大せしめず、ただ中農及び大農を强力ならしめただけであり、從つて農村の內部に於ける社會的、階級的分裂を顯著ならしめて、以て一九一七年の十月革命に、最も保守的であると稱せられたロシア農民をして革命軍に投ぜしめた遠因を作つたのである。（八木澤善次）

ストロ (Stolo, Gaius Licinius Calvus Il. C. ac.) 紀元前第四世紀羅馬の護民官。リキニウス法（Leges Liciniae）の制定をもつて著名。古代羅馬に於ける貴族（パトリシエル）と平民（プレベイエル）兩階級間の利害の對立は「王政」時代後ローマが隣國と交戰、新領土を獲得し其大部分がひとり貴族の所有にのみ歸屬し而かも羅馬市の膨脹と共に平民の數漸次增加するに及んで愈よ激成せらるるに至つた。然るに貴族が外國に對する戰爭政策を發展せしめ富を蓄積すると共に對內的には平民に對しては妥協的となり政權に對する平民の侵入を忍び軍務に對する後者の援助に依て其の對外政策の遂行を期せねばならぬこととなつた。爰に平民は紀元前第四世紀に於て重要なる政治的及び經濟的進出を遂げた。紀元前三六七年に護民官リキニウス及びセックスチウス（Sextius）の法案竟に採用せられ（一）平民の債務を著しく輕減し債務に對する利子は元本より控除せられ其差額は三ケ年以內に支拂はるべきこと（二）領地私有の最高額を五百ユゲラ（Jugera）と定め、平民も亦被征服領土の配分に與ることが出來（三）執政官の一人は平民たるべきことを規定した。平民を執政官たらしめ得んがための激烈なる鬪爭は紀元前四四五年以降凡そ八十年に亘つて繼續せられ爰に始めて平民の勝利に歸した。然るにリキニウス並に平民黨の首領の要求はただ主として貴族と等しく官職に就く資格に外ならぬのであり法案採用による平民の勝利後、彼等は舊貴族と抱合し新たなる貴族（nobiles）の生成、彼等による少數支配階級の最高官職の世襲その凡ゆる重要なる地位の獨占的略取の必然的傾向を生じ富者に對する貧者の鬪爭の要求せるところ、彼等の殘虐なる產業上の競爭、大資本家の侵略からの解放の要求は、斯くて實現せられ而かも紀元前第三第二世紀に於ける新貴族政治の時代には戰爭による被征服地の羅馬市民間への分配が彼らの持分に對する完全なる所有權を保障したことに依て、貴族、平民間の階級鬪爭は平靜の狀態を持續し、第二世紀後半のグラッカス（Gracchus）時代に及んだ。西紀前一三四年護民官となつたチベリウス・グラッカス（Tiberius Gracchus）はローマに對し多數の果敢なる重要なる地位の獨占的其領土を維持・擴張することを得んがため、羅馬貧民階級の爲に農業地分配の運動を興し、其の農地法（Lex Sempronia Agraria）を制定し、爰に我がリキニウス法は二百三十餘年後その復活が企圖せらるるに至つた。**參考書** M. Beer, Allgemeine Geschichte des Sozialismus und der sozialen Kämpfe, 1924. W. Cunnigham, An Essay on Western Civilisation in its Economic Aspects, Ancient Times, 1902. etc. （服部英太郎）

スノーデン (Snowden, Philip 1864—) 彼の父はイギリスのヨークシヤアの一小村落カウリング（Cowling）の一職工であつた。彼の家庭は貧乏ではあつたが非常に宗教的であつた。彼は村の公立學校卒業後助敎となり、十五歲の時、父がネルソン（Nelson）に移り住むに至つて、バアンレー（Burnley）の保險會社に勤めた。其の後彼は熱心なる研究と讀書に依つて獨學を遂め、二十二歲の時競爭試驗にパスして關稅國內稅務局の官吏となつた。當時彼は自由黨員であつたが、自轉車から墜落して重傷を負ひ、約一年間床に就くに至つて、彼は生涯の跛者となるとともに、病臥中の政治、社會及び經濟問題の熱心なる研究と、彼の生來の宗敎心とに依つて、彼は熱心なる社會主義者となつた。一八九四年、結成後數ケ月の獨立勞働黨に加入し、間もなく指導者の一人となつた。彼は殊にケア・ハーデイ（Keir Hardie）と親善な間柄であつた。一八九八年彼は執行委員の一人となり、一九〇三年及び一九一七年に議長となつた。二回の失敗の後、一九〇六年の總選擧にブラックバーン（Blackburn）に立候補して當選し、一九一八年の選擧まで其位置を保つた。下院に於て彼は間もなく有數な政治家として認められた。彼の得意とするところは財政、通商、外交等であつた。彼は戰前には運河水路委員會、文官委員會、花柳病委員會の委員となり、戰後は酒類統制局の委員となつた。彼は熱心なる禁酒論者であり、また夫人と共に最も熱心なる婦人參政權論者であつた。ヨーロッパ大戰開戰當時非戰論を强硬に主張し、獨立勞働黨をして反軍國主義の精神を强く保持せしめたのも彼であつた。一九二四年勞働黨內閣の組織さるるに至つて衆望を負ふて大藏大臣の位置に就いた。**主著** Labour and the New World. （丸岡重堯）

スパルゴー (Spargo, John 1876—) 一八七六年英國に生る。オックスフォード及ケンブリッヂの兩大學に學び、その後社會主義的思想の所有者となり、十八歲にして

ボア戰爭に反對し、官憲當局の諱むところとなり米國に去る。米國に於てカムレードを創刊し、社會主義の宣傳に努む。彼は社會主義的理論家でもなければ又思想家でも學者でもない。ただ彼のジヤーナリステイックな文章は多くの青年學生、小ブルジヨア社會運動家等を引きつけ彼の名聲は忽ち全米に喧傳さるるに至つた。彼の數多き著作の中で最も有名なるは「幼兒の悲鳴」「社會主義史」「マルクス傳」「ボルセヴイズムの目的と思志」などである。彼は又有名なる反ボルセヴイキであつて、彼の著作の中には口を極めてボルセヴイキを惡罵してゐる。最近の彼は社會愛國主義より反動に向ひつつある。彼の著作のすべては新聞記者的な俗惡に滿ちてゐる。世界の社會主義思想家の中彼程著作の多いのも珍らしいが、同時に彼の著作程社會主義的な文獻として價値なきものは稀である。マルクス傳などは日本語として飜譯されてゐるが殆んどその眞相を傳へず、マルクス文獻としては無價値に等しきものである。（細野三千雄）

スパルタクス (Spartacus) トラキア生れのローマの鬪士。羊飼、兵士、盜賊團の主領等轉々としたる後、ローマ人のために捕へられ、鬪士訓練所に賣らる。紀元前七三年、二名のゴール人の捕虜と共に約七十名の奴隷を率ゐて逃れ、ヴエスヴイアスの噴火口に匿れて、奴隷自由の宣言をなした。これを鬪士（グラジアトール）の亂といふ。グラヂアトールとは當時ローマに流行せる眞劍勝負を職業とせるものであつて、奴隷は多くこれに屬してゐた。同年カプアの鬪士等蜂起し、スパルタクスの統率の下に勢甚だ猖獗であつた。かくて二年間に亘つてローマ兵と抗し、遂には手兵一萬を擁して、ローマとの國境を脅かすに至る。後七一年に至つて、ローマのリキニユース・クラツスこれを遂に勦滅し、スパルタクスも亦戰死し、殘黨もポンペイウスの平ぐる所となつた。一九一六年一月カール・リープクネヒト等獨逸社會民主黨を追はれて純無所屬となり、社會民主黨の瓦解を痛撃し、その宣傳用パンフレットに「スパルタクス」の署名を附して以來、社會運動に於てスパルタクス團の名稱の起源となつた。尙ほ「スパルタクス團」の項參照。（阪本勝）

スパルタクス團 (Spartacus Bund) カール・リープクネヒト等が歐洲大戰勃發直後、獨逸社會民主黨の態度にあきたらず、去つて一黨を組織したる極左翼の秘密結社であり、後に獨立社會民主黨より分裂して、獨逸共產黨を組織したる一團の名稱。團員をスパルタクス團と稱するに至つた。蓋し紀元前七三年の「奴隷叛亂」の首領たりしスパルタクスの名に因んで歷史的に抗する少數黨血盟の意を偶したものであらう（スパルタクスの項參照）。スパルタクス團は議會に於ては二名にすぎなかつたが、社會民主黨員中にも、その妥協政策を惡んで團に來り投ずる者多く、フランツ・メーリング等も加盟するあり、その勢力は次第に强固となつた。一九一七年四月、極左翼のスパルタクス團をも含んで「獨逸獨立社會民主黨」が組織せられ、多數派社會民主黨に對立した。これより先、一九一六年五月一日の祭日、リープクネヒトは捕へられて入獄したが、一九一八年十月出獄し、獨逸共和國が出現した。それと共にスパルタクス團の勢力は頓に增大し、伯林を始め國內主要都市のプロレタリアもこれに和し、一九一九年一月遂に多數派政府に對する武裝的叛逆は勃發したが、エーベルト・シヤイデマン政府のために數日にして鎭壓せられた。リープクネヒトとローザ・ルクセンブルグは捕へられ、同月十五日虐殺せられた。既にして一九一八年十二月、獨立社會民主黨內の左翼たりしスパルタクス團は中間左翼と議合はず、遂に黨より獨立して獨逸共產黨を組織してゐた。然るに降つて一九二〇年十月十二日—十七日、獨立社會民主黨は、ハレルの大會に於いて第三インタナショナルに對する態度を中心として大論戰を生じ、左翼は分裂して一時「新共產黨」と稱したが、やがて舊スパルタクス團たる獨逸共產黨と合して「合同共產黨」を組織するに至つた。然し一九二一年六月合同共產黨は再び左右に分裂した。（阪本勝）

スピノザ (Spinoza, Benedictus de 1632—1677) 當時最も市民的に發展してゐた都市、アムステルダムの一ユダヤ商人の家庭に生れた無神論者スピノザは、十七世紀の最も自由なる思想家であり、辯證法的唯物論の前史に於ける偉大な哲學者である。ユダヤ思想を守り得なかつた爲既に二十三歲の時ユダヤ敎會から破門せられアムステルダムを逐はれてから、佛か四十四年の孤高の生を終るまで、彼の生活は常に迫害と病苦とに對する鬪爭であつた。甞めてラテン語、數學、自然科學を學んでデカルト、デヨルダノ・ブルーノを讀つた。その頃の哲學思想は、敎會と結んだ正統デカルト派とデカルトの唯物論的結論から出たフランスの唯物論的哲學とであつた。彼の時代に於ける唯物論的潮流の綜合者たるスピノザが、先づ第一にデカルト二元論の克服をその哲學的課題としたことは、一般に優れた思想家のとる必然的過程である。思惟と延長とは同一の主體に屬する單なる屬性である。例へば靈魂と身體とは一つの物を構成する程密接に結合してゐる。ここからスピノザ哲學は

由綴する。然らばかかる存在と認識との基礎をなす唯一無限にして自己に於て存在を決定する自因、即ちその種類に於て無限に多くの属性を否定することによつて、自己の絶対的本質性が存立を自らの内に有するもの、換言すれば、そのの自然が存立するものと解せられ得るものであろう。かくして自然（もしくは彼の用語では神）こそ全体としての世界、無条件的に無限なる本質、即ち自因である。かくして自然に適産する認識、これが彼の哲学的方法論を決定する。真の観念はその対象と一致せねばならぬ。ここに真理は再び主体となる。かかる有限態と無限態との相互関係はスピノザの論証法的観念の特徴を示すものである。かくて凡ゆる定義は否定であり、この否定の否定が実体の縁相をなす。凡ゆる自由は否定せられる。果べられた一定の原因から必然に成る結果が起る。それとは反対に一定の原因即ち神の意思もまた、この必然性に、即ち自因に即することによつてのみ成立する。それは自由必然性である。而してこの自然の一部分たるにすぎない。かくて自然の属性たる物質こそスピノザの実体の縁相の秘密である。それ故にスピノザの体系を唯物論的体系に入れたプレハノフは、マルクス・エンゲルスの唯物論を一種のスピノチズムと云つてゐる。**主著** 倫理学の外に、神学的政治論集。知力改良論。**参考書** 倫理学の前史に於ける地位。（服部英太郎）

スペイン (Spain)〔歴史〕一四七九年カスチリヤ王国とアラゴン王国との合併によつて成立した国家。一五一六年からフアスブルグ家、一七一四年からブルボン家、一八〇八年ボナパルト家、一八一四年からブルボン家、一八七〇年サヴォイ家、一八七三年共和国、一八七五年から三度ブルボン家の下に王政復古、一八七九年アラゴン家のフエルナンド七世、一五一六年からフアスブルグ家、一七〇一年からブルボン家、一八〇八年ボナパルト家、一八一四年から再びブルボン

（丸岡重堯）

スミス (Smith, Adam 1723—1790) スコットランドのカーコウディー(Kircaldy)に生れ、グラスゴー大学に學び、後オックスフォード大學に轉ず。一七四八年エディンバラに移り、修辭學及び文學を講ず。彼れが終生の友ヒューム(D. Hume)と相識るに至つたのは此の時代に屬する。一七五一年グラスゴー大學に論理學教授として迎へられ、翌五二年、道德哲學教授の地位を與へられ、爾來十餘年に亘り、自然神學、倫理、政治、經濟等の領域に關する講義をつゞけた。彼の「道德情操論」(The Theory of Moral Sentiments, 1759) は此時代の講義の一部に加筆して公けにしたものである。一七六三年バックリュー公 (Duke of Buccleuch) の招聘に應じ、一七六六年迄三年間主としてフランスに過ごした。此の旅行中パリーに於てスミスがケネー、チュルゴー等フィジオクラート一派の人々と親しく相交つたと云ふ事實が、彼の思想を完成せしめる上に重大な役割をつとめたと云ふ事は爭ふ餘地がない。歸國後十年間彼は鄕里カーコウディーにあを棄ひつゝ專ら「國富論」の執筆に携つた。「國富論」(An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, 1776) の出版は一事にして彼の學界に於ける聲價を高からしめるに至り、それの公刊に次ぐこと二ケ年の間彼は多くロンドンに、ギボン、バーク等當代の學者思想家の間に互して暮した。而して一七七八年スコットランド稅務監督官の地位を與へられるに及び、老母並に移り、此處にその晩年を送つた。彼の思想的體系が彼とフィジオクラートとの交渉以前に根本的の輪廓を成して居たことは、「國富論」の出版後に於ける彼の名聲並に備はれる親方となつたもの如きに於ても明かである。彼の思想に關する研究は、ヨークシャアの炭坑に於て得たものであつた。彼は三角同盟の崩壞後、一九二一年には遂に彼をして先づ先づ經濟學の父であると謂はれて居る。彼の思想に前に彼の主著たる「國富論」全卷を通じて一貫して說かれてゐる自由主義は、產業革命以來の資本主義初興時代を通じて全ての產業政策の根本主義として廣く採用せられたる所となつた事は人の知る所である。即ち彼の著述は新しく起りつゝあつた新社會制度の要求に應じてその社會的歷史的發展の中に占める地位及び任務に對する正確なる認識と理論の上に立つものたることを要する。(二)スローガンは正確な認識と理論の上に立つものでなければならない。即ちそれは社會の歷史的發展の中に占める無產階級の地位及び任務に對する正確なる認識と理論の上に立つものたることを要する。(二)スローガンは革命的狀勢に照應するものでなければならない。(三)それは維持と並べ立てられたものでなければならない。一定の標語の下に組み立てられたものでなければならない。例へば中心的なスローガンと附隨的なそれ、低次なるものと高次なるものとの間に一定の分的なそれ、全體的なそれと部隊部と團體とが嚴密に存在するものでなければならない。(四)スローガンの表現は、一般にその革命的意義が理解され易き形態を探られねばならない。即ち人口に膾炙された語句で而も抽象的でなくその內容を最も正確に云ひ表はし得る表現を探らねばならない。(五)スローガンは大衆に喚的に迫つて直接に鬪爭を激化せしむるもの、即ち煽動に最も效果あるものたるを要する。スローガンは以上の如き條件を具ふる他にその提出の方法によつてその效果を異にする點に就いても亦大なる注意が拂はれねばならない。即ちスローガンの提出は革命的狀勢に從つて(一)低次なスローガンより高次のスローガンに、例へば消極的スローガンより煽動的スローガンに(二)從つて時には曖昧で錯綜的ですらあつたに反し、近代の階級鬪爭、殊にロシア革命以後に於けるプロレタリア解放運動のそれは寧ろ積極的で、一般に從つて明瞭的でなければならない。(三)從つて部分的なスローガンより全體的なスローガンに、例へば局部的なスローガンより中心的なスローガンに、(四)從つて附隨的なスローガンより基本的なスローガンに、(五)從つて低次なスローガンより高次なスローガンに、(六)從つて消極的なスローガンより積極的なスローガンに、(七)從つて煽動的なスローガンより宣傳的なスローガンに、(八)從つて局部的なスローガンより全國的なスローガンに、(九)從つて內容的なスローガンより形式的なスローガンに、(十)從つて特殊的なスローガンより一般的なスローガンに、(十一)從つて具體的なスローガンより抽象的なスローガンに、(十二)從つて防禦的なスローガンより攻勢的なスローガンに、(十三)從つて分裂的なスローガンより統一的なスローガンに、(十四)從つて反動的なスローガンより進歩的なスローガンに、(十五)從つて保守的なスローガンより革新的なスローガンに、(十六)從つて排外的なスローガンより國際的なスローガンに、(十七)從つて內向的なスローガンより外向的なスローガンに、(十八)從つて孤立的なスローガンより聯合的なスローガンに、(十九)從つて分離的なスローガンより統一的なスローガンに、(二十)從つて敵對的なスローガンより協調的なスローガンに、(二十一)從つて排他的なスローガンより包容的なスローガンに、(二十二)從つて獨斷的なスローガンより民主的なスローガンに、(二十三)從つて專制的なスローガンより自由的なスローガンに、(二十四)從つて壓迫的なスローガンより解放的なスローガンに、(二十五)從つて奴隸的なスローガンより獨立的なスローガンに、(二十六)從つて戰爭的なスローガンより平和的なスローガンに、(二十七)從つて排外的なスローガンより親善的なスローガンに、(二十八)從つて封建的なスローガンより民主的なスローガンに、(二十九)從つて資本主義的なスローガンより社會主義的なスローガンに、(三十)從つて帝國主義的なスローガンより民族的なスローガンに、(三十一)從つて植民地的なスローガンより獨立的なスローガンに、(三十二)從つて戰時的なスローガンより平時的なスローガンに、(三十三)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(三十四)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(三十五)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(三十六)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(三十七)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(三十八)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(三十九)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(四十)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(四十一)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(四十二)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(四十三)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(四十四)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(四十五)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(四十六)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(四十七)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(四十八)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(四十九)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(五十)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(五十一)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(五十二)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(五十三)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(五十四)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(五十五)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(五十六)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(五十七)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(五十八)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(五十九)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(六十)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(六十一)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(六十二)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(六十三)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(六十四)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(六十五)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(六十六)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(六十七)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(六十八)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(六十九)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(七十)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(七十一)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(七十二)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(七十三)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(七十四)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(七十五)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(七十六)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(七十七)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(七十八)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(七十九)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(八十)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(八十一)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(八十二)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(八十三)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(八十四)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(八十五)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(八十六)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(八十七)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(八十八)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(八十九)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(九十)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(九十一)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(九十二)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(九十三)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(九十四)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(九十五)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(九十六)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(九十七)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(九十八)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(九十九)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(百)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(百一)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(百二)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(百三)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(百四)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(百五)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(百六)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(百七)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(百八)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(百九)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(百十)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(百十一)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(百十二)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(百十三)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(百十四)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(百十五)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(百十六)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(百十七)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(百十八)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(百十九)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(百二十)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(百二十一)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(百二十二)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(百二十三)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(百二十四)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(百二十五)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(百二十六)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(百二十七)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(百二十八)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(百二十九)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(百三十)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(百三十一)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(百三十二)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(百三十三)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(百三十四)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(百三十五)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(百三十六)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(百三十七)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(百三十八)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(百三十九)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(百四十)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(百四十一)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(百四十二)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(百四十三)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(百四十四)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(百四十五)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(百四十六)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(百四十七)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(百四十八)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(百四十九)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(百五十)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(百五十一)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(百五十二)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(百五十三)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(百五十四)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(百五十五)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(百五十六)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(百五十七)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(百五十八)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(百五十九)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(百六十)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(百六十一)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(百六十二)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(百六十三)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(百六十四)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(百六十五)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(百六十六)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(百六十七)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(百六十八)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(百六十九)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(百七十)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(百七十一)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(百七十二)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(百七十三)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(百七十四)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(百七十五)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(百七十六)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(百七十七)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(百七十八)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(百七十九)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(百八十)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(百八十一)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(百八十二)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(百八十三)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(百八十四)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(百八十五)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(百八十六)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(百八十七)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(百八十八)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(百八十九)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(百九十)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(百九十一)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(百九十二)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(百九十三)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(百九十四)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(百九十五)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(百九十六)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(百九十七)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(百九十八)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(百九十九)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(二百)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(二百一)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(二百二)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(二百三)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(二百四)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(二百五)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(二百六)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(二百七)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(二百八)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(二百九)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(二百十)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(二百十一)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(二百十二)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(二百十三)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(二百十四)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(二百十五)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(二百十六)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(二百十七)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(二百十八)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(二百十九)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(二百二十)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(二百二十一)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(二百二十二)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(二百二十三)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(二百二十四)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(二百二十五)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(二百二十六)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(二百二十七)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(二百二十八)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(二百二十九)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(二百三十)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(二百三十一)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(二百三十二)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(二百三十三)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(二百三十四)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(二百三十五)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(二百三十六)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(二百三十七)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(二百三十八)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(二百三十九)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(二百四十)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(二百四十一)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(二百四十二)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(二百四十三)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(二百四十四)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(二百四十五)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(二百四十六)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(二百四十七)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(二百四十八)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(二百四十九)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(二百五十)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(二百五十一)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(二百五十二)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(二百五十三)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(二百五十四)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(二百五十五)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(二百五十六)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(二百五十七)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(二百五十八)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(二百五十九)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(二百六十)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(二百六十一)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(二百六十二)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(二百六十三)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(二百六十四)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(二百六十五)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(二百六十六)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(二百六十七)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(二百六十八)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(二百六十九)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(二百七十)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(二百七十一)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(二百七十二)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(二百七十三)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(二百七十四)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(二百七十五)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(二百七十六)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(二百七十七)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(二百七十八)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(二百七十九)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(二百八十)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(二百八十一)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(二百八十二)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(二百八十三)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(二百八十四)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(二百八十五)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(二百八十六)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(二百八十七)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(二百八十八)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(二百八十九)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(二百九十)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(二百九十一)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(二百九十二)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(二百九十三)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(二百九十四)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(二百九十五)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(二百九十六)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(二百九十七)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(二百九十八)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(二百九十九)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(三百)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(三百一)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(三百二)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(三百三)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(三百四)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(三百五)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(三百六)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(三百七)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(三百八)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(三百九)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(三百十)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(三百十一)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(三百十二)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(三百十三)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(三百十四)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(三百十五)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(三百十六)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(三百十七)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(三百十八)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(三百十九)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(三百二十)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(三百二十一)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(三百二十二)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(三百二十三)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(三百二十四)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(三百二十五)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(三百二十六)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(三百二十七)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(三百二十八)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(三百二十九)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(三百三十)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(三百三十一)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(三百三十二)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(三百三十三)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(三百三十四)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(三百三十五)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(三百三十六)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(三百三十七)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(三百三十八)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(三百三十九)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(三百四十)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(三百四十一)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(三百四十二)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(三百四十三)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(三百四十四)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(三百四十五)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(三百四十六)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(三百四十七)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(三百四十八)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(三百四十九)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(三百五十)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(三百五十一)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(三百五十二)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(三百五十三)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(三百五十四)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(三百五十五)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(三百五十六)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(三百五十七)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(三百五十八)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(三百五十九)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(三百六十)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(三百六十一)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(三百六十二)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(三百六十三)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(三百六十四)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(三百六十五)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(三百六十六)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(三百六十七)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(三百六十八)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(三百六十九)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(三百七十)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(三百七十一)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(三百七十二)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(三百七十三)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(三百七十四)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(三百七十五)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(三百七十六)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(三百七十七)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(三百七十八)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(三百七十九)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(三百八十)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(三百八十一)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(三百八十二)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(三百八十三)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(三百八十四)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(三百八十五)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(三百八十六)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(三百八十七)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(三百八十八)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(三百八十九)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(三百九十)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(三百九十一)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(三百九十二)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(三百九十三)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(三百九十四)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(三百九十五)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(三百九十六)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(三百九十七)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(三百九十八)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(三百九十九)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(四百)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(四百一)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(四百二)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(四百三)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(四百四)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(四百五)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(四百六)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(四百七)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(四百八)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(四百九)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(四百十)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(四百十一)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(四百十二)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(四百十三)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(四百十四)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(四百十五)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(四百十六)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(四百十七)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(四百十八)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(四百十九)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(四百二十)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(四百二十一)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(四百二十二)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(四百二十三)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(四百二十四)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(四百二十五)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(四百二十六)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(四百二十七)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(四百二十八)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(四百二十九)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(四百三十)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(四百三十一)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(四百三十二)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(四百三十三)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(四百三十四)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(四百三十五)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(四百三十六)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(四百三十七)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(四百三十八)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(四百三十九)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(四百四十)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(四百四十一)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(四百四十二)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(四百四十三)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(四百四十四)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(四百四十五)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(四百四十六)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(四百四十七)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(四百四十八)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(四百四十九)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(四百五十)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(四百五十一)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(四百五十二)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(四百五十三)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(四百五十四)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(四百五十五)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(四百五十六)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(四百五十七)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(四百五十八)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(四百五十九)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(四百六十)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(四百六十一)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(四百六十二)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(四百六十三)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(四百六十四)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(四百六十五)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(四百六十六)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(四百六十七)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(四百六十八)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(四百六十九)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(四百七十)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(四百七十一)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(四百七十二)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(四百七十三)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(四百七十四)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(四百七十五)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(四百七十六)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(四百七十七)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(四百七十八)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(四百七十九)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(四百八十)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(四百八十一)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(四百八十二)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(四百八十三)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(四百八十四)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(四百八十五)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(四百八十六)從つて非合法的なスローガンより合法的なスローガンに、(四百八十七)從つて非大衆的なスローガンより大衆的なスローガンに、(四百八十八)從つて非組織的なスローガンより組織的なスローガンに、(四百八十九)從つて非統一的なスローガンより統一的なスローガンに、(四百九十)從つて非現實的なスローガンより現實的なスローガンに、(四百九十一)從つて非科學的なスローガンより科學的なスローガンに、(四百九十二)從つて非民主的なスローガンより民主的なスローガンに、(四百九十

セ

精鋭主義　共産黨の黨員の構成に關して使用される語である。共産黨はプロレタリアート解放の唯一の手段としてプロレタリア革命の必要を主張し自らその指導者を以て任ずるものであるから、之に統括される黨員は最も明確な階級意識を有し凡ゆる障碍と苦難とに直面して毫も逡巡することなく斷乎として本來の目的の貫徹に邁進し得る所謂精鋭たることを必要とする。從つて各國の共産黨は飽くまでその黨員の選擇を嚴格にする。プロレタリアート解放の手段として革命が必要でありその過程が坦々たるものに非ざる限り之もまた當然の要求である。共産黨の世界的統一體たるコミンテルンもこの主義を固執して動かない。世界大戰後諸國に於ける革命運動の勃興と大衆の左翼化とに押されて第二インタナショナル系の日和見主義的指導者がコミンテルンへの加盟を希望するや、コミンテルン第二回大會(一九二〇年)は所謂日和見主義の毒素の感染を豫防するため有名なる二十一箇條の加盟條件を決議した。之は精鋭主義の系統的組織的表現であつたと言ふことができる。該條件中の二三を例示すれば、改良主義及び中央派の者を凡ゆる責任ある地位より遠ざけること、新聞を信頼し得べき共産主義者の手に移し中央委員會によつて之を管理すること、第三インタナショナルに加入する黨は改良主義及び中央派と完全に絶縁する必要あることを承認すること、勞働組合内に於て活動する義務を負ひアムステルダム・インタナショナルに對して苛借なき鬪爭を遂行すること、民主主義的中央集權主義及び無條件的規律を原則として黨を建設すること、コミンテルン及びその執行委員會の決議は總ての黨を拘束すること、此等を原則的に拒否する者は除名に附せられること等々である。以つて精鋭主義の一班が察せられよう。また同大會の「コミンテルンの根本任務一なる決議の中にも、勞働者階級はブルジョアジーから自らを解放するため、先づ改良主義的指導者から、勞働者階級の中に巢喰ふブルジョアジーの手先から脫せねばならぬと述べられてゐる。しかし精鋭主義を强調するのは目的の貫徹は不可能である。從つて勞働組合その他の大衆組織と緊密なる接觸を結ばねばならぬ。だからコミンテルン第三回大會は「大衆へ！」といふ標語を掲げたが、一方に於て「世界プロレタリアートの鬪爭精神と鬪爭規律とを破壞する分子を汝の陣列より掃蕩せよ」と附言して精鋭主義の原則を力說するを忘れなかつた。かくの如く黨に於ては精鋭主義を强調し組合に於てはその反對を力說するのは一見矛盾の如く見ゆるけれども、さうではない。蓋し黨はプロレタリアートの前衞であり指導者であるに反し、組合は黨の指導のもとにその政策を支持すべきものだからである。否更に組合は意識不明確なる分子をも廣く包含せるが故にこそ前衞分子と大衆との接觸面として、又黨の政策主張を大衆に滲透せしむべき場面として、重要なる意義を有するのである。(益田豐彥)

正貨及び正貨準備　正貨と云ふのは國内流通に於ける價格の本位たる貨幣商品である。金本位制の下に於ては金が、銀本位制の下に於ては銀が、複本位制の下に於ては金が正貨である。現在では世界貨幣たる金が正貨であるが、銀も正貨である。正貨は單純なる流通の段階に於ても或る一定の範圍迄價値章標によつて代位され節約され專ら不時の流通に用ひられる爲退藏されるが、より高度の段階に於ては信用の發達に基づき爲替手形、銀行券、小切手等信用貨幣によつて代位され節約されて正貨は次第に流通手段、支拂手段の機能を失ひ專ら支拂準備金として退藏せられる事となる。此事は信用制度が發達し、中央銀行の銀行券が流通手段、支拂手段として退藏せられ、中央銀行なり政府なりが、金本位制が有效に維持されて居る外國に債券の形か預金の形か手形の形か何等か確實に短期に換貨し得る資産勘定を有つてゐるならば、中央銀行なり政府なりは兌換の請求者に對して之を引當てに一定の割合即ち金の輸送點に於て爲替手形を賣却のみ退藏せられ所謂正貨準備を構成することとなる。銀行券が流通手段、支拂手段として其額面に於て通用するのは銀行券は何時でも請求次第額面に相當する正貨金と兌換せられ得るからである。從つて本來全額の正貨準備を必要とする如くであるが、元來商品流通の或る一定部分は、如何なる場合にも維持されるものであるから、その範圍内は、金は金の章標によつて代位されるし、また信用制度が發達するにともなひ、銀行券が貨幣として流通する範圍が擴大するので、事實上正貨は發行された銀行券に對して全額の準備を必要としない。例へば戰前イギリスに於て、英蘭銀行は、その預金及び銀行券發行額の三分の一に相當する正貨を準備することを以て多年の原則として來た。戰前ドイツの採用した「伸縮的制限法」も、オランダ、ベルギー、北米合衆國が採用した「比例的準備法」も、その本旨に至つては、英國の制度と異る所はない。然るに戰後に於ける各國資本主義の合理化、並にそれに伴う信用制度の著しき發達は、國内流通に於ける正貨の通用を事實上無用ならしめ、戰後の一新現象として、一般に金地金本位制乃至は金爲替本位制の普及を可能ならしめたが、それは又從來の正貨準備の意義を一變せしめて、最早正貨準備は國内流通の爲めの兌換準備を主目的とせず、專ら國際支拂準備乃至は一般的購買手段の蓄積として現はれ、國内流通の爲の兌換準備としての意義を失つた。之れ戰後に於ける各國中央銀行の正貨準備が著しく比例準備制に轉移した所以である。猶ほ戰後の正貨準備に就て注目すべき新現象は在外正貨の利用である。即ち正貨準備が專ら國際支拂準備を目的とする以上は、正貨は必ずしも中央銀行或は政府の庫中にあるを要しない。中央銀行なり政府なりが、金本位制が有效に維持されて居る外國に債券の形か預金の形か手形の形か何等か確實に短期に換貨し得る資産勘定を有つてゐるならば、中央銀行なり政府なりは兌換の請求者に對して之を引當てに一定の割合即ち金の輸送點に於て爲替手形を賣却すれば足りる。又外國宛の爲替手形を賣するものに對しては同じく金の輸送點に於て買入れる事によつて在外正貨を補充する事が出來る。戰後歐洲諸國に於て金爲替本位制を採用した國は事實上アメリカに信用を設定しその在外正貨を利用する事によつて通貨を安定せしめたものが多い。然るにも不拘、各國が猶ほ國内に於ける正貨準備の增加に腐心し焦慮するのは最早國際的支拂準備の爲ではなく、更に世界貨幣としての金を保有する事によつて戰爭その他天災等の場合に必要なる一般的購買手段を蓄藏せんとする爲に外ならない。(友岡久雄)

正義 (Justice. Gerechtigkeit) 正義には道德的意味と政治的意味とがある。市民的學者によれば、正義とは個人の道德的のもしくは政治的の絕對的自由平等である。自然人權說に於けるが如く、人間は生れながらにして自由であり平等である、然るに一度社會的制約に入ると、これが傳統習慣身分等によつて破壞されてしまう。それ故に人間の元の原始的の性質を取り返すこと、これが正義であるといふ思想は最もよくこれを表現してゐる。乍然正義が既に民衆的偏見の固定性を有つてゐるとは云へ、その觀念は如何なる形態に於けるものであれ、他のイデオロギーと同樣それ自身歷史的の所產であり、其發展の爲には一定の歷史的並に社會的關係を必要とする。近代的平等觀念のブルジョア社會の經濟的條件からの說明はマルキシズムの最も鮮明に展開せる所であるが、正義の觀念もまた歷史的の階級的のイデオロギーに外ならない。即ち、封建的の繼續からの解放の要求と、封建的不平等を排除することによる法律上の平等確立の要求はそれが社會の經濟的進步によつて日常化せらるると共に、一つの政治的道德的、即ちブルジョア的イデオロギーとなつた。それを以つてブルジョアジーが自己の階級解放の根本思想とした正義は、その階級の成立と共に普遍的にして永久的な道德的政治的の觀念として事物化せられて來る。ブルジョアジーが封建的の支配者階級から自らを解放して、近代的階級に變つた瞬間から、そこには必然的にプロレタリア階級を伴つてゐた。かくして社會の經濟的矛盾が再び道德的にも政治的にも反映して來た時、プロレタリアートはブルジョア的平等說を受け繼いで云つた、それは單に外見的であつてはならぬ、眞の、即ち社會的、經濟的の領域に於て實現せられねばならぬ。ブルジョア的正義は階級的特權の廢止であつたが、プロレタリア的正義は階級そのものの止揚である。それ故にプロレタリアの要求する正義とは階級の止揚であつて、それ以外の何ものでもないと。(參考書 Engels, Herrn Eugen Dühring's Umwälzung der Wissenschaft, 1878. (服部英太郎)

生計及び生計費　生計費とは生活費とも言つて學問上屢〻生活最少限の話が用ひられる。生活最少限度とは普通次の如く定義せられる。曰く「一經濟主體をして勞働過程を維持し家庭上その眷族と共に人間らしき生活を完ふするに是非とも必要な所得額(the lowest which consistent with common humanity)である」と。この所謂る人間らしき生活を維持するに是非とも必要な所得額と云ふ中には、人間が單にその生命を維持するための、所謂生理的な慾望充足の生活費ばかりでなく、人間が人間らしく生活するために必要な種々なる非生理的なものの如き)の最少限度を含むのである。だがこの生活最少限度は決して固定し一定せるものではない。それは生產力の發展と共に、絕えず流動し變化する。そしてこの生活最少限度なる概念は階級對立以前の社會には存在しなかつた。蓋し階級對立以前の社會に於いては、より勞働生產物が如何に少量であつても個々人の勞働生產物は自己の屬する社會に歸屬し、それは各人の必要に應じて平等に分配されるからである。だが社會が階級對立に分裂するや否や殊に社會が資本家的商品生產社會となるや否や事情は一變した。この社會に於ては一方に富の黃金山と他方には窮乏の深淵とが鋭く對立展開された。勞働者は常に生活最少限度以下に呻吟する。此に始めて生活最少限なる概念の出現を見たのである。では資本家的生產社會に於ては何故に勞働者は人間らしい生活をなすことが出來ないか。その問ひは資本家的生產社會の解剖を要請する。凡そ資本家的生產は剩餘價値の生產を目的とする。この剩餘價値の追求こそは正に資本家的商品生產の決定的動因である。だがこの剩餘價値は勞働力の搾取によつてのみ實現される。ここに勞働者は常に生活最少限度以下に苦しまねばならぬ根本的原因が根ざしてゐる。賃銀最少限度について。以上述べたやうに勞働者が常に生活最少限度の以下に苦まねばならぬことは資本家的生產方法の本質から生れるのであるが、それは亦必然的に階級鬪爭を激成する。勞働者は勞賃の引上げを要求し遂に立法は賃銀の最少限を定めしめる。即ち賃銀の最少限とは資本家が勞働者に支拂ふ賃銀の最少限のことである。すなはち賃銀をそれ以下に引下げられることを防ぐことによつて勞働者の生活を幾分でも保護しやうといふ趣旨に出づるものである。だが先にも一言したように生活最少限は決して固定してゐるのではなく、絕えず流動し變化するものである。だからよし賃銀が今日一定の額以下に引下げられないことを保證されても勞働者は決して之によつて滿足しないであろう。彼等は明日になれば更に勞賃の引上げを要求する。だから資本家的生產社會が存續する限り賃銀最少限の定めは唯一時〳〵の存生を有するに止まりこれによつては遂に階級鬪爭は止揚されないであろう。生活最少限度免租について。生活最少限免租は課稅理論上義務說の主張することであつて、現今文明諸國の等しく採用するところである。義務說の代表的支持者ワグナー、エーベルヒ等の說くところによれば租稅を納むるは國民の國家に對する義務であつて、課稅分配公平の原則は正に生活最少限度の免稅と果進的課稅にあるとなす。惟ふにこの說は人間生活の理想は國家によつて實現されるてふ有機的理想主

義的國家觀を前提として生れたものであつて、その所謂課稅公平の原則も、先に一言した如く文字通り一般的平等的なる租稅分配ではなくして、小所得者の直接稅で特に所得稅免除を認めるところの租稅の一般性と、累進的課稅特に財產所得の加重を認めるところの租稅の平等性とを合はせ含む。これは確かに自由放任的なる政策ではなくて干涉主義的な社會政策に屬する。だが社會政策そのものは發展せる資本家的社會に於ける矛盾の外部的解決手段として案出されたものである。富の相對的に過剩な蓄積、資本家社會に於けるこの根本的矛盾の單なる外部的解決手段としてのこの社會政策が遂に何等の解決をなし得ないことは贅言を俟つまでもない。租稅の窮極の負擔者が勞働者であることを理解する時生活最少限免租と云ひ、累進的課稅といふも、要するにそれは唯だ資本家社會に於ける根本的矛盾をぼかさんとする一つの欺瞞に過ぎない。(三宅鹿之助)

政策 政策なる語は政略、政治技術、或はまた戰略、戰術等と混用せられてゐる。その混用はその意味がまだ學問的に一定せられてゐないからである。政策の語は大別すれば二種に別れる。(一)理想、理念、價値(文化價値、人格價値、政治價値等)その他觀念的方法により設定された原理原則等を政治目標としその實現手段を政策と考へるものが即ちこれである。プラトーン派、ヘーゲル右派、或はまたカント派、新カント派等これに屬する。(二)法則、目的、事象に關連して政策の意義を決定するのである。即ち經驗主義、素朴的な自然科學的方法による因果法則の自然的結果たる人的行爲としての政策を考ふるもの(アリストートル系統の思想)、社會、民族、階級の意識的目的の發現として政策を思念するもの(マキアヴエリ等)、經濟、法律、政治等社會事象一般に關連しその辯證法的發展過程として政策を考慮するもの(ヘーゲル左派、マルクス、レニン等)これである。第一のものが觀念的、形而上學的、唯心的なのに對し第二のものは實證的、自然科學的、唯物的である。前者內部の諸傾向の區別が便宜的で、論理的價値と美學的理念を併用するもの、宗教的理想とユートピア的理念を混用するもの等があるやうに後者に於ても同樣である。自然法則即國家目的となし、マルクスに於て、辯證法的過程としての政策が階級的目的と一致してゐるが如きものである。政策はかかる學問的種々なる基礎づけを見るが、それが、國家、階級、政黨等の綱領等に具體化し得る可能性は前者に於てよりも後者に於てより多く存在する。政綱、綱領等に化して始めてかかる學問上の所謂政策が具體化されるのであるが、其の最も肝要なるものはその實行意識及び實踐そのものにある。故に政策の具體化は目的、綱領、實行意識の不可分の連絡一致とその不斷なる實踐過程に存するのである。故に第一の觀念的傾向は學的體系として重視す可きものは多いが、具體的な實踐的意識と關連することが比較的に稀薄である。「政治及政治學」及び古代、中世、近世、現代の夫々の「政治學說」の項參照。(佐々弘雄)

セイサクテイア (Seisachtheia) 古代ギリシアのアテネに於いて、ソロン(Solon)の行ひたる社會政策の一つであつて、我國に於ける德政類似の仕法である。ソロンは戰功によつて紀元前五九四年執政官となつた。當時、アッチカの住民は、平原に住居せる金持黨と山林に住居せる貧乏黨とに分れ、貧乏黨は人身を抵當として金持より借財し、返濟不能のときは、所謂債務奴隸(Schuldsklave)となつて苦痛多き生活を送つた。これドラコン立法(Gesetzgebung Drakons)の結果によるものなるがゆゑに、ソロンはこの條文中殺人に關するもの以外を全部廢止し、セイサクテイアを實行した。セイサクテイアとは負擔解除の意を有し、土地を抵當とせる債務、債務奴隸制度を廢し、それによつてすでに奴隸の境涯に沈淪せるものを國幣によつて買戻した。このセイサクテイアの方法としてソロンの採れる策は次の二つであつた。(一)全體貸借法を寬大にし、人身を抵當とすることをやめ、債務不履行より生ずる奴隸の發生を不可能ならしめた。(二)貨幣の標準を低減し、當時の單位貨幣たりしドラクマ(Drachma)を新に鑄造するに當つて、それの有する銀の目方を從來よりも減じて、七十三パーセントとし、しかもその購買能力を舊貨と同一ならしめ、もつて債務者をして早く債務を辨濟せしめた。ソロンのこのセイサクテイアによる改革は貧民救濟の一政策として有名であるが、ソロンはこれとともに他方では、財產の多少によつて階級を四つに分別し、それに應じて政治上の權利を差別あらしむる所謂テイモクラシー(Timocracy, Timokratie)を行つたので、貧乏人は、政治上の權利を有する能はず、そのためにソロンに對する不平勃發し、ソロンは國外に逃げ出したと言はれてゐる。(石濱知行)

生產 (Produktion) 經濟學上生產と云ふ言葉は決して明白に規定せられてゐない。夫自體が曖昧であると云ふよりは、寧ろ同じ生產と云ふ文字によつて實に多くの相互に異つた事柄が表はされてゐるからである。先づ人間は其物質的生活を維持する爲には自然的素材に作きかけて之を變形し或は其位置を變更して自分の慾望充足の用に供さねばならない。夫は人間と自然との交互作用であつて、此過程に於て人間は自然を變更しつつ同時に自分自身の裡に眠つてゐる諸種の能力を展開して自分自身の性質を變更する。斯かる交互作用は、苟も人間の生存を前提する以上、社會の各時代、各形態に頓着なく一貫してゐる人間生活の永久的自然條件であつて吾々は之を「生產一般」或は「自然的—抽象的生產」と呼ぶことが出來る。所で人間の斯かる自然との交互作用は夫自體又人間の目的行爲としての一の勞働過程であつて、勞働力と勞働對象と勞働手段の三要素から成り、如何なる財貨を幾何、如何なる方法で最も合理的に換言すれば、出來るだけ勞費を少くして出來るだけ效果を

大ならしむる樣に、作るかが目標となる。吾々は之を「工藝學的(ノロジカル)生產」或は「經營學的生產」と呼ぶことが出來る。此意味の生產は、固より夫自體としては直接社會の經濟的構造そのものと關係なく考へ得られるものである事「生產一般」と異らないが、併し此「工藝學的生產」の中心問題である所の生產が效果的であるか否か、換言すれば勞働の生產能率(生產物の分量と費された全勞働量によつて表示される)は其時々に於ける人間勞働の生產力即ち勞働力、自然力(土地、風水牛馬の如き)、技術(道具、機械等によつて代表される)によつて、其結合作用としての生產方法によつて規制されるが故に、此意味の生產は如何なる生產力、生產方法の發達程度の下に於てせられるか、其時々に於ける人間勞働の一定の生產力、一定の生產方法を考へることなしには全く不可能である。此意味に於て夫は「自然的—抽象的生產」と異つてゐる。生產部門、生產業、生產能率、生產力等の「生產」と云ふ文字は此意味の生產の範疇に屬してゐる。一般に經濟學敎科書に用ひらるる「生產」なる概念も多くは此意味の生產を指稱するものである。併し乍ら吾々は更に以上の如き「抽象的生產」或は「工藝學的生產」に對して「社會的生產」と云ふ特殊な「生產」の範疇を考へる事が出來る。元來人間は所謂社會的動物(zoon politikon)であつて社會を離れて生活したこともなければ、又生活する事も出來ない。歷史を深く溯るに從つて個人は又より大なる全體に從屬して生活してゐたことが明になる。故に生產も孤立した個人の生產なるものはあり得ない。「社會的に規定された個人の生產」しかあり得ない。即ち人間は生產に於て齊に自然に作きかくる許りでなく、人間相互に作きかけ其人間と人間との相互作用、行爲の交換關係を通じて自然に作きかくるものである。此人間關係、勞働の交互作用による人間體制が人間の社會關係の基調としての謂ゆる生產關係なるものであり、其「總體」が法律、政治の上層建築が據つて立つ「經濟的構造」であつて吾々が夫に於て「社會的生產」と呼んだ所のものである。「社會的生產」に於ては專ら生產に入り込むだ人と人との相互の總體的關係、即ち一定の社會的秩序の下に社會的過程として生產はせられた生產物は如何に社會の構造そのものに相當するものである。然も此「社會的生產」は此「社會的生產」と一定の社會秩序なき一定の生產力、一定の生產方法も、一定の社會秩序も考へ得られないし、兩者は所謂唯物辯證法的發展を遂げるのである。所で此意味の「社會的生產」は生產に入り込む人間の總體的關係そのものであるから、既に述べた如く、人間の經濟生活の繼續的總過程を含み、所謂生產、分配、消費の凡てをも含む再生產の全過程であるが、吾々は此意味の「社會的生產」に對して猶ほ最後に本來的分配、本來的消費に對立する「本來的生產」、狹義の「社會的生產」を考へる事が出來る。本來的生產は本來的消費の所謂消費的生產に對立する生產的消費、即ち生產手段の消耗、勞働力の消耗を結果する人間活動である。併し既に述べた如く、孤立的個人の對自然活動はあり得ない、人と人との關係を通じてする夫であるから、夫は又同時に生產手段の配分及び人間勞働力の配分過程でもある所の社會的過程である。然るに人と人との關係は、生產力の發達と一定の辯證法的關係にあるので、「本來の生產」も夫自體生產力、生產方法の發達に照應する一定の秩序を有つことは云ふ迄もない。本來の分配は全く此の本來の生產の結果であり、從つて又本來の消費も夫に條件されるが故に本來の生產は此意味に於て實に又全經濟過程の出發點であり、各要因の交互作用を通して終極的決定要因である。(友岡久雄)

西山會議 中國國民黨と共產黨との提携以來、國民黨の共產主義化は猛烈な勢をもつて進められ、その結果黨內に左右兩派の對立を見るに至つた。而して孫文の死と共にこの內訌は漸く表面化し、左派の廣東引き揚げ後、右派は北京に留つて國民黨同志俱樂部を組織し、かくて兩派共に國民黨の正統を爭つたが、遂に次期國民黨大會の開催地問題を中心として完全に分離することとなつた。即ち左派は大會をその根據地たる廣東に於て開催せんとし、これに對し右派は北京をもつて大會開催地となさんとして兩派互に各地の黨員との連絡を計りつつあつたが、適ま鄧脅が共產黨の爲めに廣州大學校長の職を逐はれたのを機會に、右派に屬する謝持、居正、張繼等は北京西山碧雲寺に會して黨の中央執行委員會を開くことを協議し、一九二五年十二月に至つて執行委員會第四次大會を同所に召集し次の如き宣言を發した。(宣言大意)孫先生逝去後中國國民黨に加入した共產黨分子は專ら共產主義を振り廻し、事每に勞農ロシアに忠實を盡し、ただに國民黨の三民主義を放棄したのみでなく、却て中國國民黨の看板を利用して共產主義を宣傳し、兩者の區別を曖昧にし且つ中國國民黨をロシアの附屬團體たらしめんとした。若し國民が望を囑してゐる唯一の中國國民黨が共產黨や軍閥と同じく、外國が支那を支配する道具と化し去るならば、中華民族の危急は數百倍するであらう。玆に於て中國國民黨中央執行委員會第四次全體會議は斷然共產黨員の黨籍の取消しを決議した。これ中國國民黨をして自ら自由的地位を取得し、奮て國民革命の先驅たらしめんが爲めであり、又吾人の國家をして國際的自由を得せしめ、國民をして政治上の自由を得せしめ、我民族をして獨立發展の自由を得せしめんがためである。:中略:全民衆の利益のため漸次にその一切の主張を實施し、次の旗幟の下に前進する。(一)一切の帝國主義を打倒す、(二)一切の軍閥を打破す、(三)人民に集會結社言論出版の自由を許す、(四)農工生活を改善す、(五)國民政府を建設す。その方法は民衆自身の團體により他の侵犯を受けず、

指使を受けず、利用せられず、公明純潔の行動により代表を選出する。第一歩として國民會議豫備會議を組織す。第二步、國民會議豫備會議により國民會議をつくる。第三步國民會議により國民政府をつくる。而して一切のことは孫中山の遺した全國國民的建國大綱により進行される。上の宣言と共に國民黨中央執行委員會の名義をもつて共產黨員の除名を宣言した。その要點は「孫總理が共產派の入黨を許したのは個人の資格を以てし且つ本黨の主義を信仰し實行することを條件としてであつた。然るに二年來彼等の言論及び行動は悉く共產黨の指揮を受け、共產黨のためにやつたのである。總理の死後は益々甚しく殊にロシアの指揮を受けた事實は歷然たるものがある。而してその罪惡の機關はボロジンによつて操縱されてゐる政治委員會であり、これを利用したのは汪精衞である。以上の理由により本執行委員會は共產黨員の黨籍を取消し、併せて政治委員會を取消し、ボロジンを解雇し、汪精衞の黨籍を六ヶ月間除去し、再び本黨執行地方機關に服務することを許さない。」廣東に於ける左派がこの決議に反對したことは勿論であつて、彼等も亦中央執行委員會の名をもつて全國及び海外の同志に通告を送り、西山會議の理由なき所以を述べた。(莊原達)

西山會議派 國民革命聯合戰線中に於ける反動的ブルジョアジーの利益を代表する一團である。辛亥革命並にその後の運動に於て完全に失敗せる中國のナショナル・ブルジョアジーが勞農大衆との聯合によつてのみ、國民革命を展開し軍閥及帝國主義の壓迫から自己を解放し得ることを知り、一九二三年國民黨の根本的改組に着手した時、此の一團は共產黨との合作にあくまで反對した。そして一九二四年一月の改組後直ちに、卽ち國民革命の新しい陣營が未だその第一段の發展に入らざる前に國民黨內ナショナル・ブルジョアジー間の分化運動に奔走努力した。此の派の一部(張繼)直隸の人、日本大學出身、舊同盟會の一員で第一革命前佛爾西に居たが、此の間無政府主義の研究に興味を覺えた。然し、無政府主義者としては吳稚暉等と完全に同じ立場に居る。舊國會の參議院議長であつたが第二革命失敗後日本及佛爾西に遊ぶ。袁の死後南北統一運動に奔走したが成功せず一九一九年留佛學生團(戰後の勞働に從事しつつ學業に就かんとする一團)を引率して渡佛した。翌年歸國後廣東政府の顧問となり一九二二年奉直戰後孫文と段祺瑞張作霖の三角同盟を以て直隸軍閥に當るべく運動した。一九二七年六月南京政府によつて黨籍を恢復し今日では中央監察委員、司法院副院長、北平政治分會主席の要職にある。(譚傳賢)

同志クラブを組織し左翼國民黨員に對する具體的鬪爭を開始して除名された。之れは國民黨第一回の分化である。孫文死後、革命的分子は段政府に見切りをつけて廣東に引上げ國民政府の樹立に着手した時、林森、謝持、鄧泰等此の派の代表は北京に留まり、西山(北京の西郊)に會合して、中央執行委員會の名を以て、譚平山、李大釗、干樹德、毛澤東、瞿白秋、張國燾等共產黨員の除名を宣言した。廣州政府は之れに對しそれ〴〵除名聲告等の處分を行つたが之れが第二回の分化である。ところが一方、廣東に於ても異常な無產階級の力量の擴大につれ、黨內一部の反動が具體化して來た。此の傾向は一九二六年三月蔣介石の共產黨に對するクーデター以後特に顯著となり、同五月には、黨務整理案により共產黨員は中央機關の部長たり得ぬこととなつた。かかる環境の下に所謂右派は漸次廣東に歸還し、西山會議の中心と目された謝持、鄧泰以外の戴天仇、林森、葉楚傖、邵元冲等の黨籍は陸續復活した。特に武漢政府に對立して南京政府樹立するに及んで殘る鄧泰等すべて復活し、爾來彼等は西山派として黨內に右翼の一團を形成し、著々その政治的勢力を擴大しつつあつたが、結果に於て非常な成績を擧げて居り、北京天津を首め各地の國民黨部の實權は多く此の派の手に歸して居る。現在此の派は、封建地主階級の武裝的表現であるところの黨中の軍閥、特に廣西派(李宗仁白崇禧等)と結び、ナショナル・ブルジョアジーを代表する蔣介石一派と對立し、必然的に起るべき前者と後者の鬪爭の決算運動を展開せしめつつある。此の派の代表的人物を擧ぐれば卽ち次の如くである。(鄧泰)廣東大埔の人、廣東法政學堂の出身、最初の國會に於ける衆議院議員である。第二革命後日本に亡命したが、一九二〇年陳炯明の廣東恢復には義勇軍を組織して參加した。國民黨の改組に當つて監察委員となる。南京政府と武漢政府の對立當時前者によつて黨籍を恢復し、國民政府委員となり一九二八年米國に派遣された。歲四十。(張繼)直隸の人、日本大學出身、舊同盟會の一員で第一革命前佛爾西に居たが、此の間無政府主義の研究に興味を覺えた。然し、無政府主義者としては吳稚暉等と完全に同じ立場に居る。舊國會の參議院議長であつたが第二革命失敗後日本及佛爾西に遊ぶ。袁の死後南北統一運動に奔走したが成功せず一九一九年留佛學生團(戰後の勞働に從事しつつ學業に就かんとする一團)を引率して渡佛した。翌年歸國後廣東政府の顧問となり一九二二年奉直戰後孫文と段祺瑞張作霖の三角同盟を以て直隸軍閥に當るべく運動した。一九二七年六月南京政府によつて黨籍を恢復し今日では中央監察委員、司法院副院長、北平政治分會主席の要職にある。(譚傳賢)浙江湖州の人、その字の季陶、號の天仇は共に一般に知られて居る。中央大學の出身で日本語には特に巧みである。第一革命前上海で民日報等の記者として活動、第二革命には何海鳴と共に南京城に據つて居たが、その失敗後日本に亡命した。永らくの間孫文の秘書として働いて居たが後病の爲め一時活動を休止した。一九二三年廣東に行き黃埔軍官學校で三民主義を講じ、一九二四年の改組で中央執行委員となり同年末孫文と北上した。後西山會議派として警告處分を受け一時廣州に歸つたが左派に容れられず、且つ其著「孫文主義の哲學的基礎」がマルクシストによつて痛烈に批評されたので、正直な彼れは上海に引あげ、政界の引退と一層の研學とを宣言した。北伐軍上海占領と共に蔣介石と接近し彼れの爲めに渡日、各方面の諒解に努めたことがある。一九二二年前後、彼はマルクシズムに關する理論の斷片を飜譯してよく發表して居たが、その後の彼は孫文の學說を「中庸」に合致するものと力說宣傳し革命的批評家の嘲笑を買つて居る。然し右派國民黨唯一の理論家と認められ、三民主義を右派の立場に解釋する上に尊重されて居る。最近「日本論」の著あり、(歲四十八、現に中央執行委員、考試院院長である。(孝石曾)直隸高陽の人、第一革命前佛爾西に留學中、張繼等と豆腐屋を營業しつつ民主革命

の宣傳に從つて居たことは有名である。蔡元培北京大學總長となるや聘されて法科學長となつたが、その後ちマルクシスト陳獨秀等と無政府主義の立場から論戰し世を賑はしたことがある。國民軍の北京支配時代、黃郛と共に密接な關係を保持し、溥室財產管理委員長として馮の爲めに盡した。現に中央監察委員、北平政治分會委員の外北平大學區總長の要職にある。尙學界に於て彼れが所謂佛爾西派のグループを代表し、英米派を代表する蔡元培と對立して居ることは有名である。四十七歲。(林燊)福建閩侯の人、舊國會の參議院議員、一九一七年、國會解散後、護法議員團の一メンバーとして廣東に行き、所謂る非常國會の組織、軍政府の建設に活動した。一九二一年福建省長となり、一九二三年大元帥府建設部長、一九二四年の改組では中央執行委員、復籍後國民政府委員となり現在立法院副院長を兼ぬ。歲五十七。(鈴江言一)

生產價格 (Produktionspreis) 生產價格とは「相異なる生產部面における相異なる利潤率の平均を採り、これを各異つた生產部面の費用價格に附け加へて得る價格」(Marx, Das Kapital, III. 1. s. 155)をさす。換言すれば、或る商品の生產價格とは、その商品の費用價格と平均利潤との和である。それ故生產價格は、費用價格と平均利潤率(一般利潤率)とを前提とする。商品の費用價格は、その商品のために資本家自身の要費したところのものを云ふ。言ひ換へれば、商品の價値のうち、消費された生產機關の價格と充用した勞働力の價格とを補償するところの部分を指す。從つて商品の費用價格は、商品の價値より常に小であり、剩者より剩餘價値を引ける差に等しいものである。いま利潤は剩餘價値とその大いさを同うする。從つて剩餘價値率の與へられたるとき、相異なれる生產部面において利潤率は資本の有機的組成の相異によつて相異なるものが生ずる。けれども、相異つた生產部面における等量の投資にとつては資本家自身の要費するところは異ならぬのである。

すなはち、生產されるところの價値および剩餘價値(利潤)がいかに異つても、費用價格は異ならぬ。從つて相異なる生產部面間の資本間に競爭が生じ、これによりて特殊的利潤率が平均化されて、その結果生ぜしものが卽ち平均利潤率である。而して生產價格は如上二つの前提の結果生ずるものである。例をもつて說明すれば、或る生產部面に投ぜられた資本を一〇〇とし、不變資本八〇、可變資本二〇の有機的組成を持つとする。而して剩餘價値率を一〇〇パーセントとすれば、剩餘價値は二〇である。更らに消費された不變資本五〇、可變資本二〇の和すなはち七〇をもつて現はされる。而して商品の價値は、費用價格に加ふるに剩餘價値二〇すなはち九〇をもつて現はされる。更らに平均利潤率を一〇パーセントとすれば、生產價格は費用價格七〇、平均利潤一〇の和八〇を以て現はされる。かくの如く生產價格は常に費用價格より大であるが、商品の價値と比すれば、或ひは大であり或ひは小であつて、資本の平均有機的組成を有する部面においてのみ偶然に相一致する。けれども、すべての生產部門の總和として見たる社會それ自身に就いて言へば、生產價格總額は商品の價値總額に等しいものである。**參考書** K. Marx, Das Kapital, III. 1. (山口正吾)

生產組合 (Co-operative Productive Society, Produktivgenossenschaft, Association ouvrière de Production) 生產組合とは勞働者が自らその中で勞働すると共にその事業を經營する組合を云ふ。卽ち勞働者が雇人たると同時に雇主たる組合である。各自別々に事業を經營しつつある組合員が生產物の共同販賣や設備の共同利用の如き一方面のみで協同する組合は生產者組合ではあるが生產組合ではない。生產組合は近代資本主義の暴威に對する一種の反抗運動である。從つてそれは一八四八年に至つてその頂點に達した產業的不滿の時代に出現した。イギリスではオーウェンが、フランスではビュウシェが、生產組合の設立によつて勞働者を解放し社會問題を解決し得べしとなした。やがてフランスでは一八四八年のルイ・ブランの國民工場を始めとして多くの生產組合が設けられ、イギリスでもその頃からキリスト教社會主義者達の主唱の下に所謂自治工場の設立さるるもの相次いだ。然しこれらの組合は多く短命に終つた。一八八〇年代の初めになつて再び生產組合運動が擡頭し、イギリスでは主として社會改良家乃至その團體の援助の下に又フランスでは主として國家の庇護の下に多くの組合が設けられた。當時イタリーでもこの運動が發生し主として、ブラッキアンテイと稱する土工の組合が發達した。かくて今日イギリスには數十の、フランス及びイタリイには數百のこの種の組合が存在する。だがこれらの組合が將來更に大發展を遂げるとは思はれない。生產組合は創設されても大部分は失敗に歸する。その主要原因は、勞働者は商業的經驗に乏しきため損失の危險大なること、資本小なるため大資本家との競爭に耐え得ないこと、訓練缺けたるため支配人の選出等の問題から內紛を生じ易いことなどである。從つて生產組合は、注文によつて生產し小資本でも始め得る管理の容易な印刷業の如きに於てのみ比較的成功し易い。小企業より大企業への經濟的發展の愈々進みつつある今日に於ては、生產組合の勞働者階級解放手段としての意義は益々小さくなりつつあると云はなければならない。又生產組合が成功すると、組合員以外の賃勞働者を雇入れることにより資本家企業に墮する危險が甚だ多い。しかし兎に角、生產組合に含まれた產業自治の思想は勞働者階級に訴ふること大なるものがあるので、この思想は時時形を新らたにして——例へばギルド社會主義の如く——出現し、組合の創設が試みられるのである。なほわが國に於ては、印刷業などに生產組合が見出されるが、その數は眞に寥々たるものに過ぎない。**參考書** C. R. Fay, Co-operation at Home and Abroad, 1925. Benjamin Jones, Co-operative Production.

tive Production. Beatrice Potter, The Co-operative Movement in Great Britain, 1892. S. and B. Webb, Co-operative Production and Profit Sharing (New-Statesman's Supplement, Feb. 14, 1914). Totominz, Internationales Handwörterbuch des Genossenschaftswesens, 1927. Charles Gide, Associations Ouvrières de Production, 1923. (山村喬)

清算派 (Liquidator) ロシア社會民主勞働黨の中の左派ボルシェヴィキに對抗した右派メンシェヴィキの中で有力な地位を占めた一派の名稱である。凡そ一九〇七年頃擡頭し始め、從來黨内に存在した隱謀的な窖主義を清算整理し、新に合法的綱領を制定し、專ら勞働階級の經濟的要望の擴充を主眼とし、暫く革命的行動を差控えようと主張した。非合法的陰謀を清算し斷念するといふ意味からリキダトール(清算派又は清算主義者)と呼ばれたのである。中心人物は後に左派となつたラーリンであつた。彼はペテルブルグに合法的小機關紙「再生」(ウオズロジュデーニエ)を發行し、時の宰相ストリピンの默許を得てゐたため、レニンは「リキダトール・メンシェヴイキ」を罵つて「ストリピン勞働黨」と命名した。此派には外にエショフ、ポトレソフ、レヴイツキイ等も屬して居り、今一つの學問的機關紙「我等の黎明」(ナーシャ・ザーリヤ)には國外に走つてゐたマルトフ、ダン等も寄稿した。此派は何よりも結社の自由の獲得を力說し、一切の革命的精神を抜きにしても之を遂げる可きであると提唱したから、全國の自由主義ブルジョアジイの贊成を得、勢力を增して勞働組合、勞働者倶樂部、その機關紙等を掌中に收めて行つた。然し結果から見れば徒らに黨内の對立抗爭を强めて御用組合、御用黨の發達を助ける事になり、滔々としてメンシェヴイキの中に勢力を增大した。但し、同じメンシェヴイキの中でもプレハノフ一味の少數派はこの傾向に反對して窖ろ非合法的手段を退けないボルシェヴイキに近い考を抱き、その何れにも屬しなかつたマルトフ一味は第三派を形成し、一九〇九年頃に至つた。一方ボルシェヴイキの内部も分裂を重ねたため(この頃四派に分る)屢ば全黨の合同が策せられ、一九〇八年、一九一〇年の二度まで計畫が進められたが、遂に成らず、依然別々に進むこととなり、一九一二年十一月末の第四議會にはリキダトールチヘーゼ以下七人の代議士を出し、改良主義的に進むこととなつた。而して一九一四年世界大戰が開かれるや、この派は擧黨の非戰論と國際主義とを捨て、徒らにドイツの不義を責め擧つて愛國主義に走つた。之を社會愛國主義と呼ぶ。乍併、一九一七年三月の革命に際しては主としてこの派と社會革命黨(エス・エル)とが活躍した功勞は認めなければならない。而して、左派たるボルシェヴイキの發展と共にこの派の人々は或は勢力を失墜し、又、或は轉じて左派に投じたるものもある。各國の社會運動に於て、合法的行動のみを强調し、非合法的手段の清算を奬勵する傾向を清算主義といふのは、このロシアの先例をそのまま適用したものである。**參考書** 嘉治隆一、近代ロシア社會史研究(大正十四年、同人社)。G. Sinowjew, Geschichte der Kommunistischen Partei Russlands, Hamburg, 1923. J. Martow & Th. Dann, Geschichte der russischen Sozialdemokratie, Berlin, 1926. (嘉治隆一)

生産費 (Cost of Production. Produktionskosten) 一般に生産費と云ふ場合は、一定の商品を生産する爲に費された貨幣價値と解されてゐる。それは單純なる商品生産の場合、換言すれば、商品生産者が夫々各自の生産手段の所有者で且つ生産者である場合には正しい。原料、助成材料及び道具の消耗と彼自身の勞働が總計十二時間に等く、そして社會的に二時間は金二分(圓)を生産するに必要な勞働時間であるとするとすべて出來上つた彼の商品六個の生産費は金六圓、商品一個の生産費金一圓と云ふ事になる。併し資本家が自分が獨占的に支配する生産手段と、勞賃を支拂ふ事に依て支配權を獲得した勞働者の勞働とを以て生産した場合の商品の生産費は聊か前の場合と趣を異にする。此場合も商品六個に就て十二時間を必要とするならば、其生産費は金六圓、商品一個に就き金一圓であらねばならないから、内容的に云へば、前の場合と毫も異らないが、形式的には此生産費は前の場合の如く、一定の商品を生産するに費された貨幣價値と云ふ事は出來ない。蓋し彼が前貸した或は支出した貨幣價値のみを計算すれば夫は決して六圓ではない、若し六圓であれば彼資本家は自ら何等の利潤をも取得する事は出來ない。此利潤を例へば一圓とすれば、其一圓は彼が勞賃を支拂ふ事によつて支配し得た剩餘勞働時間二時間の貨幣價値に外ならぬが故に彼自らの生産費は嚴密に内容的に云へば十時間にしか當らず、從つて資本家は十時間の貨幣價値金五圓を獲得すれば彼の嚴密な意味の生産費、即ち原料、助成材料、道具の消耗、磨損及び勞賃の全部を償ひ得る譯である。此の意味の生産費を吾々は生産價格と呼ぶ。故に資本家自らの商品の生産費と云ふ場合は、生産價格プラス平均利潤(彼の前貸資本に平均利潤率をかけたもの)を生産費と云つてゐることになる。尤も平均利潤(「平均利潤」の項參照)そのものは必しも個々の資本家が搾取し得た剩餘勞働、剩餘價値とは一致しないが、その社會的總和は其當時資本家階級が搾取し得た總剩餘勞働時間と一致するから、資本家が資本家たろうとする爲には、換言すれば、剩餘勞働の搾取によつて彼自身の貨幣價値を增殖しようとする限り、後の意味の生産費(生産價格プラス平均利潤)を主張せざるを得ないし、又内容的に云つて夫が事實上の生産費と一致することになる。**參考書** マルクス、資本論、第三卷、第一册、參照。(友岡久雄)

生産力及生産關係 生産力及び生産關係の二文字はマルクスの唯物史觀の公式に於ては夫々極めて重要な役割を演じ而も互にバラバラに引離すことの出來ない緊切な關係

を有つてゐる如くである。蓋し「經濟學批判」序說の有名な唯物史觀の公式は「人類は彼等の生活の社會的生産に於て、一定の、必然的の、彼等の意思より獨立せる關係を、即ち彼等の物質的生産力のある一定の發展段階に適應するところの諸々の生産關係を與へられたものとして受取る」と云ふ文句で始まつて居り、後には又「社會の物質的生産力は、其發達のある一定の段階に於て、從來それが其内に活動してゐた所の現存の生産關係、或はただ其法的表現に過ぎざる所の所有關係と衝突するに至る。これ等の關係は生産力の發展形態から其桎梏と變ずる」云々と云ふ文句があり、兩者の間には互に適應反發の關係があつて而も夫が社會的進化の決定的動因となつてゐることが判る。然らば生産力及び生産關係は何を意味し兩者如何なる關係を有つてゐるであろうか。人間は其物質的生活を維持し發展せしむる爲には、自然に作きかけて自然を變形し、之を夫自身の生存の用に供せねばならない。此人間と自然との交互作用、代謝機能は「人間生活の永久的な自然條件」であつてマルクスの所謂生産一般であり、夫は凡ゆる歷史的發展の諸相を通じて逸らぬ人間生存の條件である。此人間勞働の過程は、自然と人間の勞働とが窮極の二要素であるが、此勞働過程が多少とも發達した後は、それは三個の單純な要素、即ち人間の目的的活動としての勞働力自身と勞働對象と勞働手段とから成つてゐる。斯くて人間の勞働過程は、生産過程に於て勞働手段の助けによつて豫め企圖してゐた變化を勞働對象の上に加へ生産物を造り出すことによつて終る。夫は勞働手段及び勞働對象が共に生産手段として勞働が生産的勞働として結び付く過程である。此の過程が效果的であつたか否かは其生産物の量と其爲に費された勞働時間との割合、(所謂勞働の生産能率)によつて表はされるが、其の勞働の生産能率は結局其時に於ける勞働條件としての勞働力の熟練、不熟練や自然力や勞働手段によつて代表される生産技術や、によつて即ち勞働力、自然力及び技術の三者によつて決定される。マルクスが物質的生産力と云ふのは是等の三生産力を指してゐる。是等の諸生産力は夫々或時代には他に優れて支配的生産であつた場合がある。例へば技術が既に久しくそして益々人間勞働の生産力の壓倒的要因である如くであるが、併し夫のみが唯一の物質的生産力ではないのは勿論である。所で此意味の生産力乃至勞働過程自體は人と自然との關係で全く工藝學上の概念でありながつて當然經濟の歷史的形態とは關係ない。然るに人間は生産に於て實に自然に對して働きかくる許りではない。「彼等は一定の方法に於て相互にも作用し且つ彼等の行爲を相互に交換する事に依つてのみ生産する。生産するが爲には彼等は、相互に一定の連絡及び關係に立つ。そして此社會的連絡及び關係の内部に於てのみ彼等の自然に對する作用が即ち生産が行はれる」(マルクス)。此意味の生産は最早如何なる關係を有つてゐるかと云ふ工藝學上の生産ではなく、マルクスが社會的生産或は生産關係(其總和が經濟的構造である)と呼ぶ所のもので、一定の社會秩序の下に於て、社會的過程として生産は如何樣に行はるるか又斯くして生産せられた生産物は社會を構成する各個人の間に如何樣に分配せられるかと云ふ人間と人間との關係に關する見地に立つ生産である。而も勞働の物質的生産力は最早人間關係と沒交涉なる要因ではあり得ない。勞働力、自然力、技術は一定の社會秩序の下に於ける夫であり、生産は斯かる社會秩序の下に於ける夫等の相互關係によつて惹き起されるのである。而もマルクスに從へば、人間の生産關係は、人間勞働の物質生産力の性質に適應して宛も「鉄砲の發明に伴ひ必ず軍隊内部の組織が變化したしそれの内部に於及び軍隊として働き得る關係が變革し種々なる軍隊相互の關係も變化した」(マルクス)如くに變化する。從つて「個人が其内にあつて生産する所の社會的關係、社會的生産關係は物質的生産手段の生産力の變化及び發達と共に變革する。唯物史觀の公式に所謂「アジア的、古代的、封建的及び市民的社會」はかかる變革を示す特殊の發展階に外ならない。尤も「生産力」と「生産關係」との關係は單に一方的ではなく、「生産關係」も「生産力」に對して又規制的であることを妨げない。「生産關係」に規制された「生産力」の變化は更に「生産關係」に規制的變化を與へ因果循環して窮る所ないが、究竟の決定的動因を「生産力」に見るのがマルクスの唯物史觀の特徴である。そして斯かる「生産力」と「生産關係」との關係規定が、マルクスの唯物史觀は、精神文化の經濟的說明である許りでなく、經濟組織の物質的說明をも含むと云はれる所以である。(友岡久雄)

政治 (Politics. Politik. Politique)**及び政治學** (Political Science. Politische Wissenschaft. Science politique) 政治または政治現象の語義は多樣であるが之れを大別すれば、政治學の歷史的發展に相應じて、次の如くなる。(1)神意、または天意に卽する包括的行爲卽ち祭政の如きもの(古代思想)、(2)至善の實現理想國の實現過程と見る倫理と不可分のもの(プラトーン等)、(3)國家目的の實現行動と見るもの(マキアヴエリ)、此内に政體に關連し内容を異にする。(4)社會的階級的實力による支配の行動と見るもの(マルクス、オツペンハイメル等)、(5)共同社會の事務遂行(職能論)の手段と見るもの(ギールケ、ラスキー等)(6)價値(文化價値、政治價値、人格價値等)實現の過程とするもの(新カント派の政治學者)、(7)社會の歷史的發展過程の顯現並びに促進と見るもの。以上學說史的系列に於て政治の意義が多岐に別れてゐるのである。これを方法論的に見るならば、(1)觀念的傾向、(2)論理的傾向、(3)實證的傾向、(4)辯證法的傾向に區別し得る。(1)觀念的傾向の中には、これを廣義に解すれば論理的傾向(價値論的)をも容れ得る。併し神秘(神意、傳統、國粹等)、空想(ユートピアの類)理念、理想を抽象しこれに政治を關連せしむる考へ方、または抽象的獨斷的目的を設定してその實

現手段を政治とするもの、等を包含する。(2)論理的傾向は論理的價値を極限概念とし、政治の概念構成を試みた上に、その内容をも把捉せんとするのである。多く二元論的缺陷に陷り、論理的概念の世界と事實のそれとが對立し統括が困難となる。(3)實證的傾向には、プラグマティズムの立場、ユテイリタリアニズムの立場、所謂自然科學的立場(初期唯物論)、人間性、政治意識(意識研究)の方面等が含まれてゐる。(1)の立場がプラトーンを(2)の立場がカント、新カント派を(3)の立場がアリストートルを先達とする。(4)辯證法的立場は初め思辨的傾向多く、ソフイスト等プラグマテイズムに近きものがあつた。ヘーゲルに於て此の思辨的傾向は完成されたが、マルクスに至り唯物論と結合して唯物論的辯證法を創めた。此派はソフイスト、ヘーゲル、マルクス等を其の先達とする。政治の語義の孰れを孰るかによつて政治學の體系は全然異種のものとなつて來る。(1)の立場の政治學は理想理念の追求となり、觀念的理念體を構成し、倫理學、美學に近く、マキアヴエリ以前に逆轉せねばならない。(2)の立場をとるときは論理的基礎づけの範圍にとどまり、論理的概念構成を見、前者同樣非實體的のものとなる。マールブルヒ派に見る如く、此の立場自身が新展開を必要とする。(3)の立場は經驗の範圍に極限され說明的科學、所謂經驗科學となる。ヘフデイングの謂ふ行爲そのものを包含し得ず、過去の經驗の總和に歸し、現在の行動を指導推進し得ない。政策に就いて蓋然性以上を主張し得なくなる。約言すれば政策を事後に說明することは出來るが、事前にこれを學的に主張し得ない。此立場から政策を主張するのは單に意識の實際活動と云ふにとどまり、學的の政策主張ではない。殊に經驗論の根據は感覺論に歸し、個別的となる。その他の普遍的立場をとり入れると多くの假設を除儀なくされ經驗主義の自殺となる。(4)の立場は理想、論理、事實を生成概念矛盾性と全體性の概念の裡に統一的に連關的に包攝する。

そこで總ての方法の綜合的立場となる。故に政治學は政治理想の學、政治(文化)價値の學、または經驗の學(國家、社會、階級各個別の政治現象の經驗科學)と限定し難い。これ等總體を包括する世界觀全體の一部分たる社會科學に歸屬し、その部局を規定されて來る。そこで、政治學の部局如何が問題となるが、その規定はこれを二方面からする必要がある。現在政治學と稱せらるるもの領域に即して論ずれば、支配現象、統制現象、或ひは管理現象と並びに時代進展に於ける趨勢の把握促進とに存する。即ち構成的方面と動的方面との兩者を包含する。別の方面から見て、政治學の最も著るしき特徴とす可きものは政策であり、政策は時代の進展、趨勢を認識し同時に促進することを云ふのであるから、政策的方面、動的方面に政治學の根據があり、政治學の範圍となると觀察すべきであろう。他の社會科學に屬する諸科學にも必ず動的方面を包含するがその主たる内容が構成的方面にあると謂へる。故に若し現在の社會學、經濟學、法律學、政治學等の名稱を廢棄して政策的社會科學、構成的社會科學に兩分するとせば、從來の經濟學の内容が構成的社會科學の主要部分を占める如く、從來の政治學の内容が政策的社會科學の主要なる内容を占めるであろう。併し今は、現在の社會科學中の諸科學は孰れも構成動的兩方面を包含し、政治學が殊に動的方面を多分にもつと謂ひ得る。故に現在の政治學の段階は、從來その内容と解せらるるものを可及的に生成過程に於て把握し、政策的觀點から認識し、發展的意味に於て實踐化するにある。そこで政治學の内容は國家及び政治社會(國内的乃至國際的)、階級、政黨等の概念、性質、分類(國體、政體)、發生、盛衰、消滅を生成的方面に重點を置き、不斷に政策と關連せしめ研究するにある。また統制、(統整)職能、政策と呼ばるるものの内容を同樣の見地に於て整理統一し、その概念、意義、傾向等を研究するを要する。かくて體制的方面及び職能作用的方面を併せて、根本的意味に於ける政策(生成過程、趨勢の把握、促進)に統合するを要する。故に狹義の政治政策、治安政策、外交政策、文化政策、經濟政策等は此の根本的政策の意義に於て方向づけられねばならぬ。**參考書** 小野塚喜平次、政治學大綱。蠟山政道、政治學の任務と對象。今中次麿、政治學要論。小野塚教授紀念論文集、政治學研究。大山郁夫、政治の社會的基礎。高橋清吾、政治學概論。村瀨武比古、政治學要綱。佐藤丑次郎、政治學。Amos, Science of Politics, 1883. Bagehot, Physics and Politics, 1873. Bornhak, Allgemeine Staatslehre, 1896. Bosanquet, The Philosophical Theory of the State, 1899. Catlin, The Science and Method of Politics, 1927. Cole, Social Theory, 1920. Gettel, Introduction to Political Science, 1910. Gumplowicz, Die soziologische Staatsidee, 1902. Hobhouse, The Metaphysical Theory of the State, 1918. Holtzendorff, Die Prinzipien der Politik, 1869. Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 1920. Kelsen, Allgemeine Staatslehre, 1925. Koppelmann, Einführung in die Politik, 1920. Krabbe, Die Moderne Staatsidee, 1919. Laski, Grammer of Politics, 1925. Maciver, The Modern State, 1926. Menger, Neue Staatslehre, 1903. Merriam & Others, Political Theories of Recent Times, 1924. Michel, L'idée de L'état, 1896. Oppenheimer, Der Staat, 1926. Ratzenhofer, Wesen und Zweck der Politik, 1898. Spann, Der wahre Staat, 1921. Treitschke, Politik, 1897. Waldecker, Allgemeine Staatslehre, 1927. Wallas, Human Nature in Politics, 1908. Weiss, Politisches Handbuch, 1921. Westphal, Philosophie der Politik, 1921. Wundt, Staatsphilosophie, 1923. Ziegler, Einführung in die Politik, 1927. (佐々弘雄)

政治革命 (Political Revolution, Politische Revolution,

Revolution politique) 政治學上の一般の定說は「革命とは現存國家憲法の非合法的變革」と解してゐる。又は廣く「暴力的手段により努力達成された國家的、法律的、社會的秩序の變革」と解する。前者は革命を狹義の政治革命に限定し、後者は革命を包括的用語としたものである。革命の意義は變革の歷史、並びに政治社會思想の發展と共に推移してゐる。宮庭革命(Palastrevolution)、王朝革命は特定の王または王朝の倒壞を意味し、Tyrannenmord の思想、西夫村を誅する(孟子)の思想である。所謂上からの革命(Revolution von Oben)を國家組織の變革と解し革命の裡に加ふるものもあるが、これは支配者の爲せるもので被支配者のなせるものではない。奈翁一世、三世のそれはその一例である。その當時に於ても純粹の革命の名に當らずと思ふ。上から爲されても、少なくともそれが民衆の名に於てその後援に基づくことを要素とするからである。支那の革命の意味は天命維革の意、天命は大衆の意思に表現せらるとなす思想がよくこれを現はす。國民大衆の革命として顯著なものは一六八八年の英國の Glorious Revolution と、一七八九年から一七九五年の佛蘭西革命である。民主主義的革命即ちこれである。更にプロレタリアート發生しその社會的擡頭と共にマルクスにより社會革命(經濟即基礎構造と上部構造の變革を包括す)と政治革命(上部構造)が區別せられ社會革命が全部的變革、政治革命が上部構造の變革の謂となつた。政治革命は社會的基礎の變化の成熟した際に、不可避的に企圖され發生し來り、社會變革の要約と云ふことになる。逆にロシア革命の場合の如く、政治的上部構造がいち早く倒壞した際には、政治革命が逆に基礎構造の變革を促進する場合がある。故にマルクスの命題に於いても上部下部の變革過程は交互作用的のものと解すべきである。要するに、王、王朝の更改時代、貴族僧侶的革命時代、ブルジョア革命時代、プロレタリア革命時代等の各時代毎にその意義内容を異にするが、從來革命即政治革命と解せられたのが、現時に於ては社會革命が全體的變革を、産業革命が經濟的變革を謂ふに對し、政治革命が國家的、支配組織の變革を意味すること明瞭となる。故に政治革命は此の狹義に解し、革命または易世革命は廣義の社會革命と同意義となる。民族革命の語は、寧ろ、奈翁一世沒落後の Befreiungskriege 及び現代の被壓民族解放の意味で、他民族の支配を排除することを目的とする。唯前の例はそれがブルジョア革命時代に結びつき、後の例はプロレタリア革命の時代に興起せるの差あるにとどまる。政治革命の語と共に支配組織の變革といふ點で同樣だが、それに他民族による支配の排除に小民族的意識の附加せる點が要素の差異と認む可きである。**參考書** Heuss, Politik. P. Herre, Politisches Handwörterbuch. Handbuch der Politik. (佐々弘雄)

製紙業 (Paper Industry) 〔概觀〕今日、世界第一の紙國である。一九二五年に於ける同國の洋紙生産高は百億餘噸(板紙を除く)に上り、各國總生産高の五割强を占めて居る。しかし米國は紙の消費に於いても世界第一の國であるから、生産高の大部分を國内消費に供して尙ほ足らず、三十數億噸の紙を輸入して居る有樣である。紙の大生産國で大輸出國は加奈陀である。加奈陀は豐富な森林と豐富な水力に惠まれた天與の製紙國で、其生産高は米國に次ぐ。續いて生産高の多いのは英國であるが、同國の製紙事業は近年沈滯の狀態にある。瑞典は紙の生産高こそ世界第四位であるが、其輸出高は加奈陀に亞ぐ世界の大輸出國である。之れ同國には加奈陀と等しく、森林と水力が共に豐富に具備されて居るからである。其他獨逸の安價な印刷用紙と新聞用紙、佛蘭西の色紙、パーチメント紙、シガレット紙等は夫々各國市場の脅威となつて居る。日本に於ける製紙の濫觴は遠く推古天皇の頃に始まり、續いて平安朝、德川時代と漸次發展して來たが、機械製紙の始まりは明治五年の有恒社である。其後わが製紙業は堅實なる發展を續けて、紙の國内消費が增大するに拘はらず、輸入は遞減し輸出が遞增しつつある。斯くて昭和二年に於けるわが國製紙事業の資本金は二億一千餘萬圓に達し、内拂込資本金一億五千餘萬圓、諸積立金三千二百萬圓で、資本金額に於いて我國主要產業中十指の内に數へられ、化學工業中の首位を占め、其生産高は十二億萬斤を超え尊業の純益千二百餘萬圓に上つて居る。而して製紙會社の重なるものには富士製紙、王子製紙、樺太工業、三菱製紙、北越製紙日本紙業、乾製紙、日本製紙及び西野製紙の九製紙會社があり、この九社が團結して日本製紙聯合の名の下に、生産制限其他のカルテルを形成してゐる。〔原料の問題〕紙の原料には靱皮類、木材、襤褸、藁稈及び紙屑の五種がある。然し主要なるものは勿論木材で、現に我國で製紙原料として使用される木材は七百萬石に上り、製紙原料の七割五分を占めて居る。從て木材の豐富な國は製紙業が發達する譯であるが、我國は北海道樺太に多量の木材を藏する外、滿洲州にも北滿洲にも無盡藏の處女林を控えて居り其前途には當分懸念すべきものがないと見られてゐる。**參考書** 社會經濟體系第十卷、明治工業史化學工業篇。(高橋龜吉)

政治結社 政治的權力の維持或ひは獲得の爲めに結成された社會群は政治結社である。マッキーバーの如きは國家を一つの政治結社であると見てゐる。國家は共同社會を地盤として、共同の利益を中心としてその上に派生した結社だとして取り扱つてゐる。しかし、國家に自覺的意志あり(トライチケ)などと解釋せずに、歷史的所産として取り扱ふ場合にはそれは一つの概念としての意義をもつだけである。然らば國家の行動を決定するは目的意識をもつ他の集團でなければならぬ。從つてその結社が國家の行動を決定することになるのである。であるから國家を政治結社と見るは適當ではあるまいと思はれる。政治生活は政治的權力の維持と獲得の渦卷である。そこで政治なる刺戟に對して、政權を目的とする結成の意識をもち、且つ組織をもつ

政治結社が生れる。一次的意味での政治結社は政黨である。政黨の直接の行動は政權の持續とその獲得に集中される。二次的意味での政治結社は政黨の業務の下向組織として結成されてゐる場合と、全然別個に存在する場合とある。それは(a)政治教育を目的とするもの、(b)政治輿論作興を目的とするもの、(c)司法、立法、行政等の諸分科に屬する政治的要求の貫徹を目的とするもの、(d)社會運動の一セクトたるもの。更に形式上次の如く分類するとも出來る。(一)公開政治結社、(二)祕密政治結社。本質上斯うした區別があるわけではない。共產黨の如きは或る國では公開された政治結社であり、他の國では祕密結社である。又特有の國情が祕密政治結社を生む場合もある。フライウエル、アイルランドのシンフェン黨、朝鮮獨立黨の如きはそれである。(一)永續的政治結社、(二)暫時的政治結社。政黨の如きは永續的政治結社であるが、一定の目的達成或ひは促進を目的とするもの、卽ち普選運動及び婦人參政の運動は暫時的政治結社であると見ることが出來る。又國際的な政治結社がある。何れも國內の政治結社と關係をもつてゐるが、然しその相聯關係は逆になつてゐる二種のものがある。(一)國際政治結社が國內の政治結社を支配するもの、(二)國內の政治結社が國際政治結社を支配するもの。前者の例としては第三インタナショナルと各國共產黨の關係、後者の例としては諸政治團體と、その國際的聯合體との關係を擧げることが出來る。(市村今朝藏)

政治研究會〔創立事情〕大正十一年七月山川均氏によつて提唱された所謂「方向轉換」の理論は、その後漸次に實際運動の上に具體化され、我が國無產階級運動を純然たる經濟鬪爭から、政治運動の方向へと導くと共に、無產政黨樹立の問題を當面焦眉の問題たらしめた。而してかかる趨勢に直接の刺戟を與へ、これを助長し促進せしめたものは當時に於ける山本內閣の普選卽行の聲明であつた。かくて大正十二年十二月十八日、島中雄三、青野季吉、鈴木茂三郎、堀田秀一、高橋龜吉諸氏の努力に依り、東京神樂坂尾澤カフエーに於て、勞働總同盟、關東機械工組合、出版從業員組合、農民組合、社會思想社、種蒔き社、農民運動社、文化學會等の有志者二十七名の會合を見た。この會合を第一回政治問題研究會とし、その後六回の會合を重ねたが、翌十三年四月、無產政黨組織準備の爲めの全國的團體を組織する議起り、創立委員二十四名を選び、具體的實行に着手した。越えて六月二十八日芝協調會館に於て創立大會を開き、ここに政治研究會の生誕を見たのである。〔**創立宣言及び決議**〕我が國歷代の政府と政黨とは、私利に驅られ私慾に沒頭し、國民を賣つて財閥の走狗たること多年、爲めに內治に外交に弊政百出、國民生活は今や破滅の底に逐ひやられつつある。物價騰貴と政費負擔の不公平とに依る民衆の生活難はその一である。驚くべき失業者の激增はその二である。底止するところなき農村の衰微はその三である。生得の權利を奪はれたる勞働者小作人の窮乏はその四である。內、國民をして自暴自棄に陷らしめ、外、國家をして國際的孤立に瀕せしめんとする、これその五である。然らばこれを解決するの途如何。吾人は信ずる。財閥中心の政治をして民衆中心の政治たらしむることは少くともその先決條件であると。この故を以て、吾人は本大會に於て次の事項を決議す。決議—吾人は無產階級の利害に立脚する政黨の樹立を期す。(**その後の活動**) 政治研究會の目的とするところは「無產階級の立場より、政治、外交、財政、經濟、產業、勞働、社會の諸問題を調査研究し、之が對策を確立し、大衆の政治的組織を促進し、以て日本社會の合理的改造を期す」(規約第二條)るに在り、從つて政治研究會自體は決して無產政黨の組織ではなく、單に無產政黨の組織促進を目的とする團體であつて、その活動も主として大衆的な教育運動に向けられてゐたのであるが、當時の組織勞働者は未知の政治運動に對する極度の細心さから、これに對し表面「好意的態度」を示しながら、消極的にサボタージュを行つた。從つて政治研究會の運動は、組合員の間に浸潤せず、寧ろ組合外の一般大衆を目標として活動せざるを得なかつた。しかしそれにも拘はらず、大正十四年の最盛時には、全國に於ける支部總數五十三、會員六千を算した。かかる間に大正十四年六月日本農民組合は、單獨にて突如として無產政黨組織準備會の提唱をなし、爲めに政治研究會は政黨組織のイニシアチーブを奪はるるに至つた。加ふるに同年三月に端を發した勞働總同盟の分裂は、さなきだに種々の思想的傾向を有する知識階級より成る政治研究會にその影響を及ぼし、內部の對立は日を逐ふて尖鋭化した。卽ち第二回及び第三回の大會を通じて、無產政黨の綱領並に組織問題を中心として左右兩派の一大衝突を惹起し、右翼幹部の排除及び脫退となり、その結果、同會は完全に左翼幹部の壟斷するところとなつた。その後は恰も勞働組合評議會の別働隊たるが如く行動したが、勞働農民黨の創立直後、更に內部に解散非解散の議論が起り、最左翼分子は大正十五年五月支部代表者會議を召集して「大衆教育同盟」の組織を提案可決した。併し實質的活動の能力なく、自然消滅の形となつていつとはなく無產階級運動の表面から姿を沒した。**參考書** 政治研究。民衆政治(同會機關紙)。大原社會問題研究所篇、日本勞働年鑑(大正十四年版)。日本社會主義運動史(社會科學)等。(莊原達)

政治組織 政治組織は社會組織の一にして、權力をして一定の秩序の下に永續的ならしめる如き機能をもつものである。政治組織は古くは神や偉人の考案したものだと考へられてゐた。又近代に於ても立法者または立法技師によつて工夫され、發明されたものだと云ふ風に解釋してゐる人もある。けれども諸社會科學の發達は政治組織の素材を明らかにするに至つた。政治組織は氣温、風土や地理的な諸自然的環境によつて影響される場合もある。民族及び人種によつて條件づけられてゐる場合もある。又傳統、習慣等の歷史的要素に決定される樣な場合も考へられる。諸心理的過程に影響されてゐる場合もあり得る。併し斯うした諸社會環境は絶對のものでもなく、又決定動因でもない。單なる傍系的要素にすぎない。政治組織を生み出すのは經濟的利害に外ならない。政治組織を分類したのは、紀元前五世紀頃ヒンダーが「ヒラアン・ホード」の中で君主政治、民主政治、貴族政治の三組織に區別したのに始まる。次いでヘロドトス及びツキジデスによつてその分類は受けつがれた。けれどもこれを最も古典的に說明したのはアリストテレースである。アリストテレースは國家權力の把持者、或ひは國家意志の構成が一箇の人間であるか、或ひは一定の特權をもつ階級又は門閥であるか、或ひは國民全體がそれであるかによつて政治組織を君主(僭主)貴族(寡頭)民主(暴民)の三政體に分類した。古來此の思想は政治學上の最も有力な位置を占めて來た。然しG・C・リウイス卿の「政治學用語の使用と誤用」に於て峻烈に批判されるに到つた。彼は政府の實際的構成或ひは政治權力の實在的所在は形式上の組織とは一致してゐないと云ふ歷史上又現實の幾多の例を擧げてゐる。又小數による支配と多數による支配との區別は絶對ではあり得ない事を告げてゐる。リウイスによれば政治組織は政府の樣式によらず政治上の意識及び影響の存するか否かによつて分かれるべきである。卽ち國家生活の特徵を表示するには君主的、貴族的、民主的と云ふ形容詞を使用すべきであると云ふのである。且つ又一つの政治組織の中にこの三つの傾向は共存して居る場合が多い事を指摘してゐる。上述の三つの組織が混合して一つの政府になつてゐるのであつて、その割合のみが異るのであると云ふ說をシュライエルマッヘルが立ててゐる。これに對してはブルンチュリーは國家の第四形式と云ふ樣な混合國家の如き政治組織はあり得ることなく、最高支配權は三樣式に明瞭に分れるものなる事を國家有機體論から力說してゐる。だが、彼の有機體說は國家の性質を論ずるもので政府の特質には觸れてゐない。要するに、最高主權の存在により政治組織を分類するアリストテレースの方法は、主權そのものの解釋が多元的になつて來て以來不充分のものとなつたと云はねばならない。又事實上民主政治は寡頭政治に、寡頭政治は獨裁政治へと常にその內容は推移するから、政治組織はon the process にあると云ふべきである。アリストテレースの分類が清算されて以來、專制と共和の二種に政治組織を分類するもの(モンテスキュー)、行政機關の存在によつて分類するもの(ガーライス)、政府を統制する力の存在によつて分類するもの(ウイツ)、支配の原則によつて分類するもの(ウイルカー)、歷史的樣式によつて分類するもの(ホン・モール)等が種々に分類を考案してゐる。(市村今朝藏)

政治地理(Political Geography. Politische Geographie. Géographie politique) 十九世紀末迄は、政治地理乃至地文學に對して、人類及びその事業を對象とする地誌のことであつた。從つてそれは後世の人類地理或は史的地理をも含み、その體系及び內容から見れば、地理的國情誌とも云ふべきものであつた。故に稍やもすれば、外面的に流れ、殊に地文學と統計學との發達につれて、無內容、無系統な學科となり勝ちであつたが、Ratzel 出づるに及んで、一般政治地理は新なる生命を得た。彼れは、國家を一塊の地と一團の人類との合した生活體となし、その內的及び外的の成長を運動過程と觀る立場に呼應して、政治地理を、生活體の地誌と考へ、之れを人類地理學の上に打ち立てたのである。而してその內容は國家、交通、戰爭にまで及んだ。今日の政治地理には大體二つの傾向が認められる。Gróbne, Vogel, Dix 等は國家の動的發展を追求してその地理的說明に重きをおき、現代に於ける領土政策の問題及び將來の可能性につき地理的根據にもとづいた答案を得ようとする。之れに對して、Gujen, Wagner 等は、國家の地理的及び統計的描寫に力め、主として數量に依つてその靜態を捉まうとする。個々の地域の政治地理は

政治統計(Political Statistics. Politische Statistik. Statistique politique) 政治統計とは人類の政治的行爲卽ち國家又は其他の公共團體の行ふ一般國家生活に關係ある行爲の統計を意味する。從て又政治統計は之等の行爲の主觀的若くは客觀的前提に關する統計をも包含するのである。如斯意味に於ける政治統計の主要なる部門をなすものは選擧統計である。卽ち帝國議會、縣市町村會の選擧統計を云ふのである。此統計の基礎をなすものは選擧人名簿卽ち選擧有權者に關する調査と選擧の結果に關する調査とである。選擧の結果は屢ば選擧區の職業宗教等による分類と比較せられる。蓋し之に依て例へば有權者と被選擧人との間の關係等を推知し得るからである。又選擧統計は政治的黨派の統計によりて補充せられる。政治統計は國家の機關の政治的行爲の統計をも包含する。其主なるものは陸軍海軍に

ラツツエルの多面的な示唆によつて豐富な成育を見た。殊に、世界戰爭の投じた領土政策の問題、その後に於ける地理的重要問題の續出は、この學を益々旺ならしめた。注目すべき現象は、Dix に於けるが如く、單に交通のみならず經濟生活一般の影響及び需要に重點を置き、政治地理と經濟地理とを密接な關係に置く傾向の强いことである。これは、帝國主義の競爭が益々尖鋭化して來た時代の一の現れである。この學の定義及び使命に就ては、諸學者の見解は甚だ區々であるが、その內容に於ては何れも領土の廣袤、地形、位置、境界、性狀、領土と國家との關係、國家の移動膨脹等を論ずることに略ぼ一致してゐる。**參考書** Ratzel, Politische Geographie oder die Geographie der Staaten, des Verkehrs und des Krieges, 1897. Schöne, Politische Geographie, 1911. Supan, Leitlinien der allgemeinen politischen Geographie, 1918. Dove, Allgemeine politische Geographie, 1920. Dix, Politische Geographie (Politisches Handwörterbuch). (河村又介)

軍海軍に關する統計であつて、其中には之等の機關の物質的準備特に陸海軍の兵力の準備及戰鬪手段の統計を包含する。乍併之等の政治的行爲が經濟政策的社會政策的私法的或は刑法的性質等を有する限り、即ち精神的文化に關する限り、其統計は他の部門の統計の範圍内に於て取扱はるべきものである。其外政治統計に屬するものは一般國内行政及び外國に對する一般政治的竝びに軍事的活動の統計等である。**參考書** 内務省、大日本帝國内務省統計報告。陸軍省、陸軍省統計年報。海軍省、海軍省年報。内閣統計局、日本帝國統計年鑑。Zahn, Die Statistik in Deutschland, I Band, 1911.（鍛織理一郎）

政治鬪爭 (Political Struggle. Politisches Streit. Combat politique) 政治鬪爭とは、經濟鬪爭と概念上區別せらるるが事實上は相關連し、相互依存的の鬪爭手段である。經濟鬪爭が主として組合の組織、工場委員會組織、勞働協議會の組織、ストライク、ゼネラルストライク等を意味するに反し、政治鬪爭は、市町村國家議員の勞働代表選擧、政黨組織、政治的教育、政治的暴露、宣傳、煽動等を意味する。約言すれば政治行動による鬪爭を謂ふ。經濟鬪爭に於けると同樣現代法制下に於て、合法非合法の兩者あり、合法的限界に極限する改良主義的立場は議會的活動により立法、行政に參加し改善する方法をとり、非合法的方法を終極目標とする革命主義の立場は、革命への道程として總ての政治手段を利用する。いづれの立場に基づけるものにせよ、社會現象としての無產階級政治鬪爭を觀察した場合には、生產分配消費等經濟行動に關するものに非ず、國家、地方政治に於ける支配統制に關連する行動を指稱するものと謂ひ得る。組合運動の政治鬪爭探否の問題、革命手段としての政治行動に於けるタクテイツクの問題等その顯著なる何である。**參考書** 政治革命の項竝びに政治及政治學の項を見よ。（佐々弘雄）

精神分析 (Psychoanalysis. Psychoanalyse. Psychoanalyse. Psychoanalyse. Psychoanalyse) ウイーンの精神病學者フロイド (Siegmund Freud)（一八五六—）が精神の發生的因果性に對し病理學的な心理解剖を試み、種々の精神現象に關し、その發生條件、加工狀態の原因を明確にせんとする學說を創唱した。彼は主としてヒステリイの病源の研究より、潛在意識、無意識等の識閾下の問題を分解し、特に夢の諸表徴の複合、幼年期の性慾に對しての研究を遂げ、この心理的の基礎的な領域に照應測求しながら、現在の意識的精神現象を分析するのである。かくて意識生活に於ける理性の抑壓、或はそのための精神的缺陷等よりして全く不可解な心理狀態に一つの發生論的解釋を與へることを得た。この精神分析は種々な文化意識の問題にも企てられ神話、哲學、藝術、宗教、等の精神過程を性慾又は慾望 (libido) の作用であると說明する。その性慾說はフロイド、アドラー (Adler) 等のウイーン學派が主張し、後のリビド說はチューリヒ學派のユング (Jung) 等の唱へるところである。更らになほフロイド派のコルネイ (Aurel Kolnai) はフロイドの大衆心理と共に社會現象、社會運動等をこの見地から批判しようとする。が、いづれも盛んな新研究の途上にあつて、未だ確說に至らぬものが多い。**參考書** フロイドの諸著。Prister, The Psychoanalytic Method. Jung, Analytical Psychology, Libido. A. Kolnai, Psychoanalyse und Soziologie. Rank, Der Künstler, なほマルキシズムよりの精神分析の批判として、W. Jurinetz, Psychoanalyse und Marxismus (Unter dem Banner des Marxismus, Jahrgang I. I.) がある。（三枝博音）

生存權 (Right of Existence. Recht auf Existenz. droit a l'existence) 生存權とは、社會の各員が彼れの生存に必要なる資料の頒與を受くべしとなす經濟的基本權の謂ひである。アントン・メンガア等の法的社會主義に從へば、社會主義の核心は分配の問題であり、そして分配には慾望を標準とする主觀的のものと勞働を標準とする客觀的なものとがある。この中心概念たる生存權の内容に關しては、一定政權との利權關係によつて、一定の商權を獲得し、この相互利益關係を通じて商業上の利得を得んとする特殊商人をきす。政商の歷史は利權の歷史と共に古く、わが國家に於ては既に豐臣時代に現はれ、德川時代に入つて益々露骨に跳梁したが、近代的政商の起源は、明治政府確立直後の事に屬する。降つては財閥の名の下に、政商は最も惡質なる利權政治の中心になりつつある。かの浪花の長者淀屋の先祖たる當安は、豐臣政府の政權を利した大政商であり、日本に於ける政商の元祖といはれてゐるが、德川時代は經濟制度に多くの變更あつた爲めその機を利して政商の跋扈を見るに至つた。明治政府が生れるや、その財政的窮乏甚だしく、爲に新政府は民間の富豪より屢ば御用金を調達せしめ以てその危機を救ふことを試みると共に、これら富豪に對して政治的保護を與へ且つ利權を提供したのである。即ち明治政府樹立の當初に於ては、政商はむしろ政府が能動的に作出したのであつて、この點は、後年に於ける政商とは稍や趣を異にする。即ち明治の後半期よりは、利權獲得は民間富豪よりの積極的活動により、政府は受動的立場に立つに至つたのである。新興市民階級がその當初より封建時代より繼承せられた政治的權力と抗爭することなくして結びつき、その當然の結果として政商の勢力の確立を助長したことは、世界社會史上珍とすべき現象である。然るにその始めは單に漠然たる政權との特殊關係に於て政商たりし者が、政黨政治始まると共にその影響を受け、一黨一派との特殊關係に於ける政商に進展するに至つた。即ち各政黨的勢力を背景とする所謂財閥がそれであり、この段階に至つては、政權と商權との關係は益々後者の前者に對する優越的命令的關係を呈するに至り、玆に政治のブルジョアジー隷屬を徹底せしむるに至つた。（阪本勝）

生成人教育 「勞働者教育」の項を見よ。

何たるのとがある。この點に着眼して彼等は經濟主義の窮極目標を生存權と勞働全收權とに綜括し得るとなし、かの政治的基本權に對して之を經濟的又は社會的基本權と呼んだ。ところで、慾望を標準とする分配は、その最も徹底した姿においては「凡ての資料は最も緊要を必要とする者に歸屬すべきこと」を要求するものであつて、この場合の權利を私は公正なる生存に對する權利と名づける。けれども、すべての社會成員のすべての慾望を具體的に測定比較することは始んど實行不能であるので、實際上は二つのより不徹底な、しかしより實行可能な考察がなされてゐる。即ちは、一つは社會各員の慾望を大體均等とみなし、年齡、體性、健康等に應じて略ぼ相均しい充足資料の頒與を要求するところの、平等なる生存に對する權利であり、他は個人の生存維持がその充足に依存する慾望、即ち所謂生存慾望の充足に必要なる資料の頒與を要求するところの最低なる生存または生活最小限に對する權利とである。メンガアは生存權を大體この最後のものと同視し「社會の各員は彼の生存に必要なる物財及び勞務が他人の緊切の度少き慾望の充足に供せらるるに先だち、現存資料に應じて彼に頒與さるることを要求する權利を持つ」といふことが生存權の意味であると言うてゐる。生存權は以上いづれの形においても、國家の寬容に基づいて窮迫者に施與せられ、從つて彼等にとつては屈辱的な利益又は恩惠でこそあれ、決して正當なる權利と云ひ難いところの所謂救助權と異る。また、勞働遂行と關係なく、個人の生存と慾望とに着眼するこの權利は、同じく基本權ではあるが、現實の勞働遂行者のみに、その慾望に關係なく彼れの全勞働收益を頒與し、それ以外の社會各員の存在については之を全く度外に措くところの勞働全收權とも、又失業した勞働能力者の慾望を少しも考慮に容れないところの勞働權とも非常に違つた社會的機能を持つ。しかしその積極的内容に關しては、この權利は、その中心概念たる生存[illegible]が一般的でないように、その他にも多くの不明瞭の點を含んでゐる。尤も此の不明瞭は成法上の權利でなく、理想上の要求權であるところのこの權利にとつては、性質上當然のことであるのみならず、むしろその强味でさへある。生存權の思想は、自由、平等、保全、財產等に對する各人の天賦權に數へたけれども、生存に必要なる資料に對する各人の權利は之を承認しなかつた。この事情の下に自然權は形式的且つ抽象的性質にまで發展し、法的平等から經濟的平生存慾望の充足の自由へ最低なる生存または生活最小限に對する權利とである。メンガアは生存權を大體この最後のものと同視し「社會の各員は彼の生存に必要なる物財及び勞務が他人の緊切の度少き慾望の充足に供せらるるに先だち、現存資料に應じて彼に頒與さるることを要求する權利を持つ」といふことが生存權の意味であると言うてゐる。生存權は以上いづれの形においても、國家の寬容に基づいて窮迫者に施與せられ、從つて彼等にとつては屈辱的な利益又は恩惠でこそあれ、決して正當なる權利と云ひ難いところの所謂救助權と異る。また、勞働遂行と關係なく、個人の生存と慾望とに着眼するこの權利は、同じく基本權ではあるが、現實の勞働遂行者のみに、その慾望に關係なく彼れの全勞働收益を頒與し、それ以外の社會各員の存在については之を全く度外に措くところの勞働全收權とも、又失業した勞働能力者の慾望を少しも考慮に容れないところの勞働權とも非常に違つた社會的機能を持つ。しかしその積極的内容に關しては、

この權利は、その中心概念たる生存[illegible]が一般的でないように、その他にも多くの不明瞭の點を含んでゐる。尤も此の不明瞭は成法上の權利でなく、理想上の要求權であるところのこの權利にとつては、性質上當然のことであるのみならず、むしろその强味でさへある。生存權の思想は、自由、平等、保全、財產等に對する各人の天賦權に數へたけれども、生存に必要なる資料に對する各人の權利は之を承認しなかつた。この事情の下に自然權は形式的且つ抽象的性質にまで發展し、法的平等から經濟的平等へ、思想、行動の法的自由から生存慾望の充足の自由へ進み、その最初の重要なる具現である生存權は十八世紀の未葉、特にフランス大革命の影響の下に、生存權の思想がブリソオ、パブウフ、ロベスピエール、ボアセル等）において唱導されるに至つたのである。そこで新興資本家社會はマルサスの人口法則を以て之に駁撃を加へ、かくて生存權をめぐつて囂々たる論戰が戰はされた。併しこのマルサスに反對した生存權論者が悉く社會主義者であつたのではなく、中世的秩序の追慕者や緩和された資本主義の支持者も多々あつたことは注意すべきことだ。社會主義的意味における生存權は其後、多くの社會主義學派によつて分配原理として採擇せられ、亦た種々の小共產團體によつて分配原理としても適用せられた。生存權は、その普遍的又は非階級的性質のほか、その適應性の故に、法的社會主義者其他によつて特に重視せられてゐる。即ち、この權利から不勞所得の廢除を標榜しないために、資本主義下にも實現せられ得ると共に、それの漸次的發展によつて資本主義の社會主義への[illegible]法的轉化が達成せられ得るとも見える。しかし社會主義的生存權である生存權及び平等生存權は明白に搾取的財產制度と矛盾し、從つて上記の適應性を持たぬことは明白である。この權利の實現は一個別經濟と私有權との下においてそれを期待した少數者（ゴドキン等）を除けば——生活資料が、自由に享受される場合にも强制的に分配される場合にも、ともに前提として共產制度の實行を要請する。之に反して社會政策的な最低生存權は資本主義と接合し得るのみならず、資本制度の不可避的補足の意味において一個の資本主義的權利でさへもあり得る。さうして實際、今日の資本主義の下において未成年者には扶養と教育とを、老年者、病者、廢疾者、失業者には救護を、勤勞者にも亦生活最小限を要求する權利が漸次認められつつある。けれども、今日の社會の巨大なる生產力に比べて極めて低度のこの生存の保障は、不勞所得の存立を本質的に脅かさぬのみか、無產大衆の肉體的存續、能率の增進、不平の緩和、消費力の增大をもたらすことによつて却つて資本主義の變化を助けるであろう。最低生存權はトラストや合理化と列んで、組織的資本主義の一重要方策をなす。資本主義の立場に立ちつつ、屢ば社會主義的權利と呼ばるる生存權を以て社會政策上の「アプリオリ」、「文化價値」と認め、之に基づいて「社會改良の哲學」を建設すべきことを提唱する學者（例へば福田博士）のあるのも之がためである。社會政策的生存權は合法手段によつて徐々に社會主義的生存權に轉化し得るか。否、最低生存權の承認及び向上に力つてさへいつも色々と齟齬をつける支配階級は、不勞所得の否定によつて、彼等の據つて立つ土臺を覆へすところの平等又は公正生存權への轉化に對しては、あらゆる權力手段を以てさへ斷乎として之に反對するに違ひない。これ今日の社會主義が社會政策的鬪爭（改良運動）と共に、社會主義的鬪爭（革命運動）を强調せざるを得ない所以である。さうしてこの革命的階級鬪

争の主要目標は、今日、社會主義の重點が個人と分配とから社會と生産とに移動した事實に照應して、最早この生存權ではなくて、何よりも先きに、不勞所得の廢絶、即ち搾取的獨占的財産の收奪、生産物の社會への歸屬である。故に、今日の社會主義の主流は、もはや、メンガアの考ふるが如く、生存權ではない。けれども分配が問題とされる限りにおいては、今日の社會主義も亦少なからぬ點において生存權の思想を繼承してゐる。例へば「各人はその能力に應じて、各人にはその慾望に應じて」の標語によつて示さるる公正生存權の制度はその高度共産制の分配原理として承認せられて居り、種々の形における最低生存權はその社會政策的鬪爭の目標を形成しつつあるのである。**參考書** 森戸辰男譯、アントン・メンガア・全勞働收益權史論。河村又介譯、同上・新國家學。米田庄太郎、幾近法理學と法的社會主義（幾近社會思想の研究上卷）。福田德三、生存權概論（全集五卷、下）。同上、マルサス人口論の出版當時の反對論者特に生存權論者（全集三卷）。牧野英一、最後の一人の生存權。藤井健治郎、生存權の倫理的考察（改造」二卷一號）。恒藤恭、生存權と法律體系（「改造」五卷九號）。高畠素之、生存權。水谷長三郎譯、マルクス・ゴータ綱領批判。河村又介譯、エンゲルス・カウツキー・法曹社會主義（マルクス・エンゲルス全集第十二卷）。（森戸辰男）

政體 政體と國體とは全然別個のカテゴリーか或は區別なきものかは議論がある。多くの場合は兩者は混合されてゐる。國家の主權が何處にあるかによつて國體が決せられるとし、主權の行使の形式如何によつて政府の形體即ち政體が定まると見る立場からは兩者は區別され得る。又國體を觀念的に、政體を實體的に解釋する場合も同樣である。ボーダンは兩者の區別を說き人民が國王を選擧する場合などは國體は民主制で、政體は君主制だとしてゐる。アルソウジウスは國家の主權は常に人民にあるものであるとし隨つて國體には種類がなく、異るものは唯其の政體だと云つてゐる。ルツソーも同樣に「國體は必ず民主制であり、民主制であらねばならない」が、然し政體には君主、貴族、民主の三形式がある」と云ふ風に國體と政體とを區別してゐる。然し此等の區別は國體と政體とを同一系列の術語によつて說明してゐる事によつて、その區別それ自身が明瞭でない事を物語つてゐる。即ち却つて區別を立てようとして同一なる事を證明してゐる。一般には政府の組織の如何によつて政體の種別が起ると見られてゐる。政體のクラシカルな分類はアリストテレースによつて試みられてゐる。

(一) 君主政體若しくは一人政治、(二) 貴族政體若しくは小數政治、(三) 民主政體若しくは多數政治、この分類は國家權力の掌握と國家意志の構成に參與する數によつて爲されたものである。リウイスは社會全體に及ぶ支配權が一人に屬してゐる政府を君主政體、それが數人に屬してゐるものを共和政體と大別し、この共和政體を更らに支配者の小數及び多數により貴族政體、民主政體に分けてゐる。この分類は細別すると三つになるが根本に於いては二つであるからアリストテレースなどの政體三分法に對し二分法と稱せられてゐる。(一) 責任なき單一人に主たる行政機關が屬してゐるもの、即ち君主制、(a) 憲法の制限なきもの、(b) 憲法の制限あるもの、即ち立憲君主制、(二) 責任ある單一人に主たる行政機關が屬してゐるもの、例へば北米合衆國、佛國の如き大統領をもつ政體、(三) 責任なき數人により行政さる政體。古ローマのコレギイトの如し。(四) 責任ある數人により行政さる政體。ローマの執政官制。スエズの聯合執政官制。又バーヂイスは行政權の歸屬によつて政體を次の如く分類してゐる。(一) 政府と國家とが一致してゐるか否か。(二) 政府の勢力が統一されてゐるか分在してゐるか。(三) 公共官職が如何に保有されてゐるか。(四) 立法と行政との關係がどうなつてゐるか。即ち政府は大統領制か議會制か。斯うした分類から政體を記述すると一例を擧げれば合衆國の政體は、民主、制限、代表、聯邦、同等、選擧、大統領等の用語をもつて綜合的に云ひ表はされることになる。ウエルカーによる政體の分類は支配が自我的に行はれるか、神學的に行はれるか、合理的に行はれるかによつて專制政體、神權政體、法治政體の三政體に分けてゐる。又ホン・モールは政體を家長政體、神權政體、古典政體、封建政體、立憲政體と云ふ風に歷史的カテゴリーから分類してゐる。政體は上述した如く各學者によつて氣儘に分類されてゐるが、歷史上存在した各政體は何れも各々特質を具有して居たものであるから或る意味に於てはそれだけの分類が必要になることにもなろう。又一つの政體は觀察點の異るにより幾種類にも分類されることにもなる。（市村今朝藏）

青天白日旗 中國國民黨々旗であつて地を青く中に白日を染め抜いたもので、旗の一角四分の一に青天白日の形を表はし地を紅に染めたものは「青天白日滿地紅」旗は中國國民政府國旗として民國十七年六月十二日より從來の五色旗に代用さるるに至つた。抑もこの青天白日旗の起源は光緒二十一年（一八九五年）第一次革命の殉死者なる興中會の陳皓東の作になるもので、其の青は自由を、白は平等を表はし、白日の傍の光芒を表はす十二の角は地支十二時を表徵するものである。青天白日旗滿地紅旗が戰に用ひられたのは光緒二十六年の廣東省惠州の革命義擧の際であつて、國内外を通じて國徽として使用されたのは新加坡に於ける惠州華僑の組織した中華堂に於てであり、惠州の役に出征した士達は皆之を屋頂に揭揚した。これに倣つて南洋各島の革命黨は相踵いで使用し、光緒三十一年東京で中國同盟會の結社された時に青天白日旗を軍旗に、青天白日滿地紅を國旗とし、翌年の國旗制定の會議に決定されたもので、民國革命成就後國旗は五色旗となり、青天白日旗は海軍旗としてのみ使用されたのが、國民政府に至つて舊に復

して黨旗と制定さるるに至つたもので、支那に於ては青天白日は光明を、紅は快樂の顏色を示し、三色旗は三民主義を代表するものと附會の解釋を與へて宣傳してゐる。（後藤貞治）

政黨 (Party, Parti, Partei, Parti) 政黨の定義に就てはバーク(Edmund Burke)のそれが著名である。「國民的利益のために貢獻せんために、全部のものから認められた原則的基礎を等しうする人々の集團」と云ふ。イェリネック(Jellinek) は「共同の特定の國家的目的に關する信念を等しうしその目的を實現せんとする」集團に意義を認めてゐる。ステイリツヒ(Bilfinger)は「政黨(politische Partei)とは特定の世界、國家、社會、經濟、法律、文化觀の基礎に立ち公けの一大强制的團結の事務を處理し、その團結に力を獲得し、その根本方針を實行せんとする目的を有するものである」とする。ハスバツハ (Hasbach) はバークの見解に近く、「同樣の政治的信念と目的とをもつ人間の結合で、國家權力をその要求實現の目的のために獲得せんとするものを云ふ」と謂つてゐる。マルクスは從來の歷史を階級鬪爭の歷史と解し、社會階級による社會的政治的支配の鬪爭を考へ、それは「舊き階級 (ältere Klassen) からの政治支配の要求」と、「新興階級 (emporkommende Klassen) の側からの支配權獲得」の鬪爭とする エンゲルスは近代社會に封建、ブルジョア、プロレタリアの三階級をあげ、各自異なる道德をもつと說いてゐる。而していづれもプロレタリア黨の生成を主張する。ベルンシュタインは「一の政黨は特定の外交政策を擁護する。此政策にある特定の經濟群が特種的の利害關係がある」。そこで、所謂政黨は特定の問題に就いて發生するのではなく、この集團または階級的利害から成り立つのであるから、經濟的範疇の政黨となると言つてゐる。政黨の經濟的カテゴリーの存在は事實であるが政黨は支配または統治に關する、即ち政治に關する群であり、マルクスはその支配權獲得への政治行動として政黨を理解したと解する。レニンは無產者獨裁を經過的に主張し、結局無階級の時代來りて、政黨支配なくなると考へてゐる。故にレニンには無產者以外の政黨を公黨として存在すべきものとしては認めない。イタリーのファッシズム專制、支那の國民黨の一黨專制の形式と似てゐる。政黨ありとすればバークの云ふ社會觀等根本的問題に就いての見解の相違ではなく、根本は一致するが政策に就いての差異に於て、政黨の發生をレニンは認め得べきであろう。併し實際上はこれも可能でなく寡頭政治の形式を踏む。政黨の意義は：Teil：（部分）の意味で對立的意義を含有する。故に寡頭政治專制政治一黨專制等は(1)形式的意味に於ける政黨否定の思想である。サンディカリズムは支配、統治等の意味の政治を否定し、經濟的の管理を主張するのであるから、一種の政黨否定の思想であるる。故に(2)實質的（經濟的）意味の政黨否定の思想である。(3) また政治が權道から自己目的達成のために政黨を否定をすることがあるとがある。ビスマークはその一例で彼は「階級鬪爭をも議會支配をも理想とせぬ、唯政黨を支配せんとする」とは一種の政黨否定の思想である。政黨それ自身に包含する。故に(2)實質的 (經濟的) 意味の政黨否定の思想であつて三黨を主張するものもある)、多數政黨主義の三者がその主なものである。其の是非は政黨の定義と關連するが定型的に是非を判定することは困難である。惟ふに變革的時期に於ては社會、人世觀等根本的見解の相違が政黨の定義に關連し二黨たると多くの政黨に形式上分岐せるとに不拘、新興勢力と舊勢力に二大分岐點を置く政黨對峙の關係を生じ、その變革が漸進的の場合には、第三黨が相當の勢力を占める。安定期にあるときは個々政策上の些末の點が政黨の定義に關連し來り、政黨對立も根本的でなくなる。**參考書** 政治及政治學の項を見よ。其他、Hastach, Die Moderne Democratie. Ostrogorski, La Démokratie et l'Organisation des Parties Politique. Engels, Herrn Dührings Umwälzung der Wissenschaft. Stalbach, Die Grundlagen der politischen Parteibildung. Michels, Zur Soziologie des Parteiwesen in der modernen Demokratie. (佐々弘雄)

清黨運動 一九一九年夏ロシヤ全國に亘つて行はれた清黨（チストカ）運動から飜譯された言葉であるが、ロシヤの場合とは反對に之れは國民黨内のコムニスト並びに左翼分子排除の上に用ゐられて居る。國民黨内部のコムニスト排斥は兩黨合作（一九二四年）の當時から不斷に行はれて居り、廣東に於ける左右兩派の鬪爭の時に激しかつた一九二六年の春には既に「清黨」といふ名詞が出現して居た。北伐の急激な發展と共に、國民革命への聯合戰線に必然的分化が生じ、革命的ブルジョアジーの大部分の傾向は、コムニストとの完全なる絶緣を要求し、その結果、一九二七年四月武漢政府に對立する南京政府が組織された。清黨運動は此の南京政府の下に、はじめて徹底的な政策として行はれたのである。即ち、南京政府はその成立と同時に、先づ無產階級の利益をのみ代表する共產黨と國民黨とは根本より相容れ得ぬものであること、また武漢政府はコムニスト及び其の手先きである小數左派分子の支配するものであつて國民黨の組織と目的とを破壞するものであることを宣言し、其の勢力圈内に於ける黨内外のコムニスト其他左傾國民黨員、特に從來の勞働者農民の組織に向つて大彈壓を開始した。四月末、廣東、福州、上海、南京、杭州其他各處で一齊に實演された白色テラーでは四週間に四萬二千の勞働者農民が犧牲となつて居る。一九二七年七月、武漢政府沒落して國民政府の統一成り、一方完全に國民黨から離脫した中國共產黨が政權獲得への直接行動の新戰術を開始するに及んで、此運動は一層廣汎な規模に於て又徹底的な手段に於て繼續され、翌年二月の第四回中央執監全體會議では「過去の民衆運動の錯誤を糾正して大衆から共產黨の信

用を關除する爲め、中堅層流は下層勢力方策の何れを採ら
ずるやで一切の自治團體の存廢を決すべき」とを決議し、劣働
者側は勿論、農民の運動の進展は固より之を國家の形態を
變革して全國一律屋層落部の「評議」に行はれた地の落葉運動は、北
支に於ける日露戰爭の際の出發點とも見るべきものである。約一年
前後に於ける日露戰爭の際の出發點とも見るべきものである。約一年
に亘り各地

るようである。議會に議席を有するといふからには、それは上下兩院何れでも差支へはない筈であるが、立憲政治の本質から云へば、下院に席を有するものが主たる地位を占むることが望ましい。今の議員は大抵何らかの政黨に屬するのが普通である。故にその政黨の中で議員をより多く有するものの首領が內閣の首班に列し、他の閣員も已が政黨員中の議員よりこれを求むる。かくて議會に於ける多數の後援を得て實際の施政に當る。これが政黨內閣の常道であり、その名の出でたる原由であるのである。尤も二大政黨對立または絕對的多數を擁せる政黨の實現せる國では、そのより大なる政黨が單獨で內閣を組織することができるから、かかる場合には內閣の統一、政策の徹底的斷行も可能となつてくるが、小黨分立の國では聯立內閣で行くより外に道はない。聯立內閣は前者卽ち單獨政黨內閣に比して何うしても政策の遂行が鈍つてくる。然し小黨分立の國では比較的自黨に好意的接近を示す他黨と協同して、これと責任を分つことは蓋し已むを得ざるの道であつて、英國の平時に於ては常に單獨政黨內閣が出現し、歐洲大陸の諸國に概して聯立政黨內閣の存在を見るのは、主として以上の理由に因るものである。第二の特徵は內閣が議會に對して政治上の責任を負ふことである。故に議會が若し政府を信任せざる場合には內閣は辭職しなければならぬ。もとより法理的に云へば國務大臣の任命權は元首にある。しかし內閣の進退は實際的には議會の下院の信任の有無によつて決せられる。蓋し內閣は政策を決定し評決するが、これを裁決するのは元首である。從つてその行爲に對しては無責任であつて、一切の責任は前に評決したる內閣がこれを負はねばならぬ。そしてその責任を問ふものが卽ち議會であるから、この意味に於て內閣は議會に政治上の責任を負ふと云ふのである。議會に對して有責任である代り各大臣は議會に出席し政策の辯明、質問の答辯もなすことが出來る。又或場合は內閣は元首に奏請して議會を解散することも出來る。これらの點は徹底三權分立主義の米國の如きは大いに趣を異にしてをることを注意しておく。米國では各大臣の地位は議會の信任の有無とは直接の關係を有たない。從つて又議會に出席して討議に參加することもない。反之政黨內閣主義の英國の如きは右に述べた如く議會に責任を有つが故に、國務大臣は議席を有するのを原則とする。政黨內閣はかくの如く議會の信任を大切なる地位の保障としてをるが故に、その結果議會の多數の是認する政策を常に實行しなければならず、そこに又該制度の長所が存するのである。しかし又一方には議會の多數を重大視することよりして、總選擧に於て政府の干渉を强くし、或は、內閣の地位保存の辯護を得んが爲めに、總選擧の結果を無視し、不自然なる謀略を以つて人工的に議會に多數を擁せんとするが如き憲政に對する、反逆的行動に出でしむるの諸弊の伴ふことは事柄である。議會や政黨に基礎を有たざる內閣は、これを超然內閣と稱する。蓋し政黨以外の勢力の微弱なる時代に於いても、兎角超然內閣である。又政黨內閣は常に超然內閣の出現を見る傾がある。我國では淸浦內閣を最後として、その後は政黨に基礎を有たざる內閣の出現は甚だ困難と稱せらるゝようになつたのは、日本に於ける憲政思想の進歩の結果であろう。(川原次吉郎)

青年共産インタナショナル (Young Communist International. Kommunistische Jugend Internationale. Internationale des Jeunesses Communistes) 共産インタナショナルに加盟せる青年勞働者インタナショナル。其歷史は一九〇七年に溯る。此年の第二インタナショナルのシュツツトガルト(Stuttgart)大會の時、カール・リープクネヒト(K. Liebknecht) アンリック・ド・マン(Henrik de Man) 等が中心となつて諸國の青年勞働者組織の國際大會を催した。リープクネヒト等の目的はこの青年インタナショナルに依つて青年勞働者の革命的教育、反軍國主義運動、青年勞働者の經濟的保護を企てたのであつたが、其後ドイツ政府の青年の政治運動禁止令や諸國の改良主義的指導者の青年運動危險視のために、各國の青年勞働者運動は獨立の組織を失つたり又は單なる社交、スポーツ團と化し從つてインタナショナルも自然消滅の形であつた。世界戰爭の勃發は、諸國青年に强い刺激を與へ、一九一五年四月ベルヌに十ケ國の十六人の青年代表が國際會議を開いて、反軍國主義決議をなし、尙ほ青年インタナショナルの再建を決議し、ミュンツエンベルグ(Münzenberg)に國際書記局を置いた。而して、このインタナショナルの費用は「リープクネヒト基金」(Liebknecht-Fonds)を以て支辨するとした。ロシア革命及び戰後の社會的動搖は、青年勞働者の革命熱を煽り、一九一九年十一月の青年インタナショナルベルリン大會(十四團體の二十二萬九千を代表する十九人集る)は、第三インタナショナルへの加盟を決議し、青年共產インタナショナルとなつた。爾來、青年共產インタナショナルは、共產インタナショナル大會の每に、その大會を開いたが、その時々の成員は次の如く發達した。一九二一年七月第二回大會四十二團體の六十萬、一九二二年十二月第三回大會五十四團體の八十万、一九二四年七月第四回大會六十團體の百万。青年共產インタナショナルに加盟する青年共產同盟の任務の主なるものは、(1)勤勞青年に對する資本主義的教育及び搾取との鬪爭、(2)勤勞青年の共產主義學校たる事、この教育は理論的教育と結合せる實際鬪爭に依て行はるべき事、(3)勤勞青年の特別の要求(參政權の年齡制限の低下、青年の勞働時間の特別短縮等)を代表し、一般階級鬪爭の圈內で之が貫徹に努める事、(4)共產黨の獻身的補助者、貯水池たる事。次ぎに青年共產同

盟の組織の原則を共產インタナショナル第三回大會は次の如く規定してゐる。青年同盟は共產黨インタナショナルに從屬しなければならぬ。國際的の最高指揮は只共產インタナショナルにのみ、國內的のそれは只共產インタナショナル支部にのみ屬す。從つて既存の青年同盟に對しても、その獨立性を絕對的のものとしてはならぬ。但し政治的獨立は組織上の獨立の放棄を意味しない。青年勞働者の教育のために、特に組織上の訓練のために、彼等自身の組織は必要である。一九二七年の共產インタナショナル執行委員會幹部會の「日本に關するテーゼ」が、日本の運動の一弱點は、青年同盟の未發達にあり、と言つてゐる事は、右のテーゼの邦譯によつて我々が廣く知る所であるが、更に一九二八年末に青年共產インタナショナルは、日本青年運動の發達遲きことの原因を探究し、その對策を示した決議を發表したといふ。因に、第二インタナショナル側に於いても青年組織に注意し、その第一回大會(一九二三年五月)以來「社會主義青年インタナショナル」Internationale der Sozialistischen Jugend-Internationale. Internationale des Jeunesse Ouvrieres Socialistes. (一九二七年には四十五團體の二十万の成員を持つ)を組織し、兩インタナショナルの執行委員會には、互に他の代表者を出席せしめ、聯絡をはかつてゐる。**參考書** Verlage der K.I. Die Grundfragen der Komm. Jugendinternationale, 1927. (田中九一)

青年文化同盟 (**創立事情**) 世界大戰の末期及びその直後に於て、諸國のプロレタリア運動は高潮に達し、それと同時に民主主義的思想は全世界に橫溢した。この風潮に刺戟せられて我が國の新進思想家の間にもデモクラシーの叫が揭げられ、就中吉野作造博士の如き、その尖端に立つて官僚軍閥國粹主義者等に對して果敢なる鬪爭を開始した。當時博士は東京帝國大學教授の職に在つた關係上、親しくその薰陶を受けた青年學徒は、單に學內に於ける思想的研究をなすのみに止まらず、自ら「民衆の中に」に投じて思想の宣傳普及を計らんとして、大正七年十二月「新人會」を創立した。而してこれと殆んど時を同うして早稻田大學內にも高橋淸吾、北澤新次郎及び大山郁夫の諸氏を中心として「民人同盟會」が組織され、更に法政大學內にも扶信會が生れた。かくてこれ等青年知識階級の團體の大同團結して大正八年十月十日青年文化同盟の創立大會を牛込矢來倶樂部に開くに至つた。參加團體は前記諸團體の外、早稻田大學の一新會、同建設者同盟(民人同盟會より分離せるもの)等五團體であつた。〔宣言〕虛僞と不正との束縛より人類を解放し、自由と平等との世界を地上に建設せんとするは理想精神の切實なる要求である。人類解放の巨鐘は世界到るところに鳴り響き、今や古き文明の殼を破つて新しき文化は生れんとす。我等の起つべき時は來れり。我等は無垢なる良心と、透明なる理智と、純潔なる熱情とを有する青年である。我等は眞理によりて起ち、理想を目蒐けて邁進する。我等は眞理の實現を阻害する頑冥思想を驅逐すると共に、大勢に乘じて野心を遂げんとするボチュニストに對して一步も假借しない。我等はその間に吾等の行くべき大道を發見する。この大道に於て相逢ふ者は我等の友である。我等は人類生活の現狀に戰慄し、已み難き革新的熱情に驅られて奮起したる青年學徒の團結である。我等は微力なりと雖も、我等の求むるところは正義である。而して眞理は永遠にして正義は前後の勝利者たることを我等は確信する。我等は既に起つた。我等と志を同じうする若き人々よ。願くば悉く來りて我等と共に人類解放の義戰に參じ、新文化建設の法悅を俱にせよ。我等は危險を避けず、迫害を恐れず、理想實現の爲めに最後迄戰ひ辭せざることを天下に宣言するものである。〔綱領〕一、本同盟は眞理に據りて起つ。二、本同盟は 人類の解放を期し、自ら「民衆の中に」を實行す。三、本同盟は正當に社會を改造す。〔規約〕一、加盟團體は自治とす。二、本部は加盟團體の代表者各二名を以て組織す。三、代表委員會は隨くとも每月一回開催す。〔經過〕同盟成立後隨所に於いて講演會及び演說會を開催したが、當時に於ける運動は一般に思想的啓蒙運動の域を脫せず、且つ運動に從事してゐた青年の思想そのものも或は「眞理」を好愛し、或は「全人類の解放」を期すると云ふ風に極めて概念的であり抽象的であつて、明確なる階級意識を把持してゐる者は殆んどなかつた。從つて勞働組合等によつて行はるる階級鬪爭の尖銳化と共に、青年知識階級の團體も漸次に內部的分裂を見、新しきものにその地位を讓るに至つたのである。(莊原達)

製粉業 (Milling Industry) 〔概觀〕製粉とは小麥を挽碎して粉にすることで、その歷史は頗る古い。現在知られて居る範圍內での最も原始的な製粉工程は、手臼で小麥を粉碎せるものとされて居るが、其の方法すら數回の改良が行はれて居る。今、手臼時代から最近のローラー式に至る迄の變化を辿るに次の如くである。第一期手臼製粉時代。第二期石臼製粉時代。第三期水車製粉時代(前期單式水車製粉時代、後期聯輪複式水車製粉時代。第四期風車製粉時代。第五期蒸汽機關製粉時代。第六期ローラー式製粉時代。而して、右六期の分類は、勿論各期の代表的製粉技術上の形態を示したものであるから、多少の例外はある。例へば現今のローラー式製粉時代に於て、日本で今尙ほ極く少部分に水車製粉の行なはれて居るが如きは、それである。ローラー式製粉が創始されたのは西紀一八六〇年で、之れはローラーの回轉に依つて製粉するものである。日本の製粉業は、國民が米を常食として來たのと、開國以來日尙ほ淺き爲め製粉業の發達は大分立ち遲れて居た。我國に大規模の機械製粉業が起つたのは、明治の中葉以後のことで、それ以前に國內で消費せられた小麥粉は、所謂ウドン粉と俗稱さるる水車粉、及び米國より輸入されたメリケン粉であつた。明治三十年九月、日本製粉會社が、時の政府から機

械を拂下げ、能力二百バーレルの工場を東京府下扇橋に建設したのが、我國に於ける機械製粉の始めである。それが昭和二年には日清、日本、松本米穀の三大製粉會社を始めとして、大小の會社は合せて三十社、その能力は四萬二千バーレル（一バーレルとは一晝夜に一石の小麥粉を製粉する能力を云ふ）となつて居る。これを製造袋數で示すと、明治三十年は年額二十九萬二千袋であつたが、昭和二年は六千百三十二萬袋となり、實に二百十倍の大激増に當る。

〔我が國製粉事業の近況〕 製粉業は近年不振續きでその對策として操業短縮と價格協定を行つて居る。操短は大正十五年六月から引續き行はれ、其操短率は多い時は五割、近時は四割の操短が行はれて居る。價格協定は昭和二年九月から始められ、關東は日清製粉、三井物産（日本製粉の販賣店）、松本製粉の三社に依つて嚴格に勵行されて居るが、關西は非小會社多く、單なる申合せに過ぎない。尙ほ製粉の輸出は、從來一種のダンピングの方法として行はれたに過ぎなかつたが、最近充分引合ふようになり、近年は年額三四百萬袋位輸出されて居るが今後益す增加すべき趨勢にある。**參考書** 日清製粉株式會社調査課、小麥及小麥粉。（高橋龜吉）

成文法 （Statute Law. Gesetzesrecht. Droit écrit）成文法は其内容が一般的抽象的規範として明文で制定された法規である。故に或は之を「制定法」と云ひ、之に對して「慣習法」と「判例法」とを「非制定法」と云ふ。法律はすべて一般的抽象的規範であるが、最初から一般的抽象的規範として制定されることは必要でない。慣習法及び判例法は個別的具體的の實行又は裁判が積り積つて一般的抽象的規範をなしたものであるが、成文法は其點が異なる。元來法律は先づ慣習法又は判例法として發生發達したが、慣習法には其存在及び内容が時として不明瞭な遺憾があり、判例法には具體的事實に拘束されて充分一般的たり得ないと云ふ短所がある。而して社會生活の急激な進轉に追隨して新文化の新現象に適應し得ないのが、兩者共通の缺點であつて、社會生活が擴大し複雜になり且飛躍的に進歩するに當つては、成文法でなくては社會生活の需要に應じ得ない。そこで西洋では第十八世紀の末から、又我國では明治中葉から、成文法が續々制定され、憲法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法等所謂「法典」と稱する組織的大成文法が完備するに至つた。卽ち今日の文明諸國は英米を除いてはかなりな成文法萬能主義で、法律と云へば成文法に限ると思ひ過ぎて居る氣味である。我國の成文法の主要なものは「法律」と「命令」とである。「法律」と云ふ言葉に廣狹二義がある。ここで「法律」と云ふのは帝國議會の協贊を經て裁可公布される成文法を云ふ。法律は成文法中最も愼重な手續で制定されるものであるから、重要な立法事項は皆法律で規定するのが我憲法の精神である。「命令」には皇室令・勅令・閣令・省令の類があつて法律に代るべき「緊急勅令」・法律の細則を規定する「委任命令」等が問題とされる（憲法第五條・第六條・第八條・第九條參照）。**參考書** 穗積陳重、法典論。（穗積重遠）

製麻業 （Hemp-dressing Industry）〔概觀〕世界的製麻工業國は英國で、其工業中心地は愛蘭の「ベルファスト」、蘇格蘭の「ダンディ」地方である。此外、露西亞、白耳義、佛蘭西等の諸國に於ても亦、可成り盛んに行はれて居る。日本に於ける製麻事業の起源は餘程古いが、近代的企業組織の下に經營された最初のものは、明治十九年の近江麻糸紡織會社である。併し乍ら元來、本邦に於ては製麻品は特殊品で、平時は需要の範圍が狹く、繊維工業中最も不利な立場にある。之が爲め其歷史の古いに拘はらず、發達は極めて鈍い。其代り一度戰爭が勃發すると軍需品としての大量の需要が起り、俄かに活況を呈する。仍で既設會社は戰時の好況に乘じて設備を擴張し、新設會社も亦多く此間に創立される。然るに是等の新設及び擴張計畫が竣成するのと前後して、多くの場合戰爭は終熄し、軍用需要が激減すると共に、忽ち生産過剩に陷り、玆に生産制限、共同販賣等に依りて難況を切拔けんとするのである。併し生産制限と云ひ共同販賣と云ふも、皆一時の彌縫策に過ぎない。更に根本的に事業の整理統一を計る必要がある。斯くて日清戰後には共販制に一歩を進めて近江麻絲紡繊、下野製麻、大阪麻絲が合併して、日本製麻と改稱した。更に日露戰後には日本製麻と北海道製麻が合併して帝國製麻となり、歐洲大戰後も、操短共販等の對應策を繰返した後、昭和二年日本麻絲と日本製麻（先に帝國製麻を形成したものと違ふ）の兩社が、相前後して帝國製麻に合併された。又大正製麻は未だ合併されないが既に帝國製麻に支配權が移り、斯くて我製麻界は初めて合同統一されるに至つた。因に昭和二年末に於ける我製麻業の生産設備は精紡機七万六千餘錘、繊機千三百二十餘臺である。**〔製麻の原料〕** 製麻業の原料には亞麻、大麻、黃麻、苧麻等がある。しかし其重なるものは亞麻である。亞麻の世界的生産地は露西亞であるが、本邦では北海道に之を産し、自給自足の域に達して居る。**〔製麻品の種類〕** 製麻品の種類は頗る多いが之を大別すると麻繊物と麻糸になる。而して麻繊物中最も多いのが帆布ズック類で全生産額の六七割を占め、洋服地、ホース類之に次ぐ。麻絲の番手は五六番手の太物より、八十番手以上の細物迄あるが、生産の多いのは二十番手乃至三十番手である。**參考書** 工學會編纂、日本工業大觀。（高橋龜吉）

生命 （Life. Leben. Vie）生物の生命がいかにして自己活動をなすかは今日科學的には之を解くことができない。古來の哲學者の中には機械的に之を說明しようと試みたものもないではないが、到底その複雜な有機的機能を盡すことは不可能であつた。從つて多くは生命の實體を不思議な能力として假定する活力論（Vitalism）なるものが行はれた。第十九世紀に至り有機化學の發達に伴ひ、種々の有機物質、特に尿素の如きものが化學的に合成せられるに及び、

又一方で多くの生理現象が物理學又は化學上の法則によつて說明せられることが經驗せられるに及び、もはや特殊の生活力を假定する必要のないと云ふ機械觀が再び有力となつた。併しながら之と同時に尙ほ之等の諸研究が自己活動的な生命の本質には觸れることのできないのを洞察して、ブンゲ、リンドフライシュ、ドリーシュ、オストワルド等の新活力論（Neovitalism）があらはれるに至つた。生物學的に知られた限りに於ては、生活現象は細胞原形質を形づくる一種の複雜な蛋白質的膠質と密接な關係をもつてゐるのであつて、膠質のない處には生命も無いと云ふことは既に確實である。地球上に於ける生命の起源に關しても古來種々の臆說が稱へられてゐるが、この生物學的事實から見るならば、蛋白質なるものの出現が生物の根源をなすと云ふことができるであろう。（石原純）

ゼヴアエス （Zevaès, Alexandre Bourson de 1873—）彼は一八九二年以來フランス**勞働黨**員となり、その最も熱烈なる宣傳者の一人として働いた。一八九八年にイゼール縣より選出されて代議士となり時々再選した。が一九〇二年以來彼は社會主義を捨てた。**主著** Aperçus historique sur le parti ouvrier Français. Le socialisme en France depuis, 1871. Le Syndicalisme contemporain. De la Semaine sanglante au Congrès de Marseilles. Les Gnesdistes. Le socialisme en 1912. **參考書** Grand Dictionnaire socialiste de Compère-Morel.（風早八十二）

セー （Say, Jean Baptiste, 1767—1832）セイは一七六七年一月五日リオンに生れ長ずるに及んで或は保險會社の書記となり或は雜誌記者となつたが、一七九九年には執政ナポレオンに用ひられて立法院議員となつた。この間彼はアダム・スミスの「國富論」に親しみ、一八〇三年「トレーテ」を著して學界に名を博した。だがその學問上の見解の相異からナポレオンより職を免ぜられ、已むなく紡績業を創めたが失敗した。一八一五年ナポレオン帝政の亡ぶと共に巴里に於て無料の經濟學講莚を開き、三〇年にはフランス大學の經濟學教授に任ぜられた。一八一四年以來彼は「アカデミー」の一員として尊敬されるようになつたのである。三十二年十一月十五日巴里に歿す。年六十六。氏の學說に敬服しスミスの祖述者として有名である。リカードは彼を次の如く評した。「セイは歐洲大陸に於てスミスの根本義を會得し之を應用せし最初の學者又はその一人にして、スミスの進歩せる且つ有益なる教義を歐洲諸國に擴布せしめたる功績の大なること優に大陸學者全部に匹敵す」と。**主著** Traité d'économie politique, ou instruction simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent et se consomment les richesses, 2 Bde, 1803. Catéchisme d'économie politique, ou instruction familière qui montre de quelle façon les richesses sont produites, distribuées et consommées dans la société, 1815. De l'Angleterre et des Anglais, 1815. Petit volume, contenant quelques aperçus des hommes et de la société, 1818. Lettres à Malthus sur différents sujets d'économie politique, notamment sur les causes de la stagnation générale du commerce, 1820. Économie politique pratique, 6Bde. 1828—29.（川合宅龜之助）

セーニヨリー （Seigneurie）セーニョリーとはフランスに於ける中世莊園の領主の權利及びその權利が行はるる區域乃ち莊園そのものを言ふ。フランスでは、北東部に最も一般的に莊園制が行はれ、南部には比較的尠なかつたと言はれる。莊園の行はれた地方では、農民は隷農として領主（Seigneur）の搾取をうけ、土着の財産と認められてゐた。隷農は領主に對して、人頭稅（Taille）、賦役（Corvée）、バナリテ（Banalité）饗應（Gîte）等をなすの義務を負擔してゐた。これらの領主に對する農民の義務、負擔は一七八九年のフランス革命時代に至るまで繼續したと言ふことである。フランスの封建制度は、このセーニョリーの基礎のうへに建設されてゐたのである。**參考書** Calmette, La Société féodale. Ogg, Economic Development of Modern Europe. Lamprecht, Beiträge zur Geschichte des französischen Wirtschaftslebens im 11 Jahrhundert.（石濱知行）

世界革命運動 ここに述べんとするのは現在のプロレタリアートの世界革命運動である。第二インタナショナル側には革命運動そのものがなく、從つて世界革命運動もあり得ない。故にこゝに述ぶるに足る世界革命運動は、只第三インタナショナル（コミンテルン）のそれのみである。（諸國のプロレタリアートの革命運動が、必然的に全世界のプロレタリアートの全世界のブルジョアジーに對する運動—卽ちも世界革命運動—とならねばならぬ、といふマルクシズムの見解に就ては「インタナショナル」の項を見よ）。コミンテルンの世界革命運動はサヴエート聯邦の存在と引離して考へる事は出來ぬ。世界最初のプロレタリア國家たるサヴエート聯邦は、先驅たるの故を以て内外の資本主義的勢力と多難なる鬪爭をしてゐる。而して國外の資本主義的勢力はそれ自身サヴエート聯邦に脅威を與へるのみならず、又國内の資本主義的勢力を直接間接に支持する事も大きい。從つて資本主義諸國に於けるプロレタリアートの勝利は、サヴエート聯邦の社會主義的建設の完成のための必要條件である。他方に於て諸國プロレタリアートはサヴエート聯邦のプロレタリアートに依つて精神的、物質的援助を與へられる所が少くない（一九二六年イギリスの炭坑爭議に於けるが如き）。この故にサヴエート聯邦のプロレタリアートはコミンテルンを通じて世界資本主義の攻撃に力を入れると共に、他方に於てコミンテルンは「サヴエート

聯邦の强化は、同時に世界革命の發展を意味する一綱領第五章第二節）ものとして、サヴエート聯邦の防衛をスローガンの一としてゐるのである。卽ちコミンテルンの世界革命運動は、資本主義諸國に對する積極的攻撃と、資本主義諸國のサヴエート聯邦攻撃に對する防衛との二面を持つのである。この世界革命運動を有效に遂行するために、コミンテルンは事實上一の緊密なる世界黨となつてゐる。諸國共産黨は獨立の政黨ではなく、モスコウに本部を置く世界共産黨の一部であり、本部（執行委員會）の命令に絶對に服從しなければならぬ。尙ほ一九二八年の第六回大會以來執行委員會は西歐、東洋、南米等に常設的事務局を設け得る事となつた。之は各國支部に對して遠いモスコウより一々指令を發するよりも、右の如き事務局に執行委員の或者が出張してゐて、客觀的事情に適當せる指導をなすがより有效であると認めたからである。この陣容を以てコミンテルンは何をなしたか。以下に創立以來の活動を概說する。世界大戰直後のヨーロッパ諸國の社會的不安を見て、コミンテルンの指導者達は、彼等の世界に於ける勝利を極めて近く豫想した事は、執行委員長ジノヴイエフが、一九一九年に次の如く言つた事を以ても知り得る、「……一年後には我々は既にヨーロッパに共産主義のための鬪爭があつた事を忘れるであらう。何となれば一年後には全ヨーロッパが共産主義的となるであろうから云々」。そうして二三年後にはアメリカに、次で全世界に革命が起り得るものと考へてゐたのである。この時、彼等の攻撃の主力は、最も動搖の激しいドイツに向けられた。ドイツさへ手に入れたなら全ヨーロッパの資本主義は容易に陷落すると見たのである。しかし、ドイツ革命は社會黨とブルジョア諸黨との妥協によつてコミンテルンの豫期の如く進展せず、ハンガリ革命（一九一九年三月—六月）北イタリーの工場占領（一九二〇年八月—九月）等は皆失敗に歸した。この失敗の後コミンテルンは、彼等の長所たる自己批判をなした結果（一九二一年の第三回大會）、自己の力の不足を自認し、プロレタリア大衆の間により廣く根を張る事の必要を認めた（大衆へ！」の運動）。而してこの大衆獲得のために働きかける最も重要なる領域は社會民主主義的黨及び組合であると見た。卽ち、第一期の革命運動の失敗の最大原因の一は、社會民主主義者の裏切であつたから、先づこの裏切者から大衆を救ひ出さねばならぬ、と認めたのである。このため戰術が統一（共同）戰線戰術（其項參照）である。第三回大會は彼等の力の不足を自認したが、しかし革命的情勢はまだ世界を去らぬものとなし、依然としてドイツに攻撃の主力を向ける事とした。しかし其後の實際は彼等の期待を裏切つて、ドイツ資本主義はドーズ案によつて一時救はれた（一九二四年）。卽ちコミンテルンに組織せられたる世界プロレタリアートは、アメリカの資本にひきいられたるブルジョアジーの力に及ばなかつたのである。この年（一九二四年六月—七月）に開かれたる第四回大會は、世界革命的潮流は急激に高まるか、緩漫になるか、何れとも決し難いが、コミンテルンが特に力を入れて攻撃すべき所はイギリスと東洋とである、と決定した。イギリスと東洋、これこそはコミンテルンの世界革命運動の根幹を示すものである。卽ちこれは、帝國主義國家と植民地及び半植民地の具體的表現に外ならぬ。この時イギリスは只帝國主義諸國中最も動搖の兆の見えた所であり、東洋（就中支那）は反帝國主義運動の勃興しつつあつた所である。斯く、その時々の情勢に應じて何れの帝國主義國家、何れの植民地に主力を注ぐかは一定しないが、この兩面の運動は、帝國主義國家に對して大手、搦手より攻撃を加へるといふコミンテルンの世界政策不可分の兩面なのである。彼等が最近に至つて南米に特に注目する時、それはアメリカ帝國主義に對する運動と引離して考へる事は出來ぬ。コミンテルンは一九二五年三月の擴大執行委員會以來今日に至るまで、世界資本主義の相對的一時的安定を認め、直接に帝國主義國家を攻撃するのを控へてゐるが、しかし植民地及び半植民地（支那、印度等）に於ける運動に依つて右の安定を破ろうと努め、或程度の成功を收めたるは周知の事實である。一九二八年八—九月の第六回大會は、資本主義の安定が稍や强固になつた事を認めたが然し近き將來に於けるその動搖を確信してゐる。而してこの動搖を來す最大の契機は帝國主義的戰爭であり、「帝國主義的戰爭の××への轉化」（綱領第六章）こそは彼等の非戰運動の第一スローガンである。參考書、第三インタナショナル各大會決議。（田中九一）

世界觀（View of the World. Weltanschauung）世界を一の統一的全體と見て、その意義と價値とを判斷する最廣の知識である。之は、狹義における人生觀（Lebenanschauung）をそのなかに包含するものである。世界觀を以て哲學であるとなす見解に對しては、リツケルトなどは反對するが、それは彼の認識論的な哲學に基づくものであり、反つて他方世界觀において眞の哲學を見ようとする傾向と對立してゐる。實際、あらゆる哲學は結局一定の世界觀を有つてゐたものであつて、その種類としては、樂天的世界觀、厭世的世界觀、改善的世界觀等が擧げられてゐる。之は世界に對する價値判斷の相違に基づいて決せられたものである。我等は、近時世界觀と人生觀との對照せられる場合を見る。兩者の對立は、それ自身一個の哲學的見地を分岐せしめる源を成してゐる。世界に對して人間を强調するか、又は人間に對して世界を重要視するか。此の二つの選擇において近世の哲學者は著しく人間的に人生觀に重きをおくに至つたが、この反動として世界觀そのものへの復活の風も見えてゐる。之と關聯する問題であるが、世界と人間との關係は、世界觀において、當然確定されなければならぬ。兩者の關係を連續的ならしめるもの、兩者を全く分離せしめるもの等、ここにも亦た種々の立場が發生しなければならぬ。我等は、人生觀と切離して世界觀を見る場合においても、それが如何に社會的な基礎と關係があるか

といふことを考へてみる必要がある。世界觀も結局社會の所産だからである。參考書 Simmel, Lebensanschauung. Scheler, Wissensschaftsformen und die Gesellschaft.（新明正道）

世界經濟（Weltwirtschaft）吾々は近代資本主義の下に於て音に一の「國民經濟」に屬してゐる許りでなく一の「世界經濟」に屬してゐる。多くの商品は今や國內市場を目標としてではなく寧ろ世界市場を目標に生産せられ世界價格が支配する。勞働力自身も國際的に移動する。若し資本の移動を見るならば一層目まぐるしい世界的交通を見出すであろう。然らば斯かる世界經濟は如何にして成立するであろうか。それの基礎をなすものは國民經濟の限界を超える所の分業卽ち國際的分業である。國際的分業の條件には二種類ある。一は各種の生産有機體が其內に生活する自然的環境の多樣性から生ずる自然的な諸條件であり、二は「文化」の水準の相違、經濟的構造の相違及び生産諸力の發展の程度から生ずる社會的な諸條件である。ブラジルの珈琲アメリカの棉花、ロシアの石油等々は前の例であり、農業生産物を輸出して工業生産物を輸入する農業國と農產物を輸入して工產物を輸出する工業國との存在は後の例である。國際的分業は國際貿易に表現される。そして世界の私的勞働はその勞働生産物の世界的交換を通じて世界的に連絡せられ、世界の社會的總勞働は諸國の間に分割されることとなる。其限りに於て世界の諸國民經濟の相互依存關係は最早偶然なものでなく世界的規模に於ける社會的進化の不可缺の條件として常則的現象となる。斯くて世界的交換過程に於ける聯繫が偶然的なものでない以上吾々はそこに所與の社會（世界）の經濟的構造を形作る生産關係の確乎たる體系を有つ。然らば吾々は世界經濟をば、世界全體を包括する所の生産諸關係及び之に對應する交換諸關係の體系（ブハーリン）と定義する事が出來るであろう。右の如き世界經濟の體制は、生産力の發達に伴ひ外延的にも內包的にも發達し、殊に二十世紀の初頭以來生産技術の飛躍的發展に基いて極めて著しい發達を遂げた。商品市場に於ける世界的の價格の支配、勞働市場に於ける勞賃の水準化、資本市場に於ける金利の水準化等々の著しい傾向はこれを語るものである。猶ほ吾々は資本の國際的結合、國際的カルテル、トラスト、コンツエルン等々の諸現象、諸國家間の政治的諸協約等をも見逃す事は出來ない。ハルムスは云ふ「世界經濟」とは高度に發達せる交通機關に依て可能とせられ、國家間の國際條約によつて規定せられ、進捗せらるる所の地球上の各個別經濟間の關係及び相互作用の綜合概念である」。併し乍らこれを以て經濟生活の太平化、國際的組織化であると考へるならば夫こそ大なる誤りである。産業資本の金融資本への轉化、其支配に伴ふ金融寡頭政治の出現が國民經濟を無政府的體系から多かれ少かれ統制的體系へ、「國家資本主義的トラスト」へ變化せしめた今日、資本主義經濟の無政府狀態、資本と勞働の對立は「世界經濟」の領域に於て規模も强度も一層激成せられて再現してゐるのを見る。資本主義諸國間に於ける頻々たる世界的恐慌、世界的再分割を爭ふ帝國主義戰爭及び他方には帝國主義諸國と植民地、半植民諸國との抗爭、資本家階級と勞働者階級との世界的對立鬪爭卽ちサヴエート聯邦と帝國主義諸國との抗爭を見よ。參考書 武井三郎譯、ブハーリン・帝國主義と世界經濟。Berthard Harms, Volkswirtschaft und Weltwirtschaft. Hermann Levy, Die Grundlagen der Transformationsperiode.（友岡久雄）

世界經濟の現勢 世界經濟の最近の狀勢を眼りある紙數に盡すことは到底不可能であるが、茲には、それゆゑに、世界大戰直後より一九二七、八年に亘る世界經濟の表徵的趨勢を撮りあげ、且つ、それに關する重要文獻を揭ぐることにより、對象並びにその研究への簡單なる鳥瞰圖を提供するに止まる。先づここにいふ「世界經濟」なる言葉の意義を規定しておく必要があるが、この言葉は從來種々に解釋せられてをり、特にブルジョア經濟學においては未だ一致せる規定をもたない。吾々は、世界經濟を一般に社會經濟の一種と解し、却つてこの言葉をもつて現段階における資本家經濟の特質を最もよく表明し得るものと見る。卽ちブハーリンの云ふところに從ひ、吾々は玆に、これを「世界全體を包括するところの生産諸關係並びにこれに對應する交換諸關係の體系」であると定義し得よう。そして、現在では社會主義的經濟の行はれる領域は尙ほ僅かに世界の六分の一を出でないがゆゑに「現代の世界經濟生活の全行程は、一般的にいつて、餘剩價値の生産とブルジョアジー諸群間におけるその分配とから成り、そしてそれは、一方において世界プロレタリアートと他方において世界ブルジョアジーとの兩階級間の關係の絕えざる擴張再生産を基礎とする」。この意味における世界經濟は、今や帝國主義と呼ばれる資本主義最後の段階の基底をなす。その目的意識的なる革命遂行の條件として客觀的條件の進行を嚴に重視するところの第三インタナショナルは、從つて、世界經濟の狀勢に對する檢討分析において最も眞劍の努力を拂へる一派なることは今や何人といへども否定し難いところだ。この意味で吾々の記述は、勢ひ、それら一群の碩學の所說への傾聽と吟味とをもつてその基礎とせざるを得ない。さて吾々は、世界經濟の現勢をその外觀的なる樣相とその內面に潛む伏在的なる準據との兩面から窺ふ。〔**世界經濟の外圍的繼續**〕大戰後における世界經濟の大勢は、これをその皮相において見れば、大戰時及び大戰直後その高潮に達してゐた資本主義の危機—「直接的な革命的狀勢」—と、それの克服の歷史とである。すなはち最近四五年間（一九二五年—二九年）の世界は「資本主義の安定」てふ合言葉がこれを特徵づけるのである。しからば、この「資本主義の安定」は如何なる見地から觀取せられ得るであろうか。（一）世界生産の增加。戰時中並びに戰後の經濟危機は何

聯邦の强化は、同時に世界革命の發展を意味する」綱領第五章第二節）ものとして、サヴエート聯邦の防衛をスローガンの一としてゐるのである。即ちコミンテルンの世界革命運動は、資本主義諸國に對する積極的攻撃と、資本主義諸國のサヴエート聯邦攻撃に對する防衛との二面を持つのである。この世界革命運動を有效に遂行するために、コミンテルンは事實上一の緊密なる世界黨となつてゐる。諸國共産黨は獨立の政黨ではなく、モスコウに本部を置く世界共産黨の一部であり、本部（執行委員會）の命令に絶對に服從しなければならぬ。尙ほ一九二八年の第六回大會以來執行委員會は西歐、東洋、南米等に常設的事務局を設け得る事となつた。之は各國支部に對して遠いモスコウより一々指令を發するよりも、右の如き事務局に執行委員の或者が出張してゐて、客觀的事情に適當せる指導をなすがより有效であると認めたからである。この陣容を以てコミンテルンは何をなしたか。以下に創立以來の活動を概說する。世界大戰直後のヨーロッパ諸國の社會的不安を見て、コミンテルンの指導者達は、彼等の世界に於ける勝利を極めて近く豫想した事は、執行委員長ジノヴイエフが、一九一九年に次の如く言つた事を以ても知り得る。「……一年後には我々は既にヨーロッパに共産主義のための鬪爭があつた事を忘れるであらう。何となれば一年後には全ヨーロッパが共産主義的となるであろうから云々」と。そうして二三年後にはアメリカに、次で全世界に革命が起り得るものと考へてゐたのである。この時、彼等の攻撃の主力は、最も動搖の激しいドイツに向けられた。ドイツさへ手に入れたなら全ヨーロッパの資本主義は容易に陷落すると見たのである。しかし、ドイツ革命は社會黨とブルジョア諸黨との妥協によつてコミンテルンの豫期の如く進展せず、ハンガリ革命（一九一九年三月—六月）北イタリーの工場占領（一九二〇年八月—九月）等は皆失敗に歸した。この失敗の後コミンテルンは、彼等の長所たる自己批判をなした結果（一九二一年の第三回大會）、自己の力の不足を自認し、プロレタリア大衆の間により廣く根を張る事の必要を認めた（大衆へ！）の運動）。而してこの大衆獲得のために働きかける最も重要なる領域は社會民主主義的黨及び組合であると見た。即ち、第一期の革命運動の失敗の最大原因の一は、社會民主主義者の裏切であつたから、先づこの裏切者から大衆を救ひ出さねばならぬ、と認めたのである。このため戰術が統一（共同）戰線戰術（其項參照）である。第三回大會は彼等の力の不足を自認したが、しかし革命的情勢はまだ世界を去らぬものとなし、依然としてドイツに攻撃の主力を向ける事とした。しかし其後の實際は彼等の期待を裏切つて、ドイツ資本主義はドーズ案によつて一時救はれた（一九二四年）。即ちコミンテルンに組織せられたる世界プロレタリアートは、アメリカの資本にひきいられたるブルジョアジーの力に及ばなかつたのである。この年（一九二四年六月—七月）に開かれたる第四回大會は、世界革命的潮流は急激に高まるか、緩漫になるか、何れともに決し難いが、コミンテルンが特に力を入れて攻撃すべき所はイギリスと東洋とである、と決定した。イギリスと東洋、これこそはコミンテルンの世界革命運動の根幹を示すものである。即ちこれは、帝國主義國家と植民地及び半植民地の具體的表現に外ならぬ。この時イギリスは只帝國主義諸國中最も動搖の兆の見えた所であり、東洋（就中支那）は反帝國主義運動の勃興しつつあつた所である。斯く、その時々の情勢に應じて何れの帝國主義國家、何れの植民地に主力を注ぐかは一定しないが、この兩面の運動は、帝國主義國家に對して大手、搦手より攻撃を加へるといふコミンテルンの世界政策不可分の兩面なのである。彼等が最近に至つて南米に特に注目する時、それはアメリカ帝國主義に對する運動と引離して考へる事は出來ぬ。コミンテルンは一九二五年三月の擴大執行委員會以來今日に至るまで、世界資本主義の相對的一時的安定を認め、直接に帝國主義國家を攻撃するのを控へてゐるが、しかし植民地及び半植民地（支那、印度等）に於ける運動に依つて右の安定を破ろうと努め、或程度の成功を收めたるは周知の事實である。一九二八年八—九月の第六回大會は、資本主義の安定が稍々强固になつた事を認めたが然し近き將來に於けるその動搖を確信してゐる。而してこの動搖を來す最大の契機は帝國主義的戰爭であり、「帝國主義的戰爭の××への轉化」（綱領第六章）こそは彼等の非戰運動の第一スローガンである。參考書、第三インタナショナル各大會決議。（田中九一）

世界觀（View of the World. Weltanschauung）世界を一の統一的全體と見て、その意義と價値とを判斷する最廣の知識である。之は、狹義における人生觀（Lebenanschauung）をそのなかに包含するものである。世界觀を以て哲學であるとなす見解に對しては、リツケルトなどは反對するが、それは彼の認識論的な哲學に基づくものであり、反つて他方世界觀において眞の哲學を見ようとする傾向と對立してゐる。實際、あらゆる哲學は結局一定の世界觀を有つてゐたものであつて、その種類としては、樂天的世界觀、厭世的世界觀、改善的世界觀等が擧げられてゐる。之は世界に對する價値判斷の相違に基づいて決せられたものである。我等は、近時世界觀と人生觀との對照せられる場合を見る。兩者の對立は、それ自身一個の哲學的見地を分岐せしめる源を成してゐる。世界に對して人間を强調するか、又は人間に對して世界を重要視するか。此の二つの選擇において近世の哲學者は著しく人間的に人生觀に重きをおくに至つたが、この反動として世界觀そのものへの復活の風も見えてゐる。之と關聯する問題であるが、世界と人間との關係は、世界觀において、當然確定されなければならぬ。兩者の關係を連續的なりしめるもの、兩者を全く分離せしめるもの等、ここにも亦た種々の立場が發生しなければならぬ。我等は、人生觀と切離して世界觀を見る場合においても、それが如何に社會的な基礎と關係があるか

といふことを考へてみる必要がある。世界觀も結局社會の所産だからである。參考書 Simmel, Lebensanschauung. Scheler, Wissensformen und die Gesellschaft.（新明正道）

世界經濟（Weltwirtschaft）吾々は近代資本主義の下に於て音に一の「國民經濟」に屬してゐる許りでなく一の「世界經濟」に屬してゐる。多くの商品は今や國內市場を目標としてではなく寧ろ世界市場を目標に生産せられ世界價格が支配する。勞働力自身も國際的に移動する。若し資本の移動を見るならば一層目まぐるしい世界的交通を見出すであろう。然らば斯かる世界經濟は如何にして成立するであろうか。それの基礎をなすものは國民經濟の限界を超える所の分業即ち國際的分業である。國際的分業の條件には二種類ある。一は各種の生産有機體が其內に生活する自然的環境の多樣性から生ずる自然的な諸條件であり、二は一文化」の水準の相違、經濟的構造の相違及び生産諸力の發展の程度から生ずる社會的な諸條件である。ブラジルの珈琲アメリカの棉花、ロシアの石油等々は前の例であり、農業生産物を輸出して工業生産物を輸入する農業國と農産物を輸入して工産物を輸出する工業國との存在は後の例である。國際的分業は國際貿易に表現される。そして世界の私的勞働はその勞働生産物の世界的交換を通じて世界的に連絡せられ、世界の社會的總勞働は諸國の間に分割されることとなる。其限りに於て世界の諸國民經濟の相互依存關係は最早偶然なものでなく世界的規模に於ける社會的進化の不可缺の條件として常則的現象となる。斯くて世界的交換過程に於ける聯繫が偶然的なものでない以上吾々はそこに所與の社會（世界）の經濟的構造を形作る生産關係の確乎たる體系を有つ。然らば吾々は世界經濟をば、世界全體を包括する所の生産諸關係及び之に對應する交換諸關係の體系（ブハーリン）と定義する事が出來るであろう。右の如き世界經濟の體制は、生産力の發達に伴ひ外延的にも內包的にも發達し、殊に二十世紀の初頭以來生産技術の飛躍的發展に基いて極めて著しい發達を遂げた。商品市場に於ける勞働市場に於ける勞賃の水準化、資本市場に於ける金利の水準化等々の著しい傾向はこれを語るものである。猶ほ吾々は資本の國際的結合、國際的カルテル、トラスト、コンツエルン等々の諸現象、諸國家間の政治的諸協約等をも見逃す事は出來ない。ハルムスは云ふ「世界經濟とは高度に發達せる交通機關に依て可能とせられ、國家間の國際條約によつて規定せられ、進捗せらるる所の地球上の各個別經濟間の關係及び相互作用の綜合概念である」。併し乍らこを以て經濟生活の太平化、國際的組織化であると考へるならば夫こそ大なる誤りである。産業資本の金融資本への轉化、其支配に伴ふ金融寡頭政治の出現が國民經濟を無政府的體系から多かれ少かれ統制的體系へ、「國家資本主義的トラスト」へ變化せしめた今日、資本主義經濟の無政府狀態、資本と勞働の對立は「世界經濟」の領域に於て規模も强度も一層激成せられて再現してゐるのを見る。資本主義諸國間に於ける頻々たる世界的恐慌、世界的再分割を爭ふ帝國主義戰爭及び他方には帝國主義諸國と植民地、半植民諸國との抗爭、資本家階級と勞働者階級との世界的對立鬪爭即ちサヴエート聯邦と帝國主義諸國との抗爭を見よ。參考書 武井三郎譯、ブハーリン・帝國主義と世界經濟。Bernhard Harms, Volkswirtschaft und Weltwirtschaft. Hermann Levy, Die Grundlagen der Weltwirtschaft. Bitcherin, Ökonomik der Transformationsperiode.（友岡久雄）

世界經濟の現勢 世界經濟の最近の狀勢を眼りある紙數に盡すことは到底不可能であるが、玆には、それゆゑに、世界大戰直後より一九二七、八年に亘る世界經濟の表徵的趨勢を撮りあげ、且つ、それに關する重要文獻を掲ぐることにより、對象並びにその研究への簡單なる鳥瞰圖を提供するに止まる。先づここにいふ「世界經濟」なる言葉の意義を規定しておく必要があるが、この言葉は從來種々に解釋せられてをり、特にブルジョア經濟學においては未だ一致せる規定をもたない。吾々は、世界經濟を一般に社會經濟の一種と解し、却つてこの言葉をもつて現段階における資本家經濟の特質を最もよく表明し得るものと見る。即ちブハーリンの云ふところに從ひ、吾々は玆に、これを「世界全體を包括するところの生産諸關係並びにこれに對應する交換諸關係の體系」であると定義し得よう。そして、現在では社會主義的經濟の行はれる領域は尙ほ僅かに世界の六分の一を出でないがゆゑに、「現代の世界經濟生活の全行程は、一般的にいつて、餘剩價値の生産とブルジョアジー諸葬間におけるその分配とから成り、そしてそれは、一方において世界プロレタリアートと他方において世界ブルジョアジーとの兩陣級間の關係の絶えざる擴張再生産を基礎とする」。この意味における世界經濟は、今や帝國主義と呼ばれる資本主義最後の段階の基底をなす。その目的意識的なる革命遂行の條件として客觀的條件の進行を嚴に重視するところの第三インタナショナルは、從つて、世界經濟の狀勢に對する檢討分析において最も眞劍の努力を拂へる一派なることは今や何人といへども否定し難いところだ。この意味で吾々の記述は、勢ひ、それら一群の碩學の所說への傾聽と吟味とをもつてその基礎とせざるを得ない。さて吾々は、世界經濟の現勢をその外觀的なる樣相とその內面に潛む伏在的なる事態との兩面から窺ふ。「**世界經濟の外面的樣相**」大戰後における世界經濟の大勢は、これをその皮相において見れば、大戰時及び大戰直後その高潮に達してゐた資本主義の危機——「直接的な革命的狀勢」——と、それの克服の歷史とである。すなはち最近四五年間（一九二五年—二九年）の世界は「資本主義の安定」てふ合言葉がこれを特徵づけるのである。しからば、この「資本主義の安定」は如何なる見地から觀取せられ得るであろうか。（一）世界生産の增加。戰時中並びに戰後の經濟危機は何

といつても生産力に對する戰爭の破壞作用のうちに見られる。從つて生産力の復活は、まづ以て戰後における危機脫出の明かなる一つの證左であるに違ひない。事實において世界生產の恢復は、左表が物語る如く大體に戰前の水準に近づいてをり、特にその恢復は第一部類直接消費品におけるよりも、第二部類即ち原料品（生產手段）特に金屬類において著しいことを認め得るのである。

世界における重要生產の記錄

（第一部類）（年平均、單位百萬、但し金銀を除く）

		1909—13	1920—24	1925	1926	(7)1927
I. 生活資料	小麥	82.2	88.7	90.2	91.8	94.7
	大燕麥	(噸)	(同)	(同)	(同)	(同)
	玉蜀黍	敷(1)	同(1)	同(1)	同(1)	同(1)
	馬鈴薯	同	(3)83.2	77.5	(同)	(同)
	甜菜糖	同(1)	同	同	同	同
	原料	(エツルブメルネトン)	(同)	(同)	(同)	(同)
II. 織物原料	綿	生產額	(噸)	4.84	4.33	6.0	5.99	4.4
	木綿消費額	(1000俵)	(3)23.3	21.6	(5)23.2	(4)24.7	(8)25.9
	羊毛	生產額	(斤)	1463.0	(7)1249.0	1329.0	1405.0	—
	絹	同	(同)	29.2	38.2	45.8	47.2	—
	ム	同	(同)	(2)14.1	(6)49.4	87.0	99.5	130.0
	ゴム	同	(同)	(2)114.0	303.0	504.0	618.0	604.0

備考——(1)勞農聯邦を除く。(2)一九一三年、(3)一九一二—一三年、(4)一九二五—二六年、(5)一九二四—二五年、(6)一九二二—二四年、(7)概數、(8)一九二六—二七年。本表は E. Varga, Die Wirtschaft der Niedergangsperiode des Kapitalismus nach der Stabilisierung, 1928. S. 112.（益田豐彥譯、安定後に於ける資本主義沒落期の經濟。一六六頁）より抄錄。

（第二部類）

		1909—13	1920—24	1925	1926	(7)1927
I. 燃料	石炭	生產額(噸)	1098.0	1126.0	1187.0	1117.0	1283.0
	石油	同(噸)	385.0	869.0	1067.0	1095.0	1248.0
II. 屬鐵	鐵	同(噸)	68.3	58.9	76.9	77.5	85.0
	鋼	同(同)	65.2	68.4	90.8	91.6	99.0
	銅	同(噸)	1030.0	1015.0(2)	1443.0	1491.0	1510.0
	鉛	同(同)	1194.9	1084.0(2)	1524.0	1587.0	1643.0
	亞鉛	同(同)	976.0	760.0 (2)	1132.0	1249.0	1300.0
	錫	同(同)	133.0	128.0 (2)	150.0	147.0	—
	アルミニウム	同(同)	63.0	122.0 (2)	179.0	211.0	213.0
	金	同(瓩)	768.0	525.0 (2)	593.0	600.0	600.0
III. 造船	銀	同(同)	6964.0	6467.0(2)	7514.0	7454.0	7454.0
		進水總噸數(千噸)	3333.0	3312.0 (2)	2193.0	1675.0	2286.0
		積載容量(千噸)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)

（月平均）

		1913年	1925年	1926年	1927年
ヨーロッパ諸國	輸入合計	四、五〇五	五、九五〇	六、〇四五	六、五四一
	輸出合計	三、七八八	五、〇八八	五、一五四	五、五〇四
ヨーロッパ以外の諸國	輸入合計	八、二九五	七、〇八六	七、一〇四	七、九五五
	輸出合計	六、九一八	七、一〇四	七、二九五	八、二八八
總計	輸入合計	一二、八一〇	一三、〇二四	一三、一五八	一四、四九六
	輸出合計	一〇、九六六	一二、一八二	一二、四〇〇	一三、七九二

右表によれば、ヨーロッパ諸國は輸出輸入ともに戰前の水準までには達しないが既に殆んど達せんとしてゐること、ヨーロッパ以外の諸國はこれに反し戰前に比し著しく增加したが最近數年間における增加率は極めて少いこと、而して、世界全體としては、既に二六年乃至七年において輸出入ともに戰前の水準を越すに至つたことを知り得るのである。(三)貨幣價値の安定。安定測定の第三の指標は、これを爲替關係の安定に求めなければならぬ。蓋し、歐洲戰後の危機はむろん戰時中における生產力の破壞を因とするものではあるが、その危機の當面の要素をなしたものは、交戰國並びに中立國が戰後の極端なる財政亂の切抜け策として執つたインフレーション政策の結果であつた。むろん、インフレーションは一時凌ぎの彌縫策に過ぎぬのであつたが、しかし當然の結果として通貨は暴落を重ねた。通貨暴落の結果は、これに對して債權保存と利潤獲得を維持せんがために、無暗の產業投資を呼び起し、資本を集中せしめ、その他面には勞働者の實質賃銀を下落せしめ、また、金利生活者、小ブルジョア、農民の財產はおのづから徵發せられる結果となり、中間層は急激に無產階級へと沒落したのみならず、爲替の暴落、貨幣價値の動搖は海外貿易はもちろん國內取引をさえ停止せしめ、かくて通貨膨脹政策はこれを執つたブルジョアジー自身を窮地に陷れるに至つた。かくの如くインフレーションは戰後の資本主義が直面した最後の危機であつたから、貨幣制度の立直しによる爲替の安定は、この意味において明かに資本主義安定の一指標たり得るのである。各國における爲替安定の經過は次揭ニューヨーク爲替相場にこれを見得る。

（金平價に對する百分比）

	1913年 (月平均)	1925年 (月平均)	1926年 1月	1926年 7月	1927年 1月
ベルギー	二九・〇一	二四・六六	一四・九六	一〇〇・〇二	一〇〇・三三
デンマルク	六二・三五	七八・八一	七八・八一	九九・九七	九九・九七
ドイツ	九八・六〇	九九・九三	九九・九三	九九・九七	九九・九七
フランス	二七・〇二	二四・七九	一四・七九	一〇〇・〇四	一〇〇・〇四
イギリス	九〇・七六	九九・三五	九九・七二	九九・七六	一〇〇・一九
イタリア	二三・五八	二〇・六一	二〇・七七	三三・三五	一〇〇・三一
ノールウエー	五二・〇〇	六六・六七	八三・三三	九九・四五	九九・四五
オーストリー	一〇〇・三三	一〇〇・〇四	一〇〇・〇四	一〇〇・三三	一〇〇・三六
ポーランド	一〇一・八八	九二・一六	五八・八八	五八・八八	五八・一八
スイス	九九・三二	一〇〇・〇三	一〇〇・〇三	九九・七七	九九・七六
スペイン	六六・〇八	七七・一三	八三・一五	八八・三五	八八・二〇
チエツコスロ	一五・六二	一五・六二	一五・六二	一五・六二	一五・六二
ペキア	一五・六二	一五・六二	一五・六二	一五・六二	一五・六二
アルゼンチン	八一・一一	九五・六六	九三・二六	一〇〇・二一	一〇〇・二一

（上揭 Vierteljahrhefte, 1927, Heft 4. に據る）

かくの如く、まづドイツが一九二四年の劈頭において安定したのを初めとし、ポーランドも亦一時安定を得、次でイギリスは一九二四年後半以來、オーストリー、スウエーデンこれに次で各々安定を得た。ただフランスを初めとするラテン諸國の一群はこれに後れ、一九二六年後半に入つてベルギー初めて安定を得、次で一九二七年初頭にデンマーク、その十二月に至りイタリー安定し、最後に一九二八年五、六月、フランス、ギリシア、ノールウエー等の安定を見た。かくてフランスの安定を最後として、歐洲諸國の對外的經濟關係並びに國家の財政狀態は一應その舊狀を取返へし、ブルジョア的制度の常態の上に外觀上は一般的安定を見出したのである。（世界經濟に於ける伏在的狀勢）世界經濟の外面的樣相は上の如く一應「恢復」の狀態にあるが、この恢復は資本主義の內面的機構そのものの舊態復活を語るものでは決してない。例へば貿易總額において假（舊狀に復してゐるとしても、そこには貿易中心の移動があり、國際的商品流通の方向と分量とにおいて既に內部的變動が起つてゐるわけであり、又、生產額においても、既に指摘した如く總額において戰前水準に達したとはいへ、そこには直接消費品以外に原料品即ち生產手段の生產の增加が甚しく、そのことは既に資本の有機的構成の向上を語つてゐるのである。かくの如く、最近時の世界經濟は、貨幣價値の安定乃至は爲替關係の正常による外面的平靜の直下に重大の變化を經驗しつつあり、その變化は、世界經濟自體における自己矛盾としての諸要素を激成せしめつつある。いまこれら激化しつつある矛盾の樣相に一瞥を投げる。（一）資本主義中心の移動。戰後においては、世界經濟の中心は全くヨーロッパからアメリカに移つた。一九一三年と一九二六年とにおけるアメリカ合衆國とヨーロッパ諸國の貿易總額の均衡は次の如く變動し、その世界貿易總額中に占むる割合は合衆國一國をもつて全ヨーロッパのそれに接近してゐる。（總額の單位は戰前價値金マルクに換算）

	一九一三年 總額	(世界貿易總額に對する割合)	一九二六年 總額	(世界貿易總額に對する割合)
合衆國	三、九二五	三一・〇%	五、一〇五	四一・三%
ヨーロッパ	八、二九五	六七・一%	七、一〇四	五八・三%

（上揭 Vierteljahrhefte, 1927, Heft 4. により換算）

アメリカ合衆國 三、九二五
ヨーロッパ廿四ケ國 八、二九五

（上揭 Vierteljahrhefte, 1927, Heft 4. により換算）

尤もかうした一般的傾向は、或種の生產領域についてみれば、戰爭直後よりは次第に恢復されつつあるかに見える。例へば重工業の生產額は、最近ヨーロッパのそれの世界產額中に占める部分が增大し、アメリカのそれが漸減し恰も戰前の均衡に近づかんとする傾向が見られる。即ち左表の如くである。

世界產額中ヨーロッパ及び合衆國の占める部分

（百分率）

		1909—13年	1925—26年	1926—27年
石炭	ヨーロッパ	五〇・四	四三・六	四三・四
	合衆國	五七・三	四三・五	五五・七
鐵	ヨーロッパ	五五・二	五三・〇	五二・六
	合衆國	四五・一	四三・五	五五・六
鋼	ヨーロッパ	五五・二	五三・一	五四・二
	合衆國	四五・一	四三・五	五五・六
木綿消費額	ヨーロッパ	五二・五	三一・四	二七・四
	合衆國	三一・五	四〇・〇	二四・九

（上揭、益田豐彥譯、ヴアルガ・沒落期の經濟。一七四頁より採錄）。

しかし、これにはヴアルガも注意せる如く一九二七年における合衆國の不景氣とドイツの好景氣を考慮せねばならぬが、しかも更らにその根本において、吾々はヨーロッパ對合衆國間における貸借關係の轉倒を念頭におかねばならない。合衆國は戰後は完全に債務國から脫れ出で、一九二四年にはすでにヨーロッパに對し百三十二億弗の債權（ヨーロッパの全負債の五三%）を持つに至つた。またヨーロッパからアメリカへの金流出は、世界金保有額中ヨーロッパの割合を戰前の五六%から一九二四年の三一%に引下げ、反之アメリカの占むる割合を二六%から五五%に增加し、全くその地位を轉倒するに至つたが、この有樣は資本輸出においても全く同樣である。合衆國が今や最大の資本輸出國となつたに反し、フランスは資本輸出の國から離脫し、ドイツはむしろ資本輸入國となり、更に進展して謂ゆる借金帝國主義國となつた。獨、佛に比すれば猶ほ根强いイギリスとの比較においても、一九一三年及び一九二四年現在における合衆國の海外投資總額は次の如く變動してゐる。

	一九一三年	一九二四年
イギリス（單位百萬磅）	三、七二四	四、〇四〇
合衆國（單位百萬弗）	二、六〇五	九、〇四〇

	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月
英国	一、七二〇、〇〇〇	一、七二〇、〇〇〇	一、七二〇、〇〇〇	一、七二〇、〇〇〇	一、七二〇、〇〇〇	一、七二〇、〇〇〇
独逸	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
仏蘭西	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
伊太利	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
白耳義	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
和蘭	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
瑞典	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
瑞西	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
丁抹	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
諾威	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
計	二四九、六六九	二三〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇

一九二五年の指数と対比すると

	労働者	生産物の量	労働力当りの生産
鉱業	九三	一一〇	一一九
工業	一〇〇	一一八	一一八
鉱業	九一	一〇四	一一三
運送	九一	一〇四	一一三
計	九三	一一〇	一一九

生産額が二〇%増加したにも拘らず、労働力は四%減少して居る。即ち一九%労働力当りの生産も二〇%増加したのである。労働力は却つて減少して居る。

一日一ドル乃至五弗で働いて居る。而して一日の労働時間は八時間乃至九時間である。

三日暮戻し、イギリスやドイツのペンキ一使込と共に八月

即ち一九一三年現在合衆国の海外投資総額はイギリスの約七分の一であるが、一九二四年には既に三分の二に達せんとしつゝある。以上の如き資本主義中心の移動の根軸として世界経済の国際的關係は動く。イギリスの金貨國としての地位は漸次衰へ、ドイツ、フランスの金貨國は勿論のこと、日本、カナダ、ラテン・アメリカ諸國の如きも、戰後の新興債權國に轉化せんとしつゝある。

(二)集中並びに國内市場の狹隘化　資本主義經濟の發展は、一方に於ては、生産の集中を促進すると共に、他方に於ては、國内市場の狹隘化を促進する。

(三)集中並びに國際的競爭の激化　資本主義經濟の發展は、一方に於ては、國内市場の狹隘化を促進すると共に、他方に於ては、國際的競爭の激化を促進する。

(四)資本輸出　資本主義經濟の發展は、資本輸出を促進する。

(五)資本主義的合理化　資本主義經濟の發展は、資本主義的合理化を促進する。

(六)國際的獨占團體の發生　資本主義經濟の發展は、國際的獨占團體の發生を促進する。

(七)國家權力の利用　資本主義經濟の發展は、國家權力の利用を促進する。

(八)帝國主義戰爭の勃發　資本主義經濟の發展は、帝國主義戰爭の勃發を促進する。

(九)プロレタリア革命の勃發　資本主義經濟の發展は、プロレタリア革命の勃發を促進する。

(十)プロレタリア獨裁の實現　資本主義經濟の發展は、プロレタリア獨裁の實現を促進する。

(十一)社會主義經濟の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義經濟の實現を促進する。

(十二)社會主義的計畫經濟の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的計畫經濟の實現を促進する。

(十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(三十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(三十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(三十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(三十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(三十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(三十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(三十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(三十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(三十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(三十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(四十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(四十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(四十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(四十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(四十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(四十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(四十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(四十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(四十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(四十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(五十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(五十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(五十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(五十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(五十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(五十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(五十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(五十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(五十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(五十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(六十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(六十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(六十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(六十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(六十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(六十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(六十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(六十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(六十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(六十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(七十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(七十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(七十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(七十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(七十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(七十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(七十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(七十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(七十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(七十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(八十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(八十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(八十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(八十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(八十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(八十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(八十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(八十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(八十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(八十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(九十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(九十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(九十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(九十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(九十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(九十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(九十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(九十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(九十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(九十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百二十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百二十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百二十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百二十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百二十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百二十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百二十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百二十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百二十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百二十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百三十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百三十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百三十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百三十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百三十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百三十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百三十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百三十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百三十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百三十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百四十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百四十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百四十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百四十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百四十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百四十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百四十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百四十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百四十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百四十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百五十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百五十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百五十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百五十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百五十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百五十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百五十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百五十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百五十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百五十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百六十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百六十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百六十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百六十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百六十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百六十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百六十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百六十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百六十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百六十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百七十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百七十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百七十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百七十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百七十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百七十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百七十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百七十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百七十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百七十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百八十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百八十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百八十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百八十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百八十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百八十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百八十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百八十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百八十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百八十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百九十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百九十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百九十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百九十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百九十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(百九十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(百九十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(百九十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(百九十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(百九十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百二十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百二十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百二十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百二十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百二十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百二十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百二十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百二十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百二十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百二十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百三十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百三十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百三十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百三十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百三十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百三十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百三十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百三十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百三十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百三十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百四十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百四十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百四十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百四十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百四十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百四十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百四十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百四十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百四十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百四十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百五十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百五十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百五十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百五十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百五十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百五十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百五十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百五十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百五十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百五十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百六十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百六十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百六十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百六十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百六十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百六十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百六十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百六十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百六十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百六十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百七十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百七十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百七十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百七十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百七十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百七十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百七十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百七十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百七十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百七十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百八十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百八十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百八十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百八十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百八十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百八十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百八十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百八十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百八十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百八十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百九十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百九十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百九十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百九十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百九十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(二百九十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(二百九十六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(二百九十七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(二百九十八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(二百九十九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(三百)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(三百一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(三百二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(三百三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(三百四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(三百五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(三百六)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(三百七)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(三百八)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(三百九)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(三百十)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

(三百十一)社會主義的消費の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的消費の實現を促進する。

(三百十二)社會主義的交換の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的交換の實現を促進する。

(三百十三)社會主義的分配の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的分配の實現を促進する。

(三百十四)社會主義的勞働の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的勞働の實現を促進する。

(三百十五)社會主義的生産の實現　資本主義經濟の發展は、社會主義的生産の實現を促進する。

四日參戰した。英で八月十五日日本は獨逸に最後通牒を發し回答無いので二十三日參戰し、十月二十九日トルコは九一八年三月ブレストリトウォスク條約）もドイツを救はなかつた。一九一八年三月ヒカルデイ戰役等のドイツ猛擊も成功せず、七月に入ると聯合軍の準備せられた攻擊が始まり新鋭の米軍も活躍し英國軍はヒンデンブルグ線を突破し一八年三月ブレストリトウォスク條約）もドイツを救はなかつた。一九一八年三月ヒカルデイ戰役等のドイツ猛擊も成功せず、七月に入ると聯合軍の準備せられた攻擊が始まり新鋭の米軍も活躍し英國軍はヒンデンブルグ線を突破し一戰線の塡國軍も又敗走した。十一月ドイツ軍休戰タリー戰線の塡國軍も又敗走した。十一月ドイツ軍休戰を講ぶと聯合國は「ドイツ軍は直ちにフランス、ベルギー、其他聯合國領土より撤退すること、アルサスロレーンを放棄すること、ライン河の後に退却し砲砦、橋頭等を聯合國軍に引渡すこと、艦艇潛水艦の引渡、軍事設備の放棄に同意すること」を條件としたが十一月九日ウイルヘルム二世一八年三月ブレストリトウォスク條約）もドイツを救はなかつた。一九一八年三月ヒカルデイ戰役等のドイツ猛擊も成功せず、七月に入ると聯合軍の準備せられた攻擊が始まり新鋭の米軍も活躍し英國軍はヒンデンブルグ線を突破し一戰線の塡國軍も又敗走した。十一月ドイツ軍休戰タリー戰線の塡國軍も又敗走した。十一月ドイツ軍休戰を講ぶと聯合國は「ドイツ軍は直ちにフランス、ベルギー、其他聯合國領土より撤退すること、アルサスロレーンを放棄すること、ライン河の後に退却し砲砦、橋頭等を聯合國軍に引渡すこと、艦艇潛水艦の引渡、軍事設備の放棄に同意すること」を條件としたが十一月九日ウイルヘルム二世一八年三月ブレストリトウォスク條約）もドイツを救はなかつた。一九一八年三月ヒカルデイ戰役等のドイツ猛擊も成功せず、七月に入ると聯合軍の準備せられた攻擊が始まり新鋭の米軍も活躍し英國軍はヒンデンブルグ線を突破し一

農地不動産価格	1900年	1910年	1925年
	六百億ドル	一千二百億ドル	二千五百億ドル

明瞭に語るところである。

自作農場	1900年	1910年	1925年
小作農場	三七〇、〇〇〇	三七〇、〇〇〇	三八一、〇〇〇
	三五、〇〇〇	三四、〇〇〇	三七、〇〇〇

即ち右の統計によつてアメリカの農業に於ても自作農の減少、小作農の増加の一般的趨勢を確認し得るのであるが、近年農地地価暴騰の影響を受けて此傾勢殊に顕著なるものあり、最近一九二五年に於て自作農場の数は一九一〇年に比し八〇、三九〇の減少、小作農場の数は一〇七、九三三の増加を示すに至つたのである。而もその自作農場も抵当債務に陥るものの異常に多かつたことは左記統計の如くである。

	1910年	1925年
抵当債務ある自作農場	三八、〇〇〇	四二、〇〇〇
抵当債務なき自作農場	三二、〇〇〇	二七、〇〇〇

右の如く抵当債務ある自作農場の増加率は抵当債務なき自作農場の減少率よりも遥かに大きいのである。

農業人口	1910年	1920年
寸纏人	四五五、五五五	四八六、六七六
二分に	三五、八〇七	二八、一七六
北約	二、五一三	二、一三一

と云つても其不充分であり、僅かに一日か二日しか訓練を受けなかつた者も多い。そしてその将校達は、或は従来

一間に五百三十五萬噸を增加した。又家畜の數は一八九九年間に約七十萬頭の增加を見た。更に最注意すべきは主要農作物の收穫率の著しい增進であつて、之れを表示すれば左の如くである。

單位百瓩	牧場	馬鈴薯	燕麥	大麥（見物）	ライ麥	小麥
一八七七年—八三年均一	二八・五	二七・四	一一・三	一二・八	一〇・〇	一三・四
一九〇年—八年均	四二・一	二三三・四	一九・〇	二一・〇	一七・八	一〇・七

右の數字によつて知り得ることはアメリカの農業にあつては五〇エーカア以下の小經營及び五〇〇エーカア以上の巨大經營の漸增するに反し、兩者の中間の經營が最近漸減の傾向にあることである。而して經營數に就いて見れば最近はその增加の趨勢が殆んど停止してゐるのを見るのである。次にその農場の自作及び小作別の割合を見るに即ち左の如くである。

經營面積別（單位千瓩）	1900年	1910年	1925年
二〇〇以下	三五・四%	三三・四%	三一・一%
二〇〇—五〇〇	三七・八	三六・二	三四・三
五〇〇—一〇〇〇	一七・八	一八・四	一九・五
一〇〇〇以上	八・五	一一・三	一四・一
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

經營面積別（單位千瓩）	經營數（單位千）		
	1900年	1910年	1925年
二〇以下	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇
二〇—一〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇
一〇〇—二〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇
二〇〇—五〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇
五〇〇—一〇〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇
一〇〇〇以上	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇
計	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇

經營面積別（單位千瓩）	千經營面積（單位千瓩）		
	1900年	1910年	1925年
二〇以下	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇
二〇—一〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇
一〇〇—二〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇
二〇〇—五〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇
五〇〇—一〇〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇
一〇〇〇以上	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇
計	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	三三五、〇〇〇

經營形態の推移を見るに次の如くである。

抵當の依賴者に對する比率	1900年	1910年	1925年
	三五・三%	三六・一%	四二・五%

これによつて現時農業救濟問題がアメリカ政界の大問題となれる所以を察知するに足るのであるが、農民自身も亦勿論種々の經濟的、政治的運動を起しつつある（アメリカの農民運動」參照）。かくして今後アメリカの農業が如何に展開し行くかは現世界に於ける資本的農企業の運命の指標として興味あるものである。**參考書** 河田嗣郎、農業經濟學。河西太一郎、農業問題研究。直井武夫、レーニン・農業に於ける資本主義。Varga, Beiträge zur Agrarfrage, 1. Band. Jahrbuch für Wirtschaft, Politik und Arbeiterbewegung. Varga, Materialien über den Stand der Bauernbewegung. Walter Schiff, Die grossen Agrarreformen seit dem Kriege.（河西太一郎）

赤衛軍（Красная Гвардия）革命の遂行と擁護との目的を以て組織せられたる勞働者の軍隊であつて、かかる正規兵ならざる軍隊の編成は三月革命の成就せられた直ぐ後から計畫せられ、六月には既にその數數千に達して居た。云ふ迄もなく此の赤衛軍は時のケレンスキー政府に反對であるボルシェヴィキの手勞であり、又の革命へ の準備として組織せられたものであるから、その實力が侮る可らざる物となると同時に政府から不法組織として禁ぜられてしまつたのであるが、八月のコルニロフの攻撃がケレンスキー政府の存在を脅かさんとした時、政府はやむを得ず勞働者の武裝を許容せざるを得なくなつてしまつたのである。斯くして勞働者は公然と軍事教育を授けられるに至り、十月革命當時、此の赤衛軍の勢力は、ペテログラード に於て一萬三千、モスコウに於て三千に達し、同種の物はドネツ、ウラル、オデッサその他各所に造られつゝあつたのである。云ふ迄もなく此の勞働者軍の兵士等は軍時的教育を受けたる者も多く、而もその多數は革命の成就と共に其の武裝を解除せられて、或は工場に歸り、或は農村に歸つて平和の勞働に從事したのであるが、其の中には革命の大業を成就したのは俺達だと云ふ誇りを持つて居る者も多く、又革命の成就は俺達の力によるものだと云ふ自負心を持つて居る者も多く、從つて彼等は一般勞働者に對して一種の特權階級を形成し、又一般勞働者も彼等を以て特權階級と見做すの傾向を生じ、茲に赤衛軍の解除は勞働者階級の分裂を意味するものとして、メンシェヴィキ等も居り其他多樣であつた。然し十月革命が遂に勃發した時、新勢力が小から信賴し得た組織は、實に此の赤衛軍であつたのである。革命は此の赤衛軍の忠誠と、政府反對の軍隊の援助なくしては、決してその目的を達し得なかつたであらう。「赤衛軍は勞働者階級の武裝である」とスピリドヴィチ（A. E. Spiridovich）が云つたと云はれて居る。實際勞働階級の上に殘虐を加へつけて、敵を手にした赤衛軍の姿程十月革命の象徴に適當したものはない。併し赤衛軍は一時的の緊張的軍隊であつて、恒常的組織ではない。それ故、それはその役目を果せられてすぐに解ふるに正規の赤軍（その項參照）を以てするに至つた。（後藤信夫）

赤軍（Красная Армия）十月革命の成功が赤衛軍の兵力に負ふ所大なるは論を俟たない（別項「赤衛軍」參照）。併し乍ら赤衛軍は非常の場合に、一時的必要を滿たすために組織せられたる軍隊であつて、革命が一段落つくと同時に正規の完備した組織をもつ軍隊の必要が、新しき政府の首腦者達の間に痛感せられ始めた。當時實來のロシア軍隊は人の識る如く特權階級出身の將校と農民とから成り立つて居た舊革命勃發と共に此の軍隊は統制を失つてしまつた。斯くしてアレストリトウスク條約の結ばれたその日に（一九一八年二月二十二日）レニンは赤軍建設の布告を發したのである。それの前書きに記されたる如く、此の「勞働者及び農民の赤軍」は勞働階級の內で特に明確な意識をよく組織せられた分子から組織せらるる可きものであつた。そして政府は此の赤軍の組織を完成して、ゆくゆくは常備軍の形式より一歩を進めて一般的武裝にまで發達せしめ來るべきヨーロッパの社會革命」を防衛せんと云ふ事を目的としても居つたのである。それ故赤軍は純然たる階級的、換言すれば現在の「プロレタリア獨裁制」を擁護すべき軍隊であると同時に、それは全勞働階級のための軍隊でもあるの

であつて、赤軍兵士は「サヴエート聯邦の勞働階級のために、又、全世界の勞働階級のために一戰ふと云ふ事を宣誓するのである。赤軍は、其故、軍事的教育を授けられるのみならず、政治的にも訓練せられなければならない。斯くして赤軍の編成は多種極まる困難に直面しなければならなかつたのである。謂ふ迄もなく最初は必要上やむを得ず舊軍隊の將校の協力を俟たなければならなかつた。サヴエート政府は、新しき教育を受けた勞働者又は農民出身の將校を增加せしめる事によつて可及的に舊軍人を除かんとしつつある。併し之は甚だ困難であつて、今日に於ても等級の上に位する將校階級には可成り舊軍制下の軍人が多く含まれてゐるのである。統計の示す所によれば、一九二〇年十月に於て約三分の一は舊軍制下に於て訓練せられた將校であり、殘りの三分の二はプロレタリア出身であつたに比して、一九二七年度に於ける十分の七の勞働者農民出身者率はいかに此の計畫遂行の困難なるかを物語る如く見える。兵員數は一九一八年四月、一〇六、〇〇〇人、同十二月、七九〇、〇〇〇人、一九二〇年四月一日、三、六六〇、〇〇〇人、一九二一年一月、五、三〇〇、〇〇〇人を示して居る。卽はち一九一八年より三ケ年の外寇內亂時代にサヴエート政府の兵力は猛烈な勢を以て增加して行つたのである。之については赤軍總帥の地位にあつたトロツキーの天才は與つて力あるものとされて居るのであるけれ共、諸外國の侵略が此の勢を助けた事は云ふ迄もない事である。併し一九二一年以來、卽ち內亂牢定以來、赤軍の數は著しく減少し一九二五年には五六三、〇〇〇人になつた。しかし乍ら赤軍は當時最早や當初に於けるが如く義勇兵制を採らず、國民皆兵制をとつて居た事を考へなければならない。國家危急の際に於ける動員力は現在に於て千萬人を超えて居るであろうと云はれて居る。今日ロシアは國民皆兵制を採つて居る。男子は十六歲より兵役の義務を負ひ、十六歲から十八歲までて四週間、十八歲より二十歲までに十週間の準備教育を受け然る後に兵役に就く。歩兵、砲兵、騎兵は各二年、空軍三年、海軍四年半の現役終了後豫備役に編入せられる。現役兵として徵收を免れたものは國民義勇軍として、第一年に三ケ月、殘餘の年月の間に總計五ケ月の教育を授けられる。四十歲にして豫備役を了へた者は國民軍に編入せられ、四十六歲までなほ兵役の義務を負ふのである。今日に於て年々の徵收せらるる壯丁約七二五、〇〇〇にして、その內正規兵として現役に就く者約四〇〇、〇〇〇と稱せられ居る。國民皆兵制の採用後のロシア赤軍はその組織に於て皆兵制をとれる國々のそれと大差ない。ただロシアに於ては陸海空軍が統一せられて一つの部の所管となつて居る。又國民皆兵制を採る以上、赤軍の中に多くの共產主義者ならざるものの混合して居ると云ふ事實も直ちに考へられる。今日に於て赤軍兵士の僅かに約八パーセントのみが共產黨員であると云はれて居る。ロシアには上述の常備軍と、國防義勇軍との外に特別の軍隊がある。それは、併し、政治保安部に屬するものであつて、ロシア獨特の軍隊である〔別項、ゲー・ペー・ウー參照〕。參考書 Col. A. P. Wavell, in Encyclopaedia Britannica XIII. ed. Official Report of the British Trade Union Delegation to Russia, 1924. N. Lenin und L. Trotzki, Die Rote Armee. (後藤信夫)

赤色救援會 「モップル」の項を見よ。

赤色勞働組合インタナショナル (Red Labour Unions International. Internationale Rouge des Syndicats. Roter Gewerkschafts-Internationale. 略稱「プロフィンテルン」(Profintern)。第三インタナショナルと立場を同じくする諸國の勞働組合のインタナショナルにしてその本部所在地の名に因んでモスコウ派とも呼ばれる。設立、一九二一年七月。第三インタナショナル（其項參照）は共產黨の獨立を、共產主義運動の前提條件としてゐるが、勞働組合に就ては之と反對に、舊來の組合の分裂に絕對に反對し、共產主義者は舊組合に入り込み、その中に共產主義的細胞をつくり、以て組合內に一分派をつくりその組合の指導的地位を占むる、といふ戰術を採つてゐる（第二、四、五回大會決議）。かくしてつくられる左翼分派は、組合のインタナショナルをつくらず、共產インタナショナルに加盟する事が「力の節約及び打擊の最善の集中の立場より見て」理想とせられたが、しかし「諸國に於ける勞働組合の多樣、雜多なる今日の過渡期に於ては、大體に於て共產インタナショナルのプラットフォーム上にはあるが、しかし共產インタナショナルに於けるよりもより大なる自由を以て成員を採り入れるべき赤色勞働組合の獨立の國際的結合をつくる事は、避くべからざる必要事である」（一九二一年六月第三回大會決議）といふ理由の下に、赤色勞働組合インタナショナルは設立せられたのである。このインタナショナルの目的及び組織は、第二回大會（一九二二年十一—十二月）に於て定められたる規約（一九二八年五—六月の第四回大會に於て財政に關して少しく修正せらる）に明示せられてゐる。之によれば目的は、(1)資本主義よりの勞働者階級の解放のために廣大なる勞働大衆を組織する事、(2)革命的階級鬪爭の思想のための廣汎なる宣傳及びアジテイション、(3)階級協調に對する鬪爭、(4)國際的プルジョアジーの支柱たる國際勞働局及びアムステルダム同盟に對する決定的鬪爭の組織、(5)必要なる時萬國勞働者階級の鬪爭の協働、統一、(6)特に重要なる鬪爭に際して國際的行動をとる事の發議及大爭議に際して寄附金の蒐集。右の中アムステルダムとの鬪爭については一言しなければならぬ。第三インタナショナルは右翼大衆を獲得するために、統一戰線戰術（其項參照）を採つたが、この戰術を最も力を入れて適用したのは勞働組合の領域である。而して組合の分裂を防止するといふ根本的立場から、この方面に於ける統一戰線戰術はアムステルダムとモスコウとの合同、全世界の統一的組合インタナショナルの建設

運動として現はれた（一九二一年以來）。しかしアムステルダム派は、同派に對する決定的鬪爭をその規約中に明言するモスコウ派との合同を峻拒したために、モスコウ派は一九二四年二月に至つて方法を變へ、ロシアの勞働組合の名に於て、統一インタナショナルの提議をアムステルダム派になした。之に對してアムステルダム派は一九二四年六月のウイーン大會の決議を以て、現在のままのアムステルダム派にロシア組合が加盟する方法以外の、一切の機一運動に反對の旨を答へた。ロシアの組合は勿論之に從はなかつた。其後、イギリスの組合がロシアの統一運動に贊成し、この運動促進のために、一九二五年四月、所謂英露委員會（Anglo-Russian Joint Advisory Council）を組織したが一九二六年のイギリス總同盟罷業以來この委員會は決裂し（詳細は「英露委員會」の項參照）、爾來モスコウ派の統一インタナショナル運動は全く停頓してゐる。次に組織を概說すれば、このインタナショナルの主義に贊成し、その規律に服する「一切の革命的經濟的階級組織」は之に加盟し得る。出來得る限り年一回以上開かるべき大會（實際は二、三年に一回）の下に、中央評議會（加盟團體がその成員に比例して出したる代表者より成り、少くとも年二回會合し、主として原則的問題の決定を任務とする）と執行事務局（大會の選任せる十五人—その中三人はロシア代表—より成り、少くとも一週一回會合し、日常の事務を處理する。）とがある。而して前述の如き「唯一」の共產インタナショナルの理想に近からしむるために、赤色組合インタナショナル執行事務局は共產インタナショナル執行委員會と共同會議を開いたり、又時には同一行動をとるための行動委員會を選任したりする事となつてゐる。全體の組織は中央集權的であつて、大會の決議、執行委員會の決定に從はざるものに對しては、中央評議會は除名する事が出來る。これは行爲能力なきアムステルダムと異る重大なる一點である。機關紙は、"Red Labour Unions International." "何れも週刊にして、露、英、佛、獨の四ケ國語で出る。支持團體には三種ある。卽ち、第一種正式加盟團體。第二種モスコウ派と同一立場に立つ團體ではあるが、官憲の壓迫又は團體內の分裂を避けるため正式に加盟せざるもの。第三種モスコウ派に反對の立場にある團體中の少數派。右の中有力なるものは、第一種としてはロシア（一九二六年）百萬、フランス（一九二五年）、五十萬、第二種ではオーストラリア（一九二三年）二十五萬弱、第三種としてはドイツ（一九二五年）八十萬、イギリス（一九二五年）四十萬等。（ロシアのみは一九二八年組合大會報告により他は、Verlag des K. I., Jahrbuch für Politik, Wirtschafts und Arbeiterbewegung (1925—26. S. 94 による）。參考書 堺利彥、ロゾフスキー・國際勞働組合運動史（大正十四年）A. Losowsky, Der internationale Rat der Fach- und Industrieverbände (Moskau gegen Amsterdam) 1921. A. Losowsky, Aufgaben und Taktik der roten Gewerkschafts-Internationale, 1921. A. Losowsky, Das Aktionsprogramm der R. G. I., 1922. 每大會の決議及び前記年鑑。（田中九一）

石炭 (Coal. Steinkohle, Charbon Minéral) 〔**石炭の產業上の位置**〕石炭には無煙炭、瀝青(有煙)炭、褐炭、泥炭等の種類があり各種の燃料となるのみならずコークス、コールタール、石炭酸、アリザリン（染料）等が作られ、又石炭瓦斯は燃料、燈火用に供せられる。石炭利用の起源は古く、既に六、七世紀に支那に於て燃料として用ひられ、十三、四世紀には英國に普及した。が、しかし、今日の如く工業上重要なる位置を占むるに至つたのは十八世紀の所謂產業革命以後のことであつて、最近に於けるその用途別の大樣は左の如くである。（Bcke), Coal, Iron and War, p. 104)

工業用	五六、二、〇〇〇	四三%
室內燃料用	二五、〇、〇〇〇	二〇
鐵道用	二三、〇、〇〇〇	一八
コークス用	一五、〇、〇〇〇	一二
汽船用	七五、〇〇〇	六
瓦斯用	一二、〇〇〇	一
合計	一、二七九、〇〇〇	一〇〇

斯くて、今日の工業時代に於ては、石炭の貧豐は、鐵、石油のそれと共に、直ちに、其國の經濟勢力を決定する。例へば一九二七年の世界產炭額月平均は一億百五十六萬六千佛噸であるが、其の主要產國は、合衆國（四千五萬佛噸）、英國（二千百萬佛噸）、獨逸（一千二百萬佛噸）等何れも、今日世界の最大强國である。之に反し伊太利、和蘭、佛國（歐洲戰前）の如きは產炭額少なきために其の進出が著しく限られてゐる。勢ひ、將來世界の產炭額がどうなるかと云ふことは、世界各國の經濟勢力の消長に重大關係がある。いまその一指標として左に世界の石炭埋藏量分布の洲別を示す。（前揭書に由る）。

世界石炭埋藏量表（米百萬噸）

	無煙炭	瀝青炭	褐炭	合計
北米	二一、八四二	三、三五九、六五五	三、八一七、九〇六	五、九五三、四四二
亞細亞	四〇七、六五七	二、〇七、九八	二一七、八五一	二、七九九、五六六
歐洲	五四、三五六	六九五、一六三	三六、六二一	七六四、一九〇
濠洲	六五九	一三三、四八一	三六、三六〇	一三〇、四一〇
アフリカ	一一、六六二	四五、一三五	一、〇五四	五七、八五九
南米	七〇〇	三一、九七七	——	三二、六七七
總計	四九六、八四六	三、九二一、九四四	三、九七七、七六三	七、三九九、五五五

尤も右述の如き、石炭の重大位置は、最近、水力電氣の異常の發達、及び重油機關の發達等のため、最近少からず割引せらるるに至つた。例へば有名な英國の石炭業が行詰るに至つた主要原因の一はここにあると云ふ。併し是等の考慮を拂ふも石炭の有無はいま尙其國產業の盛衰を決定する

石油 (petroleum) 原油は炭化水素化合物の混合物で、現在これを主な燃料とする。燃えにくい重質油から揮発性の高いガソリンまで、性質はさまざまである。産地によっても異なるが、一般に黒褐色または暗緑色の粘性の液体で、引火点は摂氏零下数十度から百数十度、発火点は摂氏三百数十度である。比重は〇・七五から〇・九五程度のものが多い。

石油は地下の油層に存在するが、その成因については、古生物の遺骸が堆積岩中で分解してできたとする有機成因説と、地球内部の高温高圧下で炭化水素が生成されたとする無機成因説とがあるが、現在では有機成因説が有力である。

石油は地下の油層から自噴するか、ポンプで汲み上げられる。油層の圧力が高いときは、ガス圧によって油井の口まで噴き上がってくるが、圧力が低くなるとポンプを使用する。

原油は黒褐色の粘性の液体であるが、精製すると、ガソリン、灯油、軽油、重油、潤滑油、アスファルトなどの製品が得られる。

石油は燃料としてだけでなく、化学工業の原料としても重要である。石油化学工業では、ナフサ（粗製ガソリン）を分解して得られるエチレン、プロピレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレンなどの基礎原料から、合成繊維、合成ゴム、プラスチック、合成洗剤、塗料、医薬品、農薬などの多種多様な製品が作られている。

石油の探鉱には、地質調査、物理探鉱、試掘などの方法がある。地質調査では、地層の構造や岩石の種類を調べて、石油の存在しそうな地域を選ぶ。物理探鉱には、地震探鉱、重力探鉱、磁気探鉱などがあり、地下の構造を調べる。試掘は、実際に井戸を掘って石油の有無を確かめる作業で、探鉱の最終段階である。

石油の埋蔵量は、地質学的に確実に存在するものを確認埋蔵量、確認埋蔵量のうち経済的に採掘できるものを可採埋蔵量という。

石油の生産は、一九世紀後半のアメリカ合衆国ペンシルベニア州の油田開発に始まり、その後ロシアのバクー油田、インドネシアのスマトラ島やボルネオ島の油田、メキシコ湾岸、ベネズエラのマラカイボ湖周辺の油田などが開発された。

第二次世界大戦後は、中東地域の油田開発が急速に進み、現在では世界の石油生産の大半を占めるに至っている。

日本では、明治初年に新潟県で採油されたのが最初で、その後、秋田県、北海道などでも採油されたが、いずれも小規模であった。

日本の石油産業は、第二次世界大戦後、アメリカ資本の日本石油と、日本資本の民族系石油会社とによって再開されたが、一九六〇年代に入ると、中東産の安価な石油が大量に輸入されるようになり、国内の石油産業は大きな打撃を受けた。

一九七三年の第四次中東戦争を契機とする石油危機（オイルショック）以後は、石油の安定供給と備蓄の重要性が認識されるようになり、国家石油備蓄基地の建設や、石油公団による海外石油資源の開発などが進められている。

石油危機 [世界の現状] 原油は産油国の政治的な思惑や、国際石油資本（メジャー）の戦略などによって、価格が大きく変動することがある。一九七三年の第四次中東戦争（第四次中東戦争）の際には、アラブ石油輸出国機構（OAPEC）が原油の生産削減と価格の大幅引上げを決定し、世界経済に大きな影響を与えた。これを第一次石油危機という。

一九七九年のイラン革命の際にも、原油価格が大幅に引き上げられ、第二次石油危機が発生した。

一九八〇年代後半には、原油価格は比較的安定していたが、一九九〇年のイラクによるクウェート侵攻（湾岸危機）の際には、原油価格が一時的に高騰した。

一九九〇年代後半には、アジア諸国の経済成長や、アメリカ合衆国の景気回復などを背景に、原油価格は再び上昇傾向を示した。

石油の生成 石油の生成については、古くから多くの学説が唱えられてきたが、現在では、有機成因説が広く支持されている。

有機成因説によれば、石油は、海底に堆積した動植物の遺骸が、長い年月の間に、バクテリアの作用や、地圧・地熱などの影響を受けて変質することによって生成されたものであるとされる。

石油が生成されるためには、まず、石油のもとになる有機物を多量に含む堆積物が必要である。このような堆積物は、陸地から遠く離れた浅い海底で、酸素の少ない還元的な環境のもとで堆積することが多いとされている。

石油の生成には、バクテリアの作用が重要な役割を果たしたと考えられている。バクテリアは、堆積物中の有機物を分解して、メタンガスなどを発生させる。

石油の生成には、地圧と地熱も重要な役割を果たしたと考えられている。堆積物が厚く積もると、下層ほど大きな圧力と高い温度を受けることになる。

石油の生成に適した温度は、摂氏五〇度から一五〇度程度の範囲であるとされている。

石油の移動と貯留 石油は、生成された場所にとどまっているとは限らない。地圧によって、石油は、周囲の多孔質の岩石の中を移動することがある。

石油が移動する際には、水や天然ガスが一緒に流れ出ることが多い。

石油は、移動してきた先で、不透水層に覆われた多孔質の岩石の中に貯留されることがある。

石油を貯留している岩石を貯留岩といい、貯留岩の上を覆う不透水層を帽岩という。

石油は、貯留岩の中で、水や天然ガスと共に存在することが多い。

石油の探鉱 石油を探すことを探鉱という。探鉱には、地質調査、物理探鉱、試掘などがある。

地質調査では、地表の地層の様子を調べて、石油が存在しそうな地域を選ぶ。

物理探鉱には、地震探鉱、重力探鉱、磁気探鉱などがあり、地下の構造を調べる。

試掘は、実際に井戸を掘って石油の有無を確かめる作業で、探鉱の最終段階である。

石油の埋蔵量 石油の埋蔵量は、確認埋蔵量、確認可採埋蔵量、推定埋蔵量などに分けられる。

確認埋蔵量は、すでに掘削されて、石油の存在が確実な量をいう。

確認可採埋蔵量は、確認埋蔵量のうち、現在の技術と経済性で採掘できる量をいう。

推定埋蔵量は、地質調査などから推定される量をいう。

石油の精製 原油は、そのままでは燃料としてあまり使われない。

原油を精製して、ガソリン、灯油、軽油、重油、潤滑油などの製品を作る。

精製の方法には、蒸留、分解、改質などがある。

石油の輸送 石油は、パイプライン、タンカー、タンクローリーなどで輸送される。

パイプラインは、陸上や海底に敷設され、油田から精油所や積出港まで原油を送る。

タンカーは、原油や石油製品を大量に運ぶ船舶である。

石油の貯蔵 石油は、タンクに貯蔵される。

タンクには、浮屋根式タンクや固定屋根式タンクなどがある。

石油の利用 石油は、燃料として広く利用されるほか、化学工業の原料としても重要である。

ガソリンは自動車の燃料、灯油は暖房や照明、軽油はディーゼル機関の燃料、重油は工場のボイラーや船舶の燃料として使われる。

石油の歴史 石油は、古くから知られていた。

日本では、明治初年に新潟県で採油されたのが最初である。

アメリカでは、一八五九年にペンシルベニア州で近代的な油井が掘られた。

石油の埋蔵量と生産量 石油の確認埋蔵量は、地域によって大きく異なる。

中東地域が世界の埋蔵量の約半分を占めている。

生産量では、アメリカ合衆国、ロシア、中東諸国などが上位を占めている。

石油の消費 石油の消費は、工業の発展とともに増大してきた。

特に、自動車の普及や、石油化学工業の発展が、消費の増大を促した。

石油と環境 石油の利用は、大気汚染や地球温暖化などの環境問題と深くかかわっている。

硫黄酸化物や窒素酸化物による大気汚染、二酸化炭素による地球温暖化などが問題とされている。

石油の将来 石油は、埋蔵量に限りがあるため、将来的には枯渇するおそれがあるとされる。

代替エネルギーの開発や、省エネルギーの推進が課題となっている。

石油の輸送 石油は、パイプライン、タンカー、タンクローリーなどで輸送される。

パイプラインは、陸上や海底に敷設され、油田から精油所や積出港まで原油を送る。

タンカーは、原油や石油製品を大量に運ぶ船舶である。

石油の貯蔵 石油は、タンクに貯蔵される。

タンクには、浮屋根式タンクや固定屋根式タンクなどがある。

石油の利用 石油は、燃料として広く利用されるほか、化学工業の原料としても重要である。

ガソリンは自動車の燃料、灯油は暖房や照明、軽油はディーゼル機関の燃料、重油は工場のボイラーや船舶の燃料として使われる。

石油の歴史 石油は、古くから知られていた。

日本では、明治初年に新潟県で採油されたのが最初である。

アメリカでは、一八五九年にペンシルベニア州で近代的な油井が掘られた。

石油の埋蔵量と生産量 石油の確認埋蔵量は、地域によって大きく異なる。

中東地域が世界の埋蔵量の約半分を占めている。

生産量では、アメリカ合衆国、ロシア、中東諸国などが上位を占めている。

石油の消費 石油の消費は、工業の発展とともに増大してきた。

特に、自動車の普及や、石油化学工業の発展が、消費の増大を促した。

石油と環境 石油の利用は、大気汚染や地球温暖化などの環境問題と深くかかわっている。

硫黄酸化物や窒素酸化物による大気汚染、二酸化炭素による地球温暖化などが問題とされている。

石油の将来 石油は、埋蔵量に限りがあるため、将来的には枯渇するおそれがあるとされる。

代替エネルギーの開発や、省エネルギーの推進が課題となっている。

石油危機 [世界の現状] 原油は産油国の政治的な思惑や、国際石油資本（メジャー）の戦略などによって、価格が大きく変動することがある。一九七三年の第四次中東戦争（第四次中東戦争）の際には、アラブ石油輸出国機構（OAPEC）が原油の生産削減と価格の大幅引上げを決定し、世界経済に大きな影響を与えた。これを第一次石油危機という。

一九七九年のイラン革命の際にも、原油価格が大幅に引き上げられ、第二次石油危機が発生した。

一九八〇年代後半には、原油価格は比較的安定していたが、一九九〇年のイラクによるクウェート侵攻（湾岸危機）の際には、原油価格が一時的に高騰した。

一九九〇年代後半には、アジア諸国の経済成長や、アメリカ合衆国の景気回復などを背景に、原油価格は再び上昇傾向を示した。

石油の生成 石油の生成については、古くから多くの学説が唱えられてきたが、現在では、有機成因説が広く支持されている。

有機成因説によれば、石油は、海底に堆積した動植物の遺骸が、長い年月の間に、バクテリアの作用や、地圧・地熱などの影響を受けて変質することによって生成されたものであるとされる。

石油が生成されるためには、まず、石油のもとになる有機物を多量に含む堆積物が必要である。このような堆積物は、陸地から遠く離れた浅い海底で、酸素の少ない還元的な環境のもとで堆積することが多いとされている。

石油の生成には、バクテリアの作用が重要な役割を果たしたと考えられている。バクテリアは、堆積物中の有機物を分解して、メタンガスなどを発生させる。

石油の生成には、地圧と地熱も重要な役割を果たしたと考えられている。堆積物が厚く積もると、下層ほど大きな圧力と高い温度を受けることになる。

石油の生成に適した温度は、摂氏五〇度から一五〇度程度の範囲であるとされている。

石油の移動と貯留 石油は、生成された場所にとどまっているとは限らない。地圧によって、石油は、周囲の多孔質の岩石の中を移動することがある。

石油が移動する際には、水や天然ガスが一緒に流れ出ることが多い。

石油は、移動してきた先で、不透水層に覆われた多孔質の岩石の中に貯留されることがある。

石油を貯留している岩石を貯留岩といい、貯留岩の上を覆う不透水層を帽岩という。

石油は、貯留岩の中で、水や天然ガスと共に存在することが多い。

石油の探鉱 石油を探すことを探鉱という。探鉱には、地質調査、物理探鉱、試掘などがある。

地質調査では、地表の地層の様子を調べて、石油が存在しそうな地域を選ぶ。

物理探鉱には、地震探鉱、重力探鉱、磁気探鉱などがあり、地下の構造を調べる。

試掘は、実際に井戸を掘って石油の有無を確かめる作業で、探鉱の最終段階である。

石油の埋蔵量 石油の埋蔵量は、確認埋蔵量、確認可採埋蔵量、推定埋蔵量などに分けられる。

確認埋蔵量は、すでに掘削されて、石油の存在が確実な量をいう。

確認可採埋蔵量は、確認埋蔵量のうち、現在の技術と経済性で採掘できる量をいう。

推定埋蔵量は、地質調査などから推定される量をいう。

石油の精製 原油は、そのままでは燃料としてあまり使われない。

原油を精製して、ガソリン、灯油、軽油、重油、潤滑油などの製品を作る。

精製の方法には、蒸留、分解、改質などがある。

石油の輸送 石油は、パイプライン、タンカー、タンクローリーなどで輸送される。

パイプラインは、陸上や海底に敷設され、油田から精油所や積出港まで原油を送る。

タンカーは、原油や石油製品を大量に運ぶ船舶である。

石油の貯蔵 石油は、タンクに貯蔵される。

タンクには、浮屋根式タンクや固定屋根式タンクなどがある。

石油の利用 石油は、燃料として広く利用されるほか、化学工業の原料としても重要である。

ガソリンは自動車の燃料、灯油は暖房や照明、軽油はディーゼル機関の燃料、重油は工場のボイラーや船舶の燃料として使われる。

石油の歴史 石油は、古くから知られていた。

日本では、明治初年に新潟県で採油されたのが最初である。

アメリカでは、一八五九年にペンシルベニア州で近代的な油井が掘られた。

石油の埋蔵量と生産量 石油の確認埋蔵量は、地域によって大きく異なる。

中東地域が世界の埋蔵量の約半分を占めている。

生産量では、アメリカ合衆国、ロシア、中東諸国などが上位を占めている。

石油の消費 石油の消費は、工業の発展とともに増大してきた。

特に、自動車の普及や、石油化学工業の発展が、消費の増大を促した。

石油と環境 石油の利用は、大気汚染や地球温暖化などの環境問題と深くかかわっている。

硫黄酸化物や窒素酸化物による大気汚染、二酸化炭素による地球温暖化などが問題とされている。

石油の将来 石油は、埋蔵量に限りがあるため、将来的には枯渇するおそれがあるとされる。

代替エネルギーの開発や、省エネルギーの推進が課題となっている。

石油危機 [世界の現状] 原油は産油国の政治的な思惑や、国際石油資本（メジャー）の戦略などによって、価格が大きく変動することがある。一九七三年の第四次中東戦争（第四次中東戦争）の際には、アラブ石油輸出国機構（OAPEC）が原油の生産削減と価格の大幅引上げを決定し、世界経済に大きな影響を与えた。これを第一次石油危機という。

一九七九年のイラン革命の際にも、原油価格が大幅に引き上げられ、第二次石油危機が発生した。

一九八〇年代後半には、原油価格は比較的安定していたが、一九九〇年のイラクによるクウェート侵攻（湾岸危機）の際には、原油価格が一時的に高騰した。

一九九〇年代後半には、アジア諸国の経済成長や、アメリカ合衆国の景気回復などを背景に、原油価格は再び上昇傾向を示した。

石油の生成 石油の生成については、古くから多くの学説が唱えられてきたが、現在では、有機成因説が広く支持されている。

有機成因説によれば、石油は、海底に堆積した動植物の遺骸が、長い年月の間に、バクテリアの作用や、地圧・地熱などの影響を受けて変質することによって生成されたものであるとされる。

石油が生成されるためには、まず、石油のもとになる有機物を多量に含む堆積物が必要である。このような堆積物は、陸地から遠く離れた浅い海底で、酸素の少ない還元的な環境のもとで堆積することが多いとされている。

石油の生成には、バクテリアの作用が重要な役割を果たしたと考えられている。バクテリアは、堆積物中の有機物を分解して、メタンガスなどを発生させる。

石油の生成には、地圧と地熱も重要な役割を果たしたと考えられている。堆積物が厚く積もると、下層ほど大きな圧力と高い温度を受けることになる。

石油の生成に適した温度は、摂氏五〇度から一五〇度程度の範囲であるとされている。

石油の移動と貯留 石油は、生成された場所にとどまっているとは限らない。地圧によって、石油は、周囲の多孔質の岩石の中を移動することがある。

石油が移動する際には、水や天然ガスが一緒に流れ出ることが多い。

石油は、移動してきた先で、不透水層に覆われた多孔質の岩石の中に貯留されることがある。

石油を貯留している岩石を貯留岩といい、貯留岩の上を覆う不透水層を帽岩という。

石油は、貯留岩の中で、水や天然ガスと共に存在することが多い。

石油の探鉱 石油を探すことを探鉱という。探鉱には、地質調査、物理探鉱、試掘などがある。

地質調査では、地表の地層の様子を調べて、石油が存在しそうな地域を選ぶ。

物理探鉱には、地震探鉱、重力探鉱、磁気探鉱などがあり、地下の構造を調べる。

試掘は、実際に井戸を掘って石油の有無を確かめる作業で、探鉱の最終段階である。

石油の埋蔵量 石油の埋蔵量は、確認埋蔵量、確認可採埋蔵量、推定埋蔵量などに分けられる。

確認埋蔵量は、すでに掘削されて、石油の存在が確実な量をいう。

確認可採埋蔵量は、確認埋蔵量のうち、現在の技術と経済性で採掘できる量をいう。

推定埋蔵量は、地質調査などから推定される量をいう。

石油の精製 原油は、そのままでは燃料としてあまり使われない。

原油を精製して、ガソリン、灯油、軽油、重油、潤滑油などの製品を作る。

精製の方法には、蒸留、分解、改質などがある。

石油の輸送 石油は、パイプライン、タンカー、タンクローリーなどで輸送される。

パイプラインは、陸上や海底に敷設され、油田から精油所や積出港まで原油を送る。

タンカーは、原油や石油製品を大量に運ぶ船舶である。

石油の貯蔵 石油は、タンクに貯蔵される。

タンクには、浮屋根式タンクや固定屋根式タンクなどがある。

石油の利用 石油は、燃料として広く利用されるほか、化学工業の原料としても重要である。

ガソリンは自動車の燃料、灯油は暖房や照明、軽油はディーゼル機関の燃料、重油は工場のボイラーや船舶の燃料として使われる。

石油の歴史 石油は、古くから知られていた。

日本では、明治初年に新潟県で採油されたのが最初である。

アメリカでは、一八五九年にペンシルベニア州で近代的な油井が掘られた。

石油の埋蔵量と生産量 石油の確認埋蔵量は、地域によって大きく異なる。

中東地域が世界の埋蔵量の約半分を占めている。

生産量では、アメリカ合衆国、ロシア、中東諸国などが上位を占めている。

石油の消費 石油の消費は、工業の発展とともに増大してきた。

特に、自動車の普及や、石油化学工業の発展が、消費の増大を促した。

石油と環境 石油の利用は、大気汚染や地球温暖化などの環境問題と深くかかわっている。

硫黄酸化物や窒素酸化物による大気汚染、二酸化炭素による地球温暖化などが問題とされている。

石油の将来 石油は、埋蔵量に限りがあるため、将来的には枯渇するおそれがあるとされる。

代替エネルギーの開発や、省エネルギーの推進が課題となっている。

石油危機 [世界の現状] 原油は産油国の政治的な思惑や、国際石油資本（メジャー）の戦略などによって、価格が大きく変動することがある。一九七三年の第四次中東戦争（第四次中東戦争）の際には、アラブ石油輸出国機構（OAPEC）が原油の生産削減と価格の大幅引上げを決定し、世界経済に大きな影響を与えた。これを第一次石油危機という。

一九七九年のイラン革命の際にも、原油価格が大幅に引き上げられ、第二次石油危機が発生した。

一九八〇年代後半には、原油価格は比較的安定していたが、一九九〇年のイラクによるクウェート侵攻（湾岸危機）の際には、原油価格が一時的に高騰した。

一九九〇年代後半には、アジア諸国の経済成長や、アメリカ合衆国の景気回復などを背景に、原油価格は再び上昇傾向を示した。

石油の生成 石油の生成については、古くから多くの学説が唱えられてきたが、現在では、有機成因説が広く支持されている。

有機成因説によれば、石油は、海底に堆積した動植物の遺骸が、長い年月の間に、バクテリアの作用や、地圧・地熱などの影響を受けて変質することによって生成されたものであるとされる。

石油が生成されるためには、まず、石油のもとになる有機物を多量に含む堆積物が必要である。このような堆積物は、陸地から遠く離れた浅い海底で、酸素の少ない還元的な環境のもとで堆積することが多いとされている。

石油の生成には、バクテリアの作用が重要な役割を果たしたと考えられている。バクテリアは、堆積物中の有機物を分解して、メタンガスなどを発生させる。

石油の生成には、地圧と地熱も重要な役割を果たしたと考えられている。堆積物が厚く積もると、下層ほど大きな圧力と高い温度を受けることになる。

石油の生成に適した温度は、摂氏五〇度から一五〇度程度の範囲であるとされている。

石油の移動と貯留 石油は、生成された場所にとどまっているとは限らない。地圧によって、石油は、周囲の多孔質の岩石の中を移動することがある。

石油が移動する際には、水や天然ガスが一緒に流れ出ることが多い。

石油は、移動してきた先で、不透水層に覆われた多孔質の岩石の中に貯留されることがある。

石油を貯留している岩石を貯留岩といい、貯留岩の上を覆う不透水層を帽岩という。

石油は、貯留岩の中で、水や天然ガスと共に存在することが多い。

石油の探鉱 石油を探すことを探鉱という。探鉱には、地質調査、物理探鉱、試掘などがある。

地質調査では、地表の地層の様子を調べて、石油が存在しそうな地域を選ぶ。

物理探鉱には、地震探鉱、重力探鉱、磁気探鉱などがあり、地下の構造を調べる。

試掘は、実際に井戸を掘って石油の有無を確かめる作業で、探鉱の最終段階である。

石油の埋蔵量 石油の埋蔵量は、確認埋蔵量、確認可採埋蔵量、推定埋蔵量などに分けられる。

確認埋蔵量は、すでに掘削されて、石油の存在が確実な量をいう。

確認可採埋蔵量は、確認埋蔵量のうち、現在の技術と経済性で採掘できる量をいう。

推定埋蔵量は、地質調査などから推定される量をいう。

石油の精製 原油は、そのままでは燃料としてあまり使われない。

原油を精製して、ガソリン、灯油、軽油、重油、潤滑油などの製品を作る。

精製の方法には、蒸留、分解、改質などがある。

石油の輸送 石油は、パイプライン、タンカー、タンクローリーなどで輸送される。

パイプラインは、陸上や海底に敷設され、油田から精油所や積出港まで原油を送る。

タンカーは、原油や石油製品を大量に運ぶ船舶である。

石油の貯蔵 石油は、タンクに貯蔵される。

タンクには、浮屋根式タンクや固定屋根式タンクなどがある。

石油の利用 石油は、燃料として広く利用されるほか、化学工業の原料としても重要である。

ガソリンは自動車の燃料、灯油は暖房や照明、軽油はディーゼル機関の燃料、重油は工場のボイラーや船舶の燃料として使われる。

石油の歴史 石油は、古くから知られていた。

日本では、明治初年に新潟県で採油されたのが最初である。

アメリカでは、一八五九年にペンシルベニア州で近代的な油井が掘られた。

石油の埋蔵量と生産量 石油の確認埋蔵量は、地域によって大きく異なる。

中東地域が世界の埋蔵量の約半分を占めている。

生産量では、アメリカ合衆国、ロシア、中東諸国などが上位を占めている。

石油の消費 石油の消費は、工業の発展とともに増大してきた。

特に、自動車の普及や、石油化学工業の発展が、消費の増大を促した。

石油と環境 石油の利用は、大気汚染や地球温暖化などの環境問題と深くかかわっている。

硫黄酸化物や窒素酸化物による大気汚染、二酸化炭素による地球温暖化などが問題とされている。

石油の将来 石油は、埋蔵量に限りがあるため、将来的には枯渇するおそれがあるとされる。

代替エネルギーの開発や、省エネルギーの推進が課題となっている。

石油危機 [世界の現状] 原油は産油国の政治的な思惑や、国際石油資本（メジャー）の戦略などによって、価格が大きく変動することがある。一九七三年の第四次中東戦争（第四次中東戦争）の際には、アラブ石油輸出国機構（OAPEC）が原油の生産削減と価格の大幅引上げを決定し、世界経済に大きな影響を与えた。これを第一次石油危機という。

一九七九年のイラン革命の際にも、原油価格が大幅に引き上げられ、第二次石油危機が発生した。

一九八〇年代後半には、原油価格は比較的安定していたが、一九九〇年のイラクによるクウェート侵攻（湾岸危機）の際には、原油価格が一時的に高騰した。

一九九〇年代後半には、アジア諸国の経済成長や、アメリカ合衆国の景気回復などを背景に、原油価格は再び上昇傾向を示した。

石油の生成 石油の生成については、古くから多くの学説が唱えられてきたが、現在では、有機成因説が広く支持されている。

有機成因説によれば、石油は、海底に堆積した動植物の遺骸が、長い年月の間に、バクテリアの作用や、地圧・地熱などの影響を受けて変質することによって生成されたものであるとされる。

石油が生成されるためには、まず、石油のもとになる有機物を多量に含む堆積物が必要である。このような堆積物は、陸地から遠く離れた浅い海底で、酸素の少ない還元的な環境のもとで堆積することが多いとされている。

石油の生成には、バクテリアの作用が重要な役割を果たしたと考えられている。バクテリアは、堆積物中の有機物を分解して、メタンガスなどを発生させる。

石油の生成には、地圧と地熱も重要な役割を果たしたと考えられている。堆積物が厚く積もると、下層ほど大きな圧力と高い温度を受けることになる。

石油の生成に適した温度は、摂氏五〇度から一五〇度程度の範囲であるとされている。

石油の移動と貯留 石油は、生成された場所にとどまっているとは限らない。地圧によって、石油は、周囲の多孔質の岩石の中を移動することがある。

石油が移動する際には、水や天然ガスが一緒に流れ出ることが多い。

石油は、移動してきた先で、不透水層に覆われた多孔質の岩石の中に貯留されることがある。

石油を貯留している岩石を貯留岩といい、貯留岩の上を覆う不透水層を帽岩という。

石油は、貯留岩の中で、水や天然ガスと共に存在することが多い。

石油の探鉱 石油を探すことを探鉱という。探鉱には、地質調査、物理探鉱、試掘などがある。

地質調査では、地表の地層の様子を調べて、石油が存在しそうな地域を選ぶ。

物理探鉱には、地震探鉱、重力探鉱、磁気探鉱などがあり、地下の構造を調べる。

試掘は、実際に井戸を掘って石油の有無を確かめる作業で、探鉱の最終段階である。

石油の埋蔵量 石油の埋蔵量は、確認埋蔵量、確認可採埋蔵量、推定埋蔵量などに分けられる。

確認埋蔵量は、すでに掘削されて、石油の存在が確実な量をいう。

確認可採埋蔵量は、確認埋蔵量のうち、現在の技術と経済性で採掘できる量をいう。

推定埋蔵量は、地質調査などから推定される量をいう。

石油の精製 原油は、そのままでは燃料としてあまり使われない。

原油を精製して、ガソリン、灯油、軽油、重油、潤滑油などの製品を作る。

精製の方法には、蒸留、分解、改質などがある。

石油の輸送 石油は、パイプライン、タンカー、タンクローリーなどで輸送される。

パイプラインは、陸上や海底に敷設され、油田から精油所や積出港まで原油を送る。

タンカーは、原油や石油製品を大量に運ぶ船舶である。

石油の貯蔵 石油は、タンクに貯蔵される。

タンクには、浮屋根式タンクや固定屋根式タンクなどがある。

石油の利用 石油は、燃料として広く利用されるほか、化学工業の原料としても重要である。

ガソリンは自動車の燃料、灯油は暖房や照明、軽油はディーゼル機関の燃料、重油は工場のボイラーや船舶の燃料として使われる。

石油の歴史 石油は、古くから知られていた。

日本では、明治初年に新潟県で採油されたのが最初である。

アメリカでは、一八五九年にペンシルベニア州で近代的な油井が掘られた。

石油の埋蔵量と生産量 石油の確認埋蔵量は、地域によって大きく異なる。

中東地域が世界の埋蔵量の約半分を占めている。

生産量では、アメリカ合衆国、ロシア、中東諸国などが上位を占めている。

石油の消費 石油の消費は、工業の発展とともに増大してきた。

特に、自動車の普及や、石油化学工業の発展が、消費の増大を促した。

石油と環境 石油の利用は、大気汚染や地球温暖化などの環境問題と深くかかわっている。

硫黄酸化物や窒素酸化物による大気汚染、二酸化炭素による地球温暖化などが問題とされている。

石油の将来 石油は、埋蔵量に限りがあるため、将来的には枯渇するおそれがあるとされる。

代替エネルギーの開発や、省エネルギーの推進が課題となっている。

ゐる事實に徴しても容易に看取し得る所である。**參考書** 社會經濟大系。日本石油史。(高橋龜吉)

赤化運動 從來は怪雜なる社會主義運動を一般に指稱したが現在では共產主義的革命運動を指稱するものの如くである。しかしながらそれが一般的な一定のプログラムに從ふ長期の繼續的な運動を云ふか又は特殊なタクテイクの下に行はれる比較的短期な斷續的なそれを呼ぶか、國外的な運動を指すか國內的なそれを呼ぶかを嚴密に區別するに至ると、必ずしも用語に一定の內容のあるわけでなく、寧ろ漫然反資本主義運動を云ふのが通例である。斯くて赤化運動なる語は社會主義の種々なる怪雜物を包含するのであるが、一切の改良主義的社會主義運動と革命的共產主義運動とは嚴然區別されねばならない。前者は宗教的であり平和的でありブルジョア的であるに對して、後者は科學的であり戰鬪的でありプロレタリア的であることを要求する點に於て兩者は根本的に相違する。前者の意味に於ける運動及運動史は社會主義運動及び共產主義運動史に就いて、後者の意味に於ける運動及運動史は共產主義運動及び其運動史並に日本×××に就いて詳述せられる。從つて玆では單に革命的共產主義としての赤化運動の意味、性質、組織及び方法等に就いて一般的に記述せられる。赤化運動はプロレタリアートの完全なる獨裁を目標とする世界革命運動である。そのイデオロギーはマルクス・エンゲルスの教義と完全に一致し、その革命鬪爭はプロレタリアの大衆的實踐の凡ゆる形態を適用しつつ遂行せられるプロレタリアート獨裁の爲の理論的及び實踐的革命鬪爭である。斯の如きプロレタリア的革命主義は帝國主義國家に於ける一切の社會民主主義的改良主義、マクドナルディズム、協同組合社會主義、ギルド社會主義、オーストリア・マルキシズム、無政府主義、革命的サンジカリズム、フエビアニズム、勞働貴族主義等々、及び帝國主義諸國の從屬國、植民地、半植民地に於ける孫逸仙主義、ガンデイ主義、ガルヴイズム等々の諸潮流と對抗し根本的に區別せられる。革命的共產主義運動は廣汎に組織的に實踐的に遂行せられることによつて奏功する。從つて此の運動はマルクス主義の革命的理論に依據し、階級の一般的な且つ永續的な利益を代表しつつプロレタリア的諸原則、プロレタリア的意志、プロレタリアの革命的實踐の一致を體現する中央集權的前衞黨の存在を豫想する。前衞黨はプロレタリア獨裁の獲得といふ歷史的任務の遂行の爲めの決定的プログラムと、それによつて規定せられ且つ革命的情勢によつて條件づけられるタクテイクの下に其の鬪爭を遂行する。此のプログラム及びタクテイクは其の一般勞働者、勞働組合、プロレタリアートの廣汎なる大衆的組織、都市及び農村の貧民大衆、インテリゲンチアの下層、小ブルジョア層、農業勞働者、貧農及び農民の中間層に對する對策、植民地、半植民地の勞働者及び民族革命運動に對する對策、帝國主義的資本主義諸國內の植民地問題、勞働問題、農民問題、政治問題等々に對する對策、帝國主義戰爭の危機に對する鬪爭の組織的準備對策及び以上に伴うスローガン提出等々を決定する。總じて革命的共產主義運動は其目標たるプロレタリアートの完全なる獨裁を實現する爲に、對外的に對內的に及理論的に最も果敢にして執拗なる大衆組織的革命的鬪爭を遂行する。赤化運動の目的は、現代の社會制度の積極的否定でありプロレタリアートの權力の樹立である。**參考書** Programme der Kommunistische Internationale, 1929. (東井金平)

セットルメント (Settlement) セツトルメントの言を借りるならば「セットルメント運動は上層階級の植民の一種であり、貧しき近隣に形成され、個人的觀察によつて地方的事情を知ること及び救助の必要なる場合に救助を與へると云ふ二重の目的を有してゐる」のである。バーネットの言葉に依れば「セットルメントはその目的として相互の接近を作り、個人的感化を通じて働き、人間的接觸に努める」細民地區に於ける事業であること、個人的接觸によること、近隣の精神的及び物質的生活の向上を圖ること等が根本的の樣相である。この上に宗教的立場によつて經營せられるものは宗教的施設を重じ、教育的立場を有するものはこれを力說する。最初のセツトルメントは、一八八四年三月十日東ロンドンのホワイトチヤペルに設けられたトインビー・ホールである。これはセツトルメントの母と呼ばれ、全世界に於けるセツトルメント運動の先驅となつたものである。イギリスに於ては、同年にオツクスフオード館、一八八七年の女子大學セツトルメント、一八九〇年のマンスフイールド館などが設立され、アメリカに於ては、一八八六年スタントン・コイトによる近隣組合(この命名は後になされた)、一八八九年のフアイン女史の女子大學セツトルメント、同年のジエイン・アダムス女史のハル・ハウス、同年のマックスウエル館などが設立された。我國に於ては、明治三十年(一八九七年)三月一日開館せられた片山潛氏のキングスレー館、四十一年開設の救世軍社會植民館が初期に屬するものであるが、現存してゐるものでは、明治四十四年八月開館の大森アニ子夫人の有隣園が最も長き歷史を有し、幼稚園、兒童遊園、兒童圖書館、兒童クラブ、夜學校、英語塾、土曜日會等が組織されてゐる。大阪愛染園は大正六年の設立にかかり、大阪方面の斯業の先驅をなした。歐洲大戰の結果たる物價騰貴に伴つた米騷動と勞働爭議の頻發に刺戟されてセツトルメントの運動は急速に發達したが、神戶の賀川豐彥氏のイエス團、東京のマハヤナ學園(大正八年)、長谷川良信氏の市立市民館(十年現在北市民館)、東京の慈光學園(十年)、東京善隣館(十一年協調會經營、震災に燒失)、東京交隣園(十二年東京府社會事業協會經營)等がそれに續き、關東震災後は急激に增設せられた。主要なる我國のセツトルメントを揭げれば次の通りである。東京有隣園(淀橋町柏木大森安仁子)、マハヤナ學園(西巢鴨町長谷川良信)、親隣館(芝區榮町一〇ミス・マクドナルド)、小石川學園(小石川表町淨土宗報恩明照會)、愛國婦人會隣保館(本所外手町愛國婦人會)、本所基督敎產業靑年會(本所松倉町賀川豐彥)、救世軍社會植民館(本所柳島救世軍)、帝大セツトルメント(本所柳島末弘巖太郎)、大井隣保館(大井町鎧ケ淵東京府社會事業協會)、王子隣保館(王子堀町同上)、交隣園(南千住同上)、日暮里愛隣園(日暮里金杉カナダ・メソヂスト・ミツシヨン)、慈光學園(南千住三の輪岩野眞雄)、大阪北市民館(北區天神橋六丁目大阪市)、天王寺市民館(天王寺區下寺町三同上)、港市民館(港區同上)、淀川善隣館(東淀川區本庄アメリカボード)、光德寺善隣館(東淀川區中津佐伯祐正)、四貫島セツトルメント(此花區四貫島吉田源治郎)、愛染園(南區下寺町富田泉吉)、ミード社會館東淀川區十三ベプテスト・ミツシヨン)。**參考書** 大林宗嗣、セツツルメントの研究。Picht, Toynbee Hall und Englische Settlement-Bewegung (Toynbee Hall and English Settlement Movement, Translated by Corwell). Burnett, Practicable Socialism. Addams, Twenty Years at Hull-House. Woods and Kennedy, Settlement Horizon. (松澤榮人)

錢屋五兵衛 新興ブルジョア、本名を彌吉郎と云ひ、加賀石川郡に生る。入りて清水屋の養子となる。清水屋の錢屋と云ふはその家業金錢兩替屋たるを以てである。彌吉郎家を繼ぐに及んで船商となり南部、津輕、松浦、函館、江刺の地に廻航して商利を營んだ。加賀藩松前產干鰯買入れの禁を解くの時最も巨利を得た。その藩用達の列に入るを得たるは此以後である。天保凶歉の候飢民救助、藩用調達の名を以て藩より大船二隻の貸下を得、外藩交易の特權を得るや加賀藩用船と號して居地金石を築港し、全國各地の港津に廻航出入して巨利を收め屈指の豪家となつた。後ち窮民救助、殖產興利を名としてその近隣の河北潟埋立を企圖し嘉永初年その工事に着手した。然るに偶まその基礎工事に使用せる石灰の爲め魚族の斃死するもの多く加ふるに惡疫流行せるより沿岸漁民怨嗟の聲漸く激しく讒訴怨詛を接するに至る。落先に大船を建造して幕府の禁に觸るるあり、五兵衛の借上げ巨額となるあり、今ま此の衆民の悲訴あるに及んで好機とし終に事實湮滅の目的を以てその一族關係者を逮捕し諸記錄帳を押收し儲蓄什具を封鎖した。五兵衛は糺問の至らざるの先嘉永五年十一月獄死し、その一族關係者はそれ〴〵處斷せられた。加賀藩は延寶以後漸く財政窮乏し、落札の發行棄損、借上、借知、相續き天保年間に至つて江戶、大阪、領內の借金の年賦償還額その物成高の三分の一に達した。五兵衛は幕末の各藩一般に觸られる現象であるが、加賀藩と五兵衛との間に在つても此の關係は免れなかつた。蓋し五兵衛はその「金爭ひ」の敗者だつたのであり、その悲慘なる獄死はその結果だつたのである。**參考書** 金澤陸義猶所稿、高澤稅賦考。近藤芳樹、日本商業志。內田銀藏、日本經濟史。(東井金平)

ゼノン (Zēnōn) (一) エレアの (of Elea)、希臘哲學者、紀元前四九〇年頃生る。パルメニデスの門弟で、師の「有論」を辯護した。パルメニデスの反對者は世界を常住と見ることから起る背理を指摘したが、ゼノンによれば、我々の感覺的認識に從つて世界を多と見、動くとするは更に甚しき背理である。彼はかく感覺的認識を排棄するために理性の間接的證明法を用ゐた。(甲)雜動の辯。(イ)、甲點を通過せねばならぬ、この點を通る爲にはその中心點を通過せねばならぬ、こて甲とこれとの中心を通る必要がある、かくて無限の點を通らねばならぬ。無限數の點を通ることは有限時間ではなし得ない。(ロ)、アキレスが一步先きに出た龜を追ひ越すことは不可能である。彼がまづ龜に及ばん爲には先づ彼が出發した時龜がゐた所に達せねばならぬ、この時龜は既に若干先へ行つてゐる、故に彼は如何に前進するも龜に及ばない。(ハ)飛矢は不動である。時間の最小單位は不可分である、不可分な時點に於て運動は無限小從つて休止である。飛矢は第一時點でも第二時點でも不動、かくて凡ての時點に於て不動である。(乙)雜多の辯。(イ)多なるものありとすればそれは數に於て有限であると共に無限である。多數の單元集りて一體をなすとすればその都度單元は有るだけ有り有限である、併しまた二つのものが區別されるのはその間に常に他物があるからである、かくてそれらと他物との間には亦他物がなければならぬ、故に無限である。(ロ)多なるもの有りとすれば多よりなる全體は無限小であると共に無限大である。多の單位は第一に分量なき不可分のものである、僅少にても分量あらば不可分に非ず、從つて單位ではない。分量なきものはこれを集めるも分量あるものとはならない、故に單位の集合たる全體は無限小である。若し何ものかが有ればこれを構成する部分は無限に分割され、各々は若干の分量を有する。かくて部分が少しにしても分量を有すれば、それの無限數の集合としての全體は無限大となる。等々。かくして彼はアリストテレスによつて辯證法の父と呼ばれた。

(二) キプロスの (of Cyprus)、紀元前三四〇年頃生る。ストア學派の創設者。プラトン、クセノフオンを通じてソクラテスの理想を慕つた。その哲學は安心立命を目的とする實踐的倫理學である。頑悶なき哲人生活を理想とする嚴格主義であつた。著書は斷片のみが殘つてゐる。(三) シドンの (of Sidon)、紀元前一五〇年頃に生る。エピクロス學徒。(ロ) タルソスの (of Tarsos)、ストア派の哲學者。(三木清)

ゼムスツヴオ (Zemstvo) ロシアの地方自治團體のことを云ふ。一八六一年の農奴解放が實行されて間もない一八六四年に作られたものであつて、町の外の住民が選擧によつて作つた自治制度である。それの存在する州の住民中一二五—八〇〇デシヤチン (一デシヤチンは約日本の一町

一段四畝八歩）以上の土地を有する者は完全な選擧權を有し、一、六〇〇磅以上の家屋、工場等を有する者も之に同じ。それ以下の者並に一般農民は選擧權に制限を受けた。會合は一年に一回開かれ、統領と補佐とを選んで執行機關とした。一八七〇年に至りゼムスツウオは都市にも施行せられ、財産額に據る制限選擧により、代表者が出された。議事は地方的事項、例へば地方公共敎育、公衆衞生、共濟的火災保險、道路、農業經營等が取扱はれた。然るに一八九〇年、九二年の法律により、內務大臣及び縣知事はゼムスツウオに干涉をなし得ることになさしめ、その結果御用議員が多くなつて百姓代表は少くなつた。更にニコラス二世治下に至り、ゼムスツウオの豫算に制限を加へることとなり、愈々不自由となつた。然しそれにも拘はらず、ゼムスツウオは能ふ限りの活躍をなし、經濟的には地方經濟事情の調査發表に努め、政治的にはアジア的專制主義に對する歷然たる一敵國を築き上げ、革命運動の起る場合には常に地方參民、勞働者の集會の中心をなし、期せずして民衆の利益を代表した。一九一七年三月の革命成るや全國のゼムスツウオ評議會の代表リヴーフが擧げられて臨時政府の首班に列したが如き、這般の消息を傳へて遺憾はない。ロシアに今日、全國的サヴェート網の發達してゐるのも一つには農奴解放より革命までにゼムスツウオが廣く普及してゐた餘惠であるとも見られる。**參考書** (G. Alexinsky, Modern Russia, 1913. M. Ikring, The Russian People, 1911.（嘉治隆一）

セメント業 (Cement Industry)〔概觀〕セメントには天然セメント、ポルトランドセメント、及びスラツグセメントの三種がある。天然セメントは一時非常な勢で發展したが產額に限りがあるのと、品質が人造の如く平均せぬ缺點がある爲め遂に市場から驅逐された。スラツグセメントは、熔鑛爐から出る鑛滓を混入して製造するもので、その凝結力は頗る强く、歐洲ではポルトランドセメントと相對立して、最近益々盛んになつて來た。併し普通セメントと呼ばれ、最も多く日常使用されて居るのは、ポルトランドセメント、卽ほち人造セメントである。ポルトランドセメントは、西紀一八二四年英國リーヅ市の煉瓦積職ジヨセフ・アスプヂン氏の發明に係るもので、爾來世界諸國に擴まり、土木事業界に一大革命を齎らした。これポルトランドセメントの原料が、石灰石、粘土、石膏、少量の鐵粉と云ふが如き、容易に多量に採取し得るが如き物質だからである。從つて各國共に其產出を見るが、中にも盛んなるは獨逸、米國、スウイスの諸國である。日本に於ては、明治四年內務省土木寮が深川淸住町にセメント製造工場を創設したのが濫觴である。明治十四年になつて淺野總一郎が之を借用し、十六年に政府から拂下げを受けて淺野工場と命名した。之が今日の淺野セメント會社の前身である。續いて十七年には山口縣小野田町の小野田セメント會社が製造を開始し、爾後斯業は益々盛大となり、明治中葉までは相當の輸入を見たが、大正時代に入りて特に急速の發展を遂げ、輸入品は全然驅逐され現在では却つて一年に二百萬樽以上の輸出を見るに至つた。〔我が**セメント界の現狀**〕昭和二年末期現在の重なるセメント會社には、淺野、小野田、東亞、電氣化學、三重、三河、帝國等の諸社がある。而して前記の十六社はセメント聯合會を造り、斯業をカルテル化し、操短、市價維持等を無遠慮に擅行して居る。しかしその生產の約半分は淺野に屬し、淺野が斯界を支配してゐると云つてよい。セメント聯合會加盟會社の所屬工場は昭和二年末現在にて三十一工場、其製造能力は年產二千三百六十萬樽、資本金一億八千五百餘萬圓に達して居る。尙ほ此外に目下建設工事中の新設會社一社、未加盟の會社數社あり。之を加ふると斯業の資本金は優に二億圓を突破し製造能力は二千五百萬樽を超える筈である。**參考書** 明治工業史化學工業篇。（高橋龜吉）

セラチ (Serrati, G. 1872—1926) イタリー社會黨の指導者の一人で機關紙「アバンチ」の編輯者。所謂チンメルワルド派の一人。第三インタナショナルの成立後社會黨赤之に加入する事となり（一八一九年十月）、翌年その第二回大會が二十一ケ條の加入條件を提げて黨內のツラチ (Turati) 一派の改良派の除名を迫るや、彼は二十一ケ條は承認するもその適用に當つては各國の歷史的具體的條件を參酌する必要がある、黨の腐淸は必要であるが大衆を失ふ事があつてはならぬとてそれに反對した。そこでボンバッチその他は脫黨してイタリー共產黨を造る事となつた（一九二一年）。一體セラチは上述の第二回大會にはイタリー代表者を率ゐ且つその常任委員會に屬してゐたのであるが既に農村問題、民族植民地問題、加入條件並びに第三インタの任務等に關する重大問題に關し大體ドイツ獨立黨の右派に近寄つてゐたのである。翌年ツラチ一派の妥協政策に關して遂に彼等を除名し、所謂マキシマリストを率ゐて卽時第三インタ加入の決議を爲し、黨內の腐淸をまつて共產黨との合同を期したが反對派ヴエラ一派の爲に敗れ加ふるに政府の彈壓は遂に之を失敗に終らしめた。一九二四年彼は第三インタに復歸し、自分は今迄プロレタリアの統一を計ると稱して實際はそれとは全然反對の運動に全力を擧げ、且つ確信を以て支持して來た、と語つてゐる。斯して彼の晩年は光榮あるプロレタリアートの戰士として終つてゐる。（橫川次郎）

セリグマン (Seligman, Edwin Robert Anderson 1861—) 一八六一年ニユー・ヨークに生る。コロンビア大學 (Columbia University) に入り、同七九年ハイデルベルヒ (Heidelberg)、ベルリン、パリ、ジエネヴア (Geneva) の諸大學に於て修業後國に歸り、八五年コロンビア大學の講師、八九年經濟學財政學の助敎授、九一年正敎授に就任。又一方アメリカ經濟學會 (American Economic Association) の創立者の一人として一九〇二年から同四年迄その會頭の職に在つた。住宅建築會社の會長 (President of Tenement-Home Building Company) 都市制度調査局の會頭 (President of Bureau of Municipal Reserch) 一八八六年以來 Political Science Quarterly の編輯を助け、その他の刊行に努力し、アメリカ經濟學界の進步に貢獻するところ極めて大なるものがあつた。彼の著書の中、累進課稅の理論と實際 (Progressive Taxation in Theory and Practice)、租稅の轉嫁と負擔 (Shifting and Incidence of Taxation)、租稅收入論 (The Income Tax)、租稅論考 (Essay in Taxation) 等は財政學に關するものであるが、その他に經濟學に關するものとしては、イギリス中世紀のギルドに關する二個の論證 (Two Chapters on the Mediæval Guild of England)、鐵道稅率と各州の商法 (Railway Tariffs and Interstate Commerce Law)、歷史の經濟的說明 (The Economic Interpretation of History)、經濟原論 (The Principle of Economics) 等がある。就中最後に揭げた經濟原論は、主としてドイツのシユモーラー (Schmoller) の編次を踏襲し、統計及び圖解の豐富なる點に於て出色してゐると云はれてゐる。（莊原達）

セルウオール (Thelwall, John) セルウオール（一七六四—一八三四）はイギリスの社會改良家として有名であるが、雄辯術の敎師としても知られてゐる。幼時父を失ひ母の意思に從つて父業を繼ぎ呉服商人たらんとしたが、彼の性質は此業に適せず、神學の研究を始む。後、辯護士となり、更に雜誌編輯者となる。此間フランス革命の影響を受け急進思想の持主となり政治方面に進出す。しかも其の思想的背景をなすものは社會改良主義であり、一七九〇年頃 Society of the Friends of the People に加入し、九二年にはトーマス・ハーデイ等の設立せる Corresponding Society の重要なる會員となり、政府の忌諱に觸れ、ハーデイ等と共に投獄せらる（一七九四）。一七九八年政治と關係を絕つブレコン市附近に農場を求め、靜養をなし、一八〇〇年雄辯學講師となつたが、此方面に於いて忽ち有名になり、一八〇九年には、一大家屋を入手して吃音匡正學校を設け吃音匡正に從事して大成功を收む。チヤールス・ラムが此學校を訪問してセルウオールの成功を歎び祈つたことは有名な話である。一八一八年より再び政治運動に加擔するに至つたが、主として議會改革に力を盡した。（八木澤眞次）

纖維工業〔**工業史に於ける纖維工業の位置**〕纖維工業とは、生糸、綿糸紡績、綿織物、絹織物、毛織物、麻織物等の紡織工業を云ふ。有の中生絲及び綿絲の如き半製品を編纂の外國貿易表によると、我纖維工業の總品目は百十四種に上つてゐる。纖維工業は、重工業に對して所謂輕工業に屬し、產業革命後現世紀の初頭まで世界の工業を支配してゐた。〔**我が纖維工業の現狀**〕我產業中、纖維工業は明治以來常に歷倒的な優位を占め來り、日露戰爭以降他工業の異常なる發達にも拘らず、尙ほ全工業生產額の五割（明治四十二年）から四割（最近）を占めてゐる。特にこれを外國貿易の點から觀れば、日淸戰爭前後より我輸出品中纖維工業品の占むる割合は五割を缺かず、最近（大正一〇—一四年平均）は實に七割三分餘を占めてゐる。かやうに纖維工業は我國民經濟の中樞を形成してゐるのである。いま、昭和元年に於ける纖維工業の生產總額の內容を見るに、總計二十八億七千二百萬圓强であつて、全工業生產額の四割を占めてゐる。此中生絲が七億九千三百萬圓（全工業生產額の一一%）で最高位を占め、綿絲紡績の六億六千萬圓（九%）、綿織物六億一千七百萬圓（九%）、絹織物二億五千萬圓、毛織物一億七千三百萬圓（二%）の順位であつて、生產額五億圓以上のものは全工業中に、生絲、綿絲紡績、綿織物の三種あるのみで、何れも纖維工業に屬する。而して纖維工業の使用職工總數は九十九萬八千四百四十七人（但職工五人以上使用の工場）に上り全職工數の五三%を占めてゐる。又其投資額は十億圓に對し全工業投資額三十億圓の三三%を占めてゐる。更にこれを貿易上より見るに、大正十年から昭和元年に至る平均に就て云へば全輸出額十六億九千萬圓の中纖維工業品は十二億四千萬圓を占め、其割合は全體の七割三分であつて、我輸出貿易にしてこれを除けば殆んど輸出なしと云へる狀況である。かくの如き一產業が輸出總額の七割以上を占むる事例は英米獨佛等の大資本主義國にも未だ曾て見ることの出來ない特異の現象である。然し乍ら飜つてこれを工業的な立場から見れば、外國の關稅保護政策のために鬪せられて、その發展程度未だ幼稚である。卽ち、その大部分を占めるものは絲纏品（半製品）であつて、且つ又その中の大部分を占むるものは生絲である。尤も此中綿絲關係の製品にあつては、逐年半製品から全製品に進化しつつある傾向を見逃してはならない。いま、我貿易の全輸出額に對する纖維工業の位地と、其の內容の推移、發展を數字によつて示せば左の如くである。

我が輸出貿易中纖維品の位地

內譯	明治二四—二八（百萬圓）	明治四四—大正四（百萬圓）	大正一〇—一四（百萬圓）
(A)纖維及同製品總計	五三	三四一	一、二四〇
繭及生絲類	四〇	一六七	六六三
其他絲纖類	一	六四	一一一
(B)以上合計	四一	二三二	七七五
(C)織物類及布帛製品合計	一二	一一〇	四六八

同上割合

輸出總計中(A)の割合	五一・六六%	五八・七三%	七三・三九%
纖維品輸出合計中(B)の割合	七五・八八	六七・八六	六二・三六
同上中(C)の割合	二四・一一	三二・一三	三七・六三

次に我が纖維工業品輸出の、世界分布狀況を一瞥するに

（以下括弧内の數字は昭和二年のそれで、單位は百萬圓）、絹織物に於いては歐洲（三三）、米國（一八）、英國（一七）、印度（一六）、カナダ（一五）。生絲に於ては米國（六九九）、佛國（三五）等が主なるものであり、綿織物に於いては支那（一二三）、印度（八六）、蘭印（四九）、アフリカ（三三）。綿絲には印度（二〇）、支那（九）等が主なるものである。而して概言すれば生絲は米國に依存し綿織物は支那印度に依存してゐる。近時東南洋に於ては我が綿織物は漸次マンチエスター品を驅逐して其地盤を獲得しつつある。

參考書 高橋龜吉、明治大正產業發達史。（高橋龜吉）

船員法 船員に關する法規としては商法中海商編第二章船員の部に船長の責任、海員の雇傭關係に關することを規定して居るが、更に船員法といふ特別法を設けて船員の權利義務を明確にし且之を取締らんとして居る。現行船員法は明治三十二年三月八日法律第四十七號として公布されたもので（一）總則、（二）船員手帖、（三）船長、（四）海員、（五）紀律、（六）罰則より成る。本法の適用を受くるは日本船舶の船員であつて但し湖川、港灣のみを航行する船舶又は總噸數二十噸未滿又は積石數二百石未滿の船舶及端舟其他艀艇のみを以て運轉し又は主として艀艇を以て運轉する舟には適用しない。船員は皆船舶官廳から船員手帖の交付を受け雇入期間中は船長に託して船長が保管することになつて居る。本法に付注意すべきは紀律に關する第三十六條の規定である。第三十六條、左ノ場合ニ於テハ船長ハ海員ヲ懲戒スルコトヲ得。（一）海員ガ上長ニ對シ營敬又ハ從順ノ道ヲ失ヒタルトキ。（二）海員ガ其職務ヲ怠リタルトキ。（三）海員ガ他ノ海員ノ職務執行ヲ妨ゲタルトキ。（四）海員ガ喧爭シタルトキ。（五）海員ガ船長ノ許可ヲ得ズシテ船舶ヲ去リタルトキ又ハ船長ガ指揮シタル時マデニ歸船セザリシトキ。（中略）（十）其他海員ガ船中ノ秩序ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキ。更に罰則として第六十二條の船長が懲戒を爲すに當り海員に助力を命じ海員が服しない時には禁錮又は罰金に處する旨の規定、第六十四條の海員が船長の許可を得ずして二十四時間以上船中に在らざるときの罰金刑及「第七十二條、海員ガ相驚與シテ左ノ行爲ヲ爲シタルトキハ各號ノ區別ニ依リテ處斷シ首魁ハ一等ヲ加フ。一、職務ニ服セズ又ハ上長ノ命令ニ服從セザルトキハ十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス。二、脫船シタルトキハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス、三、第六十九條（（註）上長毆打創傷ノ罪）ノ罪ヲ犯シタルトキハ各本條ノ例ニ照シ一等ヲ加フ」といふが如き條項の存在は船員の同盟罷業權を減却し船員を上長に絕對隷屬せしむるとの非難を免れ難い。（三輪壽壯）

前衞 （Avant-Garde, Vorhut, Arrièregarde） 本來は軍隊乃至艦隊の先陣を引受ける人、部隊或は艦船を意味する語であるが、轉じて階級戰の先驅として鬪爭の尖端に立つ分子を指稱するに至つた。通常共產黨を指すに用ひられる。前衞は階級戰の精銳分子として活動し大衆を率ゐる任務を有するものであるから、鬪爭の經驗に富み且つ最も明確なる階級意識を有し、從つて確乎たる目的意識を有するものでなくてはならぬ。如何に鬪爭の場面を縱巡つて來ても、階級戰の戰略戰術を適確に規定實行し臨機應變の處置をとる能力なきもの、或は實踐に則せざる理論に拘泥したり、一時的興奮に驅られて猪突猛進の暴擧に出るが如きものは前衞たるの資格なく、常に革命運動の全部を展望し、その前途を洞見し得るものたることを必須の條件とする。レニンは一九〇二年に著せる「何を爲すべきか」の中に於て、當時のロシアの政治的諸條件と運動の實情とに照して專心革命運動に獻身し得べき所謂職業的前衞の必要を力說した。彼は更に勞働者大衆の組織と前衞の組織とを論じて次の如く述べてゐる。「勞働者の組織は、第一に職業別でなくてはならぬ。第二に出來るだけ廣汎なものでなくてはならぬ。第三に出來るだけ秘密的ならざるものでなくてはならぬ」之に反して前衞の組織は、革命的行動を職業とする人々を主として包括するものでなくてはならぬ。かかる組織にあつては勞働者たると知識階級たるとの區別は毫も認められず、況んや職業的區別の如きは全く問題となり得ない。この組織は甚しく廣汎なるものたるを要しない。そして出來るだけ秘密的なものたるを要する一云々と。之はレニン自身が特に注意してゐるやうに、專制ロシアを目安とした規定であるから、或る程度まで所謂政治的自由の確立を見たる二三のヨーロッパ諸國に於ては自ら異るところあるべく、その政治的狀態の相違に從ひ、或は革命運動の進展の度の差異に應じて、多少の適應的變更は必要なりとするも、この規定は以つて前衞の任務と組織との一班を窺ふに足るであろう。前衞と大衆とは階級戰を押進め無產階級を解放する車の兩輪の如きものである。前衞は勿論大衆の信賴を得て之と密接なる聯繫を持つにあらざれば有效なる鬪爭を展開するを得ず、大衆はまた前衞の誤らざる指導なくしては徒らに自然成長的な原始的鬪爭に終始して有效なる解放戰を遂行することができない。從つて前衞はプロレタリア革命にとつては必要缺くべからざる存在であつて、ロシア革命の成功の如きも聰明なる前衞の業績であつたと言つても過言ではない。尙一般大衆に對しては前衞黨等の語がある。（益田豐彥）

選擧制度 （Wahlsystem, Système électoral） 現代立憲國の下院議員の選擧法を指導する原理は個人主義的人格主義である。それは國家を組成する各個人の市民的立場—階級的乃至職能的立場ではなくて—に着眼してこれを選擧に參加せしめ、これをして國會議員を指名せしめんとする。十九世紀においてこの人格主義の發展とともに選擧制度は

次第に完全なる近代的形態をとるに至つた。が、やがてこの人格主義が修正せられ、廢棄せられる時（その修正はすでに現代においても見られるが）、選擧制度もまたそれに應じてその形相を異にするであろう。（**選擧權**） 國會議員の選擧人たる地位を選擧權と云ふ。（一）一定の財產又は納稅、教育資格乃至は信仰を以て選擧權享有の要件とするを制限選擧制と云ひ、さうした要件、就中財產要件・納稅要件を認めぬ制度を普通選擧制と云ふ。人格主義が十分に認められなかつた時代には、諸國は概ね制限選擧制を採つたが、人格主義が認められるにつれて、普通選擧制が世界の通則となつた。（最初に普通選擧を實行したのは十八世紀末の北米合衆國諸州であるが、歐洲では一八四八年のフランスがその最初であつた）。而して普通選擧は當然に性的要件の撤廢を要請するから、現代の殆んど凡ての國は女子にも男子と同等に選擧權を與へてゐる。ただフランスその他ラテン系諸國及び日本ではまだ完全な女子選擧權を認めるに至つてゐない。（二）選擧制度において各選擧人の投票價値が平等なる場合、これを平等選擧制と云ひ、然らざる場合、これを不平等選擧制と云ふ。舊プロイセンで行はれたる等級選擧制や、ベルギイで最近まで行はれた複數投票制（le vote plural）（今日なほ英國に存する複數投票制—これを或は特に le vote multiple とも云ふ—もこれに屬する）は不平等選擧制の例である。不平等選擧制は眞の普通選擧制とは云ひ難いものであるから、現代諸國は何れも普通選擧と共に平等選擧の原則を認めてゐる。（三）選擧人たる資格はどの國でも選擧人名簿によつて公證する。人名簿に登錄された者のみが現實に選擧權を行使し得る。（四）選擧權の要件としては、通常一定の年齡（多くは成年）に達せること、その國籍を有つこと等が認められてゐる。一定期間の住居、敎育を要件としてゐる國もある。また精神的無能力者、破產者、犯罪人等は多く選擧權から除斥される。（**選擧區**） 選擧人團を決定する基礎たる地域を選擧區と云ふ。人格主義の結果、諸國は人口數に應じて全國を多數の選擧區に區分する例である。議員一名を選出する區を小選擧區と云ひ、議員二名以上を選出する區を大選擧區と云ふ。大選擧區制小選擧區制の利害得失については定論なく、諸國の實例も區々である。ただ比例代表制は大選擧區制を前提とするものであるから、比例代表制の普及は小選擧區制をして次第に少からしめる。選擧區の劃定については不公平なる選擧區劃定（Gerrymandering）—之れは又選擧區幾何學（Wahlkreisgeometrie）とも呼ばれる—を防ぐ爲に法律を以てこれを定めるのが通常である。（**被選資格**） 被選資格の要件は大體において選擧權のそれと同じである。ただ年齡要件は多少それより高いのを例とする。上院議員はどこでも下院議員を兼ねることは許されぬ。（**選擧手續**）（一）選擧人が直接に議員を選定するところとせられ（佛）、或は亦議員を含む特別な裁判所の管轄とせられる（獨）。（**少數代表法**） 從來の小選擧區制及び大選擧區連名投票制においては、結局各選擧區における絕對的又は相對的多數を占める政派のみが議員を選出し得るのであつて、少數派は議會において適當に代表されることが出來ぬ。この多數代表法の缺陷を補つて少數にも議會において代表者を與へようとするのがいはゆる少數代表法である。累積投票法、有限投票法、選減連記投票法及びわが國で明治三十三年以來行はれ、大正八年の改正で一旦廢止されたが大正十四年に又復活された大選擧區單名投票制等はこれに屬する。が、これらの方法はただ單に少數にも代表の機會を與へると云ふに止まり、どの程度において少數が代表せられるかは全く偶然に委ねられてゐる。從つて實際にあまり行はれてゐない。（**比例代表法**） 比例代表法も亦多數代表法の缺陷を補はんとするものであるが、少數代表法の如く偶然の支配を認めることなく、各政派に對してその得票數に正確に比例して議席を分配せんとするものである。かくすることによつて、國內の各種の政治的勢力を縮圖的に議會に反映せしめ、終局の決定權はこれを多數に與へつつも、討議し審議する機會はこれをすべての政派に與へ、以つて民主的參政を完全ならしめんとするのである。比例代表法には三百條の種類があるとのことであるが、その主なものは大體單記移讓式と名簿式の二種に區別せられ得る。前者は主として英國及びその諸自治領に行はれてゐるが、後者はこれに反して歐大陸で行はれてゐる。名簿式の中でもドイツの自働式と稱せられるものは、比例代表法中最も徹底せるものと考へられる。比例代表法は世界大戰前は、少數の小國で行はれたにすぎなかつたが、大戰後は殆んどすべての新憲法によつて採用せられるに至つた。併し英本國、佛、米等の大國は依然として多數代表法を固守してゐる。なほこれと關聯して、近時歐洲

の諸小國が小黨分立を防ぐ爲めに比例代表法・少數代表法を修正して人爲的に强大なる多數黨を成立せしめようと試みてゐる—それはつまり比例代表法の根本原理を否認するものに外ならぬが—などは注目に値ひする。**參考書** 森口多里、比例代表法の研究。同、憲政の理論と其運用。(F. Meyer, Das parlamentarische Wahlrecht. Stier-Somlo, Vom Parlamentarischen Wahlrecht in den Kulturstaaten der Welt. Ch. Benoist, La Crise de l'Etat moderne. (宮澤俊義)

全國學生聯合會 「日本學生社會科學聯合會」の項を見よ。

全國農民組合 〔成立經過〕 昭和三年に入つて農民戰線の統一に對する農民大衆の要望は熾烈を加へ、全日本農民組合同盟、全日本農民組合、中部日本農民組合の三團體の代表者は一月十九日、岐阜に會合して合同協議會を開いた。日本農民組合も亦この圈外に立つを欲せず、山上委員長の熱心な運動奏功してこれに參加することとなり、かくて三月十六・七日の兩日大阪に於ける日本農民組合、全日本農民組合、全日本農民組合同盟の三團體合同懇談會によつて六ケ條の基礎條件の申合をなし、更に四月五日前記三團體の外中部農民組合、日本農民組合總同盟の二團體を加へた正式協議會の成立を見るに至つたのである。然るに席上全日本農民組合同盟は前言を飜して合同せる新農民組合は農民を中心とした農民黨を組織すべしと主張した爲め折角の協議會は決裂に終つた。その後日本農民組合と全日本農民組合との間に一先づ兩組合のみの合同をなすべしとの議論が起り、數次の折衝の結果兩組合共各々その大會に於て合同案を可決し、遂に五月二十七日大阪中之島公會堂に合同大會を擧行し、ここに全國農民組合の生誕を告げたのである。日本農民組合第二次分裂の後一年有餘にして兩組合は再び同じ旗の下に統一さるるに至つた。綱領主張は舊日本農民組合及び舊全日本農民組合のものと大差ない。〔新運動方針〕(一)組合内部にあつては、(1)集中組織を確立して地方分權に墮せんとする傾向を打破し、然も地方の特殊事情を尊重して機械的統制の弊を避くること。(2)日常經濟鬪爭を激發すること。(3)農民組合を小作爭議の一時的機關に終らしむることなく、不斷の教育に依つて組合員の定着を計り、眞實の農民階級の組織たらしむること。(二)政治運動の領域に於ては、(1)耕作權確立運動。(2)自作農創定及び小作調停法に依る支配階級の欺瞞政策の暴露。(3)農民運動暴壓令撤廢の爲めの鬪爭。(4)政黨と組合との關係を規定す。(イ)一般的規定。(a)組合と政黨を截然と區別すべきこと。農民組合は主として農民大衆の經濟的利害の爲めの鬪爭機關であり、無産政黨は被壓迫民衆の政治的日常鬪爭の機關である。勿論この兩者は相倚り相扶けて無産階級運動を進展せしむるものであるが、兩者の組織任務の混合を避け截然と區別しなければならぬ。(b)農民組合の組織形態に依る政治鬪爭は、無産政黨の政治鬪爭と結合する事に依りて全無産階級的政治鬪爭となり得るのであるが、農民組合の政治鬪爭はその經濟鬪爭の發展の結果としての鬪爭であつて組合の立場よりする政治鬪爭には一定の限界任務が明かにされねばならぬ。(ロ)當面の規定。(a)無産政黨の合同に對しては之が促進に努力すること。(b)無産政黨の合同實現までは組合全體としては何れの無産政黨とも支持關係を結ばず、但し個人としては何れの無産政黨とも加入の自由を認む。(三)戰鬪的都市勞働者の運動に信賴し政治的にも經濟的にも日常鬪爭を通じて緊密なる連絡を保ち支配階級の農民と勞働者の分斷政策に抗爭すること。(四)金融資本家及び商工資本家の搾取に對抗する爲め協同組合運動に進出し(1)組織。(2)地主及び中農の組織し來つた現存産業組合内部に無産農民の指導權を確立すること。(五)地主との鬪爭力强大の爲めに全國農民團體の單一結成に努力すること。役員。委員長杉山元治郎、中央常任委員淺沼稻次郎、小岩井淨、前川正一、統制委員長山上武雄。全國農民組合の内部には勞農政治獲得同盟を支持するものと、日本大衆黨に屬する分子との間に絶えざる對立があり、加ふるに前後二回に亘る共産黨事件によつて組合幹部の檢擧されたるもの多く、組合の統制はかなり困難である。併し組合員はいづれも實戰によつて訓練されたもののみであるから、鬪爭力に於ては他の如何なる農民組合よりも優れてゐることは言ふ迄もない。昭和四年三月三・四・五の三日間大阪市に第二回大會を開き運動方針の大綱を決定した。本大會に於て特に注目すべきことは左翼の進出の甚しかつたことである。新役員。中央委員長杉山元治郎、統制委員長小岩井淨、常任委員前川正一、仁科雄一、吉岡八十一。(莊原達)

戰時經濟 (Economics of War. Kriegswirtschaft. Économique de la Guerre) 戰時經濟とは、言葉の一般的な用法に從へば、交戰中にある國に行はれる特殊の國民經濟を指すのであるが、それも現今においては特に這般の世界大戰時(一九一四—一八年)におけるそれに限られる場合が多い。しかし交戰國といつても、我國の如きは當時この特殊なる戰時經濟を行つたものとはいひ得ない。合衆國、支那、また同樣であり、戰爭の影響を蒙ることは固より甚大であるが、それは到底英・佛・獨・墺・露・伊等の比ではなく、後者はその全經濟が全く戰亂の渦中にあり、一切の經濟政策が悉く戰爭で非常狀態に適應せしめられたのである。それは、軍國經濟とも云ひ得たであろう。いま戰時經濟の何たるかを眞に說くには、まづこれら交戰諸國の各々における特殊なる經濟狀態とそれに對する經濟政策を仔細に點檢するはもとより、次でこれら諸國における觀察を綜合し、かくしてその特質を闡明すると同時に、戰前及び戰後の世界經濟に對する戰時特殊經濟の歷史的地位を考ぬべきでもあろうが、戰時經濟なる用語そのものはむしろただ交戰國の經濟狀態及びそれに對應する經濟政策の事實に限定するが至當であろう。しかし又戰時特殊經濟をその

構造乃至組織において觀察し、その構成なり組織なりを一般的に把握せんとする試みもあるが(岡本譯、ベシック・ローレンス「戰時經濟論」國家學會雜誌、第三十卷、五號)この方向においては、結局資本家的經濟を前提とする一つの特殊なる經濟政策論を構成することとなろう。ここでは前の見解によるが、ただ僅かにその一端として、英・佛・獨の戰時經濟狀態を瞥見するに止める。**〔ドイツ〕**その戰時經濟は聯合國側の封鎖政策の唯中にあつて莫大の軍事出費を行はねばならぬてふ特殊の窮狀の上に立つてゐたが、ドイツの軍國主義はかねてこの日のための財政金融並びに工業の動員政策に對して決してその用意を怠つてはゐなかつた。その戰時經濟は、通貨政策、財政政策、産業政策及び食料政策等から眺められる。ドイツが執つた戰時通貨政策の主なるものは貸付金庫の制度であるが、これについては同項下に詳しく、且つ又金融政策についてはドイツ貨幣制度の項を參照されよ。戰時財政の主要問題は軍事公債の募集であつたが、何ゆゑドイツが軍事費用を專ら公債に據つて增稅を避けたかといふに、それは既に一九一三年において多大の陸海軍擴張を行つてをり、その五億萬圓に上る巨額は直接財産への賦課金として開戰當時には未だ事實上徵收されず、その賦課金自身が既に國民に取つて一種の戰時負擔だつたからである。かくて軍事公債は一九一四年第一回より一九一八年まで九回募集され、その應募額は國庫債券をも含めて九六、九四四、四〇一、四〇〇マルクに達する。而してドイツの總戰費は實に一三九、三四二、三四二、〇〇〇マルクであつた。戰爭物發と同時に直接の打擊を蒙つたドイツの産業はまづ貿易と海運業とであつた。貿易並びに海運業の打擊は、同時に外國に仰ぐ食料品原料品の不足、及びそれに關聯する諸製造工業の困難を惹起する。特に當面の難問題は軍需品の製造である。これが對策としては、原料局が設置され、ドイツ電氣會社(A・E・G)社長ウオルター・ラテナウその長官となり、各種工業會社をこの目的のために急速に動員せしめた。最後にドイツ戰時經濟の重要項目として食料問題がある。ドイツは戰備の完成してゐた割合には食料問題の解決には可成の手落ちがあつた。その蔭にはプロシア大地主の策動があつたのであるが、ともかく政府がこの問題に着手し出したのは開戰後既に六ケ月の後であつた。これに對する主要方策は、穀價の騰貴に對するその最高價格の强制、小麥パンにライ麥や馬鈴薯を混ずる戰爭パンの制定、戰時穀物會社の設立、パン切符の强制等供給に對する政府の專賣的制度の設立、バンにおいても戰亂の物發とともに平時の經濟機關は殆んど崩壞に瀕した。株式取引所は閉鎖し、外國爲替は斷絶し、金融市場は極度の動搖を來し、産業の不安は高まつた。これに對しイギリス政府はまづ銀行休日を延長し、モラトリユームを布き、更に鐵道・保險を國營に移した。通貨政策としては先づ一九一四年八月六日 The Currency and Bank Notes Act を發布し、制限以上の紙幣發行を認めて銀行條例を停止した。尙ほ當時の通貨政策については「貨幣制度」の項下に讓る。戰時財政はイギリス戰時經濟の重要部門であるが、イギリスは一九一四年八月から一九一九年一月に至る支出總額九十億磅のうち一般收入は二十三億であり、六十七億は實に公債收入によつた。公債による軍事費の捻出はかくてイギリス軍事費の大部をなすが、尙ほ數回の增稅計畫によつて增稅に俟つた部分も固より巨額に上る。增稅、軍事債、いづれも數回の軍事豫算によつて行はれたものである。**〔フランス〕**戰亂の當初フランス政府のとつた財界動搖の防止策もイギリス同樣、まづ取引所における契約履行延期、次でモラトリユームの施行であつた。信用制度の破壞はかくして一應は防止し得たとしても、その財政は開戰とともに甚しく動搖した。まづ國家收入が激減する。フランスは差當り中央銀行に依賴することにより、その應急の動員出費と財界救濟を行ひつつあつたが、戰爭の擴大はいつまでもかかる應急的の便法に依賴することを許さない。かくて一九一四年八月末、改造内閣成り、老リボーのもとに始めて戰時財政の大策はなつた。リボーの戰時財政の根幹は不換紙幣政策であり、まづ不換紙幣の發行によつて戰費の必要を充當し、その不換紙幣の氾濫はこれを大藏省證券によつて回收し、更にこの大藏省證券をもつて長期債券の募集に應ぜしめ、以て當初から巨額の公債を發行するの困難を避けた。不換紙幣回收案として最も大なる割役を演じた公債は國防證券(Les Bons de la Défense Nationale)である。この證券は、銀行紙幣の持參者に對し國庫が直接に五分の打分を前後し、期限は三ケ月、六ケ月乃至十二ケ月、要求者の任意てふ特色をもつてゐた。尙ほ、フランスも戰費は他國と同樣に逐年增加の一方で、一九一四年度においては六十四億法にすぎなかつたが年度毎に二百億、三百億、四百億と急增し、一九一八年度においては四百八十五億法にのぼり、五ケ年通計一、四五一億法に達した。從つて當初增稅を行はなかつたフランスも一九一六年度以後戰時增稅として各種の增稅及び新稅を課すに至つた。**參考書** 服部文四郎編、戰時及戰後の經濟。津村秀松、戰爭と經濟。上田貞次郎、戰時經濟講話。一般的に記述せるものとしては F. W. Hirst, Political Economy of Wars. (笠信太郎)

僭主政治 (Tyranny. Tyrannei. Tyrannie) 合法的根據に基づかずして君主の位に即き、又は 法律、道德を無視して暴虐な政治を行ふものを Tyrant と稱する。故に前者を僭主、後者を暴君と分つ方が正確かもしれないが玆には便宜上兩者を合して述べる。プラトーンに於ては、一人の支配にして法に遵據せるものが君主政治 (Royalty)、法に遵據せざるものが (Tyranny) であつた。これは暴民政治の腐敗に乘じて生ずる最惡の政治である。アリストテレスも、主權が一人に存する政體の中、純粹なものを君主政治となし、墮落せるものを Tyranny と呼んだ。彼れの描寫する所によつて Tyranny なるものを學覺せしめれば、

元来これは最も基礎の脆弱な不安定な政體であるから、その殘落を防ぐために特殊の手段が講ぜられる。その方法は二つあるが、普通には、激しい暴壓を行ひ、善良な市民を死刑又は追放に處し、人民の敎化、福利を增進するものは悉く停止し、知的又は社交的結社は禁遏し、探偵政治によつて自由な交際を危くし、且つ人民を忙殺せしめ貧窮に陷れるために平戰種々の大計畫を立てる。ピラミッドを作つたり、社寺を造營したりする類である。然も自らは、幇間的な外國人に圍繞せられて豪奢淫樂の生活に耽つてゐる。第二種の方策は、根本に於ては權力の樞機を固く把握しつつ、少くとも外觀だけは善政を布くことである。行政費は表面節約し、公益を自らの最大の關心事なるかの如く見せかけ、自らに近づく者には畏怖心よりは寧ろ敬服の心を起させ、天才を愛育し、神事を尊崇する風を裝ひ、奢侈淫蕩が外に露れざるよう愼む。然し武事に於て名聲を博することを憚らず、貧富兩階級を互に抗爭せしめて、自らに頼らしめる。若し兩者の間に選擇を必要とするときは強者の側に立つ。榮典は親ら與へ、刑罰は他の者に行はしめる。この政策の實行は稀れではあるけれども、政權維持のためにはより有效な手段である。僭主政治とはかくの如きものであるが故に、僭主の弑殺は古來極めて屢ば行はれ、又その行爲は英雄視せられた。殊に宗敎改革後各國に於て信敎の迫害が行はれるや、人は何故に君主の權に服するを要すかの疑問を生じ、君民統治契約の違反者は放伐して可なりとの論者（Monarchomachi, Tyrannomachi）輩出して、革命主義的自然法の先驅をなし、後の政治思想に極めて大なる影響を與へた。**參考書** Aristoteles, Politik. Lasson, Die Lehre vom Tyrannenmord in der christlichen Zeit, 1894. Treumann, Die Monarchomachen, 1895. Schmidt, Die Lehre vom Tyrannenmord, 1901. Wolzendorff, Staatsrecht und Naturrecht in der Lehre vom Widerstandsrecht des Volkes gegen die rechtswidrige Staats-gewalt, 1916.（河村又介）

專制政治（Despotism or Absolutism. Despotie）「君主國」の項を見よ。

戰爭（War. Krieg. Guerre）今日、戰爭は國際間における紛爭の暴力的解決策として行はれる。その動機の點から分つて侵略戰爭、宗敎戰爭、繼承戰爭、商業戰爭、獨立戰爭などといひ、また其の方法の點から攻擊戰または防禦戰などといふ。原始社會においては、異種族の接觸はまづ戰爭をもつて始まり、戰爭による捕虜はこれを婦女掠奪の場合などの如く完全に自分の種族内の一員として取入れるか又は殺して食用に供した。後、生產力が稍や發達して捕虜を發ひうるに至つてからは、殺す代りに奴隷として經濟的に搾取する方法が案出され、奴隷社會への發展の契機をなした。古代ギリシア及びローマの燦然たる文化は、大規模な戰爭による奴隷の生產に負ふところが多い。封建諸侯間の戰爭は全中世を埋め、數百年にわたる十字軍の宗敎戰爭は此の封建制の崩壞を早からしめる一因ともなつた。資本主義の確立とともに、戰爭は資本の急速なる膨脹を助けるため國家の重要なる任務となつた。第一に、平和な國際貿易においても商品の背後が武力をもつて護衞されることは疑引上の地位を優越せしめるのみならず、第二に、資本の發展は販路の擴大と原料地とを必要とし、これは未開植民地の武力的獲得に依て達成される。かくて資本主義の發達は各國間に軍備擴張の激烈な競爭を演ぜしめ、各國ともに巨然たる常備軍をおき、國家財政の極めて著大なる部分を直接間接、戰爭の準備費に支出するに至つた。かくて愛國的情熱が資本の運命と結びつき、國運の興廢は一に戰爭にあるかの觀を呈した。今日の金融資本主義時代においては、獨占により資本の國内發展が妨げられたため、その國外への輸出が必要となつたが、すでに世界は資本主義的列强の間に分配されてゐるから、これは直ちに戰爭の危機を孕む。歐洲戰爭はかくして起つた。しかし戰後においても此の情勢は激化されるのみであり、一方では是れがために產業動員が行はれ、他方では軍用飛行機、タンク、毒ガス等の猛惡なる武器の研究に死力を盡しつつある。かくて國家はその莫大なる出費のために、財政の破綻を來たさんとし、ここに或ひは軍備縮小、海軍協定、不戰同盟等の國際協定をなさざるをえざるにいたつた。ただしそれは戰爭の危險そのものを除去せんとする試みではないから、各國は一層の努力をもつて武器の精鋭化に熱中してゐる。（林要）

宣傳（Propaganda. Propagande）宣傳とは或る事物なり思想なり主義なりを多數の人々に意識せしむる方法である。宣傳の效果は其の方法の如何による。宣傳の方法は其目的及び材料と、其相手及び其時期と場所との關係によつて研究されねばならぬ。其の目的から見て宣傳は（一）未だ意識されてゐない者に初めて新しき事柄を意識せしむる場合と（二）既に意識されてゐる事柄に對して其とは反對の事柄を意識せしむる場合とに大別され、其材料は（一）間接に廣告或はポスターを使用する場合（二）直接行動即ちデモンストレーションや談說による場合とがあり、其の相手は（一）個人である場合と大衆である場合（二）無關心な者と好意を有する者と敵意を有する者とがあり、其の場所は（一）野外（二）街路（三）交通機關（四）會場（五）戰場等に大別され、其時期は（一）朝晝夕夜（二）四季區別（三）天候の變化（四）相手の動勢によつて適宜の處置を採らねばならぬ。無關心者や同情者に對する宣傳には群衆の心理を利用して暗示と權威とを利用すべく、反對者に對する宣傳には誘惑と威壓とを利用すべく、暗示と權威とのためには間接的な廣告やポスターを使用し、誘惑と威壓とには直接的な談合或は演說やデモンストレーションを實行すべきである。場所と時期とは相手の人數や其の意向によつて特殊な條件となり、殊に相手の動勢を觀察することは極めて重要である。誘惑の談合を早朝から行つた

り、威壓のデモンストレーションを雨中に行つたりしては效果は認められない。新聞は現代の社會に於ては最も大なる效果を有する凡ゆる事柄の宣傳機關である。演說やデモンストレーションの如き直接的宣傳も科學の進步と共に蓄音器やラジオや映畫等によつて間接的宣傳によつて充分效果を納め得るようになる。宣傳の方法は科學的に絕えず進步する。**參考書** MacDougal, Social Psychology. Group Mind, K. Dunlop, Social Psychology. Martin, Behavior of Crowds. Craig and Charters, Personal Leadership in Industry.（城戶幡太郎）

煽動（Agitation）煽動は宣傳の一方法であつて、宣傳されたる事柄を大衆の直接行動に實現せしむる方法である。直接的宣傳として演說やデモンストレーションを行う場合には其の言論や動作に他人の感情を激發して直接行動に誘導せしむる技巧と熱意とがなければならぬ。言論の技巧に關して古來修辭學（Rhetorik）が研究されてゐるが、現代に於いては修辭學は單に言辭の形式についての技巧のみではなく、言辭を話す者と聽く者との間に生ずる心の交涉についての技巧を研究すべきである。雄辯術には身振の研究が必要である。身振や態度の與へる影響は言辭のみの與へる影響に比して遙かに大なるものがある。煽動の效果は極めて特殊性を有するものであつて、其れは煽動者の人格の固有性によるものである。しかし其の固有性は單なる生來性のものではなく、彼れの社會的經驗から得た習得性のもので、此の習得性の內に於いて特に煽動の重要條件となるのは、彼の「有名」と「權威」とである。此の二つは決して個人的形態ではなく、社會的形態である。煽動者は本來煽動者としての性格を具備すべきは勿論であるが特に彼れに權威を持たせ、有名にする事が必要である。權威の意識は時代によつて異り、宗敎的信仰の强き時は神の啓示は絕對の權威であり、唯物史觀の時代には歷史の自然必然的法則の認識が絕對の權威である。而して其が有名の意識を伴うには、彼の認識の誤謬を犯さざる事、其が大衆の信賴を獲得することを期せねばならぬ。殊に群集の煽動者となるには、自己意識の統制を失つてゐる群集意識に對して目的意識の統率を行ふ信賴性を獲得することによつて働いてゐねばならぬ。**參考書** Craig and Charters, Personal Leadership in Industry. Martin, Behavior of Crowds. Follett, Creative Experience.（城戶幡太郎）

全日本農民組合 日本勞農黨の組織計畫が一度發表さるるや、從來勞働農民黨の有力な支持團體として自他共に許してゐた日本農民組合の內部にもこれに共應する者續出し爲めに組合內部は名狀すべからざる混亂狀態に陷つた。而してかかる狀勢の下に昭和二年十二月五日中央委員長以下本開かれたのであるが、席上「政黨は原則として勞農黨を支持し、特殊の事情あるものに限り飽く迄兩政黨の合同に努力することを條件として組合の許可を得て日勞黨に參加することを得る」旨の決議をなし、同時に杉山委員長以下本部員の總辭職を見るに至つたのである。併しかかる決議を以て組合の統制を維持すべく內部の紛爭對立は愈りにも激化してゐた。即ち日勞黨支持派は日本農民組合堅實派同盟を組織して杉山委員長擁護、組合分裂反對の標語の下に一大活動を起し極力極左的傾向の排除に努めた。これに對して本部側も凡ゆる手段を講じて內部の動搖防止に狂奔したが、事態容易ならずと認め遂に二月四日第六回大會の直前に前記堅實派同盟に所屬する十二名の幹部を除名處分に處した。ここに於て被除名派及びこれを支持する各聯合會の有志は相謀つて全日本農民組合を組織することとし昭和三年三月一日大阪天王寺公會堂に於て創立大會を擧行した。綱領。一、組合の堅實なる鬪爭によつて農民生活を改善し生產者たる農民に合理的なる生活を保證するに足る小作條件並に農業勞働條件の獲得を期す。二、國民全體の食糧源泉たる土地を投機と利潤の目的に濫用する弊害を排撃して實際の耕作者たる農民に土地利用の完全なる權利を確保したる土地制度の制定を期す。三、實際の耕作者たる農民をしてその成果を完全に享有せしむるが如き方法に依る土地の改良農業技術並に農業經營法の改善促進を期す。四、小作農小作傭自作並に農業勞働者を鞏固なる組合に團結し農業生產者の全國的組織を完成せんことを期す。五、組合の組織と活動とを通じて農村無產大衆をして封建的資本主義的隷屬より獨立せしめ都市無產階級と協力して新文化建設の完成を期す。主張。耕地の社會化。耕地の不買同盟。小作料の合理化。耕作權を基調とする小作法の制定。農業勞働者の最低賃銀及び勞働時間の制定。階級的產業組合の確立。地主及び工業資本家の利益を擁護し農民生活を壓迫する租稅の廢止。無產農民敎育制度の確立。治安維持法、暴力行爲取締法、治安警察法、農民運動を壓迫する法律、府縣令の撤廢。全國的農民組合の完成。全國的勞農總同盟の確立。役員。組合長杉山元治郎、主事三宅正一。同組合は日勞黨支持の各團體を網羅する日本勞農總聯合を組織して勞農の提携を密接にすると共に、立入禁止反對の全國的運動を起して日常鬪爭の展開に努めたが、農民戰線の對立抗爭は徒に戰鬪力の減殺を招くのみなることを認め、昭和三年五月日本農民組合と合同して「全國農民組合一」を組織した（全國農民組合の項參照）。（莊原達）

全日本農民組合同盟 農民勞働黨の結黨に際し、日本農民組合の幹部平野力三氏、岡部完介氏は、組合の意圖を無視して專ら勞働總同盟の最高幹部と通謀して單一無產政黨の成立を妨害することに狂奔した。而してこの事實が大正十五年三月京都に開かれた日本農民組合の第五回全國大會に於て暴露され、右兩氏を査問委員會に附するの動議が大多數を以て可決さるるや、これを支持する山梨縣聯合會及び福岡聯合會の一部は「近來組合內部に現實に則せざる左傾分子の擡頭し來り、就中農民大衆の要求と離れて徒に革命的理論を弄ぶ極左翼分子の妄動甚しきを加へ、そ

れが爲めに農民組合は最初の精神を喪ひつつある」と稱して連袂脫退をなした。かくて脫退派は同年四月十一日東京芝區協調會館に參集協議の結果、全日本農民組合同盟の創立を決議し、越へて十月十八日、同所に於て第一回全國大會を開いた。參加團體は前記聯合會の外、大和農民組合（岐阜縣）、北日本農民組合（新潟縣）等。綱領一、我等農民は知識を養ひ技術を研き德性を涵養し農村生活を享樂し農村文化の完成を期す。二、我等は相互扶助の力に依り相信じ相寄り農村生活の向上を期す。三、我等農民は穩健着實合理合法の方法を以て共同の理想に到達せんことを期す。同組合は政治運動の方面に於ては「農民は農民黨へ」の標語の下に、日本農民黨を組織し、組合と黨と殆んど同身一體の關係をなしてゐた。昭和二年末より昭和三年初めにかけて、農民戰線の統一が叫ばれ、各團體間の數次の接衝の結果、同年四月五日大阪中之島公會堂に於て全國農民組合の合同協議會が開催され、既に全部の合同成立を見んとする形勢にあつたが、同組合は飽く迄「農民は農民黨へ」の主張を固執した爲め決裂するに至つた。越えて四月二十二日中部日本農民組合提唱による合同懇談會が芝區協調會館に開かれたが、これ又同組合が「農民自身の政黨組織」を單一條件として强硬に主張したので日本農民組合總同盟との間に意見の合致を見ず決裂を見た。併し他方に於て日本農民組合と全日本農民組合との合同が實現されたので、これに對立する必要上右翼農民組合の合同は著しく促進され、七月五日名古屋市キリスト青年會館に於て合同創立大會を開催するに至つた。參加團體は全日本農民組合同盟、蒲原農民組合、莊內耕作組合、香川縣日本農民組合總同盟等、名稱を「全日本農民組合」とした。役員。顧問須貝快天、組合長中澤辨次郎、主事平野力三。綱領。一、我等は組織の力によつて我農村に於ける一切の不合理なる諸制度を改廢し農民生活の向上を期す。一、我等は土地利用に關する一切の權利を獲得し土地制度の合理的完成を期す。一、我等は小作分配關係に不合理ありと認め之が公正なる分配制の確立を期す。一、我等は共同經營を主體とする農業の新組織の完成を期す。一、我等は未組織農民を堅實なる組織に結成せしめ、以て全國農民の團結を期す。一、我等は商工資本家が農民階級を搾取する現狀の不合理に對し之が徹底的排擊を期す。政黨關係に於ては初め日本農民黨を支持せるも、昭和三年十二月日本大衆黨の結成後はこれを支持し、更に昭和四年五月十五日の擴大中央委員會に於て大衆黨よりの脫退を決議し、社會民衆黨に合流して大右翼結成を企圖しつつある。（莊原達）

專賣（Monopoly of Sale. Verkaufsmonopol. Monopole de la Vente）ここに專賣とは、謂ゆる專賣官業（Public Monopoly）であり、國家が財政上國庫收入を目的として行ふ官業を指す。この種の官業は財政學上においては謂ゆる私經濟的收入の一項目をなすもので、即ち、貨物の製造もしくは販賣の一部乃至は全過程を人民に嚴禁し、政府自らこれを獨占するものである。尤も專賣を廣義に解すれば、財政上の專賣の外に行政上の目的をもつ專賣があり、後者は主として製造販賣を個人に放任するとき治安維持上の危險又は風紀衞生上の危害が慮れられる場合に政府自らこれを獨占するもので、火藥專賣、阿片專賣の如きがそれである。しかし行政上の專賣官業は稀である。財政上の謂ゆる專賣は上述の如く一種の課稅方法であるがゆゑに、この種の專賣の社會經濟上における重要性は、差しあたりまづ第一に課稅方法として批判を提起し得よう。このうち第二問は一般的問題として批判を提起し得るが、更に民營事業對公營事業てふ一般的問題に屬するがゆゑにこれを避け、ここには第一問について言してをく。專賣による政府の收入は、專賣による獨占利潤と稅收の平均的利潤とを合したものとなるに比すれば、少くとも從來營業稅、所得稅、營業收益稅、砂糖消費稅、鹽消費稅は極めて高度に保つことができる。しかも專賣の對象が大衆的消費品であり且つ生活必需品たることは、多くの反對論にも拘はらず却つて專賣品の常套とする所であるから、かうした機能は一層支障なく果される。このことは、云ふまでもなく、所得少なき大衆に重稅の壓迫を課するもので、消費稅の階級的利害は政府專賣において最も顯著に現はれるといはざるを得ない。次に、現今專賣事業として各國に行はれる主なるものは、鹽、煙草、酒精、砂糖、燐寸、等である。（一）鹽。鹽の專賣は各國ともその歷史古く、遠くローマに遡ることができる。現在、我國、オーストリー、イタリーの如きは鹽の專賣國で、獨、佛は前世紀中葉以來これを物產稅に變更した。我が鹽專賣法は明治三十八年六月をもつて施行せられ、以後修正を經て今日に至つてゐるが、鹽はただに直接の大衆消費品たるに止らず、今日では化學工業の原料品として多額に消費せられつつあるがゆゑに、鹽專賣の利害は間接的にもその及ぶ範圍は廣い。（二）煙草。煙草はその發明以來直ちに課稅の目的物に供せられ、一六一四年これが專賣法を制定したフランスを始め、現在煙草の專賣を行ふ國は、伊太利、墺太利、西班牙、ポルトガル、ルーマニア等で、我國は明治三十七年以來煙草專賣法に一步を進めてその製造をも政府の獨占として今日に至つてゐる。尙ほ以上のほか各國における專賣の實例をあぐれば、フランスの燐寸專賣、印度並びに臺灣における阿片專賣、舊帝政ロシア並びにスウイスにおける酒精專賣の如きは、その主なるものである。**參考書** 一般の財政學に關する著書。我國の專賣史については、專賣局、煙草專賣史。鹽專賣史。等がある。（笠信太郎）

專賣特許（Patent. Patent. Brevet de Monopole）專賣特許なる語が工業所有權保護の目的に出づる專用權の特許といふ意味において現行特許法における特許に當るものなることは、これを「特許制度」の項において述べた。故にその意味においては同項の參照を乞ふ。現在において

も、專賣特許なる語はなほ屢ば慣用せられるところであるが、我が法制上專賣なる語の用ひられたのは明治四年七月に發布せられその翌年施行を中止せられた大政官專賣略規則と明治十八年四月發布の專賣特許條例及專賣特許手續とである。後者の改正法たる明治廿一年の特許條例以後においては、既に專賣の文字を用ひてゐない。これに反し、十八年の專賣特許條例は、その第一條において明かに「有益ノ事物ヲ發明シテ之ヲ專賣セント欲スル者ハ農商務卿ニ願出、其特許ヲ受クベシ」とあり、又「農商務卿ハ其專賣ヲ特許スベキモノト認ムルトキハ專賣特許證ヲ下附スベシ」といひ、更に第六條において「專賣特許ヲ願出ルノ權及ビ專賣ノ權ハ相續者ニ傳ハルベキモノトス」と規定してゐる。然るに、廿一年の特許條例においては早や既に特許權といひ單なる專賣の權といはず、且つその權利の內容はより明細の規定を得てゐる。曰く「第一條……特許トハ、發明者ニ他人ヲシテソノ承諾ヲ經ズシテ前項ノ發明ヲ製作、使用又ハ販賣セシメザル特權ヲ許スコトヲ謂フ」と。本法は、同時に制定發布せられた商標條例並びに意匠條例とともに我國における工業所有權保護に關する最初の完備せる法規であり、それは先きに農商務省雇として十八年の專賣特許條例を起草した高橋是清氏が當時は農商務省少書記官として海外に視察調査を行つて起草したもので、大體において現行法に至るまでの我特許法の基礎をなす。現行法においては特許權は更に明細の規定を受けてをり、その第三十五條に曰く「特許權者ハ、物ノ特許發明ニアリテハ其ノ物ヲ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有シ、方法ノ特許發明ニアリテハ其ノ方法ヲ使用シ及ビ其ノ方法ニ依リテ製作シタル物ヲ使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス」と。專賣特許なる文字は現行法の觀念のもとでは愈よ適切でないと云はざるを得ない。次に特許局の官制においても、特許事務は當初農商務省工務局內專賣特許所で取扱つたが、明治十九年二月勅令をもつて農商務省に專賣特許局が設けられ、更に二十年十二月に至りこの農商務省專賣特許局は廢せられ單に特許局として獨立するに至つた。（笠信太郎）

占有權（Right of Possession. Jus Possessio）Possession. Besitzrecht. Droit de Possession）人が一定の物を自己の爲めに所持する意思を以て所持する場合、その人がその物に對して有する民法上の權利を云ふ。所持するといふ事實が先づ存在して、生ずる權利であつて、所持する正當な權原ありや否やを問はない。盜人が他人の財物を所持する場合、盜人は所持する正當な權原はないが、所持といふ事實關係が存在してゐる限り、占有權は有る。反對に所有者が物を遺失すれば占有をなすべき本原の權利はあるが、占有權は拾つた人にある。然し外形的に人が物を占持してゐるだけでは尙ほ充分であつて、所持者自身が自己の爲めに所持するといふ意思を持つて所持してゐることが必要である。所持の形式は手で把握してゐる必要はない。把握出來ない田畑家屋も、所持することは出來る。主人は妻子雇人をして代つて所持させ尙自から占有權を有することが出來る。要は一定の物に對して事實的支配をなし得る地位に在れば、所持してゐると云ふのである。占有權者は其占有物から生ずる果實を取得出來る。之れ占有權の第一の效力である。但し占有權者は其果實又は其代償を返還せねばならぬ。人が正當の權利者に其果實又は其代償を返還せねばならぬ。人が動產を他人から平穩公然に讓受けた場合、其他人が正當の所有者でなくても、讓受けた人は占有權者として其動產の所有權を得ることがある。他日他處から眞正の所有者が現はれても返すに及ばない。但し其他人が正當の所有者でない事を注意しても氣が付かなかつた場合に限る。之を卽時效と稱し、占有權の最重要な效力の第二のものである。唯、其動產が盜品又は遺失物である時は讓受占有後二年間、又家畜以外の狸鯉鳩鷄といふ樣な飼養動物であれば一ヶ月間、夫々眞正所有者から返還を請求されないことが必要である。占有權者は占有を既に侵害された時、又は現に妨害されてゐる時、或は將來妨害される危險存する時は訴を以て自己の占有權の保護を求めることが出來る。これ第三の效力である。占有權者は、正當權利者に占有物を返還する場合、自己が占有中に正當權利者に蒙らしめた損害の全部又は一部を賠償する義務があると共に、自己が占有中に占有物に加へた有益費及び保存の爲めの必要費等を償還して貰ふ權利がある。これ第四の效力である。占有權の研究上の文獻としては、民法物權法に關する內外の法律書があるが、一々列擧するの煩を避ける。（細野三千雄）

ソ

憎惡 (Hatred, Hass, Haine) 憎惡は好愛(Love)の反對であつて、嫌厭の積極的なものである。從つて之をその類緣たる憤怒及び恐怖と同一視する事は出來ない。シャンドは、憤怒及び恐怖が假令憎惡に發展する事があろうとも憎惡そのものでは無いことを明白に斷じてゐる。(Alexander F. Shand, The Foundations of Character, P. 58) 併し乍ら右三者の間に密接な連關の存する事は、多くの學者の一樣に認めるところで、例へばヴアレンテインは「憤怒は憎惡の一表現として容易に認められ得る。…我々は恐れを抱かぬ物はこれを憎まぬ」(Cyril H. Valentine, Modern Psychology and the Validity of Christian Experience, PP. 166—167) と言ひ、又マクドウーガルは「其の情緒的要素は單なる恐怖であるに過ぎない幼稚な感情が、滿幅の憤怒に發展する」(William McDougall, An Introduction to Social Psychology, P. 165) 點を指摘してゐる。更に Ribot の如きは、憎惡を以て「その發展を抑止された結果生ずる憤怒の未熟な形態」であると論じてゐる(The Psychology of the Emotions, P. 261)。憎惡の特色は、その對象の破壞を欲する衝動を隨伴する點にある。故に對象が既に破壞された以上は、憎惡も亦從つて消滅すべき運命にある。憎惡の表情としては、顏面一帶に苦味の相または不快の色を現はす。例へば眉間に皺を寄せ口を歪めたりするが如きは卽ちそれである。歷史を顧みると、憎惡は、宗教、種族、國家等を異にする者の間に多く醸成された。併し乍ら文明の進歩乃至交通の發達と共に、これ等は漸次に減少し、今はブルジョアジー及びプロレタリアート間の階級的憎惡が新たに醸成され且つ激成されつつある。(茗荷昌吉)

增價稅 (Increment Value Duty, Wertzuwachssteuer, Impôt sur l'enrichissement) 增價稅は一般に個人の努力資本投下等によらず外的事情によつて財產の價値が騰貴した場合この增價部分に課稅する租稅であるとされてゐる。卽ちこれによつて不勞利得が生じ、それは一般給付能力以外に特別の給付能力を生ずると云ふのである。が、不勞利得と云ふことを嚴密に解しようとすると、資本家の剩餘價値そのものが不勞利得であり、更にこの剩餘價値の蓄積せられたものである資本そのものが不勞利得であり、又はミルの所謂不勞增價(Unearned Increment)であるとは云はなければならぬが、此點は姑く措いて、一定の財產が事ら外部の事情によつて價格を增加し、該財產所有者に思はぬ利益を與へることはこの動的な資本主義社會に於ては敢て珍しからぬ現象である。此處に特別の給付能力を認める事は現代財政學の原理から云つても全く當然のことである。增價の原因たる外部の事情が支出を伴つた國家乃至は公共團體の事業に基く場合には所謂益原則から見ても當然の事理である。都市計畫其他都市的施設に基く地價の騰貴、戰爭による戰時利得の如きはその例である。增價稅には一般財產增價稅、土地增價稅及び戰時利得稅等を數へることが出來る。一般財產增價稅は、一九一三年所有稅(Besitzsteuer)としてドイツに行はれたもの、同一九一五年の戰時獻金(Kriegsabgabe)同一九二二年の財產增價稅等を擧げることが出來る。土地增價稅は、都市其他地方の繁榮、都市計畫等に伴ふ地價騰貴を稅するものである。殊にその增價の原因から云つても全く當然のことであり、又一般に國稅よりも地方稅に適してゐるとされてゐる。國稅としては英國に於て一九一〇年 Increment Value Duty, Undeveloped Land Duty, Reversion Duty, Mineral Right Duty の四種の租稅が設けられたが、一九二〇年最後のものを除く他廢せられた。ドイツに於ては一九一一年帝國稅として施行したが一九一三年之を廢し所有稅に包括した。地方稅としては諸所に施行せられてゐる。我國に於ては土地增價稅法は既に設けられたが未だ施行期日を明示すべき勅令は發布せられて居らぬ。ただ租借地關東州には大正八年以來施行せられてゐる。戰時利得稅は、諸國に於て行はれた。我國も大正七年之を起し、大正二年以前二ヶ年の平均利潤を超過すること二割以上を超過利得となし、超過利得三千圓以上に對し個人一割五分法人二割の比例稅を課した。參考書 阿部賢一、財政學。土方成美、稿本租稅論。神戶正雄、土地增價稅論。東京市政調查會編、土地增價稅と土地未改良價格稅。L. Mirre, Wertzuwachssteuer (Handbuch der Finanzwissenschaften, Zweiter Bd.) (三宅鹿之助)

相關概念 (Correlative Concept. Korrelative Begriff, Wechselbegriff, Reziproker Begriff, Idée corrélative) 二事物關係にあつて、その相互的な聯關の仕方が、對應以上に密接に共變し合ふ關係概念を云ふ。一は必ず他を俟つて始めてその關係が充足される。この必然的相對性の論理的概念性をかく呼ぶ。故にその一を缺いては他は全く成立し得ないもので、また相互の變化、または對比は常に一定の交互作用を示す概念を云ふ。兄と弟、右と左、男性と女性の如き關係である。(三枝博音)

相關 (Correlation. Korrelation. Corrélation) 二事物間にあつてその關係が相互に影響し合ひ、一方の變化は必然他に及び、この交互關係が共伴的共變性を持つものを云ふ。(一) 統計的には共通の變異を指數をもつて表はす。これは心理的現象にも見られ、單に數量的のみならず、質的變化にも示される。(二) 教育學にも用ひられる。教材の相互關係の場合である。(三) 主として論理的意味では相關概念と云ふ。(三枝博音)

宋教仁 湖南桃源の人。辛亥革命元勳の一人である。革命運動の爲め武昌普通學堂を逐はれて日本に留學し鐵道學校に通つたが、中途黃興等と長沙に於て華興會を組織し事を擧げんとして失敗し、再び日本に亡命し早稻田大學に

法政經濟を學ぶ。同盟會の組織なつた後、東三省に渡り馬賊と結んで兵を擧げんとしたが、之れも失敗し上海に遁れ民立報の記者として共和革命の宣傳に從ふ。第一革命後、臨時政府の法制院總裁となり、臨時約法の起草に從ふ。民國第一次の唐紹儀內閣には農林總長となつたが、間もなく辭職し、專ら同盟會の組織擴大に努力した。卽はち彼れは事實上の同盟會の總指揮として、先づ國民黨と改稱し、門戶を開放して黨員の增加を圖り、終に議會に於ける絕對多數を獲得した。彼は辛亥革命の成果を橫取りしたる袁世凱を、國會の勢力を以つて制しようと、正式國會の開催を待つて居たのである。しかし一九二三年三月故郷を訪ひ上海に出で、再び北上せんとする時、彼れの恐るべき活動を嗅むだ袁世凱の刺客は、上海の停車場に彼を刺殺した。時に歲三十二。彼れの死は此に第二革命を勃發せしめた。(鈴江言一)

操業短縮 〔操業短縮の意味〕 或る事業の生產と社會の需要との調和が破壞されて生產過剩に陷つた場合、その事業の當事者は、物資の供給過多による值下りを防止するために操業日數、操業時間の短縮、一部生產設備の閉鎖等の方法によつて一時的に生產の制限を行ふ。これを操業短縮と云ふ。かくて操短は大觀して財界の不況期に行はれる。尤も操業短縮を單に字義的に解釋すれば原料供給の不足、生產設備の故障、勞働者のストライキ等外部的强制による場合も同樣に見做さねばならぬが、かくの如きは本來的な意味に於ける操短とは認められない。操短とは、專ら企業家の採算を動機とせる生產制限を云ふのである。而して過去に於ける操短は、各事業が個々バラ〳〵に、折にふれて之を行つてゐたが、企業組織の進歩せる今日にあつては、カルテルを組織して計畫的に、大規模にこれを行ふを常道とする。所謂同盟操短が卽ちこれであつて、今日普通謂ふ所の操短とはこれを指すのである。〔我產業と操短〕 我產業に於ける同盟操短は明治二十三年、綿絲紡績業者が實施したのをもつて嚆矢とする。其後漸次各產業部門に普及したが、最近同盟操短を實施した重なるものを擧げると、左の如き產業を數へる事が出來る。綿絲、絹紡績、モスリン、製肥、製粉、製糖、石炭、銅、セメント、洋紙、晒粉、過燐酸、タイヤ。〔操短方法の一例〕 今左に昭和三年に於ける我蠶絲同業組合(トラスト)の採用せる操短方法中重なる項を摘錄して見よう。(一) 生絲の生產調節を目的とし、昭和三年一月以降一ヶ月の操業休止を原則とし、地方の事情により、昭和三年一月一日より五月末日迄の五ヶ月間を昭和二年十二月五日現在の運轉釜數より其二割封印を以て之に換ふることを得。(二) 違反者に對しては之を黑表に附して公表し、賣込高、輸出高及び銀行家の了解を求め最も徹底する方法に於て制裁を加ふ。(三) 決議第一項の操業短縮は、工場法の適用を受くる製絲工場全部に及ぶもの。〔參考書〕 生絲生產調節經過要錄(生絲生產調節理事會)。(高橋龜吉)

總工會 工會とは勞働組合である。隨つて總工會は或る地方、又は或る產業に於ける組合の結合せる上級機關である。昔日卽ち共產黨と國民黨とが協同して居た頃の組織では、今國總工會の下に、

一、各省總工會 ┬ 各縣總工會 ┬ 各市、鎭工會
　　　　　　　└ 各特別市(大都會)總工會 ┴ 各業工會又は其支部

二、各產業別全國總工會 ┬ 各省產業別總工會—各工會
　　　　　　　　　　　└ 各特別市產業別總工會—各工會

といふ組織系統をもち、各地方の產業別總工會は各地方總工會に加入し、該地方の問題には地方總工會の命令を受ける。所屬產業內部の問題では該產業上級總工會の命令を受けることになつて居た。現在の組織では、全國總工會卽ち The All China Labour Federation なるものがなく、各省、縣、市の勞働者は該地方國民黨黨部の監督下に工會並びに總工會を有するのみで、自己の全國的組織を許されて居らぬ。尙ほ詳細に就ては別項「中國勞働運動」を參照せよ。(鈴江言一)

倉庫業 (Warehousing, Lagergeschäft) 〔職能〕 倉庫業の一般的な定義としては、他人の爲に貨物保管の仟務を有する經營組織を指すものであるが、近代的倉庫業の經濟的意味は、かくの如き公開保管機關の職能のみならず、これと同時に倉庫證券を發行して保管貨物の賣買交換を敏活ならしめ、或は之を質入して資金融通の便をはかる等、所謂賣買機關、信用機關としての職分を有つてゐる。又、物價の騰落による貨物の出庫入庫は自然的に倉庫業に對して物價調節の機能を與へるに至つた。これを要するに近代に於ける倉庫業の職能は、保管、賣買、信用、物價調節の四點にあると云へよう。〔沿革〕 倉庫業はそれ自身重要なる商業機關であるがその職能は前述の如く商業補助機關である。從つて商業の營まれる所貨物あり、貨物の輻輳あれば則ち倉庫は要求される。かやうに倉庫業の盛衰は影の形に添ふ如く商業のそれに從屬せしめられる。歐米に於ては、つとに近代的倉庫業の發達を見たが、我國に於て倉庫業が稍や近代的な形態を具備するに至つたのはやうやく明治末年から歐洲戰爭にかけてのことである。いま、我倉庫業の沿革を概說するに、米穀の戰時貯藏乃至備荒貯藏機關としての倉庫は、その起源を遠く垂仁天皇時代に求めることが出來るが、これが商業機關の體裁を具へるに至つたのは德川時代の倉屋敷に始まる。倉屋敷とは參覲交代に要する費用を支辨する必要から、諸侯が大阪附近に米及び藩の特產品を阪神商人に賣却する目的を以て設けられた倉庫であるが、後年廻米の賣却に切手が使用されるやうになり、これが次第に今日の倉庫預證券、質入證券に類似する性質を具へるに至つた。會社組織による倉庫業の嚆矢は明治十五年に設立された深川の某倉庫會社である。其後全國の樞要都市に逐次設立を見たが、日露役前の發達は極めて微々たるもの

であつた。然るに日露役後の好景氣の潮に乘じて倉庫業の實勢は俄然膨張した。いま明治四十一年以降の發達概況を表示するに、

年末	倉庫數	在荷數	同金額	年末	倉庫數	在荷數	同金額
現在				現在			
明治四一	三五	九百萬個	七七百萬円	大正元	五一	九百萬個	九四百萬圓
大正 六	七三	一七四三五		同一〇	八一	二七五五一〇	一八四七六

の如くであつて、大正十年までは上向線を辿り、十二年を頂上として、漸く下向きとなつて、現在に至つてゐる。**參考書** 明治商工史。青淵六十年史。日本産業史(帝通社)。(高橋龜吉)

相互扶助 (Mittual Aid, Gegenseitige Hilfe, L'Entr'aide) 相互扶助とは、同一種に屬する各個體が獨立孤住して相互に鬪爭する代りに、協同生活において相互に扶助し合うてゐるといふ生物學上の事實を意味し、この相互扶助を以つて生物(人類をも含めた)進化の一首要動因となす生物學的・社會學說的見解を相互扶助說といふ。この學說は十九世紀の末葉、クロポトキンが當時の流行であつた資本家的生存競爭說の駁論として、更に彼れの無政府主義理論就中その倫理說の論據として、之を力說したことのために廣く社會の注意を喚起するに至つたものである。ダアウインの不朽の功績は生物進化の事實を生存競爭といふ機械的原因によつて說明したことと、この進化の事實を生存競爭といふ機械的原因によつて說明したことに存する。併し彼は既に「種の起源」において、この生存競爭といふ語をば各個體、各種が周圍の逆境に對して行ふ鬪爭を含む「廣義の比喩的の意味」に解すべきことを注意し、更に彼は「人類の進化」においては、如何にして動物社會に生活資料のためにする各個體間の鬪爭が消滅し、如何にして協力が鬪爭に代り、又如何にして此の事が其種に生存の最善條件を保障する知力と道德とを發達せしめたかを說き、且つ斯くの如き場合の最適者が體力の最も強健な者や性格の最も狡猾な者ではなくて、弱者も强者も相俱にその團體の幸福のために相助け相救ひ合ふ道を知る者であることをほのめかしてゐる。然るに所謂ダアウイン主義者の多くは上記の如きダアウインの見解の意味深い含蓄を理解し得ず、マルサス的鬪爭觀を資本家的人間界から動物界に移植して、この世界をば血に餓えた個體が生活資料のためにする「容赦のない」鬪爭の修羅場と化し、かくてこの血みどろの生存競爭を自然法則の名において再びそのの生産地に逆輸入せんとするのであつた。かのハックスレイさへもその例に洩れず動物界を古ローマの鬪技に比べ、更に人生も亦「不斷の自由鬪爭であり、家族といふ狹い一時的の關係以外では、ホツブス流の總人對各人の戰爭が生存の常態であつた」となした。相互扶助說は上記の如き俗流ダアウイン主義、即ち生活資料に對する個體間の競爭が生物界の普遍的事實であり、之が生物進化の唯一の又は首要の動因であり、從つて最も强剛な者最も狡猾なる者のみが最適者として生殘するとの說の反駁にほかならぬ。從つてそれは、屢々誤解されてゐるやうにダアウイン主義の否定でなくて却つてその補充若しくは正解と云はるべきであろう。なほ不當の誤解を避くるために注意して置くが、相互扶助說は「廣義の比喩的な意味での一生存競爭を承認するのは勿論、狹義の生存競爭についてもその存在を絕對的に否定するのではない。と同時にこの說は主として同種又は同一集團に屬する個體間に相互扶助が行はれてゐることを主張するので、「無數の鬪爭と殺戮とが動物の色々な種の間に行はれつつあること」を毫も否認しない。終りにこの說は相互扶助が——たとへ首要であろうとも——「進化の一動因」であることを主張するので、決して之を排他的な唯一の動因と考へるものではないのである。生物進化における相互扶助の役割を特に重視したのはロシアの動物學者ケスレルであり、彼は一八八〇年ロシア博物學者大會において「相互扶助の法則について」といふ講演をなし、その結論において「生物の進化變遷においては、各個體の相互扶助の方が相互鬪爭よりも遙かに重要な役目をなすものである」ことを論斷してゐる。クロポトキンはクレアボウの獄中において之を讀んで大に共鳴するところあり、爾來この示唆に從うて彼れの研究を進め、その成果をば「動物の相互扶助」「蒙昧人の相互扶助」「野蠻人の相互扶助」「中世都市の相互扶助」「近代人の相互扶助」の諸論文の形で「十九世紀」誌上(一八九〇—九六年)に發表した。後一本に纏められた「相互扶助進化の一動因」がそれである。なほ彼は相互扶助本能に基づく倫理說を主として「無政府主義道德」及び遺著「倫理學」中に論述してゐる。序に特記しておきたいのは、既に一八八三—四年に、マルクス主義者のカウツキイが「動物界における社會的衝動」「人間界における社會的衝動」の二論文において均しくダアウインに依據しつつ、結局協働は「生存競爭の一武器であり」、種の進步はこの武器の完成において「すべての者の鬪爭ではなく、すべての者のためのすべての者の鬪爭、即ち社會的組織の完成において成立つ」ことを指摘して、クロポトキンと略ぼ似た見解を發表してゐるといふことである。クロポトキンに從へば、「動物界」には相互扶助の事實は無數にある。彼等は單に、生殖のためだけでなく、狩獵、防衞、移住、社交等のために協同してゐる。故に「各々の凡てに對する戰爭は自然の全法則ではなく、相互扶助も亦相互鬪爭と均しく自然の一法則である」而もこの相互扶助は進化の階梯を登るにつれて次第に完成せられさうして言語、知能、德性の發達はこれと不可離の關係にある。之に反して狹義の生存競爭の事例は甚だ少なく、「中間種の絕滅」といふ間接證據も甚だ薄弱である。從つてこの說の首要論據は結局マルサス流の過剩生殖といふことになるが自然の考察は、むしろその反對が、即ち「動物の數の不足が全世界を通じての自然の常態である」ことを吾々に敎へる。尤も狹義の生存競爭も一時的には行はれぬこともないではないが、この一時的現象から生物の進化といふ恒常の現象は說明できない。故に、相互鬪爭ではなく相互扶助こそ生物進化の首要動因でなければならぬ。自然は吾々に敎へて曰ふ「團結せよ。相互扶助を實行せよ。それは最大の安寧と肉體的知識的及び道德的生命との最善の保障を各々と凡べてに與へる最も確實な方法である」と。人類も亦この一般的自然法則の支配下にある。原始人が「人は人に對して狼」の狀態にあつたとなすホツブス流の考は、それが狼に對して當てはまらない以上に、人間に對しては虛妄である。「蒙昧人」は個別的家族に分れて散居せず、氏族制度において彼等の相互扶助を具體化し、これら最古の諸々の習慣風俗が將來の進化の酵母となつた。個別的家族の形成によつて氏族制度が瓦解したとき、「野蠻人」は領土的原則の上に相互扶助の新樣式、村落共產體を樹立した。平和で勤勉な村落共產體の犧牲に於て多數の小權力者が簇生し、野蠻人の最後の自由が失はれんとするや、人類の相互扶助は再び新なる躍進をなし、共產村落と同業組合とを結びつけた「中世都市」を生んだ。其後近代の中央集權的國家が出現し、猛烈に相互扶助の遺習の破壞を試みたにも拘らず、相互扶助的傾向は漸次「近代人」の間に擡頭し來つて無數の相互扶助的團體を成立せしめてゐる。即ち農民組合勞働組合、產業組合、政治團體、保險共濟組合、其他學術文藝、運動、娛樂、社交等を目的とする協會、俱樂部の如きである。勿論戰爭や鬪爭はあるにはあつたが、その場合ですら成功は「その相關ふ各國民、各都市、各黨派、若くは各氏族の內部における相互扶助の發達に比例し」且つ、一この戰爭すらも進化の行程の間には、國民、都市又は氏族の內部における相互扶助の進步のために或程度まで役立つものである」ことを見れば、人類においても亦「進化の一動因としての相互扶助作用が支配的勢力を持つ」ことは疑ふべくもない。相互扶助の實行とその繼續的發達とは人類をしてその藝術、科學、技術、道德等の諸文化を發達せしむべき諸條件を創出するものであり、從つて各時代における諸文化の發達程度はその相互扶助制度の發達程度に依存するのである。最高の文化は最良の相互扶助制度を前提し、最良の相互扶助制度は、クロポトキンに從へば無政府共產社會に外ならぬのだから無政府共產は即ち人類進步の目標でなければならぬ。ところでこの無政府共產制は嘗ての氏族制度や村落共產體や中世の同業組合と同じように、强權や法律によつてではなく、民衆の創造的建設的力によつてのみ實現されるであろうから、無政府主義の運動の要諦は、民衆の裡に內在するこの相互扶助本能に信賴し、之れを覺醒し、之れを育成し活躍せしむることに歸着するのである。相互扶助說は生物學上ダアウイン說の重要なる一補正であり、社會學上、消極的には資本主義・國家主義的に歪曲された所謂社會的ダアウイン主義に對する致命的な駁擊であると共に、積極的には無政府共產社會の可能を論證する一つの有力なる生物學的論據である。だが社會の階級的構成とその必然の所產たる階級鬪爭とによつてこの人類の相互扶助、社會性が歪曲されることを免れず、なほ無政府共產主義の戰術の正當なる所以も亦この相互扶助、社會性といふ一般事實からは直ちに論證され得ないと思はれる。**參考書** クロポトキン、相互扶助論(全集第七卷)。同上、無政府主義道德(全集第八卷)。大杉榮、クロポトキン研究「敍錄」。森戶辰男、クロポトキンの相互扶助說(「クロポトキンの片影」收錄)。K.Kautsky, Materialistische Geschichtsauffassung, Bd I. S. 169—175. (森戶辰男)

造船業 (Ship Building) 〔**造船業の重要性**〕一國に於いて優秀な船舶を持つて居るか否かと云ふことは、其の國の國防上、海運上——從つて貿易上、水產上——の發達に重大な關係を有するものである。而して、一國が海運國として繁榮するか否かは、その國造船業の優劣の如何に懸るところが大である。故に各國何れも自國造船業に直接間接の保護を加へて各々自國造船業の發達に努力して來た。尤も、所要の船舶はこれを外國から供給し得ないことはないが、それには樣々の不便や不利を蒙ることが多い(特に軍艦に於ては五國海軍軍備制限條約に由て、各列强國間に於ける軍艦の相互移讓を禁じられてゐる今日、外國からの軍艦供給の道は著しく制限されてゐる譯だ)。造船業の最も發達した國は英國、獨逸等で、米國の發達は就中歐洲戰爭以降の事である。今各國造船業の概況を知る一指標として左の一表を揭げる。

世界商船建造噸數國別表 英國は植民地も含む)

國別	一九二二	一九二四	一九二六
英國	一、〇九三(千噸)	一、四八三(千噸)	六七三(千噸)
米國	一一八	一三九	一五〇
獨逸	五二六	一七五	一八〇
佛國	一八四	七九	一二一
伊太利	一〇一	八二	二二〇
其他共總計	二、二四六七	二、二四八一	、六七五

〔**我國造船業の發達**〕我國の造船業は德川の鎖國令及び大船禁止令のため著しく衰微したが、幕末、外國船艦の輸入と共に、近代的意味の造船業はその萌芽を發するに至つた。かくて維新以後政府は或はこれ等の造船所を官行し、或はこれを民間に拂下げて大いに斯業の發達を奬勵したが、日清戰爭後に至るまでは見るべき發達を示さなかつた。然るに日清戰後に至るや、後掲の如き政府の手厚き保護の下に、我が造船業は俄然と勃興し、造船所の擴張及設立著增し、建造噸數激增するに至つた。而して造船技術の發達は特に著しく三十一年には六千餘噸の日常丸を建造し、我國造船史に一時期を劃したと云れてゐる。かくて我が造船業は、其後日露戰爭を經て著しく基礎を鞏固にしたが、歐洲大戰

を劃期として更に一大發展を遂げるに至つた。例へば歐洲戰前（大正二年末）に於ては造船工場數六、職工數二萬六千餘人、公稱資本二千五百萬圓に過ぎなかつたものが、大正七年には工場數五十七工場、職工數十萬七百餘人、公稱資本又一億六千萬圓を超えるに至つた。かくて我が造船高は飛躍的に昇大し、例へば大正二年九萬五千噸なりしものが大正七年には五十萬噸に著増した。以つて歐洲戰中の發達が如何に著しかつたかを推察し得るであろう。然るに歐洲戰後に至り世界的汽船の過剩と、海運界不況並に軍縮會議の結果、我が造船業は著しき打撃を蒙るに至つた。尤も最近稍や復活の色を見せつつあるが、しかも歐洲戰時の盛況は到底之を見るべくもない。元來我國は造船業發達に重大なる條件の一つたる材料（主として鋼材）を殆んど外國に仰ぎ、ために受ける不利は著しく、從來とても僅かに政府の甚大なる保護に依て其の發達を遂げ得たに過ぎない。今後の發達も何等か特殊な保護のない限り其の發展は望み得ないと豫測されてゐる。〔我國における造船保護の概容〕維新以來我政府は國防の必要上造船業に多大の保護を與へ來つたが、その造船官營に失敗するや一時其他の保護政策と共に造船保護に對しても消極的方針をとるに至つた。然るに日清戰後に至るや再び活潑なる保護政策を開始した。其概要を述べるに、先づ明治廿九年造船奬勵法を制定し七百噸（四十二年千噸以上に改む）以上の鋼又は鐵船の製造者に對し一噸に付廿圓、機關を併せて製造するものに對しては更に一馬力五圓づつの奬勵金を下附することとした。更に三十二年十月より航海奬勵法に改正（輸入船に對して航海奬勵金の下附を半減とす）を加へて間接保護の手段を講じた。而して大正七年造船奬勵法實施期間の滿了するや船舶建造材料に對して輸入稅を免除（十年六月實施）して之に代へた。その他造船奬勵法の實施以前より船舶輸入稅（一噸に付船齡十年未滿十五圓、同十年以上十圓）を課して關稅保護を行ひ來り、又日露戰後には內地製鐵主義に由つて多大の保護を與へた。卽ちこれ等直接間接の莫大なる保護の下に、我が造船業は初めてその發達を見るに到つたのである。參考書 日本工業史（造船篇）。日本產業資料大系。（高橋龜吉）

相續（Succession. Erbfolge. Succession）相續なることの本來の意義は、人の死亡によつて其際其人に屬して居た一切の權利義務が大體其儘他の人に移轉することを云ふ。今日の西洋諸國の法律では右の權利義務の移轉と云ひ、地位の承繼と云ひ、專ら財產上の問題だが、我現行民法に於ては、被相續人が戶主である場合には、「家督相續」と云つて戶主の地位の相續を中心として財產相續がこれに伴ひ、被相續人が家族である場合には、「遺產相續」と云つて、財產のみの相續が行はれる。「家督相續」は所謂「長子相續制度」で、一人の相續人が前戶主の戶主權と全財產とを相續するのであり、而して又子孫がなくとも家は出來得る限り斷絕させたくないと云ふ所から、家督相續人の範圍と順位とが大切な問題として民法に規定されて居る。其範圍は、相續開始の際前戶主の家族だつた者を先にして、家族外の親族及び他人にも及び、其順位は大體、(1)前戶主の嫡出男子中の年長者、(2)前戶主の庶男子中の年長者、(3)前戶主の庶女子中の年長者、(4)前戶主の嫡出女子中の年長者、(5)前戶主の庶女子中の年長者、(6)前戶主（女の場合）の私生女子中の年長者、(7)前戶主が生前に又は遺言で指定した者（これは家族でも家族外でも親族でも他人でもよい）、(8)前戶主の父又は母又は親族會が家女たる配偶者・兄弟・姉妹の直系卑屬中から大體其順序で選定した者、(9)前戶主の母（曾祖父母順次これに準ずる）、(10)前戶主の父、(11)前戶主の祖父、(12)前戶主の祖母（曾祖父母順次これに準ずる）、(13)前戶主の親族・家族・分家の戶主中から親族會が選定した者、(14)他人中から親族會が選定した者、と云ふことになる。而してこれだけの廣い範圍の中からも家督相續人を得ることが出來ないときに、家は初めて「絕家」になるのである。相續は前記の通り普通に被相續人の死亡によつて行はれるが、家督相續は戶主の生前にも戶主の「隱居」・女戶主の「入夫婚姻」等によつて行はれる。前揭順位中(1)乃至(6)卽ち將來當然家督相續人たるべき所謂「跡取り」のことを、法律語では「法定の推定家督相續人」と云ひ、民法は其地位を保護して居る。卽ち婚姻養子緣組等によつて他家に入れたり、分家させたりすることは出來ないのである。しかしたとへ法定の推定家督相續人でも、「故意ニ被相續人又ハ家督相續ニ付キ先順位ニ在ル者ヲ死ニ致シ又ハ死ニ致サントシタル爲メ刑ニ處セラレタ」者及び被相續人の遺言について不正な行爲のあつた者は、所謂「缺格」者で當然家督相續人たる地位を喪ひ、又被相續人に對する虐待侮辱・身體又は精神の障碍・處刑による家名の汚辱浪費・其他正當の事由があれば、裁判によつて家督相續順位から「廢除」され得る。最も普通に行はれるのは、「跡取り娘」を他家へ嫁入らせるための廢除である。而して此「跡取り」の子が相續開始の際既に死亡し又は相續權を喪つて居た場合には、其子卽ち被相續人の孫が所謂「承繼相續」をする。卽ち次男よりは長男の子たる孫の方が男女を問はず先なのである。「遺產相續」は戶主でない者卽ち家族が死んだ場合に行はれるが純然たる財產相續である。「遺產相續人」は先づ第一番に死亡者の直系卑屬（子孫）であるが、家督相續と違ふ所は、家督相續人は一人に限るのに遺產相續に於ては直系卑屬が數人あれば其全員が共同して相續し、やがて法定の割合で分割するのである。其割合卽ち「相續分」は平等が原則になつて居る。例へば死亡した家族Aに遺產が六千圓あつてBCD三人の子があると、BCDが各二千圓づつ、もしBがAより先に死んで居てBの子にEFの二人があれば、EFが「承繼相續」で一千圓づつを得る。もしBCD三人の子の中Bが嫡出子でCDが庶子又は私生子であれば、Bが三千圓CDが一千五百圓づつと云ふことになる。而して遺產相續では、被相續人と相續人とが同じ家の籍に在るか否かは問題にならぬのであつて、前記B乃至FがAと同じ家の家族でも、或は他家へ養子や嫁に行つて居ても、分家して居ても、或は元來他家の者であつても、否それ所か外國人であつても、相續權には差別がない。ただ養子に行き嫁に行き又は分家をした際に又は「生計ノ資本トシテ」被相續人の生前に既に財產を分けて貰つて居る者があれば、それを勘定に入れて相續分が定められる。死亡者に子孫がなければ、配偶者卽ち夫又は妻が遺產を相續する。配偶者もなければ父母が相續し、父母がなければ祖父母と、順次直系尊屬に遡る。而してこれ等の近親がなければ戶主が家族の遺產を相續するのであつて、戶主は必ずある筈だから、それが最後の遺產相續人である。家督相續の場合でも、財產相續はプラスの財產だけを相續するのではなく、マイナスの財產卽ち被相續人の債務も、所謂「一身ニ專屬スル債務」の外は、其儘相續人に移るのであつて、それがあるから、我々は安心して他人と取引出來るのである。しかし當然の「跡取り」でもない相續人に差引きマイナスになりさうな相續を强制しては酷だから、前揭(1)乃至(6)の家督相續人の外は、「相續の拋棄」を裁判所に申出で相續人たることを辭することが出來るようになつて居る。尤も相續の拋棄はさう云ふ財產上の打算以外の理由でも出來る。相續を拋棄しないのは「相續の承認」だが、其場合にも、無限に債務を承繼する所謂「單純承認」をするとも、又はプラスの相續財產の限度だけ債務を支拂ふ所謂「限定承認」をするとも、相續人の隨意であつて、子が親の家督相續をする場合にも、前述の通り相續の拋棄は許されないが限定承認は出來るのである。親の借金を引受けるのは孝行でもあり義理固くもあるが、親の借金の重みで子の浮む瀨がなくなつては苛酷だから、其の場合の取捨を相續人の自由に任せたのであつて、債權者としても債務者の財產一杯あれば、Bが三千圓CDが一千五百圓づつと云ふことになる。而して遺產相續では、被相續人と相續人とが同じ家の籍に在るか否かは問題にならぬのであつて、前記B乃至FがAと同じ家の家族でも、或は他家へ養子や嫁に行つて居ても、分家して居ても、或は元來他家の者であつても、否それ所か外國人であつても、相續權には差別がない。ただ養子に行き嫁に行き又は分家をした際に又は「生計ノ資本トシテ」被相續人の生前に既に財產を分けて貰つて居る者があれば、それを勘定に入れて相續分が定められる。死亡者に子孫がなければ、配偶者卽ち夫又は妻が遺產を相續する。配偶者もなければ父母が相續し、父母がなければ祖父母と、順次直系尊屬に遡る。而してこれ等の近親がなければ戶主が家族の遺產を相續するのであつて、戶主は必ずある筈だから、それが最後の遺產相續人である。家督相續の場合でも、財產相續はプラスの財產だけを相續するのではなく、マイナスの財產卽ち被相續人の債務も、所謂「一身ニ專屬スル債務」の外は、其儘相續人に移るのであつて、それがあるから、我々は安心して他人と取引出來るのである。しかし當然の「跡取り」でもない相續人に差引きマイナスになりさうな相續を强制しては酷だから、前揭(1)乃至(6)の家督相續人の外は、「相續の拋棄」を裁判所に申出で相續人たることを辭することが出來るようになつて居る。尤も相續の拋棄はさう云ふ財產上の打算以外の理由でも出來る。相續を拋棄しないのは「相續の承認」だが、其場合にも、無限に債務を承繼する所謂「單純承認」をするとも、又はプラスの相續財產の限度だけ債務を支拂ふ所謂「限定承認」をするとも、相續人の隨意であつて、子が親の家督相續をする場合にも、前述の通り相續の拋棄は許されないが限定承認は出來るのである。親の借金を引受けるのは孝行でもあり義理固くもあるが、親の借金の重みで子の浮む瀨がなくなつては苛酷だから、其の場合の取捨を相續人の自由に任せたのであつて、債權者としても債務者の財產一杯あれば、Bが三千圓CDが一千五百圓づつと云ふことになる。而して遺產相續では、被相續人と相續人とが同じ家の籍に在るか否かは問題にならぬのであつて、前記B乃至FがAと同じ家の家族でも、或は他家へ養子や嫁に行つて居ても、分家して居ても、或は元來他家の者であつても、否それ所か外國人であつても、相續權には差別がない。ただ養子に行き嫁に行き又は分家をした際に又は「生計ノ資本トシテ」被相續人の生前に既に財產を分けて貰つて居る者があれば、それを勘定に入れて相續分が定められる。死亡者に子孫がなければ、配偶者卽ち夫又は妻が遺產を相續する。配偶者もなければ父母が相續し、父母がなければ祖父母と、順次直系尊屬に遡る。而してこれ等の近親がなければ戶主が家族の遺產を相續するのであつて、戶主は必ずある筈だから、それが最後の遺產相續人である。家督相續の場合でも、財產相續はプラスの財產だけを相續するのではなく、マイナスの財產卽ち被相續人の債務も、所謂「一身ニ專屬スル債務」の外は、其儘相續人に移るのであつて、それがあるから、我々は安心して他人と取引出來るのである。しかし當然の「跡取り」でもない相續人に差引きマイナスになりさうな相續を强制しては酷だから、前揭(1)乃至(6)の家督相續人の外は、「相續の拋棄」を裁判所に申出で相續人たることを辭することが出來るようになつて居る。尤も相續の拋棄はさう云ふ財產上の打算以外の理由でも出來る。相續を拋棄しないのは「相續の承認」だが、其場合にも、無限に債務を承繼する所謂「單純承認」をするとも、又はプラスの相續財產の限度だけ債務を支拂ふ所謂「限定承認」をするとも、相續人の隨意であつて、子が親の家督相續をする場合にも、前述の通り相續の拋棄は許されないが限定承認は出來るのである。親の借金を引受けるのは孝行でもあり義理固くもあるが、親の借金の重みで子の浮む瀨がなくなつては苛酷だから、其の場合の取捨を相續人の自由に任せたのであつて、債權者としても債務者の財產一杯

に取れば苦情はない譯である。限定承認は拋棄と同樣裁判所に申立てるのだが、單純承認は積極的に其意思を表示するに及ばず、三ケ月內に拋棄又は限定承認をしなければ單純承認をしたことになり、又相續財產を處分したり隱匿したりすると、やはり單純承認をしたものとされて、もはや限定承認をすることが出來なくなる。以上が現行民法の相續制度（民法第九六四條以下）の大體だが、（一）純家族制度的な家督相續と純個人主義的な遺產相續とを竝立させて其間の調和が取れて居ないこと、（二）家督相續の場合の所謂長子相續制度が餘りに絕對的であること、（三）寡婦の夫の遺產に對する相續權が充分に保護されて居らぬこと、（四）庶出男子が家督相續順位に於て嫡出女子に優先すること等が問題となり得るし、又財產相續に於ても相續稅を課すべきかが重要な問題である。

相續稅（Inheritance Tax. Erbschaftssteuer. Impôt sur les Successions）相續稅は相續財產を課稅物件とする人稅である。併し最初は相續を確認する國家に對する手數料或は財產移轉に課する登錄稅の如き性質を有したが、次で個人の努力に基かない偶然の不勞利得稅と見なされるようになつた。この場合にはその偶然性に鑑じて課率を異にし或は被相續人と相續人との續柄を重要視し直系相續が最近には更に財產所得重課の課稅を免れた場合が多かつた。最近は更に寧ろ相續稅制度を無意義に歸してゐる。相續稅課稅方法には、遺產總額課稅と相續分課稅との二方法がある。前者に於ては相續を機會として徵收せられる財產稅たる性質が多く、後者に於ては不勞偶然利得稅たる性質が多い。我が國の相續稅は前者を認めない。イギリスは遺產稅たるEstate duty と、相續分稅たるLegacy duty（動產相續分）及びSuccession duty（不動產相續分）を課する。フランスもこの兩者を併課し、ドイツは一九一九年の法律によつて遺產稅を創設したが、一九二二年之を廢して單一の相續稅中心

主義に復した。英國の相續稅は一九〇七年の改正法によつて從來の累進率を改めて比例率を採用した。佛國は一九〇七年の改正法によつて從來の比例率を改めて累進率を採用した。獨逸は一九〇九年の改正法によつて從來の比例率を改めて累進率を採用した。日本は一九〇五年の改正法によつて從來の比例率を改めて累進率を採用した。

相續稅の課稅物件は相續財產の全部であるが、相續財產の中には課稅すべからざるものがある。卽ち(1)國家又は公共團體が相續する場合、(2)祭祀又は慈善のために設けられた財團が相續する場合、(3)學術技藝又は慈善のために設けられた財團が相續する場合、(4)墓地又は墓碑を相續する場合、(5)生命保險金又は退職金を相續する場合、(6)國債又は地方債を相續する場合、(7)戰死者の遺族が相續する場合、(8)一定の農地を相續する場合、(9)一定の山林を相續する場合、(10)一定の鑛業權を相續する場合、(11)一定の漁業權を相續する場合、(12)一定の特許權を相續する場合、(13)一定の著作權を相續する場合、(14)一定の船舶を相續する場合、(15)一定の家屋を相續する場合、(16)一定の家具を相續する場合、(17)一定の動產を相續する場合、(18)一定の現金を相續する場合、(19)一定の貴金屬を相續する場合、(20)一定の有價證券を相續する場合、(21)一定の債權を相續する場合、(22)一定の營業權を相續する場合、(23)一定の營業財產を相續する場合、(24)一定の營業用財產を相續する場合、(25)一定の營業用動產を相續する場合、(26)一定の營業用現金を相續する場合、(27)一定の營業用貴金屬を相續する場合、(28)一定の營業用有價證券を相續する場合、(29)一定の營業用債權を相續する場合、(30)一定の營業用營業權を相續する場合、(31)一定の營業用營業財產を相續する場合、(32)一定の營業用營業用財產を相續する場合、(33)一定の營業用營業用動產を相續する場合、(34)一定の營業用營業用現金を相續する場合、(35)一定の營業用營業用貴金屬を相續する場合、(36)一定の營業用營業用有價證券を相續する場合、(37)一定の營業用營業用債權を相續する場合、(38)一定の營業用營業用營業權を相續する場合、(39)一定の營業用營業用營業財產を相續する場合、(40)一定の營業用營業用營業用財產を相續する場合、(41)一定の營業用營業用營業用動產を相續する場合、(42)一定の營業用營業用營業用現金を相續する場合、(43)一定の營業用營業用營業用貴金屬を相續する場合、(44)一定の營業用營業用營業用有價證券を相續する場合、(45)一定の營業用營業用營業用債權を相續する場合、(46)一定の營業用營業用營業用營業權を相續する場合、(47)一定の營業用營業用營業用營業財產を相續する場合、(48)一定の營業用營業用營業用營業用財產を相續する場合、(49)一定の營業用營業用營業用營業用動產を相續する場合、(50)一定の營業用營業用營業用營業用現金を相續する場合、(51)一定の營業用營業用營業用營業用貴金屬を相續する場合、(52)一定の營業用營業用營業用營業用有價證券を相續する場合、(53)一定の營業用營業用營業用營業用債權を相續する場合、(54)一定の營業用營業用營業用營業用營業權を相續する場合、(55)一定の營業用營業用營業用營業用營業財產を相續する場合、(56)一定の營業用營業用營業用營業用營業用財產を相續する場合、(57)一定の營業用營業用營業用營業用營業用動產を相續する場合、(58)一定の營業用營業用營業用營業用營業用現金を相續する場合、(59)一定の營業用營業用營業用營業用營業用貴金屬を相續する場合、(60)一定の營業用營業用營業用營業用營業用有價證券を相續する場合、(61)一定の營業用營業用營業用營業用營業用債權を相續する場合、(62)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業權を相續する場合、(63)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業財產を相續する場合、(64)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用財產を相續する場合、(65)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用動產を相續する場合、(66)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用現金を相續する場合、(67)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用貴金屬を相續する場合、(68)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用有價證券を相續する場合、(69)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用債權を相續する場合、(70)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業權を相續する場合、(71)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業財產を相續する場合、(72)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用財產を相續する場合、(73)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用動產を相續する場合、(74)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用現金を相續する場合、(75)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用貴金屬を相續する場合、(76)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用有價證券を相續する場合、(77)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用債權を相續する場合、(78)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業權を相續する場合、(79)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業財產を相續する場合、(80)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用財產を相續する場合、(81)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用動產を相續する場合、(82)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用現金を相續する場合、(83)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用貴金屬を相續する場合、(84)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用有價證券を相續する場合、(85)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用債權を相續する場合、(86)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業權を相續する場合、(87)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業財產を相續する場合、(88)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用財產を相續する場合、(89)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用動產を相續する場合、(90)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用現金を相續する場合、(91)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用貴金屬を相續する場合、(92)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用有價證券を相續する場合、(93)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用債權を相續する場合、(94)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業權を相續する場合、(95)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業財產を相續する場合、(96)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用財產を相續する場合、(97)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用動產を相續する場合、(98)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用現金を相續する場合、(99)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用貴金屬を相續する場合、(100)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用有價證券を相續する場合、(101)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用債權を相續する場合、(102)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業權を相續する場合、(103)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業財產を相續する場合、(104)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用財產を相續する場合、(105)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用動產を相續する場合、(106)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用現金を相續する場合、(107)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用貴金屬を相續する場合、(108)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用有價證券を相續する場合、(109)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用債權を相續する場合、(110)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業權を相續する場合、(111)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業財產を相續する場合、(112)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用財產を相續する場合、(113)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用動產を相續する場合、(114)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用現金を相續する場合、(115)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用貴金屬を相續する場合、(116)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用有價證券を相續する場合、(117)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用債權を相續する場合、(118)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業權を相續する場合、(119)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業財產を相續する場合、(120)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用財產を相續する場合、(121)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用動產を相續する場合、(122)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用現金を相續する場合、(123)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用貴金屬を相續する場合、(124)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用有價證券を相續する場合、(125)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用債權を相續する場合、(126)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業權を相續する場合、(127)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業財產を相續する場合、(128)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用財產を相續する場合、(129)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用動產を相續する場合、(130)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用現金を相續する場合、(131)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用貴金屬を相續する場合、(132)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用有價證券を相續する場合、(133)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用債權を相續する場合、(134)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業權を相續する場合、(135)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業財產を相續する場合、(136)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用財產を相續する場合、(137)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用動產を相續する場合、(138)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用現金を相續する場合、(139)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用貴金屬を相續する場合、(140)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用有價證券を相續する場合、(141)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用債權を相續する場合、(142)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業權を相續する場合、(143)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業財產を相續する場合、(144)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用財產を相續する場合、(145)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用動產を相續する場合、(146)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用現金を相續する場合、(147)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用貴金屬を相續する場合、(148)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用有價證券を相續する場合、(149)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用債權を相續する場合、(150)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業權を相續する場合、(151)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業財產を相續する場合、(152)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用財產を相續する場合、(153)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用動產を相續する場合、(154)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用現金を相續する場合、(155)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用貴金屬を相續する場合、(156)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用有價證券を相續する場合、(157)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用債權を相續する場合、(158)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業權を相續する場合、(159)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業財產を相續する場合、(160)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用財產を相續する場合、(161)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用動產を相續する場合、(162)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用現金を相續する場合、(163)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用貴金屬を相續する場合、(164)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用有價證券を相續する場合、(165)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用債權を相續する場合、(166)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業權を相續する場合、(167)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業財產を相續する場合、(168)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用財產を相續する場合、(169)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用動產を相續する場合、(170)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用現金を相續する場合、(171)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用貴金屬を相續する場合、(172)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用有價證券を相續する場合、(173)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用債權を相續する場合、(174)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業權を相續する場合、(175)一定の營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業用營業財產を相續する場合、(176)一定の營業用財產を相續する場合、(177)一定の營業用動產を相續する場合、(178)一定の營業用現金を相續する場合、(179)一定の營業用貴金屬を相續する場合、(180)一定の營業用有價證券を相續する場合、(181)一定の營業用債權を相續する場合、(182)一定の營業用營業權を相續する場合、(183)一定の營業用營業財產を相續する場合、(184)一定の營業用財產を相續する場合、(185)一定の營業用動產を相續する場合、(186)一定の營業用現金を相續する場合、(187)一定の營業用貴金屬を相續する場合、(188)一定の營業用有價證券を相續する場合、(189)一定の營業用債權を相續する場合、(190)一定の營業用營業權を相續する場合、(191)一定の營業用營業財產を相續する場合、(192)一定の營業用財產を相續する場合、(193)一定の營業用動產を相續する場合、(194)一定の營業用現金を相續する場合、(195)一定の營業用貴金屬を相續する場合、(196)一定の營業用有價證券を相續する場合、(197)一定の營業用債權を相續する場合、(198)一定の營業用營業權を相續する場合、(199)一定の營業用營業財產を相續する場合、(200)一定の營業用財產を相續する場合、(201)一定の營業用動產を相續する場合、(202)一定の營業用現金を相續する場合、(203)一定の營業用貴金屬を相續する場合、(204)一定の營業用營業用營業用營業

包括した。アメリカは聯邦税としてのみ一九一六年遺産税を採用し相續分税は各州の課する所である。税率はリニアノの所謂財産額による累進率と親等による累進率とが適用せられてゐる。フランスに於ては特に人口政策を加味した税率が適用せられてゐることは有名である。累進率の最高はドイツ相續税で附加税率を合し最高九割である。我國の相續税は、明治三十八年の制定にかかり、其後二三改正せられたが税率は寧ろ低下の傾向であつた。大正十五年税制改革の際免税點引上と同時に課税價格一萬圓以上の税率は引上げられた。相續分課税のみ行はれ、我國の家族相續制に做つて家督相續と遺産相續に分ち前者を輕課する。課税せられる相續財産は動産不動産を問はず、相續開始の際の價格によるが、債務公課葬式費用等を控除した純財産とする。小相續財産は勿論免税せられ、免税點は家督相續五千圓、遺産相續千圓である。この免税點は大正十五年に從來の二千圓乃至五百圓より引上げられたものであるが、同時に從來の控除規定(家督一千圓遺産五百圓)が廢せられた。税率は家督相續最低千分の五より最高五百萬圓を超ゆる金額の千分の百六十、遺産相續最低千分の十より最高同千分の二百十であるが、相續財産大小による累進の他に親等の親疎による差別を設けてゐる。一體に我相續税は課率尚輕微で從つて其收入も昭和三年度に於て二一、四五五千圓租税總額の僅々二%餘りに過ぎない。**參考書** 前記リニアノの諸著の他 Schanz, Erbschaftssteuer (How. di. Stw.). E. A. Magnéro, Théorie de l'impôt sur les successions. M. West, The Inheritance Tax. (三宅鹿之助)

早大建設者同盟 早大建設者同盟は、大正八年晩秋早稻田大學教授北澤新次郎氏の指導下に同大學學生淺沼稻次郎、稻村隆一、三宅正一氏等を中心に組織された思想團體である。歐洲大戰中に勃興して來た我國勞働運動は當時の若い學徒を無產階級運動に關心せしめ、東京帝國大學内に新人會が生れると前後して早稻田大學内にも大正八年二月民人同盟會が誕生し、高橋清吾、北澤新次郎兩教授幷に校外の大山郁夫氏を指導者とし、會員として高津正道、和田巖、淺沼稻次郎等の諸氏があつた。併るにこの同盟會員内部の性格上思想上の相違等のために分解し前記の如き建設者同盟の組織と一つは曉民會の組織となつたのである。建設者同盟は「本同盟は最も合理的な新社會の建設を期す」を綱領とし、「本同盟は綱領に基き適當なる研究及び實行運動をなす」(規約)とある如く、單に研究のみならず本部を東京市外池袋に置き機關誌「建設者」を發行して諸種の實行運動をなした。その特筆大書すべき實行運動は農民運動で、我國無產農民運動の發展は擧げて本同盟の努力に負ふ所多しと稱しても決して過言ではない。建設者同盟は早稻田大學の進歩的學生に依つて構成されて居たが、構成員の思想は必ずしも歸一して居なかつた。本同盟と密接な關係のあつた田所輝明氏の記述する所に依れば「それは未だ混沌たる黎明期なりし當時の思想界をそのまま反映してゐるから、何等の基準體をも取ることなしに絶對運動なるものを考へることは認識論上から許され得ないのである。只我々が尙ほ絶對運動を實在的に意味づけ得るとするならば、それは絶對空間の認識が可能である場合に之に對する運動として解するより外はない。然るに物理學に於て最初我々はかやうな絶對空間をニウトン(Newton)の力學によつて認識し得るやうに思惟した。即ちニウトン力學の根本法則は空間に於て一定せるやうに考へられた或る基準的座標系に對してのみ成り立つのであつて、換言すれば之等の法則はこの基準座標系、即ち謂はゆる惰性系(Inertial system)なるものを決定し、從つて亦之に結びつけられた絶對空間を經驗的に示すものであると解せられたのであつた。しかしこの場合に於ても惰性系は一義的に固定されない。なぜなら惰性系は、之に對する物體の運動が他から力を受けない限り常に一定の速度をもつて續けられるやうなものとして定義されるのであるから、互ひに等速的に動くすべての座標系は悉く惰性系に屬することができるから、

である。ところで、物理學に於て一方で光や電磁氣の媒質としてエーテル(別項參照)なるものが假定せられ、之が再び實質的に絶對空間の役目を演ずるやうに見えた。けれどもエーテルに對する物體の運動速度を見出だそうとするすべての實驗が失敗に歸した結果、アインスタインは先づかやうな物質の假定が事實に反することを强調すると同時に、物體の運動及びその他の物理現象の記述に關しては、すべての惰性系が同一の權利をもつて役立ち得ることを主張し、之を相對性原理としてその理論の基礎となした。そして之ともう一つの著しい事實即ち光速度不變の原理(すべての惰性系に於て光の速さが一定であると云ふこと)とを結びつけて、時間及び空間に關する新らしい關係(時間の長さ、空間の長さ、同時刻等の概念の相對性)を導き出した。今日、特殊相對性理論(Special relativity-theory)と名づけられてゐるものは之れである。その後アインスタインは單に惰性系ばかりでなく、すべての可能な空間座標系に關して成立するやうな理論(一般相對性理論(General relativity-theory))を試みて之に成功し、完全に絶對空間の認識を否定して相對性原理を徹底せしめた。即ち之に於ては惰性系に特殊な權利を與へるニウトン力學を改變し、物質の惰性並びに力の概念に新たな見方を附與して、依つて一つの驚くべき萬有引力理論に到達したのであつた。之が一九一五年に發表せられ、一九一九年の日蝕觀測によつて實驗的に確められるに及んで、世の異常なる注目を惹起した。(石原純)

總同盟罷業 (General strike)多數の産業の勞働者が共同且つ同時に勞働を拒絶した場合に普通總同盟罷業と呼ばれる。これは單に量的の見方であつて、普通の同盟罷業と異るところは(其項參照)同盟罷業は原則的に一經營の限界内に止り、總同盟罷業はこの限界を超え同一地域、同一産業、更に全國的に行はれるところにある。しかし、量的のみでなく、質的に考へられねばならぬ。即ち、總同盟罷業は、目的に於てそれが産業的のものである場合でも、多少とも政府若は資本家階級の、或は兩者の結合した意識的抑壓政策に全面的に對抗する企圖を有してゐるし、その目的である場合には普通の同盟罷業とは全く異つた動機によつて行はれるのである。支配階級の全面的攻勢に對しては、普通の經濟的運動や議會的運動では不充分な點があると考へられ、政治的革命的目的を有するものにあつては愈々普通の同盟罷業では充分でない。故に總同盟罷業の中には、普通の勞働爭議に端を發したる同盟罷業が、支配階級の全面的攻撃に對抗するために同情罷業の形態をとつて總同盟罷業となる經濟的のもの、抑壓的(軍國主義的又は反動的)政府や非代議制(特權的)政治の彈壓的政府に反對し、若は選擧權擴張の如き進歩的政策要求のための政治的のもの、及び現存經濟制度を以つて勞働者解放の桎梏と考へ、これの撤廢が勞働者解放の方法であるとの見解からなされる革命的のものに分つことが出來る。〔總同盟罷業の理論〕故に、總同盟罷業の理論に關しても、これを一律に表現することは不可能である。ただ併し、それらに共通なる理論を擧げれば、(一)勞働階級の連帶性、(二)勞働階級の自助性、(三)勞働階級の歷史的使命がこれである。最後のものは、所謂究極目的であつて、前二者はこれを達成する方法に關するものである。質及び量に於いて異るところあるにしても、總同盟罷業の三種は何れもこの究極目的の獲得のためになされるものであつて、直接に且つ一擧にこの目的に達せんとするものは革命的總同盟罷業の方法をとり、間接且つ漸次的になすものが經濟的及び政治的のそれとなるのである。而して凡ての階級鬪爭は政治的鬪爭である(マルクス)から、これらの凡ての總同盟罷業は原則的に集中されるものである。總同盟罷業の初期の理論は、一八三一年末、當時ロンドン全國勞働者階級組合(London National Union of Working Classes)の成員であつたウイリアム・ベンバウ(William Benbaw)が「大全國的祭日と生産階級大會」(Grand National Holiday and Congress of the Producteve Classes)と題するパンフレットに於いて述べたところである。この組合は同年三月設立せられたものであつて、オーウエン主義の感化を受け後のチヤーチスト運動の母體となつたものであつた。ベンバウの主たる論旨は次の如きものである。多數の民衆の勞働は富の源泉であるが、これを得るものは特權的少數者である。民衆はすべての權力の源泉なるにも拘らず、これを使用するものは民衆の抑壓者である。斯くの如きことは何故可能となつたか。民衆の無智と分裂である。無智の最大なる惡は他人が我々のなすべきことをなして呉れるであろうと云ふ假定である。自己の解放の仕事をその主人に依頼するが如きは勞働者にとつて全くの狂氣沙汰である。勞働者は自ら解放しなければならぬ。彼等がこれを理解すれば彼等は勝つ。ワット・タイラーからシツスルウツドに到る眞理の殉難者は民衆の間に見出される。しかし、如何にして民衆はこの知識と行動の團結を獲得するか。全國的祭日を宣言することによつて、即ち作業を停止することによつて。大衆が作業を停止すると云ふその行動が、彼等に力の意識と團結的行動の威力を與へるであろう。一ケ月の祭日は一ケ月の勞働者の大會、即ち社會的條件を調査する民衆の月、專制を打破る全國的大會たらしめねばならぬ。全國的祭日が宣言される前にその準備がなされねばならぬ。凡ての地方は、委員を選び、運動を導き、大衆を全國的祭日及び全國的大會の目的及び意義に關して教育しなければならぬ。すべての勞働者の家庭は一週間の食物を用意する。それ以上の期間は不必要である。全國の勞働者階級が團結し、唯だ一週間のために決意すれば、成功は確實である。全國的大會の目的は社會を根幹から枝葉に亘つて、全體の社會が調和的活動の狀態に置かれるために富のよりよき配分により、又、財貨の對一的流通により、改造することにある。このベンバウの觀念は、その機關誌も「青年運動」と改題し、青年の啓蒙に主力を注いでゐたが、大正十三年六月政治研究會の成立と共にその中に解消し、大正末年の無產政黨の對立鬪爭はいよ〳〵本同盟の解體沒落を早め、現在では僅かに一農民勞働社」がその形骸を傳へてゐるに過ぎない。建設者同盟の啓蒙的事業として傳ふべきものは、我國無產階級に廣く讀まれた山川均氏の「資本主義のからくり」の出版であろう。**參考書** 雜誌、建設者。雜誌、青年運動。雜誌、社會科學(昭和三年二月號)。(上條愛一)

相對性原理 (Principle of Relativity. Prinzip der Relativität. Principe de la Relativité) 相對性とは絶對性に對立するものであるが、近時相對性原理として知られてゐるのは、獨逸のアインスタイン(Einstein)によつて稱へられた物理學上の一原理である。由來、運動は或る基準體に對する物體の位置の時間的變化を云ひあらはすものであるから、何等の基準體をも取ることなしに絶對運動なるものを考へることは認識論上から許され得ないのである。只我々が尙ほ絶對運動を實在的に意味づけ得るとするならば、それは絶對空間の認識が可能である場合に之に對する運動として解するより外はない。然るに物理學に於て最初我々はかやうな絶對空間をニウトン(Newton)の力學によつて認識し得るやうに思惟した。即ちニウトン力學の根本法則は空間に於て一定せるやうに考へられた或る基準的座標系に對してのみ成り立つのであつて、換言すれば之等の法則はこの基準座標系、即ち謂はゆる惰性系(Inertial system)なるものを決定し、從つて亦之に結びつけられた絶對空間を經驗的に示すものであると解せられたのであつた。しかしこの場合に於ても惰性系は一義的に固定されない。なぜなら惰性系は、之に對する物體の運動が他から力を受けない限り常に一定の速度をもつて續けられるやうなものとして定義されるのであるから、互ひに等速的に動くすべての座標系は悉く惰性系に屬することができるから

は、チャーチストの時代に到つて「聖なる週」又は「聖なる月」の名によつて呼ばれ、更らに後に至つて労働組合運動者達によつて總同盟罷業と呼ばれた。この言葉は最初、一八三四年四月五日ドハーチー(John Doherty)に依て出版された「産業權の先驅」(Herald of Rights of Industry)に於て發見されると云ふことである(ベーア、英國社會主義史一卷三一四—三一八頁)。直接行動を主張し、政治的行動を拒否するサンジカリストに於ては總同盟罷業の方法が是認せられることは當然であるが、政治的行動を是認する共產黨の人々も又決定的の階級鬪爭の場面に總同盟罷業を利用することを主張する。【總同盟罷業の例】チャーチストはその大會に於て、常に究極的目的に關する討議をなしたに拘らず、「神聖なる月」を來すことを遂になさなかつた。アンドレー・トリドン(André Tridon: New Unionism)に於て、各種の例を擧げてゐるが、その最初のものは一八九三年上院に於て普通選擧法が否決となつた後に、ベルギー勞働者が二〇〇、〇〇〇人總同盟罷業をなしたことを記してゐる。一九〇二年には、ベルギー、スウエーデン、一九〇三年にはフランス、オランダ、一九〇四年にはイタリー、ロシア等に於て何れも政治的總同盟罷業が行はれた。最近に於ける最も顯著なりし總同盟罷業は、一九二六年イギリスに於いて行はれた產業的のそれである。イギリスの炭坑は、多數の企業者によつて經營せられてゐる結果、競爭のために炭價は低廉であり、產業の景況によつて動搖を受くること多く、坑夫は勞働條件の低惡と賃銀の低廉に惱んでゐた。一九一九年以來の大規模の炭坑爭議はこの事實によるものであつて、サンキー委員會の如きも國有、又は分散してゐる小規模の企業を全國的に結合することが望しき方策として推薦した。しかし、このことは炭坑所有者及び政府の認むるところとならず、屢ば折衝が重ねられてゐたに拘らず適當な解決を見出すことが出來ず、一九二六年五月四日勞働組合會議總評議會によつて、總同盟罷業が命令された。この指令を受けた產業は、(一)運輸產業、(二)鐵鋼鐵その他の重工業、(三)新聞を含む印刷業、(四)建築業、(五)電氣瓦斯業、等であり、除外せられたものは、衞生事業、保健食糧供給事業である。この總同盟罷業は九日つづいて、十二日正午終結された。その條件は、全國的炭坑賃銀局と委員會の設定の基礎の上に立てられたものである。參考書 André Tridon, New Unionism. Beer, History of British Socialism. (松澤榮人)

屬性 (Attribute. Attributum. Attributum) 性とも云ふ。もとラテン語の附け加へる(Attribuere)の語源より發し附け加へられたるものの謂。一般には附屬物の意味に用ひられる。哲學では事物の本質に對しそれに附屬するものを云ふ。即ちものの根本的核心に繫屬し、依據する諸性質、第二義以下の要素、內容、性量を意味し、しかも本質とこれ等の諸性質の結合によつて一事物が形成されるものである。彼に於いては、國家は血緣團體であり、君主權は即ち、神がアダムに授けた家長權の延長に他ならぬ。彼の王權辯護論は、當時の自然法學者殊にロックに依つて痛烈に論駁せられたけれども、爾來この所謂國家家族說を採るもの甚だ多く、Dahlmann, Berlin, Maine 等何れも類似の思想を抱いた。殊に我が國に於てはこの思想が極めて旺で、それは又屢ば君主權の神聖を擁護するために援用せられた。然し乍ら、現今の通說に從つて、國家の起原を、異種族間の征服にありとするときは、血緣團體が國家に擴大するといふことは、不可能である。Gumplowicz は等質の人類團體からは決して國家が自生發生しないことを最も強く力說した。唯 Lowie が論證するように、同一血緣團體の中にも、自然に階級が發生することを認めるならば、階級國家說と國家家族說とは、論理上は必ずしも矛盾する思想ではない。參考書 Knabenhauer, Patriarchie (Buchem, Staatslexikon 4. Aufl. 1911). Oppenheimer, Der Staat, 1926. Lowie, Origin of the State, 1927. (河村又介)

ソクラテス (Sōkratēs B. C. 469—B. C. 399) 希臘哲學者。紀元前四六九年頃アテナイに生れ、三九九年、青年を惑はし、神々を否定し、新たな神を主張するといふ廉で死刑に處せられた。著作なし。その學問、人格、事業はプラトン、クセノフォン、アリストテレスの著述によつて知る外なし。就中プラトンは彼に最も信服せる弟子、特にその初期の著作は唯一の史料である。ソクラテスは多くのソフイスト達と共に希臘啓蒙期に位し、それに共通の思想を多分にもつてゐた。彼に於ても人は一切事物の尺度であつて、傳統の權威を捨てて個人の自由思索によつて判斷すべきを主張した。但しソフイスト達が個人的の心理的人以外を見る能はざるに反して、彼は普遍的、規範的人を發見することによつて道德的信念を確立せんとした。之が爲めに彼は問答法(Dialektikē)を以つて個人が先天的に有する規範を自覺せしめんとした。之れが彼の敎育法である。蓋し敎育は人の有せざるものを與へることが出來ない、ただ人の生來有するものを思ひ起さしめることが出來るのみである。人々はその偏見によつて眞知の發見を害つてゐるから、このことを最初に知らしめなければならぬ。無知の自覺が眞知への第一步である。是問答法の第一の要件で助產法(Maieutik)と云ふ。併し彼は直接に人が眞知なきことを云はず、初めは對話者の云ふ所を認め、次にこの者に質問することによつてその觀念を取消さざるを得ざらしめ、既に有した知識が眞知でないことを自白させる。之がソクラテスの皮肉(Ironie)である。併し對話者に眞知を愛し、之を探究する意志がなければこのことは不可能である。即ち我と彼とがこの共同の目的の愛を有することが問答法の第二の要件であるところから、問答法はまた愛の術(Erotik)である。かくて問答に於ける「一般の一致」によつて達せられるものが必然的な眞知で、定義若くは概念である。ソクラテスがこの方法を提唱し、適用したのはただ倫理學のみである。彼によれば德行には知を必要とし、眞知あれば德必ず伴ふ。人は或る技術に於てたくみさを得る爲めにはその技術に關する知を要する如く、德行に於て德を得んが爲めにはそれに關する知をもたねばならぬ。正しき知識によつて正しき行爲がなされ得る。これよりして德とは幸福を巧みに收得する技能である、個々の場合に結果を熟慮して行ふ截知が德であつて、之を充分に具有するものが知者である。併し學說上かく一見功利說に見ゆるも、實行上のソクラテスは遙かに高く立つてゐた。常に神を信じ、その超自然的導きと忠告とによつて彼の行動を決定し、常にこの嚴肅なる道德的命令を遵奉した。學說と實行とのこの矛盾は、彼に於いてはその偉大なる人格によつて統一されてゐる傾がある。組合員は階級、年齡、政治の別なく、同志として事を共にし力と自由と親和との道を計つてゐる。(嘉治隆一)

ソコール運動 チエッコ・スロヴキアに於ける愛國的體育運動をいふ。一八六〇年代の初めミロスロフ・タイルス(一八三二—八四年)が進化論を基礎とし、適者生存の原理に立ち、個人並に民族の活躍を期せんとして提唱したもので、一種の精神主義的體操の普及を計るにある。ソコールとは同國語で鷹といふことで自由と勇氣とを表徵する最初の三十年間位は個別的に各地に發達してゐたが、その後、陸上競技の奬勵せられると共に全國的に體育組合が組織せられ、勞働者の間にも擴がつた結果、今日では六歲以上の男女が夫々全國に存在する五十三の組合本部に所屬しその數全人口(千四百萬人)の七分の三に垂んとしてゐる。その中、勞働者最多く(三〇%)、技術家と商人之に次ぎ、自由職業者、官公吏、農民の順序である。同國がオーストリアの治下にあつた際は、聯盟と政府との關係は頗る面倒であつたが、世界戰後、同國が獨立して以來、寧ろ政府は極力之を奬勵し、國民の體育と道德的訓練とに之を利用してゐる傾がある。組合員は階級、年齡、政治の別なく、同志として事を共にし力と自由と親和との道を計つてゐる。(嘉治隆一)

租借地 (租借Lease. Bail. Pacht) 租借は一國がその領土の一部を他國に一定または不定の期間無償で貸與することであり、貸與された領土を租借地といふ。一般に領土の統治に關する一切の權能が租借國に讓渡され、租借地は全く租借國の統治の下に立つことになる。全く租借國の統治の下に立つ事實を見て、租借は假裝の割讓だと論ぜられ國際法上一般に領土獲得の一方法として述べられてゐる。實際、當事者の意思では割讓であることもあるし、當初はともかく結局に於ては割讓に終ることもある。しかし、法律上から云へば、租借地は租借後も原所屬國に屬する。たとへ實際の統治が全く租借國によつて行はれても、それは租借條約の內容の結果にすぎないのであつて、それによつて租借が割讓に化することはできぬ。從つて、租借地は期限の滿期または解除によつて再び原所屬國の所屬に歸るべきである(一八九四年コンゴー自由國がイギリスから租借した Lado Enclave は一九一〇年のロンドン條約で解除された)。—現在支那にある主要な租借地を擧げれば、威海衞と九龍半島(イギリス)、廣州灣(フランス)、關東州(日本)。なほ支那の諸都市にある居留地(Concessions)は租借地とは異り開市場に於て貿易に從事する外國人に指定された居住地域であつて、單に一定の行政權が外國によつて行使されるにすぎない(齋藤良衞、國際法外交雜誌三二卷參照)。參考書 Funchille, Traité de Droit international, 8e. éd., § 557[1]. Sturpp, Wörterbuch des Völkerrechts, II, 1925. 又§. 220—222. (橫田喜三郎)

租稅 租稅は、國家を前提として始めて歷史的に理解し得る。國家と云ふものを知らなかつた古代の民族社會は、また租稅を知らなかつた。而して、國家は一定の進化段階に於ける社會の產物である。即ち社會の生產力の一定の發

達段階に於て私有財産が發生し、其結果社會が調停すべからざる階級對立に分裂するに至つて、外見上この衝突を抑へこれを「秩序」の埒内に制すべき一の勢力」として生れたのが國家である。それは「この社會より現はれ、然かも社會以上に存し、益々これと無關係になりつつある權力」である。この權力—公權力は「自ら武力として組織する人民とは最早直接に背馳するものであり」、且つ「それは武裝したる人間をもつてするに止らず、また物的附屬物、監獄及あらゆる種類の强制の施設をもつて成立する。かくの如きは民族的社會の全然知らなかつたものだ」(エンゲルス)。而して「この公權力を維持するためには、國民の貢獻—租稅が必要である。これは民族的社會の全く知らなかつたものだ」(同上)。資本家社會がその未曾有の生産力の發達と共にまた未曾有の階級對立を生産するや、國家もまた空前の發達を來たし、それと同時に租稅も非常な發達を見るに至つた。一般財政學者の財政史分類に於て中世を特權(Privilegien)收入時代若くは官有地(Domänen)收入時代となし、現代を以て租稅收入時代となしてゐるのはこのことを意味してゐる。まことに現代に於て租稅は國家收入の中樞をなしてゐるのであつて、例へば昭和三年度に於ける我國の實行豫算は、經常歲入合計一、四八四百萬圓のうち租稅收入は(印紙收入を除いても)九〇一百萬圓であつて、まさに經常歲入合計の六〇・七%を占めてゐる。租稅の論據に就ては諸說がある。交換說(モンテスキュー)、保險說(チエール、ジラルダン)、義務說(ミル)、社會政策說(ワグナー)等はその代表的なものであるが、何れもその時代に於ける國家と社會との一定の具體的關係から必然的に生れたものであつて、前述の如き本質を有せる租稅をば社會のために合理化せんとする努力に他ならなかつた。かくて所謂「租稅の原則」—それは有名なアダム・スミスの Equality, Certainty, Convenience, least expense の四原則の提唱に始まるとされてゐる—に關する諸學說も、「如何にして租稅の公平を期するかの問題として立てられつつ、實は如何にして個々資本家の資本蓄積を害せざるを得るかと云ふ解答を求むる努力に過ぎない」(大内兵衞、財政學概論。社會問題講座所載)。然かも租稅の公平を期することそのことが、結局ブルジョア民主主義—この資本支配の最高形式—はすべての急進ブルジョア的理想に他ならぬ。「租稅改革はすべてブルジョア經濟學的改良論者の乘りまはす竹馬であり、ブルジョア特種である。」租稅改革の目的は、産業の發達の障害となるような傳統的舊稅を廢止するにある または、財政を緊縮し、または分配の公平を行うにある。ブルジョアは、彼等自身のやり方に於て、手づから負擔公平の理想を沒却するようになればなる程、彼等はますます熱心にこの奇怪なる理想を追はんとする」(マルクス)。だから、次の立言は全く正當である—「資本家的生産の上に立つてゐる分配關係、勞賃と利潤、利潤と利子、地代と利潤との關係は、租稅によつて、せいぜい附隨的な點について少しの變更を受けるばかりであつて、それ以上その根柢を脅かさることは贅じてない」(同上)。が、ここに注意すべきことは、近代國家收入制度に於ける租稅の重要性が、最近に於ける資本主義の自由競爭より獨占への轉化—「獨占的資本主義から國家的獨占資本主義への轉形」(レニン)の過程に於いて他の收入諸形態にとつて代はられつつあることである。その一は國債である。"造歩し行く文明とともに、最早租稅もまた不充分となる。そして國家は將來のために爲替を振出し借入をする、即ち國債である」(エンゲルス)。その二は官業收入である。蓋しかかる場合國家は所謂一箇の統一的な「集合資本家」であつて、直接に社會的剩餘價値の生產者であるから、一方にこの集合資本家的企業の敗資收入(官業收入)が莫大な額に達すると共に、他方にそれに對する大銀行の金融的依存關係(國債收入)が增大するからである(ブハーリン)。特に租稅の國民經濟に及ぼす影響に就ては別項「租稅轉嫁」參照。租稅制度に就ては同「單一稅」參照。**參考書** 小川鄕太郎、租稅論。Seligman, Essays in Taxation. Varga, Steuerfrage und Steuerpolitik. Eheberg, Steuer (Hdb. d. Stw.) Handbuch der Finanzwissenschaft, 1 Bd. (三宅鹿之助)

租稅轉嫁 租稅はその理論的基礎附けが如何樣であれ納稅者にとつて一つの苦痛であることは言ふを要しない。この苦痛を免れんとして或は逋稅鬪爭が行はれ或は脫稅が行はれ或はこの轉嫁が行はれる。轉嫁は脫稅や逋稅鬪爭のように財政收入そのものを阻止せず、私經濟相互間に於て其負擔關係を改めんとするものである。而して稅法は納稅者と課稅物件を規定するのみであるが、この事は納稅者が必らずしも納稅額の全部を負擔するものとは限らない。そう云ふ場合もあるが、又他人(例へば課稅物件の購買者)にその負擔を轉嫁して納稅者と事實上の擔稅者とが異る場合もあり、若くは課稅物件又はその生產手段の生產に技術的改良が はれた結果課稅額だけ費用價格が低下して結局何人も租稅を負擔しないと云ふこともあり得る(尤もこの場合に於ても勞働生產力の發達が當然の價格低下となつては消費者に均霑しないと云ふ點で尙問題があるが)。斯の如く租稅負擔が納稅者から擔稅者に移り又は人から物に轉ずる事を總稱して租稅の轉嫁と云ふ。而してこの租稅負擔移轉の過程を轉嫁(Shifting)と云ひこの負擔が結局擔稅者若くは物に落着くことを歸着(Incidence)と云ふ。又轉嫁が前人より後人に移る場合(生產者→消費者)は之を逆轉(Fortwälzung)と云ひ、後人より前人に移る場合(消費者→生產者)は之を逆轉(Rückwälzung)と云ひ、人より物に移る場合は消轉(Abwälzung)と稱する。租稅轉嫁は從て課稅物件の價格の高低に現はれ、消轉の場合を除く他はその賣買の間に起る。故に逆轉は課稅物件の價格に稅額が加へられた場合であり、逆轉はそれが加へられなかつた場合である。學者によつては更に納稅者が稅額の還元價格を課稅物件の價格より差引いて賣る場合を考へ之を租稅の銷却(Steuer-

amortisation)と稱してゐる。主として地租其他の收益稅の場合に行はれるもので、この場合には當該租稅制度が初めて設けられた場合の財産所有者のみが負擔者である。租稅轉嫁に關しては古來種々の學說があるが、剩餘課稅論及び利益均衡說が有名である。前者は重農學派及正統學派の論じた所で租稅は結局純所産若は純所得より支拂はれるもの故かかる剩餘を有せざる者に課せられたる稅は結局純所産者乃至純所得者に轉嫁すと云ふのであり、後者は經濟上の利益は互に調和するもの故租稅負擔は結局長日月の間には漸次轉嫁せられて各人利益の均衡を來すと云ふのであつてその代表者はカナールである。其他ラツサールがすべての間接稅は勞働者階級に轉嫁すとなしたのも有名であるが近代の轉嫁說としては以上の如き轉嫁を以て絕對的となさず時と處とに依て異るとなせる點に於て相對說と總稱せられる。就中セリグマンの研究は有名である。とまれ關稅消費稅等は大體に於て消費者從て勞働者階級に轉嫁せらるること多きは統計的研究の示す所である(ノイマン、モンペルト、ゲルロフ)。租稅政策上も消費稅は大體租稅立法者に於いて轉嫁を欲し之れを期待してゐる稅であると言ひ得る。**參考書** 小川鄕太郎、租稅論。土方成美、財政學の基礎概念。神戸正雄、財政學。汐見三郎、日本財政の特殊問題。Seligman, Shifting and Incidence of Taxation. (三宅鹿之助)

祖先崇拜 (Ancestor-Worship, Ahnenkultus, Culte des ancêtres) 古代社會に聖實な家族生活には必らず基調となつて居る信仰であり、死せる祖先等の地下に於ける生活を信じ、從て之を祀ることによる冥護と、之を疎んずることによる災禍とを信ずるものである。家族制度は常に血統の者によつて承繼せらるべしとする原理を有つのであるが、この原理は最も明瞭に祖先崇拜の信仰の中に形式化せられる。この信仰によれば、人々は祖先を祀ることに依てのみ安穩な生活を營むことが出來るのであるが、その祀るべき者は常に血統の者でなければならないとせられる。これ自然の血統が絕えた場合のために古代人が養子といふ如き巧妙な擬制を考案した最も直接の動機である。故にその養子もなるべく血緣の近き者を宜しとしたのであつて、支那でも古くから「神は非禮を欲けず民は非族を祀らず」(左傳)といはれて居る。また古代社會の婚姻法が多く「子無きは去る」と云つて妻の不姙を離婚原因に數へて居るが、之なども全く祖先崇拜の信仰に由來するものであるが、此鬪爭ばならない。問題はかかる信仰が第一體たる家族が生れたか、或は他の原因例へば經濟的原因にの維持繼續に對する社會的要基て血族團體が組成せられ其求が祖先崇拜なる信仰を生み出すに至つたかの點である。祖先崇拜の古代社會に於ける役割を最も細密に檢討したフランスのフエステル・ド・クーランジュの如きは、古代社會の生活現象を悉くこの信仰に依て括約して居るが唯物史觀の立場に在る學者達からは勿論異議が唱へられて居る。Fustel de Coulanges, La Cité antique, Paris, 1862 (中川善之助譯、古代家族)、Nobushige Hozumi, Ancestor-Worship and Japanese Law (穗積陳重、祖先祭祀と日本法律)等が最もこの點を主題としたものであるが、此の外古代社會の著述は殆んど此點に觸れざるものがない。(中川善之助)

蘇兆徵 廣東香山の人。中國共產黨の元老であり、同時に中國勞働運動の元老である。彼れは、インテリゲンチヤが重要なる歷史的役割りを演じて居た無產運動發展の第一段階期に於て、最も精練されたリーダーとして、然かもプロレタリアートの中から現はれた貴重な人物である。水夫の出身であつて舊同盟會時代既に孫文の革命運動に參加した。中華全國海員總工會は、支那に於ける最初のそして最も完備した全國的產業別組織であり、然かも最も革命的な組合として全國組合運動の中心となつて居るが、之れが創設は實に彼れの力である。一九二二年末から翌年春に亘る五十餘日の香港海員の對英ストライキに於て彼れは總指揮として最も卓越せる統率力を示し、此の鬪爭を海員の全國的組織にまで展開させた。一九二五年、第二回全國勞働大會に於て、中華全國總工會成立するや、彼れは推されて中央委員長となつた。一九二五年五卅事件直後開始された香港勞働者のゼネラルストライキは持久約一ケ年半に亘り、中國勞働運動史上に又植民地に於ける勞働者の反帝國主義戰爭史に於ける最大の記錄を留めたものであるが、此鬪爭に於て彼れは罷業委員長として美事な指揮を演じて居る。一九二七年三月、李濟琛によつて所謂る白色恐怖が現出するや、彼れは全國總工會を武漢に移し、そこで太平洋勞働會議の中國代表として、又第四回全國勞働大會の指揮者として、又國民政府勞工部長として熱心に活動した。武漢政府沒落後一時ロシアに行つた。此の歲の末、廣東勞働者が廣州を占領し、假令三日ではあつたがサヴエート政府を組織し、植民地革命運動最大の歷史記錄を實現した時、彼は不在だつたに拘はらず、公の人望は彼を此サヴエート政府の委員長に擧げた。(鈴江言一)

外蒙古國民共和國 外蒙古國民共和國成立の時機は形式的にいへば一九二四年三月二十日、最高活佛ジエズン・ダンバ・フツフタが死に、祭政一致の宗教君主專制國が終つて民主共和國となつた時からであるが、事實は一九二一年三月十三日キヤフタに臨時國民革命政府が選出せられた時に始まると見て差支ない。正確に云へば北緯四十二度乃至五十二度、東緯八八度乃至一一六度に擴がり、一八〇〇メートル位の一大高原であつて西は亞爾泰山、東は興安嶺に限られてゐる。もと清朝に征服せられてゐたが、民國革命が成立して支那が共和國となつた一九一一年の夏に至つて外蒙の王侯及喇嘛國(僧侶)十八人が庫倫に大會を開いた結果、支那の宗主權は清の滅亡と共に外蒙古に及ばずと決議し、特使を露都に派してその保護を乞ひ得たから、十一月十八日政變を起して庫倫駐在の支那外蒙總督並に軍

除を放逐、蒙古自治國を建て、大汗(國王)にジェムブズンを推戴し、十二月十六日庫倫に戴冠を擧げた。ロシア益々後押をしたから各地に反支氣分橫溢し、一九一三年秋には庫倫政府が全外蒙古を統一した。所が支那はロシアに抗議し、蒙古に關して一九一三年十月二十三日北京に露支共同覺書を發し、一九一五年五月二十五日キヤフタに露支蒙三國協定を結び、外蒙古は支那の宗主權の下に自治餌としその範圍は車臣、土謝圖、三音諾顏、札薩克圖の四大藩及びキヤフタ(科布多)地方に及ぶと定めた。然るにロシアは勢力扶植の手を緩めず、數回に渡つて五百十萬ルーヴルの借款に應じ、又、一九一四年より一七年迄、行政財政の顧問を遣し、之がために內政の改革と國力の充實とを計つてやつた。一九一七年にはロシアに革命が起つた結果、支那は忽ちロシアの地位を奪つて外蒙に經濟上、政治上の勢力を回復し、一九一九年に至るまで依然優勢であつた。恰もこの頃、蒙古人とブリヤート人とによつて「汎蒙古運動」なるものが起され、折からシベリアに於てサヴエート聯邦の東漸を防止せんと努めてゐたセミョノフ軍及之を援助してゐた日本軍の贊成を得、一九一九年二月、チタに於て全蒙古民族會議を開き、北、バイカルより南、西藏へ、東、滿洲より西、東部トルキスタンに至る一帶を領土とし、ネイセゲゲン活佛を盟主とする臨時政府を立てたが、この時には外蒙古は支那の反對を顧慮して參加しなかつたのみならず、同年秋には支那政府に壓迫せられて外蒙自治權の撤廢をさへ容認した。所が元來弱小民族擁護を以て立つサヴエート・ロシアは極力之に反對し、翌一九二〇年四月蒙古國民革命黨を成立せしめた。一方、セミョノフ將軍の沒落を豫想したため、離れて蒙古に入り一九二一年二月庫倫に入り、又、蠢に赤軍に追はれたアンネンコフ等の軍隊も同じ頃キヤフタを占領し、外蒙古に事を謀らんとしたが、その反サヴエート主義が土人の同情を失ひ、寧ろ、赤軍の方が歡迎せられ、ここに初めて兩共和國の聯絡成立し、一九二一年二月蒙古國民革命黨(現在の蒙古國民黨)はキヤフタに第一回大會を開いて民主的自治獨立蒙古國の建設、サヴエート・ロシアとの同盟確保を宣明し、同三月十三日同地に臨時蒙古國民革命政府を選出して從來一切の實權を握つてゐた活佛の勢力にとつて代ろうと努め、七月には國民革命軍はサヴエート・ロシアの赤軍と協力してウンゲルン軍を擊滅し、その後一九二五年三月迄引續き赤軍を駐屯せしめた。政府は四年九月廿日臨時に小國民議會制を立て庶民五、貴人一の比例で代議員を集め、正式に全國的な大國民議會を開くまでの便法を講じた。但しかくの如く民主的統治の根柢は出來たが、形式的に全國に君臨してゐた大活佛が一九二四年三月怪死を遂げて以來、國民政府中心となつたのである。舊藩主は藩長と名を改められ一代限りとして死後は選擧によつて之を選ぶ事になり、全男子の殆ど三割を占める喇嘛の曾む宗務政廳の勢力も漸次之を削り、唯だ邊隊の地には總督を置く事とした。同一九二四年十一月、終に庫倫に全國的な大國民議會(代議員百名)を開き、之を以て同國最高執行機關とし、その閉會中は小國民議會に、又それも閉會中ならば其內閣と協議して一切の國務を處理することに定め、且つ全國一致を以つて外蒙古共和國憲法を採用したが、之は著しくロシア憲法に類似したものである。そして勞農聯邦と同盟は結んでゐるが、未だサヴエート國家を建ててゐるといふ譯ではない。政黨は蒙古國民黨が殆ど壓倒的勢力をもち、國家資本主義の樹立を企てゐるが、外に一九二一年八月以來、蒙古青年革命同盟といふ共產黨系のものが出來、前者の行動を批判監視し乍ら之を援助してゐる。全人口は約百萬、王侯、喇嘛及庶民に分れ、第三者は約七割乃至七割五分を占め、殆ど全部牧畜を營み、一九一八年の計算では外蒙全體に羊及山羊七百十八萬八千頭、馬百十五萬五百頭、牛百七萬八千四百頭、駱駝二十二萬八千六百頭、總計九百六十四萬五千五百頭位に達し、今では約その三割を增してゐるとの事である。鐵道は皆無、專ら馱背による外はなかつたが、近年自働車及飛行機も訪れる樣になつた。首府ウルガは一九二四年以來ウラン・バトル・ホト(赤軍都)と改稱、人口十萬、發電所一、劇場一、活動寫眞小屋一、銀行一、郵便電信局一、印刷所一、新聞三(半週間一、二週間一、月刊一)自働車、電話及無線電信もあり、喇嘛の數一萬五千に達する。**參考書** 高畑國重、蒙古國民共和國の政治的解剖(支那、大正十五年九月十五日)。Wolff, S.M., Die Volksrepublik der Mongolei. (Geopolitik, Sept. 1928)(嘉治隆一)

ソフイスト (Sophist. Sophisten. Sophiste) 紀元五世紀希臘に現はれた學者の一系統。ソフイストとは本來知者の義である。彼等は希臘の政治生活が發達して青年に政治的な教養に對する要求の起つた時、之に應じて教授を職とした專門家の群であつた。彼等の主として教授したのは、政治的な知識や技能に關するものであつたが、それには、文學、歷史、哲學等の一般知識の他に、言語の用法、修辭學、辯論術が包含されてゐた。彼等はこの職業に携つてゐる他にも、哲學的に個人主義的相對主義を抱いてゐたことによつて特記される。彼等のなかでは「人間が萬物の尺度である」と謂つたプロタゴラスが最も優越してゐる。しかし、なかには、民衆を說服するための詭辯のみを以て政治的技能の極致となし、徒らに社會に輕薄の氣風を生ぜしめるものを生じ、此の傾向は末派にいたるに從つて甚だしかつた。その結果、彼等は希臘の社會を墮落せしめた主要要素であるとさへ謂はれる。これを救濟しようとしたものが、ソクラテスであり、プラトンにいたつて全く理論的にソフイストは克服されて了つたのである。彼等は社會論において社會契約說の先驅者である。**參考書** Zeller, Philosophie der Griechen. Gomperz. Griechische Denker. (新明正道)

租庸調 租庸調は昔の租稅制度である、租は粟米類、庸は力役、調は布帛類を納めることである。普通唐の制度と考へられるもその淵源甚だ遠く先秦時代に之を求めることが出來るが、庸は隋に起り租調は南北朝に存した。唐に至つても舊朝の制により租調及庸を課したのであるが、庸の意味に於ては從前と少しく異つて、每年力役二十日とし若し役せざれば一日に對し絹三尺を納めこれを庸と云つた。爾後種々なる變遷を經て來たが安祿山の亂後漸く類廢し德宗の兩稅法が制定されるに及んで全く消えて仕舞つたのである。要するにこの制度は由來遠く、漢魏の際には布帛を穀粟に代へ若くは粟帛を併徵したのみであつたが唐に於て初めて天下萬民に均等に賦課したのである。惟ふにこの制度は土地國有制度に淺からぬ關係を有する。その萬民に均等なるは田土を萬民均等に分給せられるにあつた。土地國有制度の端を作れるは實に晉であつて後魏これを確立し隋唐に傳ふ。故に租庸調も晉に胚胎した。而して戰亂のため蔑縮した南北朝時代の狀態は土地國有制度の建設を便にしたが唐に於ける經濟發達の大勢は遂にこの制を破壞したのである。日本に於ては中古王朝時代に行はれたのである。大化改新の時に唐制に倣つたと云はれるが日本の古代にもこれに該當するものがあつたのである。卽ちミッギ(物品を貢す)、エダチ(勞役)、タチカラ(田地—收穫ノ一部)等はこれである。租は田に課し稻米を以て納めしむ。改新以來その率多少變遷したが、概して上田に於て總收穫の百分の三を定率とし中田下田は漸減したのである。庸は大化の制によると戶別に徵し一戶の庸布一丈二尺、庸米五斗であつたが、令制に及び人每に徵し正丁の歲役十日、次丁五日と定め布を代納せしめた。正丁は二丈六尺、次丁はその半、而して中男及び京畿在住者にはこれを免じたのである。調は田の調及戶の調の二種がある。前者は田地面積に應じてこれを出さしめ、後者は戶別に之を納めしめ、何れも各地の產物を之に當てしめたのである。これは大化二年正月の制であるが、直ちに改正せられ、調は身について納付せしめ、その後大寶令によると調は庸と共に人別に賦課せられた。但し皇族及び八位以上の人、老幼、婦女、癈疾篤疾並びに奴隷には之を免除したのである。令の制度によると正丁(二十一歲乃至六十歲)は絹八尺五寸、布になると二丈六尺、綿は一斤、絲は八兩を納めしめたのであつた。**參考書** 武德令。開元令。新舊唐書。令義解。租稅沿革論。大日本租稅史。大日本食貨志。(辻善之助)

ゾルゲ (Sorge, Friedrich Adolf) ドイツの革命家。自由思想を懷く牧師の子に生れ、語學、史學、文學に關して深奧の教育を受けたと同時に、父の家が西方、フランスベルギイ等の自由思想と東方、ポーランド獨立運動家との驛絡所をなしてゐたため自ら開明的空氣の中に人と爲る。三月革命後の反動的機運が、ベルリンに勝利を占めるや、彼はスウイスに走り、間もなくバーデンに一揆の起るを聞いて歸國、武裝して之に參加し、亂平定後死刑の宣告を受けたが、再びスウイスに亡命、次で大西洋を渡つてアメリカ大陸に逃れ、生涯を彼地に葬した。彼はアメリカが奴隷公認國であるため、最初は寧ろオーストラリアに渡航しやうと念つてゐたが、帆船の都合で偶然にもアメリカに行きニューヨークに定住した。當時は極貧の爲め、飢餓と窒氣とに苦しめられて死に瀕した事もあつたが、遂に音樂の教師となり、ドイツ婦人と結婚した。タナショナルがアメリカに移さるるや、其幹部として大いに盡瘁し、その前よりマルクス、エンゲルス等とも親交を結び、死別まで絕えて變ることなし。書齋には兩人の肖像を揭げ、音樂室にはベートヴエンとワグネルとの肖像とを揭げてゐたといふ。マルクス、エンゲルスの死後も長く生きてゐたので運動の大長老として尊敬された。一九〇六年夏マルクス、エンゲルス等よりの來信を纏めて公刊を企てたが、出版を待たずして同年秋死んだ。メーリングの記述によれば、年八十に近しとある。故に生年月日は詳かではないが、恐らく一八一七、八年の頃かと察せられる。**主著** Briefe und Auszüge aus Briefen von Joh. Phil. Becker, Jos. Dietzgen, Friedrich Engels, Karl Marx u. An. F. A. Sorge und Andere, Stuttgart, 1921. (本書は歷史的文獻として價値大である)。外にノイエ・ツアイトに投書あり。**參考書** Mehring, F., F. A. Sorge (Die Neue Zeit. XXV. Jahrg. B. I. S.S. 145—147). Derselbe, Der Sorgesche Briefwechsel (ditto. S.S.10—19, 50—57)(嘉治隆一)

ソレル (Sorel, Georges 1847—1902) 佛蘭西の社會主義者。初め政府の技師を勤めてゐたが、漸次社會問題の研究に進み、一八九八年社會主義の將來は勞働組合の團結と鬪爭においてのみ保證され得るとなして、所謂サンジカリズムの理論を樹立した。これは同國における議會的社會主義者の墮落を直視して社會主義に幻滅を感じてゐた勞働者に依つて迎へられるとともに、その高揚的な論理は知識階級の心情にも訴へるところがあり、一時翻然たる勢力を扶植した。彼はマルクスから出て一種の永遠革命論を說き、暴力行使の肯定と悲觀的戰鬪主義に依つて有名である。晚年に及んで、露西亞大革命が成就するとともに、彼は之を支持し、レニンの政策を全く受け容れて共產主義者たるにいたつた。彼は佛人特有の情熱的氣質の思想家であつて、その理論に前後を通じて動搖はあつたが、ブルヴドン以後の異彩であり、花形であつた。**主著** 暴力の考察。マルクス主義の分解。進步の幻影等。(新明正道)

ソロン (Solon B.C. 640—B.C. 559) 古代ギリシアのアテネに於ける七人の賢人中の最も優れたる立法家。紀元前約六百四十年頃アテネに生る。王族コドルス(Kodros)の子孫エクゼセスチデス(Execestides)の子であつて、幼時貧乏のため旅商人となつて財を蓄へ、その後は專心學を志し、知名の學者と交遊してゐる所すくなくなかつた。紀元前六百年頃メガラに打ち勝ち、ギリシア國內の擾亂を鎭めたる功をもつて、五九四年執政官に選擧せられた。その

後、彼は貧民の苦裏を察してセイサクテイア（Seisachtie）と稱する社會政策を斷行し、一種の德政を布いた。他方彼は政治上では門閥政治を廢して、富人政治（Timocracy）を行ひ、財産に應じて政治上の權利義務を與へる制度を行つた。乃ち人民の階級を財産の多寡に應じて四つの階級に分別し、その權利もそれに應じて各階級に種々の差等を設けた。その他、家長權の橫暴を制し、人間抵當の非をため、奢侈をいましめ、經濟上の制度を整備した。しかしソロンのかかる改革も、財産の區別に應じて權利の差等を設けるがため、貧民は政治にあずかるを得ず、富裕階級の特權に對する不平の漸次盛となり、ソロンに對する非難も大となり、彼は國外放浪の旅に上つた。紀元前五五九年不遇のうちに死んだ。（石濱知行）

損益分擔制（Profit and Loss Sharing）〔概說〕損益分擔制とは利益分配制度の一種で、單に企業利潤を勞働者に分配するに止らず、同時に企業の損失をも勞働者に分擔せしめようといふ資本家的考案である。だが、この制度の本旨とするところは、必ずしも損失の一部を勞働者に轉嫁することによつて企業者の利益を擁護し增加せしめようといふ程の見え透いた單純な思ひ付ではない。それは、ストライキ豫防策たる利益分配制度の精神に立脚し、それから離れるものでないことは勿論、むしろその利益分配制度の甘い合理性を强調しようとて勢ひ押し進められた一案に他ならない。その證據は、本制度を採用實施せる標本的な會社たるアメリカのベリット會社が、實施以來十六年（一九一八年現在）未だ一回の損失分擔も勞働者に課した事例なきをもつてしても分明である。もしも實際上、屢々勞働者に企業の損失を分擔させるやうなことがあるとするならば、それこそ勞働者の不平は高まり、ストライキは頻發し抑も利益分配制度を設けた資本家本來の目的が却つて讐で返へされる結果に終るであろう。では、損益分擔制を設けようとする企業家の云ひ分は如何。この制度の贊成者乃至提案者—それは固より資本家側—は云ふ、「利益分配制度を個人的能率增進の手段として考察するとき、「損失分擔」（Loss sharing）を考慮に入れなかつたら、そは不完全たるをまぬがれまい。損失分擔が要求する最も重要なる利益は、損益共にこれを分擔するといふ契約がそこに含まれてゐ、賭金の額によつて事業に對する關心並びに責任感を深めるてふことである」（A. W. Burritt, Profit Sharing, its Principle and Practice, 1920, P. 27）と。元來、勞働能率の增進てふことは、資本家にとつては、それ自身利益分配制度の齎す御利益でもあるが、ほんとうは寧ろストライキ豫防といふ利益分配制度の大眼目を蔽ひ隱しておくための官許の效能書であり、天下御免の一枚看板である。いま上の説明によると、損益分擔制こそは、勞働者の自主獨立の精神を鼓吹し、その事業に對する關心と責任感を深め、もつてこの能率增進の目的を完成せしめるといふ「合理性」の極致をもつのである。損益分擔制の階級的性質については、これ以上の説明は要しないであろう。ただ損益分擔制も廣義の利益分配制度と同樣に、私有財産と勞賃のこれらの基礎制度との關聯においてなさるべきで、單に損失分擔の形式的妥當のみにもとづきその可否を論ずるのは何ら問題を解決する所以ではあるまい。〔バリット案〕損益分擔を實施せる標本的なものとして前揭せる A. W. Burritt Co. (Connecticut 州 Bridgeport 所在）のとれる案であるが、同案では、先づ純益金から資本に對する六分の配當金と重役賞與、積立金、繰越金等を差引き、その殘額を貸銀に應じて勞働者に分配する。この分益參加は勞働者の自由であるが分益に參加すれば損失分擔にも參加しなければならぬ。損失分擔の方法としては、勞働者は每週賃銀の一割を損失分擔基金として積立て、企業が缺損の場合には勞働者の分擔部分を年度末にこの準備金から差引き、缺損なき時はこの準備金は利益とともに年度末に拂ひ渡される。實際としては、既述の如く損失を分擔せしめた例はなく、却つて年度末の分配利益は賃銀に對する平均 6.8% に上つた。ところで重役等の感想を叩くに「參加者達が損失を分擔しなければならぬかも知れぬといふ可能性が、かへつて利益分配をして成功せしめた動因の一であつた」（ibid. P. 28）とは、單に重役らしい切り口上としてのみでなく、この制度の狐狸的性質を觀破せしめるものとして、受取らるべきであろう。**參考書**　上揭 A. W. Burritt 外四名の共著にして一九一八年初版の Profit Sharing, 1920, P. 27—30. 尙ほバリット會社の損益分擔契約書は附錄として同書二五九頁以下。（笠信太郎）

ゾンバルト.（Sombart Werner 1863— ）ドイツに於ける現代經濟學者。一八六三年エルムスレーベン（Ermsleben）に生る。ベルリン及びピザ（Pisa）にて法律及び經濟學を修め、一八八八年より九〇年にかけてブレーメン商業會議所の會頭となり、一八九〇年ブレスラウ大學の員外教授となり、一九〇六年ベルリンの高等商業學校（Handelshochschule）の教授となる。彼れの有名なる著書としては Sozialismus und soziale Bewegung im 19 Jahrhunderte.（邦譯としては神戸正雄氏及び林要氏の譯あり）、Die römische Campagna, Der moderne Kapitalismus（この書は二卷四册より成る大著で、最近これに續くものとして Hochkapitalismus の著あり）、Die gewerbliche Arbeiterfrage, Gewerbwesen, Die Deutsche Volkswirtschaft im 19 Jahrhunderte, Das Proletariat, Soziologie 等がある。思想は右翼社會主義者なりしかども最近に至つてますます右傾するに至つた。また彼は、ウヱーバー（Max Weber）、ヤツフヱ（E. Jaffé）等とともに Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik 兩誌を編輯して令名あり。その知識の該博なると精力の絶大なることに於いて、けだし現代ドイツ經濟學者中有數である。（石濱知行）

孫文　廣東中山の人、字は逸仙。一八八五年二十歲の時香港醫學校を卒業し、厦門に開業、傍ら共和革命の宣傳に從事した。一八九六年卽ち日淸戰爭の當時、中興會を組織し翌年廣東の占領を企てたが、事未前に露れ海外に亡命した。これが擧兵の第一回であつて、以後彼れ或は彼れの同志は第一革命の直前に行はれた廣東占領まで幾度となく各地で此種運動を試みた。一九〇五年歐米より日本に入り、三民主義五權憲法を唱導し黃興、宋敎仁等々と同盟會を組織した。之れより各派革命黨員の統一なり、運動は急激に擴大した。第一革命後南京臨時政府の大總統となつたが、老獪な袁世凱に弄され二月地位を彼れに讓つた。かく辛亥革命に失敗した彼れ及其同志は自己の組織によつて政權を克服しようとし、同盟會を國民黨と改め門戶を開放した。然し此の結果、雜色政客の爲め黨が益々不統一なものとなつたので、第二革命失敗後孫文が日本に亡命した時改組して中華革命黨とし、同時に全國に討袁運動を試みた。袁の死後南北の妥協屢々爲されたが終に具體化せず、一九一七年黎元洪國會を解散するや、所謂護法各派議員は廣東に非常國會を召集し軍政府を組織し彼れを迎へて大元帥とした。此の時孫文は中華革命黨を改組して國民黨とした。後軍政府の組織が七人の總裁合議制となり、實權が封建諸軍閥のグループによつて把握さるるに及び、上海に去り、此處で建國方略を發表した。一九二〇年陳炯明が廣東を恢復したので彼れは歸つて翌年四月總統となり、建國大綱に基いて北伐を開始し九月大體廣西を獲得した。一九二二年率直戰に際し、彼れは廣西より北伐を進展させようとしたが陳のサボタージで成らず、次で六月陳のクーデターを受け身を以て上海に走つた。一九二三年廣西雲南聯合軍が陳を追ふに及んで再び廣州に歸り大元帥となる。以後全く方針を黨及政府の基礎確立におき、一九二四年春國民黨の改組を完成し、國民革命運動に於けるプロレタリアートと協同を形成した。同年秋直隸軍閥失墜し段祺瑞執政となるや、國民會議召集を高唱して北上し、年末入京したが、目的を達し得ずして三月十二日客死した。歲六十。孫文の「革命」に於ける立場を此に考察するに、第一、彼れは彼れの根本政治主張たる三民主義に於て、民族主義は民族の解放、民生主義は平均地權節制資本の社會政策、民權主義は(一)間接權（政府を通じての）卽ち司法、行政、立法、考試、監察（二)直接權（地方自治に於て）卽ち選擧、罷免、創設(Initiative)複決（Referendum）也と說き、更らに建國大綱に於て以上を建國の骨子とする旨を明かにし、建設の順序として（一)軍政（二)訓政(三)憲政の三時期を定めて居る。これ等の主張は彼れが完全にナショナル・ブルジョアジーの代表であることを物語る。隨つて彼れ等の學說を、ブルジョア學者が自派の利益の爲め解釋する場合（戴天仇等）は、却つて彼れの學說を正確に說明し得て居るに拘はらず、其他の學者（陳公博或は一時コムニストすら試みたる。袁の死後南北の妥協屢々爲されたが終に具體化せず、一九一七年黎元洪國會を解散するや、所謂護法各派議員は廣東に非常國會を召集し軍政府を組織し彼れを迎へて大元帥とした。此の時孫文は中華革命黨を改組して國民黨とした。後軍政府の組織が七人の總裁合議制となり、實權が封建諸軍閥のグループによつて把握さるるに及び、上海に去り、此處で建國方略を發表した。一九二〇年陳炯明が廣東を恢復したので彼れは歸つて翌年四月總統となり、建國大綱に基いて北伐を開始し九月大體廣西を獲得した。一九二二年率直戰に際し、彼れは廣西より北伐を進展させようとしたが陳のサボタージで成らず、次で六月陳のクーデターを受け身を以て上海に走つた。一九二三年廣西雲南聯合軍が陳を追ふに及んで再び廣州に歸り大元帥となる。以後全く方針を黨及政府の基礎確立におき、一九二四年春國民黨の改組を完成し、國民革命運動に於けるプロレタリアートと協同を形成した。同年秋直隸軍閥失墜し段祺瑞執政となるや、國民會議召集を高唱して北上し、年末入京したが、目的を達し得ずして三月十二日客死した。歲六十。孫文の「革命」に於ける立場を此に考察するに、第一、彼れは彼れの根本政治主張たる三民主義に於て、民族主義は民族の解放、民生主義は平均地權節制資本の社會政策、民權主義は(一)間接權（政府を通じての）卽ち司法、行政、立法、考試、監察（二)直接權（地方自治に於て）卽ち選擧、罷免、創設(Initiative)複決（Referendum）也と說き、更らに建國大綱に於て以上を建國の骨子とする旨を明かにし、建設の順序として（一)軍政（二)訓政(三)憲政の三時期を定めて居る。これ等の主張は彼れが完全にナショナル・ブルジョアジーの代表であることを物語る。隨つて彼れ等の學說を、ブルジョア學者が自派の利益の爲め解釋する場合（戴天仇等）は、却つて彼れの學說を正確に說明し得て居るに拘はらず、其他の學者（陳公博或は一時コムニストすら試みたる。袁の死後南北の妥協屢々爲されたが終に具體化せず、一九一七年黎元洪國會を解散するや、所謂護法各派議員は廣東に非常國會を召集し軍政府を組織し彼れを迎へて大元帥とした。此の時孫文は中華革命黨を改組して國民黨とした。後軍政府の組織が七人の總裁合議制となり、實權が封建諸軍閥のグループによつて把握さるるに及び、上海に去り、此處で建國方略を發表した。一九二〇年陳炯明が廣東を恢復したので彼れは歸つて翌年四月總統となり、建國大綱に基いて北伐を開始し九月大體廣西を獲得した。一九二二年率直戰に際し、彼れは廣西より北伐を進展させようとしたが陳のサボタージで成らず、次で六月陳のクーデターを受け身を以て上海に走つた。一九二三年廣西雲南聯合軍が陳を追ふに及んで再び廣州に歸り大元帥となる。以後全く方針を黨及政府の基礎確立におき、一九二四年春國民黨の改組を完成し、國民革命運動に於けるプロレタリアートと協同を形成した。同年秋直隸軍閥失墜し段祺瑞執政となるや、

に解釋せんとする試みは、常に悲慘な文章を齎らしたに過ぎない。蓋し彼れの學說は完全にブルジョア學說による改良主義であつて、頗りにマルクスを引用するに拘はらず史的唯物論の上に何等の根據をも有つて居ない。彼れはその民生主義の說明に於てそれは共產主義を包含するものであると大きく出て居るが、直ぐそのあとから次に示す如く、中國には階級が無いから隨つて階級鬪爭はないと滑稽極まる斷定を下し、三民主義、五權憲法による富國强兵を夢みて居る。卽ち一中國人は皆な貧乏である。所謂る普通の貧富の差がない、つまる所、貧の中に大小があるのみ。中國の最大資本家と外國資本家と較ぶれば、前者は一ケの小貧たるに過ぎない隨つてその他の者は都て大貧である：：だから中國では「貧」が問題であつて「差」は問題とならぬ。「差」ある社會ではマルクスの方法卽ち階級鬪爭で解決するが、中國は今日實業未だ發達せず隨つてマルクスの階級鬪爭とか無產階級獨裁云々等の必用がない：：。」かくして彼れの過去の一切の運動は、彼れがその運動の偉大なる元勳である丈けに、ナショナル・ブルジョアジーの革命運動の經過を物語る。辛亥革命に於ける及び其の後に於ける彼れの失敗史は、封建勢力に對するナショナル・ブルジョアジーの失敗史である。ナショナル・ブルジョアジーはかかる失敗の積重によつて、はじめて植民地に於ける國民革命の特質、並に勞農大衆の立場に考へ到り、勞農大衆との協同によつてのみ彼れ等自身の所謂る國民革命（勿論客觀的にみて或る程度までであるが）は展開し得ることに考へ到つた。そして彼れ等は最も革命的なナショナル・ブルジョアジーの立場に於て此の協同戰線を形成した（國民黨の改組）。孫文は、此の協同戰線の發展が開始されたばかりの時、卽ち此戰線中に不斷に現はれる階級間の矛盾が左程にまで注意を惹かなかつた時代、更らに言ひ換へれば、それが或る程度まで發展した時ナショナル・ブルジョアジーが必然的に示さねばならぬ本質をもち出す前に、最も革命的な偉人として死んだのである。彼れの學說、彼れの代表する立場が、彼れを必然的にさせねばならなかつたであろう所のものは、然し、その死後約一年、國民革命の發展が所定の段階に達した時、彼れの政治主張を受け繼いだ若いナショナル・ブルジョアジーの代表等によつて、公式通り實行されて居る。（鈴江言一）

ダ

ダーウイン (Darwin, Charles Robert 1809-1882) 英國サリスベリーに生る。植物學者エラスムス・ダーウインの孫。一八三一年ケンブリッヂ大學を卒へ、英國海軍の世界一周船ビーグル號に乘じて各地を航する事六ケ年、一八三六年歸國す。その間蒐集した材料に依つて生物が變遷進化する事實を知りその原因如何を研究する所あつたが、一八三〇年の事偶々マルサスの人口論を讀み生存競爭が自然界の一大事實なるを知り遂に自然淘汰による進化の法則に想倒するに至つたのである。斯くて尙幾多の新材料を集め研究する事多年一八五九年漸く彼の主著「種の起源」を公にした。而してその理論を人間に及ぼした「人間の由來」は世間を憚つて一八七一年に至つて初めて發表したのである。一八八二年七十三歳を以て歿す。彼の功績はなんと云つても進化論であろう。而してその根柢となつたものに二つある。(一)は生産變遷進化の事實で(二)はその理由を生存競爭による自然淘汰に見出した事である。前者に就ては彼の祖父のエラスムス、ゲーテ、ラマルク等の既に指摘した所のものであつたが、之を自然淘汰に歸し且つ凡ゆる材料を蒐集して學術的に之を證明したのは何と云つても彼であつた。進化論の當時に及ぼした影響に就いては喋々する要もなかろう。その後彼の說はその後の生物學上の研究により幾多の批判を受けたがその根柢に於て正當なるものと認む事を得よう。ただ玆に注意すべきは彼の學說はダーウインの意圖如何に拘らず全然自然界の進化學說であつて、社會の進化說ではない事である。何處かで彼自身も承認しておる如く社會に於ては「人間は自體を變化する事なしに然も變化する宇宙と調和を保つ」即ち彼はマルクスの言へる如くただ「動植物の生活資料を生産すべき器具として諸種の器官の形成せられる所以を―自然の工藝學に我々の關心を向けしめた」のであつて、社會の工藝史―社會的進化論を發見したものはマルクスである。今この二者を區別せぬならば救ふべからざる混亂に陷るであろう。ダーウイン自身「人間の由來」に於て文明の記述に當つて屢ば混亂に陷つておるのを見る。斯くて「マルクス說とダーウイン說とは…二ケの獨立した學說ではない―兩說は相合して一ケの單位を爲すものである。只人間が全く別の進路を取り自然器官の代りに道具と云ふものを發見したのでその一つの根本原理が二つの領域に別々の表現を爲し、動植物界に於てはダーウイン說、人間界に於てはマルクス說となつて表はれた」(パンネコク)。然るに進化論は屢ば社會主義の敵となつておる！(横川次郎)

ダーナー・モンド産業會議 (Turner-Mond Industrial Conference) 此の産業會議を形成せる二つの團體即ち勞働組合會議總評議會及び雇主團體の主導者たるベン・ターナー (B. Turner) 及びサー・アルフレッド・モンド (Sir Alfred Mond.)―現在のロード・メルチェット (Lord Melchett)―の二人の名を冠して此く呼ばれる。或は單に略してモンド會議とも云はれる。しかし、此の勞資の協議會を實現する爲めの第一步を踏み出した者は現在イギリスに於ける最も進步的なる企業主であるモンドであつたのであるけれども、その氣運を齎す上に重大な役割を果したものは一九二七年のエディンバラに開かれたる勞働組合會議に於て時の會長ジシー・ヒックス (G. Hicks) のなせる演說なのである。ヒックスはその會長としての演說に於て、目下の産業不振の難關を切抜けるためには勞働者と資本家との各々の團體が直接に協議を開き、勞働者をして産業の管理の上に參與せしめることの必要なる所以を說いたのである。ヒックスはかかる一步が將來勞働者が自ら產業を管理するために役立つべき段階であると考へたのである。翌月「雇主團體全國聯盟」が聲明書を發表して諸產業に現存せる機關をその儘利用する事によつてヒックスの云ふ如き協議會を開催する事に贊同し、後機械業雇主聯盟も同意見を公けにした。かくして、十一月現今のイギリスの各產業の指導者と目さるる二十四人の大企業家によつて署名せられた書簡によつて勞働組合會議總評議會との協議會開催が提案せられたのである。總評議會のとつた態度は翌年の組合會議への報告に明かにせられたる如く、イギリスに於ける目下の情勢に直面して若し組合運動が活きた、又建設的の力として存續すべきであるとするならば、總評議會は勇敢に、組合運動はただに產業繁榮に關心を有するに止らず、更に進んで現に起りつつある新しき發展を左右せんがために口を出すであろうと云ふことを明かにしなければならない。運動の究局の政策は等閑にせられたる產業よりも能率ある產業の方をより必要とする。而して組合はそれ自身の力を用ゐて、產業の科學的改革を促進し指導し得、且つ又その改革よりしての實質的利益を獲得しうるのである。此の方策は總評議會の代表しつつある勞働者の地位、安全並に生活程度を上げる望みを最も多く持つておる。若し何人によらずかかる道程の可能性を考慮するを肯んぜず或は又その目的に達すべき機會を全然無視したとするならば、その人は實に重大なる責任を負はなければならないことになるであろう。總評議會は斯く考ふることによつて進んで此の會議の招きに應じたのである。併しかかる評議會の立場は、謂ふ迄もなく非常に多くの批評の的となつた。資本主義に和を講じ、資本家側の、即ち反對黨と妥協する事は全然勞働階級のとる可き道でないと云ふ反對はマックストン、クック等の勞働黨並に組合の左翼から一齊に起つたのである。併し總評議會の主張は一九二八年のスワンシーの勞働組合會議に於て承認せらるる事になつたのであるけれ共、今年(一九二九年)二月、雇主團體全國聯盟とイギリス產業聯合會とが昨年七月に發表せられた協議會の中間報告を拒否した爲めに、此の協議會の結果に就ては少からず疑問を抱かれつつある。此の中間報告によつて取扱はれたる問題は、勞働組合の承認、懲性防止、全國的產業評議會の建設、爭議の防止、產業合理化、金準備とそれの產業に對する關係の六項目であり、兎にも角にも勞働者側の承認を經たものであり乍ら、一方雇主、產業家の代表的團體が之を承認しないことになつたと云ふことは、益々かかる會議の有害無益論者―勞資双方の―によつて利用せらるる物となつた。しかし產業會議は今もなほ續けられつつあるのであつて、總評議會のとつた態度については各々の立場より既に論じつくされたとは謂へ、會議その物の效果に就ては現在の所なほ判斷を下すを許されない狀態にあるのである。(後藤信夫)

第一インタナショナル (First International, Erste Internationale, Première Internationale) 一八六四年九月英、佛、獨等の勞働者によりて組織せられ、一八七六年に亡びたる「國際勞働者協會」(International Working-men's Association, Internationale Arbeiterassoziation, L'Association Internationale des Travailleurs) を後世の第二、第三インタナショナルに對して斯く呼ぶ。一八六〇年代のイギリスに於ては、纖維工業、機械製造工業は略ど世界に於ける獨占的地位を占め、可成資本主義に發達してゐた。又之等の工業の發達に伴ふ都市人口の膨脹と共に、建築業も亦資本主義化した。その結果イギリスにはプロレタリアートが既に大衆的に存在し、資本家との組織的ストライキを屢ば行つてゐたが、資本家はまだ生活程度の低い大陸の勞働者を輸入して罷業破りをせしめるのが常であつた。そこでイギリスの勞働者は大陸の勞働者と結束して、大陸の勞働者の地位を自己と同等の水準に引上げ、以てその罷業破り的行爲を防止しようと企てた。他方大陸、特にフランスに於ては、資本主義が漸く勃興し始めるにつれて勞働者は屢ば資本家と衝突したが、その際の苦い經驗によつて、イギリスの先進勞働運動の組織、戰術を學び、イギリス勞働者の援助を受けたいといふ切望を持つに至つた。この兩者の要求の土臺の上に、一八六三年のポーランド反亂支持運動を通じて、遂に一八六四年九月英、佛、獨、伊等の勞働者は、ロンドンのセント・マルチンス・ホール (St. Martins Hall) に會合して一の常設的國際組織をつくることを決議し、その名稱を定め、創立宣言及び規約を起草するため準備委員としてマルクス (獨) オッヂヤー (Odger) (英) ル・リュベ (Le Lubez) (佛) 等三十二名を選任した。これ等の委員はプルードニスト、トレイド・ユニオニスト、共和主義者其他種々の思想的傾向を持つものの集りであつたが、マルクスは多大の苦心の末、殆ど全くマルクシズムに則る所の創立宣言及び規約を起草して、之を準備委員會はも極く僅かの修正を以て通過せしめた (名稱は「國際勞働者協會」と定められた)。この創立宣言には、一八四八年より一八六四年までの間に、資本家の富が激增したのに、勞働者階級の窮乏は益々その度を加へたことを數字を以て懇切に示したる後、かかる窮乏に對する戰に於いて勞働者が敗北した原因は、團結の缺如にありと言つて、勞働者階級の團結の必要を力說し、最後に共產黨宣言と同じく「萬國の勞働者團結せよ！」の語を以て結んでゐる。次に規約序言は、勞働者階級の解放運動の根本方針を極めて簡潔に述べて、(1)勞働者階級の解放は、勞働者階級自身によつて遂行せらるべきものなる事、(2)その終局目的は階級の廢止にあるべき事、(3)一切の社會的害惡の根源は、生產手段の少數者による獨占なる事、(4)從つてこの生產手段の獨占を打破するといふ經濟的解放こそは、解放運動の究窮目的にして、政治運動も亦そこに向けられねばならぬ事、(5)以上の目的は只勞働者階級の國際的團結によつてのみ達成し得る事を述べてゐる。「國際勞働者協會」に於けるこの創立宣言及び規約は、「共產主義同盟」に於ける「共產黨宣言」に相當するものであつて、兩者は同一問題を同一の立場から論じてゐる。只後者では調子の高い張り切つた名文を以て革命的理論が展開せられてゐるのに反して、前者では多くの數字的實例を以て懇々と說明するといふ方法が用ひられてゐるのが異つてゐる。この相異は革命的前衞の宣言と、一般勞働大衆に對する啓蒙的文書との相異である。實に第一インタナショナルの全體を通じてマルクスがなしたる活動は、諸國の勞働者階級に對するマルクシズムの宣傳 (總評議會の宣言、大會の討論、ストライキの指導等を通じて) と、勞働者の組織とであつた。而してこの任務のためには、インタナショナルの中央機關 (總評議會) に或程度の權力が與へられなければならなかつた。最初から第一インタナショナルは、微弱ながらも集權的組織 (「インタナショナル」の項參照) であつたが、その後期に於て、マルクスが總評議會のために益々强大なる權力を要求したのはその故である。しかしプロレタリアートは、發達幼稚なる當時にあつては、まだ種々のプルジョア的、若しくは非科學的思想から脫し得ず、從つてマルクシズムは非常な惡戰苦鬪をしなければならなかつた。我々は第一インタナショナルの歷史を大體 (1) マルクシズム對プルードニズムの鬪爭、(2) マルクシズムの勝利、(3) マルクシズム對バクーニズムの鬪爭及び協會の衰亡の三期に分ち得る。

それを略述すれば、(第一期) 創立―第二回大會。第一回大會 (一八六六年ジェネヴア Geneva) は、前述の創立宣言や規約を可決したが、成員の大部分はまだ之を理解しない事の證據は次の大會に明かに現はれる。第二回大會 (一八六七年ローザンヌ Lausanne)、私有財產を基礎とするプルードニストの提案―庶民銀行等―が最も多くの贊成者を得。尙ほこの時、プルジョア急進主義者の「平和及び自由同盟」に參加し、之と共に平和運動をなすといふ愚な決議もなされた。(第二期) 第三回大會―一八七一年パリコンミュン。第三回大會 (一八六八年ブリュッセル Brussel) 「平和及び自由同盟」への參加を否決し、勞働者は獨自の

立場より非戰運動をなすべき事を可決、ブルードニストの相互信用銀行案握つぶし、土地公有案を暫定的に可決。第四回大會（一八六九年バーゼル Basel）。この大會の二ケ月前バクーニスト加入す。大會は土地公有案を大多數で可決相續權に就てはマルクス、バクーニンの兩提案があつたが、バクーニンの方がより多くの贊成者を得。一八七〇、七一兩年は大會なし。この間の主なる出來事は、一八六九—七〇年中諸國のストライキ援助のため成員が激增（協會の增大の最大の原因は、ストライキの援助であつた事に注意）した事、一八七一年のパリコンミューンの敗北によつてフランスの成員の殆ど全部を失つた事、同年パリコンミューンを貫揚したる總評議會の宣言に反對して、イギリスの成員が脫退した事、バクーニスト對マルクスの爭が激化したこと等。（第三期）一八七二—一八七六年。第五回大會（一八七二年ハーグ Hague）。總評議會の權力を全く奪つて、各國の加盟團體に完全なる自治を與へよといふバクーニストの主張と、逆に總評議會により大なる權限を與へよといふマルクシストの主張との激烈なる爭の結果、後者多數で可決。バクーニストの除名、本部をニューヨークに移す事等をも可決。かくこの大會はマルクシズムの勝利をもつて終つた。しかし當時既にヨーロッパの勞働運動は、集權的インタナショナルを要求してゐなかつた。發達の最初の時期には諸國の運動は、思想的にも物質的にもインタナショナルに賴る所が大きかつた。そこに第一インタナショナルの發達の基礎があつた。しかし稍や發達するにつれて、かかる必要が薄らぐと共に各國の運動は各國の事情に適合する必要が益々加つた。集權的世界黨を組織して世界ブルジョアジーの顚覆を企てる時期はまだ到來しなかつた。從つて各國の運動は集權的第一インタナショナルより次第に離れ一八七二年以後は第一インタナショナルは全く活動をなさず、事實上死亡してゐたが、一八七六年フィラデルフィア大會で正式に解散した。**參考書** 山川均、インターナショナルの歷史（社會主義研究大正十一年九月及び十月號）。社會思想社編、各國無產政黨發達史。D.Rjazanov, Die Entstehung der Internationalen Arbeiter-Assoziation (Marx-Engels Archiv, I. S. 199 ff.). Rjazanov, Marx u. Engels, 1927.（マルクス・エンゲルス全集第一卷附錄）. G. M. Stekloff, History of the First International, 1928. R. W. Postgate, The Worker's International, 1921. Brupbacher, Marx und Bakunin, 1922.（田中九一）

大化改新 大化改新は、孝德天皇の世、西紀六四五年、中大兄皇子及び中臣鎌子等の創案にもとづき、支那の制度を移植して行はれた古代日本に於ける社會變革の一表徵である。神武帝以後歷代天皇の勸農政策、應神帝以後の支那工業（染織工業、製玉工業、建築技術、彫刻技術）的技術の移入により、生產力は異常に發展し、それは從來それがそのうちに發達した生產關係たる原始共同體的關係を桎梏と感ずるに至り、すでに土地私有の關係が發生し初めたることは、雄略紀に「大連民部廣大充盈於國」とあり、また大化元年の詔敕に「其臣連等伴造國造……割國縣山海林野池田以爲己財……或者兼併數萬頃田。或者全無容針少地……」とあるによつても明瞭である。かかる生產力と生產關係との矛盾が發現した一表徵として大化改新は重要なる意義を有する。いま社會史上、この改新の意義を列擧すれば次の如くである。（一）氏族制度の崩壞。改新以前に於いては天皇は天皇氏のみを直接に支配せられ、他の氏は氏の上を通じて間接に支配せられてゐたが、この改新後は、氏の上は一つの政治的單位たる地位を失つて天皇直屬の貴族となり、氏人は天皇直接の臣民となり、天皇が直接支配せらるることとなり、租庸調等の負擔も直接國家に納付することとなつた。（二）氏族制度の經濟的基礎をなした土地總有の關係も改新前すでに小數大氏の上の私有化となり、改新に於いて國家の所有となつて、氏族による總有は廢止せられた。（三）氏族制度時代に於いても部曲、奴等の奴隸が事實上存在したが、これらは改新に於いて法律的に承認せられ例へば大化元年の詔敕には次の如きがある。"良男良女生める子は其父に配し、若し、良男の婢を娶りて生める子あらば其母に配し、若し良女の奴に嫁して生める子あらば其父に配し、若し兩家の奴婢の生める子あらば其母に配せよ。若し寺家の仕丁の子あらば良人の法の如くし、若し別に奴婢に入るものは奴婢の法の如くせよ。今良く人に制をなす始めを示す」と。（四）土地は國有となり、氏人は臣民となり、政治は、氏族制度によらずして郡縣てふ地域團體によりて行はれ、それが中央集權により統一せられ、ここに、實質形式共に日本國家が統一せられた。以上が大化改新の社會史上に於ける意義であるが、それは後代近江律令、大寶律令、養老の律令となつて法典化せられた。土地の國有は、その後莊園の發生となり、大土地所有の濫觴となり、氏族による土地總有は完全に崩壞した。**參考書** 穗田德三、日本經濟史論。佐野學、日本經濟史概論。（石濱知行）

大學選擧區 (University Constituency) 英國では本來下院は國民の代表者ではなくて、諸種の自治團體の代表者を以て構成せられるものと考へられてゐた。從つて選擧區は今日の如く人口を基礎として劃定せられることなく、各自治團體が各々選擧區を形成してゐた。大學選擧區もこの種の選擧區に屬するものである。その最初に認められたのは、ジエイムス一世の時、牛津及び劍橋兩大學が各々下院に議員を選出すべく命ぜられた時であつた。かうした地域を基礎としない選擧區は現代諸國の下院議員選擧法の原則には適合せぬものであり、又實際においてさうした例は他國には殆んど見られぬのであるが、英國ではその制度が爾來今日に至るまで維持されてゐる。加之、一九一八年の人民代表法はその制度を擴張すらしたのであつた（但しその廢止も相當に强く唱へられてゐる）。現行法の認むる大學選擧區は次の七區である（下の數字は定員）。（一）牛津大學—2（二）劍橋大學—2（三）倫敦大學—1（四）ウェールズ大學—1（五）スコットランドの四大學（エジンバラ、グラスゴウ、アバデイイン及びセン・タンドルーズ）—3（六）イングランドの地方七大學（マンチエスタア、バアミンガム、ダラム、リヴアプール、リイズ、シエフイールド及びブリストル）—2（七）ベルフアストのクイーンズ・コレッジ—1。一九一八年の人民代表法ではこの他にダブリン大學が二名、愛蘭國民大學が一名を選出し、大學選出議員は總計十五人であつたが、愛蘭自由國成立の爲め前記十二人に減つたのである。大學選擧區の選擧人たる者は、二十一歲以上の男女にして各大學の學位（Degree）を有つ者である。女子に學位を與へぬ大學にあつても、それに相應する資格を有つ女子は選擧權を與へられる。二人以上を選出する區においては單記移讓式比例代表法が用ゐられる（これ英本國の選擧法における最初の比例代表法の實施である）。そこでは又郵便投票制が認められてゐる。（宮澤俊義）

大逆事件 明治四十一年八月、赤旗事件（別項）に次いで、電車問題の兇徒嘯衆事件に對する控訴の裁判が確定し、西川、山口、大杉、吉川等の六人が各懲役一年半に處せられ、西川派も金曜派も主なる活動分子を失ひ、後に殘る片山派にも活動力がなく、日本社會主義運動の全體が殆んど全く休止狀態に陷入つた。幸德秋水（傳次郎）は赤旗事件の時、鄕里土佐に病を養うて居たが、この意外な赤旗事件の報道に接して急いで東京に歸り、運動の立直しに取掛つた。しかしその運動は既に全く無政府主義運動であつた。もちろん片山派とは何らの關係も無かつた。當時、熊本に「熊本評論」があつて、暫くはそれが「日本平民」派の機關紙たる任務に當つて居た。松尾卯一太、新見卯一郎等がその中心人物であつた。紀州新宮町の大石誠之助等もその地方に一勢力を作つて居た。大坂には元の「大坂平民」（後の日本平民）の關係者が殘存して居た。秋水はそれらの諸勢力と聯絡を取り、再び東京に運動の中心を作りはじめた。然しそれから二年、外面に現はれた運動らしい運動は殆んど無かつた。新聞雜誌の發行は殆んど全く不可能となり、（ただ「自由思想」などと題する小雜誌が稀に禁止を免かれて出たに過ぎず）團體の組織も出來ず、集會も出來ず、秋水の住宅の前にはテント張の警官出張所が設置された。然しその間に秘密出版物は可なりに流布された。クロポトキンの「麵麭の略取」もその一つであつた。斯くて明治四十三年、謂ゆる大逆事件なるものが勃發した。白柳秀湖著「二千六百年」にこの事件が次の如く記されてある。「明治四十四年一月十八日午後、大審院の發表した判決書によると、無政府主義の徒、幸德傳次郎、菅野すが、宮下太吉、新村忠雄、古川力作、大石誠之助、奥山健之助、新見卯一郎、森近運平、外十六名（內山愚童、松尾卯一太、成石平四郎、岡林寅松、小松丑松、佐々木道元、峰尾節堂、成石平四郎、成石勘三郎）は、明治四十一年六月二十二日、東京神田の錦輝館に於いて行はれた世の謂ゆる赤旗事件に激し、明治四十三年の秋季を期して、云ふに忍びざる兇行を演ぜんとしたものであると記述せられて居る。事は明治四十三年五月二十五日、信濃明科所在長野大林區署明科製材所の職工、宮下太吉の拘引に始まり六月一日に至つては首魁幸德傳次郎の檢擧となり、全國に亘る大捜索の結果として、二十六名の連累が總に就いた。事件の報道に接して東京に歸り、運動の立直しに取掛つた。しかしその運動は既に全く無政府主義運動であつた。もちろん片山派とは何らの關係も無かつた。當時、熊本に「熊本評論」があつて、暫くはそれが「日本平民」派の機關紙たる任務に當つて居た。松尾卯一太、新見卯一郎等がその中心人物であつた。紀州新宮町の大石誠之助等もその地方に一勢力を作つて居た。大坂には元の「大坂平民」（後の日本平民）の關係者が殘存して居た。秋水はそれ

あつたと云ふが、その全部が果してそうであつたかどうか分らない。現に森近の如きは、事件の起るより僅ほど以前幸德等と運動の手を絕ち、鄕里備中に歸つて農業に從事して居た。彼は自分の死刑に對して、最も大なる意外を感じて居たらしく見える。大石が純粹の無政府主義者で無かつたことは、種々の證跡に現はれて居る。內山は曹洞宗の僧侶として無政府主義的であつたに相違なく、又松尾は獄中に於いて甚だしき他力宗の信者となつたが、共に純粹の無政府主義者といふほどハツキリした思想の持主ではなかつたと考へられる。その外それに類する者が少なくなかつたと思はれる。又多くの被告が、實際どの程度に於いて、謂ゆる「云ふに忍びざる兇行」に關係を持つて居たかは、我々に明瞭でない。「日本社會主義史」、「赤旗事件」の諸項參照。（堺利彥）

第三インタナショナル (Third International. Deuxième Internationale. Troisième Internationale) 戰前の第二インタナショナル（其項參照）中の左翼分子が、一九一九年三月モスコーに於て組織したる「共產インタナショナル」(Communist International. Kommunistische Internationale. Internationale Communiste. 略稱「コンミンテルン」Cominterm, Komintern) を、より古き第一第二インタナショナルに比して斯く呼ぶ。戰前の第二インタナショナル內の左翼分子（ロシアのボルシエヴイキ、ドイツ社會民主黨左翼等）が、右翼に對抗するために第二インタナショナル內に一分派をつくろうといふ企ては早くも一九〇七年に現はれた。この分派運動の理論は、第三インタナショナルの根本的立場を示すものであるから、次にレニンの言（「第二インタナショナルの崩壞」其他の諸論文）に從つて之れを略述する。第二インタナショナルは資本主義の隆興期に順應して、諸國無產階級の組織を整へる任務を果した。しかし、それが資本主義の隆興期の必然的產物として、日和見主義といふ贅疣を持たねばならなかつた。

「日和見主義とは、少數勞働者の一時的利益のために、大衆の根本的利益を犧牲にする事、換言すれば、勞働者の一部分がプロレタリアートの大衆に對抗してブルジョアジーと結託する事である」。この日和見主義者は、隆興期の資本主義の豐富なる利潤、就中植民地よりの特別利潤の一小部分を以て、買收せられたる上層の少數勞働者のイデオロギーにして、この經濟的基礎の有する限り除去し得ないものである。一般大衆がこの日和見主義者の害毒より免れる唯一の方法はそれを大衆の組織より驅逐する事である。この目的を以て大衆の利益を代表する者は、日和見主義者より分離して獨立の國內的並に國際的政黨を組織し、大衆を指導しなければならぬ云々と。左翼のこの分離運動は世界大戰による日和見主義者の裏切によつて好機會を與へられ、戰時中チンマーワルト及びキエンタール（それ〴〵への項參照）の國際會議によつて一步を進められ、更にロシア革命の成功によつていよ〳〵勢力を增し、遂に一九一九年三月モスコウに共產インタナショナル創立大會を開くに至つたのである。爾來第三インタナショナルは六回の大會（第二回一九二〇年七—八月、第三回一九二一年六月、第四回一九二二年一一—一二月、第五回一九二四年六—七月、第六回一九二八年八—九月、何れもモスコウにて）及び數回の擴大執行委員會を開き、重要なる諸決議をなしたり、組織を整へたりしつつ、世界の革命運動を指揮してゐる。以下に右の決議に基づいて、（一）政策、（二）組織、（三）實際活動の主要なるものを略述する。（一）（イ）第三インタナショナルの一切の政策の基礎をなすものは、プロレタリア解放の唯一の手段（如何なる國に對しても例外を認めぬ）としてのプロレタリア獨裁である。第二インタナショナルの一切の改良主義的政策が、解放手段としてデモクラシーを採る事より由來する如く、第三インタナショナルの一切の革命的政策は、プロレタリア獨裁の實現を目標としてゐるのである。プロレタリア獨裁に就ての詳細は其項を見よ。（ロ）社會民主主義（日和見主義）に對しては、第三インタナショナルが自からその害毒をプロレタリア運動より除去するために獨立したものであるから、之れに對して決定的鬪爭をすることは言を俟たぬ（第一回大會決議）。但し、社會民主主義的幹部とその下にある勞働大衆とを峻別し、前者のみを敵視し、後者は只前者によつて迷はされてゐるにすぎぬから、その迷を去り共產主義の味方たらしめ、以て共產黨を眞の大衆黨たらしめねばならぬ。このための「唯一の」戰術とせられてゐるのが、統一（共同）戰線戰術である。（一九二一年十二月の執行委員會のテーゼ、一九二六年二—三月の擴大執行委員會の決議、第四、第五大會決議）。從つて（ハ）社會民主主義者と資本家との協調機關例へば國際勞働局の如きには、斷乎たる反對をなす。（ニ）勞働組合は、統一戰線戰術適用の最も重要なる組織であるから、その分裂を防ぎ內部よりの征服に努めるべきである（赤色勞働組合インタナショナルの項參照）。（ホ）植民地及び半植民地は帝國主義國家の重大なる支柱である。從つて前者の解放運動は後者に對する一攻撃であり、又後者に於ける革命は前者の終局的解放の前提條件である。この意味に於て兩運動は密接なる聯絡を保たねばならぬ。尙ほ植民地の解放運動はその地のプロレタリアによつて初めて徹底的になし得る。植民地プロレタリアートはサヴエート制によつて、資本主義的搾取の苦みを經ずして、共產主義に到達し得るのである。（第二、四、六回大會決議）。（ヘ）農民の中、農業勞働者及び貧農はプロレタリアートの味方であり、大農、大地主はその敵である。中農はプロレタリアートの政策宜しきを得れば、プロレタリア獨裁に中立を保ち得るものである。プロレタリアートはこの最後の者をして少くとも中立を保たしめるを要する。（第二、四回大會決議）。（ト）協同組合は階級意識の不十分なものを、階級鬪爭に引入れるに有效な組織である。凡ての共產主義者は、協同組合に入りて細胞を組織し、その共產主義化に努力する義務を負ふ（第三、四、五回大會決議）。以上の外に第三インタナショナルの根本的立場及び政策を示す重要文書は、第六回大會に於て初めて採用せられたる「綱領」である。之は全部で序論及び六章より成る長いものであるが、次にその表題だけを示せば、第一章資本主義の世界體系、その發展及びその不可避的滅亡、第二章資本主義の一般的危機と世界革命の第一發展形態、第三章共產インタナショナルの終局目的と世界共產主義、第四章資本主義より社會主義への過渡期とプロレタリア獨裁、第五章サヴエート聯邦に於けるプロレタリア獨裁と國際社會主義革命、第六章プロレタリア獨裁のための戰に於ける共產インタナショナルの戰略及び戰術、（二）組織も亦プロレタリア獨裁から劃出される。即ち、成員たるものはこの目的到達のための苦鬪に堪へ得るものたること（精銳主義）、而して之等の精銳は嚴格なる規律の下に敏活に行動し得るように組織せられる事（民主的集權主義）。この組織を決定したものは、加盟條件二十一ケ條（第二回大會決議）と規約（現行のものは第五回大會に於て決定せられたものに、第六回大會に依つて修正を加へられたものである）。この規約によれば、第三インタナショナルの主なる機關は、大會（最高機關にして二年毎に開かる）、執行委員會（大會に選任せられ、大會なき時期の指導機關にして、少くとも半年に一回會合する。その決議は大會決議と共に、成員に對して拘束力を持ち、それに服せざる黨及び個人は除名せられ得る。執行委員會は、その會期以外の時期の事務を處理すべき幹部會を互選する。之は少くとも一週間に一度會合する。尙、執行委員會は、西歐、東洋、南米其他に常設事務局を設け得る）。監査委員會（大會に依つて選任せられ規律及び財政の監査をなす）。尙ほ擴大執行委員會は第六回大會によつて廢止せられた。（三）實際活動に就て一言すれば、一九二〇年前後には、ヨーロッパ諸國に一氣に革命を勃發せんとして、ドイツ、ハンガリー、イタリー等に夜

勢に出たが、資本主義が容易に崩れず、稍々安定するのを見て、一九二四年頃よりは一方に於ては統一戰線戰術によりて自己の勢力の增大を計ると共に、他方に於ては支那インド、インドネシア等の植民地の解放運動を指揮して、資本主義諸國を擧手より突かんとしてゐる。(詳細は「世界革命運動」の項を見よ)。機關紙「International Press Correspondence」一週二三回、不定期。「Communist International」月刊。以上二つ共に露、英、佛、獨の四ケ國語を以て出る。第三インタナショナルの加盟黨は原則として皆共產黨と稱する事となつてゐるが、その主なるものの成員を見れば、サヴエート聯邦七十八萬、ドイツ十五萬、チエツコ・スロワキア九萬三千、フランス八萬三千、アメリカ一萬七千、スウエーデン一萬にして、其他殆ど全世界に共產黨はあるが、何れも六、七千人以下である。(Verlag der K. I. Jahrbuch für Politik, Wirtschaft und Arbeiterbewegung 1923—26, S. 57) **參考書** 中野、林共譯「レニン著インタナショナル(昭和四年)。社會思想社編、各國無產政黨發達史(大正十五年)。N. Lenin u. G. Sinowiew, Gegen den Strom, 1921. R. P. Dutt, Two International, 1920. 各大會及び擴大執行委員會の決議。Verlag der K. I. Jahrbuch für Politik, Wirtschaft und Arbeiterbewegung 1922—23, 23—24, 25—26. 執行委員會機關誌 Kommunist Internationale. Ingrekorr. (田中九一)

ダイシー (Dicey, Albert Venn 1835—1922) イギリスの公法學者。牛津なるベリオル大學 (Balliol College) に學び、一八六三年辯護士の資格を得たが主として學究の生活に終始した。一八八二年より一九〇九年まで牛津に教授 (Vinerian Professor of English Law) として法律學を敎へ、その後米國ハーヴアード、プリンストンの諸大學に十九世紀の英國立法史と輿論の關係を講じた。一八八五、六年に於いて愛蘭自治問題が沸騰するや、彼は「自治反對論」(England's Case against Home Rule, 1886) を著はして公正穩健なる輿論の指導に努めた。公法學上に於ける彼の貢獻としては名著「憲法學入門」(Introduction to the Study of the Law of the Constitution, 1885) を擧ぐべく、主としてウイルソン (Wilson, Sir Roland) 及びステイーフン (Stephen, Leslie) の影響を受けて書かれたる「十九世紀の英國に於ける法律と輿論との關係」(Lectures on the Relation between Law and Public Opinion in the Nineteenth Century, 1905) は、法制史殊に立法史學上の研究として、既にクラシックなりとせられて居るが、十九世紀の英國に於ける社會的環境、社會思想、輿論、立法等の相互關係を說明し得て完璧に近い。その他レイト Rait, Robert S. との合著「英蘇合盟論」(Thoughts on the Union between England and Scotland) も又世に行はれて居る。**參考書** ダイシーの傳記に就きてはレイトの編纂した「ダイシーの追憶」(Memorials of Albert Venn Dicey, being chiefly Letters and Diaries, 1925). (松本重治)

第四インタナショナル (Forth International, Vierte Internationale, Quatrième Internationale) 一九二一年「ドイツ共產勞働者黨 (Kommunistische Arbeiter-Partei Deutschlands) が、第三インタナショナルに反旗をひるがへして、一九二一年に設立を主張したが、成立に至らなかつたもの。ドイツ共產勞働者黨は、ラウフエンベルク (Lauffenberg) ウォルフハイム (Wolfheim) ホルナー (Horner) 等が一九二〇年四月に設立したものであるが、之より先、一九一九年十月のドイツ共產黨のハイデルベルヒ大會に於て、彼等は勞働組合問題並に議會利用問題に關して、無政府サンジカリズム的主張をなして共產黨より分れたのであつた。彼等が共產勞働者黨に結成した時、第三インタナショナル執行委員會は、同インタナショナル大會に發言權のみを以つて參加する事を許した。しかるに一九二一年三月の共產インタナショナル第三回大會は、ドイツ共產勞働者黨に對して、ドイツ共產黨と合併して第三インタナショナルの正式成員となるか、然らずんば同インタナショナルと全く手を切るか、何れかを要求した。そこで同黨は、一九二一年九月の大會に於いて第三インタナショナルと全く絕緣し、別に第四インタナショナルの組織に努力する事を決議した。その理由は、第三インタナショナルが、農民に屈服してプロレタリア政府たる事を失つた (新經濟政策を意味する) ロシア政府の道具となり終つたから、眞のプロレタリアのインタナショナルを組織するといふのであつた。この大會に於ける彼等の吹聽する所によれば、同黨は三万六千の黨員を有し、オランダ、ブルガリア、ユーゴスラヴイア、イギリスに同一傾向の團體を持つてゐたが、其の後彼等は全く大衆よりかけはなれ、一セクトになり終つた。第四インタナショナルの運動は、其の後彼等以外にも、第三インタナショナルに不平を持ち、それより除名せられたる「極左翼」の者によつても企てられたことがあつたが、みな失敗に歸した。**參考書** Lenin, Die Kinderkrankheit, 1926. Labour Monthly, Vol. I, No. 4 (田中九一)

對支文化事業 列國の對支經濟發展と共に現はれたのが文化事業である。列國對支文化事業の主なる目的は之れにより支那との親善を獲得して自國の經濟發展を有利にし併せて在支事業に使用する支那人を敎育せんとするにあつた。隣米文化事業の一特質は之に從事するものが主として宗敎家であることである。即ち學校にしても、病院にしても、大部は宗敎家の副業である。對支文化事業に最も力を盡して居るのは英、米、殊に米國であつて、米國は早くから義和團賠償金の一部を支那に返して留學生の費用に充てた。其他の諸國も今では之に倣ひ、團匪賠償金は殆んど對支文化事業に充てて居る。對支文化事業の方面は大體に於て布敎、敎育、醫療に分れて居る。耶蘇敎の傳來は西曆五〇五年であり、新敎が傳つたのは一八〇七年である。新敎

は主として英米人にして、布教は支那全國中百二十六縣を除く一千四百五十七縣に及び、教會及附屬機關の數一萬七千餘箇所、信徒六十餘萬、教會約九千、職員二萬五千、醫院藥房五百七十に達すると。舊教の方は信徒百四十萬、外人布教師千人、教會堂五千六百を算した。支那にある米國の教派三十三、最も活動的なのは基督教青年會である。教育の大部は宗教家の手にあり、英米教會の手に成るものは幼稚園七百五十、小學校五千九百、中等學校三百五十、大學及專門學校十八、外人教師千四百人、支邦人教師九千五百人を算する。其他各本國で教育して居る留學生の數は少くない。又病院は各地に教會附屬の醫院がある外に、大都市にロックフエラー財團の事業を始め、堂々たる病院が少くない。然しかうした列國の努力も反基督教運動及び反文化侵略運動の波に揉まれて漸く凋落し、加ふるに全國的戰亂のため宣教師の奥地から引揚げて來るものが少からず、教會も學校も少からざる打撃を受けて甚だ振はざる有様である。**參考書** 滿鐵、對支文化事業。支那に於ける外國人經營の教育施設。Mission, Year Book.（長野朗）

貸借對照表 (Balance Sheet. Bilanz. Bilan) 一定時に於ける單位企業の財政表にして企業の財産及び資本狀態を綜括的に表示する。簿記特有の「勘定」に基く技術的形式を持つ貸借對照表に於ては通常企業に屬する總ての財産を其の左方即ち借方に、企業資本たる他人資本（負債）及び自己資本（資本）を其の右方即ちち貸方に配列對照せしめ、而して總ての借方項目の價値の合計と總ての貸方項目の價値の合計とは必ず同一の大さを有し從て貸借兩側は平衡を保つ（會計學＝會計學者＝他人資本＋自己資本）。斯の如く借方資産、貸方負債及資本を掲ぐる大陳式又は米國式形式とは正反對に英國式形式は借方負債及資本、貸方資産を載す。貸借對照表の原型たる勘定形式によらざる報告形式に在りては左右對照すゝ貸借の兩側を分たず之を一列に配置し、先づ企業の有する資産（積極財産）を表し次に負債（消極財産）を示し終に資産より負債を差引たる殘高として資本（純財産）を掲ぐ（簡單一貸借＝貸借對照表）。平時に定期的に作成せらるる平常貸借對照表と臨時に作成さるる非常貸借對照表とがある。企業財政狀態の一覽表たる貸借對照表の公表により債權者及び社會公衆は債權の確保信用程度を察し、株主其他出資者は貸借對照表の報告を通じて資本の增殖收益力を詳にし、企業經營者は之の作成により合理的經營と營利目的の達成を可能ならしむるに必要なる資料を得る。貸借對照表は（一）財産目錄（Inventory. Inventaire. Invertar）は企業に屬する動産不動産債權債務其の他の財産の内容を個別的に且つ精細に羅列する所の財産明細書である。財産目錄により總財産より負債額を控除して純財産即ち自己資本の大さを算定し、次に表の綜括性に重きを置き企業財産及び企業資本を構成する各種項目を適當に設定し明瞭なる分類と秩序ある配列により貸借對照表を作成する。（二）簿記係に複式簿記の記錄を材料として誘導作成せらるる。簿記は企業の財政狀態並に其の經營によつて生じたる財産上及び資本上の增減變化を勘定により繼續的且詳細に記錄する。而して簿記は決算に於て財産目錄の助を藉りて帳簿價値を修正せられ現在の計數に合致せしめらる。然る後勘定締切の手續を經て一營業年度中の簿記記錄の全體は縮約せられ各勘定は夫々其の財政的結論即ち借方殘高或は貸方殘高を表す。これ等簿記の元帳勘定の殘高を蒐集整理して貸借對照表を作成する。貸借對照表は純利益を貸方に記載し、之等の内容をなす總ての收益とこれに費されたる經費及損失に關する詳細なる計算を綜合表示するが爲には別に損益計算書（Profit und Loss Statement. Compte des Profits et Pertes. Gewinn-und Verlustrechnung）を作成するを要する。貸借對照表が一定時に於ける企業の靜態を示す財政表たるに對して損益計算書は一定期間に於ける企業經營の動態を表す財政表にして、相俟つて企業の財政狀態及其の變化を明にし企業經營にとりて必要缺くべからざる資料をなすものである。貸借對照表に記載さるべき内容は借方に於ては（一）資産、有形なる土地建物機械什器無形なる特許權暖簾の如き固定資産、商品有價證券受取手形賣掛金預金現金の如き流動資産、及未收利益前拂經費の如き經過的資産を包含する。貸方に於ては（二）負債長期の債務たる社債擔保附借入金の如き國定負債、短期の債務たる支拂手形買掛金の如き流動負債、及前受利益未拂經費の如き經過的負債、（三）資本、基本資本及純利益を内容とする。（株式會社企業にては株式資本金法定準備金各種の任意準備金前期繰越益金當期純益金等に分たれる。但純損金又は缺損金は借方に併せ示さる）。貸借對照表に記載すべき資産は一定の標準價値により評價され具體的の貨幣價値を以て表示される。貸借對照表價値決定の基準を求むるが爲には先づ貸借對照表本來の使命とそれに基く評價目的の所在を明にしなければならぬ。而して主たる評價目的に合致し理論並に實際上妥當なる財産評價の標準價値を決定することは極めて重要にして未解決の難問題である。主觀價値客觀價値交換價値使用價値原價價値現價價値收益還元價値等は貸借對照表評價の標準として提唱さるる主なる價値概念である。之等は或は單一の標準價値を以て總ての財産評價に劃一的に適用し或は財産の種類に應じて異なれる標準價値を個別的に採用せんとする者あり、玆に各種の評價方法が主張せらる。次に負債項目は夫々明確なる價値を有し困難なる評價問題を生ずることなくその價値を決定し得る。資本はそれ自身直接に評價すること能はざれども資

産及負債の價値の決定により計算的結果として自ら資本の價値を算定する。貸借對照表が眞正なる企業の財政狀態の綜括表示であるが爲には正當なる評價を緊要とする。我商法は第二十六條第二項に於て「財産目錄ニハ動産、不動産、債權其ノ他ノ財産ニ價額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其價額ハ財産目錄調製ノ時ニ於ケル價額ニ超ユルコトヲ得ス」として一般商人の貸借對照表價値に關する唯一の規定を有すれども條文簡に過ぎ明瞭を缺くを以て解釋論分るるも主として債權者保護の立場に於て貸借對照表を觀察し企業の存續を前提として有する客觀的交換價値を意味するものと解せらる。なほ非常貸借對照表即ち會社に於ける負債超過の證明解散又は財産分配等の爲に作成せらるる貸借對照表は企業の存續を前提とせず財産を各別に換價處分するときに有すべき所謂清算價値を以つて評價の標準とする。**參考書** 上野道輔、貸借對照表論。Conchman, Charles B., The Balance Sheet, New York, 1924. Koster, Roy B., Accounting-Theory and Practice, 3vols., New York, Vol. I 2nd edn. 1922, Vol. II. 2nd edn 1925., Vol. III, 1921. Paton, William Andrew, Accounting, New York, 1924, 1926. Osbahr, Wilhelm, Die Bilanz vom Standpunkt der Unternehmung, Berlin 1918, 3 Anfl., 1923. Gerstner, Paul, Bilanz-Analyse, Berlin 1911, 8 Anfl, 1925. Passow, Richard, Die Bilanzen der privaten und öffentlichen Unternehmungen, 2 Bde. Leipzig. Bund I, 3 Anfl, 1921. Bund II, 3 Anfl., 1923.（高橋一太郎）

對象性 (Object, Gegenstandlichkeit, Objet) 思惟、意識、等の認識作用が向ふべき、客觀、存在、意味、價値、等の如きものを、認識の對象と云ふ。すべての意識作用は必ずそれの方向する目的物としての何物、即ち對象を含んでゐる。この何ものかの意識としての對象意識、また指向的體驗は、その中に内在的對象として、即ち意味性としての對象を持つ。この意味的存在としての對象を特に對象性と呼ぶ。それはマイノング、フッセル、ブエンダー（Pfänder）等の重要視するところで、その客觀の成立に於ける事物の本質的關係を認識せんとする對象論は、存在の根柢としての先驗的意味性を求め、ここに形式としての對象が問題となる。それは先驗的論理學の領域であり、對象は本質的、意味的の聯關の中に考へられる、對象性により決定される。（三）枝博音）

大衆政策 (Massenpolitik) コミンテルンの（K・I）は、プロレタリアート解放の唯一の手段としてプロレタリアートの××を主張する。從つてこの解放運動のチヤンピオンを以て自任する共産黨は、黨員の選擇に就ては量よりも質を尚ぶ所謂精鋭主義を原則として居る。このことは一九一九年三月五・Iの創立當時、諸國の革命運動が最高潮に達し、大衆の左傾に追隨せんとする多くの指導者が加盟を申込んだ時にも五・Iはこれを峻拒したこと、並に翌一九二〇年七月—八月に開かれた第二回大會に於て加盟條件二十一ヶ條が採擇されたこと等を見ても極めて明瞭である。然るにその後世界に於ける一般的情勢は著しく變化し、所謂資本主義の安定期に入ると共に革命の波は漸次に落潮に轉じた。即ちイタリーに於ける工場占領の失敗、チエツコスロワキアに於ける十二月罷業の敗北、ドイツに於ける三月叛亂の不成功等はいづれもその顯著な事例である。ここに於て共産黨は「假令どれ程全プロレタリアートの利益の爲に鬪つてもそれ大衆の同情を得てゐるのみでなく、この大衆を組織の上で獲得し、敵の組織より奪取することが出來ない限り、ブルジョアジーと社會民主主義との聯合勢力を打破することは出來ぬ」ことを一層强く意識するに至り、コミンターン第三回大會（一九二一年六月—七月）は、改めて「大衆へ！」の標語を發し、大衆獲得政策を明瞭に提したのである。而してその具體的方策として採られたものは「何よりも先づ勞働組合との密接な連結」であつた。蓋しK・Iの見解に依れば、黨（共産黨）は、プロレタリアートを資本主義的羈絆より解放する道と手段とを充分に認識し、從つて意識的に××××綱領を採用したプロレタリアートの前衛たるに反し、勞働組合は寧ろ當該生産部門の凡ゆる勞働者一齊に意識的コミュニストのみならず、プロレタリアートの中間層乃至は全く後れてゐる層—を包容するプロレタリアートの大衆組織である。從つて前衛としての黨と大衆組織としての組合との間に緊密なる連絡が結ばれてこそ始めて××的力を發揮し得るのであつて、大衆組織と游離した前衛の存在は無意義であると云ふのである。勿論この點は既にK・I創立當初に於て一應は問題とされたところであるが、前述の如き客觀的情勢の變化が一層この點を明瞭にすることを必要たらしめたのである。併しこの「大衆へ！」の政策は、大衆の大部分をコミュニストとして獲得することにもなり、又從來の方針たる精鋭主義を意味するものでもない。黨の構成は依然として前衛の資格を有する精鋭分子である。唯いかにコミュニストが精鋭を狩り集め、決死の努力をなしても大衆を游離しては何事もなし能はぬのであるから、黨の外邊としての大衆組織に力を注ぎ、その組織の中に確固たる根を張り、かくすることに依つて黨の政策を大衆に浸透せしめ、大衆をして黨の指導に從はしむる—此が謂ふところの大衆政策の根本基調なのである。**參考書** 社會思想社、勞農聯邦研究。Jahrbuch für Politik, Wirtschaft und Arbeiterbewegung 1922. 23. S. 24-25.（庄原達）

大數の法則 (The Law of great Numbers. Das Gesetz der grossen Zahlen. la Loi des grands Nombres) 吾々は大量現象を觀察するに當り箇々の觀察に於ては其大量現象を支配する秩序法則を發見することは出來ぬが、多數の觀察の綜合せる結果を表はす大數に於ては之を發見することが出來、觀察を多數に結合すればする程益々明瞭ならしめ得るのである。如斯事實を大數の法則と稱する。かかる現象を生ずる所以は大量現象中の箇々の場合は一般的原因の

みたらず箇別的原因によりても影響せられ、多數多樣であるが、之を綜合するときは種々の結果を生ずべき箇別的原因が相殺せられ、單に一般的原因から生じた結果のみが現はれるからである。例へば今出生兒の體性關係を觀察すれば、箇々の家族に於ては箇別的原因によりて出生兒の體性に付甚だ異る狀態を呈するのである。然るに多數の觀察の結果を綜旨して、兩性の各出生總數を相互に對照せしめるときは、男子の出生が全體として女子の出生に超過し、我國に於ては略ぼ女子100人の出生に對して男子104人の出生あることが認められるのである。此關係數は出生兒の體性に付て出生を支配する一般的原因を反映するものであつて、出生に關する一つの秩序法則を意味するのである。大數の法則は初め數學、特に確率論上に於てベルヌーリ、ラプラース、ポアツソン等の數學者により形成せられ、後統計的事實に應用せらるるに至つたのである。今之を最も簡單に述ぶれば、毎回の實驗に於て或る事象の起る數學的確率をpとしn回の實驗中其事象の起る回數をrとせば、任意に與へられたる正數ε（如何に小なるも可なり）に對して $r-np$ が $+\varepsilon$ と $-\varepsilon$ との間に存在する確率はnの大となるに從て何程にても1に接近すべし。換言すればnが非常に大なるときは $r-np$ が略ぼpに等しきことは殆ど確實である。之を本來の意味に於ける大數の法則と稱するのである。例へば3箇の赤球と2箇の白球とを入れた壺から一つの球を取出し、其色を調べて再び壺の中に入れる實驗を繰返し試みるとすれば、毎回の實驗に於て赤球の出現する確率は $3/5$ であるが、實驗回數の少い間は其結果は必ずしも之と一致しない。しかし其回數を大ならしめるに從つて赤球の出現する割合は漸次 $3/5$ に接近するのである。此事實は、例へば箇々の家族又は少くとも少數の家族に於いては出生兒の體性關係に付て何等秩序が存在しないが如くに見えるけれども、多數の家族を結合するときは出生兒の體性に付て殆ど一定不變の秩序を認め得るのと同樣である。只異る點は、壺の中より球を取出す實驗に於ては赤球の出現する確率が初めから分つて居るのに反し、出生兒の體性關係に付ては如斯確率が存在しないことである。併しながら吾々は確率論的大數の法則の應用によりて觀察を多數結合するに從ひ、未知の一般的原因より生じたる結果、即ち大量現象を支配する秩序法則を認識し得ることを知るのである。**參考書** 高田保馬、Zizek, Grundriss der Statistik, 1923. Kaufmann, Theorie und Methoden der Statistik, 1913.（錦織理一郎）

大總統 大總統は支那に於ける元首であつて、初めて大總統が設けられたのは民國革命に際し、南方臨時政府が組織され、當時海外亡命の旅から歸つて來た孫文を臨時大總統に擁ぎ上げたのに始まる。民國元年一月一日に孫文は就任式を行つた。然るに袁世凱との妥協條件により、清朝退位後孫文辭職し袁世凱を大總統に推したが、袁をして自由の行動を探らしめないために、臨時約法に於て大總統の權限を縮度に縮少した。即ち大總統は國務員及外交大公使任命には參議院の同意を經るを要し、宣戰媾和及び條約締結にも參議員の同意が必要である。又參議院は臨時大總統に謀反の行爲ありと認むる時には之を彈劾するの權利がある。所が大總統には參議院解散權はない。之れは南方派が議會に多數を制して袁總統を制せんとしたのである。從て袁が幾度か之の約法を破壞して新憲法を制定せんとしたのも當然である。即ち民國三年五月一日民國修正約法を制定して政權及び兵權を大總統の權力下に統一した。然るに五年帝政失敗するや從來の總統制を取消し責任內閣を組織した。袁の死後により黎元洪大總統となつたが、狀況は全く一變し、袁の如く實權を掌して其位にあつた譯でなく、ただ虛位を擁するに過ぎず、遂に軍閥跋扈の時代を來し、實權は軍閥の首班段祺瑞の手にあつたので、徒に內閣と總統府の爭ひを生じた。然るに張勳の復辟により黎總統罷れ、職權を副總統馮國璋に代行せしむる旨電命したので、馮出でて大總統となつた。馮と段との爭闘は相變らず行はれた。七年四月新國會の選舉が行はれ、八月新國會を開き、この國會により徐世昌が大總統に推されて十月十日就任した。十一年の第一奉直戰後直隸派は徐世昌を逐ひ、舊國會を恢復し、任期の殘つて居る黎元洪を大總統としたが、十二年六月黎を逐ひ、議會を買收して曹錕を大總統に選舉した。然るに十三年の第二奉直戰で直隸派敗れ、曹錕逐はれて段祺瑞執政となり、かくて總統制は廢せられた。**參考書** 波多野乾一、現代支那。憲政協會會報八八號、民國の十六年間。（長野朗）

對當關係 (Opposition. Opposition, Gegensatz. Oppositio) 論理學の問題で、主辭（主位）と賓辭（賓位）とが同一の場合、質と量との一つ或は二つとも異る二箇の判斷の眞偽關係を、それ等判斷の對當關係と云ふ。それには種々な場合の相異る對當關係がある。四種の定言的判斷、即ち全稱肯定判斷（A）全稱否定判斷（E）特稱肯定判斷（I）特稱否定判斷（O）が夫々二箇づつの關係により四種の關係が生する。AとEとにより反對對當、或は上反對對當（Opposition contraria）、AとOとにより、矛盾對當（Opposition contradictoria）、IとOとにより、小（下）反對對當（Oppositio subcontraria）が生じ、更らにAとIとにより、大小（差等或は兼攝）對當（Subalternatio）といふ。これ等をアリストテレースの對當の方形（方陣）として圖形に示すことが出來きる。なほまたAEIOの相互間の眞偽關係もまた圖形によつて表示される。（三枝博音）

大統領 (President. Präsident. Président) 共和國に於ける國家元首を云ふ。共和國の執行部首長は單獨の大統領である場合 (Präsidentialsystem) と合議制の機關である場合 (Direktorialsystem) とがある。尤も後者の場合でも、その合議體の中の一人が、名義上だけは大統領と稱する場合がある。例へばスウイスの行政部首長たるBundespräsident の議長は Bundespräsident と稱し、バーデンの內閣議

長は Staatspräsident と稱し、何れも毎年交代する。然し是等は、單に名稱の上だけに止まり、前者の所謂大統領制に於て、一人が單獨で、行政部の最高機關であるのとは、著しく性質を異にすることに留意しておかねばならぬ。大統領制を最初に採用したのはアメリカであつた。次いでフランスは二月革命後に於ても、第三共和國に於ても之れに倣ひ、革命後のドイツ聯邦亦この制度を採用した。何れの場合でも合議制の主張が破れた主なる理由の一は、それが大國に適しないといふことであつた。しかし齊しく大統領とは云つても、その權力は夫等の諸國に於て著るしく異なる。而してその相違の主因は、選舉法の如何及び議院內閣制採用の有無に存する。アメリカでは、各州の人民から大統領選舉人を選出し、この選舉人によつて選出せらる。云はば大統領はその存立の基礎を國民に有する。且つ同國の最も特色とする嚴格なる三權分立主義によつて、議會は行政に干與するを得ず、諸大臣はその選任に就ても行動に就ても議會とは無關係に、專ら大統領の指揮命令に從ふものであるから、アメリカ大統領の實權は君主よりも強大であると稱せられてゐる。之れに反してフランスでは、選任の權は上下兩院の合同會議の手にあり、且つ政黨內閣制であるから、大統領は、大臣の選任すら議會の多數派の意に逆つて行ふを得ず、施政上には全然虛器を擁する裝飾物たるに過ぎない。偶まその以上の行動に出づれば、議會から辭職を强要せられる狀態である。ドイツは右兩國の中間に位し、選舉は國民全體から直接に行はれるが、議院內閣制のためにアメリカの大統領程の實權はもたない。然し議會の解散權の如きは、フランスに於けるが如く名義上にあるだけでなく、之れを實行する。アメリカでは解散權は無いけれども議會の議決に對して屢ば拒否權を實行する。その他の共和國は、最高行政機關を合議制とせざる限り、大體この三國のうち何れかの型に屬する。**參考書** Wilson, The State revised ed., 1919. Esmein, Éléments de droit constitutionel 7ed, 1921. Marriott, The Mechanism of the Modern State, 1927.（河村又介）

大土地所有 「ラテイフンデューム」、「莊園」、「グルンドヘルシヤフト」等の項を見よ。

第二インタナショナル (The Second International. Die Zweite Internationale. La Seconde Internationale) 又第二インタナショナルと言つても、社會主義的運動の全傾向を包容してゐた世界戰爭前のそれと、革命諸國の運動は集權的第一インタナショナルよりの解放を希望し一八七六年以後は名實共に各國の運動は獨立して、その本主義の發達に適應する運動をなすに至つたため、又戰後の第二、第三兩インタナショナルの項參照)。蓋し、隆興期の資れぞれ自國の資本主義の發達といふ性質を變へなかつた。從て第二インタナショナルの構成分子（最初は政黨及び勞働組合の混合、後には政黨のみ）はそれぞれ完全なる自治を要求してゐた。ために第二インタナショナルは第二回大會（一八九六年チューリヒ Zürich）までは、ただ大會として存在するに過ぎずして何等常設的機關を持たず、漸く第四回大會（一九〇〇年パリ）に於て、加盟團體の代表者一人宛（一九〇七年以後は二人宛）より成る事務局と、之に從屬する一人の書記とをベルギーに設け、更に一九〇七年以後は事務局所在國の者より成る執行委員を置く事となつたが、しかし第二インタナショナルの意義は矢張國際大會にのみあつて、事務局や執行委員の主たる任務は大會の準備や後始末であり、其外にせいぜい諸國のプロレタリア運動の報告を整理するに止つた（この點は、强大なる權限を持つ第三インタナショナル—其項參照—の執行委員會と比較すれば、一層はつきりする)。では大會は如何なる意義を有したか。各國の運動が自治を要求するために、大會の決議は只道德的拘束力を持つのみであつた。從つて大會の意義は（1）プロレタリア陣營內の理論鬪爭と（2）ブルジョアジーに對する示威—特に非戰同盟に關するとの二つに止つた。この示威が大會の決議や宣言によつてなされた事は說明の要はあるまい。理論鬪爭の對象となつた主要問題は、（1）無政府主義、（2）聯立內閣、（3）非戰運動であつた。（1）第一、二、三の諸大會は無政府主義者の妨害的行爲に惱まされたので、社會主義者は之を排除するために第三回大會（一八九六年ロンドン）に於て、加盟條件を決定し、更に之を第四回大會で次の如く改めた。即ち、大會に召集せらるべきものは（イ）次の社會主義の根本原則を遵奉する凡ての組織、即ち、生產手段及び交換

手段の社會化、勞働者の國際的結合及び行動、階級政黨として組織せられたるプロレタリアートに依る公權の社會主義的征服、(ロ)階級鬪爭の基礎の上に立ち、政治的—從つて立法的及び議會的—行動を認めるが、しかしそれ自身直接には政治生活に參與せざる勞働組合」。之が大戰勃發までの第二インタナショナルの唯一の規約である。(2)戰爭と內閣問題は一八九九年フランス社會黨のミルラン (Millerand) がブルジョア內閣に商務大臣として入閣した事から、翌年の第四回國際大會の問題となつた。しかしこの時は贊否の論何れも讓らず、一の妥協案が暫定的に通過したが、第五回大會(一九〇四年アムステルダム)は、二五對五(棄權一二)の多數を以て聯立內閣を否とした。否決の理由は言ふまでもなく、プロレタリアートがブルジョア政府と責任を分ち、鬪爭力を鈍らす事を防止するにある。(3)非戰問題は第二インタナショナルが最も力を入れた點であつて、既に第二回大會(この前年即ち一八九二年に成立したる露佛同盟に刺戟せられて)は、殆ど全く非戰問題で終始した。爾來每回の大會で非戰問題は論爭の中心となつたがその中最も注意すべきは第六回大會(一九〇七年シュツツトガルト Stuttgart)の論爭である。この時、攻撃戰を防止する手段として總同盟罷業を主張するフランスのジョーレス (Jaurès) と、それに反對するドイツのベーベル (Bebel) との間に激論が戰はされた。ベーベルの反對理由は、プロレタリアは祖國を守らねばならぬ事、また攻撃戰の時でも總同盟罷業は實行不可能なる事といふのであつたが、大會の多數はベーベルに贊成した。斯く第二インタナショナルの多數の者が祖國防衛論を唱へてゐる中に、一の新しい勢力が現はれた事を注意しなければならぬ。それはローザ・ルクセンブルグ (Rosa Luxemburg) 及びレニン等である。彼等は防禦戰、攻撃戰の區別は、資本主義が封建勢力と戰ふ時代にあてはまつたのであつて、既に資本主義が帝國主義的段階に入つた今は、資本主義國家間の一切の戰爭は—外交的、戰術的關係の如何に拘らず—凡て攻撃戰であり、從つてプロレタリアートは一切の帝國主義的戰爭に反對しなければならぬ。而もその反對は單なる平和のためでなく、その運動を通じてプロレタリア解放を實現するためのものであるといふ事を主張し、非戰決議案に次の如き文句を加ふべき事を主張した「戰爭に依つて惹起せられたる政治的並に經濟的危機を利用し、國民をして資本主義的階級支配顚覆のために奮起せしむべし。」大會もルクセンブルグ等の說き理論に反對し得ずしてこれを可決した。其後第七回大會(一九一〇年コペンハーゲン Copenhagen)、第八回大會(一九一二年バーゼル Basel)も共にこの問題を討議し、特にバーゼル大會では、若し資本家國家が戰爭を敢行するならば、プロレタリアートは革命を以て之に答へんといふ意味の決議をなした。しかしこの決議は一片の紙屑にすぎず、一九一四年八月世界戰爭勃發の時、第二インタナショナルの加盟團體の大部分は祖國防衛の口實の許に主戰論に與し、ここに二十七ケ國—日本もその一—の約千二百萬の成員を有する戰前の第二インタナショナルは滅亡したのである。(戰後の第二インタナショナル)設立一九一九年二月。前述の如く戰前の第二インタナショナルには、左右兩派(詳しく言へばその外に尙ほ中間派)があつたが、戰後、一九一九年二月この、右翼及び中間派のみがベルン (Bern) に會して、第二インタナショナル再建の決議をなし、次で一九二〇年七—八月のジエネバ (Genève) 大會は規約及び綱領を決定した。この大會の決議は無產者解放の唯一の手段としてデモクラシーを主張し、ロシアの獨裁に强く反對した。又インタナショナルの組織としては、各加盟團體に完全なる自治を與へた。型二一年デモクラシーを唯一の解放手段とする事に反對し、國情に從つてデモクラシー、獨裁の何れをも可とする中間派は、このインタナショナルより脫退したが(第二半インタナショナル)は再び合同して、同年五月ハンブルグ (Hamburg) に合同インタナショナル第一回大會を開き新規約を作り、二三の決議をなした。之が今日の第二インタナショナル」(Labour and Socialist International. Internationale Ouvrière Socialiste. Sozialistische Arbeiter-Internationale) といふ。第二回大會(一九二五年八月マルセイユ Marseille) 及び第三回大會(一九二八年八月ブラッセル Brussel) は、共に規約の修正をなした外、種々の決議をなした。次に、之等三回の大會の決議に基づいて第二インタナショナルの立場及び組織を略述する。先づ第三インタナショナル〔其項參照〕との對立の根本理由たるデモクラシーか獨裁かといふ問題については、極めて曖昧な言葉を以て、合同前の中間派の立場を右翼の立場に融和しようと苦心してゐる。即ち「現存階級關係と結合せるデモクラシーは勞働者階級の自己目的ではない。しかしそれは政治的平等の結果として社會的平等を實現するための重要なる一手段である。勞働者階級は、プルジョア・デモクラシーの範圍內で徹底的に戰へば戰ふ程、政治的諸權利及自由を利用して自己の權力を擴張し、以てプロレタリア・デモクラシー確立の諸條件を造り出し、右の目的〔社會的平等〕を益々早く達するであろう。」「我々は一宗派又は一個人の獨裁に—この獨裁が如何なる形態をとろうとも全力を以て反對する」(第三回大會決議)。ブルジョア・デモクラシーとプロレタリア・デモクラシーとの區別、之こそ獨裁かデモクラシーかの問題の重心である。然るに第二インタナショナルは創立以來一度もそれを明かにしない〔第三インタナショナルが、ブルジョア・デモクラシーは即ちブルジョア獨裁であり、プロレタリア・デモクラシーは即ちプロレタリア獨裁であると云ふ事に就ては、その項參照〕。右の決議が如何なる用語を用ひようとも、第二インタナショナルは、ブルジョア・デモクラシーのみを唯一の解放手段とし、現存秩序を前提し、只その範圍內で一切の

問題を解決せんとしてゐることは、そのあらゆる決議及び日常行動によつて明かである。例へば、一切の國際紛爭の「不偏不黨の仲裁裁判」による平和解決(第一回大會決議)、國際聯盟の民主的改造(同上、及び第三回大會決議)、一定植民地の委任統治擴張(同上)等の主張を見よ。次に第二インタナショナルの組織を見るに、最高機關は原則として三年目に一回開かれる大會であり、その下に加盟黨の代表者より成る執行委員會があつて、大會の決議に從つて大會なき期間の事務を處理する。その下に執行委員會より遙かに少數の事務局があつて、緊急の事件を執行委員會に代つて處理する。事務局は執行委員會に責任を負ふ。尙ほ第三回大會は新に國際會議の規定を設けた。之は大會と執行委員會との中間の地位のものであつて、臨時大會を召集する程重大ではないが、執行委員會の處理には餘る問題を決定するために事務局が自發的に召集し得るし、又大會表決權總數の八分の一以上を有する所の五つ以上の黨の要求ある時は召集を要するものである。以上が重要機關であるが、しかしこの整然たる組織も「國際組織のあらゆる決議は、個々の國々の諸黨の自治に對する自發的制限を意味するものとする」といふ規約第三條の文句によつて、全く骨拔きにせられてゐるのである。即ち第二インタナショナルは、インタナショナルとしては何等の行爲能力も持たないのである。從つて創立以來の共同の仕事としては、大會に集つて拘束力のない決議をする事と、每年九月平和示威運動を各加盟國がそれぞれの國で一齊にする事位のものである。機關紙、International Information。加盟黨の中有力なるものは、イギリス勞働黨三百三十九萬弱、ドイツ社會民主黨八十七萬弱、オーストリア社會勞働黨七十萬弱ベルギー勞働黨六十萬弱、フランス社會黨十萬弱、等である(第三回大會—一九二八年八月—報告書第一卷)。參考書〔戰前のもの〕中野、林譯、レニン・インタナショナル。

N. Lenin u. G. Sinowjew, Gegen den Strom, 1921. G. Sinowjew, Der Krieg und die Krise des Sozialismus, 1924. M. Beer, Krieg und Internationale. A. Crispien, Die Internationale, 1919. K. Kautsky, Vergangenheit und Zukunft der Internationale, 1920. W. Sombart. Sozialismus und soziale Bewegung, 1920. 〔戰後〕各大會議事錄、社會思想社編、各國無產政黨發達史(大正十五年)。P. Dutt, Two International. Union Internationale des Partis Socialistes. Internationale Arbeitsgemeinschaft Sozialistischer Parteien)。

第二半インタナショナル (2½ International) 戰前の第二インタナショナルの中間派が、一九二一年二月ウイーン會議に於て設立したるインタナショナル再建會議に於て、ロシア革命の多數の者はデモクラシーの原則に反對するサヴエート政府に反對の態度を明確にすることを主張したが、中間派(ドイツ獨立社會黨、イギリス獨立勞働黨、オーストリア社會勞働黨、フランス社會黨等)はロシアの事情を十分調査した上で態度を決すべきことを主張した。しかるにこの兩派はその後もデモクラシーか獨裁かの問題で意見の衝突をなした。右翼が絕對的にデモクラシーを主張するのに反して、中間派は國際聯盟の何れを採るかは自由たるべきこと(この主張はレニンに從へば、プルジョア獨裁かプロレタリア獨裁か何れでもよいといふ愚論である)を主張して第二インタナショナルより脫退した。彼等は第三インタナショナルに對して、留保付きで加盟を申込んだが峻拒せられたので、一九二〇年十二月初めベルンに會して、獨自のインタナショナルをつくるために型一九二一年二月下旬ウイーンに國際會議を開く事を決議し、世界の社會黨に向つてこの會議に招待狀を發した。この宣言に應じてウイーンに集つたものは、ドイツ獨立社會黨(クリスピエン、ヒルファデイング、レーデブール等)、イギリス獨立勞働黨(バクストン、ハドソン等)、フランス社會黨(ロンゲ、ノーデル等)、オーストリア社會勞働黨(フリードリッヒ・アドラー、オットー・バウエル等)、スウイス社會黨(グリム等)、ロシアのメンシエヴイキ及び左翼SR黨、其他にヨーロッパの七小國の社會黨等であつた。この會議は新インタナショナルの設立を宣言し、その名を「國際社會黨行動同盟」(International Working Union of Socialist Parties. Union Internationale des Partis Socialistes. Internationale Arbeitsgemeinschaft Sozialistischer Parteien)と定めた。しかし、一般にはこの本名は用ひられず、「ウイーン・インタナショナル」若しくは「第二半インタナショナル」—第二、第三兩インタナショナルの中間的立場にあることに對する侮稱—と呼ばれた。その立場は、「階級鬪爭の方法及び組織」と題するウイーン會議の決議に最もよく現はれてゐる。その中には、各國の多樣なる狀態を力說した後に、「(1)今日デモクラシーの發達してゐる國々でプロレタリアートが民主主義的方法で政權を獲得した後でも、プルジョアジーの反抗のために原則として獨裁制を行ふ必要があるであろう、その時の獨裁の形態はプロレタリアートが掌握する所の民主的國家權力による獨裁的支配となる。(2)反之プロレタリアートが現在暴力を以つて壓迫せられてゐる國では民主主義的方法による政權獲得は望み難く、從つて大衆行動によつてのみそれに到達し得るであろう。かかる國ではプロレタリアの政權獲得後の獨裁形態はサヴエート制度をとらねばならぬ云々。」又このインタナショナルは第二、第三インタナショナルを共に攻撃し、第二半の成員は第二、第三何れにも加盟する事を固く禁じたが、一九二二年には三のインタナショナルの共同戰線を提唱し所謂ベルリン會議(其項參照)を開いたが失敗した。同年九月ドイツの社會黨と獨立社會黨との合併によつて第二半インタナショナルはその最も有力なる構成分子を失ひ、遂に一九二三年五月ハンブルグに於て第二インタナショナルと合併してしまつた。第三インタナショナルは

批評して言ふ、中間派は勞働大衆の革命的要求に押され、口に革命的言辭を弄し、行は改良主義的範圍を出でないでごまかしてゐて、大衆の革命的進出を喰止めてゐたが、革命的潮流の引くと共に名實共に本來の改良主義的立場に歸つたのであると。**參考書** Protokoll der Internationalen Sozialistischen Konferenz in Wien vom 22 bis 27 Feb. 1921. K. Radek, Theorie und Praxis der 2½ Internationale. Labour Publishing Co., The Second and Third Internationals and the Vienna Union, 1922. (田中九一)

太平洋諸會議 太平洋に密接なる利害關係を有する諸國民の國際的會議には名稱類似のもの多くて、混同され易い。次に重要なる會議にして繼續的性質を有するものを列擧すれば、(一)太平洋會議。太平洋問題調査會の主催する隔年の會議、太平洋諸會議の中最も重視すべきもの(太平洋問題調査會參照)(二)太平洋勞働會議。第三インタナショナルに加盟せる太平洋沿岸諸國勞働團體の會議(太平洋勞働會議參照)(三)アジア勞働組合會議。アムステルダム派の系統を引く太平洋沿岸諸國の勞働團體が、國際勞働機關との了解の下に、開催する會議、第一回は一九二九年印度にて開催の豫定。(四)太平洋學術會議。太平洋學術協會が、太平洋に關する自然科學の問題を研究論議するために、三年毎に開催する會議。(五)汎太平洋會議。各國の汎太平洋協會の聯合體なる汎太平洋協會聯合 (Pan-Pacific Union—本部はハワイに在り) の主催する會議である。教育その他の特殊問題を討論するのであるが、その目的は專ら太平洋沿岸諸國民の懇親を圖るに在るのである。汎太平洋協會聯合は、何等永久的の調査機關を持たず、此の點に於いて、太平洋問題調査會と根本的に異る。尙ほワシントン軍縮會議は太平洋に關する國際會議の中最も注目すべきものであるが、詳細は同項及び軍備縮小問題の項を參照。(松本重治)

太平洋問題調査會 (Institute of Pacific Relations) 太平洋諸國民の相互關係改善の目的を以つて、此等諸國民の國内的並びに國際的諸事情を調査研究する國際的私設機關である。調査會の會員は、太平洋沿岸又は太平洋と密接重要なる關係ある國家或は自治領内に設立せらるべき國内理事會 (National Council) そのものであるのだから、調査會の組織上の性質は國内理事會の聯合體である。現に加盟の諸國理事會の所屬國は、日本、支那、北米合衆國、英本國、新西蘭、濠洲及び加奈陀の七ケ國であるが、將來は漸次增加すべき形勢である。「調査會」(太平洋問題會議 (Conference of the Institute of Pacific Relations) を開き、時の重要問題に關して、各團體各人とも、個人の資格に於いて報告、討論、主張をなす。「會議」の活動は分科會の如き圓卓 (ラウンドテーブル) 討議と、本會議に相當する全員討議との三形式にて行はれ、第一回 (一九二五年) の會議 (布哇に開かる) に於ける重要なる討論題目は移民問題、人種問題、人口食糧問題、東洋の産業化、太平洋の交通及び通信、外國投資及びその國際關係に及ぼす影響、委任統治の問題、不戰條約問題、支那の對外關係、太平洋諸國の外交機關の研究、國際教育等であつた。「調査會」の構成は、左の如くである。(一)中央理事會 (Pacific Council) は、本會最高の機關、各國理事會の一人宛任命した理事數人に評議員會議長を加へて組織せられる。(二)事務局 (Secretariat) は、布哇に置かれ中央理事會に從屬し、本會事業の遂行を目的とする。幹事長、幹事次長、調査主任等の役員がある。(三)「會議」の活動につき監視と報告を爲す任務を持つ。調査會の事務局の活動につき、夫々各方面の出資を求め據金を得ることに依り、事務局にて作成する中央の國際機算に對し分擔の責を果して之れを維持する。調査會の事業は飽くまで調査と研究とへの國際的協力にあるのであり、政治的色彩を加味せざる處にその特色と意義とを有するものであるが、一般政治株に外交乃至國際政治に對する輿論の重要性が漸增し行く今日、正しき輿論の基礎となるべき調査と研究に於ける國際的協力を目的とする本會の意義は甚だ重大なりと云はざるを得ない。第三回は一九二九年京都で開かれ、中心問題は滿洲問題を中心とする支那問題一般であらうと豫測されて居る。(松本重治)

臺灣議會設置運動 臺灣の人口は本島人三百八十万人、内地人十九万人、蕃人八万六千人よりなつてゐるが、日本人の統治下に屬した當時は民心不安、秩序不統一や種種の特殊的事情から明治二十九年法律第六十三號を以つて臺灣總督は法律と同等の效力を有つ命令を發し、行政官にして立法權をも兼有し、且つ特別立法を以て法院條例をも制定し得る所謂總督獨裁の內地と差別的政治を定むる事となつた。其の後明治三十九年及大正十年の改正を經て現在に及んでゐるが、その根本に於いては大した變化はなかつた。領臺以後この總督の獨裁を中心としてその下の警察政治の掩護の下に內地資本の勢力は或は專賣の形に或は獨占的の形に於て侵入し來り政治的に經濟的に植民的專制搾取されつつ三十年を經過し來つてゐるが、一方臺灣は明治三十八年以來財政的に獨立してゐるばかりでなく、却つて關稅の一部及砂糖消費稅等によつて本國の財政に貢獻しつつあり、又文化の向上世界思潮の變遷等の各方面の事情は臺灣人の自覺と奮起を促し遂に政治運動となつて表はれることは當然の歸結である。之れに對する總督府の對策は諮問機關として評議會 (總督任命) 及地方諮問機關として官命の協議會等の如き有名無實の天降りの機關を以つて糊塗してゐるに過ぎない。警察政治下の臺灣にあつても大正三年の「臺灣同化會」の設立によつて漸く民族的な運動が組織され、六三法撤廢期成同盟會や雜誌「臺灣」を中心として微力乍ら運動がなされて來、臺灣民報を中心とする一團によつて遂に臺灣議會設置運動がなされることとなり、大正十

年二月に林獻堂氏外百七十八名の署名ある臺灣議會設置の請願書が初めて帝國議會に提出された。之に對し臺灣當局は治安警察法によつて首謀者蔡培火外數名を投獄したが、執拗にも運動は繼續され昭和四年には第十回の請願運動が林獻堂外千九百三十二名の署名を得て第五十六回帝國議會兩院に提出したが、例の如く審議未了として葬られた。請願の要旨とするところは「臺灣住民より公選せられたる議員を以つて組織する臺灣議會を設置し而して之れに臺灣特殊の事情に基く特別法規及び臺灣に於ける豫算の議決權を附與するの臺灣統治法を制定せられたき件」とあり、本運動を支持するものは臺灣議會期成同盟會なるものであるが、これは臺灣民衆黨と異身同根のものであつて、內地に於いては革新黨及民政黨の一部有志の者が應援してゐるに過ぎない。(後藤貞治)

臺灣銀行 (Bank of Taiwan, Limited) 〔創立〕 日清戰後わが領有に歸した新領土の開發策として政府の創立したるもの。第十回帝國議會の協賛を經て、三十二年三月臺灣銀行法發布、同年九月營業を開始した。當初の資本金は五百萬圓であつた。〔目的〕 その創立理由書によつて見れば、臺灣銀行は凡そ、(一)臺灣における產業資本の供給機關たること、(二)臺灣の經濟的獨立をはかり、南清、南洋諸島に營業を擴張するための貿易機關となること、(三)幣制の統一者となること、等であつた。〔營業資金〕 臺銀の營業資金は (一) 資本金、(二)銀行券發行の二途で、特に後者を主とすること恰も日銀と等しい。資本金は、創立當時は五百萬圓、明治四十三年九月一千萬圓に增資、大正四年九月二千萬圓に增資、更に七年四月三千萬圓に增資、次で八年九月六千萬圓に增資したが、後に述ぶる如く十四年八月缺損補塡のため四千五百萬圓に減資し、昭和二年九月には謂ゆる臺銀問題の缺損補塡のために千五百萬圓に減資した。銀行券の發行については、初め政府は、無記名式五圓以上の一覽拂手形發行の特權を附與したのであるが、それは流通上種々の支障があるので、三十二年額面券一圓銀貨一枚以上の兌換銀行券發行の特權に改正し、その發行高には同額の金銀貨及び地金銀を置かしめ、この準備以外の發行に對しては、五百萬圓を限度として保證準備を政府紙幣、兌換銀行券、又はその他確實なる證券、商業手形に限り、そしてその發行高は金銀貨及び地金銀準備の發行額に超過し得ない。なほ以上の外に更らに發行しようとするときは、第二の場合と同種の保證準備のほかに、主務大臣の認可を要し、かつ一ケ年百分の五以上の發行稅を納めさせることにした。三十七年六月に至つてその兌換制度を根本的に改正し、銀券の發行は禁ぜられ、金券の發行が許された。それは、銀價の動搖と銀券に對する投機の弊にそなへるためであり、且つは漸く內地との貿易關係が繁くなつて金勘定が普通となり來つたためである。以後、金券の流通は圓滑に赴き、却つて金銀二種の銀行券流通が不便とせられること多き有樣となつて來た。そこで三十九年臺灣銀行法は改正せられて、銀貨を金貨に改め、四十三年には保證發行額の限度を一千萬圓に擴張した。更に大正七年四月には、保證發行制限額を二千萬圓に擴張した。〔營業〕 臺灣における產業資本の供給機關たること、(二)臺灣の經濟的獨立をはかり、南清、南洋諸島に營業を擴張するための貿易機關となること、(三)幣制の統一者となること、等であつた。〔營業資金〕 臺銀の營業資金は (一) 資本金、(二)銀行券發行の二途で、特に後者を主とすること恰も日銀と等しい。資本金は、創立當時は五百萬圓、明治四十三年九月一千萬圓に增資、大正四年九月二千萬圓に增資、更に七年四月三千萬圓に增資、次で八年九月六千萬圓に增資したが、後に述ぶる如く十四年八月缺損補塡のため四千五百萬圓に減資し、昭和二年九月には謂ゆる臺銀問題の缺損補塡のために千五百萬圓に減資した。銀行券の發行については、初め政府は、無記名式五圓以上の一覽拂手形發行の特權を附與したのであるが、それ

州、仙頭、上海、シンガポール、九江等の海外支店も漸次設けられて、その業務は他の特銀に比しても迅速に發展した。〔活動〕 臺銀の活動は明治三十五年頃から漸く活潑となつた。この年その放資は初めて一千萬圓を突破するに至り、拂込資本二百五十萬圓、銀行券の發行高四百萬圓に達した。以後、業務は逐年に發展し、特に戰時中異常に擴大し、大正八年におけるその放資は三億を越えたのであつたが、既に戰前の大正二年頃から臺銀はその特殊銀行たる職分を脫線しつつあつた。即ほち同年その預金及び貸出は激增して各々四千三百萬圓、五千二百萬圓となつて、預金は銀行資力の主要部分を構成するに至つてゐたが、この預金及び貸出の大部が東京及び大阪支店勘定にもとづくものであつた。かくて、當時既に臺銀のコールには一つの危險が含まれてゐたのであるが、戰後反動期に入るや、たちまち貸出は固定し、預金は激減し、從つて資力の枯渴は愈々事態の急を告ぐるに至つた。大正十一年以來は、專ら整理に務めて來たのであるが、財界不況の深化に加ふるに關東震災があり、遂に鈴木商店の破綻とともにその行詰りを暴露し、昭和二年大恐慌の渦の中心をなすに至つたことは周知である。かくて殆んど再起の望もなかつた同行は、その後臺銀調査委員會の手によつて根本的整理案が立案され、結局その純損金の補塡を、下期決算において減資金充當二千六百萬圓、諸積立金充當百九十萬圓によつて決行し、營業方針を再び創立當初の特殊的任務に限定して復活せしめられるに至つた。(笠信太郎)

臺灣史 臺灣の先住民は所謂生蕃であるが、オランダ東印度會社は一六二四年に臺灣に侵入し一六六二年鄭成功の爲めに驅逐せらるる迄之を統治した。鄭氏の臺灣領有は一六八三年清朝の爲めに倒され、爾來二百年間臺灣は清國の屬領であつたが、日清戰爭の結果明治二十八年 (一八九五年) 我國に割讓せられた。我が統治の下に臺灣は急激なる資本主義化の過程を經て來たのである。〔治安〕 臺灣は清

朝の領有時代以來土匪叛亂頗る多く、有名なる雲治の地であつたが、我領有後明治三十五年を以て土匪鎭定の功を奏した。次で明治四十二年に五ヶ年計畫の理蕃事業を起し大正四年一月を以て一段落を告げた。〔土地〕明治三十一年土地調査を開始し三十七年に完了し、三十八年に土地登記規則を制定した。次で明治四十三年度より五ヶ年を費して林野調査を爲し、引續き大正四正度より林野整理事業を行つて十四年度に完了した。更に大正十四年度より森林計畫事業をたて蕃界林野の調査及整理に着手しつつある。之によりて普通行政區域及び蕃界の土地林野の權利關係が相次で明確となり、從つて取引は安全となり、土地關係は資本主義化せられたのである。〔經濟〕總督府は明治三十二年公債事業として縱貫鐵道工事に着手し、四十一年を以て開通した。又基隆築港も三十二年に起工した。かくして近代的交通機關建設の基礎を据ゑたのであつた。明治三十二年には又政府保護の下に臺灣銀行が開業し、その協力によつて臺灣の貨幣制度を整理改革し三十七年には內地同樣の金本位制度に統一するを得た。我が關稅法の延長の適用（明治二十九年）及び專賣制度の實施（阿片明治二十九年、食鹽及樟腦同三十二年）も亦臺灣の貿易路を對岸より內地に轉回せしめ、臺灣の商權を日本資本家に歸せしむるに力があつた。臺灣に於ける產業資本家的企業は明治三十三年設立の臺灣製糖株式會社を嚆矢とするが、政府の糖業奬勵政策、資本誘引政策の保護の下に急激なる發展を遂げ來たつた。〔財政〕臺灣領有後年々國庫補助金の支出を要したが兒玉後藤政治は財政獨立を以てその一大眼目と爲し、遂に三十七年度限り一般會計よりの補助を辭するに至り、大正三年度よりは內地に於て消費する砂糖に對する消費稅の全部を一般會計に繰入れ、以て實質的にも臺灣の財政的獨立の地位を遂めた。〔敎育〕領臺後敎育問題に就ては比較的熱心ならず、大正八年に至り漸く敎育機關擴張の政策をとり、大正十一年の新敎育令により內臺人による敎育系統の別を除き且つその制度を內地と全く同一にし、昭和三年より臺北帝國大學の開設を見るに至つた。敎育政策の中心は國語及び國體敎育による同化である。〔法制〕明治三十四年臨時臺灣舊慣調查會を設け法制及經濟の舊慣を調查し、之に基く特殊立法を爲したるものあるも、大正十二年に民事及刑事法規とも內地法延長、即ち法制上の同化を成就した。〔政治〕從來陸海軍大中將に限られし總督の資格制限は大正八年に廢せられ、大正九年には地方制度を改正し州市街庄には諮問機關にして任命に依る協議會を設け、大正十年には同樣の性質を有する臺灣總督府評議會を制定するに至つた。以上を要するに明治三十五年乃至三十九年迄は軍事的設定を主とし、それより三十九年迄は經濟的發展の基本的調查及基礎的事業に熱心し、その後大正八年以後漸く敎育機關の擴張的企業の勃興期であり、大正八年以後漸く敎育機關の擴張を計り、統治上諮問機關を設置し、同時に制度上敎育上內地延長主義を鮮明にするに至つた。總督專制政治に對する本島人の民族運動もまた此の頃より起り來つて居るのである。參考書　伊能嘉矩、臺灣文化志。持地六三郎、臺灣植民政策。臺灣總督府編、臺灣事情。矢內原忠雄、帝國主義下の臺灣（國家學會雜誌第四十二卷第五號乃至第九號）。（矢內原忠雄）

臺灣文化協會　我國は臺灣占領後總督の武斷專制政治と警察政治とによつて帝國主義下の植民地としてその基礎を確立した。領臺直後に於ては本島人の間に政治的不滿又は經濟的壓迫の爲に騷擾事件が絕えなかつたが、それ等は組織的でなく土匪的で分散してなされたものであつたが、明治四十年の北埔事件、同四十五年の林杞埔事件等は資本主義的統治に對する反抗運動であり、また支那革命の影響の下になされた大正元年の革命運動等は近代的解放運動の色彩をもつものであつたが組織的でなく、近代的の社會運動の放運動とは可成りのへだたりをもつものであつた。斯る狀勢下の臺灣に於て大正三年十一月板垣退助伯が來島し「臺灣同化會」を組織し、翌年二月には解散を命ぜられたが、この同化會の內地人と本島人との平等の權利待遇要求の運動は臺灣の政治運動に一轉機を劃することとなり、やがてこの運動に參加せる臺中の資產家林獻堂を中心として本島人の民族的運動がなされたのである。臺灣にあつても解放運動の先驅をなしたものは東京留學生の一團で、大正七年に總督政治改正の「六三法撤廢期成同盟會」を組織し機關紙として臺灣青年（大正九年創刊、十二年臺灣、十二年臺灣民報と改題、現在は臺灣にて發行す）を東京にて發行し本島人との連絡をとつて專ら啓蒙宣傳運動につとめ、これを中心とする有志相集つて大正十年二月臺灣議會請願運動（この項參考）をなしたが治安警察法によつて首謀者は投獄せられるの狀態であつた。同年十月更に其中の有志林獻堂、蔡培火、蔣渭水等相謀り遂に「臺灣文化協會」を創立し初めて臺灣に於ける民族的乃至社會運動が組織化せらるることとなつた。その目標とするところは本島人の社會的解放文化的向上の爲の自助的啓蒙的文化運動で主として各地に講演會を行ひ、數年本島唯一の社會運動團體であつたが、マルクス主義的傾向を有つ二十名程の「臺灣無產青年會」が大正十五年暮に成立し、その一派連溫卿、王敏川等の指導の下に昭和二年一月の理事會に於て陰謀的行動によつて乘取られた。そして會則を改め委員制度とし「大衆文化實現」を綱領とし無產階級解放運動の方向に轉換せしめた。これが爲に協會は思想の對立となり創立者の舊幹部派は遂に脫會し「臺灣民衆黨」を結成するに至つた。殘留組の文化協會は臺灣に於ける農民組合を友誼團體とし左翼的運動を續け、一方臺灣民衆黨及工友總聯盟と對立してゐる狀態である。（後藤貞治）

臺灣民衆黨　臺灣の民族解放運動の發端は大正十三年十一月板垣退助伯が來島し「臺灣同化會」（大正四年二月解散さる）の設置にあるとせられてゐる。その後歐洲大戰後の民族自決の風潮は遂に臺灣にも涉及して文化協會（臺灣

文化協會の項參照）（大正十年）の運動となり、その後社會運動上に於ける指導精神の分化對立は從來の民族解放的運動をのみ目的とし來つた協會內にも反映し、マルクス主義的人物の連溫卿、王敏川等に依て指導さるる青年團體「臺灣無產青年會」（大正十五年暮成立）によつて昭和二年一月二日の理事會に於て乘取られるに至つた。そして從來の文化運動を改めて大衆文化實現を綱領とし、無產階級運動にその全色彩を塗り替へ、理事制を委員制度と改めた。この爲にこの方向轉換に快しとせぬ創立者側の幹部派林獻堂、蔡培火、蔣渭水等は協會を脫退して從前の運動方針を踏襲することとし昭和二年五月二十九日臺中に於て「地方自治完成」を旗印とする「臺政革新會」の發會式を擧げ「臺灣民黨」として屆出でたが綱領中「臺灣人全體の政治的經濟的社會的解放の實現を期す」は民族的反感を挑發し內臺人の融和を妨ぐるものとの理由の下に禁止處分されたるを以て、政綱政策を穩和化し七月十日「臺灣民衆黨」として臺中に於て結黨した。〔綱領〕一、民本政治の確立、二、合理的經濟組織の建設、三、社會制度の缺陷の改廢。〔政策〕（甲、政治）一、州市街庄自治機關の民選及議決權付與を要求、其選擧法は普通選擧を採用すべし、二、集會結社及言論出版の自由の實現を期し臺灣人在島內新聞雜誌發行の即時許可を要求す。三、學制の改革を要求す、四、保甲制度の改革（舊政策撤廢）五、警察制度の改善を要求す、六、司法制度の改善及陪審制度の實施を要求す、七、行政裁判法の實施を要求す、八、渡華旅券制度の撤廢を要求す。（乙、經濟）一、稅制改革國費節約を要求す、二、臺灣金融制度の改革と農工金融機關の急設を要求す、三、生產者の利權を擁護し一切の搾取機關及制度の廢除、四、農會及水利組合の改革、五、專賣制度の改革。（丙、社會）一、農民運動勞働運動及社會的團體の發達を援助す、二、男女平等の原則を確認し女權運動を援助し人身賣買に反對す。（後藤貞治）

臺灣民族運動　臺灣にては清國領有時代より匪徒の叛亂絕えず、我領有後明治三十五年を以て土匪鎭定の功を奏し得たのであるが、明治四十年北埔事件、四十五年林杞埔事件、其後大正四年迄に蕃徒の官廳襲撃及び政治的陰謀事件を數へ就中大正四年の西來庵事件が最大であつた。之等はいづれも我資本の壓迫及び警察政治に反抗し、多くは大正元年の支那革命の思想的影響を受けて日本の統治を脫せんとするものであつたが、その首謀者の閱歷動機に於ても、民衆の附隨に於ても、民族運動の色彩暴動的性質に於ても、多くは個々的衝動的且つ地方的にして、近代的なる組織的民族運動の域に達しなかつた。蓋し資本主義の發展浸透、敎育の或程度に於ける普及及び政治的自由の思想の發生は近代的民族運動の端緒は大正三年十一月板垣退助伯が來島して臺灣同化會なるものを組織したるにある。總督府は此運動を極端に壓迫し、同化會は大正四年二月に解散を命ぜられたが、此の運動に參加したる臺中の資產家林獻堂氏を中心として本島人の民族的運動の先驅をなしたのである。臺灣にあつても解放運動の一團で、大正七年に總督政治改正の「六三法撤廢期成同盟會」を組織し機關紙として臺灣青年（大正九年創刊、十二年臺灣、十二年臺灣民報と改題、現在は臺灣にて發行す）を東京にて發行し本島人との連絡をとつて專ら啓蒙宣傳運動につとめ、これを中心とする有志相集つて大正十年二月臺灣議會請願運動（この項參考）をなしたが治安警察法によつて首謀者は投獄せられるの狀態であつた。同年十月更に其中の有志林獻堂、蔡培火、蔣渭水等相謀り遂に「臺灣文化協會」を創立し初めて臺灣に於ける民族的乃至社會運動が組織化せらるることとなつた。その目標とするところは本島人の社會的解放文化的向上の爲の自助的啓蒙的文化運動で主として各地に講演會を行ひ、數年本島唯一の社會運動團體であつたが、マルクス主義的傾向を有つ二十名程の「臺灣無產青年會」が大正十五年暮に成立し、その一派連溫卿、王敏川等の指導の下に昭和二年一月の理事會に於て陰謀的行動によつて乘取られた。そして會則を改め委員制度とし「大衆文化實現」を綱領とし無產階級解放運動の方向に轉換せしめた。これが爲に協會は思想の對立となり創立者の舊幹部派は遂に脫會し「臺灣民衆黨」を結成するに至つた。殘留組の文化協會は臺灣に於ける農民組合を友誼團體とし左翼的運動を續け、一方臺灣民衆黨及工友總聯盟と對立してゐる狀態である。（後藤貞治）

臺灣民衆黨　臺灣の民族解放運動の發端は大正十三年十一月板垣退助伯が來島し「臺灣同化會」（大正四年二月解散さる）の設置にあるとせられてゐる。その後歐洲大戰後の民族自決の風潮は遂に臺灣にも涉及して文化協會（臺灣同化會）を組織し、翌年二月には解散を命ぜられたが、この同化會の內地人と本島人との平等の權利待遇要求の運動は臺灣の政治運動に一轉機を劃することとなり、やがてこの運動に參加せる臺中の資產家林獻堂を中心として本島人の民族的運動がなされたのである。臺灣にあつても解放運動の先驅をなしたものは東京留學生の一團で、大正七年に總督政治改正の「六三法撤廢期成同盟會」を組織し機關紙として臺灣青年（大正九年創刊、十二年臺灣、十二年臺灣民報と改題、現在は臺灣にて發行す）を東京にて發行し本島人との連絡をとつて專ら啓蒙宣傳運動につとめ、これを中心とする有志相集つて大正十年二月臺灣議會請願運動（この項參考）をなしたが治安警察法によつて首謀者は投獄せられるの狀態であつた。同年十月更に其中の有志林獻堂、蔡培火、蔣渭水等相謀り遂に「臺灣文化協會」を創立し初めて臺灣に於ける民族的乃至社會運動が組織化せらるることとなつた。その目標とするところは本島人の社會的解放文化的向上の爲の自助的啓蒙的文化運動で主として各地に講演會を行ひ、數年本島唯一の社會運動團體であつたが、マルクス主義的傾向を有つ二十名程の「臺灣無產青年會」が大正十五年暮に成立し、その一派連溫卿、王敏川等の指導の下に昭和二年一月の理事會に於て陰謀的行動によつて乘取られた。そして會則を改め委員制度とし「大衆文化實現」を綱領とし無產階級解放運動の方向に轉換せしめた。これが爲に協會は思想の對立となり創立者の舊幹部派は遂に脫會し「臺灣民衆黨」を結成するに至つた。殘留組の文化協會は臺灣に於ける農民組合を友誼團體とし左翼的運動を續け、一方臺灣民衆黨及工友總聯盟と對立してゐる狀態である。（後藤貞治）

臺灣民族運動　臺灣にては清國領有時代より匪徒の叛亂絕えず、我領有後明治三十五年を以て土匪鎭定の功を奏し得たのであるが、明治四十年北埔事件、四十五年林杞埔事件、其後大正四年迄に蕃徒の官廳襲撃及び政治的陰謀事件を數へ就中大正四年の西來庵事件が最大であつた。之等はいづれも我資本の壓迫及び警察政治に反抗し、多くは大正元年の支那革命の思想的影響を受けて日本の統治を脫せんとするものであつたが、その首謀者の閱歷動機に於ても、民衆の附隨に於ても、民族運動の色彩暴動的性質に於ても、多くは個々的衝動的且つ地方的にして、近代的なる組織的民族運動の域に達しなかつた。蓋し資本主義の發展浸透、敎育の或程度に於ける普及及び政治的自由の思想の發生は近代的民族運動の端緒は大正三年十一月板垣退助伯が來島して臺灣同化會なるものを組織したるにある。總督府は此運動を極端に壓迫し、同化會は大正四年二月に解散を命ぜられたが、此の運動に參加したる臺中の資產家林獻堂氏を中心として本島人の民族的運動の先驅をなしたのである。臺灣にあつても解放運動の一團で、大正七年に總督政治改正の「六三法撤廢期成同盟會」を組織し機關紙として臺灣青年（大正九年創刊、十二年臺灣、十二年臺灣民報と改題、現在は臺灣にて發行す）を東京にて發行し本島人との連絡をとつて專ら啓蒙宣傳運動につとめ、これを中心とする有志相集つて大正十年二月臺灣議會請願運動（この項參考）をなしたが治安警察法によつて首謀者は投獄せられるの狀態であつた。同年十月更に其中の有志林獻堂、蔡培火、蔣渭水等相謀り遂に「臺灣文化協會」を創立し初めて臺灣に於ける民族的乃至社會運動が組織化せらるることとなつた。その目標とするところは本島人の社會的解放文化的向上の爲の自助的啓蒙的文化運動で主として各地に講演會を行ひ、數年本島唯一の社會運動團體であつたが、マルクス主義的傾向を有つ二十名程の「臺灣無產青年會」が大正十五年暮に成立し、その一派連溫卿、王敏川等の指導の下に昭和二年一月の理事會に於て陰謀的行動によつて乘取られた。そして會則を改め委員制度とし「大衆文化實現」を綱領とし無產階級解放運動の方向に轉換せしめた。これが爲に協會は思想の對立となり創立者の舊幹部派は遂に脫會し「臺灣民衆黨」を結成するに至つた。殘留組の文化協會は臺灣に於ける農民組合を友誼團體とし左翼的運動を續け、一方臺灣民衆黨及工友總聯盟と對立してゐる狀態である。（後藤貞治）

臺灣民族運動　臺灣にては清國領有時代より匪徒の叛亂絕えず、我領有後明治三十五年を以て土匪鎭定の功を奏し得たのであるが、明治四十年北埔事件、四十五年林杞埔事件、其後大正四年迄に蕃徒の官廳襲撃及び政治的陰謀事件を數へ就中大正四年の西來庵事件が最大であつた。之等はいづれも我資本の壓迫及び警察政治に反抗し、多くは大正元年の支那革命の思想的影響を受けて日本の統治を脫せんとするものであつたが、その首謀者の閱歷動機に於ても、民衆の附隨に於ても、民族運動の色彩暴動的性質に於ても、多くは個々的衝動的且つ地方的にして、近代的なる組織的民族運動の域に達しなかつた。蓋し資本主義の發展浸透、敎育の或程度に於ける普及及び政治的自由の思想の發生は近代的民族運動の端緒は大正三年十一月板垣退助伯が來島して臺灣同化會なるものを組織したるにある。總督府は此運動を極端に壓迫し、同化會は大正四年二月に解散を命ぜられたが、此の運動に參加したる臺中の資產家林獻堂氏を中心として本島人の民族的運動の先驅をなしたのである。臺灣にあつても解放運動の一團で、大正七年に總督政治改正の「六三法撤廢期成同盟會」を組織し機關紙として臺灣青年（大正九年創刊、十二年臺灣、十二年臺灣民報と改題、現在は臺灣にて發行す）を東京にて發行し本島人との連絡をとつて專ら啓蒙宣傳運動につとめ、これを中心とする有志相集つて大正十年二月臺灣議會請願運動（この項參考）をなしたが治安警察法によつて首謀者は投獄せられるの狀態であつた。同年十月更に其中の有志林獻堂、蔡培火、蔣渭水等相謀り遂に「臺灣文化協會」を創立し初めて臺灣に於ける民族的乃至社會運動が組織化せらるることとなつた。その目標とするところは本島人の社會的解放文化的向上の爲の自助的啓蒙的文化運動で主として各地に講演會を行ひ、數年本島唯一の社會運動團體であつたが、マルクス主義的傾向を有つ二十名程の「臺灣無產青年會」が大正十五年暮に成立し、その一派連溫卿、王敏川等の指導の下に昭和二年一月の理事會に於て陰謀的行動によつて乘取られた。そして會則を改め委員制度とし「大衆文化實現」を綱領とし無產階級解放運動の方向に轉換せしめた。これが爲に協會は思想の對立となり創立者の舊幹部派は遂に脫會し「臺灣民衆黨」を結成するに至つた。殘留組の文化協會は臺灣に於ける農民組合を友誼團體とし左翼的運動を續け、一方臺灣民衆黨及工友總聯盟と對立してゐる狀態である。（後藤貞治）

律令及び臺灣總督府特別令計劃草に對する協贊權を目的とする。日本臺灣に共通し得べき性質の立法事項及び一般會計に屬する豫算は帝國議會の權限に屬するものと爲し、尙臺灣議會の協贊せる法規に裁可を仰ぎ帝國政府との聯絡を缺かざるの趣意である。されば日本の統治權の下に頗ぶる限定せられたる範圍の內政自治權の獲得を目的とせるホーム・ルール運動たる性質を有する。總督府は大正十二年來治安警察法によりてこの運動を彈壓し指導者の投獄を見たが、近年その取締稍や寬大となつた。帝國議會の此運動に對する態度も冷淡にして、未だ嘗てその請願を採擇せざるのみならず、二三有志議員を除き深き注意を拂はざる狀態である。議會請願運動に次で之と異身同體たる啓蒙的文化運動が起つた。即ち大正十年十月同じく林獻堂氏を首班とし蔡培火蔣渭水諸氏を中心とする文化協會の設立之れである。文化協會は久しく唯一にして且つ全本島人的なる民族運動的團體であつたが、マルクス主義的傾向を有する二十名許りの臺灣無產青年會が大正十五年暮に成立し連溫卿氏等の指導の下に文化協會に潛入し幹部の地位を乘取り昭和二年一月會則を改正して文化協會の組織及方向を無產階級運動に轉回した。その結果文化協會は分裂し其創設者たる舊幹部派一派は脫會して新團體を組織することとなり、同年七月臺灣民衆黨を組織し「民本政治の確立、合理的經濟組織の建設、及社會制度の缺陷改除」を綱領とした。之れ臺灣唯一の政治結社の出現である。かくして本島人解放運動の團體として階級鬪爭的無產者運動の立脚地を第一義とする臺灣民衆黨と超階級的民族運動の立脚地を第一義とする文化協會と超階級的民族運動の立脚地を第一義とする臺灣民衆黨とが併立するに至つた。文化協會は臺灣農民組合（大正十五年六月設立）と密接なる關係を有し、內地に於ける舊勞働農民黨の指導の下に立つた。臺灣民衆黨は臺灣工友總聯盟と關係密接であり、寧ろ中華民國國民黨の三民主義的イデオロギーを持つが如くである。本島人の言論機關としては六三期成同盟會の機關紙として臺灣青年なる月刊雜誌

が大正九年東京に於いて發行せられしを緒とし、同誌は大正十二年臺灣民報と改稱せられ、十四年より週刊となつた。併し乍ら總督府はその臺灣に於ける發行を許さず、二重檢閲を經てのみ島内に輸入を許容せらるる狀態に置かれた。昭和二年七月に至り漸くその發行所を臺北に移すことを許可せられ、昭和三年九月には之を日刊と爲す運動を起した。臺灣民報は歴史的にも現在に於ても臺灣民衆黨の機關紙たる性質を有する。之に對抗して臺灣文化協會はその機關紙として昭和三年四月東京に於て大衆時報を創刊したが、臺灣總督府は治安に有害なりとして繼續的にその島内移入を禁止したる爲め、續刊十號にして停刊した。一方に於いては又總督府の御用紙として御用紳士たる資本家により週刊昭和新報が臺北に於いて發行せらるることとなり、昭和三年十一月一日創刊號を出した。之れ亦臺灣民報に對抗する趣旨のものである。以上の如く臺灣の近代的民族運動は大正十年の頃より具體化し、昭和二年左右兩派分裂すると共に運動は一般的に活況を呈し、昭和三年に於ては左派たる新文化協會は總督府により强く彈壓せられた。嘗て大正十二年の頃同樣の抑壓の對象たりし舊文化協會派系統の臺灣民衆黨に對する取締は稍や寬となり、彼等は臺灣議會請願運動を繼續するとともに總督府に對しては島内政治の改良殊に地方制度自治的改革の運動を起すに至つた。

參考書 片岡巖、臺灣風俗誌。蔡培火、日本本國民に與ふ（臺灣民報一六六號、一八九號、二一八號、二四一號）。矢内原忠雄、帝國主義下の臺灣（國家學會雜誌第四十二卷第九號）。（矢内原忠雄）

ダヴイッド (David, Eduard) エドュアート・ダヴイッドはドイツに於ける修正派社會主義の一驍將であり、一九一八年革命後のシャイデマン、ノスケ内閣に於いて閣僚の椅子を占めた程に有力なる同國社會民主黨の一領袖である。だが彼の最大の業績はその著「社會主義と農業」の一卷によつて、修正派的農業理論を組織的に樹立した點にある。同書は一八九三年より九五年にかけてドイツ社會民主黨内閣に於て發行はれた農業綱領運動に關する激烈なる論爭に促され、大農經營の優越、小農經營の必然的沒落を主張し、小農保護無用論に走るカウツキー等のマルクス派に駁撃を加えんが爲めに一九〇三年にその第一版を出し、更らに其の後訂正增補を加へて一九二二年に第二版を出してゐる。その見地は工業生産過程が機械的であるに反し、農業生産過程は有機的であると爲す所謂農工業生産の本質相違論より出發し、農業に於いては工業に於けるとは反對に、小經營が却つて有利なることを論證せんと試みたるもので、あつて、結局次の如き結論に到達してゐるのである。「大經營による小經營の壓倒と云ふマルクスの豫言は工業生産の最も重要なる諸部門に就ては大體に於て眞理なることが證明された。だが農業の範圍に於てはこれと異なる。農業進化の全機相を見ても、かの經營の集積と云ふ大なる特徴は全然缺けてゐる。その逆に農業の集約的利用法の進歩せる所では到る處それとは反對の傾向が現はれてゐる。即ち大經營は減退し、小經營は繁榮し、進出してゐる。」これが彼の理論的見解の眼目である。（河西太一郎）

タウシッグ (Taussig, Frank William 1859—) 現米國の代表的經濟學者。一八五九年十二月二十八日米國セントルイス (St. Louis) に生れ、同地にて學ぶ。ハーバード (Harvard) 大學を卒業し、同大學の講師助教授を經て一九〇二年經濟學教授となり今日に及ぶ。その間一八九七年より暫くアメリカ四季經濟雜誌 (American Quarterly Journal of Economics) の編輯者となり、一九一七—一九年には米國關稅委員會委員長の職を勤む。英國學士院の會員にして哲學博士、法學博士、文學博士の學位を有つてゐる。研究の中心は主として財政、關稅に存し、其最初の勞作たる一八八八年の Tariff History of the United States 以來左の諸著を相次いで公けにしてゐる。主著 Silver Situation in the United States, 1892. Wages and Capital, 1896. Principles of Economics, 1911. Inventors and Money Makers, 1915. Some Aspects of the Tariff Question, 1915. Free Trade, Reciprocity and the Tariff, 1920. International Trade, 1927.（山中篤太郎）

高田屋嘉兵衛 尾張に生る。後ち兵庫に移つて船商となり、松前の地に回漕して商利を營んだ。偶ま幕府北地經營に焦心す。嘉兵衛幕府の爲めに命を受けて享和元年得撫島に渡つて木標を立てその屬島たるを明かにし、更らに擇捉島に航して同地に漁場を開き住民に漁具を供して大いに其の開發に力めた。嘉兵衛また此の間に關つて亙利を博した。文化元年露使レザノフ仙臺漂民を送つて長崎に來り交易を求めたが國禁の故を以て拒絶された。以後此れを含んで露艦度々蝦夷の地を冒した。文化八年露の艦長ゴロウインを捕ふるに及んで翌年露艦また嘉兵衛を拉し去つた。文化十年彼我交渉する所あり、嘉兵衛歸國するを得。その後も各地に通商して巨富を積んだ。文政十年病を以つて沒した。（東井金平）

田口卯吉 (1855—1905) 明治時代隨一の經濟學者、歴史家にして、操觚家たり、政治家たりし人。法學博士。鼎軒なる號に依て知らる。安政二年四月二十九日幕臣の子として生れ、慶應二年十二歳にして元服、徒士見習として本丸に出仕。明治元年十四歳の時幕府の瓦解に遭つて致仕、横濱に移つて商業見習となる。翌年、德川氏の新封靜岡藩に歸住し、沼津小學校、同兵學校に歴學。明治三年靜岡に轉住、翌年靜岡病院修業生となり、冬、東京修業を命ぜられて出都し、東京大學に暫らく學び、尺振八の共立學舍に移り醫學修業、これまでは英語と醫學とを專門としてゐたが、明治五年十月、大藏省飜譯局上等生徒（官費）となり始めて經濟學と開化史とに手を染めた。明治七年二十歳の五月、大藏省紙幣寮十一等出仕となり、飜譯に從ひ、月給三十圓を受く。この前後より正統學派經濟學を研究し、傍ら諸新聞にも投書した。明治十年「日本開化小史」第一

分冊出版。翌年「自由貿易日本經濟論」一出版。一は明治時代の文明史の濫觴、他は我邦自由主義經濟原理の礎石、共に不朽の名著たり。同年十月末、官を辭し、專ら著述と飜譯との生活を始む。翌十二年二十五歳の一月、我邦最初の經濟雜誌「東京經濟雜誌」發行、爾來二十七年同誌に立籠る。十三年「經濟談話會」を始め、後（明治二十年）之を東京經濟學協會と改稱した。此の頃より府市區等の議員に選ばれ、終生歴任。明治十六年より十九年まで東京取引所肝煎。同時に「支那開化小史」を著述した。十九年上毛鐵道及花澤鑛山着手、二十三年南洋貿易に從事、何れも成功とはいへなかつたが、理論の適用として意義重大。翌年より二十九年まで「史海」連刊、國史解釋の上に大いに自由主義を實行し學會を驚かす。國會開設の當時は南洋航行中のため機會を失し、二十七年以後衆議院議員となる。三十三年北清事變後支那及韓國に遊び、三十七年日露戰役中、滿韓戰地に慰問旅行をし、翌年四月十三日に病歿、谷中に葬る。その特徴は泰西の經濟學、文明史に對する造詣を以て自由に東洋及日本の事象を分析批判究明して時務に資した點にある。專門の經濟學、歴史のみならず政治、財政、金融、文學、哲學、社會學、人類學等に關して數多の著書を殘した外「泰西政事類典」「大日本人名辭書」「日本社會事彙」「國史大系一續國史大系」一續德川實記」「群書類從」等枚擧に遑なき程の編纂書を遺して我邦の學徒一般に對して不滅の便益を供してゐる點にある。それとともにその社會觀たる唯物論、實利主義、自由主義を事業の上に移して自由貿易、民權政治を躬行し、生涯獨立獨歩、一切の特權政治と獨占經濟との打倒に猛進した事は讃嘆に値する。著作「鼎軒田口卯吉全集」八卷（昭和二年—四年同刊行會）に大部分を集め外に編纂書として本文記述の如し。**參考書** 靈島仁吉、鼎軒田口先生傳（明治四十五年經濟雜誌社）。東京經濟雜誌（明治十二年—三十八年）。（嘉治隆一）

多元論 (Pluralism. Pluralisme) 世界の根源の說明として二元以上の根本的條件、要素をもつてする理論。即ち多數の量的存在、或は種々な性質の諸原子、等の根柢的諸實在、數次の本質、等を云ふ。古くギリシアの自然哲學者、パルメニデス、エンペドクレース、アナクサゴラス、等の原子說を始め、ライプニッツの單子論は一元論的統一を豫定的條件とする多元論であり、また、ジエームスは明白に多元的宇宙 (Pluralistic universe) により、現象の種々な次元の本質を示そうとした。最近の新カント派の中、リッケルト等は明白に二元論を云ひ、更にその異質論、價値の諸系列には多元論的傾向を示してゐる。併し哲學にあつては殆んどすべて、二元的對立の中に、一元論と多元論とが聯關し交錯し合つてゐる。（三枝博音）（Tagore, Sir Rabindranath 1861— ）インドのベンガルの名家の出であつて、現代インドの持つ最大なる詩人、著作家と云はれて居る人である。初め本國に於て教育を受け、次いでイギリスに渡り法律學を修めたけれ共、歸來彼の活動は專ら、教育的方面と著述的方面に限られた。教育的方面に於ては一九〇一年にボルプル (Bolpur) に彼の開いた「平和の寓居」(Shantiniketan) と呼ばるる從來の傳統を破つた新らしい學校が注目せられて居る。彼の目的は此の設備を擴大して廣く東洋文化全般を研究する國際的の大學にまでする事にあつたのである。著述の方面に於てはベンガル語によつて公刊せられたる韻文約三十、散文約二十八に及び英語その他の外國語に譯されたものも少くない。一九一三年彼はその文作の故にノーベル賞金を與へられたが、その賞金はボルプルの學校の費用に充當せられた。一九一五年ナイトの位を授けられた。併し、一九一九年パンジヤブに於ける暴動鎭壓のためにイギリスのとつた手段に對する抗議の意味でその位階を辭した。一九一六年には彼は日本を訪れた。彼が此の國に於てした講演の何れにも東洋文化の支持の爲めの熱情が溢れて居た。（嘉治隆一）

太政官札 太政官札は明治元年閏四月十九日の太政官布告を以て發行せられた我國最初の國家紙幣でまた金札とも稱せられた。舊幕府時代には地方的には所謂藩札なる紙幣の發行を見たが幕府によつて全國的に發行せらるることはなかつた。太政官札は初めて「皇國一圓」に通用すべく發行せられたもので、通用期間は十三ヶ年間、列藩石高に應じ萬石に付一萬兩づつ拜借せしめ、返納方法としては毎年末貸下高の一割づつ金札を以て差出し十三ヶ年にて完濟の豫定であつた。尙列藩のみでなく、京攝及近郷の商賈でも金札役所に願出でた者にはその「取扱の產物高に應じ」て貸下げることとし、又地方農商之者にも「其身元厚薄之見込を以て一併渡すこととした。が實際に於ては政府の歳出就中討幕費に流用せられた額頗る多く、大體發行制限額は三千萬兩內外と見られたにも拘はらず、結局明治元年—同二年七月の間に於て四千八百萬兩發行せられた。當時維新新政府の財政は、諸藩尙割據してゐたために舊來の御料地收入のみで歳入僅かに七十萬兩に過ぎず、然かもその大部分は現物稅で、新政府にとつての貨幣の必要は藩札を發行した舊封建諸侯のそれよりも更に緊切なものがあつた。蓋し、商品流通過程が安政開國以來世界商品流通過程に入込める結果更に進展してゐたからであり、又他方に於いてこの方法は、直接權力下にあらざる諸藩の生產物—主として軍需品—を間接的に徵發すること、言ひ換へれば間接的に全國的な課稅を行ふことを必要且つ可能ならしめたからである。この後者は逆に從來の使用價値生產を交換價値生產に推移せしむることに役立つたので、これは主として官軍通過地域に見られた所である。太政官札は、その立案者三岡八郎（由利公正）の言ふ所に依れば金貨兌換の紙幣たらしむる如くであつたが、結局不換紙幣であつたために、間もなく價値章標の法則が支配し市場に於ては金に對する價値下落を生じ最高打歩金札百兩に對して金四十兩の相場を唱へるに至つて流通頗る困難となり、政府は或は打歩取

引を厳禁して犯す者は之を獄に下したり、或は結局経済の法則に屈服して時價通用を許して見たり朝令暮改の醜態を演じた。太政官札はフランス革命政府が發行したアッシニア紙幣（Assignate）とよく比較される。何れも革命期の不換紙幣たることは變りないが、アッシニアは沒收したる貴族寺院の土地を擔保としたものであつたが、命札は全く不換紙幣で萬石に萬雨とか云ふのは土地若くは米を擔保としたものではなく單に計算の標準を示したものに過ぎなかつた。アッシニアも結局不換紙幣となつたが、尠く共政府はミラボーが言つたように、沒收した貴族寺院の土地を握つて之れを背景として發行したのであるが、我が金札は當時三岡八郎が述べたように依つて「三千萬人の精神と勞力とを一致」し「日に幾箇の金山を掘ると同じ」き效果を期待したものに過ぎなかつたのである。**參考書** 明治財政史通貨編。紙幣整理始末。金融六十年史。由利公正傳。

（三宅鹿之助）

多數決 （Principle of Majority Rule. Majoritätsprinzip. Mehrheitsentscheidung. Principe majoritaire）三人以上の團體にて一定事項に關しその成員の比較的最大多數の一致せる意思を以て全成員を拘束する團體意思決定方法。古代より行はれたがその發達過程と公式とは雜多で、專決又は全員一致の要求が退き凡ゆる方面に多數決が支配的となつたのは近代に屬する。多數決委當根據の究明は個人と團體との關係の根本に觸るる難問であるが、それは自體積極的委當の根據あるものではなく、歷史的現實的經驗の結果人間社會に實現し得る比較的最も合目的的な團體意思決定方法として認らるるに至つた相對的功利的便宜的のものと見るを正當と考へる。多數決にて眞善美の絕對價値を示し得ざるは勿論、主觀的意欲乃至幸福價値に適用するも、多數意思が何故に團體意思となり少數者にも委當するかの積極的根據は說明し得ぬ。全員意思と區別きれた一般意思の槪念乃至團體の有機體性を持ち來つて之を說明するは、消極的に多數決の不正のより少き理想的社會を示唆し得るも、現實の多數決の說明としては畢竟擬制の之に服從するは窮極に於ては唯自己の意思を貫守して多數者に敵對するは窮極に於て自己の意思を枉げて尙この團體員たるとの利害得失の考量による。ここに多數決が平穩に行はるる爲には一方その團體の統一的存立により少數者も尙享受し得る共同利益の存在と、他方個々成員の重要なる利益を侵害せざる爲の固有權の容認乃至少數者保護を必要とする所以がある。民族宗教階級等の對立する所にて多數決が容易に强制手段となり分裂を促す傾向あるは之に因る。多數決原理に諸方面より加へらるる數多の制約（單なる過半數に依らず所謂條件的多數に依る場合もその一例）も上述の意味に於て理解され得る。**參考書** 木村龜二、多數決原理の省察。Gierke, Das Mojoritätsprinzip. (Gierke, Über dio Geschichte dos Majoritätsprinzips. (矢部貞治)

立入禁止 小作人に對し、裁判所の判決又は決定に對し、地主が土地明渡しを求むる前人が其の小作地に立入る事を禁止するを云ふ。立禁とも云ふ。民事訴訟法第七百五十五條または同第七百六十條に據る權利保全處分である。地主が土地明渡しを求むる正當の權利ありや否や、換言すれば小作人が小作權を有せざるや否やは未判定なる場合に、一應地主が明渡請求權を有するものとして、地主に保證金を供託せしめて、假りの處分として小作人を小作地へ立入らしめないのである。小作人が小作料減額を請求して地主之を容認せぬ場合小作人は不納する。地主としては小作料は來ぬ、稅金は納めねばならぬ、感情的に小作人を一擧に屠らんとして企てられるものが多い。故に立入禁止は大正八年來、小作爭議が急激に增加して以來現はれた現象である。立入禁止は、第一に、小作人が小作地を奪はるるの結果として、小作人を失業せしめ、小作人一家を糊口の道に窮せしむる重大なる社會問題であることに第一の意義がある。第二に、小作人が當然有すべくして、未だ成文法上に存在の根據なきも、潛在法上當然に存在の理由ある耕作權（耕作權の項參照）が、所有權の前に全然無視され、金力の前に脆くも蹂躙されるために、所有權を呪咀し、ひいて法律を憎惡するの傾向を作る事に第二の意義がある。更らに立入禁止行はれんとするや、耕作權を奪はれざらんとする小作農民が、死力を盡して立禁を阻止せんとして、屢ば警察官憲若くは執達吏と衝突し、暴擾罪、公務執行妨害罪、傷害罪、暴行罪等の犯罪行爲を生じ、多數の素朴なる農民を前科者とすることに第三の意義がある。又農耕以外に職なき農民を失業者とする處に第四の意義がある。尙立禁は小作人より奪取したる耕地を往々執達吏又は地主の自由に委するも、地主は自から代つて耕作するの勇氣なきか、又は始より其小作人を苦めんとするより他意なきが爲め、代つて耕作もせず、他の小作人は、其被害小作人に同情するの結果、代つて耕作する者なく、結局執達吏地主何れも立禁の耕地を放置するの結果、折角の美田も不毛の地となり、米麥の生産はそれだけ減ぜられ、食糧問題上も看過し難い點に第五の意義ある。更らに又、不毛の地となるの結果は、小作農民の多年の勞力の結晶たる熟田を荒蕪地と化し去るの結果となることに第六の意義がある。最後に第七に法律問題としても種々疑義のある問題であるが此處には省略する。立禁反對、即ち耕作權確立を要求する小作農民の力强き叫びと、固き團結の力とは立禁を先づ口頭辯論を開いて後にあらざれば決定せしめない樣な慣例を裁判所に作つて、從來の如き口頭辯論無しの暗打的假處分を漸減した。更らに立禁の內容を漸次小作人に有利なる樣に緩和することに成功した。そして一步一步耕作權の確立に近づきつつある（「耕作權」の項參照）。（細野三千雄）

立毛差押 農耕者に對し其地主その他の債權者が、裁判所の判決又は決定、基き執達吏に委任して、其農耕者の稻

麥其他の現に生育せる農產物（主として稻）を强制執行するを云ふ。通俗には更に廣義に、後に强制執行するが爲めの準備としてなす立毛假差押をも包含せしめて使用されてゐる。然し法律上の性質は、前者は權利實行行爲で、民事訴訟法第四百九十七條に基くものであり、後者は權利保全處分で、民事訴訟法第七百三十七條に基くものであり、明確に區別されてゐる。唯目的物が農耕者の現に生育せる農產物であり、其手續に於て、初め執達吏來りて一應之を保管する點兩者相同じきものある爲め世俗に混同して解釋され使用されてゐる。立毛の差押又は假差押は、裁判制度の旋行と共に現はれたもので、從前から在つた現象ではあるが、農村の疲弊甚だしく、純近農村問題紛糾し、特に大正十年以來小作爭議の激增するに隨伴して、頻發し來り、現今に於ては、一般農耕者に對する一般債權者の權利實行若しくは權利保全處分としてよりも、農耕者中特に小作人に對し、その債權者中特に地主が、小作料又は貸金等の債權あるを理由として、小作人壓服の一手段として行はるる現象として、重要なる意義を有する。小作人の貧窮は一年中變りはないが、彼等の一ケ年の勞苦の結晶が、田畑に黃金の波を打つて豐穰の出來秋の喜びに輝いてゐる時、突如執達吏が來て小作人一ケ年の靑血の結晶を奪取することは、小作入一家にとつて明年の食糧を奪はれ、前年の肥料代、勞賃等を借財として負擔せしむる最も悲慘酷薄なる生活問題である。これ第一の重要なる意義である。更らに地主が小作人の家財什器その他の財產には目も呉れず、小作人の一ケ年の辛苦の結晶たる稻麥等を狙ひ打ちして小作人階級の憤激を激發し、地主對小作人の階級對立意識を激化するは、重大なる社會問題である。これ第二の重要な意義である。第三に、一ケ年の汗と血の結晶を奪はれんとする小作人は、全力を盡して之れを防止すべく、往々にしてこれが爲めに手段を選ばざるに至るの結果として、知らずして犯罪行爲に出で、平和なるべき農村に警察司法官憲が馳驅して、農村を益す陰慘とする。農民組合が、小作法制定の要求に於て、或ひは各種の會合に於て、機會ある毎に立毛差押制度の改廢を絕叫してゐるのは當然である。（細野三千雄）

タッカー （Tucker, Benjamin R. 1854—?）米國のアナーキスト。マサチュセッツ州ニュー・ベットフォードの近くサウス・ダウトマウスに生る。一八七〇—七二年ボストンで工藝學を學んだ。七二年ヨシア、ワレンと識る。七四年英、佛、伊に遊び、七七年ブリンストンで「ワード」（Word）を主宰。次で翌年ニュー・ベットフォードに「急進評論」を發行し（四號迄）、八一年にはボストンで半月刊誌「自由」を出した。又十年間同市の「グローブ」誌の同人であつた。九二年以來ニューヨークに渡りそこから「自由」を週間として發行した。彼の議論の根柢に横つてゐるものは利己心である。但し功利派に於けると均しく、彼の利己心は社會的公共心と矛盾するものではない。蓋し社會の利益は又個人の利益である。彼は此原則から萬人の平等なる自由を導出した。何となれば「自由は人間幸福の根本條件である」。そして各人は自己の自由を樂むと共に、他人の自由を尊重する義務がある。法律は此原則の侵害者に對して禁錮又は死刑を以つて當る事が出來る。彼に依れば各人の意思に基く限り法律に對して非難すべき點はないのである。法は第二に「勞働の基礎に立つ財產權」と、第三に契約の履行とを保證するを要する。然し乍ら國家は暴力による平等の破壞者であつて、「各個人の契約による自由なる結合」を以て之に換へなければならない。國家は又富の獨占者又はその擁護者である。勞働者は自己の生產した全價値を受取るものではない。然らば誰が之をとるか。利息と地代と商業利潤の收奪者之である。新社會に於ては各人は只自己の勞働生產物に對してのみ所有權を認められる。土地は自由に貸與され、萬物が貨幣の代用とされ、商業は自由となる。その結果多少の不平等の狀態が發生するにしても、農村を益す陰慘とする、此れ第三の重要なる意義である。

脫稅 （Steuerhinterziehung）脫稅とは租稅負擔を逋脫することであるが、同樣に租稅負擔を逋脫する方法として例へば轉嫁があり、また所謂逋稅鬪爭等もあつて、概念上之等との關係に就いて學者の間に諸說がある。セリグマンは、之等を廣く租稅回避と稱し、其うち政府の收入を生ぜざるに至るものにして不法行爲によるものを脫稅とし、合法的に政治的に行はれるものを逋稅鬪爭とし、結局收入を生むがその逋脫が經濟的に行はれるものを轉嫁であるとしてゐる。之に反しエーベルヒは、脫稅を逋稅鬪爭の一種となし、小川鄕太郎氏は逋稅鬪爭を立法上と行政上に分ち脫稅を行政上逋稅鬪爭となしてゐる。要するに脫稅は團體的階級的逋脫ではなくて個人的なものを特に意味してゐると考へられる。而して轉嫁の如く結局何人かの負擔によつて國庫收入となるに至らないものを意味する。脫稅には主として三つの方法がある。虛僞の申告をなすこと、課稅物件を隱匿すること、稅吏に贈賄して稅額を少くすること之である。かの密輸入の如きは最も典型的な脫稅であるが、課稅物件隱匿方法の一つと考へることが出來るであろう。脫稅の程度は、元來が不法行爲であるから、統計的に知ることが出來ないが、稅法の不備と料俟つて之を我國に於ける實際に徵するに、非常なる程度に於て行はれつつあるようである。所謂租稅平等の原則がそれ自身完璧を期し得ない上に、この脫稅が行はれることによつて彌が上にも跋扈せられつつあることは言ふ迄もない。而して資本家階級、資產者はこの脫稅の公然隱然たる常習犯である。例へば東京市に於て如何に多くの富豪の宅地租が虛僞の地目の下に脫稅せられてゐるか。如何に多くの所得稅が虛僞の申告によつて又は巧妙な收入方法に依て（大正十二年の改正所得

稅法以前の保全會社の脫稅の如き）脫稅せられてゐるか。然るに勞賃や俸給等の勤勞所得は處僞申告による脫稅殆ど不可能である。消費稅に就て見るもその最後の負擔者は消費階級たる無產者階級であるが、資本家階級は生產過程或は流通過程に於ける消費稅納付者としてその脫稅を圖ることも出來るのである。かくて「資產階級は一方に脫稅を敢てしながら他方に消費稅が課せられたことを理由として財の價格を引上げ消費者より租稅額を徵するのが常である。是は正しく租稅の詐取である。」參考書　小川鄉太郎、租稅論。其他租稅論に關する著述。（三宅鹿之助）

建物保護法　「借地法」の項を見よ。

田中正造　義人、足尾鑛毒事件の大立物。天保十二年十一月三日野州安蘇郡小中村に生る。十九の時名主となり、父と共に領主の失政を糺彈したので幽閉數ケ月、後ちその領地を追はれた。明治二年江刺縣の小屬に任命されたが、偶々木村某と云へるもの囚漢の爲めに暗殺され、彼も亦その嫌疑を受けて獄に投ぜられた。明治十二年栃木新聞を起し、また申說社を設けて盛んに時事問題を論じた。十三年初めて縣會議員となり、十九年縣會議長に選ばれた。而してこれより先き時の縣令三島通庸が不急の土木工事を起すや、彼は東奔西走して其の不可なることを論じ、輿論の喚起に努めると同時に、證據を蒐集して警視廳に至り、つぶさに縣民の慘狀を訴へた。これが爲め又々縛せられて宇都宮檢事局に送られ投獄八十日、三島縣令の轉任するに及んで出獄した。二十二年寒川縣の廢止に關し知事と權限を爭ひ縣會の勝利となつた。二十三年第一回帝國議會に衆議院議員に當選し、爾來改選毎に當選三十四年に至つた。第二回帝國議會に於て足尾銅山の鑛毒問題に關して政府に質問し、其後毎議會にこの問題を持ち出して、これが對策を講ずべきことの急務なるを力說した。よつて政府も已むなく鑛毒調査委員會を設けて調査した結果、遂に二十九年五月K、鑛山主に對し鑛毒防止命を下すと共に、被害地に於ける租稅を免除することとした。併し何等防止の實效は擧らなかつたので、三十三年二月人民は大擧して上京を企て、警官及憲兵隊と途中に於て衝突した。而してこれに關係せるもの悉く囚徒嘯集罪の下に捕へられた。三十四年の總選擧に際し、彼は候補者たることを辭し、同年十二月十日、縣民の慘狀を見るに忍びずとして直訴を行つた。其後彼は專ら治水事業に盡力したが、偶々病に罹り、大正二年九月四日歿した。年七十三。彼の性朴直にして俠勇、公事に奔走して家產を事とせず、鑛毒問題に關しては終始最も熱心に盡すところあつた。（莊原達）

煙草　(Tobacco)（**沿革**）煙草は茄科の植物で原產地はメキシコである。これがヨーロッパに移入されたのは、スペイン人が西印度のタバコ島にてこの植物を發見し本國に持歸つて移植したるに始まり、爾後ポルトガル、フランスを經て漸次各地へ播布されるに至つた。而して歐洲に於ては最初裝飾用又は藥用として用ひられてゐたが、まもなく嗜好用として廣く需要されるに至つた。其後十六世紀に至りローマ法皇ウルバン八世が寺院に於ける喫煙を禁止したのを皮切りに、英國にも同一法令を採用し、一世紀後には歐洲各國擧つて禁煙法を制定し、スウイスの如きは違反者を二通罪と同罪と看做し煙草裁判所（Chambre du Tabac）さへ設けるに至つた。然るにこの禁煙令は先づ佛國のルイ十四世によつて解除され、次で各國もこれに倣ひ今日に至つた。我國に煙草が輸入されたのは慶長又は元龜年間ポルトガル人によつてである。日本でも德川初期にあつては、その喫煙栽培を禁止したが九代將軍時代に至つて全く解禁され、運上金、冥加金の名に於ける課稅制度がこれに代つた。（**專賣制度**）喫煙解禁の後、歐洲各國は煙草を財政的に利用する方法を探つた。これを率先して實施したのはヴエニス共和國であつて、輸入、製造、販賣共にこれを國家の獨占となして一定の收入を得たが、同樣な國家獨占制度は十七、八世紀に於てローマ、スペイン、ポルトガル等に施行された。其後世界各國は、或は直營法、專賣法又は直接課稅法等によつて直接間接に煙草に課稅したが、何れも嗜好品として重稅を課し、今日にあつてはこれが各國國庫の有力なる財源の一となつてゐる。我國に於ては、明治維新後、最初課稅主義を採り、次で專賣主義を採り、次で專賣制度を確立した。昭和元年度に於ける專賣局の煙草賣上高は二億六千萬圓強であり、一般會計の歲入中の專賣局益金一億六千七百萬圓中の約九割即ち一億五千萬圓以上は煙草益金である。以て煙草が如何に我國に於て重要な財源をなしてゐるかがわかる。而して外國煙草の輸入に對しては（原料煙草は別）三十五割五分と云ふ禁止的高率關稅を設けて我專賣煙草を保護してゐる。（高橋龜吉）

タブー　(Taboo, Tabu, Tabou)　これはもとポリネシアの言葉であるが、十九世紀の初め頃から稍や比喩的な意味でイギリスに於て用ゐられ、今では廣義の哲學的用語として一般學界に用ゐられてゐる。フロイドによれば、ローマ人の sacer, ギリシア人の δσιος, (ブライ人の heilanisch) 等みな同樣の意味をもつてゐたらしく、アメリカ、アフリカ（マダガスカル）、アジアの北部及び中部にもこれに該當する言葉がある。タブーには二樣の相反對した意味が含まれ、一面に於ては「神聖な」「清淨な」を意味し、他面に於ては「危險な」「禁ぜられた」「不淨な」を意味する。ポリネシアでタブーの反對は noa であるが、それは「普通の」「誰にでも許された」ものの意である。さわつたり倒したりしてはならない木があればそれはタブー木である。この場合何故にさういふことをしてはならないかといふ禁止の動機は何人にも意識されない。これがタブーの著しい特徵である。またこの禁制を犯した場合、それに對する罰は法的なものではなくて自然的なものである。換言すれば、例へば刑法の規定によつて罰せられるのではな

くて、病氣とか不慮の災難とかによつて罰せられるのである。かやうに見て來ると、タブーなる語の表は寸觀念は、多少その表現に差はあつても、未開、文明を問はず、すべての人類に普通に見られるところのものである。何んとなくしてはならない、さわつてはならない事物が、タブーである。我々が迷信的と呼んでゐる事柄の中にそれが澤山ある。レーナックは動物の間にもこれに類した現象があると言つてゐる。またデュルケムは Interdits（禁ぜられた）Interdictions（禁止）といふ語を用ゐる方が寧ろよいと言つてゐる。なほフロイドはこのタブー現象の中に固有の意味の刑罰の原形を看、タブーの本質をカントの絶對的命令のそれに比してゐる。參考書　德楨陣重、實名敬遊俗研究。宇野赤松譯、トーイ・宗教史概論。赤松智城、神聖觀念論（宗教研究、第六號—第九號）。Frazer, Taboo and the Perils of the Soul. S. Reinach, Orpheus, Introd. E. Durkheim, Les formes élémentaires de la vie religieuse, livre III. S. Freud, Totem und Tabu. Wundt, Mythus und Religion, II.（本田喜代治）

ダヴリユ・イー・エー　(W・E・A) Workers' Educational Association の略語である。W・E・A は一九〇三年 Albert Mansbridge の熱心によつて生れた。彼はトインビー・ホール附近の消費組合の事務員であつて、彼の同僚に消費組合運動の歷史や原則を教へることから漸次その範圍を擴大し、大學と勞働者との間の接觸を圖るならば兩者に益するところが多大であろうと信じ、ローズ博士 (Holland Rose) や彼の歸人及び勞働者達の助力によつて五月十六日に設立せられるに到つた。暫定委員會が直ちに形成され、大學の側の人々から承認せられ、オックスフオード、ケンブリツヂ、マンチエスター、ロンドン等の大學擴張運動の當局からの援助を受けて W・E・A の趣旨を普及する最初のパンフレットを出版した。八月二十五日勞働組合の側の支持を得るために大會を開き消費組合、勞働組合、大學の代表者の多數の出席者を得たが、その席上、この大會は、「勞働階級の必要なる高等教育が勞働組合、消費組合、大學擴張當局の側の協力によつて最もよく助長されること」に贊同する者の決議が提出せられ、滿場一致を以つて可決された。同大會は尙執行委員會を選び、暫定規約を起草し一年間の協會の事務を執行する組織が出來た。一九〇四年十月に第一の支部がリーヂングに設立され、數ケ月を經てロツチデールに支部が出來た。後には、勞働組合會議の議會對策委員會も加盟しこの運動の發達に貢獻した。第一回の全國的大會が一九〇五年八月十二日オックスフオードに開かれ約一千人の人が出席した。この席上で勞働者のための夜學校の問題が討議せられ教育省に對する質問書が提出せられた。この提議は遙か後に到るまで實效を現はすことはなかつたが、夙にも W・E・A. の意義と力とを示すに貢獻があつた。かくて事業が發展する中に講義を聽講せんとする人々は增加し講義は講演風となり詳細なる檢討をなすことが不可能となつて來たので、勞働者教育を更に研究的基礎に基いて遂行する努力が生れたが、これが「チユートリアル・クラス」(指導學級) である。この方法は、聽講生の定員を三十名乃至四十名位に制限して講演と云ふよりも研究的に講義をなすのであつて、その年限は三年に及ぶものあり、講義の外に與へられた著書の講讀や論文の作成をなすことを要求されてゐる。この「チユートリアル・クラス」の運動は全國的及び地方的教育當局や富豪の贊助を得て金錢的補助をうけてゐる。世界大戰中を例外とすれば、他は累年その學級と人員とを增加し、W・E・A の性質と目的とが一般に了解せられて來た。この協會は機關誌として「公道」(The Highway) を發行してゐる。一九二一—三年の年度に於て、その會員數二四、三六〇人、指導學級數三六三、その學生數七、四三四人、他に一年學級及び研究科があり、これに關する學生數一五、三一四人と報告せられてゐる。イギリス全國に亘つてこの運動が普及せられたのみならず、オーストラリア、カナダ、南アフリカ、マドラス、ニユージーランド等に支部が設立された。統計によれば、一九二三年の指導學級數は、オーストラリア一〇一、タスマニア一五、ニユージーランド八〇、カナダ二〇、南アフリカ七と云ふことである。現在、會長 F. Bramley 總主事 J. M. Mactavish 在所 16, Harpur Street, London, W. C.（參考書 Mansbridge, An Adventure in Working-Class Education. Price, The Story of the Workers' Educational Association, 1903—1924. Horrabin, Working-Class Education.（松澤榮人）

ダマシユケ　(Damaschke, Adolf 1865—) 一八六五年ベルリンに於て呱々の聲をあげた。一八八六年より私立及び市立の諸學校に教師を勤めてゐたが、十年の後その職を罷め、自らの社會的信念の擴張のために、すなはち土地改革論者の運動の中に、身を投ずるに至つた。一八九二年以來彼は Freiland—この雜誌は一八九六年以來 Deutsche Volksstimme と改稱した—を指導した。これは該運動の機關紙であつた。彼は Kieler Neuesten Nachrichten の編輯人ともなつた。一八九八年以來彼は該運動の光輝ある首領となつた。その他、A. Wagner, K. Bücher, H. Freese, W. Rein 等と協力して、土地及び住宅問題の定期刊行物たる Bodenreform 及び Soziale Streitfrage を刊行した。彼は政治的には國民社會黨—黨は彼の態度によつて土地改革を綱領中に採用した—に加はり來つた。**主著**　Aufgaben der Gemeinepolitik, Bodenreform, Grundliches und Geschichtliches, Geschichte der Nationalökonomie, Marxismus und Bodenreform, Ein Wege aus der Finanznot, Aus Meinem Leben.（小島精一）

タマニー・ホール　(Tammany Hall) 紐育市の政治結社、市の民主黨正式代表機關と稱してゐる。その名はデラウエアのインデイアン酋長の名、Tamanend または、

Tammany（愛想よきことの意味）からとつたものである。獨立戰爭の前に Sons of St. Tammany または、Sons of Liberty と謂ふウイツグ黨の結社があつた。一七九九年にウイリアム・ムーネイ(William Mooney)と呼ぶアイルランド生れの家具職(多分以前のタマニー結社の會員であつた)が紐育市に Society of St. Tammany または Columbian Order と呼ぶ愛國的、宗教的な非政治團體を創立した。その目的はシンシナチイの貴族主義的秩序と信じられてゐたものに對抗するにあつた。同樣の性質の結社で、短命ではあつたが、幾つも他の諸州で創立されたものがある。一八〇五年に紐育協會(New York Society)は宗教協會として合同し、一八一一年にその最初の大假小屋即ち會館を市廳の近所のフランクフォート街に建設した。その後一八六七年に第十四街の現在の會館に移轉したのである。協會は秘密結社で多くの組に別たれ、その各々に酋長がある（最も重要なのは大酋長である）その他祕典の祭主たる酋長、門衞たるウインスキンスキー・インデイアン流の儀式等があるのである。この Tammany Society は著名な政治團體とは遠ふのであるが、その室を政治上の風評の高い Tammany Hall 委員會に借してゐる。併し協會の指導的會員と、ホールの指導的會員とは同一であつて、協會はホールの集會所の管理をなしてゐるのであるから兩者の區別は名義上の區別と見て大過なきものである。タマニーはその創立以來積極的に政治に關與し、且つ、その存續の大部分は紐育市に於て民主黨に與みし且つこれを代表してゐたのである。しかして、黨の利益に從ふよりも自身の利己的目的の爲めにすること寧ろ多かつたのである。時に反對黨をもつたこともあり、且つその反對黨が時に成功したこともあるが、永續しなかつた。一方、ホールは全國を通して民主黨から好意をもつてむかへられてはゐなかつた。創立直後タマニーはアロン・バア (Aaron Burr) の勢力下に歸し、一八〇〇年には大統領選擧にジェファソンのために働いた。そして多年デウイット、クリントンに猛烈に反對し愛蘭選擧民に對して惡意を有してゐた。然し、一八二二年男子の選擧權及び負債者の禁錮中止のために憲法改正を爲してから、また殊に、一八二七年以降タマニーが最後に歸化に必要な五ケ年在住の年限を短縮することを試みてから、外國生れのものが次第に協會及ホールの管理に來り加はるようになつた。一八四二年の頃愛蘭の徒黨が選擧に際して、暴力を用ゐてから、これがタマニーの威力の源泉となつた。一八七〇年にウイリアム・マアシイ・トウイード (William Marcy Tweed, 1823—78) の支配下に權勢の最高潮に達した。彼は義勇兵士としての名聲を利用して、タマニーに過んで加入し、この團體の第一次の親方（ボス）となつた。從來は委員會で指導せられてゐた。市長その他の主な行政公吏、市會、州の行政官、州立法府、または裁判官の裡に、まで、トウイードはその同類や手先きを置き、（またはその選出を確實にし）さなくば買收によつて投票を左右したのである。一八七〇年四月にトウイードは市への認可狀の通過を確保した。それによると市の管理權を市長、會計檢査官公園公共事業の委員會の手中に歸せしむるものである。公けの掠奪がかくて開始せられ、近世その比類を見ぬ程厖であつた。幾何が實際盜まれたかは容易に知り難い。併し市の債券、擔保の負債が一八六九年の初頭三千六百萬弗なのが一八七一年九月には九千七百萬弗となつたのであるから、二ケ年八ケ月で六千一百萬弗の增加を示してゐる。而も同期間に二千萬弗の一時借入金をなしてゐるから合計八千百萬弗の借金增加である。その橫領の方法は遂行した事業に對する過當な手形支拂ひの提供に依つたのである。殊に當時建造せられつつあつた所の新裁判所建築物に關連してゐたものである。その手形は表面上は全部支拂はれるのだが、實際は一部分に過ぎず、他の部分はトウイードが押へてしまひ、その仲間に對し、その地位の輕重に應じて割前をやつてゐたものである。裁判所の全經費は一千三百萬弗であつた。また二ケ年間の市の印刷費、筆墨紙類だけで三百萬弗に達したと云ふのであるから、他は推して知る可しである。一味のものの破綻は掠奪品の分け前に關する仲間の間の喧嘩から起つてゐる。橫領者の一人が與へられた地位に不滿で、膨脹した勘定書の竊しをニューヨーク・タイムスに投書した。そのコツピーによると行はれてゐた掠奪が結局明瞭となるのであつた。トウイードがその不正手段に關して會見談の節、彼の唯一の返答は、「君はそれをどうしようと云ふのだ?」であつた。然し乍ら上層階級は一齊に立つて、その先鞭には後に州の知事になつたサミユエル・ジエー・テイルデンがあつた。タイムス、ハーパース週刊誌等もこれを支持した。殊に後者に於けるトーマス・ナストの漫畫の威力は多大であつたと謂ふ。かくて黨類は一掃され紐育市は更生した。トウイードは裁判されて有罪の宣告を受けたが後法律の技術上の問題で許され、また再び逮捕されたが、逃亡してスペインにのがれた。後捕へられ監獄に引きもどされ遂に獄死した。タマニーは然し乍ら、數年後、新指導者ジョン・ケリーのもとに、再度市の支配權を收め、ケリーに引續いてリツチヤード・クローカーが一九〇七年まで親分をやつてゐた。一八八一年以來殆んど半ば位いの期間タマニーは市政府の事實上の支配權を握つてゐた。タマニーと改革的の市長とが交互交代してゐたのだ。一八九〇年、一八九四年、一八九九年には立法府の委員會によるタマニーの市支配に關する精細な研究調査が行はれた。そして最も顯著なタマニー征伐は上述した一八九四年のトウイード時代以後であつた。それで、一九〇一年には實際市長から市參事會員に至るまで、改革派の候補者が選出された。また一九〇九年には選出された全候補中市長のみが唯一のタマニーから推薦されたものであつた（併しタマニーの會員ではない）。トウイード當時の大げさな腐敗はその後原則として行はれない。その代りにホールにより、ホールの爲めに、またその領袖連により獲得される所の金錢は、

會社から脅喝して取つたものである。會社は自己の權利の爲めに開ふよりも平和を買收した方が安易であると考へるのである。例へば市から特權を得んと欲する會社、または公益に對する侵害を干渉されたくない會社、酒販賣者（その認可は多かれ少なかれ關々しい權力ある黨派の好意によらなければならない）、市の貧しい階級（その商賣が警察により阻碍され得る）事務所所有者、役人になりたい候補者、最後に直接に腐敗せる警察官吏により、即ち警察が妨害しない代價として、犯罪者や賭博開帳者等が搾取されるのである。タマニー・ホールの權力は市一般に亘つて築き上げられ萬能なボスに指導される所のよく調整されたその機構の自然的な結果に外ならない。市を幾多の Assembly Districts に分轄しその各々からタマニー・ホールの General Committee に代表者が選出されてゐる。この各區にはボス、領袖、委員があり、この領袖がホールの Executive Committee を組織するのである。また一千人以上の會員のゐる各投票區（それに市が區分されてゐる）に Captain なるものがゐる。市の後援はホールの眞のボスから地方投票區の領袖に至るまで滲透してゐる。地方の領袖でも地方の役所を利用したり、その投票區で費消した選擧費用を處理したりする。Assembly District の黨本部は大部分社會的倶樂部の性質を有し、貧困階級に對するホールの支配を保持して行くのも社會的手段に依る。本部は一般にサロン類似の、または、以上のものである。それでマンハツタンのサロンの所有者は大抵ホールに屬してゐる。そして事實此のサロン所有者が有力な組合員、會員たるものである。ホールが個々の協議に依據せず、才幹によつてその地位に達したボス一個人により支配され、且つホールの財政が此の一個人の手中にあり、そしてボスは何人に對しても責任を負ふものでないことは注目す可き要點である。大紐育市が結成された曉は、タマニーの勢力は寧ろ減退する傾向がある。それはタマニーは舊市（マンハツタン、ブロンクス）に限定されてゐるからである。そしてまた民主黨の組織はそれ以外の區では反タマニーの態度を持してゐるからである。州または合衆國に於けるその權力は共和黨との結合に歸因する。その結合の結果はタマニーが紐育市を支配したように、完全に、州を支配するのである。スミスが一八二八年の大統領選擧に於てタマニー會員なるが故に攻撃され、その救濟策としてオーウエンの提案による任意的協同生產組織、農工自給自足團體の組成を採り、勞働組合は基金を積んでこの道に就くべしと指摘する。タムスン說には自由と平等、生產への有效な刺戟の保持と分配の共產主義的理想の合致の不調和の離點があり、且その理論の形式に不充分さはあるが、尙その分配論主張、マルクスと殆ど同じ剩餘價値說等の暗示は甚だ注目を要する。**主書** An Inquiry into the Principles of the Distribution of Wealth most conductive to Human Happiness, 1824. Labour Rewarded, 1827. **參考書** マルクス、哲學の貧困。メンガー、全勞働收益權史論。Diehl. Ueber Sozialismus, Kommunismus u. Anarchismus, 1922. Stephon, The English Utilitarians, 1900.（山中篤太郎）

タルド (Tarde, Jean Gabriel 1843—1904) 十九世紀末に於けるフランス第一の社會學者。二十五歲の頃迄は奔放なる藝術的及び哲學的興味と數學及び自然科學の征服に沒頭したが烈しい眼病の爲め一時これを中斷し、生活安定の爲めに裁判官となる。此の轉機は却て彼の精神的苦惱を深刻にした。ヘーゲル及クールノの哲學に熱中したのは此頃からである。而して三十歲前に既にかの劃期的大著「模倣の法則」の根本思想は彼のノートに書留められた。然し裁判官の職が彼に實際問題を提供するに及び犯罪學の研究に携はり、遂にロンブロゾーのイタリア學派に對してフランス學派（社會學派）を建設した。元より此間彼は社會學の研究を放棄したことなく三十歲前にその大綱を成就してゐた所の「模倣の法則」を完成し、齒も十九世紀佛國社會

勞働の全收益に遙かに及ばず、殘餘の價値は地代利潤として土地資本所有者の手に落ちる。この場合彼は現制度下資本の使用に對し勞働者が勞働收益の一部を分與する義務ありとするが、併しこの正當な分與は資本家が勞力を有し全勞働收益から勞働者の日々の生活費を引いた殘餘を土地資本に歸屬すべき剩餘價値と見る現在では行はれないと見、

學者の第一位に擧げられた。而して司法省犯罪統計局長として巴里に轉任するや犯罪統計年鑑編纂の激務の傍ら、矢繼ばやに社會學的大作を公けにし、一九〇〇年 Collège de France の近代哲學教授の榮職に就いたのである。彼はコントの社會學を排し、クールノの影響の下に極小より極大への研究方法を採り、社會現象研究の基礎を心理學に求めた。即ち、社會學の固有の對象は類似なる心と心の相互的關係である。社會の因素的事實は腦間の心理學的關係であり、個人の創意が他の個人に移轉し擴充されるに及び、社會現象が成立つとする。此の移轉擴充の形式が模倣である。即ち模倣は社會現象發生の原動力であるのみでなく、又社會現象を物理現象や生物現象と分つ標識でもある。これが「模倣の法則」である。それは彼によれば社會發展の法則である。社會は反復 (Répétition)、對立 (Opposition)、應化 (Adaption) の形式によつて發展すると云ふ彼の社會法則はヘーゲルの辯證法の影響と見られる。彼は此の法則を、言語、道德、宗教、法律、政治、經濟その他の社會現象に適用した。**主著** (一) 社會學。Les Lois de l'imitation, 1890 (風早譯、模倣の法則、原書第六章までの邦譯、而立社)。La Logique sociale, 1895. L'opposition universelle, 1897. Les Lois sociales. Esquisse d'une Sociologie, 1898 (邦譯、長岡保太郎、社會法則論)。及び風早、タルド社會學原理の二種あり)。(二)政治學。Les Transformations du Pouvoir, 1899 (二)經濟學。La Psychologie économique, 1902 (米田庄太郎氏の經濟心理の研究は此の研究)。(四) 法律學及び犯罪學。Philosophie pénale, 1830. Etudes pénale et sociales, 1892. Les Transformations du Droit, 1895. La Criminalité comparée, 1886 (風早、タルドの法律進化の社會學的研究—國家學會雜誌三七卷三乃至七號—同、タルドの刑事社會學と刑法—同卷八號—は主としてその方面の研究である)。他に L'Opinion et la Foule, 1901. (赤坂靜也譯、輿論と群衆)。タルドの藝術的天才を發揮せる創作 (遺稿) として Fragments d'histoire future, 1905 (田邊壽利譯、未來史の斷片) が有名である。その他の文献及び内外の研究著作に就ては風早八十二譯、タルド社會學原理中に掲ぐる所參照。(風早八十二)

單一稅 (Single Tax, Plural taxation) 單一稅は、租税制度中複稅制度に對立するものである。從來種々の單一稅論を見たが、すべて單なる主張に了り現實の制度としては複稅制度が行はれてゐる。單一稅論の開祖はジヤン・ボーダンで、彼れは所得單稅論を主張したと云ふことであるが、所得單稅論は寧ろ後世に於て勢を得たものであつて先づ單一稅論として力を得たのは、十七世紀に於ける消費稅單稅論であつた。その首唱者はホツブスで、彼の租稅理論上に於ける利益說より出でて、消費によつて人民の國家より享くる利益の程度を測定し得るとなして單一消費稅を主張したのである。ジエームス・スチユアートは曰ふ「君主は産業に租稅を課する……各人は推定された彼の利得に應じて課稅されるのである。しかるに立憲政府に於ては、租稅は通常の場合消費に對して課せられる。即ち各人は彼れの支出に應じて課稅されるのである」と。玆に我々は商品交換社會の原生的な姿を見ると共に、勃興しつつある産業資本が蓄積を知らざる浪費的な封建諸侯の富を搾取せんとする手段を見るのである。後年商品交換に「永遠の正義」を見たプルードンが消費稅こそ平等であり且つプロレタリアを助けるものであると主張したのは故なしとしない (マルクス「哲學の貧困」第二章)。單一消費稅論に次で有名なのは單一地租論である。これは重農學派の主張する所で、この學派は周知の如く地代の形態に於てのみ剩餘價値を把握したるが故に租稅は結局この剩餘價値 (純所産) より支拂はれるのであり且つ支拂はねばならぬとして單一地租論を主張したのである。これは租稅と社會的再生産との關係に就ての最初の科學的認識であつたが、同時にこの主張は新興ブルジョアジーの封建的地主に對する鬪爭の武器となつた。フランス革命政府は一時之を實行した。單一地租論は其後十九世紀末に於てヘンリー・ジョージ等の土地改良論者の主張するところとなり、所謂單稅運動 (Single Tax Movement) となつた。近代の單一稅論は單一所得稅論であつて獨逸社會民主黨のゴータ綱領 (一八七五年) は現行の諸稅殊に間接稅を廢し單一累進所得稅を以て之に代ふべきことを主張してゐる。既に租稅を支拂ふものは剩餘價値であり、而してそは地代でもなく賣買差額でもなく一般的人間勞働なることが知られて來れば、重農學派の單一地租論は必然に單一所得稅論に發展して來るのである。其他の單一稅論としては、例へばジラルダンの單一資本稅論がある。之に就てはマルクスの批判がある (マルクス・エンゲルス拾遺第三卷、大内兵衛譯、大原社會問題研究所雜誌、第四卷第一號)。**參考書** 小川郷太郎、租稅論、第九章第一節。Seligman, Essays on Taxation. (二宅鹿之助)

團結權 (Right of Association) 團結權とは賃銀勞働者階級が勞働生活の凡ゆる條件の改善の爲に團體 (勞働組合) を作る自由を云ひ、勞働組合法の中心對象である。團結權の第一の意義は資本家階級の所有權に對し勞働者階級の唯一の基本權としての不可侵性に存する。故にその確立は一面には團結自由の宣言 (獨乙坡蘭憲法の如き)、他面には國の統治機關の政治的勢力の取締 (例へば設立許可、登記强制、事務監督、强制解散等) 及び資本家の團結否認 (組合員資格を以てする解雇不雇傭) の制限を要求する。第二には團結權は永續的發展的組織性を有する。從つて組合内部の決議規約勵行の統制力を自ら有し、組織を維持すべき財産所有の自由及び訴訟能力 (これは必ずしも法人格所行を意味しない) を有たねばならず、同時に組織擴延の自由、即ち團結の紐帶 (產業別職業別工場別地域別) と形式 (聯合又は合同) の自由を含む。第三には團結權は實踐性を有する。實踐性

とは團結して行爲する目的の自由とその目的に到達すべき行動の自由との二概念を含む。前者は團結權本來の存在理由たる目的、即ち勞働生活に關する經濟的社會的共同利益保護增進の一般的目的を發展的に遂行し得る自由であり、後者はこの目的を仰ぎ政治運動 (政黨運動及び社會的經濟的行政への參與等) を含む凡ゆる勞働組合運動の行動の自由を意味し、その最も日常的な形態として罷業權なる言葉によつて代表さるる行動を經て勞働協約に至る一聯の行動過程全體を見得る (罷業權、勞働協約はその項參照)。即ち團決權とは狹義の團結權及び勞働協約の三より構成さるると云ひ得る。現在右の如き内容の團結權を剩す所なく認めてゐる國はない。就中團結權實踐に各種制限が課せられ、不可侵性も不明確な狀態にある丈けでなく雇主の解雇權は事實之を無視する。日本では憲法による消極的結社權の外勞働團結權の規定なく、事實的に團結は存するに止まる。**參考書** 「勞働組合法」の項參照。(山中篤太郎)

擔稅能力 (Ability to Pay) 擔稅能力とは租稅負擔分配上に所謂「平等の原則」と關聯するものであつて、封建領主の課した人頭稅的平等に對する資本家社會の反抗の聲として先づ現はれた。かのアダム・スミスがその租稅四原則の第一に於て「各人の能力に比例して—即ち各人が國家の保護の下に、各々享有する收入に比例して—納むべきである」と言つたのはかかる歷史的意義を持つものであつた。が爾來資本家社會が發達するにつれてそれ自身の内的矛盾も增大し、その一現象形態たる所得不平等も擴大し、從つて資本家社會それ自身の内部に於ても租稅の不平等が擴張再生産せられるに至つたから、この擔稅能力の問題は最近に於ても依然として—否新たなる意義の下に愈々益々—財政學上の問題たるを失はないのである。擔稅能力を如何にして把捉するかに就ては租稅を基礎づける諸理論の發達と共に發達して來た。その最も素朴なるは、かの租稅交換說に立脚する所の利益原則 (Benefit Principle) である。即ち個人が國家から受ける利益乃至個人が國家に起さしめる費用に應じて課稅してこそ租稅の分配は平等であるとなすのである。これは交換說そのものがさうであるように、單純商品生産社會を素朴的に反映するものであつて、單に歷史的な意義を有するのみである。例へば現代に於て勞働者階級は、自階級に對する國家の無料諸施設を要求する權利を持つと同時に、それに對して一厘の租稅をも拒み得る筈だからである。能力原則 (Ability Principle) は、利益原則に次で考へられたものである。即ち各個人は其能力に應じて彼等の社會生活の費用に貢獻すべきであると云ふことから、租稅は擔稅能力に應じて分配すべしと主張するのである。がこの能力なる概念に就ては一般的經濟力と解する者 (シエフレー、マイヤー)、更に後說に於ても之を犧牲に堪ふる能力と解する者等諸說を見ることが出來るが、擔稅能力の内容を具體的に決定せんとするに至つては未だそこ迄に至つてゐない。團體契約自身すら他國程に行はれてゐない。そこで法律學者 (例へば末弘嚴太郎氏の如き) はその効力の法源を法例第二條の慣習に準じて認めてゐるが解釋論としては妥當であろう。その當事者の關係に於て、その効力の點に於て、最早從來の私法的契約の範疇を以て律する事が出來なくなつた事は、他面資本主義經濟關係の上層建築たる法律關係に顯著なる矛盾の生長したる事を意味する。**參考書** 安井英二、勞働協約論。中村萬吉、勞働協約の法律的構成。末弘嚴太郎、勞働法研究 (二九八頁以下)。孫田秀春、勞働法各論上。福田德三、改訂經濟學考證 (一〇五頁以下)。同、續經濟學研究 (四一四—四三一、四四一頁以下)。改訂經濟學研究 (九一八頁以下九三一頁以下) Sinzheimer, Die korporative Arbeitsnormenvertrag, 1907-8. Derselbe, Ein Arbeitstarifgesetz, 1916. R. Fedisch, Tarifvertragspolitik und Arbeitsgemeinschaft, 1925. A. Hueck, Tarifrecht. Handbuch des Tarifvertrag, Convention collective du Travail) 經濟上の意見は勞働者團體と資本家又は資本家團體との間に結ばれた勞働條件主として雇傭條件に關する協約を指す。無論雇傭契約は個々の勞働者と資本家との間に締結されるのであるが、それによつて個々の雇傭契約の規準たらしめ、不當なる資本家の壓迫から個々の勞働者の無力を保護せんとするのである。從つてこれに違反したる個々の雇傭契約は無効とされる。更に將來新に雇傭さるべき勞働者に對しても、彼が當該協約當事者團體の組合員たると否とを問はずにその効力が適用される。蓋し民法上の個人主義的契約自由の原則は、經濟的政治的の被拂取的、被支配的階級たる勞働者にとつては、實際のところ唯餓死の自由を保證する丈であつて、彼等は唯團體的結合の力に依つて自己の勞働力の價格を維持する事が出來るのである。かくてその期する所は飽く迄自己商品の價格維持以上に出ないのであつて、それに依つて階級としての存在を毫末も輕減されるものではない。(法律上の効力) ドイツ、フランス、イタリー、スウエーデン等の諸國は大戰後皆法律を以て之を保護してゐるが、日本では

(セリグマン、ウォーカー)、租稅支拂能力と解する者 (シ

Arbeitsrechts, 3 Buch, 1922. W. Kaskel, Arbeitsrecht. Enzyklopädie der Rechts und Staatswissenschaft Band 31. 1925.（横川次郎）

ダンテ (Dante, Alighieri 1265—1321) ダンテは一二六五年五月三十日、伊太利トスカナ州の首都フロレンスに生る。父をアリギエロといふ。彼はその二度目の妻の子である。少年時代ベアトリチエといふ女性に戀す。この戀愛は彼の生涯を通じて大なる影響を與へ、その一切の藝術の基調となる。壯年時代ゲルフ戰爭に參加し、ゲルフ白黨に屬して法皇の黑黨に敵對し、また一時フロレンスの最高執政官として多少の功績をなす。後政爭の犧牲となりて生命を脅され、イタリー及び佛英を放浪せりと傳へらる。一三二一年九月十三日イタリーのラヴェンナに於て五十六歲をもつて逝く。世界最大の詩聖にして、その玲瓏たる藝術は批判を超えて絶賞さる。神曲（一三一四—一三四一年）最も名高く、中世紀のキリスト教思想を完全に象徵化せるものなり。その他詩篇多く、「論文王國論」等あり。（阪本勝）

ダントン (Danton, George Jacques 1759—1794) ロベスピエール、マラーと並んで佛蘭西革命當時のジアコベン派の一巨頭。元パリの一小辯護士であつたが革命の勃發するや彼の革命的辯舌はよく下層民の人心を收攬する事を得た。マラー、デムレン等と當時の最大左翼的分子を包括した所のコルデリユー俱樂部を設けた。一七九一年七月十四日のシヤンド・マールの王廢位の嘆願及翌年八月十日のチユイルリー王宮襲撃を準備したのも主として彼であつた。既にして王廢位の後外國軍の侵入と王黨の策動盛んとなるや彼は議會に臨んで血と恐怖とを以て彼等に對抗せんと叫び遂に九月二日の大虐殺を招致したのである。ジロンド黨とジアコベン黨の相對立するに至るや、彼は共和制の基礎が成立した以上は速に秩序を恢復せん事を望み寧ろ後者と提携してジアコベン派の狂暴化を防がんとしたが、反つてジロンド黨から所謂「血に穢れたる手との握手」を拒まれて斷然彼等と絕つに至つた。斯くて一七九三年の六月頃からの恐喝政治が始つたが、ジロンド黨敗滅後のジアコベン黨内にエベール一派の最左翼とダントン一派の穩健派及びロベスピエールの中央派の鼎立を來し、後二者は合同してエベール派を倒すこととなつたが、やがてダントン又ロベスピエール派の倒す所となつて一七九四年四月五日斷頭臺上の露と消えた。蓋しロベスピエールに比し彼は大膽にして實際家と稱せらるるも、寧ろミラボー流のすツポチユニストであつて、引いては彼の妥協政策となり之れが爲め結局彼の沒落を招いたものと云ふ可きであろう。（横川次郎）

ダンピング (Dumping) 海外投賣。語の廣い意味では、一般に、差別的な、そして生産費を無視した、特殊の安値投賣を指すであろうが、特に現代經濟政策上の問題として注目されるのは海外市場への差別的投賣である。例へば現代產業獨占體（トラスト乃至カルテル）はその外部競爭者を壓倒するために屢ば競爭のある、その特殊市場に對してのみ生產費を無視した差別的安値で販賣することがある。この「地方的投賣」は必ずしも「ダンピング」と呼ばれない。特に「ダンピング」として問題となるのは外國への投賣である。特に大重工業獨占體の行う組織的な投賣政策である。元來海外市場を開拓するには多少の安賣りをすることは格別問題にならぬ。またそれが不況期の突發的、一時的政策である限り、餘り注意を惹かぬであろうが、それが永續的、組織的且つ强度の投賣りになると初めて問題となる。現代重工業獨占體の產業政策を特徵付けるものは、その次ぎの如き計畫的統制である。（1）內國市場の緊密な統制によつて、その內國市價を釣上げること—此の必要のために海外競爭者の侵入を阻止する處の高率な保護關稅を强要する。（2）それと同時に、海外市場に進出し、そのために組織的ダンピングを行うこと—內國市價の釣上げは獨占體に生產制限を必要ならしめる。釣上げが高率な程內國市場は狹化する。處が他方現代重工業の技術は大量生產を强要する。大量生產程生產費は割安になる。だから、獨占體は價格釣上げと生產制限との矛盾せる要求に板ばさみになる。此矛盾を忘却し、飽く迄も積極的膨脹—此の無限の前進慾こそ現代資本主義的活力の源泉だ—を遂行するために、今や海外進出が特殊の重要政策となる。だが、海外市場の開拓は全く容易なものではない。生產費を無視したダンピングが勇敢且つ執拗に敢行されるのは實に此特殊の要求を實現せんがためである。既にダンピングを行うとなれば、獨占體は（イ）內國市價の釣上げによつて、特殊利潤を得てゐる點、及び（ロ）全生產者の統括體として組織的行動を採り得る點に於て獨特の强味を持つ。即ち知る、現代ダンピングの特殊の意義は、重工業技術—獨占組織—關稅保護—內國市價釣り上げと緊密に關聯せして初めて把握されることを。（小島精一）

譚平山 廣東の人。陳獨秀、李大釗と共に中國共產黨の三元勳と稱せらる。北京大學の出身である。文字通りの實際家であつて、インテリゲンチアの出であるに拘はらず、終始文筆の上の鬪爭工作に參加せず、中國共產黨創設以來實際運動の中にのみ活動して來た。特に「組織」事務に卓越せる才幹を有し、一九二〇年前後から一九二四年に亘る所謂第一期發展時代に於ける、中國共產黨の基礎組織の建設、中國社會主義青年團の設立から之れが今日の共產主義青年團への改組、並びに其の基礎の確立等々、彼れの努力にまつものが多い。國民黨と共產黨との合作が決定するや、彼れは共產黨を代表して國民黨側委員と共に改組準備に從つたが、事實に於てこれ等の仕事の大部分は彼れが處理して居る。特に、孫文死後左翼國民黨員が廣東政府の樹立に着手するや、彼れは委員制變更準備委員として、宣言

諸決議案の事項、及び今日國民黨がそれによつて成り立ち活動して居る所の黨の組織構成の根本工作を殆んど獨りで片づけた。一九二六年一月、第二次國民黨大會で重ねて中央執行委員となつた。此の年五月、蔣介石が黨務整理案を提議し　共產黨を敬遠するや、組織部長の職を退き爾後專ら共產黨內の實務に就き、一九二六年十二月には代表としてモスコウの第七回第三インタナショナル執行委員會擴大大會に出席して居る。一九二七年二月歸國、直ちに武漢政府の農民部長となつたが、湖南湖北の各地に於ける農民鬪爭の擴大と、國民黨のナショナル・ブルジョアジーの反動化の間に妥協の餘地を發見し得ず六月辭職した。當時共產黨中央の態度は、地方勞働者農民と封建勢力の鬪爭の發展を、國民黨との「協同」持續の爲め抑制して居た。だが七月共、國分裂後、共產黨は過去の政策—即ち勞農の意識的鬪爭の激化、國民黨下層メンバーの革命化との新しい環境下に於て、只だ國民黨上層との妥協支持の爲めに、黨の獨立性と勞農の發展を阻碍した機會主義的政策を根本より改めなくてはならぬとなし、「勞農のサヴエート」を目標とする武裝暴動の新戰術の下に大々的改組を試みたが、此際彼れは、依然たる機會主義の主張だとして除名された。歲四十三。彼れは、其の後鄧演達等國民政府から關係を離脫した左派の人々と所謂第三黨の組織を計畫した。之れは勞働者、農民、都市貧民、小資產階級等被壓迫階級の黨として、國民革命の徹底を要求する「社會民主黨」の計畫であつて、國民黨第一次改組當時の精神と政策との支持を主張する陳公博一派のと大差ない。隨つて、一般には此の兩派を「第三黨」運動といふものに概念化して居る。此の運動は未だに具體化して居らぬが、然し現國民黨の狀況に不滿な一般下層のメンバー殊に青年インテリゲンチアの間に非常なセンセーションを起して居る。（鈴江言一）

チ

治安維持法 大正十年四月法律として公布されたものであるが、大正十一年二月「過激社會運動取締法案」の名を以て議會に提出されて握り潰しになつた社會主義運動彈壓法案の跡をうけたもので、更に昭和三年第五十五特別議會に於て田中反動内閣は其一部國體變革に關する罪に擬するに死刑を以てする改正を企て審議未了に陷り、依て同年六月緊急勅令を以て其改正法を無理無體に强行し、昭和四年第五十六議會に於て其事後承諾を得て現行法になつたのである。なほ注意すべきは治安維持法は本來ならば陪審の範圍に屬するのであるが田中内閣は之を陪審より除くことにも成功し、依て同法は無產階級運動彈壓法として全世界に於て最强度のものとなり、我國に於ては諸種の社會運動史上に除愾なる恐怖主義の影を印したのである。治安維持法制定の理由として時の政府の若槻内務大臣は之を議會に說明して曰く「……要するに各種の社會運動は漸を追うて旺盛となることであろうと思はれまするし、此間過激なる思想を有する者等が帝國の治安を紊るの目的を以て不穩なる行動に出づるの傾向は、益々增加すべきものと認むるの外ないのであります。然るに是等の行動に對する取締法規としては、刑法、治安警察法、新聞紙法、出版法等が存して居ますけれども、其規定が不十分にして、屢々危險なる行動を全く取締り得ざる場合があります。のみならず、其罰則を適用し得る場合と雖も概ね輕きに失しまして、罰則を賭して不穩なる行動を敢行せしむるの結果となり、爲に取締の實を擧ぐることを得ざるの憾がないではありませぬ。以上の理由に依りまして本法を立案した次第であります」云々と。治安維持法は（一）國體變革と（二）私有財產制度否認の目的を有する次の事項を處罰する。（一）結社（イ）國體變革を目的として結社の組織を爲したる者又は結社の役員其の他指導者たりし者には死刑、無期若は五年以上の懲役又は禁錮。情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の爲にする行爲をなしたる者には二年以上の有期懲役若は禁錮。（ロ）私有財產制度否認を目的として結社の組織を爲したる者又は結社の役員其の他指導者たりし者には死刑、無期若は五年以上の懲役又は禁錮。（二）實行の協議、七年以下の懲役又は禁錮、（三）其他生命、身體又は財產に害を加ふべき犯罪の煽動、十年以下の懲役又は禁錮。（四）騷擾、暴行、脅迫其の他生命、身體又は財產に害を加ふべき犯罪の煽動、十年以下の懲役又は禁錮。（五）第一項乃至四項の罪を犯さしむるを目的として金品其の他財產上の利益を供與、約束、收受、要求したるもの、五年以下の懲役又は禁錮。治安維持法は所謂三・一五事件として知らるる日本共產黨事件に其最初の適用を見たのである。（三輪壽壯）

治安警察法 集會、結社及多衆運動等の取締規定にして其法律上の性質に於ては公法にして警察法の一種に屬す。其沿革を尋ぬれば遠く明治十三年の集會條例に端を發す。明治二十年には保安條例なる嚴重なる取締規定設けられ爾來政論家之に惱さる。明治二十二年憲法發布せられ言論、集會、結社の自由保障せられたりと雖も明治二十三年の集會及政社法は集會結社の自由の保障たり得ず、却つて條りに集會結社の自由を拘束し人民の權利幸福を蹂躙するとの理由により第一議會以來其改正屢々要求され、漸くにして明治三十一年保安條例廢止と同時に「集會及政社法」の制定を見るに至り稍改正の實を擧げ、次いで明治三十三年治安警察法及政社法を改正するの必要生じ、明治十三年以來の集會及政社法を改正して治安警察法の公布せられ、勞々從來の集會及政社法を改正して治安警察法の公布を見るに至る。其規定の大要は次の如し。（一）集會、多衆運動（イ）政事に關し公衆を會同する集會には發起人を定め集會前三時間以前（到着に要する時間を除き）に屆出ること。（ロ）屋外集會は十二時間以前に發起人より屆出ること。（ハ）警察官は安寧秩序を保持する爲必要なる場合には屋外集會又は多衆運動若は群集を制限禁止若は解散し又は屋内集會を解散するを得。（二）集會に於て言論の之に涉るを禁止する事項並に警察官の中止命令。（ホ）兇器其他物件携帶の禁止。（ヘ）公衆の自由に交通し得る場所に於ける行爲の禁止等。（二）結社（イ）政治結社の屆出。（ロ）政治結社に官公私立學校の教員學生生徒、女子未成年者其他の加入禁止。（ハ）内務大臣の結社解散權。（ニ）秘密結社の禁止。（三）違反者の處罰。此外勞働爭議並に小作爭議に關する所謂治警第十七條及同第三十條は久しく團結權、罷業權の壓迫として非難高かりしが、大正十五年七月一日を以て廢止され、今や治安警察法は政治的自由の禁壓法として其自由獲得の目標とされて居る。（三輪壽壯）

チエーン・ストア (Chain Store)〔意味〕チエーンストアは普通我國に於ては約くされて「チエーン」と稱され、邦譯して連鎖店とも云ふ。直接消費者への配給制度として、近年著しく發達を遂げたもので大資本を小賣業に利用し、大規模制度の利益を享有せんとする點に於て、又一人の經營者と同一の資本によつて經營される點に於て百貨店と同じである。唯だ異る點は百貨店は出來る丈け一個の店舗に大規模に經營を集中せるに反し、「チエーン」は小規模な支店乃至代理店を出來るだけ到處に多く設置せんとするにある。而してその特徵は（一）現金販賣のこと、（二）販賣品を配達しないこと。（三）なるたけ店は小さく、キチンと整理すること、（四）陳列品乃至在荷は最小限に減少し、出來るだけ速く商品の更新を計ること、（五）仕入は一個所に纏めて之を行ひ、之を各店に配給すること等である。ために一方に於て店の經營費を最小限に節約し得るし、又仕入に於ては大資本と大量購入と、大信用とを以て、或は直接生產者より買入れて中間搾取を免れ、乃至は特別割引をなさしめ集會前三時間以前（到着に要する時間を除き）に屆出ること。（ロ）屋外集會は十二時間以前に發起人より屆出ること。（ハ）警察官は安寧秩序を保持する爲必要なる場合には屋外集會又は多衆運動若は群集を制限禁止若は解散し又は屋内集會を解散するを得。（ニ）集會に於て言論の之に涉るを禁止する事項並に警察官の中止命令。（ホ）兇器其他物件携帶の禁止。（ヘ）公衆の自由に交通し得る場所に於ける行爲の禁止等。（二）結社（イ）政治結社の屆出。（ロ）政治結社に官公私立學校の教員學生生徒、女子未成年者其他の加入禁止。（ハ）内務大臣の結社解散權。（ニ）秘密結社の禁止。（三）違反者の處罰。此外勞働爭議並に小作爭議に關する所謂治警第十七條及同第三十條は久しく團結權、罷業權の壓迫として非難高かりしが、大正十五年七月一日を以て廢止され、今や治安警察法は政治的自由の禁壓法として其自由獲得の目標とされて居る。（三輪壽壯）

チエーン・ストア (Chain Store)〔意味〕チエーンストアは普通我國に於ては約くされて「チエーン」と稱され、邦譯して連鎖店とも云ふ。直接消費者への配給制度として、近年著しく發達を遂げたもので大資本を小賣業に利用し、大規模制度の利益を享有せんとする點に於て、又一人の經營者と同一の資本によつて經營される點に於て百貨店と同じである。唯だ異る點は百貨店は出來る丈け一個の店舗に大規模に經營を集中せるに反し、「チエーン」は小規模な支店乃至代理店を出來るだけ到處に多く設置せんとするにある。而してその特徵は（一）現金販賣のこと、（二）販賣品を配達しないこと。（三）なるたけ店は小さく、キチンと整理すること、（四）陳列品乃至在荷は最小限に減少し、出來るだけ速く商品の更新を計ること、（五）仕入は一個所に纏めて之を行ひ、之を各店に配給すること等である。ために一方に於て店の經營費を最小限に節約し得るし、又仕入に於ては大資本と大量購入と、大信用とを以て、或は直接生產者より買入れて中間搾取を免れ、乃至は特別割引をなさしめ、更に進んでは自家製造品を供給し、若くは、特定生產者と特約して大量生產をなさしむるなど、仕入原價に於ても到底獨立商人の企及し得ぬ利益をもつてゐる。從てチエーン・ストアの發達は獨立小商人を壓迫すること甚しく既に米國に於けるチエーン・ストアの根據地たる貴府に於て、かつてチエーンの發達の爲に四千五百の小賣商人が閉店したと謂はれて居る位である。〔米國に於ける沿革〕チエーン・ストアは一八七〇年代に現れ、爾後世界各國に普及し、就中米國に於けるチエーンの發達は特に著しい。米國に於ては一八五八年初めて茶のチエーン・ストアが起り、發達の初期は、主として食料品野菜等の日用品販賣店が多かつたが、一九〇〇年代に入るや、初めて、煙草、菓子、藥品、衣類、雜貨、自動車、料理店、理髮店、ホテルの如き多方面に及ぶに至つた。而して一九二六年の調査に由れば、米國各チエーンの總賣上高は約三十億弗に及び、全米商業總賣上高の百分の九を占め、靴の如きは、全國總賣上高の七割九分はチエーンの賣上であると云はれてゐる。いま試に、一九二八年米國に於ける主なるチエーンの大様を示せば次の如くである。

	組織數(チエーン)	店數(個数)
乾物茶類	二九四	三六、九五九
乾物肉類	九一	一〇、二五九
靴	三九二	六、二六四
五仙、十仙均一	一二八	五、二三〇
洋品類	五〇〇	四、三一四
藥品類	三八七	三、〇五〇
煙草	二四	二、五四八

かくてチエーンの組織は、都市から地方へ、更に國内より國外へと進み、列强何れも海外にまで發展せる大チエーンを有してゐる。〔我國のチエーン〕我國のチエーン・ストアは「いろは」牛肉店の如きを擧ぐればその起源は相當古いがしかし、近代的意味の「チエーン」の發達は、大體歐洲戰後に始り、大正十二三年頃より特に物興して、最近に於ては大小各種の「チエーン」が組織されて居る。其の主なるものを擧ぐれば、本郷バー、須田町食堂、敷島パン、赤星靴店、甘栗太郎、三好野（喫茶、シルコ店）、有田ドラッグの如きである。この内二三を紹介すれば、本郷バーは大正十二年初めてチエーンを組織し、現在四十二餘の店舗を經營し、その營業範圍は食堂部、牛豚肉卸部、製麵部、養豚部、野菜部、ガレージ、ホテル等に及んで居る。須田町食堂は、大正十三年の創立で、現在店舗二十個、投資額五十六萬圓、從業員五百三十名、平均一日一萬八千人の顧客を呼んでゐる。三好野は店舗九十七、東京市中到る所に散在してゐる。最後に有田ドラッグは我國チエーン・ストアの内恐らく最大なものであろう。其の專賣店は全國六百餘を算し、其の販路は海外にまで發展してハワイ、シンガポール、ロスアンゼルス、上海、香港、滿洲、朝鮮に及んで居る。工場を大阪に設け、年額一千萬圓の製藥能力を有し、現在、本店で計上する日々の賣上高は六、七千萬圓に達してゐる。（高橋龜吉）

チエカー (Ч-Ка) 全露非常委員會 (Всероссійская Чрезвычайная Комиссія——В. Ч. К. ヴェチェカ) の略語である。ケレンスキー政府の崩壞後直ちに造られた反革命運動に對抗する爲の組織である。全ての反革命運動、サボタージュ、その他の犯罪を取締るを目的とし、特別の軍隊の力を持つて居た。最初はボルシェヴィキと社會革命黨とが此の組織の指導者となつて居たが、後社會革命黨が政府に參與する事を止めて以來、全然ボルシェヴィキの勢力下のものとなり、その組織の範圍も擴張せられ、漸次、政治警察の中心組織となり來り、反革命彈壓の機關となるに至つた。而して一時はその權限も非常に絕大なものであつて、特殊の裁判權を與へられ、死刑の執行をすらも行ふ力をもつて居た。併し國内に於ける反革命運動の終熄、新經濟政策の實行等によつて狀態が比較的安定するに及び此の組織は「ゲエ・ペエ・ウー」（そして代らるるに至つた。（後藤信夫）

チエツコスロヴアキア (Czechoslovakia)〔歷史〕一九一八年十月廿八日より成立す。ボヘミア、モラヴィア、シレジア等に於けるチエック (Czechs) とスロヴアキアに於けるスロヴアック (Slovaks) の二民族から成立する。此等の諸地方は從來オーストロ・ハンガリーに屬してゐたのであつたが、國民會議 (Narodní Výbor) が建國の當日からチエツコ・スロヴアキアを支配するに至つた。同年十一月十四日プラーグに國民議會開催され、共和國の宣言をなし、マサリック (Prof. T. G. Masaryk) 第一期の大統領となつた。一九一九年十月十日のサン・ジエルマンの平和條約によりチエツコ・スロヴアキア共和國は各國から承認された。〔土地人口〕ボヘミア、モラヴイア、スロヴアキア、シレジア、ルテニアから成り、一九二六年十二月の推定人口、一四、三五六、六〇〇、土地五四、二〇七方哩。人口中、チエツコ・スロヴアクス八、七六〇、九三七、ジヤーマンス三、一二三、五六八、マジヤールス七四五、四三一、ルテニアンス四六一、八四九、ポールス七五、八五三等。〔經濟〕農業發達す。一九二七年小麥一、五八五、五五二エーカース一、〇九九、一〇三メトリックトンズ、裸麥二、〇二九、六四三エーカース、一、二五二、一九五メトリックトンズ、大麥一、七五九、四二六エーカース一、二八四、八五三メトリックトンズ、燕麥二、一一三、三一二エーカース、一、四五七、六三七メトリックトンズ馬齡薯一、六〇八、二四七エーカース、九、一〇九、二六三メトリックトンズ、甜菜七二七、〇七四エーカース、八、一二三、八〇七メトリックトンズ、砂糖工場一六三、砂糖年產一九二六年—七年一、〇四五、八一九メトリックトンズ、忽布一〇、八五一メトリックトンズ、牧畜牛四、六九一、二三〇頭をはじめ盛んである。全土の三三%森林地帶。石炭、金、銀、銅を產す。一九二七年褐炭一九、六二〇、六三七トンズ、無煙炭一四、〇一六、三〇〇トンズ等。工場一一、五二二内一、九九〇纖維工場、二、〇九三、硝子、石工場、一、八二六%食糧工場一、三六二、家具工場、八四六、機械工場。貿易一九二八年輸入、一九、一九六、〇

○○サウザンクラウンズ、雑田二一、二二九、○○○サウザンクラウンズ、財政、九一九年歳入九、九〇七サウザンクラウンズ、歳出九、五三四、三八三サウザンクラウンズ、歳額三四、三八五ミリオンクラウンズ。〔法政〕一九二〇年二月二十九日国民議会を通過したる憲法現在行はる。二院制。大統領再選なし。マサリック（Thomas Garrigue Masaryk）のとき例外を認められる。現内閣は一九二九年十月成立されたものである（現首相František Udrzal）代議院（Chamber of Deputies）三百名中一九二五年の選挙により、チェッコ・スロヴァキア事立派一五九名（農民四五、牧師派三一、社会民主主義二九、チェッコ・スロヴァック・ソシアリスト二八、国民民主一三、中産黨一三、スロヴァキア牧師派二三、ジャーマン・ソシアル農民派二八、社会民主一七、基督教社会主義一三、コンミュニスト四一、その他。元老院（Senate）一五〇名中基立派八〇（内譯下院と同様）社会民主九、コンミュニスト二〇等。國防、一九二七年最大兵力一〇、六二九、士官一一六、三八三、兵、國幕費一、三七〇ミリオンクラウンズ。〔文化〕宗教羅馬カソリック一〇、三八四、八三三、プロテスタント九九〇、三一九、其他ギリシアオルソドックス、ユダヤ等。教育、初等（公私）一四、三三三校、一、七四五一、六三六生徒、高等（公私）一、七八二校二七七、五四一生徒、大學四（内プラーグ大學一三四人年創立）學生一七、九五九人、その他技藝専門校がある。〔参考書〕Statesman's Yearbook, 1929. Europa, 1929. Gruber, Czechoslovakia, 1924. Král, Guide to the Czechoslovak Republic, 1924. Smetana., Encyclopedie Tchécoslovaque, 1927.（佐々弘雄）

チエルケソフ（Tcherkesoff, Waalam 1846—1913）彼はジョルジアの革命家である。ジョルジアの公爵の裔をもって有したコオカサス人の酋子として、一八四六（七）年に生れた。カタリナ二世以来帝國主義ロシア當局のジョルジア迫害中、一八八一年三月、同志とアレキサンダル三世繼承後の政府との交渉により彼の協定せられるに到つた。而も彼はアストラハンへの移住を許されたるに止り、一八九年六月初めて釈免、サラトフ（Saratov）に帰郷することを得た。同年十月十七日六十一歳にて逝く。彼は眞理・藝術及び科學の崇高なる理念の普及に奉仕せんことを欲し、彼にとつてかかる理念は、彼の終始革命的に把握せる、民衆の搾取抑壓の桎梏からの解放思想に外ならぬ。その哲學觀に於てはフオイエルバッハの學徒、驚嘆なる唯物論者であり、著作の隨所に於て近代的辯證法的唯物論に極めて近接せる見解を展開せしめてゐる。哲學的教説は總じて其等が構成さるるに當つて恋に創始者の社會的地位によつて極めて強き影響をうく、如何なる哲學者も其時代に、彼の所屬する社會に於て支配せんとしたる思想の完成と普及との程度に對應するを常とする。進歩は斯て知識の歴史的發展の何れかの先鋒的問爭者であつた」と説く。而も他方「進歩の原動力は科學である、進歩は科學的知識の歴史的發展である」とも云ふ。彼の經濟學説は自ら露國出版せる哲學的教説は總じて其等が構成さるるに當つて恋に創始者の社會的地位によつて極めて強き影響をうく、如何なる哲學者も其時代に、彼の所屬する社會に於て支配せんとしたる思想の完成と普及との程度に對應するを常とする。進歩は斯て知識の歴史的發展の何れかの先鋒的問爭者であつた」と説く。而も他方「進歩の原動力は科學である、進歩は科學的知識の歴史的發展である」とも云ふ。彼の經濟學説は自ら露國出版せる

哲學的教説は總じて其等が構成さるるに當つて恋に創始者の社會的地位によつて極めて強き影響をうく、如何なる哲學者も其時代に、彼の所屬する社會に於て支配せんとしたる思想の完成と普及との程度に對應するを常とする。進歩は斯て知識の歴史的發展である」とも云ふ。彼の經濟學説は自ら露國出版せる

られる場合がある。しかし、それは、派生社會が分出してゆくに從つて、次第にその力を失つてゆく傾向が認められてゐる。今日、地緣社會そのものが決して綜合的社會の輪郭を決定してゐないのである。**參考書** 高田保馬、社會學原理。(新明正道)

治外法權 (Exterritoriality, Exterritorialität, Exterritorialité.) 國際法上一定の人または物が現在存立する國の大部分の法律の適用を免れることを意味する法律的擬制である。現存國の大部分の法律の適用を免れるから、あたかもその國の領域の外に存在するかのやうに見え、Exterritoriality, etc. (領域外) といふ擬制を生じたのである。この語を國際法上の術語として用うることに對しては反對もある。第一に、實際には現存國の領域内にあるのだから領域外といふ思想は不當だとして。第二に、大部分の法律の適用を免れるのみで全部でないとして。第三に、いかなる法律の適用を免れるかは更に一々吟味しなければわからぬから無用の冗語だとして。しかし、それが擬制であることと擬制として意味するところとを正當に理解すれば、一定の人または物の國際法上の地位を直觀的に觀取させる効果がある。治外法權の内容を略述すれば、(一) 外交使節、住所の不可侵と民刑裁判管轄權、證人としての召喚、警察權、課稅からの免除となど。(二) 元首、同上。(三) 軍隊と軍艦、一切に亘つて。(四) 常設仲裁裁判所と常設國際司法裁判所との判事、外交使節に同じ。なほ、領事についても、一般に條約に基づき若干の特權が認められてゐるが治外法權の擬制を適用するまでには至つてゐない。アジア及びアフリカの若干の國で外國人がその本國領事の裁判管轄權に服してゐたことがあり、それを治外法權と呼ばれることもある。しかし國際法上の正當な意義に於ける治外法權ではなく、かつ、次第に廢止され (日本一八九九年、トルコ一九一四年、シアム一九二七年、ペルシア一九二八年) または廢止されようとしてゐる (支那)。**參考書** F. Isch, Völkerrechtlicher Begriff d. Exterritorialität, 1917. Heyking, L'Exterritorialité, 1926. Strisower dans Recueil des Cours de l'Académie de D. I., 1923, pp. 237—262. Hurst dans même Recueil, 1923 (t. II), pp. 124—200. (横田喜三郎)

畜産 (Live-stock) [農學] 畜産の歷史は人類が狩獵時代を脫すると共に始まつた。所謂畜産は (一) 家畜、(二) 家禽、(三) 家蠶。いづれも初められて居る。(一) 家畜は山野に野棲した動物を人類が飼ひ馴して、樣々の用途に使用するに至つたものである。畜産には更に畜産加工業が含まれる。これは需用の增大と工業の發達に伴つて、近年著しく勃興した。畜産は熱帶地方には振はず、温帶地方から氣候の寒冷な地方に發達した。世界に於ける主要畜産國は、米國、濠洲、亞爾然丁、英國等である。「畜産と我國」我國は由來畜産國ではないがその起源は古く上古に發し維新以後、下に記する如く、著しく發展したとは云へ、今後の發達は大して期待し得べくもない。ただ養鷄、養豚は今後未だ發展の餘地ありと見られてゐる。牧畜品生産も近年著しく增加して年産二億圓内外に達し、政府又關稅に依て保護に努むると雖も、尙毎年の輸入額は二千萬圓以上を越えてゐる。[家畜] 家畜の種類は、牛、馬、綿羊、山羊、豚、家兎等が其の主なるものである。(牛) は運搬用、食用、乳用として古くから飼育され、世界に於ける主要畜産國中我國は古くから飼育され維新前には但馬、廣島、肥前が主産地として知られ、耕牛としては世界有數のものであろうと云はれてゐる。維新以後、外種が盛に輸入され、文化の發達に伴れて逐年增加し、明治三十八年の乳牛頭數三萬三千頭のものが大正十五年には六萬九千頭に、搾乳高亦十六萬石から七十萬石に增加した。更に肉用として屠殺されるものは、明治十一年の三萬頭が大正十五年には三十萬頭に達してゐる。(馬) は主として乘用、駄用、輓用等用途多く、軍用としても亦重要である。世界の主産地は合衆國、亞爾然丁、獨逸、英國等である。我國に於ては、維新前既に薩摩、南部等に於て相當の良種を産出して居つた。維新以後、外國崇拜の結果は、我が馬匹改良に影響し、外國種がやたらに取入れられた。その方針は主として軍事用馬匹生産を中心とした爲め他は捨てて顧られず耕作用、車馬用としては主に陸軍の拂下げを使用すると云ふ風で實用には缺點が多い。明治廿五年から大正五年頃迄は年々增加して十一萬九千頭に達し、約二五%を增したが、其後我邦の氣候風土の不適、鐵道、自動車等の發達に依る需要の減少、或は朝鮮牛の壓迫等のため漸減して大正十五年には十萬頭内外を示してゐる。(豚) は元來肉食用として飼育され、ハム製品としても其の需要は著しい。世界の主産地は合衆國を最とし、匈牙利、佛蘭西、英國等がある。我國に於ては、元正天皇の時代に多少飼育されたが、後完く跡を絕ち、維新以後、九州地方に流行したが、又衰滅し、日清役頃より再び勃興して、明治三十六年二十一萬頭のものが大正十五年には六十二萬頭に激增し、家畜中最高位を占めてゐる。最近に於ては農家副業として各地に飼育され、ハム産額は約百三十萬圓に達して居る。(山羊) は主として乳用として飼はれる。我國に於ては近年激增して十六萬頭を越え、明治三十六年から約十七%を增したがその實數は牛馬豚に遙に及ばない。(綿羊) は衣服原料綿毛を産するので名高い。其の世界主産地は濠洲、亞爾然丁を最とし、合衆國ロシア、英國等がある。現今世界羊頭數は約六億と云はれ、羊毛の産額亦二十七億封度に達する。我國に於ては維新以後數回に亘つて飼育を試みたるも都度失敗し、近年に於て漸く一萬七千頭内外を見るに過ぎない。(兎) は近年食用及毛皮用として飼育されるに至つたもので、我國に於ても近年外國種が輸入され農家に飼育されてゐるが、未だ需要尠く、産額又僅少である。[家禽] (雞) 我國の家禽中主位を占めるは雞で上古の時代から飼育され現在では農家副業として重要な位置に在り、近年專業の養雞も行はれてゐる。最近需要の激增に連れて羽數も激增し、明治四十年の一千萬羽は大正十五年には二千萬羽を越え、卵産額は四億箇から十六億個に達して居る。(鷲) の飼育は我國では廣く行はれてゐない。從て其羽數も尠く最近二十三萬羽を數へるのみで産卵又一千箇に過ぎない。[蠶桑] 家蠶としては養蜂、食用蛙等を擧げ得るが、我國に於ては産額需用共に微々たるものである。然し蜂蜜は藥用食用として名高い。**參考書** 新日本史、畜産編。日本産業史。(高橋龜吉)

地券 明治財政史租稅篇地租の部に曰く、「地券とは土地の所有者、地目、段別、地價を記載する證券にして、之によつて土地の所有權を確認すると同時に、地價を確定し、地券記載の地價を以て地租賦課の標準となすものにして、地券稅法の行はれたる時代にあつては最も重要なりしものなり。而して明治五年六月初めて地券分一稅法を東京府下に實施し、漸次一般の土地所有者に對しても地券を交附し、地租は地券面に記載せる地價に依りて賦課徵收することとなし、爾來數十年間之を施行したりしが明治十七年三月地租條例の制定せらるるに及び、地租諸帳樣式を定め、將來實地と帳簿とをして齟齬なからしめんと期せり。然れども明治十三年第二十五號布告により地目變換、地價修正をなしたるものの外は未だ全般の土地について實地調査をなしたることなきを以て帳簿調整に先立ち土地整理をなし帳簿と實地とを正確に符合せしむるの必要を生じ、明治十八年地押調査を斷行し、此に確實なる土地臺帳を調整してこの臺帳により地租を賦することとなり、土地所有權は登記法施行以後は登記に由て定まるものとなしたるを以て地券は殆んどその効用を失ふに至り、明治二十三年三月遂に之を廢止せり」と。以上の記述の中に、吾々は地券の二つの役割を見る。一は地租徵收の標準としての役割であり、他は土地所有權確認の手段としての役割である。抑も德川時代の地租制度は土地の廣狹肥瘠に依つて石高を算定し、以て

課稅の標準とした。だがこの方法には幾多の弊害があり、明治維新となるや、それは正に改革されねばならぬ運命にあつた。一方又維新前にあつては土地の所有權は完全には認められてをらず、その賣買讓渡は、極めて不自由であつた。だが土地の所有權を完全に確立し、その賣買讓渡を簡捷確實にすることは正に資本主義の誕生にとつては決定的に必要である。そこでこの二つの必要は大藏省を首として地券施行の議を起さしめ遂に明治三年正月東京市街に地券を發行し分一の稅法を施行することとし、次いで同四年二月地所永代賣買の禁を解き、土地の賣買讓渡ある毎に地券を交附することとしたのである。扨てこの土地所有權確認の手段としての地券は登記方法の未だ發明されなかつた時に於ては最もその要求に適したものであつたが、登記制度の發達に伴つて單なる土地所有權確認の手段としては必要がなくなつたが、土地を資金化し、又は抵當證券としての地券の意義が近時重要となりつつある。(三宅鹿之助)

地上權 「借地法」の項を見よ。

地租 (Land Tax. Grundsteuer. Impôt sur les Terres) 地租は土地の收益に課する物稅であつて、フランス革命政府の創設した Contribution foncière はその模範となつたイギリスの所得稅中に包含せられてゐるような土地收益に對する人稅的な課稅は意味しない。が地租も、收益稅一般の趨勢に從ひ國稅としてはかかる人稅的課稅に轉化するかの課稅物件は土地より生ずる收益であるが課稅標準は土地乃至は地方稅として地方團體に委讓せられつつある。地租收益の四箇半、其他の土地—地價百分の二箇半、田畑—地價百分の五箇半。憲政會内閣は稅制整理の當時地租百分の一の減稅案を有してゐたが政友本黨と提携のため本黨の義務敎育費國庫負擔增額案と交換し、更に本黨案を容れて地租を納むべき者の住所地、市町村及其の隣接市町村内に於ける田畑地價の合計金額其同居家族の分と合し二百圓未滿にして小作に付せる。最近需要の激增に連れて羽數も激增し、明治四十年の一千萬羽は大正十五年には二千萬羽を越え、卵産額は四億箇から十六億個に達して居る。(鷲) の飼育は我國では廣く行はれてゐない。從て其羽數も尠く最近二十三萬羽を數へるのみで産卵又一千箇に過ぎない。[蠶桑] 家蠶としては養蜂、食用蛙等を擧げ得るが、我國に於ては産額需用共に微々たるものである。然し蜂蜜は藥用食用として名高い。**參考書** 新日本史、畜産編。日本産業史。(高橋龜吉)

地券 明治財政史租稅篇地租の部に曰く、「地券とは土地の所有者、地目、段別、地價を記載する證券にして、之によつて土地の所有權を確認すると同時に、地價を確定し、地券記載の地價を以て地租賦課の標準となすものにして、地券稅法の行はれたる時代にあつては最も重要なりしものなり。而して明治五年六月初めて地券分一稅法を東京府下に實施し、漸次一般の土地所有者に對しても地券を交附し、地租は地券面に記載せる地價に依りて賦課徵收することとなし、爾來數十年間之を施行したりしが明治十七年三月地租條例の制定せらるるに及び、地租諸帳樣式を定め、將來實地と帳簿とをして齟齬なからしめんと期せり。然れども明治十三年第二十五號布告により地目變換、地價修正をなしたるものの外は未だ全般の土地について實地調査をなしたることなきを以て帳簿調整に先立ち土地整理をなし帳簿と實地とを正確に符合せしむるの必要を生じ、明治十八年地押調査を斷行し、此に確實なる土地臺帳を調整してこの臺帳により地租を賦することとなり、土地所有權は登記法施行以後は登記に由て定まるものとなしたるを以て地券は殆んどその効用を失ふに至り、明治二十三年三月遂に之を廢止せり」と。以上の記述の中に、吾々は地券の二つの役割を見る。一は地租徵收の標準としての役割であり、他は土地所有權確認の手段としての役割である。抑も德川時代の地租制度は土地の廣狹肥瘠に依つて石高を算定し、以て

課稅の標準とした。だがこの方法には幾多の弊害があり、明治維新となるや、それは正に改革されねばならぬ運命にあつた。一方又維新前にあつては土地の所有權は完全には認められてをらず、その賣買讓渡は、極めて不自由であつた。だが土地の所有權を完全に確立し、その賣買讓渡を簡捷確實にすることは正に資本主義の誕生にとつては決定的に必要である。そこでこの二つの必要は大藏省を首として地券施行の議を起さしめ遂に明治三年正月東京市街に地券を發行し分一の稅法を施行することとし、次いで同四年二月地所永代賣買の禁を解き、土地の賣買讓渡ある毎に地券を交附することとしたのである。扨てこの土地所有權確認の手段としての地券は登記方法の未だ發明されなかつた時に於ては最もその要求に適したものであつたが、登記制度の發達に伴つて單なる土地所有權確認の手段としては必要がなくなつたが、土地を資金化し、又は抵當證券としての地券の意義が近時重要となりつつある。(三宅鹿之助)

地上權 「借地法」の項を見よ。

地租 (Land Tax. Grundsteuer. Impôt sur les Terres) 地租は土地の收益に課する物稅であつて、フランス革命政府の創設した Contribution foncière はその模範となつたイギリスの所得稅中に包含せられてゐるような土地收益に對する人稅的な課稅は意味しない。が地租も、收益稅一般の趨勢に從ひ國稅としてはかかる人稅的課稅に轉化するかの課稅物件は土地より生ずる收益であるが課稅標準は土地乃至は地方稅として地方團體に委讓せられつつある。地租收益の四箇半、其他の土地—地價百分の二箇半、田畑—地價百分の五箇半。憲政會内閣は稅制整理の當時地租百分の一の減稅案を有してゐたが政友本黨と提携のため本黨の義務敎育費國庫負擔增額案と交換し、更に本黨案を容れて地租を納むべき者の住所地、市町村及其の隣接市町村内に於ける田畑地價の合計金額其同居家族の分と合し二百圓未滿にして小作に付せ

要費したと云ふ。我國の地價臺帳も明治七年より十四年迄八箇年を費し三千七百萬圓を要した。我國の地租は、明治六年七月地租改正條例の發布に端を發する。之より先地租は從來の米納を廢して金納地代に改められたが、この改正によつては課稅標準を從來の土地收穫米から法定地價に改められた。地價算定の方法は田地一段歩の收穫石代を總收入とし之より種籾肥料代として一割五分、國稅三分村稅一分を控除し、殘額を純收益と見なし之を各地方毎に一定の金利を以て還元したのである。この法定地價は最初一定年毎に修正する規定であつたが實行困難のため明治十七年地租條例に於てこの約を棄て、爾來明治二十年二十二年二十三年の三回に田畑の特別地價修正を行ひ、明治四十三年宅地修正を行つて地主の收得する賃貸價格の十倍を修正地價となしたるのみにて今日に及んでゐる。憲政會内閣に依る大正十五年の稅制改革は、法定地價を課稅標準とする從來の制を改めて之を賃貸價格とし莫大な費用を以て賃貸價格の全國的調査を開始したが、幾何もなくして政友會内閣の代る所となり、その地租委讓政策の結果この賃貸價格の調査を地方的に行はんとせしめつつある。何れにしても法定地價を課稅標準とする從來の制度は地租收入をば著しく固定化し、また久しき間の課稅標準固定は負擔の不公平を益々擴大した。一般租稅收入のおびただしい膨脹にも拘らず地租は明治末期以來連年六、七千萬圓に固定してゐるのである。現行地租は有租地を田、畑、宅地、鹽田、鑛泉地の第一類と、池沼、山林、牧場、原野、雜種地の第二類とに分ち稅率は左の通り賦課す。宅地—地價百分の二箇半、田畑—地價百分の四箇半、其他の土地—地價百分の五箇半。憲政會内閣は稅制整理の當時地租百分の一の減稅案を有してゐたが政友本黨と提携のため本黨の義務敎育費國庫負擔增額案と交換し、更に本黨案を容れて地租を納むべき者の住所地、市町村及其の隣接市町村内に於ける田畑地價の合計金額其同居家族の分と合し二百圓未滿にして小作に付せ

ざるものの田畑地租を免税することにした。所謂小自作農地租の免税である。がこの免税は同時に行はれた地方税改正に於ける府縣特別地税の創設にて結局無意義に歸した。現政友會内閣の地租委讓政策はこの國税地租を廢して市町村に委讓せんとしてゐる(地租委讓の項參照)。朝野の問題を惹起しつつあるが要するに國税收入中に於ける地租の影響が薄くなつたことは專實である。左表を見よ。

年度	租税收入(千円)	同百分比	所得税(千円)	同百分比
明治廿年	六六、二五五	六二・六	三七	〇・七%
同卅年	九四、九二二	三七、九四四	四〇、〇〇	二、〇五五
同四十年	三二五、九八三	八四、九七二	二七、二九一	八・六三
大正元年	三六〇、九六九	七五、三六五	三〇、八八	五八、九三三
同五年	三四八、六七二	七三、二七四	二一、〇二	五一、二八四
同十年	七五五、八五一	七四四、一三〇	九、四二	二〇〇、九三八
昭和元年	八八六、九九八	六八、七二八	七、七五	二〇九、五七七
同二年	八九八、六七二	六七、五七八	七、五一	二二四、二九六
同三年	九〇一、四七六	六七、一二三	七、四五五	二二一、三五五

政友會政府は地租委讓政策實現迄の過渡的減税策として田畑地租百分の四・五を百分の四(北海道は百分の三・二を二・八)とする案を、委讓案と共に今第五十六議會に提出中である。參考書 神戸正雄、日本租税論。Lassgang, Grundsteuer (Hdw. d. Stw.). Die Grundsteuern (Handbuch der Finanzwissenschaft). (三宅鹿之助)

地租委讓 地租委讓は國税たる地租を地方税に委讓せんとするものである。收益税が特別所得税に轉換するか、或は地方税に委讓せられつつあるのは諸國税制の傾向であつて、地租委讓もプロシアに於けるミケールの改革以來一般的にはこの傾向の一たるものである。されば地租委讓は最近我國に於ける重大問題をなしつつあるが、之に對する反對論の一に「地租即ち租税であり地租に對する觀念は我國特殊のものであるから國民思想上反對である」(例へば菅原通敬氏)と言ふが如きは全く愚論である。蓋し資本家的経濟の發展は我國に於ても土地收入をば其他の全國民收入の極めて一部分に過ぎざるものと化せしめつつあるのであつて、例へば之を國税收入の上に於て見るも、明治廿年に於て全租税收入の六三%を占めた地租は昭和三年度に於て僅に七%に過ぎずその重要性を失ふこと頗る大きいのである。が我々は別個の意味に於て政友會の地租委讓政策を問題にすることが出來る。昭和四年の議會に提出せられる政友會内閣の地租委讓案は、國税地租を市町村に委讓し納税義務者及び課税客體は從來通りとし、課税標準は府縣知事の決定する土地賃貸價格とし、賦課率に關しては一定の制限を設ける。この新税收入を以て國税地租附加税及び府縣税特別地税附加税を廢止し、更に戸數割、家屋税、雜種税附加税の輕減に充てると云ふのである。尚府縣税としては、國税地租附加税及び特別地税を廢する代りに土地に對する府縣税費分賦の制を設ける。之に就き先づ問題となるのは委讓によつて失ふ中央の財源である。重要性を失つたとは云へ地租は尚年々六千萬圓以上の收入を齎してゐる。歳出をそれだけ輕減し得るならば兎も角今日の帝國主義的段階に於て財政の徹底的緊縮は先づ不可能であるから、當然の道行として政友會内閣も增税及び公債增發を以て代り財源となした。玆に於て地租委讓は中央に於ける何等の租税負擔輕減を意味しないから轉じて地方に就て見る。成程市町村の地租附加税收入額は今日約四千五百萬圓であるから六千萬圓の地租委讓は市町村財政に餘裕を與へ戸數割等の惡税を輕減し得るであろう。が極端に窮乏せる地方財政に於ては地租としてはホンの一時に過ぎぬ。窮乏せる地方財政を救濟たり得るためには市町村に於て之が賦課を全く自由となさねばならぬ。中央に於て何等か賦課に關する制限を一律に設けんとするのは結局從來の地租附加税が强力を有せざりしと同斷である。然かも市町村をして課税權の自由を與へんとすることは到底不可能である。かくて地租委讓政策は地方分權と地方財政負擔輕減の幻影を以て地方農民の政治的支持を購はんとするものに他ならないと言はねばならぬのである。(三宅鹿之助)

地代及び地代學説 廣く地代とは土地所有に基く地主の所得である。かかる規定は相異なる經濟發達段階に於ける凡ゆる地代に共通であるが、各段階に於ける地代は各一定の特異性を示す。經濟學上問題となるものは、主として企業家が地主に支拂ふ資本主義經濟の地代である。從つてそれは土地が農業勞働者に屬せず、農業が資本主義的企業として營まれることを前提する。此の如き地代の決定に關しては十八世紀初頭ウエスト(Sir Edward West)マルサス等の研究があるが、特に著名なるはリカアドの地代論である。彼れは地代をば土地の本源的不可壞の力の使用に對し支拂れるものと定義し、土地が自然的に豐度及び位置に於て差等を有し、上等地の有限なること、並に收穫漸減の法則に支配せられるとの前提により其の成立を説明する。蓋し彼れに從へば、人口稀薄にして第一等地の豐富なる時は地代は生ぜず。然るに人口增加し、第一等地のみを以つて農産物に對する需要を充すに足らざる時は第二等地が耕作される。然るに第一等地と第二等地とは其の豐度相異なるが故に、兩地に於ける收益、從つて等額の收益に對する生産費を異にする。而も農産物の價格は此の場合第二等地の生産費によつて決定される。是に於て第一等地の耕作者は兩地の生産費の差額だけ超過利潤を取得することになる。此の超過利潤は第一等地に對する耕作者の競爭に基き地主に歸屬する。これ即ち地代である。同樣の過程により第三等地が耕作さるれば、第一等地の地代は騰貴し、新に第二等地に地代が發生する。斯くて一般に劣等地の耕作に從ひ地代は上騰する。また同一の土地に放下せられる資本及び勞働の分量が增加する場合にも、土地收穫漸減の法則即ち生産費遞增の法則により、最初の放下資本に比し超過利得を擧げ得べく、それは平均利潤の原則により土

地貸借契約更新に當り地主に歸屬する。此の如く地代は最劣等地又は最終放下資本と、より上等地又はより初めの放下資本とが同額の生産物を擧ぐるに要する生産費間の差額である。從つて最劣等地又は最終放下資本には地代が生じない。リカアドは斯る最劣等地を耕作の限界にある土地とし、且つ農産物の價格は限界土地の生産費によつて支配せられるから、地代を含まず、寧ろ地代は價格の結果にして原因ではないと説明した。リカアドが其の地代論に於て主として説明したものは、土地の豐度の差等に基くものであり、其の位置の差等に因るものの説明としては、特に獨逸のチューネン(Heinrich von Thünen)の「孤立國」(Der isolierte Staat in Beziehung auf Landwirtschaft u. Nationalökonomie)に於ける所説が有名である。而して兩學説は其の根本に於て正當として多數學者の贊同あるが、尚反對説がある。特に米國のケレー(Carey)は耕作が豐饒地より劣等地に及ぶといふリカアドの前提は、全く事實を顚倒するものなるのみならず、地代は土地使用準備のための投資に對する報償にして、土地固有の力に對するものに非ずと主張し、佛國のバスチア等之れに和した。素より耕作が自然的豐饒地より劣等地に移るといふは、一定程度の耕作の發達を前提するものにして、リカアドの言ふ如く絶對的のものでない。然し土地の優劣をば其の自然的物理的乃至化學的性質ではなく、一定の經濟的技術的發展に於ける費用の多少を標準とする時は、リカアドの主張が成立すべく、また何等資本勞働を加へざる土地に地代が存在する事實は、ケレーの如くこれを資本の報償と解することを得ざらしめるであろう。然るに尚此外に、生産力從つて生産費に差等あるは土地使用に特有ではなく、總ての種類の生産に共通する。從つてかかる差等に基く超過利潤は土地にのみ生ぜずと解し、地代の特質を否定するものがある。獨逸のヘルマン(Hermann)、シェフレ(Schäffle)マンゴルド(Mangoldt)等即ち其の例であり、特に英國のマアシアル(Marshall)は此の如き關係より生ずる超過利潤を準地代と稱する。素より土地使用以外にも生産力に差等あることは事實である。而も此の差等は土地以外の場合には人爲的經過的原因に基き、從つて平均する傾あるに對し、土地の場合には自然的永續的原因に基く。從つて土地使用に於ける超過利潤は原則的なるものは寧ろ例外的と考へられる。故に一般の超過利潤と地代とを區別するは理由なきものではない。上述リカアドの地代は、より上等地又はより初めの放下資本の收益又は生産費の差額である。故にそれは最終放下資本の收益又は生産費の差額たる地代と稱せられ、最劣等地又は最終放下資本には發生せざるものと解せられる。然るに地代はかく上等地と下等地との比較關係に於いてのみならず、絶對的にあらゆる土地に生ずる。從つて地代にはリカアドの較差地代のみならず絶對地代があると解するものがある。獨逸のロドベルトス(Karl Rodbertus)及びマルクスが其の主唱者である。ロドベルトスに從へば、土地及び資本の私有制のために、全勞働生産物は勞働者に歸せずして、一部は不勞所得(Rente)即ち地代及び資本利潤を形成する。然るにこの不勞所得は各々其の費用勞働によつて決定せられる粗生産物及び製造生産物の價値に比例して分配せられる。今兩者を比較するに、農業に於ては製造業に於けるよりも多くの勞働を必要とする處の材料を必要としない。故に兩者が等量の勞働を投下して等額の不勞所得を得たる場合には農業は材料價値を要せざるだけ工業に比し利潤率が高い。從つて農業には超過利潤が生ぜる。これが地代を形成するのである。農業生産に於て材料價値を缺くとのロドベルトスの前提の不當を措くも、彼れの云ふ如く農業と工業とに於て利潤率の差等ありとせば、資本間の競爭によりそれは本來平均すべきと、異種の製造業者間の場合と同樣ではないか。農業のみの生産物の價格が價値通りに定まるかが問題である。マルクスの絶對地代論は、勞働價値論に基き、且つ農工兩資本の有機的構成の差を其の原因と解する點に於てロドベルトスと類似する。而もかかる諸點に於てそれは單なる類似に止まるのみでなく、マルクスは資本構成の差從つて絶對地代の歷史的經過性とロドベルトスに於ける問題を解明せんとする點に於て特色を有する。蓋マルクスに從へば總資本の可變資本部分と不變資本部分とに分れる割合は、生産種類によつて相異なる。然るに剩餘價値を生むものは可變資本部分に限られる。從つて剩餘價値の總資本に對する割合たる利潤率は、總資本に於ける兩種資本部分の割合即ち其の構成の相違に從ひ相異なるべきである。然しながら各種の生産部門間に於ける資本の移動の自由なる限り資本は低利潤率の生産より高利潤率の生産に流入し、後者の生産物の供給增加し、其の價格を價値以下にし、反對に前者の生産物の供給を減少し、其の價格を價値以上にし、かくて資本利潤率は平均し、價値は生産價格に轉化する。然るに今工業資本と農業資本とを比較するに、農業に於ては歷史的經過的事實として工業に於けるよりも、勞働力に依賴することが生産手段によるよりも多い。從つて可變資本の不變資本に對する割合は農業に於ては工業よりも大である。このために農業資本利潤率は、本來工業資本の夫よりも高かるべきである。然るに農業には土地所有權が存在するために、之れに對する自由なる投資は制限される。於是農業資本の利潤率は工業資本の夫より高いのであるが、他の生産の場合の如く農産物の價格が生産價格まで低落し、利潤は工業の夫れに平均せず。かくして農業に留保せられる平均率以上の超過利潤こそ、絶對地代として地主に歸屬するのである。此の如き地代は土地豐度の較差から獨立してゐるものであるから、價格決定の標準たる生産條件のものからも支拂はれる。この故に農産物の市場價格は絶對地代だけ生産價格以上である。從つて絶對地代は較差地代と異なり生産物の價格構成要素である。なほマルクスによれば、絶對地代は農産物の價値の生産價

格を超過する部分である。故に農産物の市場價格は生産價格以上ではあるが、價値以上である筈はなく寧ろ價値に等しいか又はそれ以下である。從つて農産物は生産價格以上であるが故に、一種の獨占價格で販賣されるのであるが、而もそれは價値に基きその上騰は價値を限度とする。故に價値より獨立し購買者の購買力と支拂能力とに基く普通の獨占商品の場合と異なる。從つて或る特定種類の生産が、特定面積の土地に限定され、其の生産者が獨占利潤をあげる場合には、其の一部は地代として地主に歸屬するが、それはここにいふ絶對地代ではないのである。最後にマルクスは絶對地代の前提たる農工兩資本構成の差異は、決して絶對的永久的ではなく歷史的經過的である。從つて絶對地代も勞働生産力の一定の發展程度に依存する歷史的のものと說明してゐる。**參考書** 高島素之、地代思想史。Ricardo, Principles of Political Economy and Taxation. Karl Rodbertus, Zur Beleuchtung der sozialen Frage, Teil. I. Karl Marx, Das Kapital, Bd. III. Abschnitt, 6. Karl Menger, Grundsätze der Volkswirtschaftslehre, Erst. Aufl. Kapt, 23. 3.（舞出長五郎）

チチエリン（Tschitscherin 1872—）一八七二年にロシア名門の貴族の家に生る。駐米大使たりし富裕な父の許に育てられ、最初から外交官として身を立てた。一九〇四年まで外務省に勤務し、ドイツ大使館附ともなつたことがある。革命運動を志してより祖先傳來の巨富を拋ち、各地に漂浪し、落魄と迫害の下に身を曝した。大戰の勃發當時はブラッセルに亡命してゐたが、やがてイギリスに走つて牢獄に投ぜられた。一九一七年ロシア革命の成就と共に外相トロツキーは英國政府に對し「若しチチエリンを釋放せざれば在露英人全部を逮捕すべし」と威嚇し、ために彼は放免され、故國人の要望を負うて歸還し、レニンに援擁せられて外務省に入り、やがてトロツキーの後を襲ふて外務人民委員長の要職に就いて今日に至る。彼は驚くべき精力家として知られ、日中四五時間の睡眠を採るのみにて、他は舉げてサヴエート社會主義聯邦のために活動してゐるといふ。ゼノア會議においてブルジョアの世界的大外交家を相手として、その尖鋭犀利な議論と、老獪機敏なる策略とを以つて彼等を戰慄せしめ、一躍にして世界的外交家としての名聲を克ち得た。勞農聯邦の中堅人物として不可缺の一人。**主著** Offener Brief Tschitscherins an Woodrow Wilson vom 24. Oktober, 1918. Eine Diplomatischer Notenwechsel über den weissen und roten Terror. Die Aktion, Berin, Jahrg. 8. Heft. 33—34.（住谷悦治）

秩祿公債 秩祿公債は、我が明治初年に於て封建家臣團の秩祿を廢し之に代へて政府の交付した公債を云ふ。嚴密には明治六年「家祿奉還ノ者へ資金被下方規則」によつて交付せられた所謂秩祿公債のみを云ひ、明治九年の「金祿公債條例」によつて交付せられた金祿公債は意味しない。明治の初廢藩置縣の事成つて所謂國民的統一國家は成立したが、舊幕以來の諸藩士及び家臣約五十萬人は依然として經濟的にも又身分的にも封建制度に縛られてゐた。即ち彼等は米等の秩祿に壓倒して自由に農工商の業に轉ずることを禁ぜられてゐた。此の制度は實に明治の社會の生産力に對して一大障碍をなしてゐたばかりでなく、又新政府財政の最大費用を形造つた。秩祿公債及び金祿公債の政策は、明治四年十二月華士族在官の外一般に農工商の業を營むことを許したかの營業自由の確立と共に、資本主義日本の此問題に對する解決であつた。封建領主財政の窮乏は一方に藩債や藩札を累積せしめたと同時に、他方には之に依存してゐる藩士乃至は家臣の家計を甚しく困難ならしめた。就中小祿者は「貨幣」のために完全にその封建的特權を解體せられ、祕かにこの特權を貨幣化して「枠」として賣買する者があり、又自ら放棄して禁を犯して產業界に走る者もあつた。かくの如き事情は封建制度の完全なる爛熟を意味し從つて秩祿並金祿公債政策の容易に行はるべきことを暗示した。新政府は最初士族の歸農商出願者に對し資金給與の例を設けたが、營業自由制確立と共に愈々秩祿奉還の出願を許し、家祿賞典祿共百石未滿の者奉還を出願したる時は產業資本として永世祿六ケ年分、終身祿四ケ年分を一時に下賜し、之を明治六年貢納石代相場を以て金に代へ、半分は現金、半分は公債證書を以て下付し公債には年八歩の利子を附した。之れ秩祿公債であるが後明治七年右の百石未滿の制限を除いた。明治九年金祿公債證書發行條例の制定返奉還人員總計一三五、八八三人、秩祿公債證書發行額一六、五六五千圓、現金交付額（七分利外債手取金）一九、三二六千圓であつた。秩祿公債の金祿公債と異る點は、前者が自發的な秩祿奉還者に對してのみ行はれた整理であり而も多くは小祿者に限られたと云ふことである。從つて金祿公債政策に比すれば規模は小さいが、これも—そして總て小祿者であつた關係上伺更—所謂「士族の商法」による無產者化を促進したものなることは、明治七年の內務卿論達同八年の秩祿奉還差止の布達が之を物語つてゐる。**參考書** 國債沿革略。明治財政史國債篇。（三宅鹿之助）

地動說（Heliocentric Theory）地球が太陽の周圍を運動すると云ふ天文學上の學說であつて、第十六世紀の初めにニコラウス・コペルニクス（Nikolaus Kopernikus）によつて稱へられたものである。それ以前に於て天體の運動を說明したのは第二世紀頃のアレキサンドリアの僧侶として知られてゐたプトレマイオス（Ptolemaios）の學說であつた。之は地球の周圍に太陽及び諸惑星が周廻するとなした一種の天動說であつた。併し惑星の運動に關する天文學上の觀測に從ふためにはその軌道を單に圓形として見ることができなかつたので、之等の惑星軌道の中心が更に小さな圓形を描いて動くことを假定した。即ち惑星は地球の周圍に謂はゆるエピサイクル（Epicycle）と稱する複雜な曲線軌道を描くとなした。之れに反してコペルニクスの學說に於ては、地球及び諸惑星が同樣に太陽の周圍に圓形運動を

なすと假定し、只その中心の多少の外れと自轉軸の運動とによつて幾分の不規則性を說明した。このコペルニクスの學說は後に第十七世紀に至り、ケプレル（Kepler）によつて補正せられ、地球及び諸惑星の軌道は太陽を焦點とする精圓として解せられるやうになり、更にニウトン（Newton）の萬有引力法則によつて完全に說明せられるに至つた。併し當時にあつては萬物の靈たる人類の棲息する地球を宇宙の中心に据ゑ置かうとする宗教的信仰のために、地動說は異端邪說として排斥せられ、之を信奉する人々に甚だしい壓抑を加へたが、それにも拘らず科學の進歩は遂に天動說に反して地動說の勝利を確實にしたのは上述の通りである。けれども最近のアインスタイン（Einstein）の相對性理論に於ては、天動說と地動說との差別は再び單に運動を記述する立脚地の相異に歸せられ、我々は適當な力の假定によつてその何れを取ることも可能であると解せられるに至つた。（石原純）

地主組合〔發達及び目的〕 地主組合の最も古きものは既に文久年間に設立されたのであるが、その大部分は最近の設立にかかるものである。即ち大正七年迄には僅かに二百二十四に過ぎなかつたものが、昭和三年末には六百九十五、組合員數五萬五千六百九十五人を有するに至つた。その分布區域は一道三府三十六縣に亘り、就中最も盛んなる地方は、大阪、岡山、兵庫、香川、栃木、岐阜、愛知、茨城、新潟、三重、島根、宮崎、の諸府縣であつて、二三の例外を除くの外、概して農民組合運動の活潑なる地方に多い。地主組合は、小作問題勃發以前に於ては、米穀檢査の施行、農事の改良發達を計る等生産的のものであつたが、小作爭議の頻發するに從つて、漸やく階級的色彩を濃厚にし、現在に於ては殆んど凡ての地主組合が農民組合に對する對抗機關と化してゐる。從つて其の目的とするところも地主が、自己の階級的利益を擁護する爲めに小作條件の維持改善を行はんとするにある。尤もこの外に地主相互の親睦、農業の改良進歩等を目的とするものもあるが、それ等は單に表面を糊塗する手段に過ぎない。〔事業及び計畫〕 地主組合が具體的に規定せる普通の事項を擧ぐれば、(一)不當なる小作米の減額要求の防壓、(二)小作米の品質分量及び俵裝を一定した標準により審査したものを納付せしめること、(三)納米期の勵行、(四)小作米の品質分量及び俵裝を一定した標準により審査したものを納付せしめること、(五)小作權の賣買讓渡の禁止等である。而して以上の諸事項を貫徹する手段として、次の各種の規定を設けてゐる。(一)普通の事例—(イ)小作人の不當なる要求に對し小作地の返還を命ずること、(ロ)小作人の返還せる土地に對し共同耕作を行ふこと、(ハ)不合格米納付者に罰米を課すること、(ニ)利益擁護の基金を設くること、(ホ)規約違反者に相當の違約金を課すること、(ヘ)小作料減免、延納及土地返還に關し單獨行動に出でざること。(二)最近の事例—(イ)小作爭議の熾烈なるに從つて、小作料未納地に於ける公租公課の延納、所得稅減額、(ロ)小作法案、小作調停法、米穀法案に關する諸願及び陳情、(ハ)立入禁止、判決の促進、小作調停の促進運動、(ニ)小作人との直接團爭を回避する爲めの土地會社の創設等。而して最後に掲げた土地會社は、近年殊に非常な勢を以つて、大正二年迄には僅かに四に過ぎなかつたものが、大正十四年には十七、昭和三年末には六十五の多きに達してゐる。〔代表的地主組合〕 地主組合の代表的なものは、大阪府三島郡の地主吉川昌一主唱の下に大正十五年四月發會式を擧げ、現在大阪市北區梅ケ枝町に本部を有する大日本地主協會である。同會の發表するところに依れば、昭和三年末に於ける支部及び支部聯合會四十三、組合員數九千八百四十七人、分布區域は二府十一縣に及んでゐるとのことである。宣言—「近時農村のこと吾人實に之れを默視するに忍びざるものあり。地主は苛稅に泣き田園は荒廢に委し、之れに加ふるに小作爭議は年と共に深刻を加へ、危機眞に目睫の間に在り。正に是れ吾人が手に唾して蹶起すべき秋に非らずや。吾人は名譽ある君民一致の國體に鑑み、光輝ある國運發展の歷史に顧み、勞資の協調を力說し、地主小作間の平和を高唱し、以て農村振興を企圖せんとするものなり。何處の狡兒ぞ、火事なきに漫りに警鐘を亂打して階級鬪爭を煽吹し、小作人を煽動して地主に對する敵意を挑發せんとは。斯くの如くにして底止するところを知らずんば、遂に我國の前途を如何にせん。想ふに農業は、國民の食糧の根源にして、一國の運命は託して農村に在り、而かも當局の施設動もすれば、農業を輕視し農村を閑却せんとする傾向あるは誠に慨事とする所なり。吾人偸く天下の同志を糾合し、大いに輿論を喚起し、以て適切なる國策を樹立せんことを期す。天下憂を同うする士、希くば吾人と共に農村振興の爲めに努力せんことを。決議—一、本會は左傾的過激思想を防遏せんことを期す。二、本會は地主小作人間の融和を圖り農村の平和と振興を期す。三、本會は廣く天下の同志を糾合し以て輿論を喚起せんことを期す。**參考書** 森田良雄、我國資本家團體。社會經濟研究所、農業政策綱領。農林省農務局、小作爭議の概況。農林省農務局農政課、農務時報。農林省農務局、地主小作人組合規約事例。農林省農務局、本邦ニ於ケル農業團體ニ關スル調査。（莊原達）

血の日曜日 一九〇五年一月二十二日（日曜日）、ペテルスブルグに於ける數萬の勞働者が、ガポン僧正（Georgs Gapon）を指揮者として、十三萬五千の勞働者の署名したる嘆願書をツアーに提出せんとし、その王宮に隊列を造つて進まんとせしとき、暴壓政府の武力的逆襲に遭ひ、ペテルスブルグ市は遂に虐殺の血を流すに至る。この請願の行列は、日曜日を期して決行せられた故に、特にこの日を指して「血の日曜日」と稱する。一九〇〇年代の初めより內務大臣プレーヴエの反動的高壓政策と、日露戰爭の敗報は

ロシア年五月に國内を混亂に導き、革命的氣分濃厚なる際、一九〇五年六月にはオイルナ太守ヴァール暗殺の計畫あり、一九〇六年未に及んではペテルスブルグ、モスコウ等に騷亂を見たり、同年十二月末にペテルスブルグの四人の勞働者が、正當の理由なくして罷業せらるゝや、工場當局並びに政府當局と折衝したが、同情罷業は各所に起り、遂に滿なる解決を見るに至らず、同情罷業は各所に起り、遂に直接行動的危機を現出するに至つた。ガポン僧正等は、喫緊兵隊等によつて壓重に防衛せられ、最も惡感なる衝突は、ネヴア河を背景とするネヴスキー大通り、アニチュコフ宮殿前、アレキシス宮殿前、ウルソウ停車場前、王宮前、ペテルホフ門前に於ける處である。ナルヴア門前に於ける處は最も殺氣を極めた。夜に入つても小規模の殺傷は尙續き、ガポン僧正自らの調定によれば、約九百人は死し、五千が傷ついた。この間ツアーは、五年十月以後に於けるツアーに對する民心の離反を痛感し、やがて一九〇六年に至つた。

參考書

田中廣太郎、大日本地方財政史。地方財政問題。Kaufman, Kommunalfinanzenn. Grice, National and Local Finance. Cannan, History of Local Rates in England. Webb, Grants in Aid. Eheberg, Kommunalfinanzen (Hdw. d. Stw.). (三宅鹿之助)

地方自治 (Local Self-Government. Kommunalselbstverwaltung)

地方自治とは地方團體の行ふ自主的なる統治及び行政を指稱して謂ふ。自主的とは國より國家又は中央政府の國家統一の必要から生れ出たものと見られる。明治二十一年「市町村制發布理由」に這般の消息を明白に看取でき、政治的にも地方自治の觀念は人民參政と云ふ政治的改革も亦た民權自由の運動による國民參政の要求に應かされた所無きにしもあらずだが、主としては明治維新の地方制度改革の政治的見識に基く所大である。我國明治維新の復活によつて、容易にプロシアの復活を策せんとしたシュタインの地方制度の改革は、獨逸の中世的古制たるマルク・ゲノッセンシャフトや、ゲマインデに宿れる團體精神の復活によつて、容易に蹉跌されたプロシア國家の復活を策せんとしたシュタインの政治的見識に基く所大である。我國明治維新の地方制度改革も亦た民權自由の運動による國民參政の要求に應かされた所無きにしもあらずだが、主としては明治政府の國家統一の必要から生れ出たものと見られる。明治二十一年「市町村制發布理由」に這般の消息を明白に看取でき、政治的にも地方自治の觀念は人民參政と云ふ政治的

male Selbstverwaltung in Deutschland (Handbuch der Politik, Bd. I) 1912. S. and B. Webb, A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain, 1920.

（蠟山政道）

地方制度（Municipal Organisation. Kommunale Organisation. L'. Organisation communale）（**地方制度の基礎思想**）地方制度の基礎思想として注目すべきものは二つある。一はフランスに於ける Pouvoir municipal の觀念である。フランスに於ては既に大革命前よりこの觀念は唱導されて居つた。これは國家の立法、司法、行政の三權力外に地方團體の權力（Pouvoir municipal）の存在を認めなければならぬとするものであつて、その論者より云へば國家の三權は全國民の一般利益と目的のために行使せられるが、この地方團體の權力はこれと相並んでその地域の特別な利益と需要とを目標として行使せらるると云ふのである。この思想はフランス憲法には採用せられなかつた。即ちこの憲法制定者は地方團體の權力を過重視することにより統一國家としてのフランスが北米合衆國のやうに聯邦化することをおそれたのであつた。併し Pouvoir municipal の思想は學說としては支持せられ、一八三〇年に制定せられたベルヂック憲法はその影響をうけ之を條文の中にあらはしたのである（三一、及一〇八條）。而して十九世紀の中頃迄は獨逸に於ても地方團體の固有事務を認むる根據、即ち地方團體にその固有の利益を獨立且つ排他的に規律するの公權を認むるの根據を Pouvoir municipal 又はその變形たる自治行政の基本權（Grundrecht auf Selbstverwaltung）に求むる學說が相當勢力を占めて居つたのである。次に地方制度に於ける第二の基本思想は官僚政治に對する反抗としてあらはれた自治思想である。この思想は主として獨逸の學者によつて唱へらるる所であつて學者はその制度的模範を英國に置き官僚的國家統治に代ふるに Gemeinschaftshierarchie を以つてすべきことを說く。立法者はその影響の下に獨逸の十九世紀に於ける地方制度を創設したのであつた。「**地方制度の特異性**」ゲツドナウはその著「比較行政法」に於て北米合衆國、英國、佛國及びプロイセンの各地方制度を比較して次のやうに結論を下してゐる。「北米合衆國の地方制度の特色は次の如くである。（1）地方團體の組織に關する事項、その權能、吏員の義務がすべて詳細に各州の法規に委任せられる。その結果として各州に於ける立法權强大であつて行政權の獨立がなく且つ各地方の立法が區々である。（2）右に反して地方團體に對する行政監督は寬大である。即ちアメリカの地方制度は地方分權の色彩强く聯邦全體の利害に關する事項を取扱ふ場合でも殆んど中央行政權の監督をうけない。（3）アメリカ全體の行政について云へることであるが、地方行政が非職業的吏員によつて處理せらるることである。英國の地方制度は大體に於いてアメリカの地方制度と類似してゐる。唯だ立法的監督方法、組織の集中的傾向、中央政府の行政上の監督の强大な點に於いて差異あるのみである。第三は地方團體の吏員の職業的色彩が强いことである。英國に於ては地方團體の權能が大なること（この點はフランスと同樣であつて法律自ら一定の地方團體の特異性を認め、特別の規律をなすべき場合あることを豫想する。府縣について云へば、市部經濟と郡部經濟とを分別する場合あることを認め、市についてはその細分區劃たる區を法人とする特別都市を設定するが如きその一例である。（第二）北海道の地方制度。北海道自身は地方團體として府縣と殆んど同一のるのである。此故に、例へば英國の County Borough を北米合衆國の同名の地方團體と同一視するのは誤りである。地方制度は右の如く各國家に於て相異なるのみならず同一國家内に於ても地方によつて相異なることを特質としてゐる。その原因としては、人種の異なること、文明の程度が異なること、人口の多少等を擧げることが出來よう。以下地方制度の特異性を中心として我國の地方制度を觀察しよう。（**我國の地方制度**）我國の地方制度は明治二十一年プロイセン自治制に模した市制町村制が制定せられて以來、德川時代以來自然的に生長した固有の制度を捨てたのであつたが、市制町村制制定に當つて彼地の制度を全然模倣したわけでないのみならず、其後時勢の進歩に應じ又國民精神に適應するやう幾度か改正せられて居るから、歐洲の制度と比較するときは充分その特異性を發見することが出來よう。然らば我國内部に於て地方制度の特異性は如何にあらはれてゐるか、この點を基礎として我國の制度を考察する場合には、之を（イ）北海道を除く内地の地方制度。（ロ）北海道の地方制度、（ハ）植民地の地方制度の三に分つことを要する。（第一）北海道を除く内地の地方制度、内地に於ては一樣に府縣制、市制及び町村制が施行せられて各地方は府縣及び市町村の二級の地方團體に屬せしめられてゐるが、例外として極く狹い範圍ではあるが、町村制未施行地があり、そこには或は島嶼町村制の適用をうけ（伊豆大島、八丈島其他）、或は全然特別の町村制を缺き舊來の慣習に委ねられてゐる。（小笠原島及伊豆七島の一部分）。又同じく府縣制、市制及町村制の適用をうける地方であつて法律自ら一定の地方團體の特異性を認め、特別の規律をなすべき場合あることを豫想する。府縣について云へば、市部經濟と郡部經濟とを分別する場合あることを認め、市についてはその細分區劃たる區を法人とする特別都市を設定するが如きその一例である。（第二）北海道の地方制度。北海道自身は地方團體として府縣と殆んど同一の

制度の適用をうける。北海道の市、町制の適用をうける。北海道に於ける地方制度の特色は町村であつて、その町村には一級町村と二級町村の別がある。一級町村は監督機關の審級に於て一般町村に異なる外殆んど同一の制度を認められてゐるが、二級町村はその理事機關が官の任命に係るの點に於て一級町村より更に自治權は狹小である。北海道には尙これら町村制の施行せられて居らぬ處がある。（第三）植民地方の地方制度。我國の植民地の地方制度もそれぞれ地方的特異性をもつてゐる。朝鮮に於ては道、府、面の地方團體があるが、何れも理事機關が國家の官吏たるのみならず、その地方團體にぞくする合議體も諮問機關にすぎぬこと、及びその構成員は概ね官の任命に依ること等の如き特色がある。臺灣に於ける地方團體たる州、廳、市、街、庄も朝鮮の地方團體と略ぼ同樣の特色をもつてゐるのであるが、諮問機關の構成員の選任方法が更に一層官僚的であることが目に立つ現象である。之と反對に樺太に於ける地方團體たる町村には昭和四年の改革により、植民地としては廣い自治權が認められるようになつた。即ち一級村町及び二級町村を通じて普通選擧に依る地方議會たる町村會が設けられ、更に一級町村に於ける町村長はその町村會の選擧に依ることとなつた。關東州に於ける地方團體たる市も自治權の廣い點で同樣の傾向を有するのであつて、市會議員の四分の三以上は市住民の選擧によるものとし、市長は市會に於いて選擧するものとせられてゐる。（第四）地方制度改正の動機。我國に於て特定の地方に特殊の地方制度が認められてゐるのは、或は内地に屬するも邊隅の地であるの理由により、或は植民地の如く文化の程度低く又植民政策の理由により、或は三大都市のやうに文化の程度高く一般の都市と同列に取扱ひ難いと云ふ理由によるものである。何れもその特殊的制度存在の理由に永遠動かすべからざるものがあるわけでない。故に文化の程度低きが故に特殊制度を施行せられつつある地方に於ては一般都市同樣に取扱はれ度き旨の希望が絕えず具體化せらるることであろう。最近に於ける横太町村制改正の如きその一例である。又大都市に於てはその特殊制度を削一層發展せしめんとする運動がおこりつつある。東京都制案の如きその例である。何れにしても地方制度改正の動機はその基本思想たる自治思想の擴充乃至は地方團體にぞくする完全な自治基本權への接近である。**參考書** 行政法の教科書中の地方制度の部分。Goodnow, Comparative Administrative Law. W. F. Dodd, State Government. W. B. Munro, The Government of European Cities. Munro, Municipal Government and Administration. Morgand, La Loi municipale. Alfred Volegius, Organisation Attribution et Responsabilité des Communes.（杉村章三郎）

地方無產政黨 全國的な聯絡を有せず、一地方のみに組織運動は大正十四年三月十六、七、八日の三日間に亘つて神戸に開かれた日本勞働總同盟大會の決議に基き、九州民憲黨、足尾鑛民黨、尼ケ崎民政黨、千葉民政黨の組織せられたのが最初である。これは恰も一方に全國的な無產政黨運動の組織準備が進められつつあつた際なので、總同盟の心事と共に一般識者から總攻撃を蒙つた。超えて大正十五年三月勞働農民黨が結成されて以來は全國的無產政黨が問題の中心となつた爲に地方無產政黨の運動は無產政黨運動の夢が破れて日本農民黨、社會民衆黨、日本勞農黨、それに勞働農民黨を加へて四個の全國的な無產政黨が對立抗爭するに及んで再び地方無產政黨運動勃興の機運を濃厚ならしめた。〔**佐世保民衆黨**〕昭和二年六月二十六日結黨。縣會議員一名及び市會議員三名を有し、地方無產政黨としては有力である。社會民衆黨と密接なる關係を有してゐる。

（河野密）

地文學（Physical Geography. Physische Geographie

立抗爭を不利とし合同の機運を助成し、地方無產政黨の整理合同を促進したが、勞働農民黨—新黨準備會の解散後は再び「先づ地方無產政黨を」と云ふ傾向を助長してゐる。然しそれは理論として地方無產政黨主義を取るのでなく全國的合同の階梯として地方無產政黨を組織しようとするに外ならぬ。殊に昭和三年十二月地方無產政黨中最も有力であつた民憲黨、民衆黨が大合同に加はつて日本大衆黨を組織して以來は過渡的必要物として以外に地方無產政黨の主張は跡を絕つたものと言ふことが出來るであろう。主なる地方無產政黨を擧ぐれば次の如し。〔**九州民憲黨**〕地方無產政黨中最も古い歷史を有し大正十四年四月六日に結黨せられた。最初九州民憲黨と稱したが後に民憲黨と改めた。早く八幡市の市會に進出したが昭和二年の府縣會選擧には縣會議員一名を當選せしめ、昭和三年二月の國會選擧には代議士一名を當選せしめた。昭和三年十二月合同して日本大衆黨を組織す。〔**足尾鑛民黨**〕大正十四年三月二十二日結黨、同年四月八日町會議員六名を當選せしめた。後勞働農民黨の足尾支部となり、日本勞農黨の足尾支部を經て日本大衆黨の足尾支部となつた。〔**勞農民衆黨**〕昭和二年一十月五日結黨。昭和三年四月三日解散して一部は社會民衆黨に走つたが一部は別に中部民衆黨を組織した。中部民衆黨は昭和三年十二月日本大衆黨に合同す。〔**關西民衆黨**〕大正十四年十二月二十日結黨。最も穩健なる主張を有す。昭和二年九月縣會議員一名を當選せしめた。〔**神奈川自治黨**〕昭和二年八月二十七日結黨。昭和三年一月の縣會選擧に當つて二名の縣會議員を當選せしめた。〔**佐世保民衆黨**〕昭和二年六月二十六日結黨。縣會議員一名及び市會議員三名を有し、地方無產政黨としては有力である。社會民衆黨と密接なる關係を有してゐる。

(Geographie physique) 天體の諸現象を論究する天文學(又は星學)に對立して、地球上の諸關係を考察するものを一般に地文學と云ふ。地球上の諸關係のうちで、單に地球表面に於ける地形並びに之に伴う種々の事情を考察するものを通常地理學と稱してゐるが、そこでは自然的事實の外に人間文化の分布並びに地理的特質を論ずる人文地理學が派生した。之に對して單なる自然的地形以外にその物理的諸關係をも考究するものとして地文學が役づけられたのであつた。近代に於いては一般に地球に關する物理現象を論ずるものに地球物理學(Geophysica)なる名が附せられてゐる。之に屬する主題目は地殻に關する一般論、地震、地磁氣、海洋、氣象、地球内部、地球運動及び地球成生等の諸般の問題にまで亘つてゐる。更に地質及び古生物の研究は進んで地球變遷の歴史を我々に展開せしめるに至つた。すべて之等は最も廣義に於ける地文學を形づくると云つてよいであろう。(石原純)

茶 (Tea Fr. Thé) 〔概說〕茶樹の原産地は印度のアツサム州或は支那であると云はれてゐるが、その何れであるかについては各々異説を持してゐる。然し茶樹の葉を摘んでこれを使用する(多くは藥用に)習慣は、紀元前二五〇〇年頃支那に始まり、後ち漸次に各國に傳來したと云はれる。これを飲料に供するに至つたのはそれよりずつと後れて紀元五五〇年の頃で、歐洲には旅行家ヒント氏によつて一五四四年に傳へられ、イギリスにはエリザベス女王朝において初めてその輸入を見た。日本に於ける喫茶の記錄としては、聖武天皇の時代、宮中の法會に用ひられたのが最古のものであると云ふ。中世以降、茶の栽培は主として武人貴族の間の茶の湯の流行に伴はれて發達し、德川時代に至つて始めて社會の上下に普及し、栽培製造も漸く大規模に赴いた。わが製造業の基礎が當時に据ゑられたことはいふまでもないが、その需要は無論國内に止り、明治に至つて初めて重要輸出品の一となり、その産出は頓に激増した。〔種類〕茶類は大別して紅茶と綠茶とに分たれる。産地、栽培、製法によつて甚しく異種を呈する。支那産の紅茶には武夷、工夫、小種、白毫等の種類があり、綠茶は照春を優秀品とし、小珠、大珠、雨前、屯溪等があり、また形態の異なれるものに磚茶、抹茶、皮茶等がある。日本産の綠茶には玉露、煎茶、番茶等があり、臺灣産の紅茶には烏龍、包種等がある。〔世界商品としての茶〕近年における製茶及びその輸出は英領印度最も盛大で、産額及び輸出額いづれも世界産額及び輸出額の大半を占めてゐる。嘗ては製茶國として世界第一であつたところの支那の如き、その輸出は一八八六年を頂點とし急速に減退し、今や遙かに印度の下位に立つてゐる。

主要國別製茶輸出高及輸入高(一九二六年、單位千封度)

	輸出高		輸入國	輸入高
英領印度	三四九、三六四	英本國	四九二、四一六	
セイロン島	三三七、〇二二	アイルランド	二三四、七六七	
蘭領印度	一四四、二六七	合衆國	九五、九四〇	
支那	一四四、七七六	澳洲	四八、六四二	
日本(臺灣を含む)	四六、八七七	カナダ	三五、四一二	
		ロシア	三八、二七	
		オランダ	三三、四五二	
		南阿	二一、八二二	
		ドイツ	二一、四一〇	
		ニュージーランド	一〇、八二七	
		馬來	九、三五八	
		その他	一〇六、九四三	
計	九二二、三〇六	計	九二三、三〇六	

印度及び南洋方面の茶は大部分イギリスに積出され、ロンドンは茶の中心市場となつてゐる。生産は戰後一般に增加し、しかも一方においてロシアの消費は不振で、目下世界的に供給過剰の狀態にある。日本の茶輸出は、大正十四年一四、七六三千圓、十五年一二、一一二千圓、昭和二年一〇、八九七千圓といふ數を示してゐる。(笠信太郎)

チヤーティズム (Chartism) 一八三七年より一八四八年に亘つて行はれたイギリス勞働者階級の普通選擧獲得のための急進的政治運動をいふ。チヤーティズム(Chartism)といふ語は、その運動の主張を表はす六名の勞働團體代表と六名の急進下院議員によつて起草されたピープルス・チヤーター(People's Charter)(人民憲章或は國民憲章)を提示したことから由來するもので、その贊成者をチヤーティスト(Chartist 憲章黨)と言ひ、その運動をチヤーティズム或はチヤーティスト運動(Chartist Movement 憲章黨運動)と呼んでゐる。チヤーターといふのは參政權の特許といふ意味であるが、彼等の普通選擧を望むのは唯單に國政に參與するだけでなく、寧ろ之に依つて勞働者の手に政權を握り、一擧にして社會主義的大改革を行はんとしたのであつた。彼等は、一九一七年のロシア革命におけるボルシエヴイキの如く明確なる一定の綱領を有しては居らなかつたが、普通選擧權は即ち實際生活改善の必然的前提條件であるとし、賃銀、物價、住宅、敎育その他總ての點に關する改革は先づ政權を握ることに依てのみ實現せらるるものであり、從て政權はたとへ暴力を用ひても奪取せねばならぬものであるとしてゐた。イギリスにおける勞働運動は十八世紀末の産業革命と共に職工組合の形において始められ、その運動は經濟的であることに特徴を有してゐた。そして政治的活動の多くは、經濟運動の成功し得られぬ不景氣時代にのみに限られてゐた。一八三二年選擧法改正の際に、實業家は全國の輿論を沸騰せしめ、勞働者への選擧權を約束して自己の示威運動に參加せしめて成功したにも拘らず、新議會の成立後幾許もなくして自由黨の首領は、當時の改正選擧法(勞働者を選擧權より除き、單に謂ゆる「腐敗選擧區」を一掃したもの)以上に選擧權を擴張する必要なしと公言し、のみならず其の新議會の勞頭、勞働者に不利なる新救貧法を通過せしめた。オーウエン(Owen)

やブレース(Place)の許に養成された有志の勞働者は、階級的利害の分裂を益々明確に意識し、全勞働者階級の團結により政權を獲得するの外に良策なしとするに至つた。しかし、しばし好景氣となつたので勞働者の要求は一時經濟運動に向つた。一八三七年不景氣が襲來し、勞働組合運動は資本の攻勢に堪へかねた。かくて工場法改正と普通選擧とが要求され、運動は政治的に轉向し、遂にチヤーティスト運動となつたのである。一八三七年先づロンドンにおいて、プレース等の急進派諸名士と連絡を有せる高級勞働者の一團體 London Workingmen's Association によつて開始され、バーミンガムの Birmingham Political Union が參加し、ランカシア、ヨークシア、スコットランド及びウエールスの大工業地における多數勞働者即ち手機職人、メリヤス職人、石炭坑夫等が參加し、强大なる全國的運動となつた。そしてオーコンナー(F. O'Connor)等によつて六箇條よりなる政治的宣言—人民憲章が發布された。(一)男子にして二十一歲に達したる者は何人も選擧權を有す、(二)平等なる選擧區制、(三)投票選擧制、(四)議會は毎年開會すること、(五)議員たるに財産上の制限を要せざること、(六)議員に歲費を支給することこれである。かくてこれを基礎とし、全國到る所で二十萬、三十萬の大衆がチヤーティスト大會を開き、同時にその指導者オーコンナーの主宰する「北星」(Northern Star)によつて宣傳せられた。一八三八年に至りこの運動は彈壓を蒙り、捕縛されたり、投獄されたりするものを出した。一八三九年にはフランス革命の國民議會に做つて人民議會を開き、第一回の請願書を出した。これには百二十八萬人の署名があると號した。請願書は下院に提出されたが、下院が議に附すべき日を秘密にしたので紛爭は擴大し、遂に南ウエールスのニューポートの暴動となり、フロスト(Frost)以下捕縛され、多數の死傷者さへ出した。四〇年には重なる指導者スティーブンス(Stephens)、オーコンナー(O'Connor)、オーブライアン(Obrien)、リチヤードソン(Richardson)、ヴインセント(Vincent)等投獄さるるに至つた。同年にマンチエスターにおいて National Charter Association が成立し、四二年に大請願書が提出されたが之れも一蹴され、かくて勞働階級の憤激を買ひ、指導權は出獄したラヴエットよりオーコンナー等の暴力派に移り、「能ふべくんば平和的に、止むを得ずんば暴力的に」の標語の下に運動が續けられ、同時に官憲の壓迫も漸次劇しくなつた。一八四八年のチヤーティスト運動はフランス革命並びに同年の不景氣に動かされ猛烈を極め、三月グラスゴーに蜂起された騷擾は全スコットランドに及び、更らに運動の中心はロンドンに移された。ケンシントンの廣場(Kensington Common)における四月一日の大示威運動は五十萬の勞働者大衆を以て開始され、當局はこれに對し二十萬の警官を備へたといふ。十日に至つて六百萬の署名ある大請願書は議會に提出され、大衆はウエストミンスターの議事堂に出動した。そして請願が容れられるまでは自ら國民議會を起し、國法となるまで解散せぬことを決議した。初めて革命的色彩を帶びたのである。衞戍總督ウエリントン(Wellington)公は軍隊を動員し、且つ十七萬人の特別警察隊を編成してロンドンを警備し、マンチエスターには戒嚴令を布いた。當日は前夜よりの豪雨に阻まれてケンシントンの廣場に參集した者は僅かに十萬、請願書は五百萬に達せず、示威運動は蹉跌され、請願書は否決された。ために諸方に暴動が起つたが官權の彈壓の下に屈服し、オーコンナーは狂死し、運動は衰退した。その後、革命的熱狂は亡び平和政策は支配的となり、ラヴエットは普選を、オーブライアンは土地國有を叫んだが共鳴を得ずして逝き、かくてチヤーティスト運動は終熄した。この運動は無産階級の運動ではあるが、意識的社會主義の政治運動ではなく、自然發生的な畝政治運動であり、大體において勞働階級の地位を進めんとして爲された議會への示威運動であつた。その組織は不備であり、思想は不統一であつた。しかし、かくも多數の大衆を動員した點において、また鬪爭に依つて貴族富豪を脅した點において、議會外政治運動の一典型と言へよう。近代的社會運動の濫觴である意味において注目すべきものである。この運動は一應は失敗であると言へるが、一八四八年以後、數年ならずして、自由黨總理ラッセル(Russell)は選擧權問題を議すべきことを宣し、グラッドストーン(Gladstone)も保守黨のディスレリー(Dis Raeli)も選擧權の擴張の必要を認め、一八六七年、一八八四年の法律によつて獨立の生計を基礎とした普通選擧が行はれ、一九一七年成年男子の普通選擧權が認められたから、チヤーティストの主張は、漸次に實現したと言へるであろう。**參考書** 上田貞次郎、産業革命史研究。Gammage, History of the Chartist Movement, 1894. Engels, Condition of the Working Class in 1844. Brentano, Die englische Chartistenbewegung, 1874. Schlüter, Die Chartistenbewegung in England, 1887. Tilsley, Die Entstehung und die ökonomischen Grundsätze der Chartistenbewegung, 1898. Beer, History of English Socialism, (住谷悦治)

チヤイコフスキイ (Tchaykovsky, N. W. 1830–1926) 一八七〇年代の露西亞ナロードニキ運動(V. Narod)の輝ける先驅的指導者。一八六九年春、初めネチヤエフ(Netchaev)の恐怖主義的陰謀運動の主張に對立してペテルブルグに於て彼の組織せるチヤイコフスキイ團(Tchaykovsky)はヴ・ナロード運動の母體と稱せらる。その異常な組織的才能と活動力とに依り彼はマリコフ團、ラヴロフ團、バクニン團らと並立せる一團の指導者として、同志を糾合熱烈なる運動を續けた。本部をペテルスブルグに、支部をモスコウ、キエフ(アクセリロド)、オデツサ(ジエリヤーボフ)等に設置、地方に代表員を派し情勢を探索、各地

方に適宜なる宣傳を試み資金を民衆に供給した。最初主なる目的は學生に對する宣傳、從なる目的は啓蒙的意味に於ける小學校の敎化であつた。六九—七二年團員は書肆との特約に依てその選擇にかかる書籍を卸し廉價にて學生に配布した。チエルヌイシエフスキイ、ドブロリユウボフ、ピツサレフ、ネクラソフ等露西亞社會思想家の諸著、バツクル、ダアウイン、スペンサア等の近代的科學の權威書、ルイブランの「佛蘭西大革命史」(第一卷)、マルクス「資本論」(第一卷)、ラッサアル著作集(第一卷)、フレロフスキイ(Bervi-Flerovsky)「勞働階級の現狀」、これらはその主要なるものである。從來革命運動の禁止書は瑞西に於て印刷の上、移入せられてゐたが後に印刷所の一つはペテルブルグに移されるに到つた。チヤイコフスキイ團の運動は知識階級間の社會主義思想普及の中心、各地方的團體間の媒介體となつた。嬰て文獻による宣傳の域を超え七一—七二年女性團員の提唱に依て首都勞働者間に實際的宣傳が試みられた。最も緊要なる革命の豫備的條件を以て民衆其自體—主として農民竝に都市勞働者の革命的敎化の促進にありとし活動の主力を民衆に轉向すべきであるとの新なる理論はこの團體を核心として各地方に及んだ。斯くて六九—七二年の文獻による宣傳時代は過ぎて爰に彼等の實際運動に依る「民衆の中へ」(V. Narod)の時代の到來を見たのである。此の運動の母體たるチヤイコフスキイ團の創設者たる彼自身は一八七一年官憲の怠譴に依て亡命、一九〇五年まで國外にあり、歸來農民運動、協同組合運動の指導に當る。一九一七年革命後所謂「革命的祖國防衞派」の幹部となり一九一八—一九年イギリス軍後援のもとにアルハンゲリスク白色政府の首領に轉落、同運動沒落後亡命、反サヴエート運動をつづけ一九二六年死去。(服部英太郎)

中央官制 (Organisation of the Executive, Organisation der unmittelbaren Staatsverwaltung, L'Organisation du Département)〔**中央官制の意義**〕 中央官制とは中央行政官廳、即ち全國的管轄權を有する行政官廳の組織法を云ふ。中央行政官廳の範圍は我國について云へば、內閣總理大臣及各省大臣を正系とし會計檢査院及行政裁判所の如き特殊的の中央行政事務を管轄する行政官廳を包含する。〔**中央官制の制定**〕我國に於て中央官制の制定は一般官制と等しく官制大權に屬し議會の協贊を要しない。唯だその制定について一定の限度に於て豫算の拘束をうくるに止まる。官制制定に關する右の如き制度は獨逸、佛蘭西の主義とその軌を一にするのである。これに對して英米兩國の主義によれば官制の制定權は議會に屬すとし、議會は或は直接の立法により官制を制定し、或は委任立法の形式によつて自己の官制制定權を行政權に委任するのである。この二つの主義の中何れが適宜であるかは一律に斷定は出來ない。官制の制定が豫算の拘束を受くる以上に於て議會により拘束せらるるとすれば行政の圓滿なる運行は阻害せらるることが甚しかるべきであるからこの點に於て現行制度は辯護せらるることと思はれる。〔**中央行政官廳の組織**〕中央行政官廳の組織に就いては一般行政機關の組織と同じく合議制可なるか或は單獨制を採るべきかの問題を生ずるであろう。命令の迅速と强力とを要する中央行政官廳としては單獨制を以てすべきの理由により各國の中央行政官廳は單獨制の官廳を以て中樞とすることを通例とする。併し右に述べた中央行政官廳の單獨制の要求は行政事務が最後の決定に於て單獨の官廳の決斷を要すると云ふに止まり、その官廳が決定をなす準備として或は自己に屬する補助機關の進言と補助を借り、或は自己と平等な官廳と會議して相互の聯絡を參考し、或は自己と平等な官廳と會議して相互の聯絡を計ることは一向妨げない。此故に我國に於ける中央官廳の中樞たる各省大臣はその下に多くの補助機關と合議制の諸調査機關を擁する外、相互の聯絡を計る必要上定日を設けて各省大臣の會議たる閣議を開くのをその例とする。右の原則に對する例外として事中央行政に關係するも、職務の性質上合議制の機關をして掌らしむることを適當とするものがある。我國現行制度の下に於ては行政裁判事務を掌るためには行政裁判所始め多くの特別裁判所及會計檢査院が設けられ、何れも合議體の組織を與へられてゐる。〔**各省大臣の權限についての問題**〕中央行政官廳の中樞たる內閣總理大臣及各省大臣に與へらるる權限については左の如き諸點を注目すべきである。第一に內閣總理大臣及各省大臣に與へらるべき共通の權限について見るにそれは必しも行政事務にのみ限られて居らぬことである。百圓以內の罰金若くは科料又は三ケ月以下の懲役、禁錮若くは拘留の罰則を附しうる省令の制定權の如きは、各省大臣に與へられた行政以外の事務中最も重要のものである。斯の如き現象に對する說明として、多くの學者の述べてゐる所は三權分立の原則の不徹底と云ふことに歸着する。第二はこれも各大臣について共通の問題であるが、各大臣の權限と政治的事務との關係である。各大臣の權限は元より通常の行政事務を中心とすべきであるが、この通常の行政事務も事態稍重きものは政治的事務と見做さるべきのみならずこの他に各省大臣の權限に屬しない政治的事務は存しうべきである。この政治的事務を何人の權限に屬せしむるか、各國の採る制度は區々である。我國に於ては內閣總理大臣及各省大臣に與ふるに同時に國務大臣たる地位を以てし各大臣は國務大臣たる地位に於て主として政治的事務に參與する事になつてゐる。殊に內閣總理大臣は行政官廳としては省を有せず各省の事務に屬してない殘餘の事務を掌るにすぎないが、國務大臣としては各省大臣に主班たる地位を有し寧ろ政治的事務をその權限の中心としてゐる。この他現行制度の下に於ては各省大臣たらざる無任所大臣を設くることをうることになつてゐるが(內閣官制第十條)これ亦主として政治的事務をその權限とすべきであろう。各大臣の下に於ける補助機關も現行制度の下に於ては政治的事務を掌る機關と通常の

行政事務を掌る機關の區別がある。各省の政務次官及參與官は特に政治的事務のために設けられた機關であり內閣書記官長、法制局長官及各秘書官の如きは政治的事務を多分にその權限とするものである。第三に各大臣間に於ける權限の分配が問題となる。如何にして國家の行政を合理的に分類して之を各省に分配すべきかの方法に就ては別にまとまつた工夫は發見出來ない。各國の實例に就て見るに、行政作用を外交、軍政、司法、財政、內政に分ちこれらの事務を中心として各省を設立することに於ては略一致してゐるが、多くはこれらの作用の中更に分つて獨立な省を設ける。又特別に發展した事務又は沿革のある事務については別に一省を與ふる例も非常に多い。更に戰時中の軍需事務又は戰後、復興事務の如き一時的に多忙な事務のため一省を設くる例もある。我國に於ける實例を見よう。明治以前に於いて最も各省事務の分配の現代的なのは大寶令に於ける八省の制度である。この八省は太政官の統括の下に國務を分掌したのであつて中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮內の各省が即ちこれである。少くとも軍政、司法、財政、內政の各事務のためには一省が設けられて居つた。明治二年の官制も之に模倣し各省を民部、大藏、兵部、刑部、宮內、外務の六とした。現行制度の下に於ける各省は云ふ迄もなく內務、外務、大藏、陸軍、海軍、司法文部、遞信、鐵道、農林、商工、拓務の十二省である。これは明治十八年の官制を基礎とするものであつて明治十八年以後に於て鐵道省が新設せられ、又農商務省が農林、商工二省に分れた。最近に於ては嘗て設置されたことのある拓殖務省が拓務省の名に於て復活した。新省設置の場合は何れも事務の膨脹がその理由とせられてゐる。〔**各省大臣の資格**〕行政學に於ける最近の學說によれば行政長官はその資格に於いて別にその省の事務に對する專門家たることを要しない。むしろその分を守る素人たる長官が部下の專門家と協力することによつて行政の目的がよく實現せられると云ふのである。我國に於ける各省大臣も陸海軍大臣を除く外一般親任官と同じくその資格を別に限定せられて居らない。而してその部下たる次官以下の官僚は政務官を除けば一般に文官任用令其の他の適用のある官吏であつて、それぞれの專門家を以て構成せられてゐるから、この點については現行制度も是認せらるべきである。〔**各省大臣の職務**〕各省大臣に共通の權能として各省に於て認めらるるものは(イ)部下官吏の任免移動の權、(ロ)下級官廳に對する指揮監督の權、(ハ)國民に對する命令制定權、(ニ)行政行爲をなすの權である。我國の各省大臣についても同樣の權能が與へられてゐる(各省官制通則、參照)。〔**各省の內部組織**〕各省の內部組織は上級下級の官廳相互間に於て又之を構成する官吏相互間に於て何れも階級的構成をなしてゐる。補助機關の事務分配の大綱は官制により、その細目は各省大臣(陸海軍は除く)の定むる分課規定により定められる。參考書 行政法敎科書中の「中央官制」の部分。Goodnow, Comparative Administration. F. A. White, Public Administration. F. A. Ogg, The Government of Europe. W. F. Willongby, The Government of Modern States.(杉村章三郎)

中央集權と地方分權 (Centralisation and Decentralisation) 中央集權及び地方分權なる用語例は、二個の場合に同じ言葉で用ひられる。その一は統治組織に關する場合で他は行政組織の場合である。その一は統治組織に於て、その中央政府に可及的多くの權能が集中されて居る場合に、そこに中央集權が行はれてゐると言はれる。反對に中央政府から離れてゐる地方自治團體に可及的多くの權能が與へられ、從つてそこで多くの活動が爲され、地方分權ありと言はれる。しかし、この二つの場合は、何れも相互關係を以て一箇の統治組織を構成してゐるものであつて、その一つが絕對的に且つ獨立に存在してゐることはあり得ない。又二者の相互關係は、常に靜的な固定性を有するものではなく、不斷に推移して止まぬ動的傾向を有するものであることは固より云ふを俟たぬ。(二)行政組織の中央集權と地方分權とは統治組織の場合と聊か異つて、一定の行政職分を中央官廳と地方機關とに分つ形體を示すものである。即ちこの場合中央官廳と地方機關とは上級下級の關係にあり、命令服從の上下關係を成してゐる。この場合可及的中央官廳の指揮命令に從つて地方機關の活動が行はれる時、中央集權なりとせられ、その反對に地方機關の自由裁量によつて活動が行はるる時は地方分權なりと言はれるのである。かやうに統治組織と行政組織との區別から生ずる相違があるが、それはつまり集中又は分散される權能又は責任の性質が異るに過ぎない。一箇の概念としての集中又は分散に相違が存するのではない。又この二箇の場合の中央集權にしても、又地方分權にしても、その政策上の可否又は長短に就ては、同樣なことが言ひ得る。即ち何れの場合に於ても、極端な中央集權も將又極端な地方分權も不可であつて、社會の事情や政治の發達の程度に應じて、その應樣を適當に決定しなければならぬ。我國の如きは、明治維新の改革以來、統治上並に行政上の中央集權が稍や極端に傾き、地方團體の自治權は狹隘で、所謂官僚主義の弊害が認められてゐる。これは一面時代の必要に應じてゐたものではあるが、最近に至つて地方分權の必要が感ぜられ又實際立法の上に現はれて來た。市町村會及び府縣會の權限擴張の如き、地租營業稅の委讓による自治體財政權の充實の如きは、その適例である。これによつて、地方公民の自治體を通うしての活動を旺盛にして、國家統治の實を擧げしめ得るのである。しかしながら、反對に從來地方團體の統治權が充分に與へられてゐた國に在つては、寧ろその自治體を中央政府に於て統制する手段を缺き一國を統治する上に種々不便を生じ、時代の逆

(2)

展と共に統一化的傾向を促進するに至った。例へば英國の如きはその適例であつて、今日では、中央政府に依る統制の制度が助長されつつある。地方税の如きが次第に國税となり、その代り中央國庫の補助金制度によつて地方團體の財政を補給すると云ふ仕組を發達せしめたのである。最後に注意すべき點は、統治組織の中央集權又は地方分權と、必ずしも行政組織の中央集權又は地方分權と相對應して存在してゐないことである。この二者の關係は、地方自治體の地位を中心として考察すると分明になる。即ち地方自治體は、一面に於いて統治組織の一單位であると共に、他面に於いて自治體若しくはその機關が行政組織の一單位でもあるからである。從つて、若し統治組織の地方分權が行はれて、地方團體の自治權や財政權が擴充されたとしても、一國の行政組織の上から言へば、反つてその爲めに行政上の統一——その手段方法は異る——が必要とされ、中央政府の行政上の活動が促進されることにもなる。即ち、統治上の地方分權が與へられる條件又は結果として行政上の中央集權が發達するとも見られる。この逆も亦た眞實である。要するに、中央集權及び地方分權の制度は、それ自身相對的のものであると共に、統治上の場合と行政上の場合とが又相關的のものであると言ひ得る。參考書 蠟山政道、行政學總論（昭和三年）。G. Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 3 Aufl., 1914. H. Preuss, Zur preussischen Verwaltungsreform, 1910. S. Webb, Grants in Aid, 1920.（蠟山政道）

中間階級（Zwischenklassen）ここに云ふ中間階級とは一般に中流階級又は中産階級の名をもつて包攝せられる middle class, Mittelstand, classe moyenne とは區別せられる（中産階級に就いてはその項參照）。又マルクスの所謂部分階級（Unterklassen）、副次階級（Nebenklassen）等を含む過渡階級（Übergangsklasse）とも區別せられる（これらのものの意味及び性質に就いては Marx, Revolution und Kontrerevolution in Deutschland 及び Das Kommunistische Manifest 參照）。從つてそれは玆では極めて限定的な意味に取扱はれる。即ち前に擧げた中流階級、過渡階級が社會の先行形態から發生したものであつて現在の社會形態に於ては分解しつつあり、生産に於ける正反對の役割を有する種々な階級を分出してゐる階級なるに對して、所謂中間階級とは舊制度の遺物ではなくして、それが存在する社會の必要を表し、司令的階級と被搾取階級との中間に位するが如き社會經濟的集群を指すのである（Bucharin, Theorie des historischen Materialismus）。例へばこれを資本主義的社會に求むれば、それは技術家、專門家の如き技術的頭腦勞働者である。これらの技術的頭腦勞働者は資本主義社會に於て生産過程に於ける組織機能を充たすと同時に、社會的には利潤の資本主義的特殊範疇たる剩餘價値を搾出するための傳送機關であつた。この一般的任務の故に彼等は社會的勞働の位階制度中に空間的に一定した位置を占め、大ブルジョア組織者と共に上級の生産關係の基礎組織をなし經濟管理の體制の基本組織を形造つてゐたのである。プロレタリア獨裁がブルジョア獨裁に對して代ると云ふことは、生産過程に於いて剩餘價値形成の過程が社會的需要の計畫的充足の過程に轉化することをとつて代ると云ふことは、生産過程に於ける組織機能の意味し、從つてそこには生産關係の編成替へが根本の問題となる。この再組織過程に於いて組織上の技能を有する舊ブルジョア及技術的知識分子は明かに必要な素材である。蓋しこれらのものは組織上及び技術上の科學的經驗の社會的貯藏庫である。かくして彼等は再組織過程の位階的生産制度中に於いて形式上依然として資本主義社會に於けると同一の「中間的置位」を占むるに至るものであるが、その技術的機能は轉じて資本家的勞働機能から社會的勞働機能となり、その對勞働者關係も赤軍に於ける下士と兵士との關係のそれの如く內面的純技術的關係に置かれるのである。從つて彼等の新たな位階的生産制度中に占むる從來と同一な中間的地位は純形式上のものであり、この意味に於いて彼等は「中間階級」を形成するのである。しかもこれらの頭腦勞働者は、舊社會的生産關係の瓦解と舊心理の瓦解を前提として新たな生産組織の中間的地位に編入せしめられるものであると同時に、他面プロレタリアートは急速に又強固に生産關係の總體としての全建築の基本組織を形成するから、一般に位階制度そのものは廢止せしめられる。從つてこの「中間階級」もこの限りに於て他の凡ての中間的階級と一般に過渡的特質を有するのである。唯だこれら頭腦勞働者を組織要素として組替へることは一にそれが有する舊組織への執着と憧憬とを廢棄せしむることを前提としてのみ可能なのであるが、これは、所詮頭腦勞働者側のサボタージュに對するプロレタリアート側の强制によつて實現せらるべきものである（Bucharin, Ökonomik der Transformationsperiode）。尙ほ廣義の中間階級に就いて詳細に知らんとする者は別項「中産階級」に擧げられた參考書の他、青野季吉氏の中間階級論（社會問題講座第七卷）參照。（東井金平）

中間派（„Zentrum", „Zentrums", Zentristen）凡そ社會主義運動、プロレタリア運動は歷史的には三の潮流に分れる、社會愛國主義者と所謂中間派とインタナショナリストとがこれである。この三が最も截然と分裂したのは這般の歐洲大戰中であつた。從つて中間派といふ言葉が盛んに須ひられ中間派そのものが論議の對象となつたのも此の時期に於いてではあるが、その後も中間派又は中間的傾向が全然消滅したわけではなく、一國の客觀的事情に依つては依然今日に於いても存在してゐるのである。所謂中間派とは社會愛國主義者と事實上のインタナショナリストとの間に浮動する人々を指す侮稱である。口の先ではインタナショナリズム、行動の上ではは日和見主義への追從といふのがその特質である。我々はマルキシストでありインタナショナリストである。我々は平和を望む、平和を維持し平和を

齎らすためには我々は政府を壓迫し凡ゆる手段を政府に强要するを辭せないと彼等は云ふ。だが彼等はブルジョアジーの支配に對する革命の必然性を嘗て論證しない、聽するところなく革命的鬪爭を宣布し誘導することをしない。寧ろ彼等は凡そ尤も凡庸な、そして「最もマルキシストらしく」聞える遁辭を見出すために腐心する。階級鬪爭の戰線に於いて「協調」は望むが「分裂」には反對する。これが凡そ中間派なるものの特色であり本質である。中間派をなす人間は氣の抜けた合法性によつて腐蝕せられ議會主義の空氣に毒せられた古參者であり、安固なる地位と「不安なき」勞働に慣れた官僚人である。歷史的並に經濟的觀點から見れば、これらのものは決して特殊なる社會層を表はすものではなく、實に勞働者運動の抑壓時代より、客觀的必然的に社會革命時代に入る一の新たな時代に至る過渡現象としてのみ考へらるべきものである。今大戰前後に於いて所謂中間派として擧げられたものを例示すれば、第二インタナショナル最大の權威（一八八九—一九一四年）たるカウツキーをその理論的指導者、代表者として、ドイツに於いてはハーゼ（Haase）、レーデブール（Ledebour）、及びドイツ議會に於ける所謂勞働團（Arbeitsgemeinschaft）の全體、フランスに於いてはランゲ（Longuet）、プレッセマン（Pressemane）及び所謂少數派（Monschewisten）、イギリスに於いてはスノーデン（Snowden）、マクドナルド（Macdonald）及び獨立勞働黨並に一部イギリス社會黨の多くの指導者。アメリカに於いてはヒルキット（Hillquit）その他、イタリーに於いてはツラチ（Turati）、トウレヴエス（Treves）、モデイグリアニ（Modigliani）等、スウイスに於いてはグリム（R. Grimm）その他、オーストリアに於いてはヴイクトル・アドレル（V. Adler）及びその一黨、ロシアに於いてはアクセルロド（Axelrod）、マルトフ（Martow）、チヘイゼ（Tscheïdse）、ツエレテリー（Zeretelli）その他等これである。要するに理論の上では革命的、行動の上では改良主義者、言葉の上ではインタナショナリスト、實踐に於いて社會愛國主義者、日和見主義者の支持者、それを支持構成するものが過渡階級、それを指導するものは理論上は修正マルキシスト、運動上では勞働貴族、これが中間派なるものの本質であり、無產階級解放戰線上にあつては凡ての改良主義者と共にブルジョア側に立ち、戰線を攪亂し、階級意識を混濁し、資本主義的搾取の永續化に從ふものである。參考書 N. Lenin, Der Kampf um die soziale Revolution (Ausgewählte Werke Sammelband). N. Bucharin, Theorie des historischen Materialismus. Imprecor, Ja. Fe, 1920. Rosa Luxemburg, Sozialreform oder Revolution. (東井金平)

中國學生運動 清朝の晩年「投筆從戎」で倒清運動に無條件の同情を呈して居た男女學生は、次の段階に於ける必然的な行程として、封建的思想の根柢を覆へさうとする「文學革命」運動の中に自己を動員し、自由への燃ゆる如き希望の實踐を、辛亥革命の失敗を取り戻さうとするナショナル・ブルジョアジーの政治的鬪爭や、舊宗法制度の破壞を目指す一切の解放運動や、歐洲大戰の影響下に擡頭した愛國運動等々の中に求めたのである。そして、それが內的には「老師宿儒」の忠孝節義教育反對、女子の解放と男女の共學、戀愛の自由、學生の自治、體育運動、外的には廿一ケ條事件に於ける「毋忘國恥」の排日ボイコット、日支軍事協定に於ける救國運動等の形で展開して居る間に學生運動は漸次組織化されて行つた。五四運動に於ける全國學生聯合會の成立は此傾向の具體的表現であつて、學生の運動は之れより初めて個々の行動から組織的行動へと展開した。元來、列國帝國主義の壓迫と國內軍閥の蹂躙下にある半植民地中國の解放運動に於て、革命的小資產階級を代表する青年學生の活動は發展の或る段階に於ける最も重要な役割りをもつて居る。此の意味に於いて彼等の役割の意識的な行動化を示す五四運動と學生聯合會の組織は中國革命史上の一大記錄である。「一九一九年の春以來、日支軍事協定に對し留日學生は陸續歸國し、上海を本據として猛烈なる反對運動を起したが、北京の學生もまた之れに呼應し四月天安門前に國民大會を催ほし、日支軍事協定の取消しを段祺瑞政府に迫つた。此の大會後間もなく學生有志は北京に國民雜誌社を、上海に救國日報社を創設して組織的な運動を開始した。五月一日、國民雜誌社同人は廿一ケ條要求に對する示威の國民大會をふたたび天安門前に企てたが開會前に彈壓され、多數學生の檢束拘禁を見た。ここに於いて學生團の政府反對益々眞劍となり、外交問題に對する主張貫徹を目標として北京學生聯合會を組織し、其の名に於いて四日の大示威運動を演じ、所謂る五四事件を發生した。北京學生のかかる活動は全國に非常なるセンセーションを起し、各地の學生聯合會また相繼いで成立し、六月十六日遂ひに上海に於ける全國學生聯合總會の組織を見るに至つた。以上は學生聯合會組織の最も簡單な經過であるが勿論此の當時に於てそれは單に外交問題を目標としたに過ぎず、永久的存在としての一定の指導精神をもつたものではない。吾人は以上を中國學生運動の「第一期」と見る。此の頃、所謂る「文學革命」は恰もその高潮期にあつて、凡ゆる新らしい解放思想が政治革命の氣運に面して居る青年學生に盛んに受け容れられて居たが、中でもマルクシズムはモスコウ革命の影響として殖民地青年學生の精神を壓倒的に獲得した。そして之れが結果は、一般學生の所謂る「左傾」を誘導したのみならず、中國勞働組合書記部の活動開始（一九二〇年）、一九二二年來の勞働爭議の全國的風潮、社會主義青年團第一回全國大會の開催（一九二二年）、露支協定の成立（一九二三年）、國民黨の改組（同年末）等の諸經過の間に、學生の組織をば一面に於て初期プロレタリア運動のバルチザンたらしめ、他面に於て「國民革命運動」の先鋒たらしめた。萬國キリスト教學生大會を北京に開催（一九二三年）して痛烈なる批評を受け、「第二の團

匪事件起らんとす」と外國人牧師が叫んだのも、日本で聖人にされたタゴールが英國帝國主義の走狗と扱はれて淋しく退去したのも此の頃の出來事である。之れ等の運動は一九二五年第七回全國學生代表大會でC・Yが完全に學生聯合會の指導權を獲得し、組織を中央集權化して全國の行動を統一し、校務參加、反動教育反對等の學生自身の問題、反帝國主義の各種民族示威運動、反キリスト教運動、不平等條約撤廢、領事裁判權、關稅權の回收、農民運動勞働運動の援助、平民教育並に婦人解放等の外的問題に關する一切の方針を確立するに及んで益々擴大し組織化した。かくて中國の學生は五卅運動に於ける全國的示威、廣東の對英ボイコット、國民外交の提唱、關稅會議反對、日本の滿洲出兵反對、奉直軍閥反對、三・一八示威、アジア民族會議反對、全國的反キリスト教示威と云つた連續の活動に於て不斷に民衆を動員し彼れ等の特殊な役割をば美事に務めあげて居たのである。かくの如く學生の運動は政治的方面に於ても亦文化的方面に於てもマルクシストの指導下にあつたが、然しそれは必ずしも學生一般の歸趨を示すものではなかつた。彼れ等の間には魯迅一派の自由主義、醒獅一派の國家主義、西山派の右翼社會民主々義等それ〴〵一派の勢力を保持して居たが、五卅事件を中心とする所謂第一期革命高潮期に當り、少くも學生が革命的小資產階級の代表である限りに於て、「國民革命」運動がマルクシストの指導下におかれた譯である。此の間の關係は國民革命の聯合戰線黨である國民黨內の各勢力間の關係をそのまま反映して居た。北伐戰中、學生は革命に對する最後の熱狂を示した。一切の文化運動はすべて華かな「革命」を以て彩られ各種の民衆運動は未曾有の規模に行はれ、勞働者農民の運動に對する援助も熱心になされ、或る者は直接身を軍隊に投じた。そして此の空氣は右派が南京に分離して第一の大分化を示した後にも、革命的ナショナル・ブルジョアジーなるものが武漢に存在した限り支持された。以上は中國學生運動の第二期と云へよう。彼れ等が革命的小資產階級の代表であることを前提とした學生運動の重要性は、革命發展の一定段階に限られて居るが、此第二期の終りは大體に於て右時期を示すものであつた。即ち、此の頃に至つて、革命的民衆運動の指導中心は學生から勞働者自身に移つて居り、勞働運動に於けるインテリゲンチヤの存在も既に昔日の重要性を失つて居る。武漢政府沒落し、從來の性質の無產階級運動は非合法的なものとなつた。無產階級運動は「勞働者農民のサヴエート」といふ革命的モツトーの下に武裝鬪爭を宣言した。然るに實際生活と關係をもたぬ學生は小資產階級の革命性を保持して居るに過ぎない。彼れ等は一般的にみて合法的に革命を享樂することを好むが、非合法運動に投ずることは好まない。然し昨日まで絕叫して居た「國民革命」が今や達せられたと認めることは其革命性が許さない。そこで彼等の大部分は此の種關係から離脫するか或は陣公博一派——即國民黨改組當時の精神に立ち戻れといふ——に走り極めて小數部分のみが非合法運動に參加して居る。之は文學的方面では大部分が自由主義派に歸向するか、或は實際と離れて無產文藝を享樂するといつた傾向を示し、此立場に於て彼れ等は地方黨部に存在する左派に同情し、又非合法運動者に好意的中立を示して居る。又、學生の組織としては地方黨部の權力下に各地學生聯合會の存在あるも、一切の民衆運動は該地方黨部の指導指揮を仰がねばならぬので、一般に積極的な活動意識なく、一部のものが黨部の蔭に活動することがあつてもそれは非組織的である。隨つて今日の處、昔日に見られた勞農運動の協助は元より農村に於ける合作運動の宣傳、セツトルメントの工作等も殆んど見ることが出來ない。然し學生運動の消極化したかかる狀態にも拘はらず、全體として不滿に充ちて居り、隨つて幾期せらるる所謂第二の革命高潮期に於ける彼れ等の復活が認められぬではない。（勞働運動、支那に於ける無產文學參照）　參考書　中國學生（全國學生聯合會の機關誌で一九二五年八月創刊の週刊雜誌、武漢政府沒落と共に停刊）。中國青年（中國CYの機關で週刊。一九二三年末より武漢政府沒落までの間）。指導週報（中國CPの中央機關誌一九二二年九月より一九二七年十月まで繼續）。「五卅後之上海學生。民國十五年學生運動概況。學生與學生聯合會第六、七及八回全國學生大會宣言及決議錄。學生雜誌十週年紀念號（民國元年より同十二年に亙る間の記錄）。新社會。新青年。努力。先驅。星期評論。ボルセビキー。反キリスト教運動。新生命。革命評論等々。（鈴江言一）

中國共產黨　中國共產黨の發生は大正九年五六月頃ロシヤ共產主義極東代表ボクボツフが支那宣傳の命を受け、上海で陳獨秀を得て支那共產黨の代表者としたのに始まり陳は一九二〇年八月先づ中國社會主義青年團を組織した。然るに意見の衝突から一九二一年五月一先づ解散し、其中の共產黨分子だけ一九二一年十一月に新しく團體を造つた。一九二二年には、中國共產黨が組織されたが表面に現れず、黨の事業は青年團によつて行はれた。其後各地に支部を設け、學生及勞働運動に從事したが振はず、よつて一方正式に第三インタナショナルに加入すると共に、一方では國民黨に對する侵蝕運動は進行し、遂次右派を排擊して勞農政府の建設に向つたが餘り露骨過ぎて遂に國民黨と分離するに至つた。中國共產黨の組織は露國代表の下に中國共產黨（C・P）と共產主義青年團（C・Y）とがあり、各々中央執行委員會を設け、其下に省黨部、縣支部、市支部があり、其下に小組即ち細胞を設けて居た。又支那全國を三區に分ち、北方局は北京に、中央局は上海に、南方局は廣東に設け、各々一名の長を置いた。共產黨と共產主義青年團は相並立し、兩者の關係は種々と變化したが、大體に於て青年團は共產黨の指導を受けて活動して來た。共產黨及青年團の中央執行委員會には組織部、宣傳部、工人部、農民部、青年部等がある。共產黨は始め國民黨內に侵入して各部に細胞を造り、共產黨の決議を以て國民黨を動かして指導的地位に立ち、又農民、勞働者及學生運動を擔任して民衆を殆んど其手に收め、又軍隊內に入り込んで一部の軍隊を共產化した。當時共產黨の採つた革命方針は、先づ國民黨左派と共に民主主義革命を實行し、次で共產主義革命に移らんとするものであつた。然るに國民黨と分裂した後の共產黨は著しく變化を來した。共產黨は國民黨の假面を被つて黨勢を擴張したために、國民黨との分裂前には黨員四五萬を算するに至つた。その大部は新入黨員であつたためこれを秘密組織に移すのに餘程骨折つた。一方では國民黨は勞働組合、學生會、國民黨部及び軍隊から努めて共產黨員を驅逐せんとしたが、共產黨員は成るべく此等の內部に殘留するに努め、實際少からざる黨員が秘密裡に殘つて居るやうに思はれる。彼等は國民黨左派と合して右派を驅逐し漸次國民黨を左傾せしめんとして居る。其中心勢力は無產智識階級と、自覺したる一部の勞働者であつて、革命の方式は依然漸進的である。一方國民黨と別れた左派は主として農村革命に從事し、國民黨及其他一部の既成勢力及び資產階級を覆滅して一擧に共產革命を實行せんとして居る。其のためには民衆の大部を占むる農民を動すことを必要とし、土地革命を標榜して到る處に農民暴動を企て、逐次其波動を大にして全國的大變亂を計畫して居る。土地革命は初めは大中地主の土地沒收を企てて居たが、最近では凡ての地主の打倒を試み、漸次に最下層階級を地盤とするに到り、又一方では各地の土匪と結合して居る。農民運動の中心地は湖南と廣東であつて、其他中南支那一帶に擴がつて居る。革命の方式も一擧に共產革命に邁まんとするやうである。之の共產黨左右派の運動は今日では全く別個のものとして行はれて居るが、全く秘密結社に立歸つて居るために、其行動を知ることは容易でない。　參考書　雜誌叢書及中國青年。中國共產黨大會宣言。日本讀書協會會報、支那最近の農民運動。長野朗、支那の社會運動。（長野朗）

中國國民黨　中國國民黨の前身は明治三十八年に發會式を擧げた中國同盟會である。中國同盟會は民國革命と共に秘密結社から表面に現はれて國民黨となつた。國民黨は三民主義と五權憲法を綱領とし、地權平均論を唱へた。然るに民國革命後の國民黨は舊約法を提げ、議會に據り政權を獲得せんとして鬪つたが、北方派武力のため全く壓鬪され、且つ內部にも分裂が起り、黨員の多くは軍閥官僚に墮して內容空虛となり、僅かに孫文一派により命脈を保つて來たが、大正十二年に至つて覺醒し、初めて革命的本質に立ち歸つて主義を宣傳するに至つた。其間同盟會となり、組織してから三十年、其後に中國國民黨となり、最後に中國國民黨となつた。次で中國共產黨員を收容したために生氣を帶び、組織及び革命の方法を改へられ、全く面目を一新するに至り、十二年の春、中國國民黨章程が造られ、委員制度か登記をやり直し、今は獨に黨員を加入せしめない方針を採り、且つ每年資格檢查を實行することとして居る。黨と政府との關係は常に問題になつて居て、黨部では黨の勢力を增大して之を政府の上に置かんとして居るが、一方では黨の權限を縮小せんとして居る。もし將來黨の勢力が絕對に强くなつた場合には黨專制政治が出現するだらうが、之に反抗するものは軍閥勢力を中心とした既成勢力であつて、殊に地方に於て反抗の氣勢は大である。黨の主義及び黨の前途がどうなるか全く斷定がつかない。　參考書　長野朗、支那の社會運動。日本讀書協會會報、北伐の二年間。（長野朗）

中國社會運動　近代支那に於ける各種の社會運動は孰れも支那に特殊な社會事情の爲めに最近まで存續して來た封建的情態の打破を目標として勃興したものであるが、支那の社會進化の段階が著しく爾餘の諸外國のそれと隔絕して居り、加ふるに外國資本主義の壓力の不自然に急激な流入の爲めに、支那が半植民地狀態に置かれることとなつた事實などからして、必然に二つの相異る方向を執るに至つた。簡單に云へば一方に封建軍閥の羈絆から脫して自由な

る資本主義的發達を遂げ樣とする商民の自由主義的民主運動があり、他方に支那の外國資本に依る植民地的束縛を振り離すと同時に國內プルジョアジー（軍閥・官僚・土豪・劣紳・買辦階級）をも打倒して一躍勞農の爲めの社會革命を達成しやうとする大衆運動があつた。各地總商會（商業會議所）並に全國商會聯合會等の反軍閥運動はその前者に屬し、勞働運動、農民運動、學生運動その他の民衆的運動はその後者に屬する。之を政治的に云へば國民革命の陣營內に於ける中國國民黨と中國共產黨の對立は同じく社會運動に於ける右の二の潮流をそれぞれ代表するものであつたと云へるのである。先づ國內の各地に割據して釐金その他各種の地方稅を恣に流通する商品に課してゐた大小の地方軍閥が、支那の社會經濟の進展を阻碍し商業階級の自然的發達を妨げた事は爭ふべからざる明白な事實であるが、之に對して次第に內的の實力を備へて來た商業階級が何時までも默止してゐない事も又極めて見易い所である。此氣勢は先一九二四年北京に開會された國際關稅會議に臨む支那側の豫備會議に於て商民側からの釐金全廢要求となつて現れた。商民階級は全國に亙つて年額六七千萬元の巨額に上る釐金並に類似の通過稅を廢止し地方軍閥の財源を涸渴せしめ樣と試みた。此の要求は事實上商民階級を代表する北京政府に依つて容れられぬ道理が無く、且つ外國資本階級の利益とも一致するものであつたから、容易に關稅會議を通過するに至つた。併し乍ら之が實行に移されたのは曲りなりにも全國的に商民革命（即ち國民革命）の完成した直後の一九二九年二月、新輸入稅率表が實施されるに至つた時に於てである。その他商民階級は上海總商會その他各地の總商會を中心とする財政公開運動、一步進んで財政監督運動、軍閥の兵力的押取に對抗する自衞手段としての商民自衞團その他の組織運動、軍閥所有軍隊の裁兵運動が後から後から現れた。此等は孰れも封建的軍閥の桎梏に對する新興資本階級のブルジョア革命的方向への進出を具現するものであつた。而して此の風潮に乘るものが即ち中國國民黨であつた。他方支那の半植民地的特殊情勢を利用する無產革命的方向への道を辿つた今一つの社會運動の動向は最初は先づ、他の諸國に於てもそうである樣にインテリゲンチヤの啓蒙運動にその端を發し、「新青年」に據つた陳獨秀、李大釗等を始め後にプルジョア陣營に走つた蔡元培、胡適等の北京國立大學の教授連がその先驅者となつた。此運動は必然に學生群の間に急速に浸潤し、北京を始め上海その他全國各地に學生軍その他極めて戰鬪的な各種の學生團體が組織された。別に清末以來社會民主主義を標榜して中國社會黨を組織し、公稱黨員數五十萬と號する程度の相當に多數な黨員を集めた江亢虎の一派が在つたが、袁世凱の彈壓を被つたのと黨員の大部分が宣統帝の復辟問題に關聯して社會的に葬られたのとで自然解體の運命に會せざるを得なかつた。無產階級革命の方向を執る社會運動が眞に活潑な進出を見せるに至つたのは陳獨秀が上海に於てコミンテルンの代表者と握手し、中國共產黨の組織を完成して工業勞働者の層に手を伸し始めた頃に始まる。その最初に力瘤を入れた京漢鐵路從業員の同盟罷業は慘敗に終つたが、廣東に於て孫文とボローデインの提携が成立した時から上海地方に於ては又外國資本主義の利益と結託した上海總工會の活躍は目覺ましきものがあり、五卅事件後のストライキ等に於ては殆んど總ストライキ樣の成功を收めた。此の上海ストライキにしても、之と殆んど同時に起つた香港廣東のストライキにしても、無產革命を目指す戰鬪的勞働組合の戰術は支那の半植民地的狀態を巧に利用して外國帝國主義打倒のスローガンの下に全國民を熱狂的民族運動の方向に導き常に豫期以上の効果を收めてゐる。支那の經濟的發達段階が極めて幼稚であつたにも拘らず中國共產黨の事業が相當重大な點まで伸び得た一半の原因は、實に此の外國の資本主義的侵略に對する鬪爭を自派の鬪爭の中に吸收せしめ、之に依つて國民の支援を贏ち得る戰術に成功した點に求むべきである。更に此の運動は貧困なる農民大衆の層に入り込む事に依つて一層その勢力と可能性とを增して來た（此等の點に就いては別項「支那の排外運動」中國農民運動を參照）。此處に點檢を要するのは孫文に依る中國國民黨と中國共產黨との聯合政策實現の性質であるが、之は殘存せる封建的諸勢力に對する中國プルジョア階級とプロレタリア階級との利害が或る一點に到達するまでは全く一致してゐたと云ふ事實に依つて容易に說明が出來る。此處にも又支那の半植民地的特殊情勢がその素地となるのである。併しながら右の「或る一點」に到達するに至つては兩者の利害は此處に劃然と表面に現れざるを得ない。つまり或る點まで封建勢力並に外國資本主義の打倒に成功した以上、支那プルジョアジーの利益は到底プロレタリアートの必要以上の進出を容認出來なくなるのである。プロレタリアートの側に於ても又同樣である。さればこそ前者の代表者である蔣介石の上海總工會に對する白色テロリズム（一九二七年四月）となり、中國共產黨の決死的抗爭となつたのである。最近に於ける事態の推移は現在の支那にプルジョア革命の可能性が比較的多かつた事を示してゐる。之は又外國資本主義の利益とも或る程度まで一致した。南京を中心とする政權は稍安定せんとしてゐる。

參考書 甘乃光、國民黨的階級基礎。鄧澤若、請看今日之蔣介石。長野朗、支那は動く。支那を見よ。同上、支那の社會運動。彭湃、反帝運動的危機。（福岡誠一）

中國社會黨 一九一二年一月一日民國革命は成就し臨時共和政府は南京に樹立された。かくてその革命の原動力なりし孫文等の秘密結社、中國同盟會は公然の政黨となつた。これよりさき中國同盟會內の知識階級の一部に社會主義的學說が唱道され、それ等の一派は、遺日留學生たりし吳稚暉、張繼等を中心に一九一一年上海に社會主義同志會を組織した。一九一二年、これを中國社會黨と改稱し創立大會を開き、孫文を名譽黨首に推戴し、江亢虎、張繼がその幹部に選任された。創立大會

の決定せる綱領は左の如し。（一）共和贊同（二）人種平等（三）法律改良、人格尊重（四）世襲財產制の破除（五）公共機關による教育の促進（六）直接生產事業の振興と勞働者保護（七）單一地租稅の徵收以外の一切の租稅の廢止（八）軍備制限。黨は宣傳を主とし、實質に於いて中國同盟會の別動隊としてその教育運動を擔任する以外のものではなかつたけれども、民國革命の氣運に乘じその擴張發展は著しきものがあつた。即ち一九一三年の第二回大會迄に黨員九十万餘を數へ、支部數四百を超えた。しかれども、黨中に間もなく急進派と穩和派の對立を生じ、前者は沙堊に指導されて、純粹の社會主義綱領の採用を主張し、後者は江亢虎を首領とし、社會政策の實現を以つて當面の方針とすべしと主張した。一九一三年の北京に於ける第二回大會に於いて、兩派の對立は激化し、遂に沙堊以下の急進派は分裂脫黨した。一九一三年末、袁世凱は中國同盟會派一掃のクーデターを行ひ、その一尖端は當然に中國社會黨に差し向けられた。北京支部長陳翼德以下の幹部は斬に處せられ、江亢虎は身を以つて米國に亡命す。かくて中國社會黨は瓦壞した。江亢虎は歐洲諸國及びサヴエート露西亞を視察して歸國し、一九二四年、中國社會黨の再建宣言書を發表し、一九二五年、これを中國新社會民主黨と稱し北京に本部を、上海に支部を設置し、黨立南方大學を創立して教育宣傳運動を開始した。しかし黨の政策とする所は、社會政策を一步も出でず、黨首江亢虎自身が段祺瑞政府の善後會議員の選任を受諾するほどであつたので、黨勢は昔日のやうに振はなかつた。後、江亢虎は清朝復辟運動に參畫せることが暴露され、黨も同時に瓦壞した。（田所輝明）

中國同盟會 清朝の末期に秘政百出、國威失墜し、南支一帶には排滿興漢の革命の氣が興り、その先頭をきつたものは孫文の主宰する廣東の「興中會」（一八九二年結社）なる革命秘密結社であつた。其後湖南の黃興一派の「華興會」、浙江の「光復會」等各地に結社が興つたが、各個立し小規模のもので目的達成に至らず、先輩の士は日本に亡命する狀態であつた。一九〇五年適々亡命中の孫文と黃興は日本留學生團の首領株張繼及び所謂支那浪人組の頭山、犬養、寺尾氏等の幹旋によつて合同なりここに「中國同盟會」なる秘密結社が結成され、次で光復會も參加し、漸次革命運動の基礎が固まり、同盟會の活動によつて革命運動が急轉することとなつた。その當時の會の綱領は（一）現今の惡劣政府を顚覆す。（二）共和政體を建設す。（三）世界眞正の平和を維持す。（四）土地國有を主張す。（五）中日兩國の國民的聯合を主張す。（六）世界列國の中國革新事業に對する贊成を要索す。之等を一、驅除韃虜、二、恢復中華、三、建立中國、四、平均地權の四の標語に要約し宣傳した。この同盟會の成立によつて十七省數百人の同志を得、內部組織は外交、內政、軍事、連絡、言論、暗殺の五部一團であつて本部を東京に、支部を支那各地及び南洋各地に設けられ、江亢虎は身を以つて米國に亡命す。かくて中國社會黨は瓦壞した。江亢虎は歐洲諸國及びサヴエート露西亞を視察して歸國し、一九二四年、中國社會黨の再建宣言書を發表し、一九二五年、これを中國新社會民主黨と稱し北京に本部を、上海に支部を設置し、黨立南方大學を創立して教育宣傳運動を開始した。しかし黨の政策とする所は、社會政策を一步も出でず、黨首江亢虎自身が段祺瑞政府の善後會議員の選任を受諾するほどであつたので、黨勢は昔日のやうに振はなかつた。後、江亢虎は清朝復辟運動に參畫せることが暴露され、黨も同時に瓦壞した。（田所輝明）

中國同盟會 清朝の末期に秘政百出、國威失墜し、南支一帶には排滿興漢の革命の氣が興り、その先頭をきつたものは孫文の主宰する廣東の「興中會」（一八九二年結社）なる革命秘密結社であつた。其後湖南の黃興一派の「華興會」、浙江の「光復會」等各地に結社が興つたが、各個立し

小規模のもので目的達成に至らず、先輩の士は日本に亡命する狀態であつた。一九〇五年適々亡命中の孫文と黃興は日本留學生團の首領株張繼及び所謂支那浪人組の頭山、犬養、寺尾氏等の幹旋によつて合同なりここに「中國同盟會」なる秘密結社が結成され、次で光復會も參加し、漸次革命運動の基礎が固まり、同盟會の活動によつて革命運動が急轉することとなつた。その當時の會の綱領は（一）現今の惡劣政府を顚覆す。（二）共和政體を建設す。（三）世界眞正の平和を維持す。（四）土地國有を主張す。（五）中日兩國の國民的聯合を主張す。（六）世界列國の中國革新事業に對する贊成を要索す。之等を一、驅除韃虜、二、恢復中華、三、建立中國、四、平均地權の四の標語に要約し宣傳した。この同盟會の成立によつて十七省數百人の同志を得、內部組織は外交、內政、軍事、連絡、言論、暗殺の五部一團であつて本部を東京に、支部を支那各地及び南洋各地に設けられ、江亢虎は身を以つて米國に亡命す。かくて中國社會黨は瓦壞した。江亢虎は歐洲諸國及びサヴエート露西亞を視察して歸國し、一九二四年、中國社會黨の再建宣言書を發表し、一九二五年、これを中國新社會民主黨と稱し北京に本部を、上海に支部を設置し、黨立南方大學を創立して教育宣傳運動を開始した。しかし黨の政策とする所は、社會政策を一步も出でず、黨首江亢虎自身が段祺瑞政府の善後會議員の選任を受諾するほどであつたので、黨勢は昔日のやうに振はなかつた。後、江亢虎は清朝復辟運動に參畫せることが暴露され、黨も同時に瓦壞した。（田所輝明）

中國同盟會 清朝の末期に秘政百出、國威失墜し、南支一帶には排滿興漢の革命の氣が興り、その先頭をきつたものは孫文の主宰する廣東の「興中會」（一八九二年結社）なる革命秘密結社であつた。其後湖南の黃興一派の「華興會」、浙江の「光復會」等各地に結社が興つたが、各個立し

育）、王正廷（工商）宋教仁（農林）王寵惠（司法）の四人を出し有力な勢力を持つ樣に見えたが、同盟會中光復會一派の脫黨と同盟會派の政治に冷淡の態度の爲參議院に於ける絕對多數が破れ、袁世凱の壓迫に依る黨內の硬弱の步調の不一致等は革命黨としての同盟會の勢力を失墜せしむるに至つた。その後民國創建の爲の外國借款問題を中心として內閣の瓦壞、その上袁世凱の彈壓激しくなり、之が對策として民國二年八月二十五日同盟會は統一共和黨、國民共進會、共和實進會、國民公黨と合同を策し從來の民主主義を國民政策と改正妥協し「中國國民黨」を北京に結成し同黨は今日の國民黨となつた。（後藤貞治）

中國農民運動 支那に於ける近代的農民運動の極く初期の現れは、遠く彼の洪秀全の太平天國の亂の時代に求める事が出來る。當時江南一帶の地を風靡したこの一派に依つて大地主の所有地は比較的小さく分割されて、耕作農民の間に配分された。この土地所有の調節は最近に至る迄も存續してゐる位である。或る意味に於て太平天國の亂が假令一時的であつたとは云へ、かくの如く容易な成功を收めたのは、それが斯く農民の間に支援を得る理由を有したからであつた。此の事は又同じく最近の國民革命運動に就いても云へる事柄である。國民革命の父孫文は、自らも遠懷してゐる如く、屢くに靴もなき一貧農の子として生れ、幼くして親しく太平天國の亂の盛事を見た。彼が後年志を中國革命の事に潛めるに至つたのも實に此の當時の感銘に根ざしてゐるとさへ云はれてゐる程である。されば孫文は國民革命の中心思想を爲す「三民主義」中に「民生主義」を加へて、その社會主義的意圖を具現した。民生主義の中心思想は地權の平均と資本の節制である。地權の平均は即ち孫文の農業政策を表現するものに外ならぬ。その內容は孫文在世中に舉行された國民黨第一次全國代表大會の宣言に徵へば、「私人の所有する土地は地主に於てその價格を評價して政府に報告せしめ、國家はその價格に從つて徵稅し、

育）、王正廷（工商）宋教仁（農林）王寵惠（司法）の四人を出し有力な勢力を持つ樣に見えたが、同盟會中光復會一派の脫黨と同盟會派の政治に冷淡の態度の爲參議院に於ける絕對多數が破れ、袁世凱の壓迫に依る黨內の硬弱の步調の不一致等は革命黨としての同盟會の勢力を失墜せしむるに至つた。その後民國創建の爲の外國借款問題を中心として內閣の瓦壞、その上袁世凱の彈壓激しくなり、之が對策として民國二年八月二十五日同盟會は統一共和黨、國民共進會、共和實進會、國民公黨と合同を策し從來の民主主義を國民政策と改正妥協し「中國國民黨」を北京に結成し同黨は今日の國民黨となつた。（後藤貞治）

中國農民運動 支那に於ける近代的農民運動の極く初期の現れは、遠く彼の洪秀全の太平天國の亂の時代に求める事が出來る。當時江南一帶の地を風靡したこの一派に依つて大地主の所有地は比較的小さく分割されて、耕作農民の間に配分された。この土地所有の調節は最近に至る迄も存續してゐる位である。或る意味に於て太平天國の亂が假令一時的であつたとは云へ、かくの如く容易な成功を收めたのは、それが斯く農民の間に支援を得る理由を有したからであつた。此の事は又同じく最近の國民革命運動に就いても云へる事柄である。國民革命の父孫文は、自らも遠懷してゐる如く、屢くに靴もなき一貧農の子として生れ、幼くして親しく太平天國の亂の盛事を見た。彼が後年志を中國革命の事に潛めるに至つたのも實に此の當時の感銘に根ざしてゐるとさへ云はれてゐる程である。されば孫文は國民革命の中心思想を爲す「三民主義」中に「民生主義」を加へて、その社會主義的意圖を具現した。民生主義の中心思想は地權の平均と資本の節制である。地權の平均は即ち孫文の農業政策を表現するものに外ならぬ。その內容は孫文在世中に舉行された國民黨第一次全國代表大會の宣言に徵へば、「私人の所有する土地は地主に於てその價格を評價して政府に報告せしめ、國家はその價格に從つて徵稅し、

或は必要の場合には（註）報告書の少部数を見、廃業後なほ引続き営業に来たる者に対する農民運動の少部数の組織

た中華全國總工會の此の華々しい發展、目覺しい活動も、大會終了後僅に三週間を出でずして忽ち其の合法性を全國に喪失し、同時に廣大な組織を表面から手離した。元來國民黨は革命的ナショナル・ブルジョアジーの立場に於て勞働運動には自由な態度を持し、暫行刑律の如きも一九二二年に廢止したのみならず、それが對外的である場合には勞働者の鬪爭を積極的に支持援助した。特に一九二四年の改組なるに及んで、それは完全な協同者として現はれた。かくて國民黨は一九二五年には工會法を實施し、第二回全國大會では最も革命的な勞働運動決議案を議定した。然し、勞働者の異常なる發展と共に階級利益の根本的矛盾が擴大し、昨日の聯合者が今日の敵として對立するに至つて黨の政策は必然的に一變した。かくて白色テラー、清黨、組合の改組が相繼いで行はれた。そして國民黨は改めて彼れが全被壓迫民衆の利益の代表者として勞働者の保護を宣言し、此の宣言によつて勞働者をして各地方黨部の指導下に工會又は總工會を組織せしめ、一面、仲裁裁判條令を宣布して爭議の調解をはかり、更らに最短期間内に勞働法を制定することを約束して居る。現に各地勞働者は相變らぬ極端な生活狀況からして自發的經濟鬪爭の全國的風潮をまき起して居る。然し彼れ等の鬪爭は、以上の如き次第で、地方黨部指導員の指導下にのみ待遇改善の要求に鬪爭し得るのであつて、その勤告と一致しない場合は常に犯罪として處分せられて居る。そして各地方國民黨指導員の態度の大體は、一九二八年十月の上海郵便罷工に際し、蔣介石及び中央執行委員會が發した左の如き内容の宣言と一致して居る。「今日勞働者の生活條件は農民や兵士のそれに優ること數等である。勞働者は現狀に忍耐し、政府を援けて國民革命を完成せしめることに自己の希望を達する唯一の良法を發見すべきである……」。要するに現在の勞働運動を指導する二つの流れ、即ち舊總工會派と國民黨の目前の工作を要約するならば、前者は現在依然として「勞農サヴエート」への直接鬪爭を繼續して居るが、一面、全國に亘る最近の自發的な經濟鬪爭風潮の助長に努力し、具體的に目前鬪爭の目標を揭げて、勞働者の生活改善の要求の支援から政治的自由の要求への新しい發展に注意して居る。そして此の間の工作中、國民黨の本體、又その勞働運動の骨子を爲すファシスト政策を徹底的に解剖し、勞働階級の解放は、勞働者が彼れ等の指導下に國民黨の改組なるに及んでのみ達せられることを高調して居る。又後者は「資本節制、地權平均」の民生主義の下に勞働者を統制せんとし「共産黨の排撃、國民革命の支援、あらゆる勞働者の保護法を考慮して居る政府への信賴、黨部の指導に對する從順、之等は中國の獨立と統一と更らに產業の著しい發達を齎すものであつて、勞働者の生活向上は斯してのみ達得られる」と說いて居る。一方、五卅事件前後、一時その活動を認められた組合主義指導者は、逸んで國民黨の政策と合流し、此の間に自己の新しい立場とその發展を勞働大衆中に建設せんとし、現にゼネバ國際勞働會議への參加、アジア勞働會議の開催、最短期間に於ける國民會議の召集等に努力して居る（文學革命、學生運動參照）。勞働組合書記部の機關一九二一年七月創刊の非賣物。勞働組合書記部工人週刊（一九二一年七月創刊の非賣物。勞働組合書記部の機關であつたが、中國工人出版後、全國鐵路總工會の機關に轉ず。終始非賣）。中國工人（全國總工會の機關一九二四年秋より時に週刊的に月刊不定期で武漢政府沒落まで繼續。最近は月刊で復活）。青年工人（CY の勞働運動機關一九二四年末より約二年繼續—非賣）。先驅（一九二二年創刊。中國無產階級運動に於けるCY の機關）。星期評論（一九一九年、陳獨秀等の創刊せるマルクシストの黎明期に於ける機關誌）。勞工週刊（一九二二年上海で創刊、工團聯合會派の機關）。正義日報及勞工週刊（前者は上海で後者は北京で、共に工團聯合會派が五卅事件當時發行せる日刊新聞）。中國勞働周報（一九二六年上海光華書局發行申報五十週年紀念特刊。四十年來の罷工統計を擧ぐ）。第二、三、四回全國勞働大會議事及決議錄。中國共產黨大會各回決議同第六回大會決議錄 Bulletin of Proceeding of the Pan-pacific Trade Union Conference. The Pan-Pacific Monthly. 第一次中國勞働年鑑（一九二九年）。新青年勞働節特刊（一九二〇年五月）。中國勞働運動概史（一九二七年季立三著）。第二、三回全國鐵路總工會決議。二七紀念冊及京漢工人流血記。中華全國總工會編全國勞働統計表。其他、最近八年間の罷工調査（清華學報第三卷）。各地工人。全國總工會省港罷工報告。國民黨各全國大會決議。第四、五回中央執監全體會議議事。嚮導週刊。ボルセビキ。紅旗。中央日報（南京國民政府機關）等。（鈴江言一）

仲裁裁判　「國際裁判」の項を見よ。

中產階級　現代の社會は資本主義社會であつて資本家階級と勞働者級階、又は地主階級と小作人階級の對立する社會だと云はれてゐる。しかしこれは主軸的な社會階級であつて、社會の階級的構成はそれ程に單純ではない。ことにここに問題である中產階級と云はれる社會層がある。尤もこの概念は極めて漠然としてゐる。例へばウエルニツケの定義するところによると、Mittelstand とは普通教育以上の教育を有し、職業は純然たる肉體的機械的勞働のものでなくて、多少とも精神的勞働をなし、又は肉體的機械的勞働を整頓し、指導し、監督し、中位の所得を得、又しばしば中位の資本を有するものである。すなはち大體に於いて一方に於て大所得を有する富裕階級に對立し、他方に無產勞働者に對立するところの多少とも教育を有する層であつて職員、自由職業等を含むと云ふのである。このやうに漠然たる定義では理論的問題の解決に極めて不便であるのみならず、實際的にも捕捉に苦しむ。そこでシユモーレルの如きは所得額二千七百マルク乃至八千マルクまたは十萬マルクの財産を有するものと、機械的なる定義を與へてゐた（一八九七年の小著に於いて）。我國でも實際的には

のやうな機械的定義が採用され易い。例へば大正十一年東京府のなしたる中等階級生計費調査では、家族數二名以上八名以下にして月收六十圓以上二百五十圓以下の家庭に限定されてゐる。中產階級、中流階級、中等階級、中間階級等の我國の用語が、多少づつ重點を異にするも結局に於て同一の社會層を指示しつつあることを見ても、極めて曖昧な性質を有する層であることが明かであろう。しかるにプハリンは Zwischenklassen なる概念によつてかかる社會層を理論的に把握してゐる。彼によるとこの階級は昔の制度の遺物でなくて、社會的に必然的なる存在理由を有し、すなはち命令的階級と被搾取階級との中間に位する階級であると云つてゐる。尙ほ會社企業に現はれたる職員階級の實際問題には現代社會組織にとつて重要なものが多い。**參考書** Schmoller, Was verstehen wir unter Mittelstand? M. Prager, Die Mittelstandsfrage. Wernicke, Kapitalismus und Mittelstandspolitik. Müllelmann, Die moderne Mittelstandsbewegung. J. Pierstorff, Der Mittelstand. Pesl, Mittelstandsfragen (G. d. S. IX. 1.). Lederer u. J. Marschak, Der neue Mittelstand. (G. d. S. IX. 1.).（岸本誠二郎）

中山艦事件　孫文の沒後國民黨内部の左右派暗鬪は激化され遂に民國十四年八月に左派の首領格と目された廖仲愷が暗殺された。その時に黃埔軍官學校長たる蔣介石は學生軍を率ひてクーデターを敢行し、右派の人物を逮捕監禁してから蔣は國民黨にあつても一躍重要なる地位を獲得する事となつたが、其以來その精鋭なる學生軍の武力を背景として十五年一月の全國代表大會に於ては中央執行委員、國民政府委員、政府軍事委員等の名義を占めたが、更らに大會後國民黨の軍部の獨裁權を得んとする野望をもつ樣になつたが爲に一時小康を得てゐた黨内が再び動搖するに至つた。この蔣介石の野心に對しては左右派ともに反感を懷き、甘乃光、陳公博、高語罕等の左派は農民團を利用して將を倒さんとし、當時極左派と目された中山艦長李之龍は三月八日蔣の黃埔不在中に黃埔に廻航し、蔣よりの反革命派鑛艦の體を裝つて警備を宣告し、同時に甘乃光一派の煽動による農民軍は廣東を包圍して一時混亂に陷れしめた。玆に於て蔣介石は九日夜中山艦を抑留して共產派—これに右派も亦附和した—の反蔣陰謀を知り十八日學生軍の一隊を率ひて廣東に來り、汪精衞、譚延闓等國民黨幹部と會議を開き一、露國人を黨及政府より驅逐すること二、共產派を逮捕することを提議したが、特に汪は强硬に反對した爲汪を監禁し第二のクーデターを敢行し、十九日未明から孫文主義學會と共同して露國人俱樂部、總工團本部、海軍局等を包圍し露國人及主要共產黨員を監禁し、共產派の各機關を悉く封鎖した。かくて二十日未明に蔣は更に汪をその自宅に移し、一、政府の名義を以て共產派の陰謀罪狀を宣布すること二、政府の封露惡度を宣明することを迫つたが聽くところとならず、却つて汪は二十三日一切の公職を擲つて廣東を去つて外遊した。以上の樣な經緯で蔣介石の獨裁權獲得の計畫は一頓挫の形であつたが、その後に於て軍官學校にあつて對立せる右派の孫文主義學會と左派の青年軍人聯合會とは共に解散して和會し、第二回全體會議（五月）及び臨時全體會議（七月）に於いて孫文主義學會と左派の青年軍人聯合會とは共に解散して和會し、第二回全體會議（五月）及び臨時全體會議（七月）に於いて共產黨の活動に制限を加へることに成功し、且つ國民革命軍總司令となるに及んで、名實ともに全く國民黨の獨裁者となることが出來た。（後藤貞治）

中山大學　國内と國外の二種ある。前者は昔日の廣東大學の改稱である。此の學校は廣州國民政府成ると共に開設され、ナショナル・ブルジョアジーの革命的教育方針で青年學生を養成し來つたもので、國民黨の歷史とは深い緣故をもつ。元來國民政府は一九二八年末廣東を中山大學、南京（舊東南大學）を中央大學、北平（北京大學）を中華大學と改め、地方を之れ等大學區に分ける豫定であつたが、北京大學學生の猛烈な反對の爲め北京大學のみは、その歷史的名稱を尊重して北平大學院北京大學とし、同時に各省毎に省立中山大學を設けることにした。現に河南の開封、陝西の西安等に省の中山大學が名乘られて居る。又、後者は中國と露西亞との親密な關係の增進を趣旨として一九二五年モスコウで、第一回生を入學せしめた學校であつて、正式の名稱は中國勞働大學。修業期間二年、專ら國民黨員を收容し、共產黨員の爲めには別に東洋勞働者共產大學の中國班が存在して居た。當時の中山大學校長は、反蔣部派の鬪士ラデツクで、中國革命史を自ら講じて居たが、三民主義をマルクシストの立場から遠慮なく批判するので學生中國民黨を棄てる者が少くなかつた。然し一方では共國兩黨の聯合を破壞する恐れあるとして當局から常に注意されて居た。其後共產黨と國民黨の關係が分裂するに及んで、之れを中國共產大學（別名李大釗大學）と改め年限を三年として、前述東洋大學から中國班を移轉せしめた。現在のが即ちそれである。**參考書** タス通信。政治週報。中央日報。（鈴江言一）

抽象性　(Abstract. Abstrakt. Abstrait)　事物、または意識のある部分を殘し、他を除いてそれのみを把へんとすること。ここに抽象と捨象とは同じ作用の兩側面であることを知る。抽象は積極的な作用であり、而もまた或る意味では主觀的な不確實なものである。それは自ら事實的なるものに對應することにより精密に確認される。この具體的なるものへの發展をなす辯證法の最初の段階はこの抽象性である。即ち多くの事物の中に、その無限の聯關の中から特殊的に抽出されたものは、全くそれ自體の存在で、無規定な組織なきもの、事物系列から離れた抽象性である。これが事實として確立するがためには、具體的なる聯關の中に組み入れらるべく辯證法的揚棄をなし、その抽象性を克服して具體性に進展しなければならぬ。この見解とかなり異なるものは、經驗論の云ふ抽象性である。これは雜多

な諸現象の中から一定の普遍妥當的な法則を發見するためには種々な不純物を除き、ここにその事實的現實性を捨ててその屬性なき本質を示すこと、かくて抽象的なるものの中に一定の法則を發見し、またそれが普遍的に妥當するためには、あくまで論理的抽象性を示さねばならぬ。マルクスが聰明なる抽象とはそれである。ここに觀念論と經驗論の抽象性の著しい對立を知ることが出來る。(三枝博音)

中世經濟史 〔總說〕 ここに中世經濟と云ふのは西曆四七六年西ローマ帝國の滅亡から十五、六世紀までのヨーロツパの經濟組織、及び其他の地方のこれに相當する經濟組織を意味する。學者によつては中世時代を以て西ローマ帝國滅亡より、產業革命に至るまでの時代を指稱するものあるも、十五六世紀の交、地理上の發見が行はれてより西歐諸國が植民地獲得に努め重商主義(Merkantilismus)の政策を遂行した時代は著しく中世的色彩を失つてゐる。故に右の如く中世を限定する。扨てこの時代の經濟は二つの特徵的なもの、即ち莊園組織と都市經濟を有つ。莊園はゲルマン諸民族の大移轉後彼等が各地に定住するに至つてより漸次發生し、中世初期を通じて發生したものである。然るに莊園經濟の發達は十世紀頃より必然的に都市を生むに至り、後者は轢て莊園經濟の反對物に轉化し十二、三世紀を通して兩者の鬪爭が行はれ、都市の勢力は益す强く、遂に莊園經濟の沒落を見るに至つた。〔莊園〕 中世初期の生產は殆んど凡て農業であつた。この農業にとつて必要な土地は當時比較的少數の大地主、卽ち王、諸侯、騎士、敎會、僧侶等に依つて所有せられた。彼等はこれを次の如き條件の下で一般農民に分割貸與したのであるが、斯樣な自給自足的組織を莊園と言ふ。(一)貢租 (Abgabe)。農民が彼等の耕作する土地の生產物を領主へ納付するもの。(二)賦役 (Fronnarbeit)。農民は貢租を拂ふ外に、自ら領主のために一週何日かを働かねばならぬ。これは主として領主直屬地 (Gutland) の耕作その他のために捧げられた。(三)この他臨時的賦課に從ふ義務。(四)地主の裁判權に服し裁判官にも貢租を納める義務。(五)雞卵稅、蜜蜂稅、風車稅の納入。(六)中世初期にあつては戰爭の際領主のために戰ふ義務を負ふた。次に新莊園經濟の特徵を摘記すれば (A) 莊園經濟は初期に於ては殆んど凡て農業的であつて、只領主のために働く若干の不自由な工人が存在した位で、社會的分業の見るべきものなし。(B) 一個の莊園が原則として自足自給的な經濟單位をなしてゐたので、この時代には交易は稀れに行はれるに過ぎなかつた。(C) 社會的階級は支配階級たる王、諸侯 (領主)、敎會、僧侶、騎士 (小領主) と被支配階級たる一般農民、卽ち隷農 (農奴)、日傭人、奴隷等とから成つてゐて、これらの差別は極めて固定的なものであつた。隷農は各々先きに擧げたる條件の下で領主の土地の一部を耕作したのである。尙この時代の初期には若干の自由民も存在したが、漸次土地兼併が行はれ彼等も亦隷農となるに至つた。然らば斯る莊園制度發生の原因は何處に求むべきか。吾々はその原因を原始共產體內に發達してゐた生產力に見出す。この發達せる生產力は共產體を破壞して私有と同時に支配被支配の關係を齎した。更に諸種族間の戰爭の結果は征服被征服の關係を生じ、これが又階級の發生に導いた。斯くして生じた階級社會は諸の機緣と連つて (例へばローマ末期の大地主の私有地 (Villa) の名殘りと結合せる如き) 莊園制度にまで發達せるものである。〔都市〕 元來莊園は自給自足であつたけれども時に交易が行はれ、この交易は領主の慾望を徐々に增進させ、又一方莊園內の生產力の發達は、これらの生產主の下に於ける手工業的技術の發達を原始共產體內に發達してゐた生產力に見出す。この發達せる生產力は共產體を破壞して私有と同時に支配被支配の關係を齎した。更に諸種族間の戰爭の結果は征服被征服の關係を生じ、これが又階級の發生に導いた。斯くして生じた階級社會は諸の機緣と連つて (例へばローマ末期の大地主の私有地 (Villa) の名殘りと結合せる如き) 莊園制度にまで發達せるものである。〔都市〕 元來莊園は自給自足であつたけれども時に交易が行はれ、この交易は領主の慾望を徐々に增進させ、又一方莊園內の生產力の發達は、これらの主の下に於ける手工業的技術の發達を原始共產體內に發達してゐた生產力に見出す。この發達せる生產力は共產體を破壞して私有と同時に支配被支配の關係を齎した。更に諸種族間の戰爭の結果は征服被征服の關係を生じ、これが又階級の發生に導いた。斯くして生じた階級社會は諸の機緣と連つて (例へばローマ末期の大地主の私有地 (Villa) の名殘りと結合せる如き) 莊園制度にまで發達せるものである。〔都市〕 元來莊園は自給自足であつたけれども時に交易が行はれ、この交易は領主の慾望を徐々に增進させ、又一方莊園內の生產力の發達は、これらの主の下に於ける手工業的技術の發達は、これらの慾望を滿足させるための交易を可能ならしめた。交易のためには定期的に催される市場を生じ、これらは多く交通便利な地、領主、敎會、寺院の所在地等に催された。これらの市場は漸次領主の庇護の下に發達して、後に都市となつた。斯くして早きは九世紀頃より、一般には十世紀以後、都市は各地に發生し、十二、三世紀を通して發達し、領主と戰つて自主權を獲得し、十四、五世紀に全盛を極めた。(〔都市〕の項參照)。莊園制度の崩壞。莊園經濟は農業的生產力の發達と領主の下に於ける手工業的技術の發達とに伴つて必然的に自らの胎內へ都市を孕み、更にこれを育生したが、この都市は生產力の發展に對應して驅て莊園經濟の反對物に轉化し、莊園經濟と鬪爭し、遂にこれを崩壞に至らしめて資本主義經濟を招來し、それと同時に都市自身も亦中世的色彩を失うに至る。殊に十五世紀の頃の生產力に對應する都市經濟はその市場範圍の擴大を求め、同世紀末の地理的諸發見となり、その結果は資本の原始的蓄積を急速度に進め商業資本主義、高利貸資本主義の出現となりこれらは莊園經濟を益す破壞した。一方ヨーロツパを襲つた黑死病による農奴生產力の減退も莊園經濟崩壞の機緣となり、斯くして愈よその地位危殆に瀕せる莊園地主は農民を一層搾取し壓迫したので、ここに所謂、農民戰爭各地に起り、その結果莊園經濟は一層衰亡するに至つた。**參考書** 石濱知行、經濟史概論。唯物史觀經濟史 (改造社發行經濟學全集)。各國經濟史 (同)。L. Brentano, Die Byzantinische Volkswirtschaft, Schm. gb, 1917. im Handwörterbuch d. St.-W. Artikel: Agrargeschichte Mittelalter Wucher, Zunft. Ioanna Sterregg, Deutsche Wirtschaftsgeschichte. K. Lamprecht, Deutschos Wirtschaftsleben im Mittelalter. M. Kowalewsky, Die ökonomische Entwicklung Europas. R. Kötschke, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters. G. Brodnitz, Englische Wirtschaftsgeschichte. M. Weber, Wirtschaftsgeschichte. Ashley, Economic History. (楢崎輝)

中世政治史 羅馬時代は概してこれを云へば、集中主義、統一政策の行はれたのに對し、中世に於てはその正反對に分立主義、封建主義が一般に行はれた。卽ち中世に於ける社會の單位は種族團體乃至は民族團體であつて、各自

の存立の爲めに相抗爭するをこれ事としてをつたと云ふことができる。殊に三七五年蒙古民族の一派たるフン族がボルガ河を渡つて西にあるゲルマン民族を壓してより以來、北部ヨーロツパ及び中部ヨーロツパ一帶にかけて各民族の大遷移が開始され、ここにヨーロツパの民族地圖の上に大異動を生ずることとなつた。中世に於ける政治組織の特色として第一に擧ぐべきは、封建制度である。これは要するに土地を受領してその報酬として兵役の義務に服する慣行にその源を發したものと見ることが出來る。古代に於いては戰士は殆んどすべて步兵であり且つ素人であつた。然るに中世に入つてからはフン族その他の來寇によつて騎兵の優れたることを知り、且つ武器の進步と共にこれの使用に修練を要し、遂に戰士專門家の必要を悟るに至つたが、その戰士を養ふに多額の費用を要したところから、フランク國のメロウインガ朝の如きは、寺院に一旦寄進せし土地を回收して、これを戰士に分ち與へ、その任務に服せしめたこともあつた。かかる例に做つて戰爭の爲めに土地を失つたものが、地方の地主に賴んで土地を借り受け、その代りに事ある場合に出陣して地主の財產を守り、又は外征に陪從するといふ風習が行はれるようになつた。又カロロ大帝の歿後の混亂以來、半獨立の狀態になつた地方の代官は自己の領地の保安の爲めに、その土地を貸し與へて、自己の爲めに兵役に服する者を募り、漸次その勢力を張る者も多くなつたが、かくして生じたる主從の關係は子孫までも代代相繼がれた。又中には混亂の時代に微力なる小地主などは到底自己の地位を保つて行くことができないので、勢力ある人に自己の所有地を獻じてその家來となり、改めてその獻じたる土地を知行として受けることによつて、その保護の下に立たんとする者も出て來た。かくの如き風習が一般の慣行となり、大諸侯は國王よりその領地に封ぜられ、自らは其下に小諸侯を扶持し、小諸侯は又その下に武士を抱へることとなつた。斯くして中世に於いては各地にこの上下の主從關係の嚴然たる封建制度が完成し、家來は君主の爲めに身命を捧げる代りに、平常はその生活の安全を保護されたのである。しかし、各君主は夫々相對峙して事每に爭つてゐては到底その大なる勢力を確立することは出來ず、加之領地內の小諸侯の擡頭に對する警戒も必要となつてくる。そこでむしろ進んで堅固なる中央集權的大國家を建てて君主權の鞏固確立を計らんとする計畫を樹つるに至るはもとより自然の勢であつて、中世の末期には諸君侯の間にすでにその氣運の動きも見ることができた。まして社會生活の進展につれて金力經濟、信用經濟の發達を見るに至つて、狹き範圍に圍まれたる封建制度はもはや不便を感じられ出したことに因り、漸く封建制度もその存在が危くなり、遂に崩壞の已むなきに立ち至ることとなつた。かくてイタリアはじめヨーロツパ各地に商業都市が發達し、就中イタリアの諸都市の如きは隆盛大いに見るべきものがあり、遂に一時は西ヨーロツパの金權を握ることとなつた。元來これらの都市は富裕でもあり、諸侯との利害も異にして居るので、各國の君主はこれを保護し、むしろその發達を奬勵して、君權の鞏固の手段に利用した。しかし都市はその富裕を加ふるに從つて、金力を以つて漸次各種の權力を買收したり、殊に領主に獻金してその代償として自治權を得たり、更に進んでは自ら傭兵を置いてその權力の保持につとめ、或は擴張を計つたりして、愈よその實勢力を强固にした。都市の自治制は實に都市自衞の必要上要求し獲得せるもので、又ゲルマンのハンザ同盟、ライン同盟、スワビア同盟の如きも皆かかる必要により成つたものである。何れも數十の都市を連ね、その勢力は君侯も亦これを憚つたほどである。第三の特色は宗敎權力の政治壓服である。卽ち羅馬法王の權力は君公侯伯の上にあり、實に絕大なる勢力を振つたものであるが、權力に腐敗の伴ふの事實は、宗敎家のみをひとり例外としない。やがて宗敎改革の擧となり、近世に一大變革の發端を導くこととなつた。(川原次吉郎)

中世政治思想 (Political thoughts in middle ages. Die politische Theorien des Mittelalters. Les idées politiques au moyen âge) 中世思想はアウグスティーヌスの神の國と共に生れ、共に死すとも云へよう。昇天せると地上にあるとを問はず基督を信ずる善人は一個の社會たる神の國を成し、罪ある者は惡に惡を報ゆる俗權の支配に由つて地上の國を形成し、前者の勝利が神の意思であると考へた。然しゲルマン民族の侵入はかかる哲學的思索に代ふるに幼稚な迷信を以てし、五世紀から八世紀迄は全くの暗黑時代であつた。九世紀の始年カロロ大帝が神聖羅馬帝國を起すに至り大きな變化が來た。其一は地上の帝國が玆に實現され、中世政治思想に唯一の材料を提供した事である。

âge. Gumplowicz, Geschichte der Staatstheorien Hearnshaw, The Social and Political Ideals of Some Great Mediaeval Thinkers. Janet, Histoire de la Science politique et morale, tom. I. Géttel, History of Political Thought. Lichtenberger, Development of Social Theory. (松平齊光)

中世哲學 希臘—羅馬哲學の終末から獨逸神秘論に至るまでの時代の哲學を總稱して中世哲學と云ふ。その一般的問題は基督教が如何に希臘思想を取り入れ、その教義を組織するかにあつた。普通に教父哲學とスコラ哲學とに分たれる。(甲) 教父哲學、(ニカイア會議(三二五年)以前) (イ) 護教家。羅馬帝の有司の迫害及び異教的哲學者の攻撃に對して基督教を辯護せしものの。その代表者ユスティーヌスによれば、眞理は基督以前のものであつても基督教的と稱すべきである。基督はロゴスであつて、眞理は皆ロゴスの開示に外ならぬからである。故に基督教が唯一の眞哲學であると。かくて、基督教の希臘化の第一歩が始められた。(ロ) グノスティケル。信仰を信仰に止めずして知識(グノシス)たらしめんとする一派である。之に對しては、テルトゥリアーヌスはその希臘的主知主義に反對し、基督教が希臘的ロゴスに背いてゐることが却つてその眞なる所以であるとして「不條理なるが故に我信ず」と云つた。(ハ) アレクサンドリヤ學派。グノスティケルに反してで教會の信仰を基礎として基督教哲學を組織せんとした。その代表者オリゲネスによれば、神は見ての國民に向つてロゴスにより自らを開示したが、完全に開示したのは基督に於てである。(ニカイア會議(三二五年)以後) 教會の信仰は神が基督によつて人間を救ふと教へる。神、基督、人間は如何なる關係を有するかが教義上の大問題となつてニカイア會議、その他が問かれ、教會の正統的教義が決定された。即ち三位一體說、神人說、贖罪及び神恩說である。アウグスティーヌスはこのうち第三の說を承認に求めたりしたのである。皇帝派の雄は Theoderic of Verdeen; Waltram of Naumburg; (十一世紀) Bartolus (十二世紀) William of Occam, Dante (十三世紀十四世紀) 等である。終るに十三世紀末から皇帝權はますます衰へ近世的國民國家の王權が勃興して來た。ボニファス八世と爭つた佛王フイリップ四世はその適例である。彼等は法皇權に對抗すると共に皇帝の宗主權にも對抗せねばならなかつた。前者の爲には從來の帝權論の口吻を變ずる必要があつたが、後者の爲には俗界の統治は精神界の如く一元的に行かぬ事及び王權がキリストよりも古き權利なる事を發明した。William of Occam; Jean de Paris; Dubois; Marsiglio of Padua; John of Jandun; Michael of Cesena はその開祖であつた。之に由つて今迄世界國の統治權のみに限られた政論が一段階下つて、その部分たる王權の問題となつた。中世的の一元思想はすでに皇帝派の二元論と爭つて終に破れ、今又二元論に代つて多元論が現はれて來たのである。スコラ哲學に於てもこの時代に實在論は破れて個物のみを有價値に見る名目論に地位を讓り、破局に瀕してゐたのである。この多元的思想は二つの重要な現象として現はれた。その一は教會分離に由つて發生せざるを得なくされた宗教會議主義である。Gerson; Nicholas Cusanus 等はこれを成就し、法皇の主權は終焉を告げんとした。他はローマ教會非者を否定する宗教改革の運動である。ウイクリフスとフスは已に焉に火刑を蒙つた。而してルーテルの情熱が成果を收めた時に中世の神の國は遂に破碎されて了つたのである。參考書 Bryce, Holy Roman Empire, 1904. Carlyle, History of Mediaeval Political Theory, 4 vols. Coker, Readings in Political Philosophy. De Wulf, Philosophy and Civilization in the Middle Ages. Dunning, Political Theories Ancient and mediaeval. Figgis, The Divine Right of Kings. Figgis, From Gerson to Grotius. Frank, Réformateurs et Publicistes, moyen

チユルゴー (Turgot, Anne Robert Jacques 1727—1781) 一七二七年五月パリに生れ、初めコレッジュ・ルイ・ル・グランに學び後にサン・シュルピスの神學校に學び一七四九年ソルボンヌの方丈に舉げらる。ギリシア、ラテン、(フランス、ドイツ、イタリーの諸國語に精通し、ヒューム (Hume) 及びタッカー (Tucker) の經濟書を翻譯した。一七四九年 Ablé de Cice においてなした抵幣に關する講演は、彼が經濟問題を論じた最初のものである。一七五一年侍從を棄て、翌一七五二年檢事總長となり、次いで議會に入り、五三年メートル・ド・ルクエートとなる。五六年よりアンシクロペディー Expansibilité, Foires, Fondation の三篇を寄せたが、後の二項は經濟に關したもので、殊に Fondation においては、自由と自助とは自我を實現するを以て、社會を歷史に發達せしめる要件であるとする。この自由を尊重する思想は、フイジオクラットの思想的支柱を爲すものであることは言ふまでもない。一七五七年公務を帶びてグールネー (Gourney) を伴つて國內を視察し、產業、商業に對して適度の國家の干涉の必要を見聞する。一七五九年、グールネーの死去に際して一七六四年に Eloge de M. de Gourney の一篇を草したが、これはグールネーに關する唯一の記錄であり、且つ彼の自由放任論の主張を窺ひ知ることが出來る。一七六一年にリモージュの總督となり、稅制を改め、又該地方の飢饉に際しても方策宜しきを得、更らに農工業の開發發展に努めた。一七七四年海軍大臣となりルイ十六世 (Louis XVI) の政治に參與し、續いて大藏大臣となり、當時紊亂の極に達したフランス政府の財局の救濟に當る。(一) 財政の破綻を來さざること (Point de banqueroute) (二) 租稅を增加せざること (Point d'augmentation d'impôts. (三) 國債を起さざること (Point d'emprunts) の三大根本主義を以てしたが、讒者における反對多くして遂に一七七六年五月十二日に罷職した。その後倍生を文學と科學の研究に委

スティヌスの發展の思想を傳來つて、一切事物は上下の關係に於ける思想をとつて教會の唯一の權威とする必要が起つた。かくてトーマス・アクイナスはアリストテレスの哲學が移入され自由思想の勃興しきたり、怡もアリストテレスの哲學を抑壓するため、彼が神をもつて自然の根元であるとする名目論とを以て普遍は個物に先だつて實在するといふ實在論と、之に對して普遍は個物の後に在る名目論との間に論爭が行はれた。教會は先づ後者を異端として斥け、アラビヤ人の仲介と理性の一致、神と自然の一致を旨ぶ傾向が盛んになつたとき、怡もアリストテレスの哲學を採用した。十二、三世紀に至つて信仰と理性との一致、神と自然の一致を旨ぶ傾向が盛んになつたとき、怡もアリストテレスの哲學が移入され自由思想の勃興しきたるローマ法の中に見出した。Bartalus; Baldus は中世の皇帝をローマ皇帝と同一視し、法の唯一の源泉を皇帝の意思に求め、或は帝權の源泉を人民の承認に求めたりしたのである。皇帝派の雄は Theoderic of Verdeen; Waltram of Naumburg; (十一世紀) Bartolus (十二世紀) William of Occam, Dante (十三世紀十四世紀) 等である。終るに十三世紀末から皇帝權はますます衰へ近世的國民國家の王權が勃興して來た。ボニファス八世と爭つた佛王フイリップ四世はその適例である。彼等は法皇權に對抗すると共に皇帝の宗主權にも對抗せねばならなかつた。前者の爲には從來の帝權論の口吻を變ずる必要があつたが、後者の爲には俗界の統治は精神界の如く一元的に行かぬ事及び王權がキリストよりも古き權利なる事を發明した。William of Occam; Jean de Paris; Dubois; Marsiglio of Padua; John of Jandun; Michael of Cesena はその開祖であつた。之に由つて今迄世界國の統治權のみに限られた政論が一段階下つて、その部分たる王權の問題となつた。中世的の一元思想はすでに皇帝派の二元論と爭つて終に破れ、今又二元論に代つて多元論が現はれて來たのである。スコラ哲學に於てもこの時代に實在論は破れて個物のみを有價値に見る名目論に地位を讓り、破局に瀕してゐたのである。この多元的思想は二つの重要な現象として現はれた。その一は教會分離に由つて發生せざるを得なくされた宗教會議主義である。Gerson; Nicholas Cusanus 等はこれを成就し、法皇の主權は終焉を告げんとした。他はローマ教會非者を否定する宗教改革の運動である。ウイクリフスとフスは已に焉に火刑を蒙つた。而してルーテルの情熱が成果を收めた時に中世の神の國は遂に破碎されて了つたのである。參考書 Bryce, Holy Roman Empire, 1904. Carlyle, History of Mediaeval Political Theory, 4 vols. Coker, Readings in Political Philosophy. De Wulf, Philosophy and Civilization in the Middle Ages. Dunning, Political Theories Ancient and mediaeval. Figgis, The Divine Right of Kings. Figgis, From Gerson to Grotius. Frank, Réformateurs et Publicistes, moyen âge. Gumplowicz, Geschichte der Staatstheorien Hearnshaw, The Social and Political Ideals of Some Great Mediaeval Thinkers. Janet, Histoire de la Science politique et morale, tom. I. Géttel, History of Political Thought. Lichtenberger, Development of Social Theory. (松平齊光)

中世哲學 希臘—羅馬哲學の終末から獨逸神秘論に至るまでの時代の哲學を總稱して中世哲學と云ふ。その一般的問題は基督教が如何に希臘思想を取り入れ、その教義を組織するかにあつた。普通に教父哲學とスコラ哲學とに分たれる。(甲) 教父哲學、(ニカイア會議(三二五年)以前) (イ) 護教家。羅馬帝の有司の迫害及び異教的哲學者の攻撃に對して基督教を辯護せしものの。その代表者ユスティーヌスによれば、眞理は基督以前のものであつても基督教的と稱すべきである。基督はロゴスであつて、眞理は皆ロゴスの開示に外ならぬからである。故に基督教が唯一の眞哲學であると。かくて、基督教の希臘化の第一歩が始められた。(ロ) グノスティケル。信仰を信仰に止めずして知識(グノシス)たらしめんとする一派である。之に對しては、テルトゥリアーヌスはその希臘的主知主義に反對し、基督教が希臘的ロゴスに背いてゐることが却つてその眞なる所以であるとして「不條理なるが故に我信ず」と云つた。(ハ) アレクサンドリヤ學派。グノスティケルに反してで教會の信仰を基礎として基督教哲學を組織せんとした。その代表者オリゲネスによれば、神は見ての國民に向つてロゴスにより自らを開示したが、完全に開示したのは基督に於てである。(ニカイア會議(三二五年)以後) 教會の信仰は神が基督によつて人間を救ふと教へる。神、基督、人間は如何なる關係を有するかが教義上の大問題となつてニカイア會議、その他が問かれ、教會の正統的教義が決定された。即ち三位一體說、神人說、贖罪及び神恩說である。アウグスティーヌスはこのうち第三の說を承認に求めたりしたのである。皇帝派の雄は Theoderic of Verdeen; Waltram of Naumburg; (十一世紀) Bartolus (十二世紀) William of Occam, Dante (十三世紀十四世紀) 等である。終るに十三世紀末から皇帝權はますます衰へ近世的國民國家の王權が勃興して來た。ボニファス八世と爭つた佛王フイリップ四世はその適例である。彼等は法皇權に對抗すると共に皇帝の宗主權にも對抗せねばならなかつた。前者の爲には從來の帝權論の口吻を變ずる必要があつたが、後者の爲には俗界の統治は精神界の如く一元的に行かぬ事及び王權がキリストよりも古き權利なる事を發明した。William of Occam; Jean de Paris; Dubois; Marsiglio of Padua; John of Jandun; Michael of Cesena はその開祖であつた。之に由つて今迄世界國の統治權のみに限られた政論が一段階下つて、その部分たる王權の問題となつた。中世的の一元思想はすでに皇帝派の二元論と爭つて終に破れ、今又二元論に代つて多元論が現はれて來たのである。スコラ哲學に於てもこの時代に實在論は破れて個物のみを有價値に見る名目論に地位を讓り、破局に瀕してゐたのである。この多元的思想は二つの重要な現象として現はれた。その一は教會分離に由つて發生せざるを得なくされた宗教會議主義である。Gerson; Nicholas Cusanus 等はこれを成就し、法皇の主權は終焉を告げんとした。他はローマ教會非者を否定する宗教改革の運動である。ウイクリフスとフスは已に焉に火刑を蒙つた。而してルーテルの情熱が成果を收めた時に中世の神の國は遂に破碎されて了つたのである。參考書 Bryce, Holy Roman Empire, 1904. Carlyle, History of Mediaeval Political Theory, 4 vols. Coker, Readings in Political Philosophy. De Wulf, Philosophy and Civilization in the Middle Ages. Dunning, Political Theories Ancient and mediaeval. Figgis, The Divine Right of Kings. Figgis, From Gerson to Grotius. Frank, Réformateurs et Publicistes, moyen âge. (三木清)

チユルゴー (Turgot, Anne Robert Jacques 1727—1781) 一七二七年五月パリに生れ、初めコレッジュ・ルイ・ル・グランに學び後にサン・シュルピスの神學校に學び一七四九年ソルボンヌの方丈に舉げらる。ギリシア、ラテン、(フランス、ドイツ、イタリーの諸國語に精通し、ヒューム (Hume) 及びタッカー (Tucker) の經濟書を翻譯した。一七四九年 Ablé de Cice においてなした抵幣に關する講演は、彼が經濟問題を論じた最初のものである。一七五一年侍從を棄て、翌一七五二年檢事總長となり、次いで議會に入り、五三年メートル・ド・ルクエートとなる。五六年よりアンシクロペディー Expansibilité, Foires, Fondation の三篇を寄せたが、後の二項は經濟に關したもので、殊に Fondation においては、自由と自助とは自我を實現するを以て、社會を歷史に發達せしめる要件であるとする。この自由を尊重する思想は、フイジオクラットの思想的支柱を爲すものであることは言ふまでもない。一七五七年公務を帶びてグールネー (Gourney) を伴つて國內を視察し、產業、商業に對して適度の國家の干涉の必要を見聞する。一七五九年、グールネーの死去に際して一七六四年に Eloge de M. de Gourney の一篇を草したが、これはグールネーに關する唯一の記錄であり、且つ彼の自由放任論の主張を窺ひ知ることが出來る。一七六一年にリモージュの總督となり、稅制を改め、又該地方の飢饉に際しても方策宜しきを得、更らに農工業の開發發展に努めた。一七七四年海軍大臣となりルイ十六世 (Louis XVI) の政治に參與し、續いて大藏大臣となり、當時紊亂の極に達したフランス政府の財局の救濟に當る。(一) 財政の破綻を來さざること (Point de banqueroute) (二) 租稅を增加せざること (Point d'augmentation d'impôts. (三) 國債を起さざること (Point d'emprunts) の三大根本主義を以てしたが、讒者における反對多くして遂に一七七六年五月十二日に罷職した。その後倍生を文學と科學の研究に委

ね、一七八一年三月十八日パリに死した。學説としては主著 Reflexions sur la formation et la distribution des richesses, 1769. (イギリス語、イタリー語、ドイツ語を初め各國語に飜譯さる) において知るやうに、フイジオクラットの思想、即ちケネー (Quesnay) の純生産 (produit net) の思想を繼承し、單一稅制を主張した。**主著** Oeuvre de Turgot, procédées et accompagnées de mémoires et de notes sur sa vie, son administration et ses ouvrages (Par Dupont de Nemours), 9 vols., Paris, 1809. Oeuvre de Turgot, nouvelle édition, classée par ordre de matières avec les notes de Dupont de Nemours, augmentée de lettres inédites, des questions sur le commerce, et d'observations et de notes nouvelles par Eug. Daire et Hippl. Dussard, et précédée d'une notice sur la vie et les ouvrages de Turgot, par E. Daire, 2vols, ebd, 1844. **參考書** Baudrillart, Eloge de Turgot, 1846. Chevalier, Turgot et la liberte du travail, 1873. Feilbogen, Smith u. Turgot, 1892. Stephens, Life and Writings of Turgot, 1895. W. B. Hodgson, Turgot; his Life, Times, and Opinions, 1870. Onken, Ludwig XVI u. das physiokratische System, 1893. (住谷悦治)

超越性 (Transcendence. Transzendenz. Transcendance) 意識の内在性に對立するもので、カントはこれを經驗の限界以外にあるもの、即ち可能的經驗を超へて在るものを云ふ。それはカントの先驗的なるもの Das Transzendentale とは異り、むしろ形而上學的のものである。先驗性は論理的意味に於ける經驗の純粹性、先天性を云ふが、超越性は實在論的な超論理性を意味する。かくてそれは多く宗教哲學的な神の彼岸性、超人間性、事物のあらゆるものからの卓越としての超越性を云ふ。なほ物自體の認識以上のものを、また客觀的法則の超悟性的なるものをも認識の超越性と呼ぶ。そしてこの限界以上の原理を超越的原理と稱する。(三枝博音)

朝憲紊亂 我國現行 (昭和四年現在) 新聞紙法第四十二條及刑法第七十七條の用語である。新聞紙法第四十二條に曰く、「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政體ヲ變改シ又ハ朝憲ヲ紊亂セムトスル事項ヲ新聞紙ニ揭載シタルトキハ發行人、編輯人印刷人ヲ二年以下ノ禁錮及三百圓以下ノ罰金ニ處ス」と。出版法にあつては朝憲紊亂に代ゆるに國憲紊亂といふ文字が用ゐられて居るが同意語たるは明かである。尙刑法第七十七條は內亂罪の規定であるが、「政府ヲ顚覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的トシテ暴動ヲ爲」すを內亂罪とする。大正十一年二月貴族院に提出され同院を通過したる治安維持法の前身——にも此用語があつた。曰く、「無政府主義、共產主義其ノ他ニ關シ朝憲ヲ紊亂スル事項ヲ宣傳シ又ハ宣傳セムトシタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」(同第一條)。朝憲紊亂の語は漠としてその意を補足するに難く判例によつて其意義を探索する外ない。新聞紙「光」が「新兵諸君に與ふ」と題する記事を揭げ入營期にある青年に對し入營を爲さざることを慫慂した事案に對し大審院は「其ノ記事ハ明カニ我國憲ニ於テ統治大權ノ活動上缺クベカラザルモノトシテ設ケラレタル軍備ノ制度ヲ破毀セムトスルモノ」で朝憲紊亂であると判決した (明治四十年五月三十一日判決)。又「經濟學研究」誌上に發表された森戸辰男氏の「クロポトキンの社會思想の研究」に關する所謂森戸事件に付東京地方裁判所、東京控訴院、大審院は夫々朝憲紊亂に該當するや否やに付判示して居るが、第一審では「所謂朝憲ヲ紊亂セムトスル事項トハ憲法ニ表明セラレタル我國家存立ノ大綱ヲ不法ナル手段ヲ以テ、改廢變更セムトスルモノ」で朝憲紊亂であるとは國家存立の基本原則の變革を不法なる手段を以て爲すこと、換言すれば國家の基本組織の不法なる變革と解すべきと爲すが一般である。大審院の右判決は此手段の不法性を閑却したりとして難ぜられる。(三輪壽壯)

張作霖 奉天海城の人。字は雨亭、綠林の出身である。日露戰爭前時の東三省總督趙爾巽に歸順し一九一一年第二十八師長となり、一九一六年段芝貴を追つて奉天巡按使となり、同一九年孟恩遠より吉林を奪ひ、東三省を完全に自己のものとした。一九二〇年の安直戰爭に直隷派と結び、初めて中央政界に手を延ばす。一九二一年蒙疆經略使となつて熱河、察哈爾、綏遠をも併せ、年末南北統一の大旗を揭げて北京に入つた。一九二二年春第一奉直戰に破れて關外に退き東三省の自治を宣言。一九二四年馮玉祥と結んで第二奉直戰に大勝を博し、直隷、山東、安徽、江蘇を連ぬる縱斷勢力を獲得した。だが、一九二五年秋孫傳芳、奉軍を江蘇より追ふに及んで馮玉祥亦天津に出で、奉天軍を山東と豫州一帶の間に中斷し、加ふるに健將郭松齡反旗をかかげて逆に奉天に迫つたので一時張も萬事休すと見られたが、日本との關係から此の難關を脫し、翌年春には東三省

保安總司令として「討赤」の軍を進め天津を回復し、吳佩孚と聯合して、四月北京より國民軍を追ひ、秋北京に入つた。一九二七年、國民革命軍長江に出で直隷軍閥完全に其地盤を失ふに及んで大元帥となり、北方全部に君臨した。然し此の歲の夏、漢口政府の北伐軍と戰つて河南に大敗して以來、馮玉祥、閻錫山の壓迫日に加はり、形勢甚だ險惡化しつつあつた所へ、津浦線に沿ふて北上する國民革命軍が濟南を經て天津に迫り始めた結果、一九二八年五月軍隊の關外退出を開始し、彼れは六月三日奉天に向つた。だが翌日孫に城內に入らんとする時列車內に裝置された爆彈の爲め重傷を負ひ廿一日死亡、歲五十五。彼れは封建軍閥の最後の歷史を飾つた戰國大名の一人であつて、一生の過程を要するにその型通りに進めて居る。隨つて、一武人としては未曾有の廣大な地域を支配して居たに拘らず、戰爭と住民の掠奪、虐殺以外何等の事蹟を留めて居ない。彼れが連年の戰爭に幾度か危急に陷りつつも、常に東三省の地盤を保持し、次の發展に進出し得たのは、まさしく彼の地位と、滿蒙に特殊の利害を有する日本政府との關係に因るものである。彼れは國民軍との戰ひに、列國の同情を博する爲め「討赤」を標榜し、又北伐軍との戰ひに於て一切の民衆運動を抑壓し「反帝國主義」に對するに國家主義を以てして「和平穩健」の誠意を示し、或は勞農大使館の搜索を强行し、或は國民黨員、共產黨員のおびただしい虐殺を行つたりしたが、然し結局に於いて、列國の同情と援助とを目指す敵ナショナル・ブルジョアジーに奪はれ、封建殘留物の必然的末路を自ら代表しつつ沒落し行つたのである。(鈴江言一)

朝鮮銀行 (Bank of Chosen) **〔創立〕** 朝鮮銀行は明治四十二年十月韓國銀行として創立されたもので、韓國銀行は當時韓國內で兌換券發行を行ひつつあつた第一銀行の支店を繼承したものであつた。朝鮮銀行と呼ばれるに至つたのは明治四十三年十月日韓合併の結果韓國がわが國の一部となり朝鮮と呼ばれるに至つた後で、四十四年三月二十九日、朝鮮銀行法の制定發布とともに改稱せられたものである。韓國銀行設立の理由はこうである。韓國における貨幣整理が漸く完成し、その縱貫鐵道も成り、ここに殖產興業を奬勵し益すその發展を圖ろうとしてゐたに際して、金融機關の有力なるものは依然支店銀行のみであつたから、まづ第一に有力なる中央銀行の設立が必要であつた。また一方中央銀行の役目を從來第一銀行に委任した事情が漸く滿足し難きものとなつてきたからであつた。**〔特性〕** かくて韓國銀行はあたかも內地における日本銀行の地位にあるがゆえに、その銀行法も大體において日本銀行條例及び國庫金取扱規定に準據してゐる。(一)韓國政府より一定期間六分の利子補給を得る、(二)保證準備發行制限額二千萬圓、その他は發行券と同額の金貨地金、銀貨地金、及び日銀兌換券等を準備する必要がある。右のうち保證準備發行制限額は朝鮮銀行と改稱された際に三千圓に擴張され、更に大正七年三月五千萬圓に擴張された。**〔活動〕** 資本金一千萬圓をもつて開業した當行は歐洲大戰勃發前まではその活動は微々としてゐた。これを箕子朝鮮と云ふ。所が戰國時代に至り燕と戰つて大に敗れ更に半島內に退縮し幾何もなく衞滿の手に歸する、これを衞滿朝鮮と云ふ。而して七八十年間勢力を握つたのであるが遂に漢のために滅されて漢が玆に四郡を置いた。それは鴨綠江以北より漢江以南に至つたが朝鮮人の反動のために間もなくなくなり僅かに平壤を中心とする樂浪だけが殘つて漢族の根據となつた。衞滿より樂浪迄約五百年間漢族が勢力を有したが漢江以南には馬韓、辰韓、弁韓の三韓に分れ居り松花江南には扶餘が長春の平野を占領して富國强兵であつた。これより出た高句麗の美川王は樂浪を滅して古朝鮮の地を回復しかくして高句麗より分れて南下した百濟とその東方にあつた新羅と三國併立したが高句麗最も大きく百濟、新羅は漢江以南を兩分して居た。所が

であるが、遂に破綻を暴露し、再度の整理の後、十四年八月に至つて缺損補塡のため資本金を四千萬圓に減資するに至つた。(笠信太郎)

朝鮮史 朝鮮の歷史の出發點は實に今より四千年前の昔の松花江上流地方である。ここに檀君が生れ原始的農業共產體の首長となり (古紀參照) 爾來征服國として北より南へと進み、今の大同江流域に達した。これを檀君朝鮮と云ふ。今の朝鮮民族の成立はそれより約二千年後のことである。古代の貊人、韓人、穢人が和合して三國人となり一轉して新羅人となり再轉して高麗人となつたのである。初は古代諸國に於けると同樣に彊土觀念頗る稀薄で古紀によると檀君の彊土は大白山から大同江へ、更に大同江より九月山 (黃海道) へ延長して居る。斯くして漸次南方へと古朝鮮の文化の花が咲いたのである。その後箕子の後孫と自稱する大同江畔の貊人の王國は史上に表はれた最初の征服國である。その周圍の國々を從へて玆に朝鮮と云ふ名が遠く支那迄に知られ、當時支那人は理想國と考へたのである。周室の衰微に乘じて一時は遼西に迄手を延ばし春秋以來の紛亂によつて東に渡る支那人をも容れて、國力旺盛となつた。これを箕子朝鮮と云ふ。所が戰國時代に至り燕と戰つて大に敗れ更に半島內に退縮し幾何もなく衞滿の手に歸する、これを衞滿朝鮮と云ふ。而して七八十年間勢力を握つたのであるが遂に漢のために滅されて漢が玆に四郡を置いた。それは鴨綠江以北より漢江以南に至つたが朝鮮人の反動のために間もなくなくなり僅かに平壤を中心とする樂浪だけが殘つて漢族の根據となつた。衞滿より樂浪迄約五百年間漢族が勢力を有したが漢江以南には馬韓、辰韓、弁韓の三韓に分れ居り松花江南には扶餘が長春の平野を占領して富國强兵であつた。これより出た高句麗の美川王は樂浪を滅して古朝鮮の地を回復しかくして高句麗より分れて南下した百濟とその東方にあつた新羅と三國併立したが高句麗最も大きく百濟、新羅は漢江以南を兩分して居た。所が

高句麗が唐のために亡ぶやその領土は悉く失はれ僅かに平壌以南の地のみが新羅の手に入つた。即ち唐は大震（勃海高句麗の遺民によつて建てらる）を歴せんとして新羅に好意を寄せ共力して高句麗を亡した後その地の幾分を與へたのである。斯くして新羅は北部朝鮮の四道をば統一することを得なかつた。高麗の時代に至り初めて平安道、咸鏡道の地を收めるに至つたが尙ほ咸鏡道の豆滿江附近は李朝の世宗大王の時に始めて四郡六鎭を置いて今の半島を完成したのである。即ち朝鮮民族の完成は高麗朝に於てなされ疆土の完成は李朝にあつたのである。先に述べた四千年前の檀君より出發した朝鮮の原始的文化は祭祀中心であつて日常生活は勿論政治、軍事上悉くさうであつた。從つてこの祭祀のために歌舞音樂は早くより行はれた。かくして古朝鮮の文化は花咲いたのであるが一度印度系の文化入るや一部は佛敎と融合され儀式等も新になつたのである。所が三國時代に至つて神敎、佛敎、儒敎が並行して競爭を基調とする三國文化を作り上げたのである。漸次印度系の文化より新しい生活原理を求め彼の高麗の樣な佛敎全盛乃至專橫期を現出したのである。所がその燗熟と共に程朱の學が取り入れられ儒敎文化の淵源を形作つた。今や歐洲系の文化入るや一變してその傾向を新にして居る。以上朝鮮歷史の極一部に限つて述べたのであるが要之朝鮮の歷史は檀君に始まり各國分立の狀態は新羅時代に於て略ぼ統一され爾後高麗朝、李朝を經て今日に至つたのである。その間四千年の久しきに亘つて國力の消長常なく幾多の歷史上の大戰亂を擧げ得るが殊に李朝時代に至り國事多難にしてその末葉に於ては內憂外患に苦しみ遂に日淸日露の兩戰役の戰場となり、やがては明治三十八年の條約並びに明治四十三年八月二十二日の日韓併合條約を以て朝鮮史は遂に日本歷史の一部となつたのである。**參考書** 三國史。高麗史。高麗提綱。朝鮮史講座（朝鮮史學會）。（三宅鹿之助）

朝鮮人勞働者問題

朝鮮人勞働者問題はこれを（一）朝鮮內に於けるもの（二）內地在住のもの（三）滿洲移住のものに分ち、その各々に就いて論じてこそ始めて全豹を知り得るのであるが、ここでは專ら（一）の內地在住の朝鮮人勞働者問題に關する重要な點を略記するに止める。先づ大正六年から昭和二年までの朝鮮人の內地渡航者數及び歸還者を見るに次の如き數字に達してゐる。

年次	渡航	歸還	差引渡航超過
大正六年	一四、〇一二	三、九二七	一〇、〇八五
同七年	一七、九一〇	九、三〇五	八、六〇五
同八年	二〇、九六八	八、二二九	一二、七三九
同九年	二七、四九七	六、五五〇	二〇、九四七
同十年	三八、一一八	一二、五八二	二五、五三六
同十一年	七〇、四六二	二四、一三六	四六、三二六
同十二年	九七、三九五	七、六五〇	八九、七四五
同十三年	一二二、二一五	四六、七八五	七五、四三〇
同十四年	一三一、二七三	一八、八〇二	一一二、四七一
同十五年	九一、〇九二	七、三八三	八三、七〇九
昭和二年	一八三、〇一六	四四、〇二五	九三、九九一
總計	七六八、九五八	五七四、一二六	一九四、八三二

右の數字はいづれも釜山を通過して內地に航渡せる朝鮮人の數であつて、この外に濟州島から直接に大阪に渡航するもの、或は漁船その他の船舶で密航するものも相當多いのであるから、實數はこれ以上に上るものと考へられる。而してその大部分が勞働者であることは次ぎに示す通りである。昭和二年中渡航者職業別、（學生）五、〇〇八（勞働者）一〇二、四三四（その他）三〇、五七四（合計）一三八、〇一六、百分比で現はせば（學生）三・七%（勞働者）七四・二%（その他）二二・一%（合計）一〇〇・〇%。かくの如く累年夥しき數の朝鮮人勞働者が內地渡航を實は、さきだに勞働力の過剩に惱む內地の勞働市場を逼迫せしめ益す多數の失業者を出すのみならず、渡航者自身も貧銀の低下と失業の慘苦に泣かなければならぬ結果を招來した。最近朝鮮人勞働者問題が漸く一般の注視を受くるに至つた原因はここにある。朝鮮人の渡航に關しては最初（大正八年）旅行證明制度が布かれ若干の制限が附せられてゐたのであるが、大正十一年十二月これを廢止し自由渡航が許されるに至つた。然るに最近に至り前述の如き事情から再び渡航阻止の方法が講ぜられてゐる。次に內地に於ける朝鮮人勞働者の狀態を見るに、一、分布狀態 慶尙南道警察部の調査に基く昭和二年中の渡航先府縣別によれば、最も多數なのは大阪府の三一、八〇一であつて全體の約三割に達してゐる。これに次ぐものは山口の一五、四九四、福岡の九、七二七である。その他四〇〇以上の府縣を擧ぐれば兵庫、京都、廣島、東京、愛知等である。二、職業 工場に雇傭せらるるものは、紡績、機織工場の女工、乃至硝子工場の如き特に過激な勞働を要するものに限られ、大部分は土方又は人夫等の如き自由勞働者である。大正十二年大阪市社會部の調査による職工人夫の對比表を見るに人夫六一、五二八に對し職工一六、四五二であつて勞働者總數に對する人夫數は八割弱に當つてゐる。これ朝鮮人勞働者が一般に內地勞働者に比して知識の程度低く從つて熟練を要する各種工業に不適當なること、內地語を解する者の極めて少きこと及び定住性を欠くこと等によるものとせられてゐる。三、賃銀及び生活狀態 朝鮮人勞働者の賃銀は一般に極めて低廉であり、それに伴つて生活狀態も亦頗る劣惡である。僅かの賃銀によつて牛馬の如く酷使され、而かも非人間的生活を營まねばならぬ朝鮮人の境涯は文字通りに慘苦そのものである。今大阪市社會部の調査による同市在住の主なる職業別勞働者に就いてその收入を見るに

勞働賃銀調（大正十四年末）

職業	最高	最低	一ケ月勞働日數
紡績 工（女）	一・八〇円	〇・四〇円	二七日
〃 工（男）	二・〇〇	〇・七〇	二七日
メリヤス工（女）	一・二〇	〇・四〇	

職業	最高	最低	一ケ月勞働日數
織 工（男）	二・五〇	一・五〇	二七日
金屬 工（男）	二・五〇	〇・八〇	二五日
〃 工（女）	一・二〇	〇・四〇	二五日
染色 工（男）	一・八〇	一・〇〇	二五日
〃 工（女）	一・三〇	〇・六〇	二二日
ミシン裁縫工（男女）	一・八〇	一・五〇	二八日
店員（男 月收）	一・三〇	一・〇〇	二八日
市電從業員（男）	三〇・〇〇	二〇・〇〇	二八日
〃 仕（男）	二・七〇	一・五〇	二七日
仲仕（男）	四・〇〇	二・〇〇	二三日
土方（男）	三・〇〇	一・六〇	二五日
飮食店雇人（男）	一・〇〇	〇・三〇	三〇日

生活費に就いての正確なる數字を得ることは至つて困難であるが、二三の調査によると或る勞働者の如き下宿料一五圓と故郷への送金一〇圓を差引けば被服費も雜費もない狀態である。妻帶者の多くは下宿業乃至飮食店を副業としてやり何等かの收入を得んと計つてゐる。生活費を極度に切り詰める結果住宅の如き、一戶內に多人數の勞働者が起居し、普通六人から十人、甚しきに至ると三十一人が一戶を構へてゐるのすらある。四、貯金及び送金高 朝鮮人勞働者の內地渡航の唯一の目的は粒々辛苦して相當の小金を貯へることにあるが果してその目的は達せられたかと云ふに決してさうでない。慶尙南道警察部が昭和二年九月中の一月に亘つて歸還者に就てその貯金高及び送金狀況を調査したところに依ると、調査人員一、五三四人の中、貯金十圓未滿のもの一、二六七人、更にその中の八割三分は一錢の貯も有してゐなかつた。而して一人當一年平均貯蓄高僅かに六圓十六錢であつたと云ふに至つては、全く驚くの外ない。更に送金額を見るも皆無のもの六一五人、總數の四割であつて、殘り六割が多少の送金をなしてゐるとは云へ、一人當一年平均二十七圓强に過ぎなかつた。以上述べたところに依つて內地在住の朝鮮人勞働者の狀態が如何なるものであるかは大凡推知し得られる。砂漠の降雨がオアシスを慕ふが如く內地に渡航しても、依然として饑餓と生活苦が行手を鎖してゐる。併しながらかかる狀態は單に朝鮮人の渡航を機械的に阻止する便宜手段に依つて改善されるものではない。元來朝鮮人の內地渡航を促がす主たる原因は日本の帝國主義的搾取と、朝鮮固有の小作制度に基く農民階級の生活難である。これを改善し改革することによつて初めて問題は根本的に解決され得る。而してそれを爲すには朝鮮プロレタリアートの階級的自覺とその自覺の上に立脚する內地プロレタリアートとの堅固な提携を措いて他にない。最後に朝鮮人勞働者の內地に於ける運動の概況を述べて置かう。內地に於ける朝鮮人勞働者の運動は大正十一年夏勞働調査の目的を以て東京在住の有志が相會して「朝鮮人勞働者狀況調査會」を組織したに始まり、同年十二月金鍾範の提唱によつて大阪市九條市民館に於て「朝鮮勞働者同盟會」の創立を見たのである。その後「大阪朝鮮人聯合會」「朝鮮人勞働同盟」「黑雲會」等の團體が簇出したが內地の運動と同樣幾多の起伏變轉を經た。現在最も著名なものは「在日本朝鮮勞働總同盟」であつて、會員二萬六千を算してゐる。その他「東京朝鮮勞働組合」「神奈川縣朝鮮勞働組合」「神戶朝鮮勞働組合」等があり、參考書 大阪市社會部課査課編纂、朝鮮人勞働者問題。京城大學法文學會第一部論集第二冊「朝鮮經濟の研究」中の山田文雄氏の論文、朝鮮人勞働者問題研究所、勞働年鑑等。（莊原達）

朝鮮統治 日淸戰役以後朝鮮は一時獨立して國號を大韓と稱したのであるが、日露戰役の結果明治三十八年十一月十七日五ヶ條の保護條約成立し翌年統監府を置いて伊藤博文赴任し、明治四十三年更に日韓併合條約成立するや朝鮮總督府を設けたのである。爾來總督として寺內、長谷川、齋藤三代を經て山梨總督時代となつて居る。其統治方針も各々特色を發揮した。例へば伊藤公の華麗政治、寺內總督の武斷的同化政治、齋藤總督の文化政治等はそれである。玆に寺內伯の武斷政治とは四千年の古い歷史を有する約二千萬近くの朝鮮民衆を統治するの初に當り、當時の時勢に鑑みて朝鮮人に言論の自由を許與せず、諺文紙の發行を禁じ何も彼も武威を以て臨み專ら同化政策を採つたことを云ふのであり、齋藤子の文化政治とは前述寺內伯時代の高壓政策を多少緩和して從來の憲兵警察をば巡査警察に改め朝鮮人の輿論を尊重し、時勢の散亂を拾收するに努めたのである。一方人道を鼓吹し笞刑を廢止し言論機關を許す等の諸案を以て玆に產業第一主義となつたのである。寺內伯の時代に於ては財政は所謂自給自立主義よりして朝鮮の財政獨立計劃を計り、事業會社に於ては設立許可主義を採つたのであるが、この結果必然的に內地資本の移入を或る程度迄妨げて其の限りに於て朝鮮は經濟上より幾分門戶閉鎖の狀態であつた。この事は植民地統治の主旨に反するのみならず、內地の過剩資本は投下地を求めて止まなかつた。そこで大正九年に再び齋藤子の財政補助主義となり、例の會社令もこれを撤廢するに至り內地資本は滔々と流入し經濟上開發主義を採つた。玆に於て諸種の事業は起り交通機關は漸次發達して來たのである。諸產業及施設の發達は敢て統計を待つ迄もない。殊に近年の產米增殖計畫はその代表的な事業であつて內地人口增加に對する食糧問題解決策として又は國際貿易權衡上重大なる意義を有する。玆大なる資本は投ぜられ毎年の米產額並にその移出額に著大な增加を見るに至つた。その他商工業、銀行業に於ても一躍顯著な發展を見得るが、近年に至つて滿洲粟の輸入增加、流離鮮人の激增等より見るときは、これらの政策には考慮すべき多分の餘地がある。先に文化政治は憲兵を巡査に代へたことを一言したのであるが、朝鮮には民族思想と共に社會思想擡頭し、且つ犯罪人激增等に從つて警察はその數に於て又は經費に於て前時代より倍增して今や完璧を盡して居る。教育に付いては當局は周到なる注意を拂ひ、大正八年

には公立普通學校が五面一校平均であつたが、その後三面一校の平均となり今や一面一校の計畫である。かくして近時一部の者は植民地教育は所謂母國の利益と良心との衝突を含蓄する問題なりとて教育中毒の朝鮮等と云謂する者があるが、好學熱は頗る盛であつて、今尙ほ普通學校の志願率と入學率とを比較する時後者は僅かに前者の幾分の一に過ぎない狀態に想到する必要がある。要之朝鮮の統治は武斷政治より文化政治即ち鐵壓主義より開發主義に進んで居る。かくして朝鮮は經濟的に完全に門戸解放せられ内地商品の販賣地として、又は原料生産地として發展し潤澤して來た。このことは武斷政治が精神的同化を圖つたに對し、文化政治は經濟的立場に於ける同化政策へと變遷過程を辿つたのである、且つ必然的に然らざるを得なかつたのである。しかしかかる大資本的産業の保護及び發展は必然的に小資本を壓制するに至る。このことはやがて、斯くも潤澤に發展せる朝鮮は朝鮮人をしてこの文化的恩惠の外に出して仕舞ふの結果を招來する。ここに朝鮮統治の難點は存するのであり爲政者の腐心もここにあらねばならない。（三宅鹿之助）

朝鮮獨立運動　一九一〇年（明治四十三年）の日韓合併によつて朝鮮は名實共にその政治的主權を喪失し、總督府の武斷政治の下に統轄さるることとなつたが、それと同時に一部朝鮮人の間には、獨立を企圖する民族運動が起つた。この運動は最初は極めて微々たるものであつたが、世界大戰後民主主義的思潮が世界を風靡するに至るや、その影響を受けて著しく進展し、遂に一九一九年三月一日の有名なる獨立騷擾となつて、朝鮮全土を震撼せしめたのである。三一運動の主謀者は孫秉熙である。彼は天道敎主として一般の尊崇を集めてゐるのを利用し、一九一八年の終りから一九一九年の初めに亘つて同志と共に屢ば自宅に於て會合を催し、日本の羈絆を脫して一獨立國を起さんことを協議した。その手段として先づ獨立宣言書を作成して全道に配布し、これに依つて一般民衆の輿論を喚起すると共に他方帝國議會、政府、貴衆兩院、朝鮮總督及び媾和會議に列席せる各國委員に朝鮮獨立に關する意見書を送り、且つアメリカ大統領ウイルソンに對しては專ら盡力を乞ふ旨の請願書を提出することとし、その實行を普成高等普通學校長の崔麟に委ねた。ここに於て崔は二月上旬竊かに中央學校長宋鎭禹及び同校敎師玄相允、崔南善を自宅に招き、種種協議の結果朴泳孝、尹用求等舊韓國時代の要路の大官、基督敎徒並に天道敎徒の主なるものを朝鮮民族代表者として獨立請願意見書に署名せしめんとし、その交涉を各自分擔して當ることとした。その中朴泳孝、尹用求等への交涉は要領を得なかつたが、基督敎徒の方面では平安北道定州郡長老派の長老李寅煥を說得し、更に李寅煥を通じて多くの同志を糾合することが出來た。かくて二月二十一日崔南善、李寅煥は相伴つて崔麟を訪ね天道敎徒と基督敎徒との連絡に就き協議し、代表者として天道敎側からは崔麟、基督敎側から李寅煥、咸臺永を選んだ。而してこれ等の代表者はその後數次に亘つて會同協議をなしたが、その結果、（一）獨立宣言は李太王の國葬の前日即ち三月一日午後二時と定め大王國葬に都鄙幾萬の參觀者が京城に參集するを利用して獨立萬歲を唱和せしめ大々的示威運動を開始すること。（二）孫秉熙を始め天道敎基督敎の同志はパコタ公園に集合、孫秉熙獨立宣言書を朗讀し、朗讀後直ちに多數の印刷物を京城市中に撒布すること。（三）各地方に於ても同日同時刻に獨立萬歲唱和をなすこと。（四）宣言書及び印刷物の配布は天道敎基督敎側とも各自これを分擔し、日本政府及び貴衆兩議院に對する書面は天道敎側、アメリカ大統領各國媾和委員に對する書面は基督敎側各々これを分擔すること等を決定した。尙獨立運動を强力に展開する爲めには學生の力を藉りることの必要を感じ、延禧專門學校、普成商業學校、京城醫學專門學校等の生徒二三名に對し獨立運動の計畫を告げ、その承諾を得且つ當日は全部の生徒を動員することを約せしめた。二十八日夜京城齋洞孫秉熙宅に於て最後の協議會を開き、種々の打合せをなしたが、官憲の取締その他を顧慮し、獨立宣言の場所をパコタ公園から急に京城仁寺洞明月館支店に變更することとした。三月一日午後二時、獨立宣言書の署名者二十九名は既定の場所に參集、獨立宣言書を机上に置いて來會者の閱覽に供し、宣言書朗讀はこれを廢止して、韓龍雲起立して口を開けば、一同これを以つて獨立宣言と見做し、萬歲を唱和して食卓に就いた。而してこれと同時刻に京城市中の各學校の生徒數千人は鐘路通りよりパコタ公園に參集し、一團は德壽宮大漢門前、一團は京城郵便局前、一團は南大門停車場前、一團はアメリカ領事館前、一團は總督府前にそれぞれ殺到して「大韓獨立萬歲」を狂唱した。これは單に京城のみの出來事ではなかつた。朝鮮全土到る所に勃發し、鷄林の山河は一時萬歲唱和の聲にどよめき渡つたのである。併し間もなく官憲の壓迫するところとなつて四散し盡した。この騷擾によつて檢擧された者の總數は約二萬人に達した。かくの如くして最初の獨立運動たる三一運動は失敗に歸した。併しこのこと自體は朝鮮の民衆に幾多の貴重なる敎訓を齎らした。即ちこの運動を通じて朝鮮民衆は第一に誰が、どの階級が眞に朝鮮を解放し得るかを明確に理解することが出來、その理解の上に新らしき運動—プロレタリアートの解放運動—の視野が展開されたのである。三一運動は朝鮮民衆にとつては古きものへの訣別であると同時に、新らしきものとの握手であつた。この意味に於いて忘られぬ事件であり、朝鮮史上確固たる地位を占むるものである。（參考書　李北滿、朝鮮プロレタリア運動とプロレタリア文化。裴成龍、朝鮮社會運動小史。青柳南冥、朝鮮獨立騷擾史論。）（荘原達）

朝鮮無產階級運動　朝鮮は自國の資本主義が未だ充分に發達せざる間に、早くも國際資本主義の攻略するところとなり、その植民地的搾取の對象として、その政治的主權を喪失して以來、日本政府の特派する武斷總督の治下にあつて、一切の行動を禁壓された。その結果一九一九年の三一運動の勃發を見るに至つたのであるが（朝鮮獨立運動の項參照）その失敗に歸するやこれを轉機として無產階級運動は漸次に大衆の間に根を下すに至つた。三一運動の起つた翌年即ち一九二〇年一月三個の朝鮮文新聞—東亞日報、朝鮮日報、時事新報—が齋藤新總督（一九一九年九月就任）の「文化政治」の引手物として許可された。而してこれと殆んど時を同うして「朝鮮勞働共濟會」なるものが三百餘名の會員を擁して京城に創立大會を催した。これが朝鮮に於ける無產團體の嚆矢である。當時の會員中には多少社會主義的意識を有するものもないではなかつたが、大部分は英雄主義者、名利家、實業家、醫師、辯護士等々であり、その掲ぐる綱領も「朝鮮勞働社會の改造」にあつたとは云へ、著るしく勞資協調的色彩を帶びてゐた。從つて世人は同會を「眞正なる勞働者が登場する前期に於ける假裝勞働者の集り」乃至「勞働者を戲弄する高等遊民團體」と呼んでゐた。併し當時朝鮮社會に於いては勞働賤視の觀念が强烈であつて、勞働者を見ること奴隷の如くであつたばかりでなく、政治的環境から來る合法性の限界と、構成分子の團體的訓練の程度から考ふれば、これ以上のことを望むのは蓋し無理であつたであろう。いづれにしても朝鮮勞働共濟會は過渡的啓蒙期に於て一の大きな進步的役割を演じたことは看過することが出來ぬ。一九二〇年の夏から秋にかけて全鮮各地に無數の青年團體が簇出した。而してこれ等の團體は一日も早く全鮮的に統一される必要にあつたので、一部有志によつて「朝鮮青年聯合會期成會」が發起され、更に十一月に至り百三十三團體會員三萬餘の參加を得て「朝鮮青年聯合會」の創立を見たのである。同會の目的は青年の智、德、體三育の涵養と地方改善を主とする民主主義的文化運動の機關たるにあつた。これを前記朝鮮勞働共濟會と比較すれば、一つは民族的文化の普及を標榜するに反し、他は勞働文化の普及を標榜したかの如くである。尙青年聯合會の組織過程に於て別に一個の青年團體が生れた。それは「ソウル青年會」であつて、爾後の朝鮮社會運動特に青年運動に多くの功績を殘したのである。言論機關も前記三新聞の外に續々現はれ、就中著名なものは、共濟會の機關誌「共濟」「開闢」東京留學生の同人雜誌「學友」文藝方面の「泰西文學新報」「創造」「三光」等である。一九二一年勞働大會とは互に協力し、一方海外の同志と連絡を計ると共に他方各地に支部を創設し、又講演會、講習會等を開いて熾んに啓蒙運動を開始した。而して當時開催中の太平洋會議に對する參加問題並にこれと時を同じくする新潟縣に於ける朝鮮人××問題は、九月釜山に勃發した勞働者五千のストライキと共に朝鮮民衆の意識を高揚するに與つて力があつた。一九二二年に入り「無產階級の生存權を確保せよ」と云ふスローガンの下に尹德炳、金輪等十九名の發起によつて「無產同志會」が組織された。朝鮮に於ける明確な社會主義團體の嚆矢である。無產同志會が組織されて間もなく京城に於て一大社會事件が惹起された。それは金允植の社會葬問題である。金は韓國時代の大臣級の人物であつて、日韓併合の際に子爵を授けられたが、その後三一運動に關係し上海方面に脫出して活動した貴族社會の變り種であつた。その社會葬が東亞日報の幹部連によつて唱へられるや、前記同志會を中心として猛烈なる反對運動が起り遂にこれを中止せしめた。この事件は直接には朝鮮社會運動に何等の關係も有たなかつたが、貴族階級兩班間に對する無產階級の一大挑戰の第一步としての特筆すべきものである。これに次いで更に一大風波を起したものは高麗共產黨（第八社會××黨の名稱を變更したもの）の幹部が共產主義宣傳費として第三インタナショナルより受取つた四萬乃至八萬圓を濫用消費した事件である。而して此等幹部は多く共濟會及び青年聯合會に屬する幹部級の文化主義者であつた。これを前記朝鮮勞働共濟會と比較すれば、一つは民族的文化の普及を標榜するに反し、他は勞働文化の普及を標榜したかの如くである。尙青年聯合會の組織過程に於て別に一個の青年團體が生れた。それは「ソウル青年會」であつて、爾後の朝鮮社會運動特に青年運動に多くの功績を殘したのである。言論機關も前記三新聞の外に續々現はれ、就中著名なものは、共濟會の機關誌「共濟」「開闢」東京留學生の同人雜誌「學友」文藝方面の「泰西文學新報」「創造」「三光」等である。一九二一年勞働大會とは互に協力し、一方海外の同志と連絡を計ると共に他方各地に支部を創設し、又講演會、講習會等を開いて熾んに啓蒙運動を開始した。而して當時開催中の太平洋會議に對する參加問題並にこれと時を同じくする新潟縣に於ける朝鮮人××問題は、九月釜山に勃發した勞働者五千のストライキと共に朝鮮民衆の意識を高揚するに與つて力があつた。一九二二年に入り「無產階級の生存權を確保せよ」と云ふスローガンの下に尹德炳、金輪等十九名の發起によつて「無產同志會」が組織された。朝鮮に於ける明確な社會主義團體の嚆矢である。無產同志會が組織されて間もなく京城に於て一大社會事件が惹起された。それは金允植の社會葬問題である。金は韓國時代の大臣級の人物であつて、日韓併合の際に子爵を授けられたが、その後三一運動に關係し上海方面に脫出して活動した貴族社會の變り種であつた。その社會葬が東亞日報の幹部連によつて唱へられるや、前記同志會を中心として猛烈なる反對運動が起り遂にこれを中止せしめた。この事件は直接には朝鮮社會運動に何等の關係も有たなかつたが、貴族階級兩班間に對する無產階級の一大挑戰の第一步としての特筆すべきものである。これに次いで更に一大風波を起したものは高麗共產黨（第八社會××黨の名稱を變更したもの）の幹部が共產主義宣傳費として第三インタナショナルより受取つた四萬乃至八萬圓を濫用消費した事件である。而して此等幹部は多く共濟會及び青年聯合會に屬する幹部級の文化主義者であつたが、その後三面一校の平均となり今や一面一校の計畫である。かくして近時一部の者は植民地教育は所謂母國の利益と良心との衝突を含蓄する問題なりとて教育中毒の朝鮮等と云謂する者があるが、好學熱は頗る盛であつて、今尙ほ普通學校の志願率と入學率とを比較する時後者は僅かに前者の幾分の一に過ぎない狀態に想到する必要がある。要之朝鮮の統治は武斷政治より文化政治即ち鐵壓主義より開發主義に進んで居る。かくして朝鮮は經濟的に完全に門戸解放せられ内地商品の販賣地として、又は原料生産地として發展し潤澤して來た。このことは武斷政治が精神的同化を圖つたに對し、文化政治は經濟的立場に於ける同化政策へと變遷過程を辿つたのである、且つ必然的に然らざるを得なかつたのである。しかしかかる大資本的産業の保護及び發展は必然的に小資本を壓制するに至る。このことはやがて、斯くも潤澤に發展せる朝鮮は朝鮮人をしてこの文化的恩惠の外に出して仕舞ふの結果を招來する。ここに朝鮮統治の難點は存するのであり爲政者の腐心もここにあらねばならない。（三宅鹿之助）

てゐますます盛大となり、經濟的の實力はこれら町人の手中に掌握せられて、當時の權力階級たりし武士も、暮夜これら町人の戸をたたいて經濟的援助を乞ふに至つた。町人は大土地所有に基く封建制度的關係(その主たる生産は農業)内に發生したる矛盾の一現象で、これがやがて、資本主義への道程を促進する一つの槓杆をなしたものである。町人は、問屋(その項を見よ)、仲買、小賣人、札差(その項を見よ)、藏元、掛屋町を職とし、或は鎌倉室町時代の座(その項を見よ)及びヨーロッパ中世のギルド(その項を見よ)の項を見よ)に類したる獨占的組合(例へば十組問屋のごとき問屋組合)、或は株仲間(例へば十組問屋のごとき問屋組合)をなして、獨占的に利益を壟斷し、(長崎、大阪、京都、博多等の、絲商人より成る絲割符仲間もその例である)、或は密貿易及び海外貿易により(錢屋五兵衞、博多の島井宗室等)、或は金貸業等により、巨富を擁した。これらの町人は、社會階級に於いては最下位にあつたが、實質においては權力階級たりし武士をして黄金の前に屈服せしめた。大阪の町人一度怒れば天下の諸侯戰慄すといはしめたのも實に當時の町人であつた。紀國屋文左衞門、淀屋辰五郎はそれらの代表者であり、今日資本家の巨頭といはるる三井、鴻池、住友等の先祖もまたこの町人である。今日資本家の父とも言ふべき澁澤榮一、安田一家、大倉喜八郎等の先祖も又これら町人の出生である。大倉喜八郎は豪語して言ふ。「わしは子供のころから侍階級に對し夥しい反感をもつてゐた。百姓町人と言へば塵芥のように捨りつぶす暴虐は全くわしのとない人の命さへ蚤のように捨りつぶす暴虐は全くわしの腹のむしをこねくり返したのである。わしが故山を後に江戸表に出るに至つた動機は少しの過失のために殿から閉門仰せつけられた友人を見て悲憤の涙を流したことにある。…そこは流石江戸だ。町人の意氣は火の様に盛で侍は痛くかぎねえと言つてな散々な惡口雜言をついて侍の鼻の先でポンポン尻をたたいて逃げる勇み肌なんかがあつたよ。…武士共が沒落しようとする氣風はすでに町人の尻太鼓に見えたとでもいふか、いや痛快至極な思出ぢや」もつて當時に於ける町人の意氣を知るべきである。石濱知行)

直接行動 企業經營の内部にあつて(一)各企業に於ける勞働者の利益を代表し、(二)企業の經營に現實に參加する權利を得んとする場合に、勞働組合は二樣の方法を採る。即ち一は勞働組合が自己の名に於いて或る企業の勞働者の爲めに干渉するか又は企業内の勞働者を代表する特別機關が仲介者として行動する場合即ちこれである。この場合ある機關の仲介を經るか否かによつて一は間接行動と稱せられるに對して他は直接行動と云はれるのであるが、直接行動が斯くの如き意味に使はれることは極めて稀れであつて、暗殺、器物破壞の如き物理的意味に解せられるが普通である。けれども直接行動が單に物理的意味に解釋せられるに止まれば、それは物理的意味以外に、法律無視の行動、非合法的運動、社會的秩序又は習慣の破壞、社會的協同の拒否、又は法律、習慣等の濫用による强制、その他腕力や武力によらない强制又は脅威等の如きそれぞれ特別な意味に於ける社會的性質を有つと同じく、直接行動も亦た斯くの如き社會的意味に於ける暴力と殆んど區別するところなき社會的性質を有するのである。直接行動も暴力も共に物理的力と否定的な社會的性質を條件とする點に於いて何等撰ぶところない如くに見ゆるが、實はその前提に於いて重大なる相違點を有するのである。直接行動を他の凡ゆる類似の行動から區別せしむる唯一の點は、それが現存の社會的秩序、社會的機構の積極的な否定から出發するところにある。それは單に斯くの如き前提に立つのみならず凡そ社會的秩序、社會的機構の利用をすらも許さないのである。茲に直接行動の本質が存する。されば直接行動の因つて起る淵源は普通解釋せられるやうに、思想の自由、言論の自由、出版の自由の禁遏せられる壓政にあるの

でもなく、壓迫が極度に行はれるやうになつて之に對抗する他の一切の手段が望なきものとなつて終ふやうな社會的狀態にすらあるのでもなく、實にこれらをして可能ならしむる强權的社會秩序にあるのである。强權的社會秩序の存するところ恒に直接行動の因由が孕まれる。奴隷國家に於ける奴隷の叛亂、封建國家に於ける農民の一揆、產業革命時代に於ける機械の打毀等は直接行動的なものの表はれであつた。けれどもそれらは眞の意味に於ける直接行動ではなかつた。蓋し直接行動の眞義はその行動自體になく行動を通しての民衆の革命意識の誘發にある。ギリシア人、ローマ人にあつては暴君を殺すことは有益なことであり、それに成功したものは祖國の救濟者として讃美された。それは眞の直接行動の如くであつた。ギリシアやローマの國家は協同的機能的社會の悌を有してゐた、從つてそこに行はれる鬪爭は私鬪的性質を有した、個人的な暴力が有益であり得た所以である。直接行動が時に個人的テロリズムとなつて表はれ未組織的な暴力として現はれたといふ事はそれぞれの歷史的時代に於ける史的必然であつた。資本主義社會成立の初期に於いて個人的テロリズムの形に於ける直接行動が比較的頻繁に行はれた所以のものは一に社會の市民的性質にあつた。帝國主義的資本主義社會は最も組織化された强權的社會秩序である。この社會秩序の積極的全部的否定は而して互助的機能的協同の社會の實現は一に組織化せられた直接行動によつてのみ果される。最も組織化せられた直接行動は實に總同盟罷業である。資本家の掠奪、地主の獨占、貧民の窮苦、失業者の無告の狀態に終りを告げさせるものは議會でもなく政府でもなく實に組織せられた勞働者の機能の停止である。玆では組織化された直接行動は全く個人的意義を失ひ社會的の行動となるのである。直接行動が個人的意味より社會的行動に推移した事情は無政府主義思想の發展に就いて觀られる。尙ほ「行爲の宣傳」及び「無政府主義」の項參照。(東井金平)

著作權 (Copyright. Urheberrecht. Droit d'auteur)

〔性質〕 著作權なる語は廣狹種々の意義に使用せられる。廣義に於ては著作者が著作に依つて取得する人格的權利と經濟的權利とを總稱する。然し正確なる意義に於ては之を狹義に解し經濟的權利のみを指稱するものと解すべきである。著作權は精神的勞作の所産たる著作物を經濟上排他的に利用することを得る無體財産權であるに反し、(一)著作權は一の無體財産權としてその排他的性質は所有權に類似してゐるけれども、權利の客體が無體物であることに於て最も著しく所有權と異る。著作權は一つの無體財産權であるから著作者が著作に依つて取得する人格的權利と異り、又無體物たる著作物の依存する有體物の所有權とも異る。又著作權は排他的利用であるから出版契約上演契約等に基く報酬請求權其他の債權とも區別すべきである。又最近興味を以て注目せらるる所謂科學的所有權即ち科學者の發見した科學上の原理に關して直接にその科學者に與へようとする法律上の保護とも區別すべきである。著作權は比較的近代に發達した新しい權利であつて近代生活の下に於ける一般權利の具備すべき性質を最も端的に具備するを見るのである。即ち著しく社會化されてゐることこれである。之を著作權の社會性と云はう。著作權の社會性は即ち著作權の限界を示すもので、一般權利の社會的意義を理解するに付き興味ある示唆を與へるものである。著作權の社會性は種々の點に於て之を認めることができる。其の主なるものは次の如し。(イ)著作權は一定の存續期間の間しか保護せられない。其の期間經過後は社會の公有に歸し何人も自由に著作物を利用することができる。—時的制限。(ロ)著作權の客體たる著作物、著作權の内容たる經濟的利用權の排他性に付ても一定の制限が存する。即ち官公文書、新聞紙の雜報及び時事の記事公開の裁判所等に於て爲したる演述の如きは著作權の客體となることを得ない(一一條)。又新聞記事に付ては小說及び文藝學術若は美術の範圍に屬する著作物を除くの外著作權者が特に轉載を禁ずる旨を明記しないときは其の出所を明示して轉載することができる(一二〇條)。又一定の場合例へば個人的使用の爲めにする複製、正當範圍の引用、敎科書編纂の爲めにする複製、美術的著作物の異種複製等の場合には著作權者の許諾なくして其の著作物を複製するも著作權の侵害とは看做されない(一三〇條)。—事物の制限。(ハ)著作者又は其の權利承繼人に相續人がない場合には通常の財産は國庫に歸屬するけれども著作權は國庫に歸屬しないで社會の公有に歸し何人も自由に著作物を利用することができることとなる(一一〇條)。**〔主體及客體〕** 著作權の主體即ち著作權者が著作權を取得するには原始的に取得することがあり承繼的に取得することがある。著作權の原始的取得者は即ち著作者である。著作者とは著作物の作成者をいふ。然し著作權の原因たる精神的勞作は全然新奇のものの作成にのみ限らるるのでなく編輯者、飜譯者なども亦著作者と看做される(一一四條、一一一條)。著作者は之を著作の補助者、囑託者と區別しなければならぬ。他人の囑託に依り著作した寫眞肖像の著作權は其の囑託者に屬する(一一五條)。又著作物は數人の共働に依つて成就せらるる場合がある。この場合には或は共有的著作權關係を生じ或は固有の意義に於ける合著關係を生ずる。被傭者などが其の勤務上著作した著作物の著作權は當事者間に特約がなければ一般の原則に從て勤務上の著作者に屬するものと謂はねばならぬ。著作權法は一定の場合に著作關係の推定に關する規定を設けてゐる。即ち既に發行した著作物に付ては其著作物に著作者として氏名を表示した者が著作者と推定せられる。未だ發行せざる脚本及び樂譜の興行に關しては其の興行に著作者として氏名を顯はした者が其の著作者と推定せられる(一三五條)。著作權の客體即ち著作權によつて保護せらるる目的物は云ふまでもなく著作物である。著作物とは要するに精神的勞作の所産たる思想感情の獨創的表白にして外部的

に結ぶせられたものを云ふ。現行法に依れば文書、演述、圖畫、寫眞、演奏、歌唱、形刻、模型、寫眞、演奏、歌唱、共他文藝學術若しくは美術の範圍に屬する著作物は總て著作權の客體となり得るが、或る種類の著作物に付ては公益上の理由から著作權の客體とならいものと認められてゐるものもある（二一條）。**〔著作及び演奏〕** 著作權は著作物の成立即ち精神的勞作の所産たる思想感情の獨創的且つ美白が外部的に結成せらるると同時に發生する。現行法では著作權の成立の爲に免許、納本、登錄、公表其の他如何なる條件をも必要としない。又著作物が價値ありや否や、出版が可能なりや否やの如きも亦著作權の發生に關係はない。公序良俗に反する著作物及無監督講談物等に付てもまた著作權の發生を妨げない。然し著作物は獨創的でなければならないから他人の著作物に謂點、傍謂、句讀、批評、註解、附錄圖畫を加へ又は其の他の修正增減を爲し若しは譯案したるに過ぎざるものは其の著作權は著作者に屬しない（一九條）。新著作物に付ては著作權を生じないことは云ふまでもない。但し新著作者は著作權の發生と共に當然終始人に對しても其の權利を主張することができる。著作權は所有權に類似する權利であるが、永久に存續するものではなくして一定の期間の滿了に依つて當然消滅する。又著作權は相續人なき場合には一般財産權と異り亦當然消滅する（一〇〇條）。**〔內容〕** 著作權は前述の如く精神的勞作の所産たる著作物を經濟上利用することを得る無體財産權である。而して著作物を經濟上利用する方法は多種多樣であるから著作權の內容は著作物の種類に依り經濟的利用の方法如何に應じて種々の權能から成るものと謂ふべく一々列擧し難い。即ち或る著作物を出版し（出版權）外國語に翻譯し（翻譯權）脚本樂譜を興行し（上演權）フイルムを映畫興行し（上映權）演奏歌唱等を放送する權能（放送權）の如し。これ等の權能を總稱して著作權と稱することがある。**〔現行法改正の必要〕** 現行著作權法は明治三十二年の制定に係り今日の時勢から見れば不備の點が非常に多い。外國に於ても新時勢に伴ふ新立法をなしたものが甚だ多い。何へば獨逸（一九二〇年）、ギリシア（一九二〇年）、加奈陀（一九二一年）、ハンガリー（一九二一年）、瑞西（一九二二年）、ルーマニア（一九二三年）、ロシア（一九二五年）、伊太利（一九二五年）、智利（一九二五年）、ポーランド（一九二六年）、モロッコ（一九二六年）、チエッコスロヴアキア（一九二六年）、フインランド（一九二七年）の如きである。我國に於ても最近時勢の進展に伴ひ文藝家協會等よりの年來の要望もあり、殊に一九二八年（昭和三年）のベルヌ條約の改訂に適應するが爲今や現行法の根本的改正はその必要に迫られてゐる。**〔著作權の沿革〕** 著作權は印刷術の發明に伴ひ著作物の複製が容易且つ大量的に行はるるに至つて著作者の利益が著しく害せらるるに至つたので、著作者の利益を保護する爲に發生したものである。即ち著作權の沿革は印刷術の發明に伴ひ著作者の利益を保護する爲に發生したものである。即ち著作權の沿革は印刷術の發明に伴ひ著作者の利益を保護する爲に發生したものである。即ち著作權の沿革は印刷術の發明に伴ひ著作者の利益を保護する爲に發生したものである。

Stone James, Copinger, On the Law of Copyright. London, 1927. De Wolf, An Outline of Copyright Law, Boston, 1925. Allfeld, Kommentar zu den Gesetzen vom 19. Juni 1901, betreffend das Urheberrecht an Werken der Literatur und der Tonkunst und über das Verlagsrecht. München, 1928. Goldbaum, Urheberrechtund Urhebervertragsrecht, Berlin, 1927. Marwitz und Möhring, Kommentar über das Urheberrecht an Werken der Literatur und der Tonkunst, Berlin, 1929.（椎名常一）

貯蓄銀行（Savings Bank）〔性質〕 貯蓄銀行はイーマン階級、勞働階級、一口にいはゆる細民を顧客としその零碎なる貯蓄金を主たる預金として蒐集し、もつて營業を行ふを目的とする金融業者である。その原始的機能において「庶人の貯蓄心を養成し勤儉を奬勵するもの」（何へば明治八年の驛遞貯金の制の如き）であつたかも知れないが、資産せる資本家社會においては、無論それは利潤獲得以外の何ものをも目的とするものでない。ただ社會主義社會にあつては、再びその本源的機能を主たる目的とするに至つてゐる。現在ヤングニート・ロシアにおける貯蓄銀行の發展は乃ちこれを語つてゐる。そこで貯蓄銀行の特質は、第一にその信用を貴賞する顧客の特殊性であり、それに基く營業方針の特性である。この特性に對して、國家は、特殊の銀行法をもつて保護及び制限を與へてゐる。ゆゑに貯蓄銀行の特色は、これを預金銀行と比較するとき最も明瞭である。（一）預金銀行は中小商工業者より大企業に至る事業家を取引先とするが、貯蓄銀行の預金者は事業家では無い。（二）從つて前者の預金は事業經營資金であるが、後者のそれは單なる貯藏と利息とを目的とする。（三）前者の預金は振替預金となるが、後者のそれは單なる現金預入をのみならず企業資金の需要に應ずるが、後者は放資を主とし、その放資の對象は安全を第一とし、從つて一方面に局限せしめず、固定的でなく、流動的であることを要する。**〔我國貯蓄銀行の沿革〕** 幕府時代の町會所の歷史はいま措いて問はず、少くとも銀行の形態をそなへて貯蓄を營んだのは明治十一年に國立銀行となつた第一銀行、第二銀行、第三銀行、第四銀行、第五銀行、第六銀行、第七銀行、第八銀行、第九銀行、第十銀行、第十一銀行、第十二銀行、第十三銀行、第十四銀行、第十五銀行、第十六銀行、第十七銀行、第十八銀行、第十九銀行、第二十銀行、第二十一銀行、第二十二銀行、第二十三銀行、第二十四銀行、第二十五銀行、第二十六銀行、第二十七銀行、第二十八銀行、第二十九銀行、第三十銀行、第三十一銀行、第三十二銀行、第三十三銀行、第三十四銀行、第三十五銀行、第三十六銀行、第三十七銀行、第三十八銀行、第三十九銀行、第四十銀行、第四十一銀行、第四十二銀行、第四十三銀行、第四十四銀行、第四十五銀行、第四十六銀行、第四十七銀行、第四十八銀行、第四十九銀行、第五十銀行、第五十一銀行、第五十二銀行、第五十三銀行、第五十四銀行、第五十五銀行、第五十六銀行、第五十七銀行、第五十八銀行、第五十九銀行、第六十銀行、第六十一銀行、第六十二銀行、第六十三銀行、第六十四銀行、第六十五銀行、第六十六銀行、第六十七銀行、第六十八銀行、第六十九銀行、第七十銀行、第七十一銀行、第七十二銀行、第七十三銀行、第七十四銀行、第七十五銀行、第七十六銀行、第七十七銀行、第七十八銀行、第七十九銀行、第八十銀行、第八十一銀行、第八十二銀行、第八十三銀行、第八十四銀行、第八十五銀行、第八十六銀行、第八十七銀行、第八十八銀行、第八十九銀行、第九十銀行、第九十一銀行、第九十二銀行、第九十三銀行、第九十四銀行、第九十五銀行、第九十六銀行、第九十七銀行、第九十八銀行、第九十九銀行、第百銀行、第百一銀行、第百二銀行、第百三銀行、第百四銀行、第百五銀行、第百六銀行、第百七銀行、第百八銀行、第百九銀行、第百十銀行、第百十一銀行、第百十二銀行、第百十三銀行、第百十四銀行、第百十五銀行、第百十六銀行、第百十七銀行、第百十八銀行、第百十九銀行、第百二十銀行、第百二十一銀行、第百二十二銀行、第百二十三銀行、第百二十四銀行、第百二十五銀行、第百二十六銀行、第百二十七銀行、第百二十八銀行、第百二十九銀行、第百三十銀行、第百三十一銀行、第百三十二銀行、第百三十三銀行、第百三十四銀行、第百三十五銀行、第百三十六銀行、第百三十七銀行、第百三十八銀行、第百三十九銀行、第百四十銀行、第百四十一銀行、第百四十二銀行、第百四十三銀行、第百四十四銀行、第百四十五銀行、第百四十六銀行、第百四十七銀行、第百四十八銀行、第百四十九銀行、第百五十銀行、第百五十一銀行、第百五十二銀行、第百五十三銀行、第百五十四銀行、第百五十五銀行、第百五十六銀行、第百五十七銀行、第百五十八銀行、第百五十九銀行、第百六十銀行、第百六十一銀行、第百六十二銀行、第百六十三銀行、第百六十四銀行、第百六十五銀行、第百六十六銀行、第百六十七銀行、第百六十八銀行、第百六十九銀行、第百七十銀行、第百七十一銀行、第百七十二銀行、第百七十三銀行、第百七十四銀行、第百七十五銀行、第百七十六銀行、第百七十七銀行、第百七十八銀行、第百七十九銀行、第百八十銀行、第百八十一銀行、第百八十二銀行、第百八十三銀行、第百八十四銀行、第百八十五銀行、第百八十六銀行、第百八十七銀行、第百八十八銀行、第百八十九銀行、第百九十銀行、第百九十一銀行、第百九十二銀行、第百九十三銀行、第百九十四銀行、第百九十五銀行、第百九十六銀行、第百九十七銀行、第百九十八銀行、第百九十九銀行、第二百銀行、第二百一銀行、第二百二銀行、第二百三銀行、第二百四銀行、第二百五銀行、第二百六銀行、第二百七銀行、第二百八銀行、第二百九銀行、第二百十銀行、第二百十一銀行、第二百十二銀行、第二百十三銀行、第二百十四銀行、第二百十五銀行、第二百十六銀行、第二百十七銀行、第二百十八銀行、第二百十九銀行、第二百二十銀行、第二百二十一銀行、第二百二十二銀行、第二百二十三銀行、第二百二十四銀行、第二百二十五銀行、第二百二十六銀行、第二百二十七銀行、第二百二十八銀行、第二百二十九銀行、第二百三十銀行、第二百三十一銀行、第二百三十二銀行、第二百三十三銀行、第二百三十四銀行、第二百三十五銀行、第二百三十六銀行、第二百三十七銀行、第二百三十八銀行、第二百三十九銀行、第二百四十銀行、第二百四十一銀行、第二百四十二銀行、第二百四十三銀行、第二百四十四銀行、第二百四十五銀行、第二百四十六銀行、第二百四十七銀行、第二百四十八銀行、第二百四十九銀行、第二百五十銀行、第二百五十一銀行、第二百五十二銀行、第二百五十三銀行、第二百五十四銀行、第二百五十五銀行、第二百五十六銀行、第二百五十七銀行、第二百五十八銀行、第二百五十九銀行、第二百六十銀行、第二百六十一銀行、第二百六十二銀行、第二百六十三銀行、第二百六十四銀行、第二百六十五銀行、第二百六十六銀行、第二百六十七銀行、第二百六十八銀行、第二百六十九銀行、第二百七十銀行、第二百七十一銀行、第二百七十二銀行、第二百七十三銀行、第二百七十四銀行、第二百七十五銀行、第二百七十六銀行、第二百七十七銀行、第二百七十八銀行、第二百七十九銀行、第二百八十銀行、第二百八十一銀行、第二百八十二銀行、第二百八十三銀行、第二百八十四銀行、第二百八十五銀行、第二百八十六銀行、第二百八十七銀行、第二百八十八銀行、第二百八十九銀行、第二百九十銀行、第二百九十一銀行、第二百九十二銀行、第二百九十三銀行、第二百九十四銀行、第二百九十五銀行、第二百九十六銀行、第二百九十七銀行、第二百九十八銀行、第二百九十九銀行、第三百銀行、第三百一銀行、第三百二銀行、第三百三銀行、第三百四銀行、第三百五銀行、第三百六銀行、第三百七銀行、第三百八銀行、第三百九銀行、第三百十銀行、第三百十一銀行、第三百十二銀行、第三百十三銀行、第三百十四銀行、第三百十五銀行、第三百十六銀行、第三百十七銀行、第三百十八銀行、第三百十九銀行、第三百二十銀行、第三百二十一銀行、第三百二十二銀行、第三百二十三銀行、第三百二十四銀行、第三百二十五銀行、第三百二十六銀行、第三百二十七銀行、第三百二十八銀行、第三百二十九銀行、第三百三十銀行、第三百三十一銀行、第三百三十二銀行、第三百三十三銀行、第三百三十四銀行、第三百三十五銀行、第三百三十六銀行、第三百三十七銀行、第三百三十八銀行、第三百三十九銀行、第三百四十銀行、第三百四十一銀行、第三百四十二銀行、第三百四十三銀行、第三百四十四銀行、第三百四十五銀行、第三百四十六銀行、第三百四十七銀行、第三百四十八銀行、第三百四十九銀行、第三百五十銀行、第三百五十一銀行、第三百五十二銀行、第三百五十三銀行、第三百五十四銀行、第三百五十五銀行、第三百五十六銀行、第三百五十七銀行、第三百五十八銀行、第三百五十九銀行、第三百六十銀行、第三百六十一銀行、第三百六十二銀行、第三百六十三銀行、第三百六十四銀行、第三百六十五銀行、第三百六十六銀行、第三百六十七銀行、第三百六十八銀行、第三百六十九銀行、第三百七十銀行、第三百七十一銀行、第三百七十二銀行、第三百七十三銀行、第三百七十四銀行、第三百七十五銀行、第三百七十六銀行、第三百七十七銀行、第三百七十八銀行、第三百七十九銀行、第三百八十銀行、第三百八十一銀行、第三百八十二銀行、第三百八十三銀行、第三百八十四銀行、第三百八十五銀行、第三百八十六銀行、第三百八十七銀行、第三百八十八銀行、第三百八十九銀行、第三百九十銀行、第三百九十一銀行、第三百九十二銀行、第三百九十三銀行、第三百九十四銀行、第三百九十五銀行、第三百九十六銀行、第三百九十七銀行、第三百九十八銀行、第三百九十九銀行、第四百銀行、第四百一銀行、第四百二銀行、第四百三銀行、第四百四銀行、第四百五銀行、第四百六銀行、第四百七銀行、第四百八銀行、第四百九銀行、第四百十銀行、第四百十一銀行、第四百十二銀行、第四百十三銀行、第四百十四銀行、第四百十五銀行、第四百十六銀行、第四百十七銀行、第四百十八銀行、第四百十九銀行、第四百二十銀行、第四百二十一銀行、第四百二十二銀行、第四百二十三銀行、第四百二十四銀行、第四百二十五銀行、第四百二十六銀行、第四百二十七銀行、第四百二十八銀行、第四百二十九銀行、第四百三十銀行、第四百三十一銀行、第四百三十二銀行、第四百三十三銀行、第四百三十四銀行、第四百三十五銀行、第四百三十六銀行、第四百三十七銀行、第四百三十八銀行、第四百三十九銀行、第四百四十銀行、第四百四十一銀行、第四百四十二銀行、第四百四十三銀行、第四百四十四銀行、第四百四十五銀行、第四百四十六銀行、第四百四十七銀行、第四百四十八銀行、第四百四十九銀行、第四百五十銀行、第四百五十一銀行、第四百五十二銀行、第四百五十三銀行、第四百五十四銀行、第四百五十五銀行、第四百五十六銀行、第四百五十七銀行、第四百五十八銀行、第四百五十九銀行、第四百六十銀行、第四百六十一銀行、第四百六十二銀行、第四百六十三銀行、第四百六十四銀行、第四百六十五銀行、第四百六十六銀行、第四百六十七銀行、第四百六十八銀行、第四百六十九銀行、第四百七十銀行、第四百七十一銀行、第四百七十二銀行、第四百七十三銀行、第四百七十四銀行、第四百七十五銀行、第四百七十六銀行、第四百七十七銀行、第四百七十八銀行、第四百七十九銀行、第四百八十銀行、第四百八十一銀行、第四百八十二銀行、第四百八十三銀行、第四百八十四銀行、第四百八十五銀行、第四百八十六銀行、第四百八十七銀行、第四百八十八銀行、第四百八十九銀行、第四百九十銀行、第四百九十一銀行、第四百九十二銀行、第四百九十三銀行、第四百九十四銀行、第四百九十五銀行、第四百九十六銀行、第四百九十七銀行、第四百九十八銀行、第四百九十九銀行、第五百銀行、第五百一銀行、第五百二銀行、第五百三銀行、第五百四銀行、第五百五銀行、第五百六銀行、第五百七銀行、第五百八銀行、第五百九銀行、第五百十銀行、第五百十一銀行、第五百十二銀行、第五百十三銀行、第五百十四銀行、第五百十五銀行、第五百十六銀行、第五百十七銀行、第五百十八銀行、第五百十九銀行、第五百二十銀行、第五百二十一銀行、第五百二十二銀行、第五百二十三銀行、第五百二十四銀行、第五百二十五銀行、第五百二十六銀行、第五百二十七銀行、第五百二十八銀行、第五百二十九銀行、第五百三十銀行、第五百三十一銀行、第五百三十二銀行、第五百三十三銀行、第五百三十四銀行、第五百三十五銀行、第五百三十六銀行、第五百三十七銀行、第五百三十八銀行、第五百三十九銀行、第五百四十銀行、第五百四十一銀行、第五百四十二銀行、第五百四十三銀行、第五百四十四銀行、第五百四十五銀行、第五百四十六銀行、第五百四十七銀行、第五百四十八銀行、第五百四十九銀行、第五百五十銀行、第五百五十一銀行、第五百五十二銀行、第五百五十三銀行、第五百五十四銀行、第五百五十五銀行、第五百五十六銀行、第五百五十七銀行、第五百五十八銀行、第五百五十九銀行、第五百六十銀行、第五百六十一銀行、第五百六十二銀行、第五百六十三銀行、第五百六十四銀行、第五百六十五銀行、第五百六十六銀行、第五百六十七銀行、第五百六十八銀行、第五百六十九銀行、第五百七十銀行、第五百七十一銀行、第五百七十二銀行、第五百七十三銀行、第五百七十四銀行、第五百七十五銀行、第五百七十六銀行、第五百七十七銀行、第五百七十八銀行、第五百七十九銀行、第五百八十銀行、第五百八十一銀行、第五百八十二銀行、第五百八十三銀行、第五百八十四銀行、第五百八十五銀行、第五百八十六銀行、第五百八十七銀行、第五百八十八銀行、第五百八十九銀行、第五百九十銀行、第五百九十一銀行、第五百九十二銀行、第五百九十三銀行、第五百九十四銀行、第五百九十五銀行、第五百九十六銀行、第五百九十七銀行、第五百九十八銀行、第五百九十九銀行、第六百銀行、第六百一銀行、第六百二銀行、第六百三銀行、第六百四銀行、第六百五銀行、第六百六銀行、第六百七銀行、第六百八銀行、第六百九銀行、第六百十銀行、第六百十一銀行、第六百十二銀行、第六百十三銀行、第六百十四銀行、第六百十五銀行、第六百十六銀行、第六百十七銀行、第六百十八銀行、第六百十九銀行、第六百二十銀行、第六百二十一銀行、第六百二十二銀行、第六百二十三銀行、第六百二十四銀行、第六百二十五銀行、第六百二十六銀行、第六百二十七銀行、第六百二十八銀行、第六百二十九銀行、第六百三十銀行、第六百三十一銀行、第六百三十二銀行、第六百三十三銀行、第六百三十四銀行、第六百三十五銀行、第六百三十六銀行、第六百三十七銀行、第六百三十八銀行、第六百三十九銀行、第六百四十銀行、第六百四十一銀行、第六百四十二銀行、第六百四十三銀行、第六百四十四銀行、第六百四十五銀行、第六百四十六銀行、第六百四十七銀行、第六百四十八銀行、第六百四十九銀行、第六百五十銀行、第六百五十一銀行、第六百五十二銀行、第六百五十三銀行、第六百五十四銀行、第六百五十五銀行、第六百五十六銀行、第六百五十七銀行、第六百五十八銀行、第六百五十九銀行、第六百六十銀行、第六百六十一銀行、第六百六十二銀行、第六百六十三銀行、第六百六十四銀行、第六百六十五銀行、第六百六十六銀行、第六百六十七銀行、第六百六十八銀行、第六百六十九銀行、第六百七十銀行、第六百七十一銀行、第六百七十二銀行、第六百七十三銀行、第六百七十四銀行、第六百七十五銀行、第六百七十六銀行、第六百七十七銀行、第六百七十八銀行、第六百七十九銀行、第六百八十銀行、第六百八十一銀行、第六百八十二銀行、第六百八十三銀行、第六百八十四銀行、第六百八十五銀行、第六百八十六銀行、第六百八十七銀行、第六百八十八銀行、第六百八十九銀行、第六百九十銀行、第六百九十一銀行、第六百九十二銀行、第六百九十三銀行、第六百九十四銀行、第六百九十五銀行、第六百九十六銀行、第六百九十七銀行、第六百九十八銀行、第六百九十九銀行、第七百銀行、第七百一銀行、第七百二銀行、第七百三銀行、第七百四銀行、第七百五銀行、第七百六銀行、第七百七銀行、第七百八銀行、第七百九銀行、第七百十銀行、第七百十一銀行、第七百十二銀行、第七百十三銀行、第七百十四銀行、第七百十五銀行、第七百十六銀行、第七百十七銀行、第七百十八銀行、第七百十九銀行、第七百二十銀行、第七百二十一銀行、第七百二十二銀行、第七百二十三銀行、第七百二十四銀行、第七百二十五銀行、第七百二十六銀行、第七百二十七銀行、第七百二十八銀行、第七百二十九銀行、第七百三十銀行、第七百三十一銀行、第七百三十二銀行、第七百三十三銀行、第七百三十四銀行、第七百三十五銀行、第七百三十六銀行、第七百三十七銀行、第七百三十八銀行、第七百三十九銀行、第七百四十銀行、第七百四十一銀行、第七百四十二銀行、第七百四十三銀行、第七百四十四銀行、第七百四十五銀行、第七百四十六銀行、第七百四十七銀行、第七百四十八銀行、第七百四十九銀行、第七百五十銀行、第七百五十一銀行、第七百五十二銀行、第七百五十三銀行、第七百五十四銀行、第七百五十五銀行、第七百五十六銀行、第七百五十七銀行、第七百五十八銀行、第七百五十九銀行、第七百六十銀行、第七百六十一銀行、第七百六十二銀行、第七百六十三銀行、第七百六十四銀行、第七百六十五銀行、第七百六十六銀行、第七百六十七銀行、第七百六十八銀行、第七百六十九銀行、第七百七十銀行、第七百七十一銀行、第七百七十二銀行、第七百七十三銀行、第七百七十四銀行、第七百七十五銀行、第七百七十六銀行、第七百七十七銀行、第七百七十八銀行、第七百七十九銀行、第七百八十銀行、第七百八十一銀行、第七百八十二銀行、第七百八十三銀行、第七百八十四銀行、第七百八十五銀行、第七百八十六銀行、第七百八十七銀行、第七百八十八銀行、第七百八十九銀行、第七百九十銀行、第七百九十一銀行、第七百九十二銀行、第七百九十三銀行、第七百九十四銀行、第七百九十五銀行、第七百九十六銀行、第七百九十七銀行、第七百九十八銀行、第七百九十九銀行、第八百銀行、第八百一銀行、第八百二銀行、第八百三銀行、第八百四銀行、第八百五銀行、第八百六銀行、第八百七銀行、第八百八銀行、第八百九銀行、第八百十銀行、第八百十一銀行、第八百十二銀行、第八百十三銀行、第八百十四銀行、第八百十五銀行、第八百十六銀行、第八百十七銀行、第八百十八銀行、第八百十九銀行、第八百二十銀行、第八百二十一銀行、第八百二十二銀行、第八百二十三銀行、第八百二十四銀行、第八百二十五銀行、第八百二十六銀行、第八百二十七銀行、第八百二十八銀行、第八百二十九銀行、第八百三十銀行、第八百三十一銀行、第八百三十二銀行、第八百三十三銀行、第八百三十四銀行、第八百三十五銀行、第八百三十六銀行、第八百三十七銀行、第八百三十八銀行、第八百三十九銀行、第八百四十銀行、第八百四十一銀行、第八百四十二銀行、第八百四十三銀行、第八百四十四銀行、第八百四十五銀行、第八百四十六銀行、第八百四十七銀行、第八百四十八銀行、第八百四十九銀行、第八百五十銀行、第八百五十一銀行、第八百五十二銀行、第八百五十三銀行、第八百五十四銀行、第八百五十五銀行、第八百五十六銀行、第八百五十七銀行、第八百五十八銀行、第八百五十九銀行、第八百六十銀行、第八百六十一銀行、第八百六十二銀行、第八百六十三銀行、第八百六十四銀行、第八百六十五銀行、第八百六十六銀行、第八百六十七銀行、第八百六十八銀行、第八百六十九銀行、第八百七十銀行、第八百七十一銀行、第八百七十二銀行、第八百七十三銀行、第八百七十四銀行、第八百七十五銀行、第八百七十六銀行、第八百七十七銀行、第八百七十八銀行、第八百七十九銀行、第八百八十銀行、第八百八十一銀行、第八百八十二銀行、第八百八十三銀行、第八百八十四銀行、第八百八十五銀行、第八百八十六銀行、第八百八十七銀行、第八百八十八銀行、第八百八十九銀行、第八百九十銀行、第八百九十一銀行、第八百九十二銀行、第八百九十三銀行、第八百九十四銀行、第八百九十五銀行、第八百九十六銀行、第八百九十七銀行、第八百九十八銀行、第八百九十九銀行、第九百銀行、第九百一銀行、第九百二銀行、第九百三銀行、第九百四銀行、第九百五銀行、第九百六銀行、第九百七銀行、第九百八銀行、第九百九銀行、第九百十銀行、第九百十一銀行、第九百十二銀行、第九百十三銀行、第九百十四銀行、第九百十五銀行、第九百十六銀行、第九百十七銀行、第九百十八銀行、第九百十九銀行、第九百二十銀行、第九百二十一銀行、第九百二十二銀行、第九百二十三銀行、第九百二十四銀行、第九百二十五銀行、第九百二十六銀行、第九百二十七銀行、第九百二十八銀行、第九百二十九銀行、第九百三十銀行、第九百三十一銀行、第九百三十二銀行、第九百三十三銀行、第九百三十四銀行、第九百三十五銀行、第九百三十六銀行、第九百三十七銀行、第九百三十八銀行、第九百三十九銀行、第九百四十銀行、第九百四十一銀行、第九百四十二銀行、第九百四十三銀行、第九百四十四銀行、第九百四十五銀行、第九百四十六銀行、第九百四十七銀行、第九百四十八銀行、第九百四十九銀行、第九百五十銀行、第九百五十一銀行、第九百五十二銀行、第九百五十三銀行、第九百五十四銀行、第九百五十五銀行、第九百五十六銀行、第九百五十七銀行、第九百五十八銀行、第九百五十九銀行、第九百六十銀行、第九百六十一銀行、第九百六十二銀行、第九百六十三銀行、第九百六十四銀行、第九百六十五銀行、第九百六十六銀行、第九百六十七銀行、第九百六十八銀行、第九百六十九銀行、第九百七十銀行、第九百七十一銀行、第九百七十二銀行、第九百七十三銀行、第九百七十四銀行、第九百七十五銀行、第九百七十六銀行、第九百七十七銀行、第九百七十八銀行、第九百七十九銀行、第九百八十銀行、第九百八十一銀行、第九百八十二銀行、第九百八十三銀行、第九百八十四銀行、第九百八十五銀行、第九百八十六銀行、第九百八十七銀行、第九百八十八銀行、第九百八十九銀行、第九百九十銀行、第九百九十一銀行、第九百九十二銀行、第九百九十三銀行、第九百九十四銀行、第九百九十五銀行、第九百九十六銀行、第九百九十七銀行、第九百九十八銀行、第九百九十九銀行、第千銀行、第千一銀行、第千二銀行、第千三銀行、第千四銀行、第千五銀行、第千六銀行、第千七銀行、第千八銀行、第千九銀行、第千十銀行、第千十一銀行、第千十二銀行、第千十三銀行、第千十四銀行、第千十五銀行、第千十六銀行、第千十七銀行、第千十八銀行、第千十九銀行、第千二十銀行、第千二十一銀行、第千二十二銀行、第千二十三銀行、第千二十四銀行、第千二十五銀行、第千二十六銀行、第千二十七銀行、第千二十八銀行、第千二十九銀行、第千三十銀行、第千三十一銀行、第千三十二銀行、第千三十三銀行、第千三十四銀行、第千三十五銀行、第千三十六銀行、第千三十七銀行、第千三十八銀行、第千三十九銀行、第千四十銀行、第千四十一銀行、第千四十二銀行、第千四十三銀行、第千四十四銀行、第千四十五銀行、第千四十六銀行、第千四十七銀行、第千四十八銀行、第千四十九銀行、第千五十銀行、第千五十一銀行、第千五十二銀行、第千五十三銀行、第千五十四銀行、第千五十五銀行、第千五十六銀行、第千五十七銀行、第千五十八銀行、第千五十九銀行、第千六十銀行、第千六十一銀行、第千六十二銀行、第千六十三銀行、第千六十四銀行、第千六十五銀行、第千六十六銀行、第千六十七銀行、第千六十八銀行、第千六十九銀行、第千七十銀行、第千七十一銀行、第千七十二銀行、第千七十三銀行、第千七十四銀行、第千七十五銀行、第千七十六銀行、第千七十七銀行、第千七十八銀行、第千七十九銀行、第千八十銀行、第千八十一銀行、第千八十二銀行、第千八十三銀行、第千八十四銀行、第千八十五銀行、第千八十六銀行、第千八十七銀行、第千八十八銀行、第千八十九銀行、第千九十銀行、第千九十一銀行、第千九十二銀行、第千九十三銀行、第千九十四銀行、第千九十五銀行、第千九十六銀行、第千九十七銀行、第千九十八銀行、第千九十九銀行、第千百銀行、第千百一銀行、第千百二銀行、第千百三銀行、第千百四銀行、第千百五銀行、第千百六銀行、第千百七銀行、第千百八銀行、第千百九銀行、第千百十銀行、第千百十一銀行、第千百十二銀行、第千百十三銀行、第千百十四銀行、第千百十五銀行、第千百十六銀行、第千百十七銀行、第千百十八銀行、第千百十九銀行、第千百二十銀行、第千百二十一銀行、第千百二十二銀行、第千百二十三銀行、第千百二十四銀行、第千百二十五銀行、第千百二十六銀行、第千百二十七銀行、第千百二十八銀行、第千百二十九銀行、第千百三十銀行、第千百三十一銀行、第千百三十二銀行、第千百三十三銀行、第千百三十四銀行、第千百三十五銀行、第千百三十六銀行、第千百三十七銀行、第千百三十八銀行、第千百三十九銀行、第千百四十銀行、第千百四十一銀行、第千百四十二銀行、第千百四十三銀行、第千百四十四銀行、第千百四十五銀行、第千百四十六銀行、第千百四十七銀行、第千百四十八銀行、第千百四十九銀行、第千百五十銀行、第千百五十一銀行、第千百五十二銀行、第千百五十三銀行、第千百五十四銀行、第千百五十五銀行、第千百五十六銀行、第千百五十七銀行、第千百五十八銀行、第千百五十九銀行、第千百六十銀行、第千百六十一銀行、第千百六十二銀行、第千百六十三銀行、第千百六十四銀行、第千百六十五銀行、第千百六十六銀行、第千百六十七銀行、第千百六十八銀行、第千百六十九銀行、第千百七十銀行、第千百七十一銀行、第千百七十二銀行、第千百七十三銀行、第千百七十四銀行、第千百七十五銀行、第千百七十六銀行、第千百七十七銀行、第千百七十八銀行、第千百七十九銀行、第千百八十銀行、第千百八十一銀行、第千百八十二銀行、第千百八十三銀行、第千百八十四銀行、第千百八十五銀行、第千百八十六銀行、第千百八十七銀行、第千百八十八銀行、第千百八十九銀行、第千百九十銀行、第千百九十一銀行、第千百九十二銀行、第千百九十三銀行、第千百九十四銀行、第千百九十五銀行、第千百九十六銀行、第千百九十七銀行、第千百九十八銀行、第千百九十九銀行、第千二百銀行、第千二百一銀行、第千二百二銀行、第千二百三銀行、第千二百四銀行、第千二百五銀行、第千二百六銀行、第千二百七銀行、第千二百八銀行、第千二百九銀行、第千二百十銀行、第千二百十一銀行、第千二百十二銀行、第千二百十三銀行、第千二百十四銀行、第千二百十五銀行、第千二百十六銀行、第千二百十七銀行、第千二百十八銀行、第千二百十九銀行、第千二百二十銀行、第千二百二十一銀行、第千二百二十二銀行、第千二百二十三銀行、第千二百二十四銀行、第千二百二十五銀行、第千二百二十六銀行、第千二百二十七銀行、第千二百二十八銀行、第千二百二十九銀行、第千二百三十銀行、第千二百三十一銀行、第千二百三十二銀行、第千二百三十三銀行、第千二百三十四銀行、第千二百三十五銀行、第千二百三十六銀行、第千二百三十七銀行、第千二百三十八銀行、第千二百三十九銀行、第千二百四十銀行、第千二百四十一銀行、第千二百四十二銀行、第千二百四十三銀行、第千二百四十四銀行、第千二百四十五銀行、第千二百四十六銀行、第千二百四十七銀行、第千二百四十八銀行、第千二百四十九銀行、第千二百五十銀行、第千二百五十一銀行、第千二百五十二銀行、第千二百五十三銀行、第千二百五十四銀行、第千二百五十五銀行、第千二百五十六銀行、第千二百五十七銀行、第千二百五十八銀行、第千二百五十九銀行、第千二百六十銀行、第千二百六十一銀行、第千二百六十二銀行、第千二百六十三銀行、第千二百六十四銀行、第千二百六十五銀行、第千二百六十六銀行、第千二百六十七銀行、第千二百六十八銀行、第千二百六十九銀行、第千二百七十銀行、第千二百七十一銀行、第千二百七十二銀行、第千二百七十三銀行、第千二百七十四銀行、第千二百七十五銀行、第千二百七十六銀行、第千二百七十七銀行、第千二百七十八銀行、第千二百七十九銀行、第千二百八十銀行、第千二百八十一銀行、第千二百八十二銀行、第千二百八十三銀行、第千二百八十四銀行、第千二百八十五銀行、第千二百八十六銀行、第千二百八十七銀行、第千二百八十八銀行、第千二百八十九銀行、第千二百九十銀行、第千二百九十一銀行、第千二百九十二銀行、第千二百九十三銀行、第千二百九十四銀行、第千二百九十五銀行、第千二百九十六銀行、第千二百九十七銀行、第千二百九十八銀行、第千二百九十九銀行、第千三百銀行、第千三百一銀行、第千三百二銀行、第千三百三銀行、第千三百四銀行、第千三百五銀行、第千三百六銀行、第千三百七銀行、第千三百八銀行、第千三百九銀行、第千三百十銀行、第千三百十一銀行、第千三百十二銀行、第千三百十三銀行、第千三百十四銀行、第千三百十五銀行、第千三百十六銀行、第千三百十七銀行、第千三百十八銀行、第千三百十九銀行、第千三百二十銀行、第千三百二十一銀行、第千三百二十二銀行、第千三百二十三銀行、第千三百二十四銀行、第千三百二十五銀行、第千三百二十六銀行、第千三百二十七銀行、第千三百二十八銀行、第千三百二十九銀行、第千三百三十銀行、第千三百三十一銀行、第千三百三十二銀行、第千三百三十三銀行、第千三百三十四銀行、第千三百三十五銀行、第千三百三十六銀行、第千三百三十七銀行、第千三百三十八銀行、第千三百三十九銀行、第千三百四十銀行、第千三百四十一銀行、第千三百四十二銀行、第千三百四十三銀行、第千三百四十四銀行、第千三百四十五銀行、第千三百四十六銀行、第千三百四十七銀行、第千三百四十八銀行、第千三百四十九銀行、第千三百五十銀行、第千三百五十一銀行、第千三百五十二銀行、第千三百五十三銀行、第千三百五十四銀行、第千三百五十五銀行、第千三百五十六銀行、第千三百五十七銀行、第千三百五十八銀行、第千三百五十九銀行、第千三百六十銀行、第千三百六十一銀行、第千三百六十二銀行、第千三百六十三銀行、第千三百六十四銀行、第千三百六十五銀行、第千三百六十六銀行、第千三百六十七銀行、第千三百六十八銀行、第千三百六十九銀行、第千三百七十銀行、第千三百七十一銀行、第千三百七十二銀行、第千三百七十三銀行、第千三百七十四銀行、第千三百七十五銀行、第千三百七十六銀行、第千三百七十七銀行、第千三百七十八銀行、第千三百七十九銀行、第千三百八十銀行、第千三百八十一銀行、第千三百八十二銀行、第千三百八十三銀行、第千三百八十四銀行、第千三百八十五銀行、第千三百八十六銀行、第千三百八十七銀行、第千三百八十八銀行、第千三百八十九銀行、第千三百九十銀行、第千三百九十一銀行、第千三百九十二銀行、第千三百九十三銀行、第千三百九十四銀行、第千三百九十五銀行、第千三百九十六銀行、第千三百九十七銀行、第千三百九十八銀行、第千三百九十九銀行、第千四百銀行、第千四百一銀行、第千四百二銀行、第千四百三銀行、第千四百四銀行、第千四百五銀行、第千四百六銀行、第千四百七銀行、第千四百八銀行、第千四百九銀行、第千四百十銀行、第千四百十一銀行、第千四百十二銀行、第千四百十三銀行、第千四百十四銀行、第千四百十五銀行、第千四百十六銀行、第千四百十七銀行、第千四百十八銀行、第千四百十九銀行、第千四百二十銀行、第千四百二十一銀行、第千四百二十二銀行、第千四百二十三銀行、第千四百二十四銀行、第千四百二十五銀行、第千四百二十六銀行、第千四百二十七銀行、第千四百二十八銀行、第千四百二十

額（一〇年）　一一年　一二年　一三年　一四年　昭和元年　二年　三年　四年　五年　六年　七年　八年　九年　十年　十一年　十二年　十三年　十四年　十五年

一株ノ株金額　五〇円　五〇円　五〇円　五〇円　五〇円　五〇円　五〇円　五〇円　五〇円　五〇円　五〇円　五〇円　五〇円　五〇円　五〇円　五〇円　五〇円　五〇円　五〇円

一株ノ払込金額　一二円五〇銭　一二円五〇銭　一二円五〇銭　一二円五〇銭　一二円五〇銭　一二円五〇銭　一二円五〇銭　一二円五〇銭　一二円五〇銭　一二円五〇銭　一二円五〇銭　一二円五〇銭　一二円五〇銭　一二円五〇銭　一二円五〇銭　一二円五〇銭　一二円五〇銭　一二円五〇銭

株数　一〇〇、〇〇〇株　一〇〇、〇〇〇株　一〇〇、〇〇〇株　一〇〇、〇〇〇株　一〇〇、〇〇〇株　一〇〇、〇〇〇株　一〇〇、〇〇〇株　一〇〇、〇〇〇株　一〇〇、〇〇〇株　一〇〇、〇〇〇株　一〇〇、〇〇〇株　一〇〇、〇〇〇株　一〇〇、〇〇〇株　一〇〇、〇〇〇株　一〇〇、〇〇〇株　一〇〇、〇〇〇株　一〇〇、〇〇〇株　一〇〇、〇〇〇株

株金額　一二五、〇〇〇円　一二五、〇〇〇円　一二五、〇〇〇円　一二五、〇〇〇円　一二五、〇〇〇円　一二五、〇〇〇円　一二五、〇〇〇円　一二五、〇〇〇円　一二五、〇〇〇円　一二五、〇〇〇円　一二五、〇〇〇円　一二五、〇〇〇円　一二五、〇〇〇円　一二五、〇〇〇円　一二五、〇〇〇円　一二五、〇〇〇円　一二五、〇〇〇円

（注）株金額ノ一株ニ付五分ノ一ヲ超エ、且ツ二十五円ニ満タサルトキハ、定款ノ定ムル所ニ依リ、

従事して居るといふ。歳五十。要するに今日の彼れは先づ過去の人である。然し、所謂ルネサンス運動の過程に於ける青年インテリゲンチヤの革命的教導と、並びに中國共産黨發達の初期時代（即ちインテリゲンチヤが最も重要なる役割りを務めて居た時代）から遡んで無産階級が自ら偉大なる組織と戰闘力を發揮するに至つた期間、中國無産者運動に於ける彼れの役割りは實に歴史的なものである。（鈴江言一）

チンメルワルド會議 (Zimmerwald Conference. Z. Konferenz. Zi. Conférence) （一九一五年九月スイスのチンメルワルドに開かれたる諸國社會主義者の戰爭反對の國際會議。一九一四年八月、世界戰爭勃發の際、參戰諸國の有力なる無産政黨は、少數の例外（ロシアのボルシエヴイキ、イタリー社會黨等）を除いては殆ど全部主戰論に與した結果、それ等の諸黨を以て構成せられてゐた第二インタナショナルは事實上滅亡した。そこでイタリー及びスイスの社會黨はこの大勢を挽回するために、一九一五年九月チンメルワルドに於て「一般社會主義的見解の原理的相違に拘はらず、苟も戰爭に對する闘爭をなさんとする組織及集團」の會合を開く旨の招待狀を發した。これに應じたものは、第二インタナショナル中の左翼、中央、右翼（その中には今日のファシストもあり）等種々雜多の分子であつた。從つてその主張もまちまちであつた。右翼及び中間の者は、この會議は「決して新インタナショナルの建設のために利用せらるべきものでなく、……プロレタリアを一の共同の平和行動に糾合し、この目的のための行動中心をつくり、勞働者階級をその歴史的使命に引戻さうとするのである」といふ招待狀の埒外に出ようとはしなかつた。しかし、ロシアのボルシエヴイキを代表するレニンやジノヴイエフは、之れとは全く別の目的のためにこの會議に出席したのであつた。彼等はこの會合を利用して、年來の宿望たりし（第三インタナショナルの項參照）戰闘的インタナショナルの建設を企てた。然しチンメルワルドの多數派は彼等の提案を否決し、只「國際社會主義者委員會」(International Socialist Committee) をベルン (Bern) に設ける事を可決するに止めた。この委員會は其後「決して從來の國際事務局（第二インタナショナルの）に代るものではなく、事務局がその使命を正しく遂行し得るに至るや、直ちに解體せらるべきもの」であると宣言した。しかるにレニン等は、この宣言は、決してチンメルワルド會議の決議に從つたものでなく委員の專斷にすぎぬといつて激しく之れを難詰した。かくの如くチンメルワルドに集つた者（チンメルワルド派）は、戰爭反對の一事（その反對理由も區々であつた）を以てつながれるにすぎず、其他の點に於て非戰問題に就ても、諸國プロレタリアートを指導する程の有力なるものでは決してなかつた。にも拘はらずこの會議が、國際社會運動史上に抹殺すべからざる地位を占めるセルロードやイタリー社會黨はこの分裂運動に强く反對した。之については亦姿協案が通過した。それは第二インタナショナル排外主義的指導者を手緒く非難はしたが、しかしそれと絶緣はしない、されば又言つて第二インタナショナル事務局の召集にも努力しない、といふのであつた。この召集に努力しない理由について、左翼は事務局は腐敗して召集の價値なしとし、右翼は交戰中にして未だその時期でないと、いふ風に各自勝手な解釋をしてゐた。斯くの如くチンメルワルド派は全體として最後まで行動を共にし得るものではなかつた。このことに眞先に着目したのはレニンであつた。彼は一八一七年四月（ロシア革命勃發の翌月）のロシア社會民主黨大會に於て、チンメルワルドの右翼及び中間派と絶緣して、第三インタナショナルを組織すべしと提案したが、しかし大會は之れを時期尚早として否決し、報告交換の目的のためにチンメルワルド派と關係を保つといふ姿協案を採用した。同年五月ロシア社會民主黨は、ヨーロツパ諸國の無産政黨に對して、非戰問題を議するための國際會議をストツクホルムに開くべき旨の招待狀を發した。しかし交戰國の有力なる黨派の代表は、自國政府の妨害と熱心の不足とのために之れに出席せず、この時も亦大體チンメルワルド派の會合であつた。ストツクホルム會議は舊第二インタナショナルとの絶緣を決議した。其後、ロシアに於けるボルシエヴイキの勝利と、世界大戰による大衆の窮乏とは、諸國の左翼の勢力を增大せしめ、遂に一九一九年三月モスコウに第三インタナショナルが創立せられるに至つたのである。尙ほ第三インタナショナルの項參照。**參考書** 林、中野、レーニン・インタナショナル（昭和四年）。N. Lenin u. G. Sinowjew, Gegen den Strom, 1921. K. Kautsky, Vorgungenheit und Zukrunft der Internationale, 1930.（田中九一）

陳友仁 籍は廣東、キユーバに生れ母は南米の人。英國で育ち外人間に Eugene Olen として知られて居る。一九一二年唐紹儀内閣の法律顧問となる。後 Peking Gazette を經營し、一九一七年六月日支密約の暴露で捕はれたが、英國藩だつたので釋されて、上海に行き、孫文と結ぶ。

一九一八年軍政府代表として渡米。一九一九年パリ和議には南方の專門委員として出席し、一九二〇年夏歸國廣東の外交顧問となる。國民黨の改組に際して中央執行委員となり、後孫文と前後北上したが、一九二六年の三月十八日事件（徐謙を見よ）で逮捕令を出され廣東に歸へる。同年六月外交部長代理として、沙面事件、關稅二分五厘の實施に折衝大に努む。殊に香港罷業解決に對する中英談判の第一回會議に於て彼れが試みた演說は、植民地としての中國政府の對列國外交政策の根本性質を遺憾なく表示したものであつて、今日の南京政府の外交はすべて此の方策の踏襲である。恐らく、今後もナショナル・ブルジョアジーが其の目的達成の過程にある限り、永く捧持さるべきものであらう。一九二七年武漢政府の外交部長として漢口英租界の回收等に奮闘したが、武漢政府沒落後九月、「不平等條約撤廢に就いて各國の諒解を得に…」の名義で宋慶齡（一九一四年孫文と日本で結婚し、一面忠實なセクレタリとして働いた。米國のヴイルズイレ大學卒業、歳四〇。現に中央執行委員）と共にモスコウに去つた。孫夫人と共に所謂る第三黨（譚平山を見よ）派と認められてゐる。歳五十二。（鈴江言一）

賃勞働 (Lohnarbeit) 賃勞働とは、勞働者がその生計をたてんがために、その勞働力を一の商品として、資本家に賣ると云ふ場合に於ける勞働である。賃勞働は、其故、産業革命を經たる生産組織に特有なる「自由勞働」(freie Arbeit) であり、近代プロレタリアートに特有なる勞働である。賃勞働は奴隷勞働乃至農奴の勞働と次の點に於いて區別せられる。賃勞働の場合勞働力は、勞働者によつて一の商品として賣られて居るのである。奴隷の勞働力は奴隷其者と一所に奴隷所有者に賣られて居る。謂はば、奴隷自體が一の商品であつて、奴隷の勞働力は奴隷自身の手にある商品ではない。農奴の場合、勞働力は一部分のみが土地所有者の手に讓渡される。農奴は土地所有者から勞賃を受取らない。反對に、土地所有者に對して一定の收穫を貢納するのである。併しながら奴隷はその主人の利益よりして少くとも生存の保障を與へられて居り、農奴は著干の生産要具と土地とを自分の物として使用する事が出來る事によつて、或る程度の生存の保障を與へられて居る。プロレタリアートは何人にも束縛せられない自由なる勞働者である。其故彼は何人に如何にその勞働力を賣却しやうとも自由である代りに、如何なる意味に於いてもその生存の保障を與へられて居ない。プロレタリアートは、其れ故何とかしてその勞働力を賣らなければならない。勞働力を「切賣」する以外にプロレタリアートの生活の道はない。勞働力は斯くして、凡ての商品と同じく自由競爭の市場に於いて、需要供給の動搖の影響を受けつつ、それの購買者を探求するのである。而して一の商品としての勞働力は、凡ての商品と同じく、その價格をそれの生産費に迄おし下げしめられざるを得ない。即ち勞働力の所有者たる勞働者がその生計を營むに必要なる最少限度が勞働力の價格たる勞賃としで決定せられるのである。何となれば、勞働力は勞働者の人格と融合せる物であり、それを引離す事は出來ないものであるから。然るに、今日の資本主義社會に於ては、勞働力は一個の商品たると同時に、それは又、全く特殊なる一商品である。勞働力は價値創造の力を有する。現在に於いて人間の勞働力はそれ自身の有し、且つ費す所のものより、もより大なる價値を生産するのみならず、新らしき技術的發明進歩は時と共に、此の剩餘勞働の分量を增大せしめつつあるのである。此處に資本主義社會組織のからくりがある。プロレタリアートはその生活の必要よりしてその勞働力をそれの買手たる資本家に賣却せざるを得ない。而して此の勞働の根柢の上に資本は無限に增大し繁榮し行く。此處に勞働と資本との、プロレタリアートと資本家との腐れ緣が生ずる。而して此の關係はこれの上に現社會組織がたつて居る所の根柢的なる生産關係である。**參考書**「賃勞働と資本」その他のマルクス・エンゲルスの著書。（後藤信夫）

ツ

ツウイングリ (Zwingli, Ulrich (Huldreich) 1484―1531) スウイスの人、Wildhus に生る。早くよりウイーン、ベルン等に於て哲學及び人文主義の學を修め、後特に Erasmus の感化を受くること大、かねて牧師として數會改革の必要を感じてゐたが、一五一九年チューリッヒの牧師となりてよりその實行に着手し、明快平易なる說數を以て數年の間に改革派の勝利を贏ち得た。かくて改革運動は北スウイス及び南ドイツにも擴まつたけれども、終にカトリックを棄ずる州との間に戰爭を生じて彼れ自らも Kappel に戰死した。彼れは宗教上ではルッテルやカルヴインと相並んで偉大な改革者であつたが、社會思想の方面に於てはきして重要な地位を占めてはゐない。その反對派との討論の題目となつた結案の說明 (Auslegung und Begründung der Schlussreden, 1523) に於ては教會の權力なるものに反對し政教分離を高調してゐるけれども、チューリッヒ政府は彼れの宗教を採用して、その意見をその儘國家の法律として制定し、ここに見えざる聖徒の交はりたる教會と信仰の秩序に必要な世俗的機關たる國家とが一組織に融合した。彼れの法律思想は主として Von göttlicher und menschlicher Gerechtigkeit, 1523 に窺はれる。神の啓示を自然法となし理想としては私有財產制度を否認しつつも不完全な人間界では已を得ぬと說いた。**參考書** 今中次麿、政治思想史 (昭和二年、三四九―三五九頁)。Finsler, Zwingli-Bibliographie, 1897. Stähelin, Huldreich Zwingli, 1895―97. Simpson, Life of U. Zwingli, 1902. Lang, Zwingli und Calvin, 1913. (河村又介)

通貨政策 (Currency Policy, Währungspolitik) 通貨政策と呼びなされるものが何を指すかは從來の諸說必しも一致を見てゐないが、普通には通貨政策とは貨幣價値に關する國家の政策であると見られることが多い。例へば、ミーゼス (Ly. Mises) は「通貨政策の問題は貨幣の內的客觀的交換價値の問題である」。「貨幣政策に關する問題は、つねに貨幣價値政策の問題にほかならぬのであるが、時々假面をかぶつて現はれるがゆゑに、素人にはその本體の見分けのつかぬことがある」といふ。かやうに通貨政策をもつて貨幣價値を繞ぐる政策と見るときは、その包括する問題の範圍は第一に貨幣の本位制度そのものに對する政策、第二に一定の確立せる本位制度のもとにおける貨幣價値政策となるであろう。そしてこの第二の領域は、いはば單なる金融政策として資本家經濟の景氣波動の關係をその政策の目的とする。從つてそこには謂ゆるインフレーショニズム (インフレーション政策、貨幣價値低落政策、デフレーショニズム (デフレーション政策、貨幣價値騰貴政策等の政策があり得るであろう。しかし卑見によれば、資本家社會における通貨政策は單なる貨幣價値政策をもつて一貫するものではあり得ない。資本家社會の發展段階の相異に伴つて通貨政策の標的にも甚しい變化があり、單なる貨幣價値に對する對策は要するに物價問題に終始するのである。さうして、物價問題に關する限りにおける通貨問題は、貨幣 (金) がもつところの價値の尺度並びに價格の本位といふ二つの機能に依存する。しかるに、貨幣 (金) にはこのほかに尙ほ支拂手段としての機能がある。上に述べた意味での通貨政策には、支拂手段としての貨幣の機能が沒却されてはゐないか。そこで、物價問題といふ現象形態をとる通貨政策には、その裏面に勞ひ價値物自體としての貨幣の問題がつき纏ふことを忘れてはならない。私はこれを一個獨立なる意義をもつ正貨政策として指摘し得ると思ふ。この意味の正貨政策は、資本家社會の發展段階に應じて出沒する。言葉を換へれば、資本家社會の發展に應じて金のもつ意義の變化するに伴はれて出沒する。そこで通貨政策の含む問題は本位制度自體に對する政策を中心として、上限に正貨政策を、下限に金融 (金利) 政策をもつものと云ひ得やう。それ故に通貨政策の研究は特に歷史的跡づけを必要とするであろう。今はその一端のみに觸れておかう。世界大戰は資本家諸國の通貨政策に一轉期を齎した。本位制度の上においては從來の金流通金本位を廢し、これまで弱小國のとつてゐた謂ゆる金核本位制又は金爲替本位制をとるに至つた。その理由として普通に云はれるところでは、それは金生產の不足のためであり、又それに基づく金價値昂騰の結果たる一般物價の低落、從つて一般的不景氣に對する對策であるとなす。併し乍らそれは常套的通貨政策の單なる皮相であるにすぎない。歐洲列强はこの新幣制の下に事實從前に增して益す金の貯藏に腐心しつつある。一九二八年における世界の金保有高は大戰直前に比し四割を增し、戰後大量の金は歐洲からアメリカに流入したにも拘らず、既にイギリス、スペイン、シユワイツは戰前より遙かに大なる金を積み、その他諸國の金蓄積も急速に增加しつつある。併しかかる正貨の爭奪は決して再び金流通本位に還らんとするためではない。今やさうした金の厖大なる貯藏は恰もマーカンチリズム時代のそれの如き外觀を呈してはゐるが、根本においては固より異り、その意義は金の支拂手段としての最後の機能に集中されてゐるのであり、資本家社會最近の段階たる獨占的資本主義即ち帝國主義の、その大いなる危機を孕む新情勢下における通貨政策の特性を象徵するものである。それは幣制の人爲的統制を夢みる者に對して切迫せる現實の赤裸の事態をもつて戒告してゐるのである。これに對し戰前の謂ゆる產業資本主義時代には貨幣は流通手段として、主なる割役を演じてゐたが故に、金流通本位の確立が自からその通貨政策の眼目とする問題たらざるを得なかつた。そしてこれに先立つマーカンチリズム時代は、この流通手段に轉化さるべき金の準備時代としての素朴なる貨幣與藏時代であつたが故に、通貨政策もその施さるべき領域は極めて狹

隘で、金融資本の現代におけるそれとはその性質自ら異ならざるを得なかつた。(笠信太郎)

通貨膨脹及び收縮 (Inflation und Deflation) 商品流通の法則に基づけば、一定期間に於ける通貨の數量は價格本位たる貨幣商品 (金) の價値が一定ならば、與へられた流通速度の下に於ては、流通商品の價格總額の大小に比例して增減し、若し又商品の價値が一定ならば、與へられた流通速度の下に於ては、金自身の價値の騰落に逆比例して增減する。これは通貨が流通手段のみから成つてゐやうが、或は支拂手段も加つてゐやうが、又流通手段、支拂手段の形態が如何にあろうが原則として妥當する。尤も之は通貨の流通速度を一定と假定した場合であるが、若し流通速度が變化すれば、そして夫は變動し得るのであるが、原則は變らぬが事態は稍や複雜である。例へば、金價値は一定でも、商品の價格總額の增大以上に通貨の流通速度が增進すれば、通貨の數量は寧ろ減少し、商品の價格總額の減少以上に流通速度が減退すれば通貨數量は却つて增加する。併し何れにしても或る一定の期間の商品流通に必要なる通貨の數量は商品流通の內在的法則に從つて與へられてゐるもである。通貨膨脹と云ふのは、商品流通に必要なる數量以上の通貨が供給せられ、通貨收縮と云ふのは、必要なる數量以下に減少せられる場合を指稱する。故に通貨膨脹乃至收縮と云ふ事は意味を爲さない (尤もインフレーションと云ふ言葉そのものは一八六二年に初めて發行された有名なグリーン・バック紙幣の回收整理問題の論議に際して通貨膨脹擁護論に與へられた名稱である)。從つて通貨膨脹及び通貨收縮が正常なる商品流通過程に對する攪亂的作用を有つてゐる事は云ふ迄もない。否寧ろ斯かる攪亂的作用の故に膨脹、收縮が行はれると云ふ事が出來る。例へば金價値九千萬圓に相當する九千萬枚の一圓紙幣の流通に對し更に三千万枚の一圓紙幣が增刷發行せらるれば、流通商品の側に變化なければ其價額は一億二千萬圓に膨脹せざるを得ない。此事は結局紙幣一圓の稱呼は最早金二分の代表を意味せずその四分三、即ち金一分五厘を代表するに過ぎないが故に、通貨の數量は一億二千萬枚ならざるを得ないと云ふ意味で通貨の膨脹及び收縮は一時的攪亂作用に過ぎず、結局商品流通の法則、從つて價値法則の支配に服せざるを得ない事を意味するのであるが、併し夫は一時的過渡的には矢張依然として攪亂的作用を振ふことを止めないし、又夫が膨脹乃至收縮を政策とするものの的である。先づ通貨膨脹に就て說明すると、前の數字を其儘用ふれば、今や通貨一圓の價値は從來の一圓の四分の三であるから、從來の九千萬圓の所持者は今や從來の四分の三、六千七百五十萬圓分しか購買し得ない。殘四分の一、二千二百五十萬圓分は新たに增刷された紙幣三千萬圓の所有者の手に移る事となる。政府は財政紊亂の爲であると將又臨時緊急の必要の爲であるとを問はず、屢々此方法によつて租稅增徵の目的を達する事が出來る。而もそれは必ずしも一般世人の注目を惹く事なくそして苟も從來からの通貨所有者に對しては一率平等に課稅し得るのであるから徵稅技術上も果進稅率の適用等に比して遙に容易である。世界大戰に當つて交戰國政府が何れも此方法によつて應急軍事費其他出費の徵收を行つたのはよく知られてゐる。併し預金通貨の創設によつて顧客に對して必要以上の信用を與へ、其結果起る物價騰貴により其他の人々の犧牲に於て當該顧客をして社會の物資の一部を支配せしめ得るから。金融梁慌以前の臺灣銀行、朝鮮銀行、十五銀行等は其適例であろう。所で通貨膨脹による最初の物價騰貴に於ては一般に却つて物價反落が期待され、從つて從來の通貨所有者は却つて購買を差控へ通貨の流通速度が減ずるので通貨膨脹が繰返へされるに伴れ一般に一刻も早く財貨に換へる事が利益である事が知られて通貨の流通速度が紙幣膨脹以上に急調となる。そこで今度は膨脹實行者の期待する利益は裏切られ、インフレーションに次ぐにインフレーションを以てせられるに至る。然るに反之、例へば其の時金一分五厘を圓として正常に必要なる一圓券の數量一億二千萬枚が政府によつて三千萬枚燒却せられる時は、物價は九千萬圓に等しく、一圓の稱呼は今や金二分を代表するに等しい。從つて過渡的には此場合政府は三千萬圓の損失をしたに等しく、殘り九千萬圓の所有者は三千萬圓を得たに等しい。之は通貨膨脹の結果起つた國內的物價水準の騰貴を國際的物價水準に一致せしめやうとする政府當局或は銀行家等の政策として起る。此場合にも流通速度が遙に收縮に下廻れば、收縮は一層效果的である。所で通貨膨脹と收縮が過渡的には社會諸層に如何なる影響を與へるかと云ふに、前者の場合金融資本家を始め社債恩給月給等の固定收入によつて衣食するものは不利であつて膨脹率の激烈なるに加へて益々苦しいが、產業資本家は實質的金利の低下、商品の價格騰貴によつて特別利潤をせしむる。勞働階級は一見金融資本家等の利害と一致する如くであるが、他方には好景氣によつて就職人口の增加により相對的過剩人口を減少し得、勞賃の騰貴が起り產業資本家とも利害一致する如くである。政府も公債等の利拂等にて利益する立場にある。後者即ち通貨收縮の場合は前と逆である。勞働階級に就て云へば、一見勞賃の實質的騰貴により利益する如くであるが、一方失業の增加により過剩人口を增加し其苦惱は增加する。何れにしても他の諸層就中產業資本家、貸付資本家は結局一身同體であるから一方の損失は他方の利益に補償されるが、勞働階級はその反對の立場に置かれてゐると云はねばならぬ。**參考書** マルクス、經濟學批判。笠信太郎譯、金と物價。Keynes, A Tract on Monetary Reform. Cassel, Money and Foreign Exchange, Bibsober, Die Inflation

und ihre Lehre. Nommark, Begriff und Wesen der Inflation. 等。（友岡久雄）

通信及び通信社 新聞通信事業はその主目的が新聞紙のニュース蒐集に對する補助機關若しくは代理機關としての機能を發揮するに在るので、その社會上の關係に於ては多くの點に於て新聞紙と同一の、若しくは類似の特質を持つ。之はその對象とするところが直接一般大衆でなく、一聯の新聞社である事情の爲めで、決して本質的に變化のあるべきことではない。唯だ諸外國に於けるニュースの蒐集並にその國内への搬入の爲め、此等諸外國に獨自の充分な機關を持つと云ふことは、如何に大企業の新聞社も獨力では到底出來ない事柄であるばかりでなく、新聞社の協力機關である通信社と雖も事實上不可能であるから、勢ひ當該國の有力な通信社と提携して各々ニュースの交換を行ふ傾向を生ぜしめた。その結果各國とも夫々特殊な對外通信社を發達せしめて以上の職能を發揮せしめることとなつたので、此等諸國の代表的對外通信社が、互に現代の國際關係を反映しつつ、ニュース交換に關する一種特別の聯盟關係を形成してゐることは、通信事業に獨自の事情となり、その機能が日日の慣行事であるだけに、國際關係に於ては、此の種の通信事業は或る意味で寧ろ新聞紙よりも有力な影響を働く結果となつてゐる。之を具體的に云へば、右の國際的通信社聯盟に加つてゐるものは、英國のロイテル（又はルーター）通信社（Reuters, Ltd.）、米國のアメリカ聯合通信社（Associated Press of America）、佛國西のアヴア（又はハヴアス）通信社（Agence Havas）、獨逸のヴオルフ電報通信社（Wolffs Telegraphisches Büro）、伊太利のステファニ通信社（Stefani）、サヴエート・ロシアのタツス通信社（Tass Agency. 詳しくはサヴエート社會主義共和國聯邦電報通信社）、日本の新聞聯合社（Rengo）等大小三十八社に上つてゐるが、此等は孰れも主として資本主義國家の寄り合ひである所の、現代世界の國際關係上に行はれつつある利害と慣習と儀禮に則り、互にその「範圍」（Territory）を守つて他を侵さざることを約しつつ、各々自國の「客觀的」ニュースを供給し合ひ、然も必然に許される限り成るべく自國の利益の主張並に宣傳に腐心しつつある所に、國際的通信社聯盟の現代性が現れてゐるのである。但し、外國から供給されるニュースの取捨選擇を各被供給國通信社の自由意思に任せて自由主義の形式を殘してゐる所にも、現代プルジョア國家間の「道德性」が現れてゐる。此の自己の判斷に依つて採擇されたニュースは多くの場合に於て被供給國通信社の名に於て國内新聞紙に頒布される。例へば、ロイテルや米國聯合通信社のニュースは日本に來れば「聯合」となり、新聞聯合社のニュースが英國に行けば「ロイタース」となるが如きである。次ぎに此の通信社聯盟の「範圍」の觀念は國際關係の外觀よりもより露骨に現代の國際政治の眞相を暴露してゐる。例へば支那がロイテルの範圍であり、南米が米國聯合通信社の範圍であるが如き之れである。昭和四年八月からは日本の新聞聯合社が支那に於けるロイテルの範圍に割り込む權利を公式に獲得した。「門戸開放」一機會均等」の第一步とも見られる。次は支那自身の國民主義であろう。此聯盟中に於ける例外はロシアのタツスで、之は從來も早くからロイテルを差し置いて無遠慮に支那に直接持ち込み、又「一國一社」の規約を無視して聯盟社外の新聞通信社にもニュースを供給してゐる。以上各國の代表的對外通信社、ロイテル、ハヴアス、ヴオルフの如き舊利企業、米國聯合通信社の如き新聞社の非營利共同組合、タツス、ステファニの如き官營事業の三種となる。日本の新聞聯合社は不完全ながら新聞組合の形式を整へてゐる。唯對外關係に於ては、以上孰れの通信社も多かれ少なかれ、當該國官邊と相當密接な關係を保つてゐる。歐洲大戰中ロイテルが巨額の電信料を自ら前拂して世界中に英國の「着色ニュース」（Coloured news）を撒布したことは周知の事實である。今日も尙ほハヴアス、ステファニ、タツス等は屢ば電信料負擔の通信を各國の聯盟通信社に發信する。一方國内的には通信社の對象とする新聞紙が次第に商企業としての發達の道を辿りつつある以上、通信社も亦資本主義社會に於て要求される限りの「公平無私」性を必要條件とするに至る。之れ即ち政黨臭のない組合組織の米國聯合通信社が現代プルジョア新聞界に於ける理想的通信社の形式とされるに至つた所以である。我が國に於ても地方新聞が政黨機關紙の時代を脫して、漸次獨立の商企業となる傾向を强めると共に、二大政黨の分野を示す電通、帝通の對立が次第に無意味となり、遂に帝國通信社は沒落するに任かせられた。之は右の事情を實證してゐる。因に對外的通信機關としては別に英のラゲビー、佛のボルドウ、獨のナウエン等から放送される半官的無電通信があるが、露骨な宣傳ニュースとして大國の間では問題にされない。又上述の通信社聯盟が一國一社に限る關係上、別之と競爭的立場に在る聯の通信社聯盟が出來上つてゐる。その加入社は米國の合同通信社、日本の日本電報通信社、英國のエキスチエインジ電報社、佛國のラヂオ通信社、加奈太の英國合同通信社等である。**參考書** 杉村廣太郎、新聞の話。Henry M. Collins, From Pigeon Post to Wireless. Melville E. Stone, Fifty Years of a Journalist.（福岡誠一）

通信機關 通信機關を大別すれば、郵便、電信、電話等である。**〔郵便〕** 郵便の起源は古く、波斯に於ては西歷前既に驛傳制度が發達し、支那に於ては元代に非常に完備した驛制を有つて居た。歐洲に於てはローマの斯種通信機關は最も完備してゐたと傳へられる。我國に於ても德川時代已に三度飛脚、繼飛脚其他が盛に活躍してゐた。近世郵便の發達は書信の内容から云へば、主として公信から私信へ、賃銀から云へば、區間制から均一制へ、經營から云へば民業から官業へ、運送機關から云へば飛脚の如き主として人

馬の利用から汽車、汽船、自動車の如き近代的運輸機關の利用へと發達した。從て現在の如き郵便制度が各國に實施されたのは、ほゞ十九世紀以降のことである。我國に於ても明治四年官營主義の下に、先づ東京大阪間に實施され、賃銀も初めは區間制であつたが、六年には之を均一制に改め在來の飛脚業を禁じて之を政府の獨占事業とした。かくて明治八年には外國郵便が開始せられ、爾來汽車、汽船の如き文明の利器を利用して今日の盛況を呈するに至つた。**〔電信〕** 電信（有線）の發明は一八三七年（天保六年）モールス氏に由て完成された。我國に傳はつたのは、十八年後の嘉永六年で、ペルリが來朝の際之を幕府に贈呈した。併し其の發達の緒に着いたのは明治以後の事である。即ち明治二年に至り、政府は兵馬倥偬の裡にも、早くも横濱燈臺所と横濱裁判所との間に電信線を架し、官用通信を行つた。次いで同年十二月横濱東京間の架線に成功し、此處にいよいよ公衆通信を取扱ふ事となつた。かくて電信の架設は急速に進んで、明治十年末には已に電信局六十八、線路九百四十七里、線路延長一千九百四十六里を算するに至つた。此の間電信の發達は獨り國内に發達せるのみならず、海底電信の布設によつて外國との通信が開始された。海底電線が我國に布設されたのは明治三年であつたが、官營通信が開始されたのは明治十一年の事である。それ迄は外國電信會社の經營に由つたものである。越えて十二年には萬國電信聯合會に加入し、後次第に布設線の增加に伴れて、或はその一部を買收し、或は我國に於て新に布設する等種種發達の徑路を辿つて、國際間の通信上重要な一機關となつた。電信機關には更に無線電信がある。無線電信は一八八七年（明治二十年）伊太利のマルコニーに由て、ほゞ完成された。其の後急速に各國に普及したが、何れも技術の詳細を祕密にしてゐた。ために我國に於ても明治三十年末獨立研究に着手した。其結果遂に優秀なる通信省式と稱せられる一つの方法を樹立するに至つた。

年には長崎臺灣間六百三十浬の長距離通信に成功し、日本海海戰の際には有名な「敵艦見ゆ」の信號に由てバルチック艦隊を全滅せしめ大いに其の効果を發揮した。しかし無線電信が船舶其他の通信に利用せらるるに至つたのは大正年代に入つてからのことである。かくて無線電信の發達は其の後益々進んで通信機關中重要な位置を占むるに至つた。**〔電話〕** 電話は明治九年グラハム・ベルによつて發明されが明治十年には早くも我國に傳はつた。先づ東京横濱間に試用し、次で工部官内兩省の通話を開始した。併しこれが初めて、電話事業として一般公衆の便に供せられたのは明治二十三年のことであつた。開始當時は東京横濱間に限られて居たが二十六年には大阪神戸兩市に交換を開始した。かくて次第に發達したが特に日清戰後には地域の一大擴張をなし、一方特設電話制を設け更に自動電話を設立する等大いにその發達に努力した。その結果三十六年には、早くも加入者三萬五千、未開通申込者二萬千餘名を見るに至つた。斯て現在では電話の利用は全國の市町に及んでゐる。（高橋龜吉）

參考書 通信事業五十年史。（高橋龜吉）

ツエトキン (Zetkin, Clara, 1857―　) 一八五七年ザクセンに生る。ドイツの婦人共産主義者。一八七四年より七八年に亘りライプチツヒに師範教育を受け教員の資格を得た。彼女は此頃ロシアの革命的學生と交り勞働者に接觸してやがて社會主義者となつたが「民衆の中へ行く」といふ彼女の思想は安易なる生活に耽るを許さず、反社會主義者法の實施と共にオーストリー、イタリーに轉々し一八八二年チューリツヒに赴く。スウイスに於ては當時國外に發行することを餘儀なくされてゐたドイツ社會民主黨機關紙「ゾチアルデモクラツト」のドイツ國内への密送を擔任し、やがて追はれてパリーに入り、ドイツ社會民主黨員オシップ・ツエトキンと結婚。フランスのマルクス主義者の機關紙「社會主義」の同人として、また「ゾチアルデモクラット」の通信員として活躍。マルクスの娘ラファルグ夫人等と共に社會主義的婦人團體の組織を企て、なほフランス・マルクス主義者の團體内で活動する一方インタナショナリズムの爲に努力した。一八八九年パリーの國際社會主義者大會には通譯として之に參加すると共に、婦人の完全なる同權を要求し婦人の男子との共同鬪爭を力說した。一八九〇年反社會主義者法の撤廢と共にドイツに蹲り組織者として勞働組合、黨等に於て革命的鬪爭に努力した。一八九二年のベルリンに於ける黨大會以後統制委員となり、第二インタナショナルの總ての會議に參畫した。彼女の生涯の中最も重要な活動は、プロレタリア婦人を啓蒙して資本主義の克服と社會主義の實現の必然とを知らしめ、男子と共同の階級戰に起たしむることに努めたことである。從つて彼女は各國の被搾取者の國際的團結の重要性と義務とを力說し、一八九二年には雜誌「平等」を發刊して國際プロレタリア婦人前衛鬪士の結合を計り、一九〇七年にはスツツトガルトに第一回國際社會主義婦人會を召集した。一九一四年以後議會主義者に對する激烈なる鬪爭を續け、後國事犯として再度の逮捕を受けつつスパルタクス同盟の設立に參畫した。一九二〇年ロシアを視察し、後コミンテルン執行委員としてその國際婦人書記局を統べ現に活潑に活動してゐる。昨年七十年の誕辰を期としてモスコウ、ベルリンに盛大なる祝賀會が催され世界革命運動上に於ける彼女の功績が稱へられたのも當然である。（益田豐彥）

ツガン・バラノフスキー (Tugan-Baranovski, 1865―1919) ロシアのカルコフ（Kharkov）大學に自然科學及び法律學を學んだが後國民經濟學の研究に傾いた。一八九五年ペテルスブルグ（Petersburg）大學の私講師に任じ、一八九九年一時解任されたが、一九〇五年再任。一九一三年同大學經濟學及び統計學教授に選ばれたが政府の認むる所とならず、翌年同地高等工業學校教授に就く。一九一七年第一革命後ペテルスブルグ大學に招聘を受けたが、

クライナ學士院會員にも選ばれた。彼はロシアの協同組合運動の學問的指導者であり、又其實際的活動にも當つた。思想的には初めマルキシズムの立場を採つたが、後年修正的傾向に轉じた。一八九一年より經濟學に關する多くの著述あり。主著 プルードン(Proudhon)、ミル(J. S. Mill)評傳、英國最近變動史等の外 Beiträge aus der neuesten Geschichte der politischen Oekonomie u. Sozialismus, 1905. Der moderne Sozialismus u. seine geschichtliche Entwicklung, 1908 (露版一九〇六年)。Grundsätze der politischen Oekonomie, 1990. Soziale Theorie der Verteilung, 1913. Soziale Grundlagen der Kooperation, 1916. Sozialismus als positive Lehre, 1917. その他。參考書 Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 8 Bd. (山中篤太郎)

土一揆 土一揆とは土民一揆の略で、土民とは室町時代に於ける労働大衆、即ち地下人、郷民等の意で、労働大衆のに種類によつて或は馬借一揆、足輕一揆等の一揆もあり、又德政(その項を見よ)令の發布を目的とせし德政一揆もあつた。この土一揆の重點とも目さるべきものは大徳院日記目錄に現はれた正長元年秋の一揆で、文明十七年の山城の土一揆等はそのうちでも大規模なものであつた。當時労働大衆は段錢、口米、棟別錢、關役等の重き負擔に苦しみ、加ふるに飢饉等の災害重なり一方に、酒屋、土倉(今日の質屋にあたる)等は、金貸、商業等により巨富を占め貧富の懸隔非常に大となつた。かかる經濟的下地が遂に土一揆の形式を採つて社會上に現はれたのである。又當時俗人の領主とともに莊園を有し權勢を極めた寺院が労働大衆の怨を增さしめたことは、寛德三年の一揆に奈良の元興寺が勞働大衆と共に蜂起したときには興福寺が、文明十二年の一揆に奈良の元興寺、東寺、朱雀院等が、又德政一揆に對して興福寺が德政を行はざるときは、德政一揆を起して德政を行はしめたことなどによつても明かである。(山中篤太郎)

ツラチ (Turati, Philippo 1856—) イタリーの社會主義者、法律家であつた。イタリー社會黨(一八九二年)の創始者の一人で、爾來その右翼に位してゐた。一八九八年の仇銀叛亂に參加し、十二ケ年の禁錮に處せられ、一九〇九年漸く出獄した。大戰の初めは伊太利參戰に反對を主張してゐたが、翌年五月途にイタリーの參戰を見るに至りその理解の平和條約」を主張した。彼の中間派的態度を指して「民主的社會愛國者となつた。ヌウイルソンに從つて「民主主義の勝利」と言ひ、マルクスも亦一八七二年萬國労働者ヨゼフ・デイーツゲンによつて、見事に而も吾々とは全く沒交渉に發見された」と言ひ、「資本論」第一卷の序文に於て彼を「吾々の哲學者」として讃場に同盟のヘーグ大會に於て彼を「吾々の哲學者」として讃場に紹介し「資本論」第一卷の序文に於ては彼の經濟學的見識を極力推賞してゐる。以てデイーツゲンの無產階級に對する貢獻の一端を知るに足るであらう。主著 Das Wesen der menschlichen Kopfarbeit, 1869. Briefe über Logik, 1880–83. Streifzüge eines Sozialisten in das Gebiet der Erkenntnistheorie, 1886. Das Akquisit der Philosophie, 1887. 此等は皆一九一一年(第二版は一九二〇年)に出版された全集中に收錄されてゐる。(益田豐彥)

デイール (Diehl, Karl 1864—) 一八六四年フランクフルト・アム・マインに生る。經濟學及び法律學を修め、一八八六年ライプチヒに生る。法律及び國家學を學び、暫く裁判官たりしが後ドルパット大學教授となり、一八九〇年以後はボン大學教授となる。アルジョア經濟學者の一人。主書 Über das Verhältnis der Volkswirtschaftslehre zur Sozialwirtschaftslehre, 1882. Karl Rodbertus, Darstellung seines Lebens und seiner Lehre 2Bd, 1886–88. Theoretische Sozialökonomik Bd. 1. Einleitung, 1895. Das 19 Jahrh. und das Programm des Liberalismus, 1900. Weltwirtschaft und Volkswirtschaft, 1900. Die Theorie von den drei Weltreichen, 1900. Die deutsch-amerikanische Industriekonkurrenz, 1905. (佳谷悦治)

デイーツゲン (Dietzgen, Joseph 1828–1888) 一八二八年十二月九日ケルン近郊のブランケンフルグに生る。ドイツの社會主義哲學者。鞣皮工を本職とす。一八四八年のドイツ皇帝狙撃事件の時「社會民主主義の勝利」と題する論文を寄稿した。一八七八年ビスマルクの彈壓法實施せらるるや、彼は遂にシカゴに移つて「シカゴ労働者新聞」の主筆となり、一八八六年シカゴにて「社會の哲學」と題する論文を寄稿した。一八七八年ビスマルクの彈壓法實施せらるるや、彼は遂にシカゴに移つて「シカゴ労働者新聞」の主筆となり、一八八六年シカゴにて「社會の哲學」を出版して三箇月入獄、八四年三度びアメリカに渡り、ニューヨークにて社會機關紙を編輯し一八八六年ビスマルクの官僚製革工場の監督となり、一八六九年ドイツに歸つてジークブルグに製革工場を開き、一八八四年までに繼續、そのかたわら新聞雜誌等に卓越せる

八六三年立法議會に選出され反對派を率ゐてゐたが、一八七〇年の帝政崩壞後國防政府の委囑を受けドイツとの折衝に當つた。次で翌年二月國民議會に選出されその囑望を受けて行政長官に選ばれたが三月に勃發したコンミユンの叛亂に對しては殘虐なる手段を以て之を鎭壓し、ブルジョア自由主義の本質を遺憾なく暴露した。次で八月大統領に擧げられ對獨償金の返濟とドイツ兵の撤兵とに努力して之を實徹したが、一八七三年王黨派の反對に逢ひ下野した。一八七七年三月のクーデター後に彼の再起が望れたが、同年九月パリに逝く。彼の著書としては前記の外「フランス革命史」(一八二三—二七)が名高い。(横川次郎)

帝國憲法 (Constitutionelle) 國家の根本法を定むることを目的とし且つ形式上一般の法律と區別せられ其改正には特に鄭重な立法手續を要するものとせられて居る成文法典。明治二十二年二月十一日に發布せられ、翌二十三年十一月二十五日第一回帝國議會召集の時から實施せられたもので七章七十六條より成る。「憲法」といふ語は本來は國家の根本法を意味する語で、之を實質的意義に於ける憲法と謂ふ。此の意義に於ての憲法は或は不文の慣習から成つて居るものもあり、或は成文法として規定せられて居るものもある。其の成文法たるものの中にも或は一般の法令の一部たるものもあり、或は一般の法令と區別せられて特に國の根本法を定むるものとして形式的に明示せられて居るものもある。此の最後の場合を形式的意義に於ける憲法と謂ふ。帝國憲法は即ち此の意義に於ての憲法であつて、其の規定せる所は決してわが國家の根本法の全部を盡して居るものではない。歷史上から謂ふと世界何れの國でも近世までは憲法は概して不文法であつて、成文の法典を以て之を規定して居るものは何處にも無かつた。それが成文の憲法を爲すに至つたのは、第十八世紀後半期のアメリカ革命の結果新に獨立國となつたアメリカ諸州に於いて憲法を制定したのが最初であつて、續いてアメリカ合衆國の憲法が制定せられ、更にフランス革命に依りフランスに於いて同樣に成文憲法を作つたのが、ヨーロッパ諸國に此の制度を普及する端緒となつたもので、遂に第十九世紀中に二三の例外を除いて世界の各文明國は凡て成文の憲法を有するに至つたのである。わが帝國憲法も亦此等歐米諸國の影響の下に制定せられたもので、之に依つて始めて立憲政治の主義を採用すると共に又憲法の不文法主義を改めて始めて成文法主義に改まつたことから生ずる結果としては第一に明瞭性と、第二に固定性とを著しく增加したことが顯著である。明瞭性とは條文に書き現はされて居る結果不文憲法時代よりも遙に明瞭となり誰でも條文を一讀することに依り憲法の輪郭を知ることが出來るようになつたことを謂ひ、固定性とは不文法時代には事實上の慣習に依り社會の變遷に應じ多く世論を騷さずして憲法の實質を變化することが出來たのに反して、成文法となつた結果其の改正が困難となり社會の事情に適應して變化することが出來難くなつたことを謂ふ。帝國憲法の重なる特質としては左の諸點を擧げることが出來る。(一)其の制定の歷史に於いて欽定憲法であること。民主政の國では憲法の制定に當り必ず國民の一般投票に依るか、又は少くとも國民の代表會議に依ることを要するもので、即ち國民が憲法の制定者であることを當然とするが、君主政の國では憲法の制定者は必ず君主でなければならぬ。唯だ諸國の歷史に於ては君主が之を制定するに當り或は國民の側から君主に迫つて之を儀なくせしめたものも有り、或は國民の代表者としての憲法會議を召集して之を制定したものも有る。此の如く君主と國民との協定に成つた憲法を普通に協約憲法と謂ひ、然らずして君主の大權に依り君主が親しく之を制定して之を國民に頒布したものを欽定憲法と謂ふ。帝國憲法は純然たる欽定憲法であつて、其の制定に當つては民意は毫も加らず專ら天皇の大權に依つて制定せられ、天皇親ら將來に向つて大權の專制を廢して臣民の翼贊の途を開き、臣民に新に參政の權利を與へ、以て君民共治の政體を創設することを宣言せられたのである。(二)其の改正には特に鄭重の立法手續を必要とし、隨て所謂硬性憲法であること。憲法の改正も一般の立法と同樣に天皇が帝國議會の協贊を以つて行はせらるるのであるが、唯(イ)勅命に依りてのみ議案を發し得べく議會の側より發案權を有しないこと、(ロ)議會で之を可決するには兩院とも議員總數の三分の二以上出席し且つ出席者の三分の二以上の贊成あることを要し、普通の立法の如くに三分の一の出席を以て定足數とし又出席者の過半數を以て決するものに比すれば其の手續が鄭重であること、(ハ)攝政を置く間は憲法の改正は全く之を爲し得ないこと、の三點に於て異なつて居る。憲法の改正は斯く普通の立法よりも困難で、隨て一般の法律に比しまた普通の立法と同一の手續に依り改正し得べきものとして居る憲法に比して彈力性に乏しいものであるから之を硬性憲法と謂ふのである。(三)其の規定せる內容に於て努めて簡潔を期し、將來改正の必要を生じ得べき事項、例へば議會兩院の組織の如きは成るべく之を憲法中より除き、以て憲法の改正の機會を出來るだけ發生せしめざらんとしたこと。帝國憲法は世界の諸國の憲法の中でも比較的最も簡單な一で、是は憲法立案者の故意に企た所である。其の結果は憲法改正の必要を生ずることが比較的に尠いことの長所が有ると共に、徒らに簡潔である爲に規定の明確さを缺く憾が有ると外、憲法を永久に改正すべからざるものの如くに感ぜしめ社會事情の變遷に適應せしむることを益々困難ならしむることの短所を免れない。(四)其の採用して居る根本主義に於いては日本の古來の歷史に基く君主主義を基礎とし之れに西洋で發達した立憲主義を加へたものであること。憲法の基本主義を評說する事は此處では不可能であるが、大體に就いて言へば第一に君主主義と、第二に立憲主義とが其の二大根本主義で、

憲法は此の二の主義を結合し調和せしめたものであるということが出來る。言ひ換へれば憲法は立憲君主政の主義を採用して居るもので、而して立憲君主政とは君主が國民殊に其の代表者としての議會の翼贊に依つて統治權を總攬するの政治である。唯立憲君主政にも種々の體樣が有つて、我憲法の採用して居る所は他の立憲君主政の諸國に比して多くの特色を備へて居る。就中其の主要なものを列記すると(イ)皇室自律主義即ち皇位繼承の事、攝政を置く事、其の他凡て皇室に關する事項は、假令同時に國家の大事に關するものであつても議會の協賛を經るを要せず、皇室自ら定むる所に任ずべきものとして居ること(二條一七條七四條)、(ロ)大權の範圍を比較的に廣く定め隨て議會の權限がそれだけ制限せられて居ること。殊に廣い範圍の警察命令の大權(九條)、陸海軍の編制を定むる大權(一二條)、無條件の宣戰講和及條約締結の大權(一三條)、憲法改正發議の大權(七三條)等は其の著しいものである。(ハ)議會の二院制度を採り、兩院原則として對等の權限を有するものと爲し、而して其の一院は民選議院の主義を採らず、貴族的の構成を爲すべきものと爲せること(三三條、三四條)、(ニ)議會の會期を三ケ月と限定し、又議會が自ら集會し召集を請求し又は自ら會期を延長する權あることを認めなかつたこと、(ホ)アメリカの憲法に於けるが如き權力分立主義を採らず內閣と議會との交涉を認め(五四條)、議院內閣制の成立を可能ならしめて居ること、(ヘ)議會兩院及內閣の外に更に樞密院を設けて天皇の最高顧問者たらしめて居ること等を擧げることが出來る。要するにわが憲法はわが古來の歷史に基づいて君主主義の色彩が殊に顯著であつて、此の點に於ての最も著しい特色が有るのであるが、尙ほ大體に於いては西歐諸國の立憲政治の普通の原則を採用して居るもので、即ち議會政治、責任政治、法治政治の主義を採つて居ることは西歐諸國と共通である。參考書

伊藤博文、憲法義解。有賀長雄、國法學。穗積八束、憲法提要。清水澄、憲法綱。上杉愼吉、憲法述義。市村光惠、帝國憲法論。美濃部達吉、憲法提要。憲法精義等。(美濃部達吉)

帝國主義 (Imperialism, Imperialismus) 帝國主義と云ふ言葉が標語化したのは、シュムペーテルに依れば、一八七四年、イギリスのディスレーリーが「水晶宮」に於て「帝國的團結」(Imperial Federation)を說いたに始まると云ふ。時恰も既に世界資本主義は其一環たるイギリスに於て帝國主義への轉換を爲しつつあつたのである。この第十九世紀の七十年以後、殊に第二十世紀以降に於て目覺ましい躍進を遂げた世界資本主義の最近段階が、近代資本主義の發展史上極めて特徵あるものである事は諸學者が之を其の以前の資本主義と區別して或は高度資本主義(リーフマン)と名づけ、或は金融資本主義(ヒルファデイング)と稱し、其他獨占主義等々の名稱を以てしてゐるのでも判る。併し此資本主義の最近段階の理論的說明に於てマルクス主義ほど徹底したものはない。それは此最近段階を帝國主義と名付けるのが最もよく內容を表現すると見る。だからシュムペルクス主義的、換言すればマルクス主義の最近段階を帝國主義と云つてゐる「帝國主義」概念であると云つてゐるのは正しい。然らばマルクス主義に於ける帝國主義とは何を意味するであろうか。「資本主義の最近段階」と名づけ、其特質を眞にマルクス的にバランに從へば、帝國主義は資本主義最後の段階であり、資本主義的生「資本主義の獨占的段階」である。も少し詳く云へば「帝產關係が最早それ自らの生產力の發展に對して制限桎梏と國主義とは獨占及び金融資本の支配が形成され、資本輸出化しつつある腐朽瀕死の段階なのである。これがレニンの帝國主義論の要領である(之に對してはホブソンの有名な「帝國主義研究」及びヒルファデイングの「金融資本論」が直接其文獻的基礎と成つてゐる事を忘れてはならない)。然たところの發展段階に於ける資本主義である事を忘れてはならない)。次の五つの最も重要な特徵を含むであるにレーニンはローザ・ルクセンブルグは其勞作「資本蓄積論」に於の集積(獨占)、(二)銀行資本と產業資本との融合及び金て、資本は價值增殖を欲求し、蓄積するには絕對的に商品の融寡頭支配の成立、(三)商品輸出とは異る資本輸出が特に重要な意義を得てゐること、(四)國際的獨占的資本家團體の成立、(五)資本主義列强間に於ける地球上の領土分割の完了これである。これによつて判る樣に、帝國主義は資本主義の最近段階を指稱する歷史的概念である。資本主義世界經濟は第十九世紀の末葉から第二十世紀にかけてドップの所謂第二の產業革命を經、一方には信用制度の特殊形態たる證券制度の發達に依て所謂生產力と生產關係の辯證法に從つて自由競爭時代から獨占時代へ轉化した。內には生產及び資本の集積に基き國民經濟は金融資本の君臨する國家資本主義トラスト化し、國際的には自由貿易に代る關稅とダンピングと資本輸出とが支配する。必然に列强間には地表のより大なる占有の鬪爭が不斷に種々の口實の下に行はれる。自由競爭の母胎から生れた獨占は自由競爭を除去する所か「それの上に、又それと並んで存在して居り、斯くして特に露骨な、激い矛盾、軋轢、衝突を醸し出してゐる」。即ち夫は資本と資本の鬪爭、資本と賃傭勞働との鬪爭を大規模に深刻化したに他ならない。併し獨占時代は又「資本主義からより高度の社會的—經濟的秩序への過渡期の形態」である。これは一方に於ては生產手段の社會化、勞働者の組織化に、他方に於いては資本と資本との鬪爭の激化、勞資の對立の尖銳化に現はれて居り、更に他の一面に於いては獨占的利潤の打算に基づく生產力制限、寄食階級の發生の如き類廢的傾向に現はれてゐる。この意味に於ては帝國主義は資本主義最後の段階であり、資本主義的生

聴貴者としての「非資本主義的環境」を必要とする。従つて帝国主義とは「未だ攻撃されざる非資本主義的世界環境の残存部分を獲得せんとする競争に於ける資本蓄積過程の政治的表現」であるとしてゐる。だからルクセンブルグに従へば資本蓄積の必須条件としての「非資本主義的環境」の滑滅が、「資本主義没落の客観的、歴史的必然性を意味する」事になつた。併し実では既に地球上の領土の分割が完了してゐるにも不拘、資本主義諸国間に常に共存分割が争はれ、其處に帝国主義戦争の危険が存在する事実は到底説明出来ない。又カウツキーはルクセンブルグとも異り、帝国主義の本質を「工業資本主義国の益々大なる農業地域を抑壓し併呑せんとする衝動」に見、それは結局金融資本による世界の共同搾取、即ち超帝国主義によつて置き代へらるべきものであるとした。併しそれは資本主義国の間には常に農業に対する不断の侵略の努力があるに許りでなく、工業資本主義国間に於ても既に世界の凡ゆる地域も金融資本主義国間に分割されてゐるが故に新たな侵略は必然に不可避的に一の金融資本国の他の金融資本国に対する攻撃或は植民地、半植民地に於ける他の勢力圏に対する侵略を意味し、第二次、第三次の世界戦争が不可避的である事を看過するものであり、政策は常に異へられた生産條件の再生産條件であつて一定の政策は一定の生産條件と不可分離の関係にある事を無視するものである。アンチ・マルキシストの帝国主義観に立ち入る暇はないが、その一般的特徴はマルキシストの帝国主義と帝国主義の最近段階たる独占期であるとする観方に対して、資本主義と帝国主義とを引き離し出来得べくんば其歴史的内容を否定して之に代ふるに抽象的内容を知らざることを以てし、シュムペーターはシュムペーターの「隔世遺伝」に外ならず、現代の帝国主義は帝国主義の本来の「隔世遺伝」であるとし、ゾンバルトの如きも封建主義の「隔世遺伝」であるとする。

帝室財産 財政史上所謂官有地収入時代と称せられる時代には帝室財産と国有財産とは明瞭に分たれてはゐなかつた。之が明瞭に分たれるようになつたのは立憲制度の確立以来であつて、即ち形式上は全国民の財産と目すべき国有財産（従つてその管理運用は議会の監督する所である）と帝室自繕の財産とが分れるのも全く宮中府中の分離、責任内閣制の確立等に伴う帝室会計と国家会計との分離の當然の結果である。我国に於ても明治初年の所謂維新当時の内閣制度の創設等と共に之を明確に分離するに至つた。現行皇室財産令（明治四十三年皇室令第三号）に拠れば我帝室財産は之を御料と稱し御料は世襲御料及び普通御料に分れる。世襲御料は皇室の世襲財産であつて法律上の不融通物であり、一般私有財産と同じく民法の規定によつて取引の目的たることを得ない。普通御料は世襲御料以外の総ての御料を言ひ、一般私有財産と同じく民法の規定によつて取引の目的たることを得。

帝国主義 帝国主義は「帝国の境界を超えてする国家の勢力圏の擴張」であつて本来資本主義其物に非ずとし、資本主義的要因の外に政治的、軍事的、民族的、宗教的、人口論的要因を列挙してゐる。或はウルフが、近代帝国主義の動機と考へ得らるべきものとして道徳的、感情的、軍事的及経済的動機を挙げてゐるのも軌を一にする。**参考書** 坂谷津南堆、帝国主義研究。Hobson, Imperialism, A Study, 1904. Hilferding, Finanzkapital. Rosa Luxemburg, Die Akkumulation des Kapitals. Lenin, Imperialismus als die Jungste Ettape des Kapitalismus. Bucharin, Imperialismus und Weltwirtschaft; Imperialismus und die Akkumulation des Kapitals. Sternberg, Der Imperialismus. Sombart, Hochkapitalismus. Schumpeter, Die Soziologie der Imperialismen. Othmar Spann, Imperialismus, in Handw. der Staatswissens., 4. Aufl. Woolf, Economic Imperialism; Imperialism and Civilisation. 等。（友岡久雄）

帝室財産 財政史上所謂官有地収入時代と稱せられる時代には帝室財産と国有財産とは明瞭に分たれてはゐなかつた。之が明瞭に分たれるようになつたのは立憲制度の確立以来であつて、即ち形式上は全国民の財産と目すべき国有財産（従つてその管理運用は議会の監督する所である）と帝室自繕の財産とが分れるのも全く宮中府中の分離、責任内閣制の確立等に伴う帝室会計と国家会計との分離の當然の結果である。我国に於ても明治初年の所謂維新当時の内閣制度の創設等と共に之を明確に分離するに至つた。現行皇室財産令（明治四十三年皇室令第三号）に拠れば我帝室財産は之を御料と稱し御料は世襲御料及び普通御料に分れる。世襲御料は皇室の世襲財産であつて法律上の不融通物であり、一般私有財産と同じく民法の規定によつて取引の目的たることを得ない。普通御料は世襲御料以外の総ての御料を言ひ、一般私有財産と同じく民法の規定によつて取引の目的たることを得。

デイッガーズ (Diggers) イギリス大革命当時クロムウェル一派のプルジョア的革命思想に対抗して徹底的な革命思想が存在し、かかる思想を中心として活動した人々をレヴェラーズと呼んだ（別項「レヴェラーズ」参照）。デイッガーズはその思想の根底を自然法と基督教に置く点に於てレヴェラーズと全く立場を同うし乍ら、ただその活動の方向に於て趣を異にして居た革命家達であつた。彼等の活動の重心は政治的改革にはなかつた。彼等はその理想社會を招来せしめるために強力的叛逆を手段としてとらなかつた。而して彼等の運動は一貫して宗教的神秘を伴つて居、彼等の指導者自ら預言者と呼びその行動を左右するものは神の意思、自然の理法に従へる協同團を造り上げる事によつて範を天下に垂れ、地上にキリストの天國、聖書の教ふる共和國を實現せん事を期したのである。此くしてデイッガーズの運動は、その行爲の全く平和的である事、並びに之に参り加る者も政府の心配した程多くなかつたと云ふ事實より して、暫くの間比較的寛大に取扱はれて居たのであるが、遂に四ヶ月の後に指導者達は重い罰金刑を科せられ、續いて十一月の終りに此の小さな理想郷は軍隊に蹂躙せられ全くその存在を失ふに至つたのであるが、デイッガーズの思想は幾多のパンフレットによつて廣く行き亘り、

意味せしめる。故に婚姻に於いても吾々が真操と云ふ時の真操は正しく此意味で使用し、婚姻以外の性關係に入らない事となるのである。原則としては社會的に認容せられざる性關係に入らないが故に獨身者にとつての真操は生理的純潔と同義となるのである。

真操 (Chastity, Keuschheit, chasteté) 真操とは生理的意味に於ける純潔を持するの謂であるが、何が純潔なりやの判斷は時と所とに依て必らずしも同一なるを得ない。最も單純なる純潔はもしくは處女性即ち異性を知らざることを意味する。吾々が真操と云ふ時の真操は正しく此意味で使用し、婚姻關係に於いても吾々は異性交渉を有たないことをも意味せしめる。故に婚姻に於いて云へば真操とは社會的に認容せられざる性關係に入らない事となる。原則としては社會は獨身者にとつての真操と同義となるのである。

真操 (Chastity, Keuschheit, chasteté) 真操とは生理的意味に於ける純潔を持するの謂であるが、何が純潔なりやの判斷は時と所とに依て必らずしも同一なるを得ない。最も單純なる純潔はもしくは處女性即ち異性を知らざることを意味する。吾々が真操と云ふ時の真操は正しく此意味で使用し、婚姻關係に於いても吾々は異性交渉を有たないことをも意味せしめる。故に婚姻に於いて云へば真操とは社會的に認容せられざる性關係に入らない事となる。原則としては社會は獨身者にとつての真操と同義となるのである。

参考書 Lord Beaconsfield's Letters, Life (Monypenny and Buckle), Disraeli and his Day (Sir W. Fraser). （佐々弘雄）

デイスレーリ (Disraeli, Benjamin 1804—1881) 英國政治家にして小説家。倫敦に生る。アイザーク・デイスレーリの息子。祖父はユダヤ人商人。一八〇一年英國市民となる。アイザークが Curiosity of Literature. Calamity of Authors. Commentaries on the Life and Reign of Charles I. 等の文藝的著作にて相當著名のように彼も文筆家を以つて鳴る。父は蔘薈などの輸入商から銀行家となる。母 (Maria Basevi) は西班牙を最續祖同にて放逐された猶太家族の出。共に敬虔の運命の人。Vivian Grey. Captain Popanilla. Young Duke. スペイン・ジェムス・ジェルサレム旅行の Home Letters 等初期の作。この手紙などでは「マタリヌの彼の肖像畫に見る通りの若さ、輝やかしさ、おしやれで、氣障」である。その政治的經歴は一八三三年オーコンナア派として起つたのに始まる。後オーコンナア派と別れ、一八三七年ヴイクトリア女皇のとき始めて保守黨から議院に入る。此頃にも The Vindication of the English Constitution 等數多の著書がある。彼の愛國に於ける選擧での處女演説は相當の出來榮えだつたが聽衆の嘲笑に罪らひ、彼は憤慨して「幾多のことをたびたび企てゝ終には成功してゐる例が多い。今私は壇とはるが諸君が私を御繼入れになるときが必ず来ると云

壽其他の處分をなすことが出来る。帝室財産の現狀に就ては詳細を知り得ない。昭和元年末に於ける御料地面積の概略を左に掲げる。

	世傳	普通	計
宮殿地	四町	六町	十町
林地	三四三町	一、一三一町	一、四七四町
農地	一、一六〇町	一、一三一町	二、二九一町
宅地	四町	二町	六町
雑地	六三町	一、一三一町	一、一九四町
計	一、四七四町	三、四〇〇町	四、八七四町

（三宅晟之助）

デイスレーリ (Disraeli, Benjamin 1804—1881) 英國政治家にして小説家。倫敦に生る。アイザーク・デイスレーリの息子。祖父はユダヤ人商人。一八〇一年英國市民となる。アイザークが Curiosity of Literature. Calamity of Authors. Commentaries on the Life and Reign of Charles I. 等の文藝的著作にて相當著名のように彼も文筆家を以つて鳴る。父は蔘薈などの輸入商から銀行家となる。母 (Maria Basevi) は西班牙を最續祖同にて放逐された猶太家族の出。共に敬虔の運命の人。Vivian Grey. Captain Popanilla. Young Duke. スペイン・ジェムス・ジェルサレム旅行の Home Letters 等初期の作。この手紙などでは「マタリヌの彼の肖像畫に見る通りの若さ、輝やかしさ、おしやれで、氣障」である。その政治的經歴は一八三三年オーコンナア派として起つたのに始まる。後オーコンナア派と別れ、一八三七年ヴイクトリア女皇のとき始めて保守黨から議院に入る。此頃にも The Vindication of the English Constitution 等數多の著書がある。彼の愛國に於ける選擧での處女演説は相當の出來榮えだつたが聽衆の嘲笑に罪らひ、彼は憤慨して「幾多のことをたびたび企てゝ終には成功してゐる例が多い。今私は壇とはるが諸君が私を御繼入れになるときが必ず来ると云ふ事實より して、暫くの間比較的寛大に取扱はれて居たのであるが、遂に四ヶ月の後に指導者達は重い罰金刑を科せられ、續いて十一月の終りに此の小さな理想郷は軍隊に蹂躙せられ全くその存在を失ふに至つたのであるが、デイッガーズの思想は幾多のパンフレットによつて廣く行き亘り、

神託と幻想とであつた。彼等は云ふ、世界はその太初に於ては人類や動物を保育するための共有物として創造主の手に造り上げられた。其故土地は神の人たる高人の共有物でなければならない。之に壇を占めしき、私有を認める如きは神の意思、自然の理法に悖るも甚しきものであると。此くして彼等は土地の私有に起因するイギリス人からの搾取を是正する事によつてノルマンの征服以来のイギリス人からの搾取を回復せんとする。それによつて治者被治者、雇主雇はれ人の關係を根滅し、各人が正しき土地の分前を得、その領に於ける事によつて正しく安心して働き得る理想社會を建設せんとするのである。

デイッガーズの運動は、その行爲の全く平和的である事、並びに之に参り加る者も政府の心配した程多くなかつたと云ふ事實より して、暫くの間比較的寛大に取扱はれて居たのであるが、遂に四ヶ月の後に指導者達は重い罰金刑を科せられ、續いて十一月の終りに此の小さな理想郷は軍隊に蹂躙せられ全くその存在を失ふに至つたのであるが、デイッガーズの思想は幾多のパンフレットによつて廣く行き亘り、

デイッガーズ (Diggers) イギリス大革命当時クロムウェル一派のプルジョア的革命思想に対抗して徹底的な革命思想が存在し、かかる思想を中心として活動した人々をレヴェラーズと呼んだ（別項「レヴェラーズ」参照）。デイッガーズはその思想の根底を自然法と基督教に置く点に於てレヴェラーズと全く立場を同うし乍ら、ただその活動の方向に於て趣を異にして居た革命家達であつた。彼等の活動の重心は政治的改革にはなかつた。彼等はその理想社會を招来せしめるために強力的叛逆を手段としてとらなかつた。而して彼等の運動は一貫して宗教的神秘を伴つて居、彼等の指導者自ら預言者と呼びその行動を左右するものは神の意思、自然の理法に従へる協同團を造り上げる事によつて範を天下に垂れ、地上にキリストの天國、聖書の教ふる共和國を實現せん事を期したのである。此くして彼等は土地の私有に起因する土地の壟斷を根絶し、各人が正しき土地の分前を得、その領に於ける事によつて正しく安心して働き得る理想社會を建設せんとするのである。

デイッガーズの運動は、その行爲の全く平和的である事、並びに之に参り加る者も政府の心配した程多くなかつたと云ふ事實より して、暫くの間比較的寛大に取扱はれて居たのであるが、遂に四ヶ月の後に指導者達は重い罰金刑を科せられ、續いて十一月の終りに此の小さな理想郷は軍隊に蹂躙せられ全くその存在を失ふに至つたのであるが、デイッガーズの思想は幾多のパンフレットによつて廣く行き亘り、

デイッガーズ (Diggers) イギリス大革命当時クロムウェル一派のプルジョア的革命思想に対抗して徹底的な革命思想が存在し、かかる思想を中心として活動した人々をレヴェラーズと呼んだ（別項「レヴェラーズ」参照）。デイッガーズはその思想の根底を自然法と基督教に置く点に於てレヴェラーズと全く立場を同うし乍ら、ただその活動の方向に於て趣を異にして居た革命家達であつた。彼等の活動の重心は政治的改革にはなかつた。彼等はその理想社會を招来せしめるために強力的叛逆を手段としてとらなかつた。而して彼等の運動は一貫して宗教的神秘を伴つて居、彼等の指導者自ら預言者と呼びその行動を左右するものは神の意思、自然の理法に従へる協同團を造り上げる事によつて範を天下に垂れ、地上にキリストの天國、聖書の教ふる共和國を實現せん事を期したのである。此くして彼等は土地の私有に起因する土地の壟斷を根絶し、各人が正しき土地の分前を得、その領に於ける事によつて正しく安心して働き得る理想社會を建設せんとするのである。

神託と幻想とであつた。彼等は云ふ、世界はその太初に於ては人類や動物を保育するための共有物として創造主の手に造り上げられた。其故土地は神の人たる高人の共有物でなければならない。之に壇を占めしき、私有を認める如きは神の意思、自然の理法に悖るも甚しきものであると。此くして彼等は土地の私有に起因する土地の壟斷を根絶し、各人が正しき土地の分前を得、その領に於ける事によつて正しく安心して働き得る理想社會を建設せんとするのである。

（次頁へ）

有が債權者に移されるから、第三者の眼から見て容易に質權の存在を認識し得るに反し、抵當權にあつては性質上其の存在を望み難いから登記の如き特別の方法によつて抵當權に公示する途を講ぜねばならない。此の故に不動産は抵當權の目的となり得るけれども動産は原則としてなり得ない。しかし動產でも船舶の如く特に登記制度あるものは抵當權の目的となり得る(商法第六八六條)。抵當權についても實渡質(質權の項參照)に於けると同じく初めより抵當物の所有權を債權者に移轉し將來債務不履行の場合には其債務者に返還せしめ債務の履行ありたるときは之を債務者に返還せしめる「賣渡抵當」が實際上廣く世上に行はれて居り、判例も亦其效力を認めて居る。民法上抵當權の目的たることを許されてゐない動產を抵當とするに一般に此方法が利用されて居る。(末弘嚴太郎)

デイドロ (Diderot, Denis 1713—1784) フランス革命前の啓蒙哲學者。彼は庖刀職人の子に生れ、ラングルのジエズイットの學校で勉學し、アルクール大學に入つた。彼の最大の事業はダランベールと共に著はした百科全書である。これは十八世紀に於ける社會の弊害が宗教的封建的迷蒙の結果であるとして世人を啓蒙し開明的社會を建設せんとする理想によつて着手せられたものであつて、一七五一年以來幾多の困難を經て一七七二年を以て完結した。啓蒙思想は封建的身分の束縛より逃れて自由に思ふままにその好む生産事業に携はり營利に從はんとする新興資本主義的要求に合致し、佛國四大革命の先驅としての役目を充分に果した。彼の根本思想は唯物論的感覺論的無神論であつて自然を生命の根柢に置いてゐる所は當時の自然法論者と共通である。彼は Lettres sur les aveugles à l'usage de ceux qui voient を書いたため、ヴアンサンヌの牢獄に幽閉せられた。彼は思想家であり、著述家であり、批評家であつて、Le Fils naturel, le Père de famille, の如き戯曲もあり、恐らく第十八世紀的色彩の典型的なる人物であつたと思はれる。**參考書** Naigeon, (J. A.), Mémoires historiques et philosophiques sur la vie et les ouvrages de Diderot, Paris, 1821. (鳳早八十二)

デイフオー (Defoe, Daniel 1661—1731) イギリスの評論家又小說家。元來の姓は Foe であるが、作家としての名を印象的ならしめるために D. Foe, De Foe 又は、Defoe と綴つた。一六六一年ロンドンのクリプルゲイトに生る。メリヤス製造業、義勇近衞騎兵、煉瓦製造業等轉々として職を變じ、三十歳代の中葉より筆を執り、屢々大小評論を發表したが、就中國教派に對する痛烈な皮肉たる、The Shortest Way with the Dissenters は、彼の名を大いに高める所があつたが、罪に問はれて投獄せられた。後週二三回の The Review その他多方面に筆を染めたが決定的成功をかち得たものは「ロビンソン・クルーソー」(一七一九年)である。二年を經て The Journal of the Plague, Captain Singleton 其の他を公にしたが、ロビンソン・クルーソーの如く弘く讀まるるに至らず、晩年政治問題のために私生活不幸を極め、放浪の末一七三一年旅先に客死した。彼の作は氣品なく、空想に乏しく、ユーモアを缺いてゐるけれども、その多くの作は勞働の汗と臭に滿ち、しかも道德的である。蓋し無理想現實主義の十八世紀の社會相を最下等の層より觀察せるものといふべく、文學史的にはリチヤードソン、フイルデインゲを經てサッカリ、デイツキンズに至る道程に於ける一過渡的作家と見るべきである。(阪本勝)

テイレット (Tillett, Benjamin 1860—) 一八六〇年ブリストルに生る。一九一七—二四年イギリス勞働黨の代議士。現に勞働組合總評議會の評議員その他を兼ぬ。少年時代より自活を餘儀なくされ炭坑及び煉瓦製造所等に働く。十四歳の時海上生活に入り、後ドック勞働者及び港灣勞働者に直接接觸する機會をもちその雇傭制度の不當な

ることを經驗した。一八八七年以後勞働組合の組織を計り特にロンドンのドック勞働者の組織には多大の努力をなした。ドック勞働組合の成立後はその書記長に選ばれた。彼は所謂「進歩的」トレード・ユニオニストであつて屢々獨立勞働黨より代議士候補に推され、ロンドン市參事會員にも選ばれたことがある。**主著** Character and Environment. Collectivism, Socialism and Trade Unionism. A brief History of the Dockers' Union (益田榮彦)

デ・ヴアレラ (de Valera, Eamon 1882—)西班牙人を父とする愛蘭人。熱烈なる愛蘭獨立運動の指導者。投獄拘禁せらるる度數無數。殊に一九一六年ダブリンに於ける復活祭の暴動のために終身懲役に處せらる。一九一七年許され愛蘭大統領となる。一九一八年逮捕、翌年米國亡命。一九二一年ロイド・ジョージと愛英條約締結の交渉のため歸國、此時代が彼の獨立運動生涯の最も表面的に顯著なりし時代である。前年即一九二〇年、コルク市長マック・スウイネー(Mac Swiney)の逮捕、牢死のため異常の昂奮を惹き起し、同年總同盟罷業すら行はれた。殊に英國勞働黨の同情的態度は獨立運動に力を與へた。ロイド・ジョージは決して初めから協調政策をとつてはゐない。一九二〇年十二月に下院に於て、I. R. A (愛蘭軍隊)を彈壓す可しと下院で宣言してゐる。併し國民や二百十六の國士に有する可動的組織たる Black and Tans の支持のためにその目的を達するを得なかつた。そこでロイド・ジョージは平和的解決の道をはかり、新ホーム・ルールを下院にて採用せしめたが、シン・フエン(Sinn-Fein)は富裕なアルスタア地方を喪しては愛蘭の經濟的獨立は不可能となるので反對した。一九二一年五月の選擧の結果、北愛蘭(アルスタア)では Ulster-Unionist 三〇、Nationalist 四、Sinn-Fein 四、南愛蘭 Unionist 四、Sinn-Fein 一二四の結果となり、北方にはゲレイグ(James Craig)を主班とする內閣成立したに反し、南方ではグリフイス(Griffith)を議長とする獨自の議會(Dail Eireann)を組織してゐる。新自治法案にシン・フエンは依然反抗したので、英政府も愛蘭共和國大統領デ・ヴアレラと商議するの已むなきに至つたのである。此の總選擧後ロイド・ジョージはデ・ヴアレラに商議のために招待狀を發したのであるが、後者は共和國を承認せざれば應じ難しとの强硬な態度を持した。併し數次交涉の結果會見の運びとなり、屬領としての法律上の地位、即ち英國側は財政、裁判、警察の自主權、敎育、貿易、農業、鑛業の自決權を認めるが英國軍備の支持と、その貿易上の特權の承認を要求したに對し、デ・ヴアレラは屬領の地位の代りに歐洲小國家的の主權の容認と、アルスタアの特權否認を主張した。此の商議には勿論アルスタアの首相グレイグが參加し、アルスタアの權利を主張したのである。此の結果倫敦協定成立し、愛蘭自由國は英帝國に加盟―英王を認めるが、それ以外の點では自治權をもちアルスタアの特種的地位を占める事となる。南愛蘭でこれの承認非承認からシン・フエンは分裂し、デ・ヴアレラは少數派を率ゐて此の商議から手を引き、グリイフイスは多數派を背景にこれを容認したのである。デ・ヴアレラ派は英愛協定を認めず、完全な愛蘭獨立まで自由戰爭を繼續する態度をとり、グリイフイス、コリンス(Collins)派は流血的運動に終末を告げしむ可きであり、此の獲得した地步は戰爭の繼續を姿當としないと云ふ態度をとつた。デ・ヴアレラは愛蘭議會議長の地位を擲ち、反對黨の先端に立ち、愛蘭の黨爭はアルスタ對南愛蘭の外デ・ヴアレラ對グリイフイスの對立を加ふるに至つた。一九二二年の結果はグリイフイス派七〇、デ・ヴアレラ派三二、勞働黨一五(主として農民から成り、一九二一年ダブリンの會議でトーマス・マクスタア)では Ulster-Unionist 三〇、Nationalist 四、Sinn-Fein 一二四の結果となり、北方にはゲレイグ(James Craig)を主班とする內閣成立したに反し、南方ではグリフイス(Griffith)の闘士として活躍しつつある。愛蘭の叛亂を單に「ダブリンの暴動」とのみ見、デ・ヴアレラを經濟的要因を見ぜし一政治的獨立のみに狂奔すると見て、その運動と彼を過少に評價する見解には議論の餘地がある。一面シン・フエン並びにデ・ヴアレラは過去のものであり、これなくば愛蘭自由國さへ獲得し得なかつたであろうと謂へるし、また愛蘭に於ける勞働黨の興起と共に愛蘭民族解放の契機を爲す意味で將來のものであるとも謂ひ得る。**參考書** Handwörterbuch der Staatswissenschaften (Nobel). (佐々弘雄)

テーゼ (Thesis, Thesy) 社會主義的階級鬪爭はその終局の目的を達成すべき戰略を有たねばならない。戰略が決定せられれば從つてこの戰略に基づいて決定せられる戰術を有たねばならない。戰術は運動の方針、運動の方法、その形態、スローガンを決定する。運動の方針は戰術の主眼である。この運動の方針が即ちテーゼである。テーゼは多く原語のまま用ひられるが、屢ば「論綱」とも譯され「方針」とも意譯される。テーゼは運動の形態、運動の方法、スローガンを決定するものなれば、それは(一)實に資本の現段階とその移行とに對する正確なる認識と理論の上に立たなければならず、(二)黨の綱領及び戰略と一致することを要し、(三)革命の情勢に最も良く適合すべきものたらざるべからず。テーゼに錯誤あるときは凡て鬪爭の目的を喪切る。さればテーゼの作成に當つては、大綱主義を採ると細目主義を採るとを問はず、常にテーゼの中心を明らかに理解し得るようにせねばならない。殊にテーゼが凡ゆる個々の部分問題、部分問題の部分に亘るといふやうな場合然り。階級鬪爭は常に激成化の傾向をとる。運動は更らに此の激成化を增大せしむべきである。されば戰略も戰術も從つて發展し、又常に革命的狀勢に從つて更正せられねばならない。テーゼ又然り。テーゼの浮動は運動の浮動を來たす。けれどもその適應性の喪失は最も忌まるべきである。

（東井金平）

テーラー・システム (Taylor System) 科學的經營法の一種であり、ある場合には科學的經營法そのものを意味す。テーラー(Frederick Winslow Taylor)は一八五六年フイラデルフイアに生れ、廿二歳の時にミツドヴェール鋼鐵會社に勞働者として勤務し、漸次昇進して技師長に迄なつたが、その間に彼は一定の仕事に對する職工の能率を科學的方法によつて發見しようと試みた。その後ベスレヘム鋼鐵會社に於て更に大規模に科學的經營の原則を研究しこれを希望する友人の工場に實施することに努めた。彼が「科學的經營法原理」の中に述べてゐる原則は、作業を研究して科學的に組織すること、職工の選擇によらず經營の側に於て研究せられたる方法を適用して職工をこれに訓練すること、誠意を以つて職工の協力を求むること、責任と作業とを職工と經營とが公平に負擔し兩者を巧みに結合することにあり、その實際は、先づ經營側に於ける仕事の順序と方法を研究し、これを職工に命じ一定の結果を以つて一定の時間内に完成した場合に規定の勞賃以外に相當率の增給を與へ、かくて練習の結果この速度を增進することを要求する。故にテーラー・システムに於ては勞賃の支拂は必ず出來高賃率制度 (Piece-Rate System) と關聯する。即ち、時間拂の勞賃の場合にあつては職工の作業力は極めて低級であつてこれはやがて企業者の利潤の減少を齎すべき生産費の增加となる。故に一定の標準を科學的に設定して仕事と報酬の關係を規定し、與へられたる作業を一定時間内に完成せる場合、更に短時間内に完成せる場合には特別なる報酬を與へることを約して作業の能力を集中せしめるのである。人力のエフイシエンシーを增加することがテーラーの企圖した第一の目的であり、それによつて「最大の繁榮」を雇主及び被傭者に與へることが出來ると信ずるのである。これが企業者に與へる利益は一切の浪費を排除し、生産費の低下を齎すことによつて利潤の增加を齎すことにあるが、職工にとつては、ある程度勞賃の增加は齎されるが、職工にとつては、ある程度勞賃の增加は齎されるが、職工にとつては、ある程度勞賃の增加は齎され